

レジャーと現代社会：意識・行動・産業

細田, 亜津子 / 服部, 勝人 / 川俣, 修壽 / 加太, 宏邦 / 村串, 仁三郎 / 安江, 孝司 / 廣田, 明 / 江川, 雅祥 / 小林, 良暢 / 秋葉, 明 / 屋嘉, 宗彦 / 松波, 淳也 / 橋爪, 克浩

(出版者 / Publisher)

法政大学出版局

(巻 / Volume)

14

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

393

(発行年 / Year)

1999-03-31

《比較経済研究所研究シリーズ 14》

レジャーと現代社会

意識・行動・産業

法政大学比較経済研究所
村串仁三郎・安江孝司編

法政大学出版局

まえがき

レジャーとは、労働や日常の必要性から開放されて自由な時間に、自由に遊ぶ人間の行為のことである。現代社会では、そうしたレジャーをかつて予想しえなかった大きさに拡大した。フーラスティエの『四万時間』をあげるまでもなく、現代の勤労者大衆にとっては、生涯で働いている時間より、自由に遊んでいる時間の方が明らかに多くなってきている。

現代社会のそうしたレジャーは、あたかも現代のリバイアサン（海獣）のごとき様相を呈して、われわれに迫っている。レジャーを供給する産業の巨大さ、レジャーに対する大衆のあくなき欲望の大きさ、レジャーにこめた人間解放の切なる期待、またレジャーのもっている自己疎外や否定的な側面、現代レジャーにはあまりにも多くの問題が潜んでいる。

私たち本書の執筆者は、勇猛果敢にも、そうした現代のリバイアサンに学問的に切り込んだのであるが、おそらく現代レジャーのごく一部の問題点を摘出することにしか成功していないかもしれない。しかしわが国においては、今日ほどレジャーの研究が必要な時はないにもかかわらず、レジャー研究の現状は、長い間、働くことにしか意義を見いだせなかった社会状況や、長い不況期のためもあって、貧しく手薄である。こうした現状からすれば、本書の研究は、相当の意義があると確信する。

本書の成立事情についてふれておこう。

本書は、法政大学比較経済研究所の研究活動の一つとして刊行される。比較経済研究所は、経済学部のスタッフを中心に毎年2名の専任スタッフを任命して、各人が2年間特定のテーマの研究プロジェクトを組織し、研究成果を発表することになっている。

2年前に私は、この専任スタッフに任命され、教育活動の一部を免除されて研究プロジェクトを組織することになった。私は、テーマの選定に苦慮したが、最終的に私が5年前から研究をはじめたレジャーの問題を取り上げることにした。

しかしレジャー論とはいっても実に幅の広いテーマなので、いかなる具体的なテーマでどのような研究を組織していくか、ずいぶん悩んだが、とにかく研究仲間を集めることからスタートした。幸いにも法政大学の同僚に相談して、環境経済学専攻の経済学部の松波淳也、フランス社会思想史の専攻でフランスのバカンス法の論文もある社会学部の廣田明、アーリ『観光のまなざし』の翻訳もあり、観光論などを研究している社会学部の加太宏邦、労働社会学専攻の第1教養部の安江孝司、理論経済学の専攻だが沖縄の観光開発も研究している第1教養部の屋嘉宗彦の各氏と研究会を組織することができた。

その後、私の後輩であり友人でもある連合総研（現在電機労連）の研究スタッフで、労働問題のエキスパート小林良暢、ジャーナリストで環境保護など社会問題に造詣の深い友人の川俣修壽、環境や地域開発問題に詳しい後輩の利根川治夫、私の大学院のゼミ生でイギリス国立公園の研究に取り組んでいる江川雅祥、経営学部の岡田裕之・廣岡治哉の両教授から紹介された、観光やレジャーに関心をもっている服部勝人、秋葉明、経済学部の柳原透教授から紹介された細田亜津子などの諸氏が研究会に参加してくれた。

こうして12名近くの研究仲間が毎月集まって研究会をおこなってきたが、最終的には各人の研究成果をもちよって本書ができあがった。もとより執筆者各自のレジャー観は必ずしも一致しているわけではない。むしろ、そうしたことは一般的に当然なことである。しかしわれわれの観点は、どちらかといえばレジャー主体の側に重点をおいているところに特徴がある。幸い各人の研究は、レジャー論の四つの分野に分けてまとまり、それなりに一書の体裁をもつことができた。結果的には川俣を除いてすべて法政大学にかかわる仲間によって本書が成ったが、それは法政大学比較経済研究所の仕事にふさわしいことである。

本書の構成は、四つの部からなっている。

第1部は、レジャーの理論的・歴史的な考察である。この部では、当初は、村串の論考を中心とした現代のレジャーに関する徹底した理論的検討を予定していたが、研究が完成しなかったため、安江によるレジャー概念の歴史的な変遷を中心とした二つの理論的な考察をすえた。なお筆者の研究の一部は、

「現代レジャーの概念について」、「現代レジャー論の研究対象」（『経済志林』第65巻第4号、第66巻第1号）として発表してあるので、参照していただければ幸いである。

第II部は、先進国のレジャーと日本のレジャーの比較検討を試みた。第1章は、廣田のフランスにおけるヴァカンス法についての論考であり、現代レジャーの基本的条件である勤労者の休暇、特に連続休暇の問題を扱った。第2章は、江川が修士論文以来研究しているイギリスのナショナル・パーク（国立公園）について論じたもので、戦後イギリスのレジャー政策の一端を分析している。いずれも日本のレジャーを考える時に教えられることが大きい。第3章は、小林も参加しておこなわれた日本をふくむ先進5カ国の余暇時間とレジャーについてのアンケート調査の結果を、国際比較しながら論じたもので、先進国と日本のレジャーの特徴、あるいは日本のレジャーの歪み、欠陥といったものを鋭く分析している。

第III部は、レジャーの中の中心的なカテゴリーである観光の現代的な展開を論じた。第1章は、交通論の立場から秋葉が、現代の観光が国内的にも国際的にも航空の発展に起因している事情を解明している。第2章は、屋嘉による沖縄観光と地域開発のあり方の問題の解明を中心に、松波と橋爪による沖縄観光と環境の問題の論考を補論にすえた。第3章は、細田が長い間かかわってきたインドネシアの一地方トラジャにおける観光開発を論じ、伝統的社会と観光開発の問題性を追求した。いずれも現代の観光問題の核心にふれており、多くの問題を提起している。利根川は、最近いわれはじめたグリーンツーリズムの具体的事例として福島県の鯨川村について研究していたが、この論文は、事情により残念ながら掲載を見合わせなければならなかった。

第IV部は、数は少ないが日本人のレジャーのあり方を具体的に分析したものである。第1章は、加太の日本人の観光行動を分析した論考であり、日本の観光のあり方に問題を提起している。第2章は、村串が日本人のゴルフの遊び方を分析して、日本型レジャーの歪みを解明している。第3章は、同じく日本人のレジャーのあり方について、川俣が日光国立公園・尾瀬の過剰利用の問題を調査をふまえて論じ、レジャー現場の問題点を析出している。第4章は、服部による東京ディズニーランドのホスピタリティ問題の分析を通

じて、日本のテーマパークにおける遊び方を考察している。

執筆者一同は、本書が、現代レジャーの専門の研究者だけでなく、レジャーのさまざまな分野で働いている方々、例えばレジャー論や観光学を学んでいる学生諸君や、自治体でレジャーや観光の仕事に従事している職員の方々、ツーリズムに働いているエイジェント、あるいは自然保護に関心のあるエコロジストなどの方々にも、広く読んでもらえることを願って準備した。本書が、現代のレジャー研究の一助になれば、望外の喜びである。本書の研究グループは、今後も研究をつづけ、レジャー研究に新たな問題を提起しつづけていきたいと願っている。私たちは、今後この研究会に、多くの賛同者が参加してくれることを期待したい。

1999年3月3日

現代レジャー研究会代表 村串仁三郎

目 次

まえがき

第 I 部

レジャー思想史概観

第 1 章 レジャー理念の原郷…………… 安江孝司 3

はじめに 3

I スコレー：レジャー概念の原義 5

II レジャー理念のルーツ 8

1 倫理の饗宴 9

2 ギリシアの宗教，哲学，倫理 10

III スコレー（レジャー）理念の文化社会的基盤 14

1 文化 15

2 アレテー（卓越性と徳） 16

3 ポリス（都市国家）社会と市民 17

4 自由意志と選択 18

IV ギリシア哲学におけるレジャー概念 18

1 ソフィスト 19

2 ソクラテスとプラトン 20

3 アリストテレス 22

第 2 章 レジャー観の変遷と現代レジャー…………… 安江孝司 39

I レジャー観の史的変遷 39

1 原始から古代へ 39

2 中世から近・現代へ 42

II 現代レジャー論序説 47

1 レジャーの史的形態 47

2 レジャーの意味 49

3 現代レジャーの近未来像 52

第II部

先進国のレジャー

第1章 フランスにおけるヴァカンス法制の発展 …… 廣田 明 73

- はじめに 73
- I ヴァカンス法制の成立 (1936~39) 73
 - 1 「一般制度」(安定就労業種) 74
 - 2 平衡基金の制度 (不安定就労業種) 75
 - 3 特別制度 (農業, 家内就業) 76
 - (1) 農業の制度/(2) 家内就業の制度
- II 戦後におけるヴァカンス法制の発展 (1956~82) 77
 - 1 1956年3月27日のヴァカンス法の成立過程 77
 - 2 1969年5月16日のヴァカンス法の成立過程 78
 - 3 1982年1月16日のヴァカンス法の成立過程 78
- III 労働基準法第39条の問題点 80
 - 1 全体的な問題 80
 - 2 個別の問題点 81
- むすび 82

第2章 イギリスの戦後のレジャー政策 …… 江川雅祥 86

— ナショナル・パーク法を中心に —

- はじめに 86
- I ナショナル・パーク法の制定過程 87
 - 1 オープンスペース確保に関する法律 88
 - (1) 1866年 首都圏コモン法/(2) 1876年 コモン法/
 - (3) 1925年 財産法第193条
 - 2 通行権に関する法律 90
 - (1) 1875年 公衆衛生法第164条/(2) 1925年 財産法第193条/
 - (3) 1932年 通行権法
 - 3 カントリーサイドの保全をめぐるボランティア団体の動向 92
 - 4 ナショナル・パーク法制定に向けての政府の動向 94
- II ナショナル・パーク法の基本構造 95

1	ナショナル・パーク法の構成	95
2	ナショナル・パーク委員会	96
3	ナショナル・パークの設定	96
4	自然保護	99
5	国民の通行権	100
6	オープン・カントリーへのアクセス	103
7	追加条項	105
	(1) 特別自然景観地域/(2) ナショナル・パーク委員会 および地方当局の一般的権限と義務	
	おわりに—日本の国立公園制度の展望を図りながら	107

第3章 5カ国サラリーマン

	「余暇とレジャー」の国際比較……………	小林良暢	114
I	レジャーに不満な日本人		114
II	「余暇なし、レジャーなし」のウィークデー		116
III	土日は「家庭サービス」で忙しい		121
IV	「ゴロ寝にテレビ」はサラリーマン・レジャーの世界標準		125
V	夏休みは帰省、でも費用はドイツ並み		129
VI	レジャーと生活のやすらぎ		132
VII	二つの提案		135
	提案①「サラリーマンは朝7時に出勤せよ」		136
	提案②「学校は子どもに有給休暇を与えよ」		137

第III部

観光の新展開

第1章	航空の発展と現代観光……………	秋葉明	141
	はじめに		141
I	航空機の発達と航空産業		142
	1 飛行機の誕生と航空輸送産業		142
	2 第二次大戦後の航空技術の進歩		143

3	航空機の大型化と費用の低下	144
II	戦後の国際航空輸送体制	145
1	シカゴ会議とアメリカのねらい	145
2	経済的規制の枠組	145
3	規制の影響と国際航空制度をめぐる変化	146
III	チャーター航空の出現と観光利用の拡大	147
1	チャーター航空の特性	147
2	アメリカのチャーター航空	148
3	ヨーロッパのチャーター航空	148
IV	アメリカとヨーロッパの航空政策の変化	151
1	アメリカの航空政策の変化	151
2	イギリスの航空政策の変化	152
3	EU (旧 EC) の航空政策の変化	153
V	航空会社の変容	154
1	アメリカにおける航空企業の新戦略	154
2	ヨーロッパにおける航空の問題	155
VI	航空市場の変化	157
1	航空旅客市場の構造	157
2	輸送市場の変化と航空経営	157
VII	航空政策と観光政策	159
1	航空の育成と観光	159
2	航空の規制緩和と観光の振興	160
VIII	日本の国際観光と航空	161
1	日本における海外旅行市場の推移と航空	161
2	海外旅行市場の需要構造	164
3	空港の整備	165

第2章 沖縄の観光開発..... 屋嘉宗彦 167

I	1972年の本土復帰から1980年代まで	168
1	全体的推移	168
2	年間入域観光客の推移（復帰から90年代前半まで）	168
3	沖縄経済に占める観光・リゾート産業の比重	170

II	80年代終わりから90年代初めまで	171
	—「沖縄トロピカル・リゾート構想」による開発の誘導	
1	80年代後半のリゾート・ブームとその背景	171
2	リゾート法, 民活法, 第四次全国総合開発計画	172
3	「沖縄トロピカル・リゾート構想」	173
	(1) 整備の基本目標と限界／(2) 新規に整備されるリゾート施設／	
	(3) 開発主体と事業費／(4) 開発手法(民活)／(5) 価格とサービス	
	についての目標	
4	「沖縄トロピカル・リゾート構想」の検討視角	176
	(1) 主体／(2) 低廉・良質のリゾート供給	
5	リゾート法の問題点	177
III	観光・リゾート開発と地域活性化	180
1	観光・リゾート業と雇用—西ヨーロッパの経験の示すもの	180
2	日本における大規模リゾート開発と地域経済	181
3	小規模地元企業の役割の重要性	183
IV	リゾート・ブームの終息とリゾート法による開発の問題点	185
1	「バブル経済」の崩壊とリゾート・ブームの終息	185
2	沖縄におけるリゾート開発の方向とその問題点	187
	(1) 地方における大規模工業開発の失敗／(2) 大規模リゾート開発	
V	90年代後半の観光需要の動向と宿泊施設整備	190
1	観光需要の動向	190
2	宿泊施設整備の動向	191
3	宿泊施設稼働率と売り上げ	193
4	観光収入の伸びと観光客1人あたり消費額の低下	194
VI	低価格志向をどうみるか(沖縄観光需要の動向分析)	194
1	滞在期間の長期化	194
2	家族旅行の増大	195
3	リピーターの増大	196
4	対応すべき方向	196
VII	経済振興策としての観光・リゾート産業の位置づけ	197
1	沖縄県「国際都市形成に向けた新たな産業振興策」	197
	(1) 「国際都市形成構想」の「I 基本方向」／	
	(2) 「II 具体的施策」／(3) 「III 期待される効果等」	
2	NIRA「中間報告」における観光産業の位置づけ	200

VIII	中長期的な観光産業の展開の姿について (恩納村の事例)	202
補論	観光開発と環境保全…………… 松波淳也・橋爪克浩	207
	— 沖縄のリゾート開発を念頭に —	
	はじめに	207
I	沖縄における観光産業とリゾート開発	208
	1 沖縄経済における観光産業振興の意義	208
	2 沖縄のリゾート開発政策の動向・現状	208
	3 沖縄のリゾート開発進展にともなうメリットとデメリット	209
	(1) 概観/(2) 代表的なリゾート地域の現状と環境負荷	
II	観光開発の経済配分モデル	211
	— リゾート開発・観光産業のありかた	
	1 諸仮定	211
	2 基本模型	212
	3 観光供給フロンティアの導出	212
	おわりに — 観光需要者の環境マナーとこれからのリゾート開発	217
第3章	インドネシア観光開発と伝統社会…………… 細田亜津子	220
	— 山岳民族トラジャの事例研究 —	
	はじめに	220
I	観光開発地域トラジャの概略と観光形態・動向	221
	1 トラジャの概略	221
	2 観光客の動向	224
	3 トラジャの観光	226
	(1) 葬儀の見物と参加/(2) 集落の景観とアジア情緒の満喫/ (3) 雄大な自然を背景にする長期滞在型レジャー/(4) エコツーリズム	
II	国家観光開発とトラジャ	230
III	観光開発下のトラジャの変化	233
	1 経済状況の改善	233
	(1) インフラ整備の改善/(2) 病院, 教育施設の設置/(3) 雇用機会の増加と安定収入の確保/(4) 地元企業家の出現/(5) 観光関連の小規模産業の形成/(6) 拝観料/(7) 税金/(8) 葬儀にともなう徴収	
	2 トンコナン新築と葬儀の規模の拡大	237

(1) トンコナン新築の増加／(2) 葬儀の規模の拡大

IV トラジャの伝統社会 239
むすび 242

第IV部

日本型レジャーの断面

第1章 日本の観光プラティクと余暇問題…………… 加太宏邦 251

はじめに 251
I イノセンス観光 253
II モノ化する観光 256
1 フォーディズム 257
2 買い物 259
3 旅館と食事 261
4 ハコモノ観光開発 263
III 景観と観光文化 266
IV 集団と観光 273
むすび 277

第2章 日本人のゴルフの遊び方…………… 村串仁三郎 280

はじめに 280
I 日本におけるゴルフの大衆化とゴルフ環境 281
1 日本におけるゴルフの大衆化 281
2 日本のゴルフ環境 286
(1) 自然的・地理的環境／(2) 経済的・政治的環境
II 日本人ゴルファーの遊び方 294
1 ハイコストのもとでのゴルフ 294
2 横並び主義のゴルフ 301
3 形から入るゴルフ 306
4 行楽型ゴルフ 309
5 交際費・接待ゴルフ 312

第3章 レジャー現場の過剰利用問題…………… 川俣修壽 326

— 日光国立公園、尾瀬の事例 —

- はじめに 326
- I 国立公園の過剰利用 327
 - 1 過剰利用 327
 - 2 水質 330
 - 3 外国の入山規制例 331
- II 尾瀬の自然保護の歴史 332
 - 1 入山有料化の提案 332
 - 2 入山有料化の提案以後 336
- III 近年の入山者数の実態 338
- IV 入山規制・利用料金アンケート 339
 - 1 調査方法 339
 - 2 調査対象者のプロフィール 339
 - 3 入山料金 342
 - 4 利用料金 346
- V 入山規制の可能性と利用料金 347
 - 1 これまで提案された方法 347
 - 2 入山者を数で制限する 348
 - 3 入山規制に対する意識 349
 - 4 入山者は混雑を問題としていない 349
 - 5 受益者負担としての利用料金 352
- VI 望ましい方向 353

第4章 東京ディズニーランドのホスピタリティ …… 服部勝人 360

- I わが国におけるテーマパークの現況 360
- II 日本人のレジャー意識と行動 361
 - 1 レジャーをとりまく環境 361
 - 2 レジャーにおける選択肢 363
- III ウォルト・ディズニーの世界 366

IV	ホスピタリティの定義と構成要素	368
V	TDLにおけるホスピタリティ・マネジメント	374
1	TDLにおけるホスピタリティの構成要素	375
2	TDLにおけるホスピタリティ財	375
VI	テーマパークにおけるホスピタリティ組織づくり	384
VII	テーマパークの今後	387
VIII	ホスピタリティの普遍性	389

第 I 部

レジヤ思想史概観



第1章 レジャー理念の原郷

はじめに

レジャーは多くの時間を要し、費用もかかる。が、われわれ多数のものに、自己充足をもたらす一大源泉がレジャーというものであろう。しかし他方では、およそレジャーといったことに縁のない人たちもいるだろう。たとえば失職中で、おまけに病を得て床に臥すものとか、そうでなくても、日がな一日ただただテレビを観て過ごすだけといった人たちのように。

もっとも、「テレビ (TV 視聴) もレジャーのひとつだ」ともいえないこともない。なぜなら、場合によっては、あるいは放映番組によっては、TV 視聴は勉強 (教養をつけるとか精神の涵養とか) のときでもあり、娯楽のときともなるし、「テレビジョン・カルチャー」(J.フィスク⁽¹⁾) とは、そもそも勝義で、そういう媒体でもあるのだから。

そういうことだが、ともかく、われわれ一般大衆が手にするレジャーの量が増大してきていることは、いまや未曾有の歴史的事実である。そして、いうまでもなく、それは、人びとにおける労働時間の短縮、また、引退ないしは退職年齢の相対的低年齢化 (というより寿命の延び、高齢化による引退ないしは退職後の人生の長期化)、合理化や技術革新あるいはオートメーションやコンピュータ化にともなう失業率の高率上昇化、その他の社会的諸要因に起因する。こうして、現代史上、これまでのところは、一部の特殊な社会層を除き、人口の大多数を占めてきた一般大衆のライフスタイルが労働もしくは仕事中心に大きくシフトしていた生活型だったとしても、わが国においてもおよそ四半世紀頃前 (1970 年代以降) より、欧米先進国の流れからくる現代社会のトレンドとして、いまではそれが「レジャー型」に大きく変貌を

とげているといわなければならない。ここにいう「現代史」とは、社会科学が説く「理念としての近代市民社会の危機」の時代への突入り期、すなわち、イギリス産業革命に始まる工業化（産業化）とフランス市民革命に端を発する民主化（市民化）の流れ——E. J. ホブズボームに倣っていえば「二重革命（The Dual Revolution）」——が、まずは西ヨーロッパ全土を覆い、そこから全欧州、アメリカ、さらに東洋へと波及していく史的画期、すなわち、1830～60年代以降、今日におよぶ「産業化と民主化」の波を被る人間と社会の全歴史過程を指す。そうして、1830～60年代以降、産業主義（工業主義）と民主主義（市民主義）に立脚した二重革命の展開が20世紀に入って全世界化する一方、その過程で、世界の民は二度の世界大戦を経験するも、第二次世界大戦後（1945年以降）、その戦中に開発された新技術を基礎に、戦後疲弊を乗り越え、さらに技術革新を急速にすすめながら、戦後の「新産業主義は豊かな社会を築き上げることに成功する」（J. ケネス・ガルブレイスの『ゆたかな社会』（鈴木哲太郎訳、岩波書店、同時代ライブラリー版、1990年／原著1958年）および『新しい産業国家』（河出書房、都留重人訳、1978年／原著1967年）を参照）。かくて、その過程のうちに、いわゆる「先進国」を機軸として、1970年代になると、コンピュータ（computer）・コミュニケーション（communication）・コントロール（control）の「3C革命」（デニス・ガボール）が起り、「緑色革命」（チャールズ・A. ライク）が唱えられ、あらゆる社会的伝統規制に反逆する諸行動（大学での学生反乱から巷での青年・若者層のヒッピー、イッピー化に至る）が噴出しだす一方、「コンピュータ化」、「情報化」、「脱工業化」（ダニエル・ベル／アラン・トゥレーヌ）などと称される新しい社会的動向が見られるようになる。そして、まさにその時期を画期として、現代大衆のライフスタイルが転換しだすのである。今日の人びとにみられる「レジャー型ライフスタイル」への離陸は、こうしてはじまったものとみなしておきたい。

かくして、これまでとは大いに異なる人びとにおけるライフスタイルを前提とするも、人びとが仕事を離れ、労働から解放されたいいわゆる「余暇（時間）」をどのように過ごすべきかは、人びとの一人ひとりの問題であって、そのこと自体に社会学者がとやかくいうべき筋合いではないとみる向きも

あるかもしれない。けれども、われわれとしては、この新しい「余暇型ライフスタイル」のんびりにおける健康と幸福に、あるいは知的文化や生活様式に及ぼす影響について、われわれなりの知見を挟み、論議に介入することも、ともあれ許されてもよかろうと考えたい。

要は、レジャー（余暇）というものをどう理解するかということ、すなわち、人はなぜレジャーを必要とし、どんなことをレジャーだとみなし、そのレジャーからどんな満足を得ているのか、あるいは得ようとしているのか、はたまた得ようとして得られないでいるのかも、ということにある。なぜなら、明らかに現今、社会構造（その基盤ならびに諸条件）の変化のうちに——その歴史的誘因あるいは動因問題は、歴史科学や社会科学の大問題にして根本問題のひとつであるが、それは別論に譲るとして——レジャーの諸形態が変様し、したがってまた、人びとのレジャー観も変容しているとみられる向きがある一方、その現状には首肯しがたい面も多々あるようにも思われるからである。それゆえ、われわれの議論は、今日に至るレジャー意識の歴史的・思想史的整理をおこない、そこから得られた知見にも拠って立つものでなければならぬところではないか。以下、われわれの見解の一端を披瀝しておきたいと思う。

I スコレー：レジャー概念の原義

Δοει η ευδαιμονια εν τη σχολη ειναι ασχολουμεθα γαρ ινα σχολαζωμεν, και πολεμουμεν ιν ειρηνην αγωμεν.

——これは、アリストテレス『ニコマコス倫理学』における有名かつポレミカルなレジャー定義にかかわる一文（第10巻第7章1177b4）であるが、その日本語訳としては、管見のところ、以下のごとき3種の邦文が認められる。

- (1) 幸福は閑暇（スコレー）に存すると考えられる。けだしわれわれは、閑暇を持たんがためにアスコレイン（忙殺）されるのであり、平和ならんがために戦争を行なうのである（高田三郎⁽³⁾訳）

——なお、訳者は、「忙殺（アスコレイン）される」の訳文に注を振り、「文字通りには『無閑暇たらしめる』の意。名詞はくアスコ

リア〉(無閑暇)つまり business であり、……スコレーの奪われていることを示す⁽⁴⁾」と記す。

(2) 幸福は〈ゆとり〉のうちにあると考えられる。実際われわれはゆとりを得るためにあくせくするのであり、戦争をするのも平和に暮らすためなのである(小澤克彦⁽⁵⁾訳)。

(3) 幸福は余裕のうちにあると考えられる。というのは、われわれが余裕なく働くのは余裕をもって生きるためであり、戦争〔を〕するのは、平和に生きるためだからである(加藤信朗⁽⁶⁾訳)

—なお、この訳文に、訳者は、次のように注記する。「〔スコレーは〕〈余裕(σχολη)〉。〈余暇〉と訳してもよい。ただし、無為に過ごす閑暇、時間の使い方に困る閑暇ではない。むしろ、それは最高度の〈専心(σπουδή 夢中, 没頭, むきになること)〉と相伴いうる(cf. 1177b 19)。最高度の〈余裕〉のうちには最高度の〈活動, 働き(ενεργεια)〉, したがって、充実があるのである。したがって、〔本文の〕次につづく説明から分かるように、余裕があるかないかの違いは、なされる仕事とそのもの自体のためになされるか、他の目的のためになされるかの違いであって、いわゆる、『時間の余裕』があるか否かとは関係ない(cf. 1177b 4-24)。それゆえ、それは〈無為〉に対立すると共に、〈遊び〉にも対立する。なぜなら、〈遊び〉は〈仕事のため〉であると言われているからである(第6章 1176b 32-1177a 1参照⁽⁷⁾)」と。

また、ある英語訳版の上記箇所は、“It is thought that happiness consists in leisure. That is, we accept unleisure that we may have leisure, as we make war that we may enjoy peace⁽⁸⁾”である。

こうしてみると、^{スコレー}σχολη とは、要するに、leisure (閑暇, ゆとり, 余裕)の義にして、他方、^{アスコリア}ασχοληε (^{アスコレイン}σχολαζειν は形容(動)詞)は、unleisure (忙殺, あくせくする〔こと〕)の謂いであるが、また付記しておく、別の文脈では、高田訳書に、「非閑暇」または「無閑暇」あるいは「多忙」その他の類語があてがわれており、アリストテレス『政治学』(山本光雄⁽⁹⁾訳)では、名詞表現で「事業」、形容詞表現で「忙しい」という語もみえる。つまり、

アスコレインを、山本訳では、もっとも勝義に解釈して、business (事業), to be busy: to be busily engaged (忙しい〔こと〕)とみなしているわけである。ただし、言語的には、古代ギリシア語では、勝義でのスコレーの反対語、つまり日本語での「多忙」とか「事業」とかにあたる語はなかったとのこと。すなわち「ギリシア語では、この言葉を指すのに $\alpha\text{-}\sigma\chi\omicron\lambda\eta\epsilon$ (ラテン語の neg-otiumにあたる) という否定的な形を持つにすぎない⁽¹⁰⁾」。あるいはもっと分かりやすく言えば、「ギリシア語では、週日〔労働日〕のれっきとした〈仕事〉を指す言葉がなく、ただ〈暇なし〉——スコレー〈暇〉と、否定を意味する〈ア〉を結び付けた〈アスコリア〉——という否定形があるだけだという事実である。ラテン語でも、この点は同じで、業務、仕事を意味するネゴティウム (英語のネゴシエイションはここからきている) は、オティウム (暇) の否定形なのである⁽¹¹⁾」といわれる。したがって、上掲アリストテレス『ニコマコス倫理学』(第10巻第7章1177b4)の前半部の原語表現は、カトリック神学哲学者稲垣良典によると、「われわれは閑暇を得るために暇なしである」あるいは「われわれは暇をもつために暇なしである⁽¹²⁾」という日本語訳でなければならないと言われる。また、「暇なしである⁽¹³⁾」とは、ドイツのカトリック神学哲学者ヨゼフ・ピーパーによれば、「ギリシャ語では、週日〔労働日〕の仕事そのものを指すのであって、ただ単なる気ぜわしさを意味するのではない⁽¹⁴⁾」⁽¹⁵⁾という。

また、上記アリストテレスの言説にかかわり、いまひとつ注記しておくべきことは、日本語訳での「幸福」(英語訳の happiness) ということばの意味についてである。アリストテレスにおける原語は、*ευδαιμονια* (eudaimonia エウダイモニア) である。が、A. H. アームストロング (A. H. Armstrong) の名著 *An Introduction to Ancient Philosophy: from the beginning of Greek philosophy to St. Augustine* (Methuen & Co. Ltd., London, 1965) によると、「アリストテレスに従えば、すべての人間は『エウダイモニア (eudaimonia)』を目指している〔のであるが〕、この言葉はおそらく『順調』(wellbeing) と訳されるのが最もよいだろう⁽¹⁶⁾」という。そして、アームストロングは、その理由として、「この言葉は一般的に心持ちの状態を示す『幸福 (happiness)』ということばの現代的用法よりも広い意味のもので

あり、『エウダイモニア』はすべてが完全に申し分のない状態を意味しているのであって、『エウダイモン (eudaimōn)』とは単に幸福な心持ちであるというだけでなく、すべてが実際に彼にとってうまくいっているということである〔のだから〕⁽¹⁷⁾』と言う。とはいえ、上掲アームストロング著の邦訳書では、アームストロングの言説に注記して、「しかし本訳書では、今後著者が wellbeing と訳するエウダイモニアを『順調』の意味を込めて『幸福』と訳すことにする。日本語では既に『幸福』という訳語が定着してしまっているからである」⁽¹⁸⁾』としているので、われわれもまた、その言に従っておきたいと思う。

したがって、われわれとしても、上掲アリストテレスの言説は、

〔人の〕幸せというのは、レジャーのうちにあるものと考えたい。というのも、われわれが忙しさ（事業）をうけいれるのはレジャーをもとうとするからである。それはちょうど、戦争行為が平和享受のためであるのと同じことなのだ

という含意において理解しておきたい、と思う。そうして、仮にもそうであるとして、それでは、そもそも、「スコレー（レジャー）とはなにか」。そのことが、あらためて、ひとつの根本的な問いとなってくる。以下、本章の目的は、さしあたりおおまかにその思想史的概観につとめておくことである。⁽¹⁹⁾

II レジャー理念のルーツ

アリストテレスは、哲学はエジプトに始まると信じていたが、学者たちの多くは、ミレトス（古代に隆盛を極めたエーゲ海沿岸のイオニアの古都、紀元前494年にペルシアに滅ぼされた）出身の一ギリシア人で、紀元前6世紀をつうじてミレトスに足跡を残す哲学者群像のなかの最初の人物、あるいはいわゆる「古代ギリシア七賢人」⁽²⁰⁾と讃えられるなかのプリムス・インテル・パーレス（賢人中の賢人）、すなわちタレスをもって哲学は始まったと主張してきた⁽²¹⁾。そのタレス以前はどうかと言えば、考えられたものごとがなんであれ、哲学は宗教ないし神話的言説と統治（政治）のかたちをとって現われていた。⁽²²⁾われわれは、人類文明の祖ともいべきメソポタミアにまで遡ってみよう。

1 倫理の饗宴

ハンムラビ法典⁽²³⁾は、世俗的なものだが、宗教的法衣をまとっていた。ハンムラビの権力が現われ、それからキリスト生誕に至る 2000 年余りの世、聖なる権威と法典に謳われた社会的正義との結合が、紀元前 1000 年余り前のサウル、ダヴィデ、ソロモンといった偉大なユダヤの諸王の治世においてと同じように、他の宗教的政治的諸制度においても、繰り返しまられた。最初期の預言者たちは、穩健⁽²⁴⁾、親切、相互扶助、そしてとりわけ質素、といった美德を説いたものであった。

どこにおいても、宗教システムの発展がみられ、それが進化していった。ペルシアでは、ゾロアスターが理性と自由意志について説き、聖なる目的遂行に働く思想、言葉、行為の意義を説いた⁽²⁵⁾。

同じころ、そのはるか東方の地、インドにおいては仏教が興り、中国では老子（紀元前 6 世紀後半、道家思想の開祖）と孔子（紀元前 551 年？～前 479 年、中国春秋時代の思想家、儒教の開祖）が活躍した。

東洋と西洋とでは、宗教も哲学も非常に異なるけれども、老子や孔子が警句でもって説いた人の生き方は、ユダヤ教やキリスト教の教えと驚くほど似ていると言われてきたことも周知のとおりである。また、古代インドにおいて生まれた仏教の正道、すなわち自制を強調し、虚栄や慢心を抑え、正直、親切、安心立命を説いたその戒律は、現代社会においても価値ある徳目として、あらゆる信仰人がみずからに課し、他者にも向かう実践倫理だといってもよいものであろう⁽²⁷⁾。

したがって、紀元前 6 世紀を挟むその前後ごく短いあいだに、世界の主要な宗教教義が、東地中海、ペルシア、インド、中国の地において、ほとんど同時期に生まれ、発展したものであったことが分かる。それらは、それぞれ教説は異なるけれども、一致して貧困と墮落や失意の底に沈む状況から人びとを救い出し、神への恭順、敬虔、そして善行をとおして、希望と威厳を指し示す道を探求したものであった。そこには共通して、天国へと導かれる生き方についての大きな同意が横たわっていることが認められる。善い生活とは、長い目で見て最高に幸せであり、優越したものであるが、しかしそれは、諸個人が利他的な、つまりはそのときどきの快樂や利益に与かるようなこと

とは、まったく関係ないとするものであった。

2 ギリシアの宗教、哲学、倫理

上述のような思いは、紀元前5世紀および4世紀のギリシアにおける哲学者たちにおいてもそうであっただろうと解される。首尾一貫した宗教体系を欠くものの、ギリシアの哲学者たちが確立した倫理体系の本質は、すぐれて宗教的思考に呼応する。その特殊な祝祭儀礼や神秘思想のなかには、罪、罰、浄化、審判といった、すぐれて宗教的な教義とその実践条項が含まれているからである。もろもろの祭儀は、地獄を逃れ天国へと誘う可能性を人びとに与えた。がしかし、そうした思想と行動が、唯一絶対的な超越神を自覚しえたユダヤ・キリスト教的な意味での宗教意識、つまり、人は、人としてのあらゆる自然的社会的欲求を抑えて、どんなに自己の俗人間的価値感情意識にそぐわなくとも唯一神の絶対的命に絶対的に服して、つまりは、そういう主体性をもって生きなければならないとする超越意識を構成するには至らなかったのであった。⁽²⁸⁾

ギリシア神話の神々の多くは、今日、文明化の極点に至り、まごうことなく頭天辺から爪先に至るまで全面的な俗物者（社会学者エミール・デュルケムの用語にいう le profane⁽²⁹⁾、あるいはカトリック教徒歴史社会学者 H.G. コックスのいう a man of whole secularization⁽³⁰⁾）としての、われわれ文明化した現代人にとっても、とても馴染み深い。アポロとゼウス、サイケやエロス、プロメテウスにパンドラ、等々と大勢いるが、しかし他の宗教神とは違って、ギリシアの神々は皆、平気でウソをついたり、盗みをはたらき、近親相姦を犯したり、忠義から出た殺しをやったり、同情心から哀れみの情や寛大な心を示したり、自己犠牲を払ったり、英知を働かすなど、つまりは生理的にも行動の面でも、いろいろと俗人間的な性格を有する。⁽³¹⁾

ギリシア人が捉えた神々は、人間が崇拜ないし畏怖すべき神格としての、それではない。その神々は、賢く年を重ねた人間の兄弟姉妹のようなものであった。神々は宇宙の「貴族」であった。そして各神は、宇宙の一定部にそれぞれ責任を負うのである。それはまさに、地方の諸貴族がそれぞれ、各都市国家共同体（ポリス）の存続維持に責任を負っていたもののごとくにして

⁽³²⁾
である。

ギリシアの宗教は、別の点でも、他の諸宗教とは異なる。それは、「預言・救済の宗教」ではなかったということ。つまりは、ギリシアの宗教というのは、人間がみずからを疑い、問い詰め、分析するといった、ユダヤ・キリスト教であればそれが本質的な営みであるところの、人間における厳しい内省を人間の精神の営みとしてなすという習慣にまったく欠けるのである。宗教とは、人間におけるそうした営みの枠外のこと、すなわち単なる自然の一部、宇宙の一部的事象として捉えられていたものであった。⁽³³⁾「古代ギリシア語には〈自己〉とか〈個人〉に当たる言葉がない⁽³⁴⁾」といわれるが、それは、そのためであろう。

古代ギリシア人にとって、主要な崇拜対象は「ポリス（都市国家社会）」であった。だから、彼らの自己認識は、たとえばアテナイ人であるとか、スパルタ人であるとか、コリント人であるとか、といったように部族的な人生のうちに終始し——とはいえ、ポリスというものを自覚した希有の卓越性（アレテー）がいかなる貶価を被るわけではむしろなくして、むしろ事態は、つまり、その精神史的境位は、まったく逆！——だからして、たとえば神官、僧侶といった身分、すなわち聖職者階級を生まなかったというのも、すぐれてギリシア的な特質のひとつである。あるいはホメロスが讃えられ、多くの作品がホメロスの手になるものだとされてきたのも、そのゆえだと言えばかりがよからうか。古代のギリシア人が讃えたものは、彼らの詩であり、政治であり、哲学であり、そしてその政体、すなわちポリス（都市国家社会）⁽³⁶⁾であった。

哲学と科学は、古代ギリシアにおけるような、そうした文脈（精神史的境位）に芽生え、そこで成長発展をとげた偉業知であるが、自然的伝統的な世界観の打破、生活風習の破砕が起こるのは、最初はギリシア以前のバビロニアにおいてであり、ギリシア以降では14世紀のアラブ、そして「ルネサンスと宗教改革」を経た後のヨーロッパ近代——この限られた時代と社会においてしかみられなかったことなのだ。⁽³⁷⁾そうして、いずれの時代、いづこの社会においても、そこでは理性が、理性を欠く自然な社会的世界に秩序をもたらすために必要であると主張されたのであった（もっとも、そこでの理性の定

義は、それぞれ異なるのであるけれども……)。

よく最初の哲学者はタレスであるとみなされるが、それは彼が理性によって秩序を捉え、それを体系的に指し示して論じた最初の人物であったからである。タレスをもって始まった哲学は、他の思索者もいくらか加わり、1世紀有余の間は、主に自然界に目を向けていた。その⁽³⁸⁾ タレスは、いくらか数学をこなした哲人でもあったから、それでもって惑星の周期運動を発見する一方、紀元前585年の食現象を予言することができた天文学者でもあった。その事実をもって「タレスは実在の人物」とみなされてきているわけであるが、それはともかく、初期の哲学者たちは、また同時に、公人でもあったということ、それがとくに重要な点であった。というのも、彼らはそれぞれ、自分が属した都市国家の政治的、軍事的、経済的、社会的、等々の公的諸問題にもかかわり、問題解決をめぐる現実⁽³⁸⁾に身を処した者たちでもあったからである。それどころか、実際のところは、その逆で、彼らが哲学をなした⁽³⁸⁾のは、ポリス社会（都市国家）の問題を処理した後の、いわばその時間外⁽³⁸⁾においてのことであり、すなわち、彼らは、「真のスコレー（レジャー）」を正しく実践したからであったのだといえよう。

ソクラテスは精神（靈魂／心魂）の創造者だといわれるけれども、その榮譽は多分、ソクラテス以前タレス以降の、そうした先人哲学者たちにこそ属しているだろう。しかしながら、魂を基因として宗教的思惟を世俗化したところに、ソクラテスがなした最大の貢献がある。そのこともまた、疑いもなく、思想史と精神史の真実な⁽³⁹⁾のだ。

上述の感化に加えて、ソクラテスは、したがってまたソクラテスの後継者であるプラトンも、次のごとき二つの環境によって、大きな影響をうけた。ひとつは、ソクラテスの青年期が、大体紀元前460～430年にあたり、ギリシアの黄金期といわれるペリクレスの時代であったこと。そして、その中期から晩年にかけてソクラテスが生きた30年間、結局はスパルタがアテナイに勝利することでもって終結をみるペロポネソス戦争期と折しも重なっていたことにある。ソクラテスの弟子であるプラトンはアテナイ人であったが、プラトンの哲学は、『国家』にみられるごとく、スパルタを善義とした⁽⁴⁰⁾。また、プラトンがそうであったように、古典期といわれるこの時代の哲学者た

ちは、民主政についても多少とも思いをめぐらしてはいるものの、彼ら自身はむしろ貴族政を良しとする一方、しかしその基盤を「血族」や「富」におくことはせず、「徳」においたものであった⁽⁴¹⁾。

記しておくべきもうひとつの影響は、ソフィストからのものである。ソフィストたちの議論は鋭く機知に富む一方、彼らの狙いは既成の秩序と権威を根底から失墜させることにあった。「ソフィスト」の原意は教授（あるいは先生）の謂いである。そこから sophisticated（ソフィスティケイティド、大変に教養のある・洗練された）、sophomore（サファモア、高校あるいは大学課程の2年生）、sophism（ソフィズム、良い意味での能弁・悪い意味での詭弁）、sophistry（ソフィストリー、能弁術・詭弁術）といった語が生まれた。

ソフィストたちは旅をし、弁論術や論理にもとづく議論の仕方を教えた。雄弁や論争に猛ることは、都市国家の公的生活を成就するために要求される技能であった。そして、その成功は、通常、富と権力をもたらしただのである。ソフィストたちは実践的教育を施し、学生たちは授業料を払うという形態であったが、その額は決まっておらず、お布施のかたちをとっていた。また、学生たちの多くは都市国家の自由民（市民）の裕福な家庭の子弟たちであったところから、お布施は往々高額が相場となったといわれる。だから、ソフィストたちの学校に通えるのは、しだいに貴族の子弟たちだけとなっていった。だから、言ってしまうえば、ソフィストたちの学校に出向き、ソフィストたちから教を聴くことは、原理的に、また形式上は、誰にでも許されていたものの、貧しい家政の子たちはソフィストたちの学校に赴くことが、次第におのずとできにくくなっていったのである。もっとありていに言えば、かくして奴隷の子はもちろん、自由民の子であっても、貧しい下層階級の子弟たちは、次第におのずとソフィストの学校から締め出されていったのであった⁽⁴²⁾。こうして、その結果、師のソフィストたちが民主政にはあまり触れず、もっぱら貴族政を説く一方、その教を聴く弟子たちがことごとく貴族出身という構図ができあがってくれば、貴族政が継承、擁護され、彼らの安寧福祉が増長される、そういう体制が強化されていくことは当然の成り行きであろう。

バートランド・ラッセルは、古代ギリシアにおいてソフィストの果たした

役割機能を、現代社会での弁護団のそれになぞらえているが、それはまさに卓見である。がしかし、そういう動向を、ソクラテスは全面的に首肯したのでもなかった。少なくともソクラテスは、ソフィストたちの教えのなかには道徳原理が、あるいは理念がまったく存在しないことをはっきりと非難して⁽⁴³⁾いた。⁽⁴⁴⁾

しかしながら、ソフィストのなした貢献にも大変なものがあって、ヨーロッパ中世の大学で教授されることになる7教養科目中、学生たちが最初に学ぶ——のちの中世の大学では下級の科目とされたが——文法、習字、論理の3学 (trivium) を創り上げたのも彼らソフィストであった。残りの4学 (quadrivium) は算術、音楽、天文学、幾何で、中世の大学では、この4学が上級科目とされ、先の3学を修得したのちに教授された。⁽⁴⁵⁾

ソフィストたちの議論をそのまま推し進めていくと、それは往々にして無神論に陥っていくものの、しかしまた、社会的世界を理解することに努める一方、その世界を秩序づけることに奮闘したものであった。そして、それゆえにこそ、それから遠からず、思索の対象は、内的世界へとその焦点を移すようになってゆき、哲学者たちの努力も、知と精神の働きをいかに理解するかという問題へと転換していくのである。⁽⁴⁶⁾ 霊魂ないし精神の論理とは、ギリシア起源の意味においては「心の論理 (psyche-logiked)」、すなわち心理学 (psychology) の謂いである。デルフォイのアポロ神殿の壁に落書されていた言葉のひとつは、キロン^{クイロン}の教えとして残る「汝自身を知れ (ΓΝΩΘΙ ΣΕΑΥΤΟΝ)⁽⁴⁷⁾」であった。

III スコレー (レジャー) 理念の文化社会的基盤

「レジャーは生活である」あるいは「生活はレジャーである」とは、セバスタン・デ・グレージャーが述べているように、「古代ギリシア人にこそ相応しい彼らにおける唯一の生活信条であった」⁽⁴⁸⁾。が、レジャーは非常に複雑な理念、もっと正確には理想であった。時間は、文化の成熟向上に必要な一要因である。が、時間は必要条件であるとはいえ、十分条件ではない。⁽⁴⁹⁾ レジャーの構成要素のひとつとして、だれしも「時間」をあげるけれども、時間

とのかかわりのみでレジャーを論じて、それでおしまいとする論が意外に多い。しかし、時間もさることながら、レジャーを構成するもうひとつの要因は「空間」である。なぜなら、既述のごとく、レジャーの語源（ギリシア語・スコレー）に立ち返ってみれば、レジャーは、一方において「時間をかけて学ぶという内的・精神的活動」であるとともに、他方ではそのことをなす「場所」すなわち「空間」を提供ないし占有する「学校」を意味していたことから明らかだからである。したがって、現象を神話的に、あるいは形而上学的に説明するうえで必要とされ、生育してきた知的酵素、あるいはその酵素が発酵する地場的空間、それが二つめの要因である。人間は常に世界について驚いてきたからである。そして、世界は、すばらしくも、常に、いわば「カーゴ・カルト（積荷信仰）」⁽⁵⁰⁾に満ちていたからである。第三の要因は理想の追求であった。それは、多分、他のいかなる文化よりも古代ギリシアに特有な出来事であったろう。レジャーは、初期ギリシア哲学者たちが理解し、実践したごとく、ギリシア文化の諸理想に照らして見ない限り、およそ理解できたいと言わなければならない。

1 文化

文化とはなにか。これは大変難しい問題なので、ここでは「明快な文化定義として生活学を含む社会科学の領域に受けいれられている」⁽⁵¹⁾とされる文化人類学者のJ. H. スチュアードの定義、すなわち「文化とは後天的に学習され、集団によって共有され、世代を通じて継承される行動様式と世界観である」⁽⁵²⁾という大変広義の、常識的に言っても、納得のゆく捉え方を前提としておくことに止めるけれども⁽⁵³⁾、古代ギリシア人の文化観はきわめて独特であった。文化を意味するギリシア語（便宜上、ラテン語表記をもってする）は、paideia（パイディア）であったが、paidosという語は少年または子どもを意味した。また、その類語 pedo は、現代英語の pedagogy（教育学、教授法）、pedagog（qu）（学者ぶる人）、pedgogic（教育学の、教育的な）などの語源である。パイディア（paideia）という語には、文化の意に加えて、教育の内容とそのプロセスにかかわる含意もあった。古代ギリシア人にとって、教育とは、人間の生活およびその共同体のあり方を決める技、究極的にはそ

のあり方を正当化する実践手段であった。アリストテレス研究で有名なウェルナー・イエガーが述べているごとく、⁽⁵⁴⁾教育はまさに本質的に再生産活動に匹敵する営みである。なぜなら、人間にとって生産ないし再生産は、種の存続に不可欠の、不断になさなければならぬ持続的活動であるように、教育は文化の存続を保証する営みであるからだ。

ギリシア人は、教育を通じて、人間のより高次の秩序を形成したのであった。したがってまた、パイディアは自己改善にかかわる言説であるとともに、善人の保護、安寧をつかさどる力だとも考えられていたのだった。

また、パイディアは「聖なる意志を実行すること」⁽⁵⁵⁾も意味していたこと、および教育は「理想に近づく人間の性格をじっくりと作り上げていくこと」⁽⁵⁶⁾にかかわる営みとしても理解されていたことを指摘しておかなければならない。ちなみに、冒頭のみておいたごとく、レジャーを意味するとされるギリシア語 *σχολη* (スコレー) [ラテン語表記では *schola* (スコラ)] は、また他方では、学校を意味する英語の *school* (スクール)、ドイツ語での *schule* (シューレ) の語源でもある。⁽⁵⁷⁾

2 アレテー (卓越性と徳)

ギリシア文化の理想は、「*arete* (アレテー)」という語で表現された。日本語では、「徳」とか「徳義」、あるいは「卓越性」と訳される。⁽⁵⁸⁾

アレテーの字義は、元来、武勇とか勇姿を示す英雄的行為を指す語で、転じて気品のある思想と行動を意味するようになり、ときに卓越者と卓越したものごとの意、すなわち、人であれ何であれ、非常に優れているという意味であるが、とりわけ精神の卓越性を指す場合に用いられた語の由。したがって、徳とは、人の精神が卓越していること。したがってまた、徳のある人とは、聖なる意志を完全に実行する人という意味で、究極的な意味でのパイディア、すなわち、真の「*Kulturrennschen* (文化人)」(M. ウェーバー) にしてはじめて備わる徳目と同義であるものとも思われる。⁽⁵⁹⁾

学問と教育を重んじることは、文化を育み、それを伝えることにおいてばかりでなく、人の徳を向上させるうえでも、大きな役割を果たす。諸宗教は、ともすると「人間を愚かなり、邪なり」というところから出発するけれど、

古典古代期のギリシア宗教はそうではなかった。古代ギリシア人は、人間を自然の一部だとみなした。そして、自然とは、一切の事物がそれぞれにその位置を占める全体であると捉えていた。また、正義の本来は、後世の人びとが自然法の起源をそこに見いだしたように、その自然のうちにあるものとみなされていた。だから、正義とは、すべての事物がそれぞれに適切などころにその位置を占め、その役割と機能を果たすという義であった。すべての事物がそれぞれ、それがあべきところで、その範を越えない限り、正義は成り、その範を越え出た活動をなしたときには、その分正義は失われ、秩序が乱れると考えられていたものである。既述のごとく、デルフォイの寺院には、「汝自身を知れ」の他に、「度をこすな」という落書もみえるのである。

人間の罪とは、自然に占める人の範を越えた挙に出たときの人間の状態のこと。しかし、それは人間が邪悪な性質をもつ存在だからではない。そうではなくして、罪は無知の所産である。これが古代ギリシアの哲学者たちの見解である。そして、それは適切な教育によれば避けることのできることであった。だから、古代ギリシアでは、徳は知識とともに培われると考えられていたと了解される。

3 ポリス（都市国家）社会と市民

ギリシア文化の理念、そうして、そこに含意される「レジャー理念（スコレー）」を理解するためには、もう二つばかり重要な論点に触れておかなければならないだろう。

先にちょっと言及しておいたように、「人間は集合（集団）でなす生活を本質とする」ということ、アリストテレス流に言えば、「ゾーン・ポリティコン（zone politicon）＝政治社会的動物⁽⁶⁰⁾」が、ギリシア人の信念であった。古代ギリシアはオイコス（家政共同体）によって賄われていた社会であったからである。⁽⁶¹⁾

ギリシア人の理想は、市民として、正しい政治をおこない、ポリス（都市国家）社会における統治を完遂することであった。正しい生活とは、善き市民として暮らすことであった。そして、その際、個人の特性は共同体（オイコス）の特性によって培われたものだから、その発展には十分に注意が払わ

れなければならないとされた。しかし、ギリシア人としては、個人の発展そのものが大事なことでなく、それはただ集合体としての都市国家社会の政治的發展にとっての基本手段として、という意味においてであった。

4 自由意志と選択

古代ギリシアにおける文化とレジャーの理念を理解するために重要な二つめのことは、精神には自由意志があるという信念である。⁽⁶²⁾それはつまり、人間には選ぶ自由があるということであるが、しかしその意は、ゆめゆめ近代主義的に理解されてはならないだろう。これは非常に重要なことで、それゆえ少し解説して注意を促しておきたいと思うが、たとえて言えば、ピタゴラスの継承者であるということの象徴が $Y=f(x)$ であるように、あるいは公理とか定理とか法則のごとく、のちに生きる者がその義に従う道を選ぶこと、それが自由意志の本随である。あるいは、パイディアの理念は、そういう意味において、人間は選ぶことができなければならないという信念に基づくところの理想なのだ。それは、言ってみれば、この時代よりおよそ20余世紀も下った遙かなる後世になって、歴史が近代より現代へと転換を遂げはじめた19世紀初頭に、ドイツの大哲学者ヘーゲルによって説かれることになる「主人と奴隷との関係」としての主体性の義である。⁽⁶³⁾つまりは、「絶対的なもの」、「優れたもの」、あるいは少なくとも「そこから逸脱してはならないものごと」には絶対的に従うという、そうした知識を獲得することによってのみ、人は正しい人間となる。それが知識の究極的な目的であった。⁽⁶⁴⁾

IV ギリシア哲学におけるレジャー概念

レジャーについては、古代ギリシアの哲学者のなかでも、アリストテレスの名声は群を抜こう。広範囲にわたる諸々の事項について深い思索をなし、それを何十巻にもものぼる著作にして残したアリストテレスの見解は、今日におよぶものお継承される哲学思想の重要な遺産の一部である。そうして、今日、アリストテレスをもって、かつてダンテが「およそ知識するひとびと⁽⁶⁵⁾の師」といったように、アリストテレスはまさに「諸学の父」なのであり、

したがってまた、「レジャー哲学の父」と呼ばれるにふさわしい。しかし、アリストテレスが先行の哲学者たちに負っていることもまた多大である。アリストテレスの一大功績は、彼が生きた時代（紀元前384～322年）に師のプラトンをはじめ多くの哲学者たちによって思考され、もたらされていた多くの知見・認識・経験を総合し体系化したことにあった。だから、そのことはまた、アリストテレスの師や同時代人たちによって共有されていた一つの哲学的見地がいかなるものであったかをも示唆していよう。

1 ソフィスト

ソフィストについては、われわれにはごく一般的なことしか分からない。というのも、彼らはほとんどなにも書き残していないからである。ソクラテスには1編の著作もなく、したがって、われわれがソクラテスの考え方として知ることの多くは、基本的にプラトンに負うものであるし、アリストテレス以前の、多くの他の哲学者たちにしても、後世に遺され、いまに伝わる著作もほんの数編であり、しかもほとんどその断片にすぎない。しかし、そうした断片からしてもはっきり分かることは、彼らの思考も、まことにアリストテレス的だったということ、あるいはアリストテレスに収斂されたということか、アリストテレスにおいて集大成される諸アリストテレス的プロト・タイプであった、ということである。

ヘラクレイトスは、アリストテレスよりもおよそ2世紀前の哲学者であるが、彼の信念は、人間は自己自身を知ることができるものであるとともに、魂は無限であること、それゆえに魂を練磨することにより、中庸の行為、すなわち過剰（超過）でもなく過小（不足）でもない活動をなすことで、しだいに向上しうる存在でもあるということ。そうして、それが「最高の徳」すなわち「卓越性の証し」であるということにあった。彼はまた、肉体的快楽に満足するだけでは、真の幸福は得られないと主張した。「幸福が肉体の快のうちに宿るものなら、あたかも牛のごとく、餌さえあれば幸せだということになる」とヘラクレイトスは言った、といわれる。⁽⁶⁶⁾⁽⁶⁷⁾

デモクリトスは、ソクラテスと同時代の哲学者であるが、彼もまた、次のように言って、同じようなことを強調していたものである。すなわち「人間

の幸福は、肉体によるものではなく、また、財物の所有をとおしてでもない。それは、正直と賢慮をとおしてこそ得られる⁽⁶⁸⁾」と。また、彼は、「幸福とは、中庸の行為を通して得られる穏やかな愉悦、欲び、欲望の制限、財物を獲得のために他者となす競争を避けることである⁽⁶⁹⁾」とも説いた、といわれる⁽⁶⁹⁾。

2 ソクラテスとプラトン

アリストテレス以前の思索者のなかでもっとも著名な哲学者は、二人のアテネ（アテナイ）人で、哲人と称されるソクラテスとプラトンである。アリストテレスは、アテネの人ではなかったけれども、アテネのプラトン学園（アカデミア）で直接プラトンについて20年もの長い年月学んだ後、やはり同じアテネ郊外にリュケイオン（Lyceum：「講義や討議をなすところ」という意）と呼ばれた自分の学校を開設したものであった⁽⁷⁰⁾。

都市国家（ポリス）は古代ギリシアの統治の単位であったから、ギリシア時代の科学、哲学、文化の神髄、あるいはその特質の多くは、ソクラテス、プラトン、アリストテレスらが輩出した都市国家アテネにあったとみなすのが正当であろう。

「無知の知」を唱えたソクラテスは、知識は一切無用であり、野卑を戒める必要もないと主張した⁽⁷¹⁾。だからソクラテスは、ソフィストたちのいう懷疑主義も不要だとしていたに違いないと推測される。しかし、先人のヘラクレイトスがそうであったように⁽⁷²⁾、彼もまた魂（精神）に関心を抱き、唯一神の存在を信じたのであった。この思想が発展して、倫理思想はついに、プラトンやアリストテレスのそれへと体系化されていくことになる。

プラトンの〈対話編〉——プラトンの著作がすべて〈対話編〉からなることは周知のとおり⁽⁷³⁾——のうちの『ソクラテスの弁明』によって、われわれはソクラテスの倫理思想を、つまりは、ソクラテスは倫理をどういうふうに捉えていたかを、かなり体系的に知ることができる。それによれば、徳は無知を知るという意味での知識にもとづく。それがソクラテスの信念であった。が、それはまた、当時一般的に信じられていた「行為の誤りは無知の所為」という思いに逆らう見解であった、ということが分かる。徳の諸元は、勇氣、正義、自制（または賢慮）、善良（または敬虔）にあり、これらが徳の四大題

目であるとされた。外在するものごとに煩わされず、衝動や欲望を抑えることができる人が自由な人であり、精神の本性あるいはその内奥を望める人、すなわち真の喜びを知る人であると言えるだろう。神の座に近い人とは、そういう人にほかならない。なぜなら、神とは、一切合財何も必要とされない存在であるのだから。したがって、人にしてそういう境地になれば、そういう人びとは完全に幸福な人間である、とアテネの哲学者たちには考えられていた⁽⁷⁴⁾、ということが知られる。

『ソクラテスの弁明』の論議は、アレテー、すなわち徳（卓越性）と、徳に求められる知識に集中する。それは真の基準知であり、価値にかかわる知識であり、われわれの意志に指図し、選択を正しくする知識についてである。善は快樂であるが、すべての快樂が善であるというものではない。それゆえ、正しい快樂、すなわち善なる行為を選択するには、そのための知識が必要となる。なぜなら、善なる行為とはなにかということ、人は必ずしも常によく知るとは言えないからである。したがって、善く生きるとは、正しい選択をなして、正しい行ないをなすということである。

『弁明』では、ソクラテスの思想を伝えることに努めたプラトンであったが、それに飽き足らず、次いでソクラテスは、善い指導者を育む条件を問い、善い国家を形成するためには何をなすべきかという政治的問題に目を向けていった。それは、思想史上、最初のユートピア論でもあり、哲人王を養成する教育論でもあるところの『国家——正義について』⁽⁷⁵⁾でなされた。プラトンにとって、理想的な教育とは、人びとが完全な市民——統治と被統治のあり方を二つながら同時に正しく知る存在——になりたいと思うようになる教育であった。『国家』は、しかし、その時代におこなわれていた幼児殺しを容認し、程度の悪い幼児は殺害すべきだとか、階級制度を正当化するために宗教を利用すべきだとか、婚姻は優秀な子供を作るために優秀な男女だけに限るべきだとか、現代のわれわれからすれば身の毛がよだつようなことを説いていて、とても容認できない言辞が多く認められる。が、『国家』の意義は、時代状況もちがひ、人びとの通念も異なる社会において具体的に提起したプラトンの提案内容それ自体にあるのではない。その画期的な意義は、そもそも、いつの世でもそのように問われなければならない問題提起、すなわち、

教育とは何か、それはいかにすべきか、指導者はいかにあるべきか、その選任をいかにすべきか、といった普遍的な問いを、歴史上はじめて提起したことにあったのである。

3 アリストテレス

プラトンの弟子の一人、アリストテレスは、師の思索を受けて、また多くの他の哲学者たちの思索をも取り込んで、プラトンの思想をさらに発展させた。とくにその著作『ニコマコス倫理学』と『政治学』とにおいて展開された快樂論、幸福論、レジャー論、あるいは徳や善き生(活)をめぐる議論は、画期的にして、その後ヨーロッパでは、いつ、いかなる時代においてであれ、人間学の原点、諸学の源泉として揺るぎない位置を付与されてきた。われわれにしてもそれは、すぐれて現代的課題を担う諸論点に満ちていて、大いに注目される。

アリストテレスは、倫理と政治は密接不可分の関係にあると説いた。アリストテレスにとって、倫理は政治の一部であった。なぜなら、個人の生活は、社会(集団)とのかかわりにおいてしか成り立たないことを、アリストテレスは見抜いていたからである。したがって、アリストテレスにとっては、政治学というのは社会的幸福をこととする学問であり、倫理学は個人の幸福を問題とする知の営みであった。

アリストテレスにとって重要なことは幸福にあった。なぜなら、人間にとって目的とは、つまるところ幸福にあり、とアリストテレスはみていたからである。人は何のために欲望を満たそうとするのか。それは、畢竟、幸せを求めるからではないか。富(物財)を求めるのは名声であったり、権力を得たいがためであるが、しかし、それもまたそのようにして幸福に至るためにほかならない。そのようにして、アリストテレスは、人間はいかにしたら幸福になれるかを追求した。したがって、アリストテレスにとって究極の、あるいは中心的な問いとは、幸福の問題⁽⁷⁶⁾にあった。

幸福に至る道は、徳すなわち魂の卓越性にある。そして、なんであれ、過ぎたるは及ばざるがごとしで、たとえ正しいことをなす行ない(正義の活動)であっても、超過ないしは過剰あるいは過多、すなわち、やり過ぎではなん

の意味もないどころか、それは罪であるときえアリストテレスは言う⁽⁷⁷⁾。アリストテレスは、物事の性格特性を中庸、超過、不足として描く。適量が徳にして、超過も不足も悪徳なのだ。たとえば、貪欲とものぐさとの間に野心の徳が横たわるのであり、放埒・無謀と怯懦の間に勇氣・勇敢の徳が、なんにでも喰ってかかる「不愉快な・うるさい人びと」とへつらうばかりの「機嫌取り」との間に親愛（フィリア）の徳があるなど、つごう12の特性について、アリストテレスは詳しく論ずる⁽⁷⁸⁾。かくしてわれわれは、アリストテレスの思索から、「ものごとの一切に中庸が宿り、ものごとにはそれぞれ適正がある」という考え方を受け取り、それをもって本性的な正義だとみなすようになった。まさに至言にして金言！

『ニコマコス倫理学』のいたるところで、アリストテレスは快樂と幸福を引き合いに出して、徳を論じている。「徳は高貴高尚にして善きもの。そうして、徳自体は真の快樂の源泉である。したがって、徳は快樂なり」といったように。あるいは、「善い人とは、生涯にわたって徳をおこなう人、つまりは徳の不断の実践家である」といったように。かくして「幸福は持続する」とアリストテレスは述べる⁽⁷⁹⁾。この主張から、われわれは、アリストテレスがレジャーについて語っているのだというはっきりとした印象を受ける。がしかし、それは、ともすればレジャーというものを自由時間（職業労働の他、あらゆる義務的行為から解放された時間）とだけ結びつけて捉えがちな現代産業社会に生きる人びとのレジャー観とは基層的・根本的に違った仕方においてである。

実際、たとえば一日、あるいはそれより長くても、限定された自由時間が、真の意味で、人に幸福をもたらすわけではない。真の幸福とは、アリストテレスによれば、あらゆる拘束から生涯にわたって解放されている状態にしてはじめて手にしうることであって、仕事や他の役務から一時的に解放されるだけでは得られない⁽⁸⁰⁾。しかし、そういう一時的な自由時間は休息や憩い、それにもとづく自己回復にとっては重要である、と見なしていた。つまり、娯楽や遊びは真の意味での幸福や快樂をもたらすものではない。単なる娯楽や遊びは、それだけではけっしてレジャーに関係したことはない、アリストテレスは言っているように思われる。しかしながら、古代ギリシアのアテ

ネや他の都市国家の文化は奴隷をバックに成り立っていたことを忘れてはなるまい。衣食住その他の必需品を供給するという意味での労働は奴隷の仕事だった。そして、他方、市民たちというのは、アリストテレスもその一員であって、そういう意味での労働に従事することからは免れていた社会層だったのである。それが、ギリシア文化の理想を追求することができ、市民としての務めを果たしうる人びとを支えた基本であった。多数の奴隷を擁しえた都市国家体制だったからこそ、市民層は統治に専念し、軍事と公共の仕事に取り組み、科学と哲学的探求に専念しえたのである。普通に働く労働者層に一切の市民権が認められないということになれば、この社会層の人びとは知識を身につけたり、経験を積んだり、思索や瞑想にふけったり、善い市民としてもっとも肝要な徳をおこなうこともできないのであるから、そういう社会や体制は多分に危険を孕んだ社会や体制であると言わなければならないけれども、アリストテレスが労働よりもレジャーは勝ると主張したゆえんは、奴隷よりも市民が勝るという思いを前提にしていたからにほかならない。そうして、市民が善い人間存在として永遠のものであれば、レジャーもまたしかり。アリストテレスのいうレジャーとは、断続した一時の活動ではなくして、人の生のありようを善く決める、生涯にわたる永続的な行為活動であった、ということ忘れてはならない。

アリストテレスの哲学に関しては、あと二つばかりのことを指摘しておくべきかと考える。この哲人は、自発的(邦訳書では、随意的)行為と、そうではない行為とを、明確に区別していた。非自発的行為とは、自制を欠いていたり、罪を犯していたり、他者の言うことを唯々諾々とそのまま受け入れたりする場合に起こりうる活動をいうが、そこには神をも恐れぬ傲慢野卑な行為も、神の罰への恐れや教会の裁定とか法的秩序を犯すことへの恐れなど、怯懦萎縮の行為も含まれる。徳は慎重に選択された行為のうちに宿るのである。したがって、行為は慎重に選択されたものでなければならない。行ないがどれほどよくても、強いられてのことであれば、それは唯々諾々とした無反省な盲従行為に他ならず、そういう行為では、所詮、徳の実りは期待しがたい。⁽⁸¹⁾したがって、「自由な選択」⁽⁸²⁾という観念は、人びとのレジャー観にわたる根本律である。と同時に、それが人びとに徳を授け、幸福をもたらす

ゆえんである。アリストテレス思想の要諦はこの点にあるだろう。

もうひとつは、そしてそれが究極の行為なのだが、アリストテレスにとって最善の行為とは瞑想行為であって、それが、否、それのみが神の境地に連なる聖なる行為だと見なされていたことである。アリストテレスは、歴史的に先行する多くの先人たちや、同時代人たちと同じく、人間の優劣は思考(思索)と論拠(理)をつける能力いかんにもとづくことを確信していた。したがって、一方ではそのゆえに、また他方では神はなにごととも要求されないがゆえに、神は永遠に瞑想するお方であり、尊いその瞑想行為によってご自身を崇められ、しかして聖なる存在となれたお方であるという命題に、アリストテレスもまた基本的に立っていた。だからして、アリストテレスにおいても、人間の内なる本性に宿る神慮ないしは聖事を、人びとが実際に、行為において実践的に司ることができるのは瞑想にもとづくのである。⁽⁸³⁾

こうしてみると、初期の哲学者たちにとって、レジャーというのは、人間が生きていくうえで、必要に駆られ、どうしてもしなければならない職務や役務などから単に解放された自由を意味するものでも、われわれが、なにをすべきかということについて考えをめぐらし、その結果ともかくなにかすべきことを決めることができるような時間的余裕があるという意味での時間の意味でもなかったことが知られる。そうではなくて、初期の哲学者たちからすれば、レジャーとは実に、彼ら哲人たちの(ということは、つまり古典ギリシア的な)文化的理念を——すなわち、有徳の選択的行為をなすに必要な知識と、そのことにもとづくことによって得られる真の快樂と幸福を達成するうえでの基本的要件であると、主張していたのである。そうして、魂の卓越性・神聖性への絶対的従属、それが古代ギリシアに生まれたレジャー哲学の理念であった。したがって、それは、よく言われるように、かつまたあまねく知られるように、宗教と倫理教義を礎とした「善なる生」すなわち「善い生活」というものは、今日の近代的な世界において喧伝され、そこにおいて一定の像を結び、それがレジャーであると、今日のわれわれにおいて考えられているような思いや行動、例えば、レジャーとは遊びであるとか、楽しければいいとか、自由な時間であるとか、レクリエーションのことだとか、テレビを視聴することだとか、野球やサッカーをやったり観戦すること

だとか、趣味だとか、といった生活心情や姿態や行為からは遠くかけ離れた(アリストテレス流に言えば)まさに「位相と質量」⁽⁸⁴⁾である。そうして、まさにそれは、今日、豊かな物質的安寧に浸り切って生きる現代文明社会のわれわれにしてさえ、あまりの物質主義の行き過ぎには、いずれにしても嘆き悲しむところが出てきているように(「物質的豊かさではなくて心のゆとりを!」といった標語を打ち出したのは、1972年度版『経済白書』だった!), おそらく古代ギリシア人も、人間という生物は過剰に傾きやすく、ともするとそのことに現を抜かしがちな生き物であるのだから、なにごとであれ過剰・過多・過重であってはならない、という意味での「中庸」を説いたのではなかったのだろうか。

アリストテレスの思想は、その時代にすでに出来上がっていた既存の社会秩序は自然な姿であり、それを正しいものだという思いに駆られた所産にすぎないという歴史家や哲学者もいよう。たしかに、古典ギリシア時代の哲学者たちの貴族的傾向については、昔から指摘されてきていることである。しかし、それだけのことなら、学者、哲学者なんていう徒輩は、いつの時代にあっても、大体が貴族的趣味に偏じているものであって、良くも悪くも、そういう臭いや性向や存在条件なり実態存在を侮ったり、あげつらったり、指弾したところで、どこに、どういうふうに、なんの益があらうか。とくにアリストテレスに向かつては、そんなことはまったくもって取るに足らない論点であるだろう。われわれはむしろ、次のように問うておくのが至当ではなかろうか。

すなわち、自由民たる市民存在に対して、奴隷やその他の非自由民の存在を容認したとされるアリストテレスの奴隷観と市民観、したがってまた、その労働観とレジャー観は、厳密に理のある思想であったのであろうか、と。

そうして、そのことに答えるにあたり、さしあたりわれわれとしては、論文「スコレー」で、J. L. ストックスが次のように答えていることをもって、われわれにおける「仮の答え」としておきたいと思う。

この哲学者(アリストテレス——引用者)が成し遂げなければならないと思ったことは、レジャーのひとは、そのために自由が付託されているのだという、その高貴高尚な活動を正しく精密に意義づけることと、肉体

労働に対する偏見を正すことであった。そうしてまた、職人や商人、等々の俗業者は市民（自由民）に値しない身分の低いものであると、したり顔で屁理屈を捏ね、いかなる事情下であれ、俗業労働者層の威厳を腐して素知らぬ顔をしているような市民にして似非紳士どもを、もっとも下賤で、およそ人間に値しない、とんでもない徒輩として、ポリス（都市国家共同体）から追放することになったのだ。⁽⁸⁵⁾

もっとも、その思いは、アリストテレスに独自の革新的な問題意識であったとは必ずしも言えない。なぜなら、そのことは、未完に終わるもプラトンの最後の著作『法律』に「もし市民が、徳の涵養に向かうよりも、何かの職業に走るならば、彼がおのれの正義に戻るまで、非難と不名誉とをもって懲らしめなければならない」とすではっきり言われていたことでもあるからである。

とはいえ、今日のわれわれからすれば、われわれは、ギリシアの哲学者たちよりもはるかに平等主義者であるゆえ、レジャーは奴隷に支えられたエリート階級のものである、などと言われてしまうと、どだい承服できないところであるし、また、たとえ理想が上につこうが、国家に仕える「奉仕の哲学」などと言われると、どこかうさん臭く懐疑の念を抱かざるをえない。けれども、アリストテレスの『倫理学』や『政治学』は、2000 有余年のときを重ねて、その時々⁽⁸⁶⁾の生活制約条件の下で、社会的動物たることを本質とする人間の公共性を、私的生活圏にもおよんでいかに達成し、実現させるかという問題に腐心してきた人びとによって、常にひもとかれてきた思想の源泉である。

また、そのレジャー理念にしても、今日のわれわれの思いからすると、どこか重く、そぐわない面のあることも否めない。けれども、われわれ自身のレジャー観を自明視し、あたかも自然のごとく、当たり前のこととして、無反省に打ち過ぐすのではなくして、その文化意義の問題にかかわり、討究するものにとっては、やはりそのための知的源泉である、と言わなければならない。なぜなら、近代階級社会形成以降、人間平等主義を基調に、社会的階級制度廃絶をもくろむ一方、人口の圧倒的多数を占める労働者大衆の物的豊かさをもって、人の生きる目標とし、幸福の条件であるとして追い求めてき

た歴史過程のうちに、いまや諸々のことが思わぬかたちをとって、先進文明社会においてはまさに未曾有の規模で実現をみるなか、しかし、それにもかかわらず、人びとはちっとも幸福に社会的生活を送ることなく、さらにはその精神の稚拙にして野卑な衰弱化は、なにもあえてどこか他所の世界に例をとるまでもなく、われわれ自身の現代日本社会においても、毎日の新聞、テレビ等に報道される諸事件をとおして見ても、いまや誰の目にも明らかだと言わなければならないからである。

アリストテスの哲学は、過去2000有余年におよぶあらゆる時代の、あらゆる社会の、あらゆる人びとの経験と思いを、今日のわれわれにおける社会的・個人的な情念や想念や理念をも含めて、超然的・包括的に正す知的源泉でありつづける。

注

- (1) ジョン・フィスク『テレビジョン・カルチャー——ポピュラー文化の政治学』（伊藤守・藤田真文・常木瑛生・吉岡至・小林直毅・高橋徹訳、粹出版社、1996年）参照。また、フィスクの別著『レジャー消費行動』（巻正平訳、ダイヤモンド社、1969年）も読まれない。
- (2) われわれの見解の一端は、限られたテーマの下でのこととしてではあるが、飯田哲也・安江孝司編『伝統と新しい波——現代への社会学的接近』（時潮社、1989年）、北川隆吉監修『新版 社会学——現代日本社会の研究』上・下（文化書房博文社、上＝1996年、下＝1997年）をみられたい。
- (3) アリストテレス『ニコマコス倫理学』（高田三郎訳、岩波文庫、下巻、1973年第1刷発行／1980年第11刷発行版、175頁）より。
- (4) 同上、226頁より。
- (5) アリストテレス『ニコマコス倫理学——総論編』（小澤克彦訳、高文堂出版社、1987年、159頁）より。
- (6) アリストテレス『ニコマコス倫理学』（加藤信朗訳、『アリストテレス全集』第13巻、岩波書店、1973年、342頁）より。
- (7) 同上、442頁。
- (8) “Aristotle’s Ethics,” translated by John Gilles, Routledge, London, 1886, p. 170より。
- (9) アリストテレス『政治学』（山本光雄訳、岩波文庫、1961年第1刷／1975年第15刷、345頁）より。
- (10) 同上。

- (11) ヨゼフ・ピーパー『余暇——文化の基礎』（稲垣良典訳、ヘルデル代理店エンデルレ書店、1961年、本文4頁）による。
- (12) 同上。
- (13) 同上。
- (14) ヨゼフ・ピーパー『余暇と祝祭』（稲垣良典訳、講談社学術文庫、1988年第1刷／1992年第4刷、24頁）より。ただし、原文「です／ます」調を「ある／いる」調に変えて引用したことをお断りしておく。なお、本書は、上掲のヨゼフ・ピーパー『余暇——文化の基礎』（稲垣良典訳）の全面的改訳新版。原著は、Josef Pieper [1948], *Musse und Kurt*, Kösel Verlag, Münchenである。原著を同じくする上掲両訳書は、訳者も同じながら、まったく異なる論著の趣が深く、まったくもって翻訳の妙味であるが、同時に「翻訳の文化意味」といったことを深く考えさせられる書物である。
- (15) 同上。なおまた、この問題を考えてゆくにあたり、ということはずまり、本章の以後の叙述のすべてにわたっても、J. ピーパーの「レジャー思想論」はすこぶる重要な問題提起をなして、大きな示唆を受けた。なお、この問題にかかわるピーパー関連邦語文献としては、とくに松田義幸編『「ゆとり」について——ヨゼフ・ピーパーのレジャー哲学をめぐって』（渡部昇一・稲垣良典・村上陽一郎・土居健郎・佐橋滋・我妻洋・藤原房子・後藤由紀子・ヨゼフ・ピーパー、誠文堂新光社、1987年）、および稲垣良典「〈人間の教育〉とそのユートピア的構想」（『新岩波講座・哲学』第12巻、1988年、所載）が注目される。
- (16) A. H. アームストロング『古代哲学史——タレスからアウグスティヌスまで』（岡野昌雄・川田親之訳、みすず書房、1987年、138頁）より。
- (17) 同上。
- (18) 同上、138-139頁。
- (19) とはいえ、「短い論文で思想史みたいなことを書くと必ず無理がおこる」（丸山眞男）ということをも十分自戒したうえで、しかし概観、すなわち「概括化ということは、何のために、何を比較するために概括するかという目的を離れては意味がないので、その目的のために歴史の一定の側面を抽象するわけです。しかし他方それを全然しないで、個性の方だけ見て行くと……きりがいいことになる。結局は何もいえなくなっちゃうんですね。まあそういう留保つけた上でいえば……」と、思想史の大家・故丸山眞男氏がかつて言われていたことに、小生も及ばずも倣いつつ取り組んでおり、その成果の一部が小稿である（上記引用文は、『批評』第6号〔批評社、1960年1月15日発行〕に「丸山眞男氏との1時間」というタイトルで掲載された座談会——座談参加者は開高健、清水徹、中村雄二郎、村松剛の諸氏——での故丸山氏の発言。ただし、引用は『丸山眞男座談4』（岩波書店、1998年、所載、29頁）より）。
- (20) 古代ギリシア七賢人の「正しい名簿」は、(i) タレス、(ii) ピアス、(iii) ピッタコス、(iv) クレオプレス、(v) ソロン、(vi) キロン、(vii) ペリアンドロス、であるとされる。が、「七賢人の歴史的意義や性格を考えるにあたっては、(1) 七賢人とはだれか？ (2) 七賢人とはなにか？ のふたつに分けて」整理、考察しておくのが

「適当である」とのこと（ジャン・ポール・デュモン『ギリシャ哲学』有田潤訳，クセジュ文庫，白水社，1963年初刷／1993年19刷，「訳者まえがき」，5-8頁）。

- (21) たとえば，山川偉也『古代ギリシャの思想』（講談社学術文庫，1993年）をみられたい。
- (22) たとえば，落合忠士『古代ギリシャ・ローマの哲学と思想』（文化書房博文社，1987年）参照。
- (23) ハムラビ法典は，バビロン第1王朝第6代の王ハンムラビ（ハムラビHammurabi）／ハンムラピ（ハムラピHammurapiともいう。在位：前1792～前1750年あるいは前1729～前1686）によって制定された楔形文字法典。オリジナルは高さ2.25mの閃緑岩製の石碑（ルーブル美術館蔵）に刻まれている。この石碑は，フランスの発掘隊によって，1901年にスーサで発見された。が，元来は，バビロンかシッパルにあったもの。エラムのバビロニア攻略の際，戦利品としてスーサに持ち去られたものと考証されている。スーサからはほかに同法典が刻まれた玄武岩製石碑の断片も幾片が発見されていることから，ハンムラビ法典が記された石碑はバビロン王国内の主要都市に建立されていたとされる。本法典よりも古く，内容も同様のものとして，「ウルナム法典」（前22～21世紀），「リプトイシュタル法典」（前20世紀），「エシュヌナ法典」（前19世紀）なども発掘されているものの，いずれもその断片が残るのみ。したがって，ハンムラビ法典の重要性は，その全容が知られることにある。なお，ハンムラビ法典の日本語訳全文とその解説は，原田慶吉『楔形文字法の研究』（清水弘文堂書房，1967年）を参照。また，その概要については，『西洋史料集成（全1巻）』（平凡社，1956年，33-44頁）と『平凡社大百科事典』（巻12，1985年，308-309頁）を読みたい。
- (24) 『旧約聖書』を参照。
- (25) ゾロアスター教については，さしあたり伊藤義教『ゾロアスター研究』（岩波書店，1979年），エミール・バンヴェニスト＝ゲラルド・ニヨリ『ゾロアスター教論考』（平凡社，1996年），前田耕作『宗祖ゾロアスター』（筑摩書房，1997年），山本由美子『マニ教とゾロアスター教』（山川出版社，1998年）などを読みたい。
- (26) ユダヤ・キリスト教的思惟様式と東洋的思惟様式の類似と相違については，マックス・ウェーバー『宗教社会学論選』（大塚久雄訳，みすず書房，1972年），ならびに中村元の『インド思想とギリシャ思想との交流』（春秋社，中村元選集16，1968年），『東洋人の思惟方法』（全4巻，同上選集1～4，1961～62年），『比較思想の軌跡』（東京書籍，1993年）などを読みたい。
- (27) 仏陀思想の神髄は「輪廻転生」。しかし仏陀は，安住の地は来世にあるという見方に達したのではなくして，この世において安心立命を果たすことが人の務めだと説いたのである。「移ろい行くことを追うな。現実を受け入れ，善行をなせば，天国へ行って，また生まれ変わる」という意味においての「輪廻転生」を説いたのであった。
- 過日（1998年4月10日／日曜日），たまたま見たNHKテレビ番組「仏陀——大いなる旅路〔第1回〕／インド・輪廻する大地：仏教盛衰の2500年」（午後9時～10

時半放映)によって知ったことであるが、今日でも、最初期の仏教教義が実践されているバングラディシュのチッタゴンという小さな集落(ミャンマーとの国境近くの山岳地域民族)では、村人全員がその信者で、南伝仏教の古形が習俗として継承されている。筆者は、それを見てとても強い感動を覚えたことも、ついでながらここに記しておく次第。

- (28) ギルバート・マレー『ギリシャ宗教発展の五段階』(藤田健治訳、岩波文庫、1943年/復刻版1982年)参照。
- (29) エミール・デュルケム『宗教生活の原初形態』(小野清人訳、岩波文庫、上・下、1941年/1975年改訳/原著1912年)参照。
- (30) ハーヴェイ・ギャランガー・コックス『世俗都市——神学的展望における世俗化と都市化』(塩月賢太郎訳、新教出版社、現代神学双書36、1967年/原著1965年)をみよ。
- (31) たとえば、アンドレ・ボナール『ギリシャの神々』(戸張智雄・戸張規子訳、人文書院、1984年)、ジェーン・E.ハリソン『ギリシャの神々』(船木裕訳、筑摩学芸文庫、1994年)などを読みたい。
- (32) たとえば、小野塚友吉『ギリシャ神話案内——苛烈なる神々とその系譜』(風濤社、1992年)、ジョン・シャーウッド・スミス『海からの花嫁——ギリシャ神話研究の手引き』(吉田敦彦・藤由美子訳、叢書・ユニベルシタス、法政大学出版局、1998年)、吉田敦彦『ギリシャ神話』(ブリタニカ叢書、日本ブリタニカ、1980年)、アポロドーロス(Apollodorus)『ギリシャ神話』(高津春繁訳、岩波文庫、1978年)、ラルフ・マッカーシー『ギリシャ神話』(白浜美千代訳、講談社、1996年)、呉茂一『ギリシャ神話』(新潮社、1970年)などを読みたい。
- (33) たとえば、松村武雄『希臘の宗教』(弘文堂、1950年)、W. F. オットー『神話と宗教——古代ギリシャ宗教の精神』(辻村誠三訳、筑摩書房、昭和41年初版1刷/昭和60年第10刷)、F. M. コーンフォード『宗教から哲学へ——ヨーロッパ的思惟の起源の研究』(広川洋一訳、東海大学出版会、1987年/原著1957年)、W. R. コムストック『宗教——原子形態と理論』(柳川啓一監訳、UP選書、東京大学出版会、1976年第1刷/1978年第3刷/原著1972年)などを読みたい。
- (34) Fuller, B. A. [1923], *History of Greek Philosophy*, Henry Holt and Company, New York, pp. 26-28.
- (35) ホメロスの名の下に伝わる『讃歌』(『四つのギリシャ神話〔『ホメーロス讃歌』より〕』逸身喜一郎・片山英男訳、岩波文庫、1985年第1刷/1988年第5刷)、藤瀬謙三『ホメロスの世界』(新潮社、1996年/角川書店、1975年刊の増補版)などを読みたい。
- (36) たとえば、藤縄謙三『ギリシア文化の創造者たち——社会史的考察』(筑摩書房、1985年)、リヒャルト・ハルダー『ギリシャの文化』(松本仁助訳、北斗出版、1985年)、エミール・ナック&ヴィルヘルム・ヴェーグナー『古代ギリシャ——その興亡と生活・文化』(紫谷哲郎訳、佑学社、1986年)などを参照。

- (37) 別の問題と視点からではあるが、この点を押さえた見事な思想史としては、社会学者ジョセフ・ヘイム・アブラハムの『社会学思想の系譜』（安江孝司・小林修一・樋口裕子訳、法政大学出版局、1988年初刷／1994年2刷／原著1973年）および文化人類学者のアンヌマリ・デ・ワール・マルフェイトの『人間観の歴史』（湯本和子訳、思索社、1986年／原著1974年）を読まれたい。
- (38) 「ソクラテス以前の哲学は……自然の発見とともに始まり、ソクラテスの哲学は人間の魂の発見とともに始まる。この自然学が『イオニア』の名を冠して呼ばれるのは、それがタレスとその後継者たちによって、小アジア沿岸のイオニア植民地のひとつ、ミレトスで始まったからである」（F. M. コーンフォード『ソクラテス以前以降——ギリシャ哲学小史』（大川瑞穂訳、以文社、1972年／1977年、19頁）。
- (39) たとえば、田中美知太郎『ソクラテス』（岩波新書、1957年）を読まれたい。
- (40) プラトン『国家』（藤沢令夫訳、岩波文庫、上・下、1978年初刷、1997年第31刷／岩波版『プラトン全集』第11巻、所収）を読まれたい。
- (41) 同上、およびアリストテレス『政治学』（前掲）参照。
- (42) 「ソフィストたちは賢明、というより巧妙であったのだ」という。たとえば「そうしたソフィストのなかでもっとも有名だったプロタゴラスは、弟子を取る際、その弟子が後世、会衆のメンバーとなりそこの最初の仕事がかううまくいかなかった場合には、授業料を返却するという条件付きで弟子たちを教えたといわれる。だからプロタゴラスは、授業料免除もありうるという餌でもって弟子集めをしていたことになるが、これはなかなか巧妙な手口であったといえよう。というのも、貴族の子弟が都市国家の会衆メンバーに選ばれてしまえば、仕事はたいがい、だれであれ難無くこなせるものがほとんどで、プロタゴラスの方からすれば授業料を返還しななければならない心配などほとんどしなくてよかったのだから」（Goodale, Thomas & Geoffery Godbey [1988], *The Evolution of Leisure*, Venture Publishing, Inc., State College, PA 16803, New York, p. 21）。
- (43) パートランド・ラッセル『西洋哲学史』（市井三郎訳、上巻、みすず書房、1961年初刷／1989年第17刷、81-86頁）参照。なお、本訳書は、最初上・中・下の3巻本として刊行されたものであるが、1970年刊本より合本版となり、1989年刊でその第17刷を数えている秀作である。
- (44) プラトン『ソクラテスの思い出』（田中美知太郎、岩波版『プラトン全集』第1巻、所収／久保勉訳、岩波文庫、1960年、新改訂版）参照。
- (45) ジャック・ヴェルジュ『中世の大学』（大高順雄訳、みすず書房、1979年）参照。
- (46) ソフィストたちが、結局のところ、論理矛盾をきたしたから懐疑主義に陥ったのか、その逆の所為なのか、判断は難しいとのことであるが、究極的には、それ自体が史的にまったく新しい見方として登場したソフィストたちの（それが偉大なことだったという意味においての）主観主義にあった。「これまでの哲学者たちは、主観的意識が客観的現実結びつけられていること、われわれの認識の源泉が客観的なものであることを、暗黙の裡に前提としていた。ソフィストとともに新しい原理、主観性の原理

があらわれる。すなわち、物とは、それが自我にそう見えるものにすぎず、普遍的に妥当する心理は存在しない、という思想である」(アルバート・シュヴェーグラー『西洋哲学史』(谷川徹三・松村一人訳、岩波文庫、上巻、1939年初訳、1958年改訳/その第73刷版、1996年、75頁より)。なお、同書同頁より以下87頁まで、他に、ジャン・プラン『ソクラテス以前の哲学』(鈴木幹也訳、クセジュ文庫、白水社、1971年)、ルチャーノ・デ・クレシエンツォ『物語ギリシャ哲学史』(谷口勇訳、而立社、1986年)、広川洋一『ソクラテス以前の哲学者——初期ギリシャ』(講談社、1987年)、斎藤忍随『知者たちの言葉——ソクラテス以前』(岩波書店、1996年)などを読みたい。

- (47) 他に、ソロンの「度をこすな」、「悪い連中と付き合うな」、「支配されることを知る者は支配することができる」とか、クレオプロスの「父を敬え」、ピットコススの「陸は信頼できるが海は信じられぬ」といった言葉が知られる、という(前掲、ジャン・ポール・デュモン『ギリシャ哲学』有田潤訳、21-22頁より)。
- (48) de Grazia, Sebastian [1962], *Of Time, Work and Leisure*, The Twentieth Century Fund, New York, p. 21.
- (49) レジャーを「時間・空間・活動」の哲学的概念トリアーデとして捉え返す必要があるということである。see edited by Winnifirth, Tom & Barrett, Cyril [1989], *The Philosophy of Leisure*, Macmillan Press, London.
- (50) カーゴ・カルト (Cargo Cult) とは「植民地状況下のメラネシア各地で、19世紀末から生じた多彩な宗教・社会運動の総称。積荷崇拜とも訳される。……広い意味でいえば、カーゴ・カルトはヨーロッパ人との接触、植民地統治の経験という新たな社会環境に対してメラネシア人が示した積極的な反応の一形式であるが、その直接の関心が、舶来の豊かな富を自分たちの元に獲得するという物質的目標へ向けられた点に、この運動の著しい特色をみとめることができる。これと多少とも共通した性格の宗教・社会運動は歴史の変動期におかれた諸社会に広く見いだされ、これまでに千年王国運動、土着主義運動、再活性化運動などと呼ばれて、世界的な規模での比較研究が進められてきた」(笠原政治稿『文化人類学事典』弘文堂、1987年、138頁)と言われるものであるが、むしろ、本文での意味は、そのことになぞらえての謂いである——念のため。
- (51) 石川実・井上忠司編『生活文化を学ぶ人のために』(世界思想社、1998年、3頁)所載の石川実「序 生活文化のとらえ方」より。
- (52) J. H. スチュアード (Julian Haymes Steward) 『文化変化の理論』(米山俊直・石田子訳、弘文堂、1979年/原著1955年、42頁)より。
- (53) 文化とはなにかという「文化定義」をめぐる論議は大変かまびすしく、少し議論しておくべきところであるが、いまはその余裕とてなく、代表的な関連文献を多少挙げておくにとどめておきたい。B. マリノフスキー『文化の科学的理論』(姫岡勤・上子武次訳、岩波書店、1944年/原著1958年)、H. リッケルト『文化科学と自然科学』(佐竹哲雄・豊川昇訳、1939年/原著1899年)、T. S. エリオットの『文化とは何か』

(深瀬基寛訳, 弘文堂, アテネ新書, 1951年/原著1951年) および『西歐社會の理念』(中橋一夫訳, 一時間文庫, 新潮社, 1954年), E. B. タイラー『原始文化』(比屋根安定訳, 誠信書房, 1962年/原著1871年), 石田英一郎『文化人類学序説』(時潮社, 1959年/のちに『文化人類学入門』講談社学術文庫, 1976年として再刊), Kluckhohn, C. and A. L. Kroeber [1952], *Culture: A Critical Review of Concepts and Definition*. —そうして, 「ギリシア文化の包括的な歴史の叙述」としては, 他の追従を許さない浩瀚なる大著にして, 文句なきの名著として誉れ高いヤーコブ・ブルックハルト『ギリシア文化史』(新井靖一訳, 全5巻, 筑摩書房, 1992年/原著1921年) がぜひとも読まれなければならない。

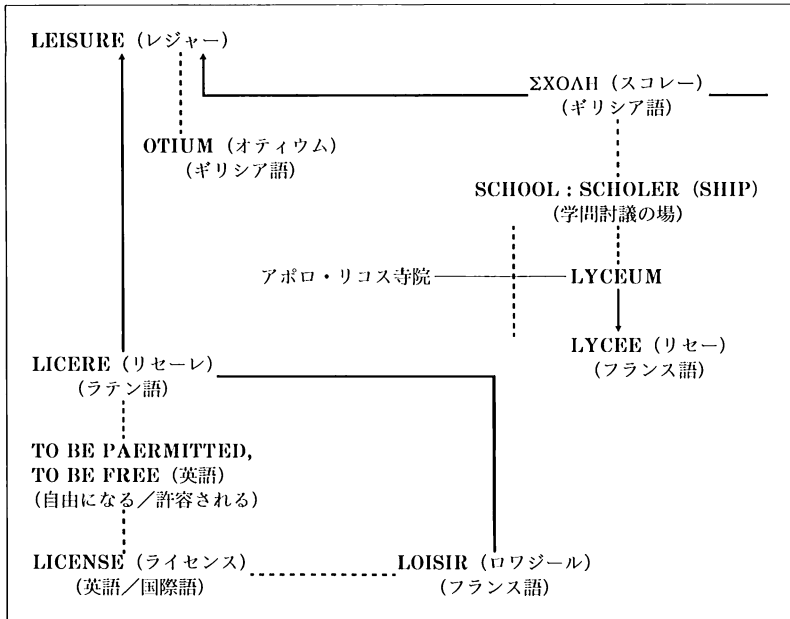
- (54) *Aristotle; Fundamentals of the History of his Development*, by Werner Jaeger translated with the author's corrections added by Richard Robinson, 2nd ed., Clarendon Press, Oxford, 1948 (法政大学図書館石母田文庫蔵), p. 56. 原著はドイツ語で, Jaeger, Werner [1915], *Entstehungsgeschichte der Metaphysik des Aristoteles*, Berlin である。本書は, アリストテレスの思想を, プラトンを単に継承しているにすぎぬ前期アリストテレスと, アリストテレスに独自の思想的境地に達する後期アリストテレスとははっきりと弁別し, アリストテレスにおける思想発展史を形成論的に跡づけて, 20世紀アリストテレス研究のチャンネルを決定的にしたとされる画期的な論稿である。なお, ウェルナー・イエガーの『ギリシア哲学者の神学』(神沢惣一訳, 早稲田大学出版部, 1960年) および『初期キリスト教とパイディア』(野町啓訳, 筑摩書房, 1964年) も読まれたい。

(55) Ibid.

(56) Ibid.

- (57) 現代日本語の「レジャー」は, 言うまでもなく, 英米語の leisure (レジャー) に由来し, 「余暇」とか, 単に「暇」の謂いであるが, なぜかその英米語発音を, そのまま日本語意の余暇とか暇として, とくに第二次世界大戦後より, 現代日本人が, 外来語として好み, ふう用に用いる語のひとつである。そして, 思うに, それ自体が, 戦後日本の「ことば文化の問題」の一端を印象づける現象として興味深い点のひとつである。が, いまはその問題はさておくとして, レジャーに相当するギリシア語は, 記述のごとく, ΣΧΟΛΗ (スコレー)。そのラテン語表記は OTIUM (オティウム)。他方, その義を表わすラテン固有語は LICERE (リセーレ) である。が, そこから派生したいくつか重要な諸語との系譜関係を示しておく, 次頁の図のごとし。

ここでもう一度ジョセフ・ピーパーの言葉に注目しておこう。「われわれが教育ないし人格陶冶の場所を指すに用いる言葉は, 閑暇を意味する Schule (学校, 学派を意味するドイツ語) が本当に意味するのはいわゆる学校ではなくして, 閑暇なのだ。」ところで, しかしました, 上記のような系譜関係に「レジャー」概念が位置づけられるものとして, その「レジャー概念」と, 日本語にいう「レジャー」や「余暇」とは著しく異なる義を含むものと思われる一方, 日本語としても「レジャー」と「余暇」とは多少なりとも意味合いに相違があるように思われ, ニュアンスにもどこか違いが感



じられもするが、そうして、ほんとうは、それこそが重要な論点のひとつでもあるのだが、目下のところは「レジャー＝余暇」として捉えておく。そのうえで、日本語の「余暇」の出自に、ついでながら触れておくと、それは、紀元 600 年後半に完成されたとされる中国南朝の歴史を扱う正史『南史』の「列伝 70 卷」のひとつ「陸伝」にみられる「陳文帝聽覽餘暇，顔留心史籍」によるものと解されているとのこと。なおまた、その類語としては、「暇，間，閑，遑，隙，閑暇，間暇，余間，寸暇，等々」（同上）が、古来用いられてきたのであった。

- (58) 「『徳』とは、ラテン語の virtus に相当する語 arete の訳で、我らのいわゆる徳 (Tugend, Virtue) とは充分に一致せぬものである。一般にギリシャ人はこの語を解して、或る物がそれに固有なる目的遂行のために具備せる性質、すなわち優秀、有効、実際的能力等と做した。されば固有の意味における『倫理的徳』は、単に特殊の場合、すなわち意志の arete に過ぎない」（久保勉訳のプラトン『ソクラテスの弁明・クリトン』岩波文庫、1927 年第 1 刷・1964 年第 23 刷改版・1997 年第 78 刷、訳者注、94 頁）。
- (59) マックス・ウェーバーのいわゆる「客観性」論文、すなわち「社会科学的並びに社会政策的認識の『客観性』」（邦訳『社会科学方法論』恒藤恭校閲、富永祐治・立野保男共訳、岩波文庫、1926 年、とくに 78 頁以下）を読まれない。なお、「客観性」論文の邦訳としては、他に、徳永恂訳「社会科学的ならびに社会政策的認識の『客観

性。』(『現代社会学大系〈5〉 ウェーバー——社会学論集：方法・宗教・政治』 浜島朗・徳永恂訳、青木書店、所収)、祇園寺信彦・祇園寺則夫訳『社会科学の方法』(講談社学術文庫、1994年)、富永祐治・立野保男訳・折原浩補訳『社会科学的と社会政策にかかわる認識の「客観性」』(岩波文庫、1998年)がある。なおまた、渡辺進「マックス・ウェーバーにおける文化人と経済人」(『尚絅女子学院短期大学研究報告』第10集、1964年3月、17-27頁)を参照。

(60) アリストテレス『政治学』前掲書。

(61) オイコス (oikos) 「ギリシア語で家を意味し、さらにこの家に結合する人間の諸関係をも意味するようになった語。アリストテレスは『政治学』の中でポリスを〈村々の共同体(または結合体)〉村を「家々の共同體(または結合体)」と定義し、家を夫婦、親子、主人と奴隷の三つの関係の複合したものと把握した。家は古代ギリシアを通じて、その政治的変化にもかかわらず変わることなく社会生活の最小単位として機能した。〈オイコスの人〉を原義とするオイケテス (oiketēs) はローマ人のファミリア (familia) と同様に家族・世帯・奴隷をも意味した。ミュケナイ時代の家族は家父長制大家族であつたらしい。ホメロスの詩の中のギリシア人の王たちの場合には、息子の嫁たちも、娘の夫たちも同じ館に住んでいた。ポリスの成立以後は単婚小家族が一般で、父の死による兄弟の相続は平等を原則としていたが、スパルタでは長子相続が古制であつたらしい。オイコスとクレーロスを持つことが自由な市民の経済的独立の基礎であつた。これによってオイコスの世代から世代への移行が可能となり、それが歴史の連続性の基礎であつた。したがって家には祖先以来の墓地を守り祖先を祭ることが欠かせない家族の義務であつた。家には、ポリスにこの守護神があるように、家の守護神がまつてあり、〈中庭のゼウス〉とよばれる神像が立てられていた。家の成員になるとは、家の祭祀にあずかることを意味し、嫁が家に入る時に主婦は榎の実や干しブドウや干しイチジクを頭上からふりかけるのが例であり、奴隷を買ってきて家の中に入れる時も戸口で同じことをするのが例であつた。この儀式によって嫁も奴隷もその家の人(オイケテス)になると考えられていた。一時的に家に滞在する客(クセノス)を欲待するのは家の良き習慣であつた。家の人が殺された時は、古くは「血の復讐」によって報復するのは一定の近親範囲の義務と考えられていた。血縁ある幾つかの家が氏族(ゲンス)を成し、幾つかの氏族が胞族(フラトリア)を、幾つかの胞族が部族(フェレー)を、幾つかの部族がポリス市民団を構成していた」(太田秀通稿『平凡社大百科事典』第2巻、780頁)。

(62) アリストテレス『政治学』前掲書。

(63) ヘーゲル『精神現象学』(榎山欽四郎訳、上・下、平凡社ライブラリー、1997年、とくに上巻227頁以下)を参照。

(64) アリストテレス『ニコマコス倫理学』前掲書、196b 5, 1106b 30, 1132b 22。

(65) 同上、訳者「解説」(244頁)より。

(66) 鈴木照雄「ヘラクレイトス研究——その魂論を中心にして」(『ギリシア思想論攻』二女社、1982年、51-155頁)に基づく。なお、ギリシア思想史の全体にわたる論述

- としては、今日における標準的な著作の一つと、専門家が認める Guthrie, W. K. G. [1981], *A History of Greek Philosophy*, Vol. I-IV, Cambridge を参照。
- (67) Wilbur, James and Harold Allen eds. [1979], *The Worlds of the Early Greek Philosophers*, Prometheus Books, Buffalo, p. 75.
- (68) *Ibid.*, p. 106.
- (69) *Ibid.*, p. 107.
- (70) リュケイオン (Lyceum) は「講義や討議をなすところ」という意。アリストテレスの学園名。アリストテレスのリュケイオンは、アテネ郊外の森の中にあった。アリストテレスは、そこをそぞろ歩きしながら、門下生に哲学を講じた、と言われる。
- (71) 前掲、鈴木照雄「ヘラクレイトス研究——その魂論を中心にして」を参照。
- (72) プラトン『ソクラテスの弁明』(田中美知太郎訳、同上『プラトン全集』第1巻所収/久保勉訳、岩波文庫、1960年、新改定版)。なお、ソクラテスについて語るオリジナル文献で、日本語で読めるものとしては、ソクラテスのもう一人の弟子クセノフォン『ソクラテスの思い出』(佐々木理訳、岩波文庫、1974年、改訳版)がある。
- (73) 邦訳『プラトン全集』としては、田中美知太郎・藤沢令夫編集の岩波書店版(全15巻、1978年刊)があり、その第5次刊行が、本編15巻に、「プラトン事典」としても読めるとされる別巻(総索引編)1巻を加えて、今年(1998年)4月よりはじまった。なお、プラトンがなぜ対話形式でしかもものを書かなかったのかということについては、藤沢令夫によると、「プラトンは固苦しい哲学概論ふうの論述でなく、対話篇という形式により、思想が形成されるプロセスそのものと、思考がたどる生きた動きの現場を再現することにつとめた。当然また、そこには、いくつもの主題が複合的に織り合わされていることが多い。むしろ、ふつう例えばこれは倫理の問題、これは科学の問題というふうに区別されて無関係に見える事柄の間にも、じつは奥深いところで互いに緊密なつながりがあること、そのつながりを全体として総合的視野のもとに見きわめることが人間にとって大せつなのだということを示そうとした〔からである〕」(同上『プラトン全集』の「編者のことば」より)と考えられる、とのこと。
- (74) Jaeger, Werner [1943], "In Search of the Divine Center: Paideia," as Volume II of *The Ideals of Greek Culture*, translated from the German manuscript by Gilbert Highet, Blackwell, Oxford, p. 56. また、プラトン『パイドン——魂について』(松永雄二訳、同上『プラトン全集』第1巻、所収)を参照。
- (75) 前掲、プラトン『国家』(藤沢令夫訳)をみよ。
- (76) アリストテレス『ニコマコス倫理学』第10巻第6章。
- (77) 同上、第2巻第6~9章。
- (78) 同上、第8巻。
- (79) 同上、第10巻(快樂論B稿)。
- (80) 同上。
- (81) 同上、第3巻第1章。
- (82) 同上、第3巻第2章。

- (83) 同上, 第10巻第7章。
- (84) アリストテレス『形而上学』(出隆訳, 岩波文庫, 1959年初訳, 1996年第41刷, 上・下); 986b 20, 29a 5, 35a 8, 38b 6, 41b 7, 43a 6, 45a 35を参照。
- (85) Stocks, J. L. [1936], “ΣΧΟΛΗ,” in *The Classical Quarterly*, Vol. XXX: 3-4, January, Original Printed in Great Britain by Billing & Sons, Guildford; Reprinted Offset Litho by Biddles Ltd., The City Press, Guildford, Surrey; Printed 1967 for Wm. Dawson & Sons Ltd., London with the Permission of The Oxford University Press, p. 182.
- (86) プラトン『法律』846-7a, 岩波版全集第3巻所収, 1976年第1刷/1993年第4刷, 500頁より。

第2章 レジャー観の変遷と現代レジャー

I レジャー観の史的変遷

動物はレジャーを有するであろうか、と問うてみよう。とはいうものの、正直に言って、こういう問いを前にして、われわれには、実のところ、答える術がなにもないのだが、ただ、とりあえず哺乳類に限定するとして、ある種の動物では、たとえば、猫族（家猫、野良猫のみならず、虎やライオン、ハイエナ、豹、などなど）は舌で互いの身体を舐め合い、猿の種族は互いに相手の毛づくろいをするなど、明らかにリラックスした社会的姿態をみせることは周知のとおり。そして、四足動物でも幼いときは、幼少期の人間とまったく同じで、活発に動き回り、言ってみれば、「いたずら」とか「ふざけ合い」と呼んでもいいような「遊び」に興じるものがかなり多くみられる。そういうことからすれば、動物たちもまた、哺乳類の仲間では、相当程度に「レジャーのときをもつ」とみなしてもよいのではないだろうか。

1 原始から古代へ

それはともかく、人間の場合、その生活展開は、始^{プレ・プリミティブ}源のときより先史の原始社会を経て、それからまたさらに時代を大きく下って定着農耕社会となり、歴史時代を迎えるようになって、人間における生のあらゆる活動は混然一体化したものであったのではないかと想定しうる。それゆえ、人間が生きていくための活動のうち、仮にも動物の捕食活動にも似て、それをどうしても遂行しなければ生存がかなわないという意味での「必然の労働」行為と、それから解き放たれた「残余もしくは有余の時間・空間活動」すなわち「レジャー（余暇）」とを分別しうるとしても、それを分かつ境界は明らかに

不分明であったにちがいない。⁽¹⁾がしかし、その〈労働〉も〈レジャー〉も、初源的には、自然への畏怖とか感謝の念を呪術的に表象実践した供犠や祝祭の儀や、人間相互に向かい魅き合う愛憎悲喜の情動や力への意志とその鼓舞に発露する、たとえば闘争、儀式、音楽、語り、冗談、ふざけ合い、運動、競技やゲーム、等々、人間というこのすぐれて〈社会的な生物存在〉においてしか認められない特有の社会生活と緊密に結びつき、混在していたものとみなされる。そして、そういう始源から原始へと移り続く人類史上最長期の初期社会——その時期は、今日の自然人類学者たちの説くところにしたがって、仮に人類の起源を猿人段階にまで遡らせて470万年前とするも、あるいはホモ・エレクトス（直立歩行存在）となったとされる50万年前後期とみなすも、いずれにしても人類史全体の実に99.999...%以上を占める圧倒的な史実！——では、実際の「労働」時間は1日平均3～4時間ぐらいであったとされ、⁽²⁾おまけに「労働外の活動」のほう⁽³⁾が重要視されていた、とも理解されるのである。

そういう原始段階に対して、古代になると、どうなるのであろうか。古代といっても、それは風土的条件、種族、生産力、等々の種差に伴って、多様だったはずで、一概に言えるわけでもないが、ここでは範型的（とされてきた）古代、すなわち「古典古代」に目を向けるにとどめ、さらに紙幅が限られていることから、古代ギリシアに関してはすでに述べた（第I部第1章）ので、ローマ時代についてのみ一瞥しておこう。

古代ローマ人といえば、キルクス（巨大な戦車競争場）⁽⁴⁾に集い、戦車競走に熱狂し、円形闘技場での剣闘士競技や猛獣の格闘に見入り、劇場での演劇や默劇などの見世物にも現を抜かす一方⁽⁵⁾、被征服民や異教徒、とくにキリスト教徒を、ライオンの餌食に供し、それを観て楽しんだ種族であった。彼らは、そうした残酷シーンを、盛装したいでたちで「観劇」し、そういう見世物娯楽に打ち興じるというのが最高のレジャーであったともされる⁽⁶⁾。が、それはおそらく、悠久の太古に淵源する自然を畏怖し、神々を崇拜し、その霊を鎮めるために捧げられた生贄奉獻、すなわち供犠——その犠牲対象は、原始（未開）段階では幾多の動物たちであったし、いまでもそうであるという事実——⁽⁷⁾に遡る残酷にも「人間の生贄」の儀を、極限的な装いで祝祭化した

「レジャーの極致」だ⁽⁸⁾とみなされていたものであろう、とも解される。

そうした催し物は、しかしながら、「もともと都市国家は農耕市民の戦士団として生まれたのだから、……軍事や収穫に関連する祝祭とむすびついてきた〔ものであって〕、やがて、しだいに祭日つまり見世物の開催日が設けられ、下って2世紀後半のマルクス・アウレリウス帝の時代には、1年のうち135日まで増加したと伝えられている⁽⁹⁾」こと、そしてまた、「そのような事情は、穀物給付以上に一般的な現象として、多くの地方都市でも見られ、イタリアだけでも90近い数の円形劇場（このような公共建築物も富裕な名望家の費用負担に拠るものが大多数である）が知られている。更に、公職就任のような機会に、見世物興行や祝宴を施す富裕者を顕彰した碑文の事例も夥しい⁽¹⁰⁾」、と専門家は記す。

それにしても、このような展開は、地中海世界を枢軸として展開された「^{パックス・ローマナ}ローマの平和」と称される最盛期ローマ帝国時代の都市国家の政治、経済、社会の全局面にわたる構造的に特殊な文化的達成であったことを見逃してはならないだろう。しかしまた、ここでは詳述できないけれども、それは、帝政期のローマ社会を揶揄して詩った風刺詩人ユヴェナリスに、「かつて権力や勢威や軍事などのすべてに力を注いでいた市民たちも、今では萎縮して、たった二つのことばかりを気にもんでいる。パンとサーカスだけだ⁽¹¹⁾」と言わしめたごとく、征服を繰り返し、世界の覇者となったローマ帝国が、その巨大な権力と巨万の富をバックに、「パン」すなわち⁽¹²⁾「低廉な価格もしくは無料で平民身分のローマ市民に給付された穀物」と、「サーカス」——この言葉は、今日では曲芸を意味する語であるが、そうではなくして、既述のキリクス、すなわち「見世物一般」を指し、円形競馬場での戦車競走、闘技場での剣闘士競技などの格闘技、劇場での演劇や黙劇などを言う——をあてがわれて、そのことに現を抜かしたローマ都市民の、いわばレジャー型日常生活の「狂態」であった。が、しかしまた、そこに「民衆の脱政治化」や「政治の腐敗」を嗅ぎとるだけといったような、いわばそれを「近代主義的」に理解してはならないといわれる。そのように受け止めてしまえば、片側落ちどころか、ローマ都市国家文化の精髓を捉え損なってしまう、と言うのは、今日の文化人類学者やローマ史研究の専門学者たちである⁽¹³⁾。たとえば、次の

ごとく——

〈パンとサーカス〉という表現で示唆されるローマ社会の特徴は、施与者と享受者との政治的關係から、〔従来はともすると〕公職候補者の票集めのための、あるいは、為政者による人心掌握のための人気取り政策として考えられてきたし、そして、そこに民衆の脱政治化や政治の腐敗を強調するきらいがあった。しかし、このような捉え方は余りに近代主義的な解釈にすぎないことが指摘されている。

近年における社会学や文化人類学の発展は、新しい観点からこのような歴史現象の深層を掘り起こすことを促している。そこではギリシャ語の〈恩恵を施す (εὐεργετεῖν)〉から造語されたエウエルジェティスム⁽¹⁴⁾ (évergétism) という観点が重視される。元老院貴族の寡頭制による共和政期においては、政治にあずかる人々は民衆の主人である。彼らが民衆に恩恵を施すのは、民衆の前で尊大にふるまうのではないことを装い、統治が民衆の幸福を目的としていることを理解させることによって、政治の尊厳さと彼らの権威を維持するためである。富裕者権力の獲得のために〈恩恵を施す〉のではなく、権力を保持しているが故に〈恩恵を施す〉のであり、それによって民衆に敬愛され、統治は重厚さを増す。ローマ国家のような身分的秩序の濃厚な社会では、権力の獲得という合理的目的のためではなく、権威の認知という非合理的気分の故に恩恵が与えられるべきであった。帝政期における皇帝の恩恵施与は、国家は皇帝であると見なされることによって、ますます重要となる。神の恩恵を浴びる者はまず寛大な恩恵=人間の徳を施しうる者でなければならない。君主は恩恵を施す者として統治し、その善行によって神格化される。それには、公生活と私生活との交錯する生活空間としての祝祭の世界が、近代社会よりもはるかな重みをもって登場する。この祝祭の世界は民衆の活気⁽¹⁵⁾に関わっているのだ。

2 中世から近・現代へ

歴史を下ろう（しかし、紙幅の制約からここでも「駆け足の要約」にならざるをえないことを、重ねてお断りしておきたいと思う）。

ミデイーヴァル

中世と呼ばれる時代になると、知的・宗教的な労働が肉体労働に優るものであるということが、修道僧たちによって説かれ、教導されていたが、しかし中世も中・後期（10世紀前後以降）に至ると、職人意識が尊重されるようになり、その理念が手仕事に威厳を付与し、それゆえにまた肉体労働一般もが——卑賤視されたある種の職業労働は別除とされたが——⁽¹⁶⁾相対的に崇められるようになってきた。そして、少なくとも3日に1日は、宗教的その他の祝祭日や休日にあてることが善いことだとされるようになってくるのである。⁽¹⁷⁾

しかしながら、中世のレクリエーション活動もまた、労働を終えるところにレジャーが始まるという近代的な観念からすれば、原始社会における労働・レジャー未分化を表象する場合にも似た混乱を呼びおこす。とはいえ、中世期におけるレクリエーションのいくつかは、あきらかに戦闘^{いくさ}に備える戦士集団が始めたものであった。たとえば、アーチェリー、乗馬、レスリングなど、貴族や領主といった上流階級がトーナメントでやっていた諸競技、あるいは将来の戦闘を予想しての似たような競技の予行演習などは明らかにそうであろう。また、チェスでさえ、内容からすれば、いかにして戦争に勝利するかを考えるための戦略・戦術をゲーム化したものに他ならない。そういう類でなければ、そのほかの活動はすべて直接経済的な生活の必要性からでたものである。たとえば、狩猟ははっきりとそうであるし、競馬は、12世紀に、馬に蹄鉄を打つ鍛冶職人たちが、馬を取引きする馬市となった牧場然としたところで、自分たちがしつらえた馬の調子を披瀝するために走らせてみせるという展示から発展したものであった、といわれるのである。⁽¹⁸⁾

中世も、古代とはまったく趣がちがうが、厳しい身分制社会であった。そういう社会にあっては、俗に「ガス抜き」とよばれて「周期的に必要とされること」という以外、なんとも説明のできないレジャーの類もあるように思われる。ヨーロッパの中世も、そういう社会であった。そのために、そこでは、いわゆる「無礼講 (Saturnalia)」とか「馬鹿祭 (Feasts of Fools)」とよばれて、そのときは祝日で、人びとにおける日常ふだんの社会的役割、つまりは主客あるいは主従関係の位置を逆転させて、下僕なり客人が主人に、あるいは下位者が上位者に向かって、どんなに口汚く罵ろうが侮蔑を加えよう

が、そのことでは、公式にも非公式にも、なんらの非難も訴追も被ることがない日とされていた。それで、あらゆる位階における身分の低い従者は、そのことを精一杯やることで日頃の鬱憤を払い、溜飲を下げたのである。そして、それが「楽しみ（レジャー）」として慣行となり、制度化されていったのであった。⁽¹⁹⁾——そして、起源的な由来からすると、それは、絶対君主制の必然的な所産、「宮廷に仕える道化役（Court Fool）」にもとづくといわれることは周知のとおりである。⁽²⁰⁾

また、スポーツには、どうしてそんなことをするのかということになると、とても難しく、結局はよくわからないのだが、ともあれ、神聖な闘牛や熊祭りといった宗教的儀礼を帯びたものから、闘鶏や単に動物をいじめまわして最終的には殺してしまうといった屠殺行為も含まれるが、ほかのスポーツ行為は、大体のところ、親族や近隣同士の絆を反映して、いずれにしても友好的なかたちをとり、また、昼夜ぶっ通しで飲み食いし、どんちゃん騒ぎのうちで、地方ごとに対抗意識をもってとか、村をあげて興奮の坩堝と化すフットボールの試合のように繰り広げられたものである。⁽²¹⁾それらのすべてが前産業時代の社会的意識の顕われで、催事は教会暦に従っておこなわれ、祭事は農耕事暦にほぼ見合うかたちでなされ、昼となく夜となく飲み食いしながらのどんちゃん騒ぎは数日間、ときには1週間にもおよんだのである。⁽²²⁾

そういうことであるからして、もしここでわれわれが「労働とレジャーの問題」を複雑に絡み合った社会的基盤ないしそのコンテキストから切り離してとらえてしまえば、人びとがどうしてそんなことに現を抜かしたのか、その所以をきちんと理解することができなくなるというものであろう。そうした行為姿態は、身分関係上げひなくも、しかし労賃なしで強制労働に駆り出されることに不満が募る一方、しかしまた、ふだんではそれを心の内側に閉ざしたまま打ちすごさざるをえなかった境遇の人びとからすれば、それこそ溜まりに溜まった鬱憤を解消するための行為であって、いわば「欲求不満解消要因」のひとつとして、それがその機能を果たしたものであったということだけは、はっきりしているだろう。⁽²³⁾

ところが、それからまたさらに時代が下って、15～16世紀以降、いわゆる「ルネサンスと宗教改革」期を経て、近代（17～18世紀）を通過し、E. J.

ホブズボームのいわゆる「二重革命 (The Dual Revolution)⁽²⁴⁾」、すなわち「市民革命と産業革命」を史的画期とする現代への「大転換 (The Great Transformation)⁽²⁵⁾」(カール・ポランニー)の時点より、多くの働く人びとは、まさにルンペン・プロレタリアート(無産大衆)として、かえって苛酷な——あまりにも苛酷な!——長時間・重労働に従事しなければ喰って生きることでもできない歴史過程に組み込まれていくのである(近代資本主義の成立と展開)。

そして、その過程のうちに、「労働」と「レジャー」は、はっきりと分離、識別され、両者は別の行為だと捉え返されるとともに、レジャーは単に「労働による疲れを癒す休息行為⁽²⁶⁾」とみなされるようになってくる。が、翻って、その遠因(思想的因果連関)を尋ねるとすれば、それは「プロテスタンティズムの倫理」と「近代資本主義の〈精神〉」との史的因果の関係を説いたいわゆる「ウェーバー・テーゼ」、すなわち、ルター、ツウイングリ、カルヴァンらの教義⁽²⁷⁾に史的根拠を有する天職観念(Beruf/Calling)、つまりは——「神の子にして、その人としての第一義の本分は、汝の職は神の思し召し(召命)なりしがゆえに、なににもまして所与の職業労働に就き、勤勉に一生懸命働くことだ」として宗教改革期以降に実践された——「プロテスタントの労働倫理(プロテスタンティズム)⁽²⁸⁾」の興隆に遡るとしておきたい。そのプロテスタントの信念が、「労働とレジャーの価値や重要性は相対的なものだ」とみなされていたそれまでのコンヴェンショナルな意識を直接覆すこと⁽²⁹⁾に繋がるのである、と考えられてきたものである。

こうして資本主義(産業主義)は、労働(仕事)献身による自己実現というイデオロギーを働く人びとに鼓舞するも、現実には労働者階級に苛酷な生活を強いることで進行する一方、だからこそ、前時代(近代初期)の啓蒙理性哲学に礎をおくあらゆるユートピア思想を組み込んだ「空想から科学へ」(カール・マルクス)⁽³⁰⁾の社会主義・共産主義の思想も社会的に浸透し、労働者階級の解放運動も、資本主義に洗われた地域社会のいたるところでみられたが、1917年のロシア革命を皮切りに、第二次世界大戦中から戦後初期(1940年代)の展開としての中国革命、東欧革命と続き、社会主義圏の世界が建設されるも⁽³¹⁾、戦後世界(1950年代後半以降)の冷戦構造体制の下では、社会主義圏ではかえって民主化と工業化の展開が遅れ、むしろ資本主義陣営の諸国家

社会の方に民主化と産業化の著しい進展がみられた。その展開を支えたものこそ、勤勉に働く労働倫理を中軸とした産業主義の社会的特質であったと指摘することもできるのである⁽³²⁾。

ところがまた、過去 100 余年間、すなわち、19 世紀末からこの 20 世紀末の 1 世紀有余の歴史を振り返ると、二つの世界大戦を挟み、幾多の内乱や局地戦争を経験するも、民主化の運動や技術革新の進展とも相俟って、実に世界中のだれもが予想だにできなかった「ベルリンの壁の崩壊」(1989 年 11 月 9 日)、「ソ連邦の解体」(1991 年 8 月)、「中国の市場開放(資本主義経済への参画)」(1970 年代以降)なども結果させながら⁽³³⁾、世界の労働者の運動は目覚ましい発展を遂げ、働く者の労働時間は、初期の 1 週およそ 70 時間から、週 40 時間労働制が実現し、今では週 36 時間制をとる国もあること、つまりは、今日の 36~40 時間へと、およそ半減弱まで短縮させつつ、働く人びとの生活水準も格段に向上して、多くの一般労働者大衆も現代産業主義の諸成果を享受しうるようになってきた⁽³⁴⁾。

その達成事と人びとにおける諸行為の史的意義なり意味を少しなりとも論ずることもまた別論に譲るとして、いまここでのテーマからして、働く人びとにとって大事な史的デ・ファクトは、要するに、その分、非労働の余暇時間が大幅に増大したということである。そして、そのことに伴い、人びとにおけるレジャー機会も増え、その諸施設や種類がコマーシャルベースでも盛んに喧伝されるなか、しかし何百万という単位で——つまりは、大衆的に！——人びとが同じようなことをやり(レジャーの画一化^{パターナリズム})、同じような場所に出かけることにもなってきたこと(大衆観光の形成^{マス・ツーリズム})が、社会現象として、したがって社会学的に、あるいは考現学的にみても、重要であるといわなければならない。——とはいえ、これまでのところ、各種の調査結果からして、人びとの多くは、余暇の非常に多くをもつばら TV 視聴、つまりは「テレビを観ること」で過ごしているのであるが⁽³⁶⁾……。そして、われわれの理解するところ、「テレビを観ること」の意味は先述したとおりだ！

II 現代レジャー論序説

1 レジャーの史的形態

人びとのレジャーのもちよう、そのありようは、各文化、各社会により、大いに異なるけれども、しかしながら、どんなレジャーも、その基本的形態は、およそどの文化、どの社会でも共通しているところもある。たとえば、車座で座り込み、話をし、語り合い、食べ、酒を酌み交わすといった^{シンポジウム}饗宴の姿態は、どんな文化社会においてもみられることであるし、社交ダンス(踊り)もまたしかり。そして、それが民族的ないし郷土色の濃いコミュニティ舞踊ともなると、いずれにしても、どこでもみな、往々にして、熱狂的な形態をとることも周知のとおり。たとえば、いまでも日本の各地で見られる神社祭や盆踊りとか、外国でのカーニバルや各種のフェイスタ⁽³⁷⁾において典型的にみられるように、人びとは思い思いの衣装で着飾り、エキサイトして踊り狂う姿態をみせるが、それも、おそらくはそれぞれ同根の歴史的所以、たとえばすなわち宗教的祝祭宴と深く結びついているからであろう。また、各種の運動競技や試合も、実にさまざまで、多くの種類がみられるが、どの競技、試合にあっても、しばしばエキサイトして暴力沙汰を惹起するにおよぶということも周知だ。

それから、そういうものが高尚な趣味といえるかどうかということは別として、唱歌やオペラやいわゆるクラシック(音楽)の他、諸々の音楽を聴いたり、演劇を観賞するといった芸術あるいは芸能志向的な娯楽から、動物同士を互いに相手が死ぬまで闘わせたり(たとえば闘鶏)、人が動物をいたぶり最後には殺してしまうというような(たとえば闘牛)、すこぶる残酷とも可哀想にも思える娯楽に打ち興じる人びとの姿も諸々の社会にみられるし、その他にも自分で絵画や彫刻等の造形美に打ち込む芸術活動や陶芸、染織等の工芸活動も、人びとがよくなすところである。しかし、これらの活動を「仕事(労働)」とみなすか「遊び」とみなすかという段になると、一概に決することのできることもあるまい。レジャーについても同様。しかも、これはどんな社会においても言えることであるが、それらはそれぞれ、形態なり様態

が異なる一方、それが常にコンベンショナルな方向で遂行される限り、他民族ないし異郷の民の眼からすれば、それは常にエキゾチックなものに映るであろうし、それにもかかわらず、しかし、それでもそれは、しばしば変化もするし、その際には変化の要因が内発的なケースと外因にもとづく場合とが「理念型」⁽³⁹⁾的に区別されるも、とくに後者の場合は、相互作用の法則が働き、なんらかの程度において融合（アシミレーション）をきたすところから、インター・カルチュラルな方向、すなわち、文化融合形からニュー・カルチュラルな様相を示し、そういう「文化意義（kultur bedeutung）」（マックス・ウェーバー⁽⁴⁰⁾）を帯びて担う活動内容となることも、歴史はいろいろと証明するところである。

あるいはまた、ゲームにしても、舞踊にしても、各種の儀礼的行為にしても、それらはあらゆる文化社会で異なるが、その根底には、各地域において異なるそれぞれ独自で特有の地文や風土や人文的諸条件のちがいが、さらにはその歴史的特質が深くと横たわっていることもいうまでもなからう。

他方、現代になると、われわれは工業化から脱工業化へとすすんできた社会にあつて、さまざまなレジャー用具に、それこそ散歩環境にはじまり各種の娯楽や運動スポーツの諸施設から各地の観光地やテーマパークにいたる諸環境に取り囲まれ、またそこに組み込まれて、ほんの少し前の時代まで長らく社会の歴史的現実であったところの、多方面よりの「抑圧からの解放」、なかんずく「労働からの解放」を主動機とするレジャー志向ではなくして、動機や思いの個人的位相は多様なるも、「豊かな社会」の到来とともに、そういう社会に人びとが大衆としてどっぷりと浸かるなかで、人びとは現実には、「レジャーのためのレジャー志向」を強く抱くものとなってくるのである。

とはいえ、必要以上に悲観的な言辞を弄するつもりは毛頭ないのであるけれども、現在の世の中、「豊か」であるとはいえ、われわれにしても、そう浮かれてばかりおれないことも明白である。周知のとおり、1960年代初頭⁽⁴¹⁾に早くもアメリカ社会を事例に『豊かな社会（Affluent Society）』（1958年）⁽⁴²⁾を書いたJ. ケネス・ガルブレイスや、そういう「新しい社会」（E.H. カー）⁽⁴²⁾での一般労働者の生活模様をイギリスのブルー・カラーの動向に即して先駆的に研究・分析して描いたフェルディナンド・ツヴァイヒの『豊かな社会の

労働者 (*The Worker in an Affluent Society*)』(1961年)のいう「豊かな⁽⁴³⁾アフルエント (Affluent)」という意味が「ものが豊富に有り余っている」という事態を指している一方、その文明社会内部における階級・階層的貧富差も依然として無視できることではなく、他方、その外部の社会のなかには、たとえばアフリカや東アジアおよび東南アジア地域のあちらこちらにおいて、驚くべき飢えが進行していることに目を覆うわけにはいかない⁽⁴⁴⁾。また、21世紀を目前にしたわれわれにおける文化・文明史の現在の境位は、人類史上未曾有の危機の淵に立つものであることも自覚してかからなければならない。早い話が、たとえば、〈核の危機〉や〈自然生態系の危機〉からの真の脱出口はまだ見いだされていないわけであり⁽⁴⁵⁾、A. D. トクヴィルの言う「平等化の危機」⁽⁴⁶⁾は、人口の「長寿化・高齢化」⁽⁴⁷⁾、「少産化・少子化」⁽⁴⁸⁾、さらには、いわゆる「ジェンダー問題」⁽⁴⁹⁾とも相絡まって、むしろうんと強まってきているといわなければならないまい。

そうした状況や事情(史的コンテクスト)の深まりを念頭に、われわれは本章の終わりで、人びとの「勤労(社会的労働)問題」ともからめて——というのも、労働とレジャー(労働外活動)⁽⁵⁰⁾とは、そもそも互酬的作用によって不可避的に結びついているのだから——、「近未来におけるレジャー問題」に、われわれなりの展望を示そうと思う。が、その前に、われわれにとって「レジャーとは何か」という問題をめぐって、次にいま少し吟味しておくこととしよう。

2 レジャーの意味

レジャーには、それを可能とする物的基盤や諸手段、すなわち、その用具、施設、環境等の客体条件が必須なるも、究極的には限りなく主観的な喜怒哀楽の意識を伴う行為実践がレジャーであるということも否定されまい。そこで、そのレジャーの主観的意味を捉えるために、いくつかの技法が考案されてきた。

数理社会学に意味解析学という手法があるが、その手法を用いた研究によると、レジャーは、労働もしくは仕事に比べると、遊びと自由時間とに結びついていること、また、一般に労働者のほうが、学生に比べるとはるかに多

く、そのレジャーを自己自身に外在するあらゆる客体——自然、人工、人（自己を除く他者）のすべてか、それらの選択的に構成された対象世界——に働きかける活動（行為実践）であるとみなしているという。⁽⁵¹⁾

また、社会心理学者たちがやった実験結果によれば、レジャーと非レジャーの行為状況は、行為主体の主観性いかんによって多様に変化、認識される一方、それがレジャーだとみなされる行為状況がもたらされる主要な変数は、「第一に自由、第二に動機が純粹に本質的であること（つまり、その行為遂行過程それ自体のうちに充足感や満足感を抱くことが目的であること）、第三に仕事とのかかわりを欠くこと」⁽⁵²⁾だとされる。だとすれば、平べったくいえば、レジャー活動とは、概して外的な行為にかかわり、それ自体が喜ばしいことなのであり、それ以外にほとんどあるいは全く、何か特別に報酬を求めたり期待などしない活動、すなわち「無償の行為」である、ということになる。とはいっても、われわれの見るところ、実際には、そういうレジャー活動によっても、人はしばしば、他者からの敬愛や尊敬の念などといった情動的威信——マックス・ウェーバー流に言えば、まさに「情動的行為」によってもたらされる「思わざる結果」！——をいろんな程度、さまざまなかたちにおいて得ることもあるのだから、純哲学的ないし純理としてはともかく、社会科学的にはなお問題を残す断^{カズイステイク}論 決議であるだろう。

先に論及しておいたごとく、古代のギリシア人はレジャーを、それ自体を目的として自由に追求する活動だとみなし、それが何よりもとくに価値あることだと捉えていたのであった。われわれにしても、それがレジャーだと認める活動であれば、それを拡張、充実、持続させ、ともかく十分満足のゆくまでやっておりたいと希うところがある。

人間の歴史では、これまで長い間、レジャーというものを「仕事を離れ、労働から解放された時間のなかでの行為だ」と人はみなしてきたのに対して、いまでは「それは間違っ⁽⁵³⁾て強調されてきたことだ」と捉え返されているように、いわば「一種の転成」をとげてもいるのである。なぜなら、どうしても働かない人たちが、「働こうにも働き口がないのだ」と答える人たちも含めて、実際のところ、社会的に大勢存在するようになる一方、そういう人たちが、産業化のすすんだ「先進国」では——というよりむしろ、その行き着く地平

に、新たな社会像として、かなりはつきりとその形を成してきた「脱工業化社会」(ダニエル・ベル)の様相を示してくるなかで、これも同じくD.ベルが⁽⁵⁴⁾説いたごとく、多くの「資本主義の文化的矛盾」を深刻に宿しながらも、⁽⁵⁵⁾1970年代以降、景気が良からうが悪からうが、とにかくなんとかか食えて、非常に多くの非労働時間に身を投じた生活がともあれ可能だ、という現実を重視しなければならないからである。

いま現在、われわれの社会でも、日本型ビッグバンを21世紀初頭と目論んで、⁽⁵⁶⁾産業構造再編成に向けてさまざまな動きが活発である。が、これには、周知のとおり、イギリスにおいて先例のあったこと。10年ばかり前に鉄の女・サッチャー首相が率いたイギリス保守党内閣の下、元祖ビッグバンともいべき産業構造転換に乗り出したイギリス社会は、伝統的な炭鉱産業、その他を一挙に潰し、百万単位の雇用削減に踏み切ったが、それを吸収する雇用機会(働き口)の創出ができず、失業者の群れが街に溢れ出た。そして、その実態は、今日でも、イギリス労働者階級の問題としてはほとんど変わっていないのである。⁽⁵⁷⁾それにもかかわらず、イギリスではさして大きな社会的混乱も発生せず、「眠れる大英帝国」と揶揄されるも、イギリス・ブルーカラー層の失業者たちは泰然自若、そういう彼らにしても平日に終日ゴルフやツアーリング等のレジャーに興じているという現実が根づいているといわれるのである。⁽⁵⁸⁾

翻って、ふつうに働く多くの人びとのレジャー時間の増大も、いやがうえにも認めなければならない。おそらく今日これから、日本における展開もさして状況は変わるまいと目されるが、だから、さしあたりわれわれとしては、それがどう実現しているか、あるいは現実はどういう按配をなしているか、その実態ないし現状の社会学的ならびに社会心理学的分析はこれからの課題とするも、とにかく1日勘定にしる、1週間単位としてであれ、他のどんな周期での生活時間を設定するにしる、その全体のおよそ半分——ちなみに、週間労働時間を36時間として、睡眠に1日6~7時間をあてたその残りがすべて自由時間(余暇)だとすれば、およそ人生の半分以上——が「レジャーに向かうライフスタイル」を築いていることになるわけだから、これはなおあくまでもひとつの仮説としてではあるけれども、人びとのレジャー意識と

して、「人びとが、(1) 自分自身のために、(2) 楽しみから、あるいは娯楽として、(3) 修養とか向上のための自己献身として、(4) 自分で選んだ目標とか目的を成し遂げる行為——ただし、この場合は、そのことをやり遂げることで何か物質的ないし金銭的な見返りを初めから望まない行為⁽⁵⁹⁾として」といった動機のどれかひとつ、もしくはその二つ以上の複合、あるいはそれらのすべてを満たし、そこから発露している活動であれば、それがレジャー活動であると定義づけてもよいのではないかと思われる。

3 現代レジャーの近未来像

従来、社会科学思想史の根底を貫いて、人間の自己充足ないし自己実現は、一方では労働をとおしてのみ達成されるとみなされてきたけれども、その実、その主張の裏面には、余暇時間ないし自由な時間が、単なる生物存在としての人間を真に人間的な人間となすという思いが隠されてきたと言えるだろう。余暇の増大・拡充は労働の減少がないと得られない。

したがって、「余暇と労働」という二重説ならばともかく、「余暇対労働」という旧来の二項対抗説では、この二つの社会力——これはしかし、下手すると二つが相俟って「人間疎外」(K. マルクス)を増大させる社会力にして、しかしまた、なにほどこか上手に按配しえたときには、その分、自己充足を達成することにもなりうるものと考えられてきた社会力だ！——を正しく理解することが、いまひとつできにくいとも言わなければならない。20世紀後半になって、われわれは、われわれが生活上必要とする商品生産とサービス向上とにかかわって、すでに成熟した産業社会においてだけでなく、発展途上国においてさえも、「技術革新の社会的進展にともなう労働時間の大幅な削減、その見返りとしての自由な時間の大幅な増大」という構図の労働者状況の急展開を見いだしてきた。

そして、時間が、いまや、人々が社会生活をしていくうえで、もっとも重要な問題となってきた。なぜなら、問題は、こういうことになってきたからである——つまり、われわれは社会や家族や自分自身のために時間を取られる、あるいは逆にそのおかげで時間を稼ぎ出しているわけであるけれども、その按配は一体どれぐらいであればよいのか。そのことが、まずもって問題

になってこよう。そして、第二に、こうして得られた自由な時間をどういうふうに使えば人間的に有効なのかという問題もある。第三には、かくして得られた自由な時間を、政治的指導者たちの決定を批判したり容認したりするという市民としての権利を投げ捨てるという恰好で、つまりはそういうことには無関心を装い、私的に勝手なことだけに費やしてよいのだろうかという問題、つまりはユルゲン・ハーバマスのいうように⁽⁶¹⁾、そういう私化的姿勢はどこまでが許され、どこからが許されないものであるのかという問題、もつとえば、自由な時間が増えれば、それだけで市民参加型民主主義の形成が可能になるのかどうかという問題である。あるいは、角度をかえて言えば、自由な時間をもつばら競技や娯楽にのみ振り当てていてもいいものかどうかということ、否もつと突っ込んで言うとするれば、個人の自由な時間は、一方で他者に奉仕するためのものにして、同時に自分自身の創造的活動のためのものであることを徹底的に自覚できるようにする、幼少の頃よりの養育から青年期までの教育に至るまで、はたしてそれがどの程度であれば許されるものかという、人間形成と〈道徳〉教育とに、両にかかわる問題である。

近代化が進展すると、人はレジャーを労働とはまるで異なる価値追求行為だとみなす傾向が強くなってくる。労働は緊張、努力、奮闘、痛苦を伴う身体活動であるのにたいして、レジャーは強制されない活動である。労働は目的を実現するための手段であるのにたいして、レジャーはその人自身の時間であり活動なのだ。労働は社会的に有益なことであると同時に社会的義務でもあるのにたいして、レジャーは個人的な楽しみであり⁽⁶³⁾、なによりもその人自身の自己満足・自己充足を目的とした活動である。労働は他者によって厳しく取り決められたスケジュールによって拘束・組織された活動であるのにたいして、レジャーは雇主からとやかくいわれる筋合いのない、その人自身の自由な時間である。

しかしながら、個人の意志や意図に反した〈レジャー〉も、この世界では、残念ながら、常時至るところに存在するといわなければなるまい。つまり、失業中であるとか、会社が倒産したために給料を支払ってもらえないといった状況をかこっているがために仕方なくブラブラしているといった〈活動〉がそれで、それはもうレジャーとか楽しみだといわれる活動からは大きく外

れた——かつて1960年代末から70年代にかけて世界の先進諸国の若者・青年層を中心に広くみられた「アブセンティズム（ムーブメント）」を自覚して意識的にやるケースを例外（だった!）として——，一般的には「面目のない生活姿態」だといわなければならない。

20世紀末の今日、われわれの手にするハイテクを中心にした技術革新のテンポは、いまや日進月歩のさわぎではなく、まことに秒進分歩の勢いであるが、そのことの結果、近年すでに全世界の生産財貨の一切が世界の労働力人口のわずかに4分の1によってまかなわれているというのが現実であるとされ、ある専門家の試算では、2010年までには、世界人口の生活に必要な物的財貨のすべてが、なんと世界労働力人口のほんの1割方によってまるまる生産できることになろう、ともいわれるのである。仮にもそれが近未来の生活物資生産体制であるとして、実際にそういう事態に至れば、人びとの欲求は「ものよりも、より一層レジャーに傾こう」といわれるけれども、もとよりそういう予測がきちんとしたコンセンサスを得ているわけでもない。しかしながら、そういう事態に現実が近づけば、その分、今日の経済先進国ともよばれる「豊かな社会」が——世界資本主義の構造的矛盾からくる経済搾取の南北問題等、グローバルな次元でのより根本的な問題にまつわるパースペクティブに関しては、いまは横に置くとして——さらに「豊かな社会」に移り変わる可能性は、だれにしる否定もできまい。そして、そこでは、「脱物質主義」と称される社会の問題が、新たに必ずや日程に上ってくるにちがいない。⁽⁶⁵⁾

近年に見られた著しい消費の伸びの一部はレジャーの広まりにもとづくものであって、すでに合衆国とイギリスでは、全消費額の3割方をレジャーが占めるに至っていると言われる。⁽⁶⁶⁾ 労働とレジャーの関係は、職業、職種、年齢、性差、国民性、歴史、文化等々、多様な要因が複合的にからまって、多様な様相を示す一方、これまでのレジャー研究の多くが個別のレジャー研究に傾きすぎてきたこともあって、そうした諸研究の成果だけからだ、レジャーに関する一般理論はなかなか導きにくい。

1980～90年代になると、いわゆるハイテクが、社会の様相を劇的に変え、それをもって労働をめぐる状況も、他の社会的事象ともかかわって、大いに

変わってきた。そして、その歴史的動向に止目して、注目すべき「労働・レジャー論」の新しい多様な社会科学的パースペクティブが提起されてきたが、ここでは、その先駆的な見解のひとつと目されるアンドレ・ゴルトツの論議を少しく検討しておこうと思う。

A. ゴルトツは、1980年代後半になり、三つの書物を矢継ぎ早に著した。それによってゴルトツは、技術変動の激しい社会的文脈の下にある今日の労働を分析して、ひとつの体系的な理論を打ち出した。まず、1985年に著した『パラダイスへの道』⁽⁶⁷⁾では、産業社会の巨大技術(Mega-Technology)とME(Micro-Electronic)とが結びついた技術の連鎖ないし体系を新技術とみなして、旧来の技術が権力の集中と位階を導いてきたのにたいして、新技術が労働の自動化と分散をもたらすことを論じていた。また、1989年作の『経済的理性批判』⁽⁶⁸⁾では、新技術が、従来、経済価値を計る尺度だとされてきた交換価値を無効化することに働き、伝統的な近代資本主義経済の構造を転換させることになる、と論じた。工場が完全にオートメ化すれば——と、A. ゴルトツは予想したのであるが——、生きた人間労働力の価値は限りなくゼロに近づくのである。かくして、未来の労働力に占める常雇労働者の割合はひじょうに少なくなってくることになる。ゴルトツの見解では、資本主義をも社会主義をも超えた産業社会を形成するのは、そういう新技術によってであろう、とするものである。

近代産業の生産体制がそこまでゆけば、世界人口の1人当たり生涯労働時間を2万時間以内におさえても、各人の生活必需品はすべて充足される可能性がでてくる、とゴルトツはみた。⁽⁶⁹⁾これはフルタイムで10年間、パートで20年間働けばいいことを意味する。そうなれば労働はもう、フルタイムで会社等に拘束されるという職業労働ではなくなると同時に、人間生活における軸芯の条項でもなくなってこよう。そうなれば人々は、余りある余暇時間を自由に使い、ときに応じて多彩なことをするといった幅広い生活スタイルを築くことができることになろう。⁽⁷⁰⁾

ハーリー・ブレーマンらが、それが労働の価値を失墜させる元凶だとして非難した「熟練の平準化」といった問題も、⁽⁷¹⁾ゴルトツにかかると、それはむしろ非常によいことなのであって、「未熟練」は社会的必要労働をみんな

が分かちもつ前提条件だとみなされ、仕事上必要な技能がだれしもがこなせる類であれば、だれもがいつでも働けて、しかもそれを技術が代行するものとなれば、人の労働力はますます縮減され、こんな「パラダイス」はなかるう、と主張された⁽⁷²⁾。

オートメーションは技能を高めるとか、熟練が要求されるオートメーションにすべきであると主張したロバート・ブラウナーのような学者とはちが⁽⁷³⁾って、ゴルツは、ほんの少し手ほどきを受けさえすればだれにでもこなせて、どういう仕事にもつけるような技能にもとづく機械化、それがオートメーション技術であり、そして、それこそが人間を「労働から解放」するとみるものであ⁽⁷⁴⁾った。

ゴルツの労働観は、各人の自由時間が社会関係に変化をもたらすという考え方に導く。なぜなら、労働をはじめとするすべての社会関係がもはや貨幣や市場に左右されたものでなくなるとすれば、人間存在は愛情、友情、連帯にもとづいてもっと豊かなものとなりうるからである。ゴルツは、「人間としてのまことの生活は非経済的活動にあり」としたアリストテレスの信念⁽⁷⁵⁾、そして、そのテーゼに共感してきたあらゆる哲学者たちの信念を共有するのである。金稼ぎのための労働と労働時間はあらかた、あるいはことごとく、ただに生活に必要なものを手に入れるためにのみ費やされるにすぎないが、そのあとの時間は、どういうことにしろ、自主的になす仕事なり他の諸活動にあてることができ、人はそのことにより、またそのことをとおして、自由を享受し、自律の境地を確保し、自分自身と他者とかかわる自分および他者⁽⁷⁶⁾の喜びと楽しみを得ることになるからである。たとえば、高度な技能や知識が要求される科学者、技師、医者、ジャーナリスト、法律家、教師、などなどの専門職は、大体のところ激職で、したがって彼らはいつも過労ぎみで毎日の生活を送っているというのが現状である。社会的には各種の専門職は明らかに不足がちしているなか、そういう専門職に就きたがっている人たちがたくさんいるにもかかわらず、大概の近代社会では、その多くが資質や技能や知識のあるなしにかかわらず人数制限をもった資格審査によって枠づけているため、一方における専門職希望者の潜在的大量存在と現実の専門職不足と、他方における専門職従事者の激職・過労という矛盾がなかなか解消され

ないというのが現代社会の矛盾した特徴のひとつである。が、これも労働から解放され、自由時間が大幅に増える未来社会では、ちょっとした制度改善、つまりは資質に恵まれ、あるいは努力して、その知識と技能をもった者はだれもがその専門職に従事することができることにすれば、人々のあいだに理想的な労働と自由時間ないしはレジャーとの関係を築くことができることになろう。

ゴルツは、未来の労働のありようを、①マクロな社会的労働、②ミクロな社会的活動、③自主的活動の三つに分岐・収斂していくと捉えた。第一のマクロな社会的労働とは、社会のどこにおいてもなされる労働で、市民全員が必要とする基本的必需品を生産するための労働である。第二のミクロな社会的労働とは、各地方にそれぞれ独自にみられる労働で、なかには必需品生産のための労働も含まれるけれども、基本的には個人の欲求を満たす労働である。第三の自主的活動とは、各個人、家族、集団の特殊な欲求から発する労働で、それは各地方コミュニティの健全な存続・維持に貢献しなければならないが、第一および第二の労働とのかかわりでは、いかなる労働を選択するかは、個人であれ集団であれ、いずれにしても各労働主体が自由に決定できる労働であって、労働をもっとも意味ある労働にする労働⁽⁷⁷⁾である。

ゴルツの見解に頷くにしろ、しないにしろ、彼の見方は一面ではオーソドックスといおうか、少なくとも社会科学の伝統からすれば、すこぶる常識的なものであろう。なぜなら、労働の未来は社会の未来と緊密に絡み合った所産として把握されているからである。しかし、そうだからこそ、ゴルツ労働観の意義は、その視座のうちで論議しなければなるまい。

アリストテレスと同じく、ゴルツも、善き生活とは必然の拘束を排除した生活、つまり必要の呪縛から解き放たれた生活だとみている。真に人間的な自由と社会の条件は、必然の拘束を人間の向こう側に、対岸の世界に、つまりは人がそれにかかざらわなくてもいい世界に、追い出してしまった限りでしか得られない。そういうふうに考えて織りなすユートピア構想は、初期のキリスト教から啓蒙思想を経て今日の未来論者にいたる思想家たちの心を捉えつづけてきたのであった。

労働の未来を展望したゴルツのシナリオは、ハドソン研究所（通称・未来学

研究所)に集うハーマン・カーンとその仲間たちが提起していたものとよく似ている。⁽⁷⁸⁾カーンたちは、将来は富が増大して、豊かな社会となるから、人々は「ものよりも自由な時間を欲しがらくなる」と予想していたものである。そこでは物的富の限界効用が底をつくので、人々はレジャーを求めるようになるという。そして、物財にたいする需要が落ちてくれば、その供給も落ち込み、結果として世界資源の乱費を抑えることにも連なり、その枯渇を救うことになるとうもいう。カーンたちが描く将来の世界の姿は、要するに、それが脱産業社会において人々がなすことの特徴だとして、彼らがリストアップしていることに示されている。すなわち、(イ) 儀式や美的行為をなすこと、(ロ) 読書、著作、絵画、演劇、作曲、演奏、料理、グルメ食、狩り、魚釣り、ハイキング、キャンプ、船遊び、などに興ずること、(ハ) 趣味でなす諸々の技芸、たとえば盆栽や花壇づくりなど、(ニ) 語り、議論、討論、政治談議といった文化的、社会的、政治的活動、(ホ) 福祉や奉仕活動、(ヘ) 探検、冒険とよばれる一体にスリルを楽しむ行為、(ト) そのときどきに、たとえば災害時にプロジェクトを組んでなす公共的な活動、⁽⁷⁹⁾(チ) 宗教活動、などなどであるが、アンソニー・ジェームズ・ヴィールに言わせると、そういうことをやって人々が暮らせる社会こそ「レジャー社会だといわれるべきである」⁽⁸⁰⁾という。

しかし、今日、先進産業社会の勤労者の多くが、いろんな社会意識調査結果から推すと、すでに「ものよりも、もの以外のことに強い価値関心をもち始めている」ことを明瞭に示しているようでもある。これはもう20年前の、1977年時点での合衆国における勤労者意識にみられたデータであるが、「回答者の64%にのぼる人たちが、労働力の生産性よりも、またそれに見合った賃金の上昇よりも、労働の喜び自体のほうが重要だと思い」、「72%にもぼる回答者が、すでにものやサービスにたいする欲求はそこそこ満足しているので、これからはより豊かな文化的諸価値を摂取・享受して、もっと精神的なことに喜びを見いだす人間になりたいと思い、そのためになす自己訓練に精を出していきたいと思っている」⁽⁸¹⁾ことを明らかにしていた。

労働問題の理論家たちのなかには、従来の労働倫理に代わる、あるいはそれに代えて、いろんなことを提案するものもでてきた。ジェンキンスとシェ

ルマンは、人間の条件がこういうふうに変わってきたからには「定形化された労働を人に要求するのではなくして、人の望む労働を供給していくという考え方に基づく〈有効倫理〉⁽⁸²⁾」というものを提起した。クレミストンとロジャーズは、「全体的な生活倫理の一面でしかない労働倫理にではなくて、〈生活倫理〉を全体として問題にしたほうがよいのではないかと問題を再提起していた。これは、要するに、われわれはこれまで、ずいぶんと長いあいだ、人間の社会的貢献は主要には職業を通じてなされるという思い方をしてきたけれども、それはどうみても一面的にすぎないのだから、それをやめて、人間存在の発展に全面的にかかわる生活倫理を全体として問題にしたほうがよいという指摘であった。⁽⁸³⁾ R. クラルケは、「われわれ人間が、人間としての達成観をもつのは、他者に対して何かを為しえた時である」という信念から、〈(他者)貢献倫理〉⁽⁸⁴⁾ということについて語っていた。ジェームス・F. マーフィーは、「技術によって得られた自由時間の増大が、新しく個人選択の幅を増やし、労働・余暇関係が混然一体化した多様なライフスタイルを導いているのだから」といって、「新しい〈レジャー倫理〉こそが要請されている」と主張した。⁽⁸⁵⁾ しかし、アンソニー・ジェームス・ヴィールは、「労働倫理が他の倫理条項に置換される現実的可能性が増しているにしても、人々を新しい倫理的主体へと導くのは、そのためになす教育ないしは宣教によってである、などと素朴に思い込むのは間違いである」と言う。⁽⁸⁶⁾ 「新しい倫理はむしろ、社会的状況と経済問題の構造的変化に由来しよう」というのが、A. J. ヴィールの主張である。⁽⁸⁷⁾ トム・ストーニエルは、「未来社会の鍵は知識と情報にあり」とみる。ストーニエルの描く未来は、「教育によって決定され、教育を司る諸機関が果たす効用は、工場やサービス業に導入されたハイテクによって変わった仕事に熱中できる具体的資質と技能を人々に授けることにある」と言う。⁽⁸⁸⁾

しかしながら、これからの近代的な労働現場を左右するもっとも重要な問題は、ひっきょう、国家権力との関係のうちの問題となろう。なぜなら、近代社会では、理念的には市民社会からなのであるけれども、歴史的現実形態としては国民国家体制を前提にしているがために、国家から、一連の権利と責任が個人に委ねられているので、権利、責任、権力は必然的に、そう

いう諸個人が形成する組織に移されていくことになり、さらにそれが、緊密に拡大する組織化を通じて、ついに国家のうちの巨大な権力と化していくからである。このパラドックスは、マックス・ウェーバーの言う形式的合理化の自己貫徹が人間の実質的合理性を腐食していく過程であるが、それがすすめばすすむほど、国家や政府は個人を問題にするよりも組織を問題にするようになり、かくして企業、政府、労働組合、専門職集団、社会改革を求める政党、政派をはじめとする各種の組織、などなどが現代産業社会における権力中枢をかたちづくることは社会学的真実のアルファにしてオメガだからである。⁽⁸⁹⁾

そういう制度化した諸組織体を基盤とするいまの世の権力関係からして、労働志向型の社会からレジャー志向型の社会への移行が確実に、あるいは予想をはるかに超えたかたちで出現してくるであろうことが遠望されるのである。そして、そういう社会的価値の大転換が21世紀における産業社会の未来を写す鏡のようにも思えてならないのである。もっとも、人間の歴史や社会は非常に複雑にして、だからその未来型や、ましてその具体的なありようを予想したり青写真にして写し取れるほど、ことは簡単にいくものではないが、しかしながら、これからの個人と集団の意識や、ことにあたってなす選択いかんが、未来の人間の労働と生活に決定的な影響をもたらすだろうと考える理由は十二分にあろうというものである。いや、政治的に言っても、少なくとも、各人は個人の自己実現・自己達成のために労働と教育と文化に積極的にかかわり、そのことを促進すべきであるというイデオロギーは推奨されつづけるであろうし、人々はそれを首肯し、国家もそれに抗うことは、もはやありえないように思われる。将来の世界がどういう姿をとるにしても、労働は——といっても、それはますます、少なくともアーレント流に捉えてかからなければならないことだろうが⁽⁹⁰⁾——、社会関係をとりもち、そこに意味を培う根幹にして背骨でありつづけるはずなのだから。

注

- (1) 労働とレジャーが未分離の生活実態を示す現存の原始的ないし未開と称される種族の諸事例については、たとえば、Thurnwald, Richard [1932], *Economics in Primi-*

tive Communities, Published for the International Institute of African Languages and Cultures by Humohery Milford, Oxford University Press, London, U.K.; Applebaum, Herbert [1984], *Work in Non-Market and Transitional Societies*, One of the Books in the State University of New York (SUNY) Series in *The Anthropology of Work*, edited by June Mash, State University of New York Press, Albany in New York, U.S.A. にみられる豊富な報告と分析を読みたい。

- (2) 出水和夫『労働史序説』（白桃書房, 昭和63年, とくにその「第1章 原始時代の労働——労働前史」）を参照。
- (3) G. クラーク/S. ビゴット共著『先史時代の社会』（田辺義一・梅原達治共訳, りぶりあ選書, 法政大学出版局, 1970年/原著1965年）を参照。
- (4) 「キルクス (circus)」は, 戦車競技 (古代ローマ時代の娯楽の一つ) がおこわれた巨大な円形競技場 (その最大規模のものは, 周囲をとりまくスタンドには40万人ほどの観客を収容し, 1周がほぼ700m. 2頭あるいは4頭立ての戦車で7周するのが通例だった) の「楕円形コース」のこと。今日, 「曲芸」を意味する「サーカス」は, この語に由来するのである。本村凌二「パンとサーカス」(『地中海学研究』第9号, 地中海学会〔総合社気付: 本部・成蹊大学〕編・発行, 1986年, 7-14頁, 掲載), ならびに桜井万里子・本村凌二「ギリシャとローマ」(『世界の歴史』第5巻, 中央公論社, 1997年) 所載の本村稿「第9章 平和と繁栄のなかで——ローマ人の日常生活」の「パンとサーカス」の項 (337-346頁) を参照。
- (5) オットー・キーフアー『ローマ風俗文化史』（大場正史訳, 桃源社, 1978年), J. P. V. D. ボールスドン編『ローマ人』（長谷川博隆訳, 岩波書店, 1971年）などを参照。
- (6) エウジェニア・サルツァー・ブリーナ・リコッティ『古代ローマの饗宴』（竹谷なおみ訳, 平凡社, 1991年), 坂本浩『古代ローマ帝国の謎』（光文社文庫, 光文社, 昭和62年), 長谷川博隆『ローマ人の世界——生活と社会』（筑摩書房, 1985年), 村川堅太郎・長谷川博隆・高橋秀『ギリシャ・ローマの盛衰——古典古代の市民たち』（講談社学術文庫, 1993年, とくに「5 古典古代の市民たち」169-186頁）などを参照されたい。ただし, ローマ時代では, 供犠はなかったといわれる。剣闘士を闘わせる競技は, 貴族の死者を慰めるためになされた死者儀礼から始まったものといわれる(ケイス・ホプキンス『古代ローマ人と死』高木政朗・永都軍三訳, 見洋書房, 1996年, とくにその第1章「古代ローマ人と剣闘士」1-58頁を参照)。
- (7) たとえば, この問題を論じた邦訳最新作のリュック・ド・ウーシュ『アフリカの供犠』（浜本満・浜本まり子訳, みすず書房, 1998年/原著1986年）を読みたい。
- (8) Carcopino, Jerome [1968], *Daily Life in Ancient Rome*, Yale University Press, New Haven, CT.; Dupont, Florence [1989], *Daily Life in Ancient Rome*, Blackwell, London, U.K.; Matthews, John [1986], "Roman Life and Society," in *The Oxford History of the Classical World*, ed., by John Boardman, Jasper Griffin and Oswyn Murry, Oxford University Press, New York; Drikwater, J.F. and Andrew Drummond [1993], *The World of the Romans*, Oxford University Press, New

York などを読みたい。

- (9) 前掲, 桜井万里子・本村凌二『ギリシャとローマ』(『世界の歴史』第5巻, 344頁)より。
- (10) 前掲, 本村凌二「パンとサーカス」(『地中海学研究』第9号, 11-12頁)より。
- (11) ユヴェナリス (Decimus Junius Juvenalis, 50年頃~130年頃) —— 「ローマ帝政期の風刺詩人。被護民として貧困な生活を送る。ドミティアヌス帝下の頹廢した世相を風刺詩によって批判。その毒舌ぶりは、〈(恋の) 矢は持参金より来る〉〈正直は賞賛され凍ゆ〉などに端的にみられる」と『コンサイス人名辞典 外国編』(三省堂, 1978年, 882頁)に認められている。本文での引用は、前掲の本村論文(『地中海学研究』第9号, 11頁)から。
- (12) ローマでは、人口の半分が無料で穀物を支給されていた。Giardina, Andrea ed. [1993], *The Romans*, University of Chicago, Chicago, U.S.A., p. 245.
- (13) ジョルジュ・バランディエ『政治人類学』(中原喜一郎訳, 合同出版, 1971年), 山口昌男『歴史・祝祭・神話』(中公文庫, 1978年), P. ヴェーヌ『パンと競技場』(鎌田博夫訳, 叢書・ユニベルシタス, 法政大学出版局, 1998年)などを読みたい。
- (14) ギリシア語の「恩恵を施す (*εὐεργετῆιν*)」から造語されたエウエルジェティスム (*évergétisum*) という観点とは、かくして「政治的権威」を確立する一方、「ローマ法」の神髄をなす「精神の原郷」であるが、その後の「西欧」と「近代」を貫く政治的思惟と法意識の史的起源あるいはその範型となることは周知のとおり。
- (15) 前掲, 本村凌二「パンとサーカス」(『地中海学研究』第9号, 12頁)より。
- (16) たとえば、屠殺業、皮革業、医師、肉屋、薬剤師など、「血」にかかわりのある職業労働や、染色工、洗濯屋、食器洗い人など、「汚れ」にかかわる職業従事者などが、とくに忌み嫌われたものであった。また、賃金で働く者や商人も「金次第で働く者」だとして非難の対象になった。そのため、そうした「卑しい」とされ、差別される職業の多くは、同胞(仲間/身内)にではなく、異邦人にやらせたのである。
- (17) 中世ならびに近代初頭のイギリスにおける労働時間について記述する文献は、寡聞にしてつまびらかにしないが, Langenfelt, G. [1954], *The Historic Origin of the Eight Hours Day*, Stockholm には、多少とも信頼できる記述がみられる。また、この問題でのヨーロッパ全体にわたっての事情を記述した文献としては、たとえば、*The Cambridge Economic History of Europe*の第2巻(385~386頁)と第3巻(257頁), Bissonade, P. [1927], *Life and Work in Meideval Europe: Fifth to Fifteenth Centuries*, trans. by E. Power, London の221頁をみられたい。
- (18) Robertson, J.G. ed. [1875-85], *Materials for the History of Becket*, Rolls Series, iii, p. 6-7.
- (19) Coulton, George Gordon [1925], *The Medieval Village*, Cambridge Studies in Medieval Life and Thought, Cambridge: At the University Press, p. 27. And also see Gies, Frances and Joseph [1817], *Life in A Medieval Village*, Reprinted by Harper & Row, 1st ed., New York, 1990.

- (20) Welsford, E. [1935], *Fool : His Social and Literary History*, London, p. 193.
- (21) エリザベス朝期, フットボールは「一種の友好的な格闘技のひとつであった」とされる。たとえば, Dunnig, E. [1988], *The Roots of Football Hooliganism*, Routledge and Kegan Paul, London を参照。
- (22) Coulton, op. cit., p. 137.
- (23) Ibid.
- (24) E. J. ホブズボーム『産業革命と市民革命——二重革命の時代』(安川悦子・水田洋訳, 岩波書店, 1968年)を参照。
- (25) K. ポランニー『大転換——市場社会の形成と崩壊』(吉沢英成他訳, 東洋経済新報社, 1975年)を参照。
- (26) Cunningham, H. [1980], *Leisure in the Industrial Revolution*, Croom Helm, London および Bailey, P. [1978], *Leisure and Class in Victorian England*, Routledge, London を参照。
- (27) ルターとカルヴァンの邦訳書は, 周知のごとく多種多数あるも, ツウィングリ著の邦訳については, 貴重にも, 『玉川大学版 世界教育実典(キリスト教教育編 IV): ルター/ツウィングリ/カルヴァン』(小平尚道編, 玉川大学出版部, 1969年)所収の, 「キリスト教信仰の解明」と「青年の教育について」(いずれも出村彰訳)のみであるので付記しておく次第。
- (28) マックス・ウェーバー『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』(原著1905年/大塚久雄訳, 岩波文庫, 1989年; 梶山力訳, 安藤英治編, 未来社, 1994年)を参照。

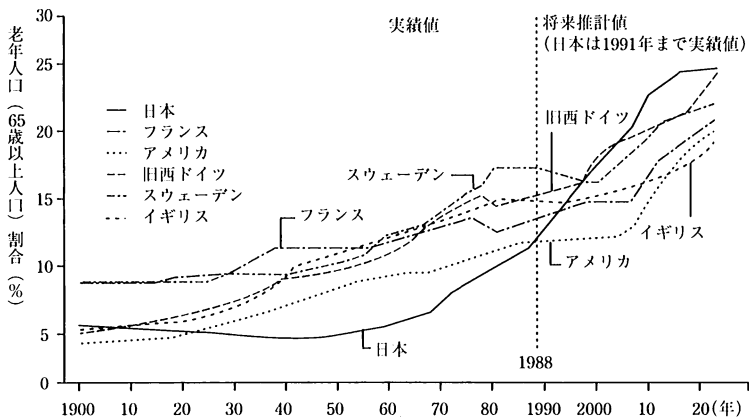
とはいえ, ウェーバーの問題提起当初より, 「ウェーバー・テーゼ」には反論も多く, 激しい論争を繰り返してきたことも周知のとおり。つまり, この問題では, 「勤勉と生産性が必然的に結びついたとみられる証拠はほとんど, あるいはまったくない」というのが, 大方の「ウェーバー・テーゼ」批判者たちの見解であった。しかし, 歴史的事実はどうかという点, たとえば, R. H. トーニー『宗教と資本主義の興隆』(出口勇蔵・越智武臣訳, 岩波文庫, 全2冊, 上巻=1956年, 下巻=1959年/原著1926年)がそのように説いて以来, 「ウェーバー・テーゼ」は一面実証される場合も見られるとはいえ, 常にどこでもそうであったとはいえないとするのが, たとえばイギリス経済史学にみられる伝統にして, そこでの一般的な見解でもある。その点にかかわる論点整理については, 少し古い文献ではあるが, たとえば, P. A. [1960], "The Origins of the Industrial Revolution: Conference Report," in *Past and Present*, No. 17, April, Printed by Past and Present Association, London, pp. 73-75; Lewis, W. A. [1955], *The Theory of Economic Growth*, Routledge, London をみられたい。もっとも, ごく近年になっても, たとえば, スコットランドの職人・農民労働者層の分析をとおして, 「ウェーバー・テーゼ」の正しさを改めて実証的に明らかにしようとした研究(ゴルドン・マルシャル『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神——スコットランドにおけるウェーバー・テーゼの検証』大西晴樹訳, ず

- く書房, 1996年/原著1980年)なども出ていて, ウェーバー・テーゼ自体は, いまにしてなおポレミカルである。
- (29) この問題をめぐっては, McClellann, D. C. [1961], *The Achieving Society*, Van Nostrand, Princeton, NJ, U.S.A.; Rodgers, Daniel T. [1978], *The Work Ethic in Industrial America 1850-1920*, The University of Chicago Press, Chicago and London; Barbash, J., Kampman, R. J., Levitan, S. A. and G. Tyler eds. [1983], *The Work Ethic: A Critical Analysis*, Industrial Relations Research Association, Wisconsin; Rose, M. [1985], *Re-Working the Work Ethic*, Batsford, London; Furnham, A. [1990], *The Protestant Work Ethic*, Routledge, Londonなどを読みたい。
- (30) その流れについては, 社会主義ないし共産主義の思想史を説く定評あるテキストであればどれを繙くもかまわないが, さしあたり拙著『古代から現代への労働観の変遷——A. ティルゲル労働思想史概説』(労働協同サーナレット②, 労働調査協議会発行, 1997年)および拙稿「前近代の労働とレジャー」(『法政大学教養部紀要』第105号, 社会科学編, 法政大学教養部発行, 1998年2月, 掲載)に要約しておいた短い解説を読みたい。
- (31) 8時間労働制や有給休暇は, 1917年のロシア革命のなかで, レーニンが共産主義建国政策の一環として打ち出し, 世界で初めてソ連邦社会において実現させたことであり, やがてそれが, 資本主義諸国にも普及していったことは記しておくに値しよう。また, 人びとが社会的人間あるいは生活人として, 実践的にも, 働くことそれ自体が欲びであり, そのことが人間にとってもっとも大切なことだと真に自覚した人びとも, なかには存在するようになることも指摘しておくべきことであろうか。
- (32) この問題点をめぐっては, Moorhouse, H. F. [1987], “The ‘Work’ Ethic and ‘Lesure’ Activity: the Hot Rod in Post-War America,” in *The Historical Meanings of Work*, Edited by Patrick Joyce, Cambridge University Press, Cambridge, London: New York: New Rochelle: Melbourne: Sydney, pp. 237-257 は, 第二次世界大戦後のアメリカにおける若者たちにみられる「労働倫理」のありようと, それとのかかわりで「レジャー行動」のありかたを論じていて, なかなか興味深い論稿である。
- (33) 「ベルリンの壁崩壊」については, たとえば『フォト・ドキュメント1989年11月9日: ベルリンの壁崩壊』(三修社, 1990年6月)を, ソ連邦解体問題については, 下斗米伸夫氏(法政大学法学部教授)の諸著(『ロシア現代政治』東京大学出版会, 1997年/『独立国家共同体——ゴルバチョフ時代の終わり』時事通信社, 1992年/『「ペレストロイカ」を越えて——ゴルバチョフの革命』朝日選書, 1991年/『ゴルバチョフの時代』岩波新書, 1988年)のほか, ゲンナジ・アルバトフ他『ソ連邦崩壊——ペレストロイカの成功と失敗』(水戸孝義訳, 恒文社, 1992年)を, 中国の市場経済参画問題については, 村田康夫『中国の開放経済——その成否を占う』(教育社, 1986年)などを参照。

- (34) たとえば、ジャック・アタリ『時間の歴史』(歳持不三也訳, 原書房, 1986年)を参照。
- (35) たとえば、内田弘『自由時間——真のく豊かさ』を求めて』(有斐閣, 1993年)を参照。
- (36) 調査データはさまざまな資料や報告書に認められるが、たとえば、1977年以来毎年刊行されている余暇開発センター編『レジャー白書』をみられたい。
- (37) カーニバル——邦語では「謝肉祭」と訳される。ローマカトリック教国で四旬節(lent)の直前3日間ほどおこなう飲めや歌えやの祭り騒ぎの総称。わが国ではなぜか、毎年南米のリオデジャネイロで催されるそれが、「リオのカーニバル」として、とくに有名。
- (38) フェイスタ——スペイン、ラテンアメリカなど、キリスト教のカトリックを奉じる南欧の諸民族や、19世紀以降はそれが伝播した東南アジアの諸民族にもみられる聖者を祭る祝祭日。日本語では「聖者祭」と訳される。
- (39) 人間事象の歴史社会学的認識は「理念型概念構成」に拠らざるをえないこと、および、その重要性については、これまたマックス・ウェーバーの「客観性論文」(前掲)をみよ。
- (40) 人間事象の歴史社会学的認識が目指すことは、何よりも、また究極的に、「文化意義」問題であるということについても、前掲「ウェーバー『客観性』論文」が深く説いたところであった。
- (41) 前掲、ジョン・ケネス・ガルブレイス『ゆたかな社会』参照。
- (42) E. H. カー『新しい社会』(清水幾太郎訳, 岩波新書, 1963年)を参照。
- (43) Zweig, Ferdinand [1961], *The Worker in an Affluent Society ; Family Life and Industry*, Heinemann Educational Books Ltd., London : Melbourne : Toronto.
- (44) 飢えに関する文献としては、川端正久『アフリカ——危機の構造』(世界思想社, 1987年)、スーザン・ジョージ『なぜ世界の半分が飢えるのか——食糧危機の構造』(小南祐一郎・谷口真里子訳, 1984年初刷/1997年第20刷)などを読まれたい。
- (45) 生態系の危機を報告する書は多いが、すぐれたジャーナリスト石弘之氏の一連の著作、たとえば『酸性雨』(岩波新書, 1992年)、『環境の危機』(平凡社, 1991年)、『地球環境七つの現場から』(朝日新聞社, 1990年)、『地球生態系の危機——アフリカ奥地からのレポート』(筑摩ライブラリー, 1987年)がよい。また、冷戦終結後の世界を前提に核問題を論じた坂本義和『相対化の時代』(岩波新書, 1997年)はぜひとも読まれるべき一書である。
- (46) アレクシス・ド・トクヴィル『アメリカ民主主義』(岩永健吉郎訳, 『世界の名著』第33巻, 中央公論社, 1970年, 所収)、『アメリカにおけるデモクラシー』(岩永健吉郎・松本礼二訳, 研究社, 1972年)、『アメリカの民主主義』(伊井玄太郎訳, 講談社学術文庫, 全3冊〔上・中・下〕, 講談社, 1972年)を参照されたい。
- (47) 「わが国では、20世紀に〈多産多死社会から多産少死社会へ、さらに少産少死社会へ〉という変化が急激に進んだが、21世紀には〈少産少死社会〉が定着すると予想

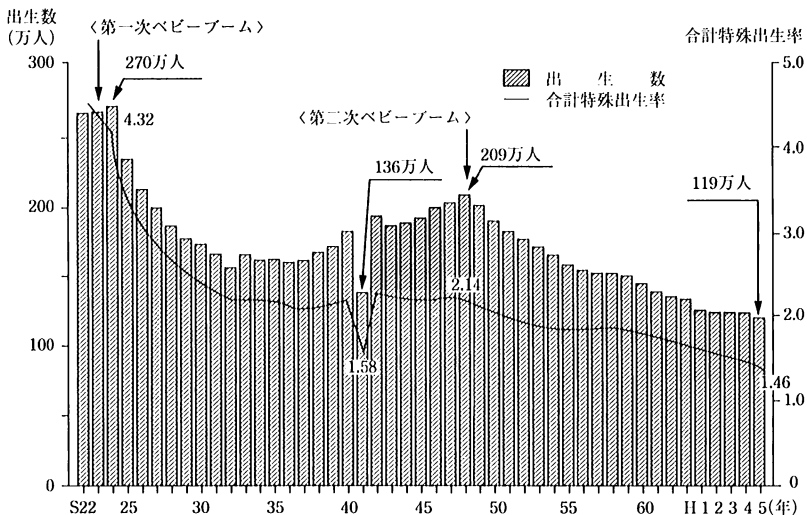
される」(山下袈裟男監修・東洋大学白山社会学会編『日本社会論の再検討——到達点と課題』未来社, 1995年, 所収の天野マキ・細井洋子「第10章 21世紀日本の社会の展望」, 252頁より)といわれるが, 図1から, わが国の人口の変化をおよそ1世

図1 欧米先進諸国と日本の老年人口割合



出所 日本：総務庁統計局「国勢調査」および厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成4年9月推計）」。
 外国：国連資料（“Population, Studies”および“World Population Prospects: 1990”）。

図2 戦後日本の出生数および合計特殊出生率の推移



出所：厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」。

紀にわたって概観してみると、(イ)出生率(人口1000人当たり出生数)が下がってきた(1899年=32.0, 1993年=9.6)にもかかわらず、総人口は約3倍(1899年=約4300万人, 1993年=1億2400万人)に増加していること、(ロ)かつては多産多死型であったが、急速に少産少死型に移行している。特に新生児・乳児の死亡率(出生1000人当たり死亡数)はきわだって減少(新生児:1899年=77.9, 1993年=2.3/乳児:1899年=163.8, 1993年=4.3)していること、(ハ)少産化し、平均寿命が急速に延びた(1993年, 男=76.25歳, 女=82.51歳)結果、わが国は、他国に前例のない速度で「人口の高齢化」が進んでいることが分かる。

- (48) 「人口の動態は、その背後にあるその時代の政治的・経済的・社会的変化に影響されるが、それがストレートに反映される場合もあれば、そうでない場合もある。近年、欧米の社会と同様に、わが国においても合計特殊出生率の低下を憂う声が高まってきたが、1994年には10年ぶりに上昇して、1.50になり、前年の過去最低の1.46を上回ったと報告され、これが少子化ストップ元年になるか、あるいは単なる一時的な現象か、は今後の推移によって判断することになった。その際に、どのような時代的な条件が、出生率の上昇また下降に影響を及ぼしたかの問題に対する答えは簡単ではない。戦後日本についてみると、第1次ベビーブーム(1947~49年)の4.32から、ひのえうま〔丙午〕の1966年の1.58へ低下し、その後2.14に上昇したが、再び減少して1.46に、と大きく変動している〔前頁の図2参照〕が、それぞれの変化がどのような社会的条件の反映なのかについて詳しく検討する必要がある。おおまかには、このような出生率の低下傾向と、平均寿命の大幅な伸長は、高齢社会をもたらしたのであるが、これは過去30年来のわが国経済の成長・発展と「豊かな社会」の実現がもたらした帰結であるといえよう」(前掲『日本社会論の再検討——到達点と課題』252-253頁より)。
- (49) ジェンダー (gender) とは「女性と男性の社会的文化的性差」の謂い。もともとはセックスとジェンダーを峻別して、ジェンダー・ギャップ (性差分断)、ジェンダー・バイアス (性的偏見)、ジェンダー・ペンダー (性差の雲散霧消化) 等の解消を直う「ジェンダー・フリー (性差の解放)」をスローガンとしたフェミニズムに由来する思想であるが、今日では、さまざまな立場の人が、さまざまな主張を訴えるためにフェミニズムを越えた使われ方に変調していることにむしろ、われわれとしては目を向けなければならないところであろう (井上俊他編『ジェンダーの社会学』, 岩波講座・現代社会学11, 1995年, 参照)。
- (50) レジャー (余暇) は「娯乐的・文化的活動である」が、「余暇 (losir) という用語の使用には多くの留保が必要である」との注意を喚起したのは、実態調査にもついでこの問題の実証研究を開拓的に推進し、多くの優れた研究成果を世に問うたフランス産業労働社会学の碩学ジョルジュ・フリードマンであった。フリードマンによれば、余暇 (losir) の外相も内相も多岐複雑にして、「それこそは、ことばのもっとも広い意味での工業化、つまり……人がこのことばに認めている技術的、経済的、および心理的工業化の重要な含意の一つである」ので、「その複雑さを表現するため」には、

むしろ「労働外活動」という一般的用語に還元すべきところがある一方、その「活動内容」を学問的ないし社会科学的に分析・再構成する作業を積み重ねながらあるべきレジャーのありようを呈示するところまでゆく必要があろう、と説いたものであった(ジョルジュ・フリードマン『細分化された労働』(原著1964年)、小関藤一郎訳、川島書店、1973年、所収の「第7章 余暇と労働の不满」、149-183頁を参照されたい)。また、このフリードマンの薫陶をうけ、レジャーの実証的・理論的研究に生涯を賭けているフリードマン門下の俊英ジョフレ・デュマズディエ(Joffre Dumazedier)の一連の作品(邦訳書に『余暇文明へ向かって』中島巖訳、東京創元社、1972年；『レジャー社会学』寿里茂監訳・牛島千尋訳、社会思想社、1981年がある)を読まれたい。

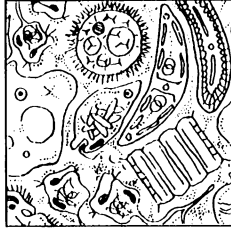
- (51) Neulinger, J.[1981], *The Psychology of Leisure*, 2nd edition, IL: Thomas, Springfield を参照。
- (52) Iso-Ahola, Seppo E. [1980], *The Social Psychology of Leisure and Recreation*, W. C. Brown Co. Publishers, Dubuque, Iowa を参照。
- (53) Argyle, Michael [1992], *The Psychology of Everyday Life*, Routledge, New York, p. 104.
- (54) ダニエル・ベル『脱工業化社会の到来』(原著1974年/内田忠夫・嘉治元郎・城塚登・馬場修一・村上泰亮・谷嶋喬四郎訳、全2冊〔上・下〕、ダイヤモンド社、1975年)。その他、同様の予測を語っていた著作として、たとえば、ハーマン・カーン『紀元2000年』(原著1967年)、チャールズ・A. ライク『緑色革命』(原著1970年/邦高忠二訳、早川書房、1971年)、デニス・ガポール『成熟社会』(原著1973年/林雄二郎訳、講談社、1973年)、アラン・トゥレーヌ『脱工業社会』(原著1974年)、アルヴィン・トフラーの『未来からの衝撃』(原著1970年)および『第3の波』(原著1981年)なども参照。1960年代後半以降に現われてくるこうした「予測的言辭」に対しては、しかし伝統的な社会科学の陣営では、その当時、大方はそうした言説にはまともに取り合わず、荒唐無稽の空理、机上の未来論などと揶揄するばかりであったことが想い起こされるが、そうした著作における細部の議論はともかく、ごく短期の未来予測としても、いまとなつては、それらが新たな歴史的社會枠を提示していたものであったと言わなければならぬ。
- (55) ダニエル・ベル『資本主義の文化的矛盾』(林雄二郎訳、講談社学術文庫、講談社、全3冊、上・中巻=1976年、下巻=1977年/原著1976年)を参照。
- (56) たとえば、田中直毅『ビッグバン後の日本経済』(日本経済新聞社、1997年)を参照。
- (57) 稲上毅『現代英国労働事情——サッチャーイズム・雇用・労使関係』(東京大学出版会、1990年)を読まれたい。
- (58) イギリスにおけるそうした動向については、たとえば、Coalter, Fred ed. [1989], *Freedom and Constraint: The Paradoxes of Leisure; Ten Years of Leisure Studies Association*, A Comedia Book published by Routledge, London and New

- York ならびに Rojek, Chris [1993], *Ways of Escape: Modern Transformations in Leisure and Travel*, Macmillan Press Ltd., London にみられる分析を読まれたい。
- (59) Argyle, op. cit.
- (60) 前掲, 拙著『古代から現代への労働観の変遷』を読まれたい。
- (61) ユルゲン・ハーバマスの『イデオロギーとしての技術』(長谷川宏訳, 紀伊國屋書店, 1970年), 『哲学的・政治的プロフィール(上・下)』(小牧治・村上隆夫訳, 未来社, 1984年), 『公共制の構造転換(第2版)』(細谷貞雄・山田正行訳, 未来社, 1994年)を参照。
- (62) Andrew, Edward [1981], *Closing the Iron Cage*, Black Rose Books, p. 19.
- (63) ロジェ・カイヨワ『遊びと人間』(清水幾太郎ほか訳, 岩波書店, 1970年)参照。
また, 仲田誠『快樂の人間学』(『松山大学論集』第2巻第3号, 松山大学学術研究会, 平成2年8月, 所載)は勉強になった論稿であった。
- (64) Jones, Barry [1981], *Sleepers, Wake, Technology and the Future of Work*, Wheatsheaf Books, England, pp. 202-203.
- (65) See, Haywood, Les [1991], *Understanding Leisures*, ST (P).
- (66) See, Henry, Ian P. [1993], *The Politics of Leisure Policy*, Macmillan.
- (67) Gorz, Andre [1985], *Paths to Paradise: on the Liberation from Work*, trans. by Malcolm Imrie, South End Press. 原作は, Gorz, Andre [1983], *Les chemins du paradis: l'agonie du capital*. その独訳として, Gorz, Andre [1983], *Wage ins Paradies: Thesen zur Krise, Automation und Zukunft der Arbeit*, aus dem Französischen von Eva Moldenhauer, Robuh Verlag もある。
- (68) アンドレ・ゴルト『労働のメタモルフォーゼ——働くことの意味を求めて 経済的理性批判』(真下俊樹訳, 緑風出版, 1997年)参照。
- (69) Gorz, Andre [1982], *Farewell to the Working Class: an Essay on Post Industrial Socialism*, trans. by Michael Sonenscher, Pluto Press, London.
- (70) Ibid.
- (71) ハーリー・ブレーバーマン『労働と独占資本——20世紀における労働の衰退』(富沢賢治訳, 岩波書店, 1978年)参照。
- (72) Gorz, *Paths to Paradise*, op. cit., p. 47.
- (73) ロバート・ブラウナー『労働における疎外と自由』(佐藤慶幸監訳, 吉川栄一ほか訳, 新泉社, 1971年)参照。
- (74) Gorz, *Paths to Paradise*, op. cit., p. 47.
- (75) アリストテレス『ニコマコス倫理学』ならびに『政治学』をみよ。
- (76) Gorz, *Paths to Paradise*, op. cit., p. 53.
- (77) Ibid., p. 63.
- (78) See, Kahn, H., Brown, W. and L. Martel [1977], *The Next 200 Years*, Abacus, London.
- (79) Ibid., p. 23.

- (80) Veal, Anthony James [1989], "Leisure and the Future: Considering the Options," in *Freedom and Constraint*, edited by Fred Coalter, Routledge, New York, p. 61.
- (81) Jones, Barry [1982], *Sleepers, Wake, Technology and the Future of Work*, Wheatsheaf Books, Brighton, England, pp. 230-231.
- (82) Jenkins C. and B. Sherman [1981], *The Leisure Shoe*, Eyre Methuen, London, p. 15, 185.
- (83) Cleminston I. and G. Rogers [1981], *A Life to Live : Beyond Full Employment*, Junction Books, p. 13, 196.
- (84) Clarke, R. [1982], *Work in Crisis*, St. Andrew's Press, Edinburgh, p. 196.
- (85) Murphy, James F. [1974], *Concepts of Leisure : Philosophical Implications*, Prentice-Hall, Englewood Cliffs, NJ., p. 22.
- (86) Veal, op. cit., p. 61
- (87) Ibid., p. 267.
- (88) Stonier, Tom [1989], "Technological Change and the Future," in *Freedom and Constraint : The Paradoxes of Leisure*, edited by Fred Coalter, Routledge, New York.
- (89) この鉄檻が極まった社会として現代アメリカ状況を分析するチャールズ・A. ライク『システムという名の支配者』(広瀬順弘訳, 早川書房, 1998年/原著1995年)は好著である。
- (90) H. アレント『人間の条件』(志水速雄訳, ちくま学芸文庫, 1994年/原著1951年) 参照。

第II部

先進国のレジャー



第1章 フランスにおけるヴァカンス法制の発展

はじめに

ヴァカンス法制の最先進国であるフランスでは、1936年6月20日に時の人民戦線内閣のもとで「年次有給休暇法」(ヴァカンス基本法)が制定され、すべての被用者に最低15日の年次連続休暇(ヴァカンス)の権利が保障された。続いて、36年8月初めから39年2月末にいたる約2年半のあいだに、ヴァカンス権を実質化するための法制的条件が整備された。戦間期のこの成果をふまえ、第二次世界大戦後には3度の法律改正がなされ、今日では年間最低5週間のヴァカンス権がすべての被用者に保障されている。本章では、かかるヴァカンス法制の発展過程を概観したあと、日本の「労働基準法」第39条(年次有給休暇)の問題点を指摘する。

I ヴァカンス法制の成立(1936~39)

「工業、商業、自由業、家内就業、農業に年次有給休暇を制定する法律」と題する年次有給休暇法は、この正式名称が示すように、製造業と商業・自由業の被用者だけを対象としたものではなく、農業と家内就業の被用者をもその適用範囲に含めた点と最低15日の休暇権を保障した点で、36年6月24日にILO第20会期で採択された有給休暇に関する条約案52号に規定された当時の国際労働基準を越える画期的な法律であった⁽¹⁾。この法律は全体が3条から成っており、そのうち第1条は『労働法典』第II編「労働の規制」第1部「労働条件」第4章の3に「年次休暇」と題して挿入された。第2条は農業と家内就業に関する規定であり、これが『労働法典』に含められなかつ

たのは農業・家内就業と工業・商業とでは労働条件が異なり、前者は『労働法典』の対象外とされていたからである。また、第3条はフランスの植民地と保護領に関する規定である。この法律の一般的意義は次の3点に求められる。

第一に、これは基本法であって、その目的は「すべて」の被用者にヴァカンス権を保障することおよびこの権利の大綱を定めることにあり、その適用の詳細を後続のデクレ（政令）に委ねた。第二に、この法律は普遍主義の立場をとっており、フランスの法律の規制下にあるすべての被用者（労働者、職員、職人、徒弟）に業種、職種、性別、年齢、国籍の差別なくミニマムの年次休暇の権利を保障する（被用者ミニマムの確立）とともに、これを前提に団体協約や慣行によってより有利な休暇を定めることを妨げなかった。第三に、上述の理由により、工業・商業と農業・家内就業については別個の制度を設けることになり、制度の一元化を断念しなければならなかった。

フランスでは、このヴァカンス基本法（以下、基本法と略す）にしたがって、被用者全体を対象とするヴァカンス法制が、36年8月初めから39年2月末にかけて一連のデクレにより除々に完成されていった。それらによって創設されたヴァカンス制度は三つのタイプから成っているが、ここではそれらを「一般制度」、「平衡基金の制度」、「特別制度」と名づけておきたい。あとの二つは、一般制度を前提としながら一般制度の諸規定を条文どおりには適用できない業種を対象とする制度である。

1 「一般制度」（安定就労業種）

一般制度とは、基本法の第1条の諸規定に準拠する制度で、36年8月1日のデクレによりその施行細則が定められた。基本法の当該箇所とこのデクレによれば、この制度によるヴァカンス権の内容は以下のごとくである。①この権利の所有者は、労働契約によって雇用関係のもとに拘束され、「同一の事業所」で所定の「継続勤務」日数（1年もしくは6カ月以上）を達成したすべての被用者である。②公的な強制性。15日もしくは1週間のヴァカンスの取得と授与は労使双方の義務である。たとえ双方の協定による合意がなされたとしても、使用者は休暇補償手当と引き換えにヴァカンス権を放棄さ

せることはできない。③年次制（単年度主義）。ヴァカンスは「連続取得」を原則とし、当該年度のヴァカンス取得期間（当時は7月1日～9月30日）内に完全消化しなければならず、翌年に繰り越すことはできない。④病気休暇、妊産婦の休暇、義務的な軍事教練期間、失業期間、冠婚葬祭などのやむをえざる理由による休暇はヴァカンス日数に算入してはならない。⑤ヴァカンス中の就労禁止。この間は休暇手当が支給される。したがって、ヴァカンス中の被用者は有給労働に従事することはできず、使用者は彼を雇用してはならない。これに違反した場合は法律により罰せられる。⑥労働契約の破棄によるヴァカンス権の喪失。使用者が被用者の重大な過失なしに労働契約を破棄した場合は、当該被用者に休暇手当分に相当する休暇補償手当を支払わねばならない。被用者が本人の自由意思で契約を破棄した場合、彼はヴァカンス権を主張しえない。

2 平衡基金の制度（不安定就労業種）

一般制度が同一の事業所で1年以上の継続勤務を達成することのできる業種に雇用される比較的恵まれた被用者を対象とするのに対し、この制度はそうした雇用条件に欠ける業種、すなわち被用者が1年のうちに何度も使用者を変える業種（具体的には、港湾関連業種、建設・公共事業、運送業、革製軍装品製造業など、興行業⁽⁴⁾）を対象にした制度である。これらの業種については、36年10月14日のデクレ（港湾関連業種）、37年1月18日のデクレ（建設・公共事業）、37年4月30日のデクレ（運送業）、37年7月30日のデクレ（革製軍装品製造業など）、39年2月29日のデクレ（興行業。音楽家や俳優もこれに属する）によって順次、施行細則が定められた。これらの業種に共通する規定は、平衡基金（Caisse de compensation）の開設と、使用者にこの基金への加入を義務づけていることである。平衡基金は、職域別に設置され、これらの不安定就労業種の被用者のために、彼らが個々の使用者のもとで達成した労働の日数ないしは時間数に比例する拠出金（cotisation）を個々の使用者から徴収し、それを原資として使用者に代わって各被用者に休暇手当を支給する。このように、平衡基金の制度は、個別企業次元でのヴァカンス業務を職域次元に移管し、それによって被用者に休暇手当を保障するとともに、

企業間の負担の公平を図る制度である。

この制度にあつては、ヴァカンス権の発生要件は一般制度におけるように「同一の事業所」における6カ月ないしは1年以上の「継続勤務」ではなくなり、「複数の事業所」で「実際に遂行された労働の日数ないしは時間数」に代替される。したがって、被用者がヴァカンス権を取得するためには、彼がある事業所で所定の労働日数ないしは時間数を達成したことを証明すればよい。この権利を獲得するための条件は、デクレにより異なる。すなわち、15日の権利を得るために、①港湾関連業種では180日の実労働日数、②建設・公共事業では1600時間の実労働時間、③運送業では180日の実労働日数が必要とされた。④革製軍装品製造業などでは、1週間のヴァカンスのために25週間の実労働日数が要件とされ、さらに4週間の労働ごとに1日の追加休暇が認められた。⑤興行業では、12カ月の定期上演契約書ないしは360回分のギャラ支払い証明書の提示が必要とされた。基金の開設には労働大臣の認可が必要で、そのために詳細な定款と規約の作成が義務づけられた。とくにヴァカンス権の有無に関する紛争を解決するために、労使同数の委員と第三者委員とから成る労使調停委員会を設置しなければならない。被用者が地域間を移動したり、業種を変更することがあるので、地域間や業種間の不公平を是正するために「全国調整平衡基金」と「業種間平衡基金」が設けられ、各基金はこの全国機関に加入しなければならない。

3 特別制度（農業、家内就業）

これは、基本法第2条の規定にしたがつて、農業被用者と家内就労者のために設けられた制度である。農業と家内就業ではいずれも一般制度に定める通常の「ヴァカンス取得期間」内にヴァカンスをとることが困難なため、ヴァカンスの「分割」を認める特別な制度が必要になったのである。農業の特別制度は36年9月26日のデクレにより、家内就労のそれは37年11月10日のデクレによって具体化された。

(1) 農業の制度 農業においては、同一事業所で1年もしくは6カ月の継続勤務を達成した被用者に対し、勤務1カ月につき1就業日のヴァカンス権が認められた。ヴァカンス取得期間は1年間であり、15日のヴァカンス

の場合は、うち1週間は連続取得されなければならないが、残りの1週間については1日もしくは数日に分割することができる。ただし農繁期（最長5カ月）には、被用者は24時間以上の休暇を要求できない。

(2) 家内就業の制度 この制度の適用を受ける家内就業者とは「同一の使用者に継続的に雇用されているすべての奉公人、召使、給金つきの従僕および住宅用建物の管理人」のことである。この業種でも、15日を越えるヴァカンスについては、当事者の合意をまって分割が認められる。分割可能な日数は全体の半分を限度とし、その範囲内で1日ないしは数日の分割が許される。通常のヴァカンス取得期間は設けられず、使用者は法律に抵触しない限り自由にヴァカンス開始の日を定めることができる。被用者は原則としてヴァカンス権発生の日から起算して6カ月以内に彼のヴァカンスを取得しなければならない。同一の使用者のもとで6カ月の継続勤務を達成した者は1週間のヴァカンス権を有するが、農業と異なり、追加勤務1カ月につき1日の追加休暇の権利は認められていない。⁽⁵⁾

II 戦後におけるヴァカンス法制の発展（1956～82）

人民戦線期に社会改革の一環としてヴァカンス法制の質的変革（民主化）をなし遂げたフランスでは、第二次大戦後に3度の法律改正がなされ、被用者の最低限法定年次休暇日数が3週間（1956年）、4週間（1969年）、5週間（1982年）へと延長され、今日にいたっている。ここでは、これらの画期における企業協定ないしは業種別の団体協約と国家の立法行為（法律の制定）との関係という観点から、戦後フランスにおけるヴァカンス法制の発展過程を概観することにしよう。⁽⁶⁾

1 1956年3月27日のヴァカンス法の成立過程

まずその前提として1950年2月11日の法律に留意すべきである。この法律は、固有な意味ではヴァカンスに関連する法律ではないが、1939年11月以来停止されていた企業協定と団体協約の自由を回復することにより、ヴァカンスに関する多数の協定の締結を可能にし、法定休暇を上回る休暇日数が

個別に実現された。この流れのなかで、1955年9月15日に国有ルノー公団の協定が結ばれ、勤務1年で3週間（18就業日）のヴァカンス権が初めて全従業員に保障され、多くの企業と業種がこれに追随することになった。56年の法律はこの先進例を「一般化」したのであるが、それにより3週間の休暇だけでなく永年勤続者、共働き家庭の母親、未成年労働者に追加休暇の権利が認められた。さらにこの法律は、36年法の当該規定を継承して、法定休暇を越えるヴァカンスを保障する団体協約や個人労働契約や慣行が存在する場合はその有効性を承認した。そしてこれ以後、法律による一般化（最低保障）と団体協約による上乘せ（より有利な条件の保障）のパターンが定着したのである。

2 1969年5月16日のヴァカンス法の成立過程

このたびも国有ルノー公団の協定（62年12月29日）がモデルになった。⁽⁷⁾ この協定は3週間の法定休暇に6就業日の追加休暇を上乘せしたが、それによって初めて実質4週間（24就業日）のヴァカンス権が保障された。1963年以降、多数の協定と協約がこれに追随し、4週間のヴァカンス権をもつ被用者が数百万人に達した。この趨勢はその後も続き、69年法の可決以前に協約によって被用者の85～90%が4週間のヴァカンスを享受していたといわれている。⁽⁸⁾ それゆえ、69年法の第一の意義は一般化によって残りの被用者を救済した点に求められるべきである。フランスの代表的な使用者団体である「フランス全国経営者評議会」（通称フランス経団連）もこの趨勢を受け入れ、1964年には協約による4週間のヴァカンスの一般化に賛成を表明している。69年法は議員法案として67年に初めて議会に提出された。この法律は協定や協約の恩恵に浴さない150万人の被用者を救済しただけでなく、年齢と勤続年数に応じた追加休暇を認めたので、今後は追加休暇が団体交渉の中心事項になり、個別的に5週間ヴァカンスの時代が開始される。⁽⁹⁾

3 1982年1月16日のヴァカンス法の成立過程

ここでは団体交渉と国家の立法行為との関係に新しい方式が確立された。この過程は以下のように進行した。

最初に、大統領選挙の直後の81年7月17日に労働時間の短縮に関する協定議定書 (protocole) が締結された。それにより、「5週間の有給休暇の一般化」につき団体交渉と法律的介入との関係が次のように確定された。すなわち、①81年9月30日以前に、労働時間の短縮に関する業種別の団体交渉を開始する。この交渉はとくに「一般化の方式」を対象とするものとする。②81年12月1日以前に、交渉当事者が業種別協定を集約し、公権力に対し「法律および行政規則の規定と新しい協約の規定との調整」を目的とする共同の働きかけをおこなうために会合をもつ。この議定書に定められた、団体交渉と立法過程との接合は、82年1月6日の指導法 (loi d'orientation. オルドナンス [政府命令] により社会的強制措置を講ずることを政府に許すので指導法と呼ばれる) と82年1月16日の労働時間と有給休暇に関するオルドナンスのなかに明文化される。

82年1月6日の指導法の意義は次の2点である。すなわち、①この法律は目的を指示するだけでは満足せず、オルドナンスの内容を定めている。②この法律によれば、「使用者組織と組合組織との交渉の結果をみて」具体的な措置が講じられなければならない、その目標は「とりわけ、すべての被用者が年間少なくとも5週間の有給休暇を享受できるようにするために休暇に関する法律を改正する」ことにあった。

82年1月16日のオルドナンスの意義は次のように要約できる。これは団体協定の所産である (協定→立法行為)。しかし、82年改革は団体協定だけから生まれたのではなく、協定締結を促すという配慮もなされた (立法行為→協定)。1月16日のオルドナンスに先んじて『共和国大統領への報告書』が提出され、そのなかで政府が社会的パートナー (労使) に団体交渉に入るよう促し、その結論を尊重するよう要請しているからである。したがって、このオルドナンスは団体協定の成果であると同時にその論拠にもなったという二重性を有する。

権利の確立過程における団体交渉と国家の立法行為との接合という問題は労働法の古典的テーマの一つである。前述のように、ヴァカンス権の領域では、団体交渉がしばしば立法行為に先行し、これに多大の影響を与えた。しかし、立法行為の方も法律に起源を有する諸規則の改正と適応というその独

自の機能を失わなかった。この意味では、団体交渉（個別主義）と立法行為（普遍主義）との関係は相互作用の関係にあるのである。⁽¹⁰⁾

III 労働基準法第 39 条の問題点

普遍主義の観点から被用者のヴァカンス権を固有の法律（ヴァカンス基本法）により一般化した先進的かつ典型的な国であるフランスと比較した場合、1994（平成6）年4月に施行されたわが国の現行労働基準法第39条（以下、基準法と略す）に準拠する「年次有給休暇」制度はいかなる問題点を含んでいるだろうか？ それには、①全体的な問題と②個別の問題があると思われる。

1 全体的な問題

これは制度の根幹にかかわる問題である。第一に、日本では被用者全体のヴァカンス権が単独の法律によって保障されていない。80年代の末にレジャー・サービス産業の労働組合を中心に「ヴァカンス憲章」と「ヴァカンス基本法」⁽¹¹⁾の制定運動が起こったのはその端的な証左であるが、広範な世論を喚起するにはいたらなかった。また、第41条指定業種（農業、水産業、畜産業、養蚕業）と家内就業の被用者には有給休暇権が保障されないのもこのためである。第二に、有給休暇の「権利性」があいまいである。フランスの最初の年次有給休暇法は、第1条の冒頭ですべての被用者は「事業所における1年間の継続勤務後に、少なくとも12就業日を含む最低15日の年次連続有給休暇の権利を有する」と謳っているが、ここでは権利の主体とその権利性が明確である。これに対し、基準法の第1項では「使用者は」所定の付与要件をみたした「労働者に対して、継続し、又は分割した10労働日の有給休暇を与えなければならない」となっている。これは「使用者」の義務規定であって、権利の主体であるはずの被用者の休暇権は「与えられるもの」とされており、温情主義的性格を払拭していない。第三に、上記にみるように、休暇の「年次制」が定められていないので、安易な次年度への繰越しを許してしまう。第四に、法律は「連続取得」を原則とすべきなのに「分割取得」

を公然と認めているので、日本では長期滞在型余暇が国民的規模で成立する制度的条件がないのである。その結果、年次有給休暇と、地域ツーリズムや都市・農山村交流との結びつきが断たれてしまう。第五に、休暇中の「就労禁止」規定を欠くことがヴァカンスの振興にとって大きな障害になっている。第六に、法律と協定・協約との関係に関する規定がないので、被用者が基準法を上回る休暇を獲得することはきわめて困難である。

2 個別の問題点

基準法を項目別に検討すると、さらに以下のような問題点が浮かび上がってくる。第1項は、休暇付与要件をみたした労働者に対して「10労働日の有給休暇」を保障している。しかし、この10労働日の算定基準が恣意的である。フランスの場合、36年のヴァカンス法では、1カ月の勤務に対し1就業日（基準法の労働日に相当する）の休暇権が発生するとみなしたので、1年間で12（1×12カ月）就業日のヴァカンス権が保障されたのである。以後、法律改正がなされるたびに、この1カ月を単位とする算定基準が改善された（56年1.5→69年2.0→82年2.5）。すなわち、56年には年間で18（1.5×12）就業日のヴァカンス権が保障された。それが69年には24（2.0×12）就業日になり、さらに82年には30（2.5×12）就業日になったのである。基準法では、6カ月の勤務に対して10労働日の休暇を保障しているので、1カ月あたり1.666...労働日の休暇になる。第2項によれば「1年6カ月」以上継続勤務した者には、「6カ月を越えて継続勤務する日から起算した継続勤務年数1年」ごとに1労働日の追加休暇を加算することになっている（この場合には算定基準は1年であるから、1カ月あたり0.08333...になる）。しかし、同項はさらに「ただし、総日数が20日を越える場合においては、その越える日数については有給休暇を与えることを要しない」と定めているので、年功による追加休暇も勤続10年6カ月を過ぎれば頭打ちになってしまう。第4項の休暇授与の時期については「労働者の請求する時季（ママ）と与えなければならない」としながらも、やはり但し書をつけて使用者の時季変更権を認めており、この規定が悪用される恐れがある。第5項は、休暇日数のうち「5日を越える分」については労使の協定による時季指定を優先していて、個人の事情が無

視される恐れがある。第6項では「休暇手当」を「平均賃金又は所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金」と規定しているが、基本給に各種の付加給付を加算するかどうかを明確にすべきである。第7項は、業務上の負傷と疾病による休業、育児休業、産前産後休業の各期間は「出勤したものとみなす」と定めているが、これは休暇付与要件（6カ月勤務で8割以上出勤）の充足に関する補足規定であって、有給休暇日数に含めてはならない休業（病気、妊娠出産、軍事教練、失業による休暇およびやむをえざる理由による休暇）を定めたものではない。このため、病気や家族的必要などのために有給休暇を残しておくという社会的不合理が放置されたままであり、現行制度のもとでの有給休暇の完全消化にとって最大の障害になっている。

む す び

総じていえば、「年次有給休暇（年休）は、従業員の心身の疲労を回復させ、労働力の維持向上を図ることを目的とした、有給の休暇である⁽¹²⁾」とされながら、基準法はこの年次有給休暇法の立法の精神を尊重しているとはいえない。なぜなら、「従業員の心身の疲労」とは、「過去1年間に蓄積された」心身の疲労のことであり、それからの回復と労働生産性の向上が立法者の直接の意図だったからである。休暇の連続取得が必要なのはこのためであり、基準法のように分割を認め年次制を無視するなら、年次休暇は週休となんら異なるところのないものになってしまう。ヨーロッパの労働基準（有給休暇の場合は年間4週間）からみたわが国の休暇制度の貧困のなかにこの国の労働法制の哲学の貧困が凝縮されていると思うのは、筆者だけであろうか？ 経済と労使関係のグローバル化が進むなか、わが国でも市場についてはグローバル・スタンダードの導入の必要性が声高に叫ばれるようになってきたが、同時に年次有給休暇について被用者ミニマムを確立しその質と量を改善するの⁽¹³⁾でなければ、真の意味での先進社会あるいはポスト産業社会⁽¹³⁾とは言えないであろう。休暇制度に関しても日本的例外を国際社会に向けて主張しうる時代はすでに終わったと認識すべきである。

注

- (1) 36年6月4日に誕生した人民戦線内閣がわずか11日間で年次有給休暇法を可決させることに成功したのは、1925年から31年にかけて最初の年次有給休暇法案（デュラフル法案）をめぐる議会の委員会レベルで度重なる審議がなされ、基本的な争点が明確にされていたからである。36年6月20日の法律はこの論争に終止符をうつとともに、〈余暇の組織化〉問題を時代の課題として再浮上させた。デュラフル法案の帰趨については、文献14を参照（以下、本注の文献番号は下記の参照文献の文献番号をさす）。
- (2) 有給休暇法の全文は文献14に訳出されている。また、人民戦線期における有給休暇に対する政府と民間非営利団体の取組み状況については文献7と8と14に詳しい。
- (3) 両大戦間期における被用者ヴァカンスの制度については文献1～5を参照した。
- (4) 企業の休業業務の担当者用の手引きとして書かれた文献10によれば、今日では、被用者のヴァカンス制度は「一般制度（Régime général）」と「個別制度（Régimes particuliers）」に大別されている。本章にいう「平衡基金の制度」は後者に分類されており、「有給休暇基金を有する制度」と名づけられている。その対象となる不安定就労業種は「建設・公共事業」、「運送業」、「興行業」、「港湾・ドック業」である。また、不安定就労業種以外に、「商業代理人」、「家内就労者」、「パートタイム就労者」の制度も個別制度に分類されている。
- (5) 有給休暇法には「海運業」に関する規定はないが、この業種でも38年12月6日のデクレによって制度が完備された。その適用を受けるのは海運雇用契約によって船主に拘束される下級船員である。この制度は独自の特殊性を有していた。海運業では、下船（1航海終了）とともに解雇されて船主のもとを去る船員と、下船後も同じ船主の他の船舶で引き続き業務に従事する船員との二つのカテゴリーが存在したので、この雇用条件の違いに応じて、後者については一般制度が適用され、前者には平衡基金の制度が適用されることになったからである。この意味で、船員の制度は一般制度と平衡基金の制度の混合型である。
- 1航海終了後に解雇されて船主を変える船員はごく短期間の休暇しか取得できない。この不都合を是正するため、当該デクレは船主にこうした船員が7日間の最小限休暇権をもつ前に休暇手当を支給することを禁じている。この場合には、手当相当分の拠出金が「船員有給休暇基金」に払い込まれ、当該船員には休暇債券が発行される。解雇される船員が7日以上休暇権を有する場合には、彼は直ちに休暇をとるかそれを延期するかを選択する。延期する場合は、彼の権利に属する手当相当分がやはり休暇基金に払い込まれる。彼が直ちに休暇をとる場合は、基金から休暇債券相当額の手当が彼に支給される。7日に満たない休暇債券の払い戻しは認められない。
- (6) 両大戦間期には法学者・法律家を中心に被用者ヴァカンス法制の研究が興隆した。しかし、戦間期に法制に関する基本的な争点が解決され、それ以後はヴァカンスの量的拡大に比重が移ったためか、第二次大戦後については本国フランスでもヴァカンス法制史の本格的な研究はまだ存在しないようである。文献12はこの点に関する貴重

な貢献である。

- (7) 「ヴァカンスの獲得」にあたっては自動車産業の労働組合とりわけルノー国有団体の組合がモデルとして重要な役割を演じたことについては、文献6と12を参照。
- (8) 4週間の年次有給休暇が広範に普及したことにより、「労働者ヴァカンス」の時代が本格的に到来した。文献13によれば、60年代に「一種の夏の革命」が実現された。この革命は農村フランスの終焉と都市への新住民の定住に結びついていた。この新都市住民は、最初は休暇を利用して帰郷したが、両親が死亡し家産が分散されると帰郷する理由が希薄になった。しかし、彼らは「夏に出発する習慣」を身につけ、しばしば車を所有するようになった。こうして「新しい空間、新しい地平線を獲得する時代」がやってきたのである。
- (9) ただし、文献12によれば、1978～1981年の期間には、政府の圧力にもかかわらず、労働時間の短縮に関する交渉は進展しなかった。
- (10) 戦後におけるヴァカンス法制にかかわるもう一つの重要問題は、新しい法律の制定により旧法のもとで締結された協定・協約の上乗せ条項がどうなるか（新法に吸収され効力を失うか有効性を保存するか）という問題であるが、ここでは煩雑になるので割愛した。この点については文献12を参照。
- (11) この運動については、文献11を参照。
- (12) 文献16からの引用。
- (13) ポスト産業社会は「サービス経済化」として特徴づけられるのが通例であるが、自由時間が拡大し、拘束時間と自由時間の関係が逆転するという意味では「余暇社会」でもある。また、少子・高齢社会化も退職した高齢者層の自由時間を増大させ、その活用が社会問題化するという意味で余暇社会化を促す。学歴社会から生涯学習社会への転換という教育改革の将来像も各種休暇制度の完備と充実なしには実現はおぼつかないであろう。余暇社会の問題については、文献9が参考になる。

参考文献（刊行年代順）

- 1 Bonnet, Raoul [1927], *Les vacances ouvrières*, thèse de droit, Montpellier.
- 2 Parant, Jean-Victor [1939], *L'emploi des congés payés en France et à l'étranger*, thèse de droit, Toulouse.
- 3 Beaugeard, Gille [1939], *Congés payés*, thèse de droit, Paris.
- 4 Titrant, Jacques [1939], *Les congés annuels payés*, thèse de droit, Paris.
- 5 David, Etienne [1939], *Les congés payés en droit comparés*, thèse de droit, Paris.
- 6 Guerrin, Roger-Henri [1963], *La conquête des vacances*, Paris.
- 7 Cacérès, Bénigno [1981], *Allons au-devant de la vie. La naissance du temps des loisirs en 1936*, Paris.
- 8 廣田功 [1987] 「フランス人民戦線の〈文化革命〉の一側面——有給休暇と〈余暇の組織化〉」（中央大学人文科学研究所『希望と幻滅の軌跡——反ファシズム文化運動』中央大学出版部）。

- 9 Dumazedier, Joffre [1988], *Révolution culturelle du temps libre 1968-1988*, Paris.
- 10 L'Équipes rédactionnelle de la Revue fiduciaire [1989], *Les congés du salarié*, Paris.
- 11 レジャー・サービス産業労働情報センター／バカンス基本法のための市民立法プロジェクト編 [1989] 『バカンス先進国をめざして——ゆとり派市民宣言』 第一書林.
- 12 Meyer, Francis, Sachs-Durand, Corinne et Pierre Starasser [1990], “Les congés payés depuis la Deuxième Guerre Mondiale,” *Le Mouvement social*, n° 150, janvier-mars.
- 13 Richez, Jean-Claude et Léon Strauss [1990], “Généalogie des vacances ouvrières,” *Le Mouvement social*, n° 150, janvier-mars.
- 14 廣田明 [1996] 「両大戦間期フランスにおける余暇の組織化」, 権上・廣田・大森編 『20世紀資本主義の生成——自由と組織化』 東京大学出版会。
- 15 安西愈 [1996] 『新しい労使関係のための労働時間・休暇の法律実務〔全訂版〕』 中央経済社。
- 16 萩原勝 [1998] 『労働時間・休暇管理マニュアル』 経営書院。

第2章 イギリスの戦後のレジャー政策

— ナショナル・パーク法を中心に —

はじめに

戦後のイギリス政権を担当した労働党は、福祉国家型レジャー政策を推進した。その政策の基本的枠組の一つは、1949年に制定された「ナショナル・パーク法」(正式には、National Parks and Access to the Countryside Act. 1949. 以下、ナショナル・パーク法と表記)により形成された。ナショナル・パーク法は、イギリスの自然保護概念により制定された一種の自然保護法である。イギリスの自然保護概念とは、公衆のレクリエーションの場であるオープンスペースとアメニティを保護することで、いわゆる原生保存という発想ではない。

オープンスペースとは、1906年のオープンスペース法 (Open Space Act. 1906) によれば、庭園やレクリエーション等の目的で使用されている土地で、地表面積の20分の1を越えて建造物が設置されていないことと定めている。しかし、一般的な表現としては、野外レクリエーションやアメニティの場として、公衆がアクセスできる空間のことをいう。

このように、ナショナル・パーク法は、アクセスを前提としたオープンスペースの確保を中心とするイギリスの自然保護概念を原点としている法律だということを強調しておきたい。したがって、自然保護というよりはむしろ、公衆のレクリエーションの要望に合わせた公共施設としてのオープンスペースの保護としてとらえる。

イギリスの国立公園は日本と同様、土地の所有権や管理権とは無関係に、優れた自然景勝地を公園として保護し利用する目的で「地域制」(都市計画上の用語ではゾーニング制)を採用している。これは要するに、公園以外に利

用されている土地に、国立公園という法的規制の網をかぶせ土地利用を規制しようとする制度だ。⁽¹⁾ イギリスや日本のように国土面積が狭く、土地利用が集約化している国では、このような地域制の公園制度がとられている。

イギリスの国立公園は、自然景観、歴史的・文化的遺産を積極的に保全し、その維持管理に努め、公衆の重要なレクリエーションの場として提供されている。一方、日本の場合は公園指定当初こそ、産業的に利用の可能性の低い土地を国立公園として設定したが、戦後、土地利用の集約化と開発技術の発達によって、国立公園内の土地がかつての非利用地から利用可能性を含んだ未利用地へとその位置づけが変わり、その結果として、森林伐採や、その他開発行為等による自然環境の破壊問題が生じてきているのは周知のとおりである。

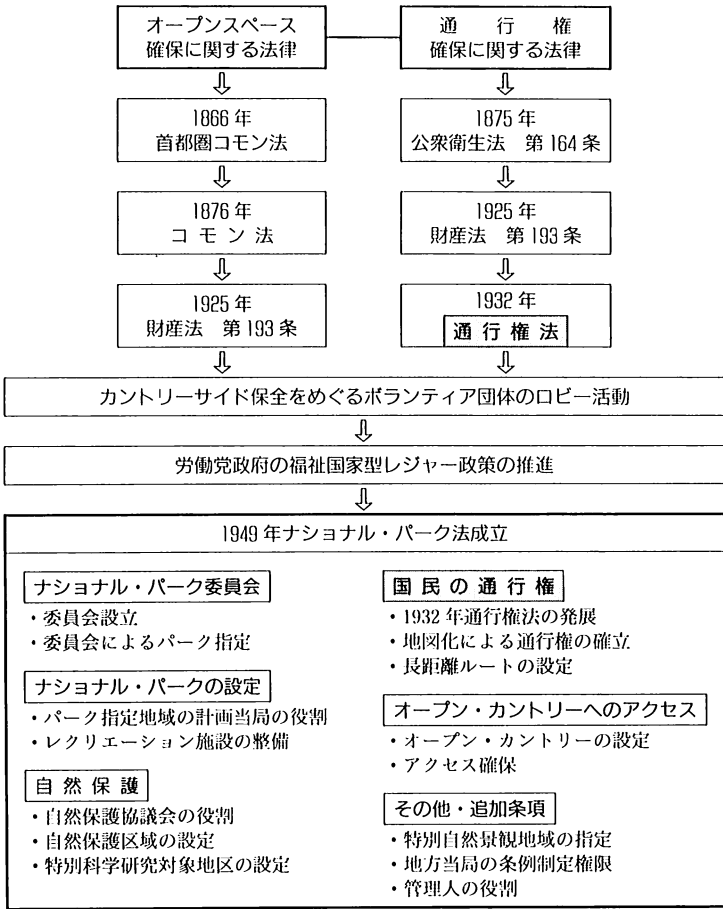
そこで本章では、日本と同じ地域制国立公園制度を採用しているイギリスでの国立公園設立の根拠となったナショナル・パーク法を中心に、その歴史的背景や成立過程を明らかにし、同法によって公衆のレクリエーションの場がどのように設定されてきたか、また、自然保護との調和がどのように図られているのかを法律の条文をもとに検証する。そして、今後のわが国の国立公園の利用と自然保護の対立問題について検証する際の一助に資したい。

なお、本章で言及する大部分は、イングランドとウェールズについてで、すべての点で独自の政策と立法をもつスコットランドについては、論点を簡単にするために便宜的に省略した。

I ナショナル・パーク法の制定過程

イギリスの法制度は、長い歴史の慣例や常識により「憲法的な基本法令」を運用している。その長い歴史の中では「基本法令」も廃止されたものが多い。しかし、有効部分はその原理と内容を基本的に継承し、新たにその原理と内容を拡大して法が運用されている。ここで取り上げるナショナル・パーク法もオープンスペースの確保やアクセス手段である通行権について制定されたさまざまな法令を体系化したものだ。そこで、本節では、オープンスペースの確保や通行権関係の法律を示し、どのようなプロセスを経てナシヨ

図1 ナショナル・パーク法制定過程の流れ



注) この図は、ナショナル・パーク法制定へ向けた法律の概略をあらわしている。

ル・パーク法が制定されるに至ったのかを明らかにしたい。

1 オープンスペース確保に関する法律

イギリスにはコモン (common) と呼ばれる特別な歴史と内容をもつ土地がある。そのコモンは、ある意味でナショナル・パーク的な機能を果たした土地であるといえる。コモンは、主として私有地だが、他の私有地と異なる

のは、その土地の所有者以外の者が馬や牛、羊などの家畜を放牧したり、燃料用の薪、枝などを持ち帰ったりする共有の権利（以下、共有権（right of common）と表記）をもつことができる土地だという点である。

このコモンは16世紀以降の羊毛生産および穀物増産目的のために、囲い込み法（Enclosure Act）を根拠に二度にわたる「囲い込み運動」や、都市化や開発の波により、その数が次第に減少していった。

そこで、一度囲い込まれたコモンが、新たな法律によっていかに再び公衆のレクリエーションのために開放されたかをみていきたい。

(1) 1866年 首都圏コモン法（Metropolitan Commons Act. 1866） 1865年にロンドンの内部および周辺で森林、コモンおよびオープンスペースを保存する方法を諮問するために下院（House of Commons）は特別委員会を設け、土地所有者が国会の承諾なしにコモンを囲い込むことを認めた法律を廃止する、首都区域内では囲い込みができないような新しい法律をつくる、コモンやオープンスペースを保存するための委任団体⁽²⁾を任命する、の3点を答申した。

この答申を受けて1866年に制定された首都圏コモン法は、首都周辺のコモンを公衆のために保存することを定めた。

(2) 1876年 コモン法（Common Act. 1876） コモン法は、コモンの土地所有者と共有権をもつ者に、それまで慣習的におこなっていた家畜の放牧や燃料を集める等の権利を明文化した。しかし、一般公衆のコモン利用の権利規定はなかった。もともと一般公衆がコモン内を散策する等のレクリエーションは、慣習法で認められており、公衆がコモンの景観や自然に被害を与えなければ、公衆のコモン利用を罰したり排除したりすることは、土地所有者も共有権をもつ者もできなかった。

(3) 1925年 財産法（Law of Property Act. 1925）第193条 財産法第193条は、コモンを首都圏（Metropolitan）および自治都市（County Borough）、都市地区（Urban District）に分類し、公衆が「空気と運動」（air and exercise）のためコモンにアクセスする権利を認めた。

コモンの存在は、イギリス国民が古くから全国的にレクリエーションの場をもっていたことを証明するものであり、レクリエーションの場としてのコ

モンの価値はかなり大きなウエイトを占めていると指摘できる。しかし、コモンの土地所有者たちは、囲い込み法の権利を主張して、コモンを公衆に開放しようとするボランティア団体「コモン保全協会 (Commons Preservation Society)」(1865年設立)等とたびたび争った。⁽³⁾

このコモンを確保し、保存し、かつ公衆のレクリエーションのため、またアメニティの享受のために開放しようとする運動は、ナショナル・トラストの創設のきっかけとなっており、実際にナショナル・トラストの創設者はコモン保全協会の弁護活動や啓発活動に携わっていた人たちだった。また、この運動がナショナル・パーク法の制定の出発点となったと指摘できる。

2 通行権に関する法律

通行権 (right of way) とは、公衆すべてが他人の土地を通過 (passage) する権利を意味する。この権利は、後述するように法律により規定されている。通行権はいったん認められると、人びとが無限定に公道 (highway) を通過する権利として存続し、原則として法律によってのみ消滅する。この原則は、“Once a highway, always a highway” というイングランド法上の格言とな⁽⁴⁾っている。

通常通行権は、自動車の通行する一般道路ではなく、つぎの三つを意味する。



図2 Lake District National Park 内でみた Public Footpath の標識 (1997年10月, 筆者撮影)

- ① フットパス (footpath) : 徒歩 (on foot) のみ通行できる歩道。
- ② 乗馬道 (bridleway) : 徒歩, 乗馬, 自転車のみ通行できる道。
- ③ 脇道 (byway) : 徒歩, 乗馬で通行でき, 農林業者などの自動車の通行も認められている道。

通行権の範囲は、フットパス上

の通過とそれに付随して公道で景色を楽しんだり、休息のため腰をおろすこと等である。すなわち、この通行権としての公道は、公衆が野外でのレクリエーションのため、またアメニティを享受できるように創設されたものだ。

通行権を法律で明確化しなければならなくなったのには、つぎの二つの要因が考えられる。第一に、公衆が通行権の存在を主張して私有地を通過する場合、その権利の判断基準は、慣習の有無を根拠にしていたため明確ではなかった。そのため土地所有者と通行権を主張するものとの間でトラブルが絶えず、法律の整備が必要とされたこと。第二に、産業革命以降、都市部での急激な人口増加による劣悪な衛生状態の改善策の一つとして、公衆にコモンを開放し、そこへ到達するためのアクセスを整備して公衆にレクリエーションの機会を与えようとしたこと、である。

この第二の要因を裏付けるものは、1833年にエドウィン・チャドウィック卿 (Sir Edwin Chadwick) によって組織された公共歩道特別委員会の報告書 (Report from the Select Committee on Public Walks) である。この報告書の中でチャドウィックは、「住民の健康と楽しみを増進するために公共遊歩道、運動場のようなオープンスペースを人口の多い都市の近くに確保する最善の方法を考慮すべきである」⁽⁵⁾と指摘して、これに関する法律を制定すべきだと主張した。このチャドウィックによる公共遊歩道に関する法制定の意図は、すぐに制定法には結びつかなかったが、1875年に同様の目的で制定された公衆衛生法 (Public Health Act. 1875)、1925年財産法 (Law of Property Act. 1925) 第193条、そして1932年通行権法 (Right of Way Act. 1932) により明確にされていく。

(1) 1875年 公衆衛生法 (Public Health Act. 1875) 第164条 この法律により地方当局 (local authority) は、公共歩道 (public walk) および遊園 (pleasure ground) を買収もしくは借地というかたちで取得し、これらを維持管理する権限を得た。また、条例 (byelaws) を作成する権限も得て、違反者を退去させることができた。この条項によりはじめて「公共歩道」および「遊園」が法的根拠をもって設けることができるようになった。

(2) 1925年 財産法 (Law of Property Act. 1925) 第193条 この条項は、土地所有者とアクセス協定が結ばれた地域で、一般公衆のアクセスを認めた。

しかし、公衆衛生法および財産法で規定された公道は、基本的に土地所有者とのアクセス協定を前提にその通行が認められただけだった。そのため、創設された公道は、アクセス協定がなければ、土地所有者による囲い込みや耕地化によって、また、農村人口の減少や都市化のスプロールにより閉鎖されてしまうという事態となった。そこで、いったん創設された公道を、公衆のために開放し、守っていこうとする運動が「ナショナル・フットパス保全協会 (National Footpath Preservation Society)」(1865年設立)等のボランティア団体により数度にわたっておこなわれた。その結果、1932年に通行権法が制定された。

(3) 1932年 通行権法 (Right of Way Act. 1932) この法律により、公道は「20年間(あるいは40年間)中断されずに公衆が通行を享受していた道は通行権の法的裏付けをもつこと」と明確にされ、すべての公衆は他人の土地を通過する権限を得た。このように通行権法は、レクリエーションのために創設された公道でのアクセス権を一般公衆に認めた重要な法律だと指摘できる。この通行権法の一部は、1949年のナショナル・パーク法の制定により効力を失い、同法の第4部「国民の通行権 (Public Rights of Way)」に継承された。

3 カントリーサイドの保全をめぐるボランティア団体の動向

前述したとおり、コモン、オープンスペースおよびフットパス保全協会⁽⁶⁾ (The Commons, Open Spaces and Footpath Preservation Society)のようなボランティア団体は、一般公衆が田園山林内の歩道を自由に散策できるようにするため、また、残存するコモンが囲い込まれないようにするための活動をおこなっていた。しかし、オープンスペースや公道を確保するための活動は、基本的に土地所有者との協定を前提としており、その土地所有者の非協力により確保できないこともあった。公道に関しては、1932年の通行権法により法的な裏付けは得られたものの、公道を開放することに反対する土地所有者も多く、一度公衆に開放された多くの公道も閉鎖されるという事態が生じた。

ボランティア団体は、オープンスペースや公道を確保するための強制的な

権限がなく、その活動には限界があった。そこで、土地を取得することでオープンスペースや公道を確保する策が考え出された。このアイデアは、先述したコモン保全協会の顧問弁護士ロバート・ハンター (Sir Robert Hunter) が提案した。それが、ナショナル・トラスト⁽⁷⁾ (正式には、National Trust for Place of Historic Interest or Natural Beauty 「歴史的名勝および自然景勝地のためのナショナル・トラスト」) である。

ナショナル・トラストは、公衆のレクリエーションの場であるオープンスペース⁽⁸⁾を都市化や開発の波から守るため1894年に組織され、1895年には、国民のために土地と歴史的建造物を買取り、保管することのできる法人組織として正式に発足した。また、1907年にはナショナル・トラスト法 (National Trust Act) が制定された。これによりナショナル・トラストの保管する資産は「譲渡不能 (inalienable)」となった。また、保有財産の管理と保護の権限、それに保有財産の利用者から入場料を集めることが可能になった。

こうして、ナショナル・トラストは、名勝地または歴史的に重要な土地および建物を永久に保存し、これらを維持管理するとともに、公衆にレクリエーションの場を提供していくことになった。しかし、このナショナル・トラストは、国からの経済的援助が一切なく、会員の会費、寄付、遺贈等に依存していたため、カントリーサイド⁽⁹⁾全体の保護や動植物相の保護まで補うことができなかった。

そこで、このナショナル・トラストを支援するため「自然保護区域振興会 (Society for the Promotion of Nature Reserves)」が1912年にナチュラリストにより設けられた。この組織は、保護に値する場所ないし遺跡の情報を集め、整理し、優先順位を決めて自然保護区域候補リストを刊行し、政府に働きかけた。また、1926年に設立された「イングランド田園保存協議会 (Council for the Preservation Rural England)」⁽⁹⁾、1928年に設立されたウェールズの同様の協議会は、都市化と開発の波によるカントリーサイドへの脅威に注意を促し、アメリカ合衆国で設立されているような、ナショナル・パークを設定してカントリーサイドを保護するために啓発活動をおこなった。

さらに1935年に歩くことを楽しむ人たちで組織した「ランブラーズ協会

(Rambler's Association)」は、通行権の存在を歴史的記録から掘り起こし、その権利を確保するため、通行権を徹底化するよう政府に対しロビー活動をおこなった。

4 ナショナル・パーク法制定に向けての政府の動向

政府は、1929年にナショナル・パークのシステムについてクリストファー・アディソン博士 (Sir Christopher Addison) を委員長とする委員会を設けた。1931年にこの委員会はずぎのような報告書を作成した。第一に、自然⁽¹⁰⁾的関心のある区域を、乱雑な開発から防ぐため、国民的保護区域 (National Reserve)、国民的禁漁区域 (National Sanctuary) として設定すること。第二に、景勝地内に歩行者のためのアクセス方法を改善すること。第三に、動物相 (Fauna) と植物相 (Flora) を保護する手段を講ずること、などだ。報告書は国会に提出されたが、国費を必要とするためと、第二次大戦前の緊張時代だったため、却下された。

しかし、ボランティア団体は、戦時、平時を問わず公衆に対し啓発活動を続け、また、政府に対してロビー活動をおこない、カントリーサイドの保全問題について、公衆の関心を高めた。政府は、これを受けて従来のはばらばらな法制度のもとではこの問題は解決できないという判断から、ナショナル・パークおよびこれに関連する問題を調査することを再度決定した。

この決定の最大要因は、戦後政権を担当した労働党が福祉国家政策の一環としてレジャー政策を推進したことであった。その政策とは、「一般に自由と友愛にもとづく社会の不平等の縮小」を政策原理とした「一般公衆のレジャー機会を拡大すること」で、伝統的に問題となっていたカントリーサイド⁽¹¹⁾のレクリエーション政策だった。具体的には、カントリーサイドのオープンスペースをレクリエーションの場として設定し、公衆にカントリーサイドでのレジャーの機会を広く提供することだった。

政府は、この調査の首班にジョン・ダワー (John Dower) を任命した。彼は1945年の報告の中で、特徴的な景勝地美は厳格に保存すべきこと。公衆の野外レクリエーションのためにアクセスや設備等を供給する。野生生物、建造物、歴史的に関心のある建築様式の場所を十分に保護する。農村を効果

的に維持する等を指摘した。政府は、この報告書にもとづいて正式に「ナショナル・パーク」に関する委員会、および「歩道とアクセス (footpath and access)」に関する委員会を発足させ、両委員会の委員長にアーサー・ホブハウス卿 (Sir Arthur Hobhouse) を任命した。

ホブハウス委員会は、ナショナル・パーク設立に関して、イングランドおよびウェールズの人口の稠密な地域でその必要性が急迫しているとして、つぎのような勧告⁽¹³⁾をおこなった。第一に、法律制定後3年以内に12のナショナル・パークを設けること⁽¹⁴⁾。第二に、大臣の任命する委員長および8人の委員からなるナショナル・パーク委員会 (National Park Commission) を設立すること。第三に、各ナショナル・パークごとに計画機関 (Planning Authority) を設けること。こうして、労働党政府は、1949年12月16日に「ナショナル・パーク法 (National Parks and Access to the Countryside Act)」を成立させた。

II ナショナル・パーク法の基本構造

1 ナショナル・パーク法の構成

この法律の骨子は、ナショナル・パーク委員会を設立し、公衆のためにレクリエーションの場であるオープンスペースをナショナル・パークとして設定すること。公衆がナショナル・パークを利用して楽しむためのアクセスを保証する通行権に関連した法律を改正すること。また、自然美を保護し、高めること、である。

ナショナル・パーク法は、6部構成で全115条からなっている。その構成は以下のとおりである。

第1部 ナショナル・パーク委員会 (第1条～第4条)

第2部 ナショナル・パーク (第5条～第14条)

第3部 自然保護 (第15条～第26条)

第4部 国民の通行権 (第27条～第58条)

第5部 オープン・カントリーへのアクセス (第59条～第83条)

第6部 一般・財政・追加条項 (第84条～第115条)

以下、レクリエーション政策を理解するにあたって重要と思われる規定条項⁽¹⁵⁾の具体的な内容を見ていきたい。

2 ナショナル・パーク委員会 (National Parks Commission)

第1部「ナショナル・パーク委員会」は、この法律が定めた機能を果たすための組織について規定している。

ナショナル・パーク委員会は「公衆の健康的な娯楽と野外レクリエーションを提供するために、ナショナル・パークの潜在的資源の開発と管理政策を実行する機関⁽¹⁶⁾」を設立目的とした。同委員会は、当時の都市・地方計画大臣 (Minister of Town and Country Planning, 後の環境省) の管理下におかれた。

ナショナル・パーク法第1条は「ナショナル・パーク委員会は、イングランドおよびウェールズにおける自然美、とくにナショナル・パークとして、また特別自然景観地域として、本法のもとで規定された地域の保護とその価値を高めること。また、公衆がナショナル・パークへ足繁く通い、そこで楽しむための諸施設を供給し、野外でのレクリエーションの機会を供給すること」と述べている。これによりナショナル・パーク委員会は、ナショナル・パークおよび特別自然景観地域を選定する権限を得た。なお、特別自然景観地域とは本法第87条で定義されているが、ナショナル・パークとしては選定されないが、優れた景観美をもつ地域を指している。

同委員会の構成は、第2条によれば「ナショナル・パーク委員会は、公印 (common seal) により法人格 (body corporate) が与えられ、大臣が任命した委員長と構成員、委員長代理により構成される」。また、第4条で、委員会の活動内容のすべては年次報告書 (annual report) で大臣に提出する。

3 ナショナル・パークの設定 (National Parks)

第2部「ナショナル・パーク」は、ナショナル・パーク委員会によるナショナル・パークの指定、および指定された地域の地方自治体の役割について規定しており、第5条でその条件を「自然美を保護し、その価値を高め、野外でのレクリエーションの機会を提供し、公衆に楽しんでもらうことを目的として指定されたイングランドおよびウェールズにおける広大な一連の地

図3 イングランド・ウェールズの
ナショナル・パークの位置



出所：Countryside Commission 発行によるリーフレット。

表1 イングランド・ウェールズのナショナル・パーク

名称	指定年	面積	ナショナル・パーク機関の所在地
Peak District	1951	1,438 km ²	Aldern House, Baslow Road, Bakewell, Derbyshire DE45 1AE.
Lake District	1951	2,292	Brockhole, Windermere, Cumbria LA23 1LJ.
Snowdonia	1951	2,142	Penrhyndeudraeth, Gwynedd LL48 6LS.
Dartmoor	1951	954	Parke, Haytor Road, Bovey Tracey, Devon TQ13 9JQ.
Pembrokeshire Coast	1952	584	County Offices, Haverfordwest, Dyfed, SA61 1QZ.
North York Moors	1952	1,436	The Old Vicarage, Bondgate, Helmsley, York YO6 5BP.
Yorkshire Dales	1954	1,769	Colvend, Hebden Road, Grassington, Skipton, North Yorkshire BD23 5LB.
Exmoor	1954	693	Exmoor House, Dulverton, Somerset TA22 9HL.
Northumberland	1956	1,049	Eastburn, South Park, Hexham, Northumberland NE46 1BS.
Brecon Beacons	1957	1,351	7 Glamorgan street, Brecon, Powys LD3 7DP
The Broads	1989	303	Thomas Harvey House, 18 Colegate, Norwich, Norfolk NR3 1BQ.
計		14,011	

出所：Smith [1983] および、Countryside Commission 発行によるリーフレットをもとに作成。

域」とし、同条第3項で、同委員会は「当該地域」をナショナル・パークに指定すると規定している。

ナショナル・パーク委員会は、1957年までに10カ所のナショナル・パークを設定した。すなわち、北部イングランドに、Northumberland, Lake District, Yorkshire Dales, North York Moors, Peak Districtの5カ所、ウェールズに、Snowdonia, Pembrokeshire Coast, Brecon Beaconsの3カ所。南西部イングランドに、Exmoor, Dartmoorの2カ所。また、1988年にThe Norfolk and Suffolk Broads Actが制定され、1989年に東部イングランドにThe Broadsという11番目のナショナル・パークが設定された。⁽¹⁷⁾ 11カ所の合計面積は1万4011 km²で、イングランドおよびウェールズの面積の約10%を占めている(図3, 表1参照)。

ナショナル・パークに指定された地域の地方計画当局(local planning authority)は、ナショナル・パーク設立の準備および管理の責任をもった。その準備および管理形態は、指定された地域が一つのカウンティ以上をカバーするならば、合同計画委員会(joint planning board)を組織し、一つのカウンティ内であれば、個別の計画委員会(separate planning board)によって管理する。⁽¹⁸⁾⁽¹⁹⁾

ナショナル・パークの指定を受けた地方計画当局は、具体的に下記のことが義務づけられた。第一に、公衆の便宜のためパーク内に駐車場、キャンプサイト、宿泊施設等の設備を提供すること(第12条)。第二に、パーク内の水路(waterway)に関して、公衆がセイリングボート、水遊び、魚釣り等をおこなうことができるように改良すること(第13条)。なお、これら事業のために中央政府から75%の補助金が交付される(第97条)。

イギリスのナショナル・パークは、国は直接管理せず地方自治体の計画当局が独自の方針のもとに管理運営をおこなっている。中央政府は、地方計画当局の公園管理運営に対して、上述したように交付金を出す。また、各ナショナル・パークとも独自に収益事業(地図、ガイドブックの販売等)をおこな⁽²⁰⁾い、その収益を公園管理運営費に充てている。

4 自然保護 (Nature Conservation)

第3部「自然保護」は、ナショナル・パーク委員会とは別に、自然保護に関する科学的勧告をおこなう目的で設立された自然保護協議会 (Nature Conservancy) の役割について規定している。

自然保護協議会は、公衆のレクリエーションの場を適切に保ち、自然保護に関する科学的な調査研究をおこなう必要から、政府の外郭団体として設立された。同協議会は、ナショナル・パーク法が制定される9カ月前の1949年3月に設立されており、ナショナル・パーク法の「自然美を保護し、高める」という基本目的によりその権限が強化された。この協議会の主な業務は、「自然保護区域 (nature reserve)」を設定し、維持管理することと、調査研究にもとづく自然保護に関して科学的勧告をおこなうことである。

自然保護区域とは第15条によれば「自然保護協議会はイギリスに生息する動物相 (fauna) および植物相 (flora) に関して、また、地質学的に特別な関心があると考えられる地域で、調査研究をおこなうため、協議会が適切な状態に維持管理する地域」のことをいう。自然保護協議会は自然保護区域を設定するにあたり、ナショナル・パーク法により当該土地を確保するため土地所有者との間で協定を結ぶか、あるいは協定が不首尾に終わった場合、所定の手続きを経ることによって強制的に取得する権限を得た (第16条、第17条)。また、同法は、地方自治体にも管轄地域内で「地方自然保護区域 (local nature reserve)」を設定する権限を与えた (第21条)。以上のように設定された自然保護区域および地方自然保護区域は、適切に維持管理されていれば、公衆の通行が認められた。

さらに、ナショナル・パーク法は、自然保護協議会に自然保護区域とは別に、「特別科学研究対象地区 (Site of Special Scientific Interest : SSSIs)」を設定する権限を与えた。「特別科学研究対象地区」とは、第23条によれば「自然保護協議会が自然保護区域として管理している以外の土地について、動物相、植物相、地質学的、地形学的特徴の理由から特別な関心があると判断する場合、協議会は当該地域の計画当局にその旨を通知する義務を負う」地区のことをいう。

この地区指定は、貴重な植生や美しい景観を持つ地域を特別科学研究対象

地区として指定することにより、当該地域を開発から未然に防ぐのが目的であった。しかし最近の研究によると、この地区指定は当該地域の計画当局に通知するだけであり、自然保護より当該地域の科学的重要性を関係機関に認識させるのにとどまっていた。その結果、開発の初期段階で自然保護を留意させるにすぎなかった。また、開発概念から農業が除外されていたため、農業により特別科学研究対象地区が破壊されるという事態が生じ、後年問題を引き起こすことになった。とはいえ、ナショナル・パーク法が、レクリエーションの場としてのナショナル・パークを自然保護地域とし、またレクリエーションの対象として保護したことの意義は、大きかった。

5 国民の通行権 (Public rights of way)

第4部「国民の通行権」は、1932年の通行権法を発展させたものである。通行権は、イギリス特有のものだが、イギリスには古くから山林原野に歩道があり、公衆は、その歩道を土地所有のいかんにかかわらず通行する習慣、あるいは権利があるとされていた。しかし、この権利の判断基準は慣習だったため、権利者の主張と土地所有者の間で紛争が絶えずおこった。1932年に制定された通行権法では公衆に有利に規定したが、それでも十分ではなかった。なぜならば、成文法で規定しても、権利の判断基準は、あくまで慣習の有無であったため、具体的な通行権を確定できなかったからだ。そこで、行政が通行権の有無を具体的に明らかにすれば、公衆は安心してカントリーサイドへ出かけ、アメニティを享受できる一方、私有地にむやみに利用者が侵入するのを防止でき、土地所有者とのトラブルも解消できる。このような見地から、1949年のナショナル・パーク法には、通行権を明確にする施策が盛り込まれた。

まず、第27条で「イングランドおよびウェールズのすべてのカウンティ議会は、本法の施行後ただちに通行権が存在するすべての地域で調査をおこない、不明瞭な部分に関しては測量をし、フットパスや乗馬道を示した草案地図 (draft map) を作成すること」にした。通行権の不明瞭な部分とは、1932年の通行権法では、首都圏の通行権だけを確定したが、カントリーサイドの通行権は明確化していなかった部分のことだ。そこで、このナショナル

図4 Peak District National Park内のNational Trust所有地、Longshaw Estate.

ここを起点に約5kmのフットパスでのウォーキングが楽しめる。利用上の注意事項が標識の下に書かれている(1997年10月、筆者撮影)。



ル・パーク法で明確化することにした。第27条にあるように、各地方自治体の公道当局 (highway authority) は、通行権が存在する地域の測量をおこない、縮尺25,000分の1か、10,560分の1の地図に表わし、説明をつけて、『ロンドン・ガゼット (London Gazette)』および対象地域内で配布されている地方新聞に掲載して公表することにした。また、個人や団体に対しては、通行権の追加もしくは削除の意見を提出する機会を与えた。

公道当局は、これら調整や手続きを経た上で暫定地図 (provisional map) を作成し、公表する (第30条)。この段階で土地所有者は、地図に記載された通行権に異議があれば四季裁判所 (quarter sessions)⁽²²⁾ に提訴し、判決を求めることができる。原則として、四季裁判所の判決は変更できない最終決定となる。公道当局は、この四季裁判所の判決に従って、確定地図 (definitive map) を作成し、公表する (第32条)。これには修正のための条項が含まれてはいるが、確定地図に示された通行権はすべて存在するという確定的証拠となる。このようにして作成された確定地図は、第33条において5年ごとに再調査することが規定されている。

以上のように、ナショナル・パーク法は、公道当局に通行権を示した地図を3段階に分けて作成させ、個人や団体に対しては、そのつど意見の提出機会を与え、当該地域のカウンティ議会との協議を重ねさせて「国民の通行

権」を明確にした。通行権が地図に示されると、通行権に関する紛争が起きた場合、通行権の存在を示す決定的証拠となった。

ナショナル・パーク法で新たに追加された権限は以下の3点である。第一に、新しい通行権の設定、第二に、パブリックパスの迂回 (diversion) と閉鎖 (closure)、第三に、長距離ルート (long-distance route) の設定、である。

新しい通行権の設定とは、第39条で「カウンティ・バラ議会あるいはカウンティ・ディストリクト議会は、管轄地域内のフットパスや乗馬道を公有地とするため、当該土地の所有者と協定を結ぶ権限をもつ」と規定している。すなわち、議会は、土地所有者と協定 (パブリックパス協定 “public path agreement”) を結ぶことで私道 (フットパスや乗馬道) の権利を取得することだ。この協定によって、土地所有者の権利だった私道が公有地 (公道) となった。

パブリックパスの迂回は、第42条によれば「パブリックパスにより土地所有者が支障をきたす場合、議会と協議をおこない、議会はパブリックパスを迂回させる指令 (迂回指令 “diversion order”) を作成し、大臣の認可によって施行する」。すなわち、既存のパブリックパスを閉鎖する場合は、当該地域を迂回する新しいパブリックパスを設置して通行権を保証するものだ。

一方、パブリックパスの閉鎖とは、第43条によれば、「議会は、迂回指令によってパブリックパスが公衆に必要でなくなったと判断する場合、指令 (閉鎖指令 “extinguishment order”) を作成して閉鎖する」と規定している。なお、この両指令とも、議会との協議後に公道当局が該当地域の測量をおこなって地図を作成し、公表する。

長距離ルートは、公衆の徒歩旅行を可能にするため、パブリックパスを繋ぎ合わせて延長したものである。この長距離ルートを設定する法的な責任はナショナル・パーク委員会がもつ。第51条によれば、「ナショナル・パーク委員会は、イングランドおよびウェールズで、公衆が公道に沿って徒歩あるいは乗馬で広範囲な旅行ができるように特別なルートを設定する権限をもつ。当該ルートを設定するために委員会は、本条項のもとに報告書を作成し、担当大臣 (都市・地方計画大臣) に提出しなければならない」と規定している。

ナショナル・パーク委員会は、都市・地方計画大臣に提出する報告書に当

該ルートを示した地図を掲載し、委員会の諸提案を記載する。その諸提案の主な内容は、第一に、既存のパブリックパスの改善、第二に、新たなパブリックパスの設置、第三に、ルートを完全にするために必要とされるフェリー（渡し舟）の供給、第四に、ルート沿いに宿泊施設を設置すること（以上、第51条から第55条）、である。こうして、ナショナル・パーク委員会は、都市・地方計画大臣の認可により、長距離ルートおよび諸施設を設定する。

なお、現在この長距離ルートのうち、歴史、景観、整備状況などアメニティに優れているルートを、カントリーサイド委員会は「ナショナル・トレイル」として認定している。ナショナル・トレイルに認定されると、その維持管理コストは同委員会が4分の3を負担し、地方当局が4分の1を負担する⁽²⁴⁾。このため、ナショナル・トレイルに選定されるには、認可条件としてのフットパスが十分に維持管理されていること、アメニティに優れていること等が求められ、当該地域がいかに熱心にフットパスの維持管理に取り組んでいるかが大きなポイントとなる。

6 オープン・カントリーへのアクセス (Access to open country)

第5部は、オープン・カントリーへのアクセスについて規定している。

オープン・カントリーとは、第59条によれば「優れた山、ムーア (moor)、ヒース (heath)、ダウン (down)、崖 (cliff)、渚 (foreshore) 等の地域」と規定している。

オープン・カントリーは、私有地でも、カントリーサイドにアメニティをもたらしている地域で、パブリックパスとは違った面的な自然に親しむレクリエーションの場としても大切な地域である。そこで、ナショナル・パーク法では、公衆が私有地であるオープン・カントリーへ自由に出入りして、自然に親しみながらレクリエーション活動をおこなえるような施策が盛り込まれた。

同法制定以前から慣習的に存在した通行権と違って、オープン・カントリーへの利用権はそれまで存在しなかった。したがって、ナショナル・パーク法の制定で、地方計画当局はオープン・カントリーを設定する権限を得た。地方計画当局は、オープン・カントリーの設定にあたり、つぎの三つの手段



図5 カントリーサイドで一般的にみられる石造りの塀とスタイル (stile)
(Peak District National Park, 写真提供：川俣修壽)

を講ずる。まず第一に、当該地域の土地所有者との間でアクセス協定 (access agreement, 以下、協定と表記) を結ぶこと (第64条)。第二に、アクセス指令 (access order, 以下、指令と表記) を発令すること (第65条)。第三に、土地を取得すること (第77条)、である。

地方計画当局が、土地所有者との間で協定を結ぶ場合、都市・地方計画大臣の承認が必要で、協定が不首尾に終わった場合、地方計画当局は大臣の承認を得て指令を

発令する。その場合、地方計画局は当該土地所有者に対し、損失補償をしなければならない。土地の取得には、所定の手続きを経たうえでの強制収用も規定されている。なお、地方計画当局は、これら協定や指令を施行する際、対象地域を地図に示して公衆に公表しなければならない (第78条)。一方、オープン・カントリーの対象地域がナショナル・パーク内である場合、地方計画当局は、ナショナル・パーク委員会と協議をおこなった後、協定もしくは指令を施行する。

協定、あるいは指令が施行された地域の土地所有者は、公衆の便宜のために、新しいアクセス手段を設ける (第67条)。具体的には、パブリックパスのルートが農地や放牧地を横断する地点では、土地所有者はその境界である生垣や石垣に、公衆が支障なく通過できるようにゲート (gate)、踏み越し段 (stile)、階段 (stairs) を設け、維持管理すること。また、境界に溝 (ditch)、沼 (bog) のような天然の水路 (watercourse) がある場合は、公衆がそれらを渡ることができるように橋を架けることだ。利用者は、オープン・カントリーの自然や景観に損害や妨害を与えないために作られた規則を守る限り、不法侵入者 (trespasser) として扱われない (第60条)。

1968年にナショナル・パーク法を受け継いだカントリーサイド法 (Country-side Act. 1968) では、オープン・カントリーの定義を、森林、河川、運河およびこれらの水路に隣接した土地にまで広げ、レクリエーションの範囲をさらに広くした⁽²⁵⁾。

7 追加条項 (General, Financial and Supplementary)

ナショナル・パーク法の第6部では、諸条項の追加として以下の6項目から構成されている。

農業および森林の保護 (第84条)

ナショナル・パーク委員会の一般的権限と義務 (第85条, 86条)

特別自然景観地域 (第87条, 88条)

地方計画当局の一般的権限 (第89条～94条)

財政上の諸条項 (第95条～100条)

追加条項 (第101条～115条)

以下、これらのうち特別自然景観地域、ナショナル・パーク委員会と地方計画当局の一般的権限を検討することにした。

(1) 特別自然景観地域 (Areas of outstanding natural beauty) グワーおよびホブハウス両委員会とともに、ナショナル・パーク以外に高度な景観、野生生物、レクリエーション的価値のある諸地域をナショナル・パークのような管理は必要としないが、「保全区域 (conservation areas)」として保護すべきであると勧告した⁽²⁶⁾。そこで、ナショナル・パーク法では、ナショナル・パーク委員会に、ナショナル・パークとして指定した地域以外に、ナショナル・パークに匹敵する優れた景観美を持つ地域を「特別自然景観地域 (areas of outstanding natural beauty)」として指定する権限を与えた (第87条)。特別自然景観地域は、ナショナル・パーク委員会が対象地域の地方計画当局と協議をおこなった後、大臣の認可により指定される。また、ナショナル・パーク委員会は、指定地域を『ロンドン・ガゼット』および対象地域内で配布されている地方新聞に掲載して公衆に公表する。

この特別自然景観地域は、ナショナル・パークのような積極的な管理はおこなわれず、したがって通常は駐車場、キャンプサイト、案内所等の公共施

表2 カントリー・コード (country code)

-
- ① カントリーサイドを楽しみ、そこに住む人の生活と仕事を大切にしよう
 - ② 火の元に十分注意しよう
 - ③ 牧場柵のゲートは閉め忘れないようにしよう
 - ④ 犬は引き綱につなごう
 - ⑤ 農地を通るときはフットパス（歩道）からはみ出さないように歩こう
 - ⑥ 牧場柵を飛び越えないでゲートやスタイルを利用しよう
 - ⑦ 家畜、作物、農具には手を触れないようにしよう
 - ⑧ ゴミは持ち帰ろう
 - ⑨ 水を汚さないようにしよう
 - ⑩ 野生生物を守ろう
 - ⑪ 道は気をつけて歩こう
 - ⑫ 騒音をたてないようにしよう
-

出所：Jones and Garner [1997] p. 295.

設も設置されない。しかし、これら地域は、公衆のアメニティのために特別な保護を受けており、指定地域内での開発事業は厳しく制約されている。

(2) ナショナル・パーク委員会および地方当局の一般的権限と義務 ナショナル・パーク委員会は、ナショナル・パークやその他カントリーサイドへの来訪者に対し、ナショナル・パークの所在地やアクセスルート等の情報を提供し、また、その地域の歴史、特徴、動物相や植物相について学習できるようにガイドブック等を作成することを義務づけられた。

また、同委員会は、来訪者によるナショナル・パーク内での自然や景観等の保護のために、規則を作る権限を得た（第86条）。この規則は「カントリー・コード (country code)」と呼ばれており、来訪者の行動を適切な水準に保ち、かつ、カントリーサイドへのアクセスを一層発展させることを意図としている。この規則は現在12項目あり（表2参照）、カントリーサイドを訪れる人びとを対象としたガイドブックやリーフレットに掲載されている。

一方、地方計画当局は、管轄するナショナル・パーク、特別自然景観地域、オープン・カントリー内の自然・景観の保護のために条例 (byelaws) を作成する権限を得た（第90条）。主な内容は、交通機関の制限、ゴミ投棄の禁止、たき火の禁止、などだ。これら条例の作成には、その地域がナショナル・パークおよび特別自然景観地域である場合、地方計画当局はナショナル・パーク委員会と協議しなければならない。

また地方計画当局は、この条例により管轄地域で「ウォードン (warden)⁽²⁷⁾」

と呼ばれる管理人を指名する権限を得た。指名された管理人は、公衆へのアドバイスや援助をおこなう義務がある(第92条)。現在、この管理人は、ナショナル・パークの職員を筆頭にフルタイム・スタッフからパートタイム、ボランティアにまでさまざまな人たちが関わっている。

イングランドの代表的なカントリーサイドであるコッツウォルズ地域では、コッツウォルズの景勝地を保全するために「コッツウォルド・ボランティア・ウォードン・サービス (Cotswold Volunteer Warden Service)」という組織が1968年に設立され、現在220名の管理人が活動している。その主な活動内容は、来訪者を必要に応じて案内するガイド・ウォーク、地域内の保守・修繕作業をするワーキング・パーティ等である。また、ガイド・ウォークを企画し、カウンティ議会に提出して年間のイベント・スケジュールを作成し、インフォメーション・センターを通じてその情報を提供している。⁽²⁸⁾

おわりに——日本の国立公園制度の展望を図りながら

イギリスの「ナショナル・パーク法」は、カントリーサイドでの公衆の慣習的なレクリエーションの要望を基礎に制定された。そして、オープンスペースとして確保されたナショナル・パーク、特別自然景観地域、オープン・カントリー、アクセス手段は、公衆に開かれたアメニティの場として定着した。オープンスペースとそこへの自由な公衆のアクセスが、当該地域の土地所有者とのバランスをはかりつつ維持され、両者の主張が衝突する場合は、法律を根拠に公衆に有利に解決された。この考え方は、ナショナル・パークを設定する時、自然環境の保全は「国民の世襲財産」であり、「何にもまして通行権の便宜があるべきである」としたスコット委員会の報告に象徴されている。⁽²⁹⁾

「ナショナル・パーク法」は、1968年にその原理と内容をさらに拡大した「カントリーサイド法 (Countryside Act. 1968)」へと展開した。この法律は、ナショナル・パーク委員会をカントリーサイド委員会 (Countryside Commission) に改組した。ナショナル・パーク委員会は、主としてナショナル・パークを管轄したのに対し、カントリーサイド委員会は、カントリーサイド全体

を管轄することになった。また、カンントリーサイド委員会は、公衆によるナショナル・パークやその他のカンントリーサイドへの過剰利用を避けるため、新たにカンントリー・パーク (country park) を設置する権限をもった。さらに、「カンントリーサイド法」は1981年に「野生生物・カンントリーサイド法 (Wildlife and Countryside Act. 1981)」へと展開した。

現在では、カンントリー・パークを新たに設置するよりも、通行権 (right of way) の拡充によるフットパスのネットワークを整備した「ナショナル・トレイル」に力を入れている。すなわち、カンントリー・パークのような限られた面積をレクリエーションの場として利用するよりも、広大なカンントリーサイド全体をアメニティ利用の対象とし、また、野生生物とのふれあいの場として自然環境の保全へとつなげようとする意図なのであろう。

今後の展望をはかる意味で、視点を日本に移してみたい。日本でも「自然公園法」があり、その起源は明治時代まで遡る。わが国ではじめて公園制度が設けられたのは、1873年(明治6年)の「太政官布告第16号」である。これによると、古来の名勝、旧跡で官有地に属するものは、造営物公園として設定された。つぎに、1911年(明治44年)の第27回帝国議会で「国設大公園設置ニ関スル建議案」が提出され、これが国立公園設置へ向けての最初の動きだった。国設大公園とは、現在の国立公園のことを指しており、富士山一帯をそれにしようという提案であった。また、この帝国議会には「史蹟及ビ天然記念物保存ニ関スル建議案」も提出されており、1919年(大正8年)に「史蹟名勝天然記念物保存法」(後の「文化財保護法」)が制定されると同時に、「国立公園法」制定への準備が始まった。

「自然公園法」の前身である「国立公園法」は、1931年(昭和6年)に制定され、1934年(昭和9年)から、瀬戸内海、雲仙、日光などの国立公園の指定が始まった。その後、戦争突入と同時に公園行政はいったん停止され、戦後の1946年(昭和21年)に再開された。また、1949年(昭和24年)には、「国立公園法」の一部が改正され、「国立公園に準ずる区域」(後の国定公園)の規定が設けられた。つづいて、1957年(昭和32年)「国立公園法」が「自然公園法」へと改正され、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の3種類の自然公園が制度として確立され、現在に至っている。

わが国の国立公園制度は、先述したように「地域制」を採用している。それは、国立公園区域の土地所有権、管理権を国が取得して公園利用のみの目的で専用することは、わが国の土地所有や利用状況から不可能だからだ。国立公園の土地所有状況は、合計面積2万500 km²の内、国有地は62%、私有地は24%だが、その国有地の多くが公園行政を担当する環境庁の所管ではなく、林野庁の所管となっている。これは国立公園の対象地域が、もともと御神領としての幕府の直轄から、宮内省管轄の御料地を経て、さらに皇室林野から国有林野へと移管された歴史による。また、私有地に関して、公園利用のために所有権を否定するような公用制限を課すことは、憲法第29条財産権不可侵の建前から難しいと思われる。したがって、公園目的のための完全な管理が難しく、これがわが国の国立公園制度の一番のウィークポイントだ。

本章で提示したイギリスの国立公園制度と日本の制度を単純に比較するのは難しいが、以下の3点があげられる。

第一は、国立公園の管理システム。イギリスのナショナル・パークは、日本と同様の「地域制」を採用しているが、各公園ごとに独自の管理運営をおこなっていることはすでに述べたとおりである。一方、日本の国立公園は、上述したような事情から、独自の公園管理をおこなうことが難しくなっている。

第二は、公園計画。イギリスのナショナル・パークは、設定されると不可逆的となり、公園利用以外の計画は厳しく制限される。日本は公園計画の見直しをする際、周囲の開発の影響を受けて公園の景観の質が落ちた場合、公共事業の開発計画に合わせるかたちで当該地域を公園区域から除外したり、保護区域から格下げをおこなう等の現状追認型になっている。

第三は、公園内の土地の取得。イギリスでは、パーク内の私有地で自然的関心の高い地域を所定の手続きを経た上で大臣が強制的に取得できる権限を法律で規定している。日本では、法律に規定はないが、土地所有者との合意のもとで都道府県は私有地を買い上げることができる。その場合は、国から都道府県に補助金が交付される。

日本の国立公園制度について検討する際、本章が提示したイギリスのシス

テムは示唆に富んでいる。したがって、今後の課題は、公園制度における「地域制」ゆえの問題点の解明に努め、公園利用と自然保護の対立問題についての独自の概念および管理政策を追求することである。

注

- (1) 池ノ上 [1996]。
- (2) 佐藤 [1968] p. 25。
- (3) 実際、訴訟となっていたロンドン北東部エッピング・フォレスト (Epping Forest) は勝訴となって、約 24 km²を囲い込みから開放した。木原 [1992] p. 38。
- (4) 平松 [1995] p. 392。
- (5) 佐藤 [1968] p. 45。
- (6) 1889年にコモン保全協会 (Commons Preservation Society) と、ナショナル・フットパス保全協会 (National Footpath Preservation Society) が合体した組織。
- (7) ナショナル・トラストに関しては、Fedden [1974]; Murphy [1987]; 木原 [1992]; Newby [1995] が、ナショナル・トラストについて書かれた貴重な業績である。
- (8) この場合のオープンスペースとは、コモンのことである。コモンについてはすでに言及しているが、そのコモンが産業革命を経て 19 世紀に至ると、囲い込みがますます進行していき、その結果、公衆はコモンを失い、みずからの生活を奪われることとなった。かくしてナショナル・トラストは、とくに都市部の人びとの健康とレクリエーションのためのオープンスペースを守るために組織されたと規定できる。Murphy [1987] p. 216。
- (9) カントリーサイドの概念規定は必ずしも明確化されているわけではなく、その意味するところは時代により、法律によっても異なっている。簡単に概観するならば、まず第一に、辞書的な意味では、田舎、地方、田園である。第二に、地理学上の用語では、緑地帯 (green line) のことをいう。第三に、法律上では、ナショナル・パーク等の自然景勝地のことをいう。
そこで、本章では、カントリーサイドと言う場合、ナショナル・パーク等の自然景勝地において、公衆がレクリエーションを楽しむことができるような地域と規定したい。Bromley [1990]; Haywood [1989]。
- (10) Green [1985] p. 77。
- (11) 村串 [1995]。
- (12) *Countryside Management*, p. 45。
- (13) *Ibid*, p. 45。
- (14) 1947年のホブハウス報告は、12のナショナル・パークを設置すること、と書かれているが、後述するように、現在までに 11 のナショナル・パークが設置されている。なお、12 番目のナショナル・パークとして、南部イングランドの New Forest が候補地として挙げられている。

- (15) 本章で言及する「ナショナル・パーク法」の条文は、筆者が Fry [1995] をもとに独自に訳出したものである。
- (16) Cullingworth [1970] p. 228.
- (17) Broads 地域は、蛇行する大小多数の河川と湖沼が特徴の低湿地帯で自然美を形成している。この地域のカウンティ議会は、公衆の過剰利用による同地域の環境悪化を懸念し、合同計画委員会を設立して同地域の保護に努めた。そして、同委員会は、自然美および動植物相の保護という観点から、政府に対し、ナショナル・パークとして同地域を保護するよう求めた。当時の保守党政府は、これを認め、1988年に The Norfolk and Suffolk Broads Act を制定し、1989年に東部イングランドに The Broads という 11 番目のナショナル・パークを設定した。Jones and Garner [1997] pp. 136-137.
- (18) イングランドとウェールズを地方自治のために分割した地理上の構成単位。全部で 53 ある。Room, Adrian [1986], *Dictionary of Britain*, Oxford University Press (渡辺時夫監訳『英国を知る辞典』研究社出版, 1988年, p. 91).
- (19) Green [1985] p. 86.
- (20) 油井 [1995]。
- (21) 福士 [1995]。
- (22) イギリスの政府公報。おもに公式の声明や法律の公告を掲載している。1665年に『オックスフォード・ガゼット (the *Oxford Gazette*)』として創刊され、今日では週に 4 回 (公休日 (bank holiday) も含む) 発行されている。Room [1986] p. 228.
- (23) 年 4 回開廷された記録裁判所。1972 年からは刑事法院 (Crown Court) がこれに代わっている。
- (24) ウォーキング・トレイル研究会 [1997] p. 114。
 カントリーサイド委員会は、カントリーサイド法により地方自治体や民間の事業に対して 75 % までの補助金を出せることになった。これにより、カントリーサイドの保全や健全な野外レクリエーションの促進に役立つ事業に対して柔軟に対応して補助金を出している。宮田 [1982]。
- (25) Cullingworth [1970] p. 244.
- (26) Green [1985] p. 85.
- (27) アメリカや日本でいう「レンジャー (Ranger)」に相当する認定資格。イギリスでは、地方自治体が研修をおこない、来訪者に対し、道案内、風景、地質、動植物等の解説をおこなうほか、巡回、保守・修繕作業などもおこなう。
- (28) ウォーキング・トレイル研究会 [1997] p. 69.
- (29) Cullingworth [1970] p. 226.
- (30) 勸国立公園協会 [1994]。
- (31) 永嶋 [1985]。
- (32) 山村 [1994] p. 122.

参考文献

- 池ノ上容 [1996] 『地域制国立公園制度の検証 (前編)』, 『国立公園』 No. 554。
- 今村奈良臣・永田恵十郎 [1995] 『地域資源の保全と創造』 農文協。
- ウォーキング・トレイル研究会 [1997] 『ウォーキング・トレイルのみちしるべ——ゆとり社会の歩く道づくり』 ぎょうせい。
- 江川雅祥 [1997] 『イギリスの自然保護とレジャー政策について (その1)』, 『法政大学大学院紀要』 No. 38。
- 川北稔 [1987] 『「非労働時間」の生活史』 リポート。
- 木原啓吉 [1992] 『ナショナル・トラスト』 三省堂選書。
- ㈱国立公園協会編 [1994] 『自然公園の手びき』 (㈱)国立公園協会。
- 酒井憲一 [1998] 『100億人のアメニティ』 ちくま新書。
- 佐藤昌 [1968] 『欧米公園緑地発達史』 都市計画研究所。
- 重松敏則・入倉彩 [1994] 『イギリスの自然歩道システムとその運営管理について』, 『造園雑誌』 No. 57(5)。
- 下条美智彦 [1995] 『イギリスの行政』 早稲田大学出版部。
- 須郷登世治 [1994] 『英国憲法史の解説』 中央大学出版部。
- 角山栄・川北稔 [1982] 『路地裏の大英帝国』 平凡社。
- [1992] 『産業革命と民衆』 河出書房新社。
- 出口保夫編 [1982] 『イギリスの生活と文化事典』 研究社出版。
- 永嶋正信 [1985] 『日光地域の野外レクリエーション利用の変遷に関する研究 (1868年～1931年まで)』, 『造園雑誌』 No. 48(5)。
- 平松紘 [1995] 『イギリス環境法の基礎研究』 敬文堂。
- 福土正博 [1995] 『環境保護とイギリス農業』 日本経済評論社。
- 宮田春夫 [1982] 『イギリスにおける田園地域の保全と利用に関する施策 I・II』, 『国立公園』 No. 387/8, 389。
- 村串仁三郎 [1995] 『イギリスの福祉国家型レジャー政策について』, 『大原社会問題研究所雑誌』 No. 445。
- 山村恒年 [1994] 『自然保護の法と戦略』 有斐閣選書。
- 油井正昭 [1995] 『イギリスの国立公園事情』, 『国立公園』 No. 537。
- Bromley, Peter [1990]. *Countryside Management*, E. & F. N. SPON.
- Cullingworth, J.B. [1970], *Town and Country Planning in England and Wales*. George Allen and Unwin Ltd. (久保田誠三監訳 『英国の都市農村計画』 (㈱)都市計画協会, 1972年)
- Fedden, Robin [1974], *The National Trust—Past and Present*, Jonathan Cape Ltd. (四元忠博訳 『ナショナル・トラスト——その歴史と現状』 時潮社, 1984年)
- Fry, Michael [1995], *A Manual of Nature Conservation Law*, Oxford.
- Green, Bryn [1985], *Countryside Conservation*, E. & F. N. SPON. (小倉武一他訳 『カントリーサイドを保全する』 農文協, 1994年)

- Haywood, Les [1989], *Understanding Leisure*, Stanley Thornes Ltd.
- Henry, Ian P. [1993], *The Politics of Leisure Policy*, Macmillan.
- Jones, Brian and Jack Garner [1997], *Countryside Law*, Shaw & Sons Ltd.
- Marren, Peter [1994], *England's National Nature Reserves*, T. & A. D. Poyser.
- Moore, Victor [1997], *A practical approach to Planning Law*, Blackstone Press Ltd.
- Murphy, Graham [1987], *Founders of the National Trust*, Christopher Helm Ltd. (四元忠博訳『ナショナル・トラストの誕生』緑風出版, 1992年)
- Newby, Howard [1995], *The National Trust - The Next Hundred Years*, The National Grid Company plc.
- Room, Adrian [1986], *Dictionary of Britain*, Oxford University Press. (渡辺時夫監訳『英国を知る辞典』研究社出版, 1988年)
- Smith, Roland [1983], *Britain's National Parks*, Dolphin Publications.

第3章 5 カ国サラリーマン 「余暇とレジャー」の国際比較

I レジャーに不満な日本人

わが国の年間総労働時間は1997年に1900時間となった。しかし、余暇開発センターの『レジャー白書』によると、余暇を重視する人の割合が34.8%で3年ぶりに前年を下まわり、同白書は、余暇時間が拡大したのにレジャーへの関心が後退したのは、「先行き不透明な不安から、つつましく日常的なレジャーに向かっているため」と分析している。

まったく先の見えない金融システム不安やデフレ・スパイラル、さらにはせまりくるリストラの不安の中、サラリーマンやOLたちも今はレジャーだ旅行だと、浮かれている雰囲気でないことは確かである。しかし、こういうサラリーマンやOLの“縮み志向”も、去年の4月以降この1年半ばかりのことである。

振り返ってみればこの10年、20年、日本人のレジャーをとりまく条件とその行動は、飛躍的に充実し、拡大してきたことは明らかである。そのひとつは、余暇時間の拡大である。いまから10年前には、2100時間を上回っていた年間総労働時間も、いまや1900時間とドイツ、フランスまではいかないが、アメリカ、イギリス並みのグローバル・スタンダードにまで達した。この労働時間短縮の結果、休日・休暇が増え、マクロでみる限りサラリーマンやOLたちの「余暇・レジャー時間」も急激に増大した。

それにともない、日本人のレジャーも、旅行ブーム、海外旅行ブーム、グルメブーム等々に乗って、多様化・高度化がすすんだことは周知の事実である。ちなみに日本人のレジャーの“王者”海外旅行者数は、1985年当時は年間500万人程度であったが、90年には1000万人の大台を突破、96年には

1700万人にいま一步という水準にまで達した。パリに行けば、日本から来たOLたちが街中を闊歩している。若い女性の事務職で、毎年海外まで旅行に出かけているのは、世界広しと言えどもニッポンのOLだけである。

しかしながら、日本人のレジャーにたいする不満感は、依然として根強い。電機産業の労働組合である電機連合の『生活意識調査』では、組合員の生活諸側面での満足度・不満度を調べているが、そのなかにもレジャーについての設問がある。ここで、男性既婚者に「我が家のレジャー水準」について聞いているが、65.5%の人が「不満だ」と答えている。この不満度の高さは、住宅への不満(38.5%)、労働時間・休暇への不満(45.5%)よりもはるかに高く、税金(94.4%)、年金(89.6%)に次いで、賃金(69.4%)と肩を並べる不満の多さである。これはいったい、どうしたことだろうか。

日本人が不満の多い国民であることは、なにもこの調査に限ったことではない。この10年、レーバー・エコノミックスの“業界”でも国際調査が大流行で、ネコもシャクシもの観を呈している。これらの国際比較調査のさきがけともいえる、電機労連(現電機連合)の『電機労働者の国際意識調査』(1984年)では、日本人は「会社への不満」が調査対象の10カ国中もっとも高いというファクト・ファインディングがはじめて明らかにされた。その当時は、どうせ労働組合がやった調査だから、サンプルがおかしいのではないかと半ば疑いの目で見られたものであるが、その後の国際調査でも同じような結果が出るに及んで、「不満の多い日本人」というコンセプトが市民権を得た。こうなると、学者の先生方もなんらかの解釈を迫られ、そこでほぼ共通のコンセンサスになったのが、「日本人が会社に対して不満が多いのは、会社と個人の関係が安定していて、とりわけ雇用が安定しているからだ」という解釈である。雇用が安定しているのなら不満はないのではないかと、さにあらず、夫婦関係も同じで安定しているうちはお互いに不満を言い合うが、関係が冷めてくるとだまって文句も言わなくなる、これがわれわれの“業界”では共通の認識である。だから、いくら日本人は不満が多いという調査結果が出ても、少々のことでは驚かなくなっている。

ところが、電機連合の『生活意識調査』の独身者についてみると、「自分のレジャー水準」について、若い男性は60.0%、若い女性も68.1%が「満

図1 レジャーの満足度・不満度

	満足	不満
既婚男性	34.2	65.5
独身男性	56.5	43.4
独身女性	68.1	31.4

足だ」と答えている。同じ日本人でも、レジャーの水準について男性既婚者と独身者とりわけ若い女性との間には、「不満」と「満足」がまったく逆転しているのである（図1）。

どうして、家族持ちのサラリーマンはレジャーについてこうも不満が多いのだろうか。本章では、日本人のレジャーにたいする「不満」層の中核をなすと思われ、かつサラリーマンの代表選手でもある男性既婚者のレジャー意識と行動について、国際比較を交えながら考えることにしたい。

II 「余暇なし、レジャーなし」のウィークデー

生活時間の調査では、わが国でもっとも権威と伝統のあるNHKの『国民生活時間調査』（1995年）によると、日本人の成人男性の「レジャー時間」は、平日で1日平均55分である。この成人男性のなかには、自営業や大学の先生、自由業、あるいは無職の人も含まれているので、サラリーマンということに限定すると（男の勤務者）、わずか37分ということになる。

NHKの「生活時間調査」における定義によれば、レジャー時間とは、①スポーツ、②行楽・散歩、③趣味・娯楽・教養にかけた時間である。サラリーマンが、平日にこうした生活行動にかけられる時間が37分というのは、いったい長いとみるのか、短いとみるか、である。この調査によると、男性サラリーマンでも20歳代のレジャー時間は52分、大学生の場合は1時間30分だから、たしかにこれに比べると短い。

しかし、こんなことは当たり前で、毎日会社に行って仕事をしているサラリーマンと、毎日が「ほとんどレジャーランド」といわれる大学生の「レジャー時間」を比較すること自体意味がない。NHKの調査から得られる情報

は、基本的にここまでである。

そこで、諸外国のサラリーマンのレジャー時間と、日本のサラリーマンのレジャー時間はどうか国際比較してみたい。これが可能な調査は、筆者が手がけた連合総研の『五ヶ国生活時間調査』である。1990年と96年の2回にわたっておこなわれているこの調査は、NHK調査に比べるとサンプル数ははるかに少ないが、5カ国いずれも同じ調査票で、同時期に、調査対象者をそろえて実施されているところに特色がある。以下、この調査を利用して、日本のサラリーマンの余暇レジャー時間について、国際的視野から吟味したい。

普通の人間の生活リズムは、夜寝て、昼間は起きている。これは各国共通である。平日のサラリーマンは朝起きて、昼間は会社で仕事をして、家に帰って夜寝るのが普通である。夜勤や交替制勤務でない限り、平日のサラリーマンの生活リズムはこの繰り返しである。

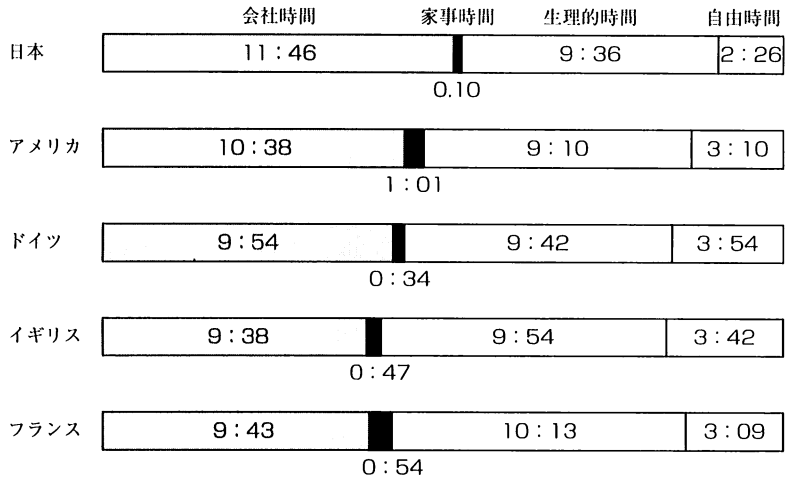
ところが、1日は24時間しかない。これも万国共通である。この限られた時間の中で、睡眠、仕事、通勤、食事などの必要生活時間、あるいは家事や余暇、交際などの時間を組み入れ、1日の生活リズムをつくっている。こうしたさまざまな生活行動を1日24時間のなかにどのように組み入れるか、その時間配分の仕方によって人々の生活スタイルが形成される。ところが、その生活行動の組み入れ方と時間配分の仕方は、人によって国によって異なるが、とりわけ日本と欧米の間では大きな違いがある。

この調査は、欧米先進諸国と日本の労働者の生活スタイルを比較するため、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、および日本の5カ国について調べたものである。調査の方法は、5カ国の調査対象者にアンケート方式で「1日24時間を15分刻みで生活行動のすべてを記入」してもらい、それを平日2日、土曜・日曜の計4日間にわたって調べている。

国際調査の常識として、各国ともサンプル構成をそろえる必要があるが、この調査もこの点は充分考慮されている。このうち、この分析では、①製造業（自動車・電機）の工場勤務、②男性既婚者、子供あり、③月～金曜日出勤、土曜・日曜日が休日の人のデータを利用する。

この調査は、各国の労働組合を通じて実施されたが、調査票の回収は各国

図2 5カ国生活時間の構成比較（月曜日～金曜日）（単位、時間：分）



- 注1) 会社時間には労働時間，通勤時間，休憩時間を含む。
 2) 生理的時間は睡眠時間，食事時間，保健衛生・身の回り時間。
 3) 自由時間は余暇・交際，教会，組合・政治活動等。
 出所：連合総研 [1996] 「生活時間の実態に関する調査」。

図3 平日の生活時間とアクティブ生活時間（時：分）

	起床	始業	終業/退社	就寝
アメリカ	5:00	6:50	15:26/15:30	22:45
ドイツ	5:15	6:55	15:40/16:15	22:45
日本	6:30	8:19	17:10/18:45	23:15

出所：図2に同じ。

ばらつきが生じたが，全体の傾向をつかむに十分なデータをうることができた。その結果の特徴は，以下の通りである。

まず，5カ国の生活時間の構成をみると（図2），一見して明らかなことは，日本の会社時間が長いことである。この会社時間には，労働時間，休憩時間，その他会社での食事時間，通勤時間など会社に関連するすべての時間が含まれている。会社時間をみると，アメリカが10時間38分，ドイツは9時間54分など10時間前後なのに対して，日本だけは11時間46分と圧倒的に長い。

日本の会社時間が長いのは，もともと所定労働時間が長い上に，残業時間が多いことに加え，始業前と就業後に職場にいる時間が長いからである。欧

米では、始業直前に職場に入り、仕事が終わったらさっさと帰るのに対して、日本は始業前に早く出勤して、仕事が終わってもブラブラしてなかなか帰らないからである。その背景には、仕事の準備作業や制服の着替えや、後片付けや付き合い残業などの職場慣行があるからである。

以上は、これまでも言われてきた常識であるが、この調査には平日の生活スタイルを考える上で二つの重要なファクト・ファインディングがあった。図3がそれをまとめたものである。

第一は、日本と欧米とでは、出勤時刻および退社時刻が違うことである。例えば、アメリカやドイツでは、5時過ぎには起床して、6時半過ぎには出勤し、始業は7時前である。日本は、ちょうどこの頃にやっと起き出し、出勤は8時半ごろである。また、終業時刻は、アメリカでは15時30分、ドイツでも16時15分には大半の人が退社している。ところが、日本は18時45分になってやっと会社を出ている。

第二に、昼休みの長さである。「昼食および休憩時間」は（昼休み以外の休憩・休息時間も含まれているので10分程度長めであるが）、アメリカが54分、ドイツ42分、イギリス39分、フランス45分に対して、日本は1時間9分と最も長い。要するに欧米では、昼飯も昼休みもなるだけ短く、さっさと切りあげて、その分仕事を早く終えて、早く家に帰ろうという働き方である。これに対して日本はというと、昼休みをゆっくりとって、家に帰るのは遅くなくてもいいという働き方である。

以上の二つのことは、サラリーマンの平日のレジャー活動を考える上で、きわめて重要である。アメリカやドイツでは午後4時ごろに退社して、その後のアフター・フォーから寝るまでの時間帯は、自分が自由に使える“アクティブ時間”である。この“アクティブ時間”が、午後3時台に仕事を終わって4時頃から始まるということは、まだ明るく、それだけアクティブな生活行動がしやすいということである。明るいうちに家に帰るアメリカやドイツでは、きわめて多様かつ豊富な生活行動ができるのである。これに対して日本では、退社するのが午後7時少し前、通勤時間を考えると家に着くのは午後8時に近い。これから寝るまでが日本のサラリーマンの“アクティブ時間”であるが、この時間では夕食に一杯やって、ナイトでも見て、風呂に

表1 平日の家事時間と余暇・レジャー時間 (単位, 時間:分)

	日 本	アメリカ	ドイツ
家事時間	0:10	1:01	0:34
余暇・レジャー時間	2:11	2:41	3:26
家族と一緒にすごした時間	0:26	0:51	1:00
友人や同僚とすごした時間	0:10	0:17	0:20
ひとりですごした余暇時間	0:19	0:29	0:21
新聞・雑誌・TV等の時間	1:14	1:02	1:45

出所: 図2に同じ。

入って寝るしかない。

平日におけるこうした“アクティブ時間”の主な生活行動として、家事とレジャーの二つが考えられる。これについてまとめたのが、表1である。まず、家事時間であるが、アメリカでは61分、ドイツはやや短いがそれでも34分、イギリス47分、フランスは54分である。ところが、日本の男性はわずか10分にすぎない。次に、余暇・レジャー活動はどうか。これもアメリカが2時間41分、ドイツはこれが長くて3時間26分となっている。これも日本は2時間11分と短い。

まだ日のあるうちに家に帰る人と、日もとっぷり暮れて8時近くに家にたどり着く人の差が、ここにでてくる。

ここでの「余暇・レジャー活動」には、①家族と一緒にすごした余暇時間、②友人や同僚とすごした余暇時間、③ひとりですごした余暇時間、④新聞、雑誌、テレビ等の時間、の四つが含まれている。日本は、①から③まではいずれも欧米に比べて短い、④「新聞・雑誌・テレビ」だけは欧米並みの水準である。家に帰って、ビールでも飲みながらテレビを観るとというのが、平日における日本のサラリーマン唯一の余暇・レジャーなのである。

たしかに、この調査結果でみるかぎり、ドイツやフランスでもよくテレビを観ているが、それ以外にも「家族と一緒に」とか「友人と一緒に」の余暇活動にも時間を使っているところが違う。それに加えて、家事や家族的交際、教会活動など生活行動がきわめて多様かつ活動的である。

以上、平日における日本のサラリーマンの生活スタイルをまとめると、会社時間が長くしかも帰宅時間が遅く、そのため“アクティブ時間”がきわめて短く、したがって余暇・レジャー活動や家事に割く時間も少なく、その活

動も乏しい、というわけで総じて生活にやすらぎが感じられない。

III 土日は「家庭サービス」で忙しい

平日には、テレビを観る以外ほとんど余暇・レジャーをやっていない日本のサラリーマンも、土曜日、日曜日になると様相が一変する。平日には質・量ともに見劣りしていた日本のサラリーマンの「余暇・レジャー活動」が、休日には少なくとも時間面では欧米並みの水準に達するのである。

図4は、休日における「余暇・レジャー時間」の5カ国比較である。余暇レジャー時間合計では、9時間10分と、ほとんどドイツ、イギリスと肩を並べるトップ水準にあることがわかる。

それは、平日にできなかった分を取り戻しているというべきか、日本のサラリーマンは休日になると一転して余暇・交際時間がもっとも長い国の部類になる。平日にできない家庭サービスを、土曜、日曜になるとその穴埋めに精を出すのである。例えば、「家族と一緒に過ごす余暇時間」は3時間26分と5カ国中トップになっている。ちなみに、平日の「家族と一緒に過ごす余暇時間」は、たった26分であるから、平日にできなかった分をせっせと取り戻しているのが、これからも分かる。

1週間の生活時間の配分、言い換えれば平日と休日の時間のバランスが、日本のサラリーマンの他国にない際立った特色である。

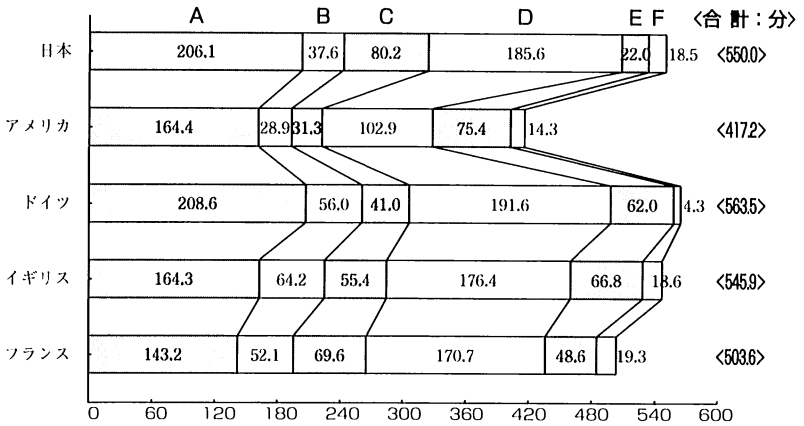
図5は、1週間の「家族と一緒に過ごす時間」を平日と土・日とに分けて、図示したものである。「家族と一緒に過ごす時間」が、平日よりも土・日の方が長くなるのは、各国とも共通していることである。それでもアメリカ、ドイツでは、土曜日で平日の3~4倍、日曜日でも4~5倍程度である。ところが、日本では土曜日は平日の7倍強、日曜日は9倍にもなっている。

このことは家事時間についてもいえることである。日本のサラリーマンの生活時間は、1週間というタームで見ると、平日と休日がバツサリと分割されていて、しかも少ない平日の分が休日になだれ込んでいるのである。

いま一度図4をみてもらいたい。ここで気になることが二つある。

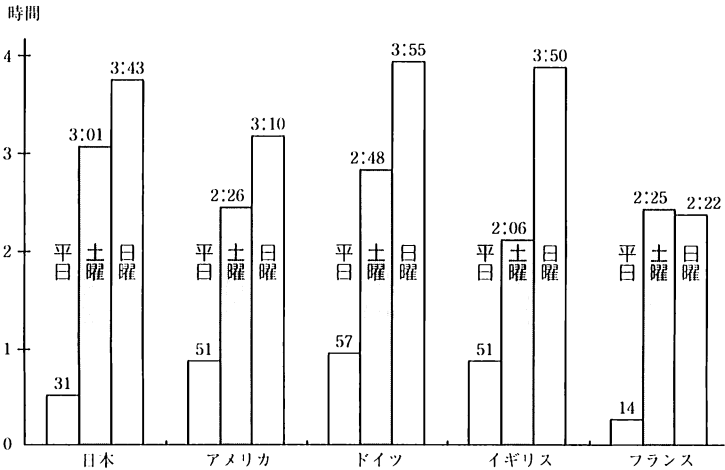
ひとつは、「家族的交際時間」が日本はきわめて短いことである。アメリ

図4 休日の余暇・交際時間の構成（男性既婚者・夫婦と子ども）



㊤家族と一緒に過ごした余暇時間 ㊦同僚や友人と過ごした余暇時間 ㊧ひとりで過ごした余暇時間
 ㊨新聞・雑誌・TV・ラジオ ㊩家族的交際など私的交際 ㊪仕事の相手・同僚との交際
 出所：図2に同じ。

図5 家族と一緒にの時間の平日：土日の比較



出所：図2に同じ。

表2 土曜・日曜の余暇・レジャー行動の比較

	アメリカ	ドイツ	日本	
土曜日	午前	家族と一緒に (26.3) 子供の世話 (26.3)	家族と一緒に (40.8)	TV・ラジオ (24.2) 家族と一緒に (22.6)
	午後	家屋の修理 (21.1) 家族的交際 (18.4)	家族と一緒に (51.5) 家族的交際 (14.6) TV・ラジオ (19.4)	ひとりの余暇 (16.1) TV・ラジオ (19.4)
	夜	家族と一緒に (21.1) 家族的交際 (18.4) TV・ラジオ (23.7)	家族と一緒に (27.2) TV・ラジオ (65.0)	家族と一緒に (22.6) TV・ラジオ (46.8)
日曜日	午前	教会の礼拝 (20.0) 家族と一緒に (25.0)	家屋の修理 (13.2)	家族と一緒に (37.9) 子供の世話 (13.8)
	午後	家族と一緒に (35.0) 家族的交際 (20.0)	家族と一緒に (36.6) 友人との交際 (17.1) 家族的交際 (17.1)	家族と一緒に (40.4) ひとりで余暇 (12.8)
	夜	家族と一緒に (25.0) 家族的交際 (26.0) TV・ラジオ (30.0)	TV・ラジオ (63.2) 家族的交際 (11.8)	家族と一緒に (24.5) TV・ラジオ (56.4)

注) ()内は行為者の比率(%)。

出所：図2に同じ。

カ、ドイツでは、1時間強の時間をこれに割いているが、日本はわずか22分にすぎない。アメリカなどでは、おそらく家庭のパーティーに招待されたり、招待したりと、家族単位の交際が活発なのだろうが、日本にはこうした生活行動はあまり見うけられない。

いまひとつは、「ひとりで過ごした余暇時間」が、日本が一番長いことである。サラリーマンの土曜日、日曜日というのは、家族単位で過ごす時間が多くなるのは万国共通であるが、日本のサラリーマンだけが、どういうわけか「ひとりで過ごす時間」が長いのである。

表2は、土曜日・日曜日にどのような「余暇・レジャー」行動をしているか、それぞれ午前、午後、夜に三区別して時間帯別にまとめたものである。個々の生活行動のかっこ内の数字は、その行動をした人の比率である。

そこで、土曜日の「余暇・レジャー行動」からみることにする。まず、午前中からみると、アメリカ、ドイツでは「家族と一緒に過ごす」、「子供の世話をする」など家族とのふれあいに時間をさいているところに、土曜日の午前中らしさが見うけられる。ところが、日本だけがどういうわけか、「新

聞・テレビを観て過ごす」というのが上位にあがってくる。休みの日の午前中だというのに、ひとりでテレビを観ている。子供は学校か塾か、お母さんは家事で忙しく、お父さんひとり、なにもわずらわされることなくテレビを観る姿は、ニッポンのお父さんたちの土曜日の午前中らしさかも知れない。

午後になると、アメリカ、ドイツではこの土曜のこの時間帯に、必ずといっていいほど「家族的な交際にあてる時間」ないしは「家族と一緒に過ごす」が高い比率で登場してくる。ところが、日本だけが「ひとりで過ごす余暇時間」が、同じくらいの比率で見うけられる。「ひとりで過ごす余暇」ってなんだろう、この調査のまとめの時にもひとしきり話題になったが、大勢の赴くところゴルフの打ちっぱなしかパチンコにでも行っているのだろう、ということになった。

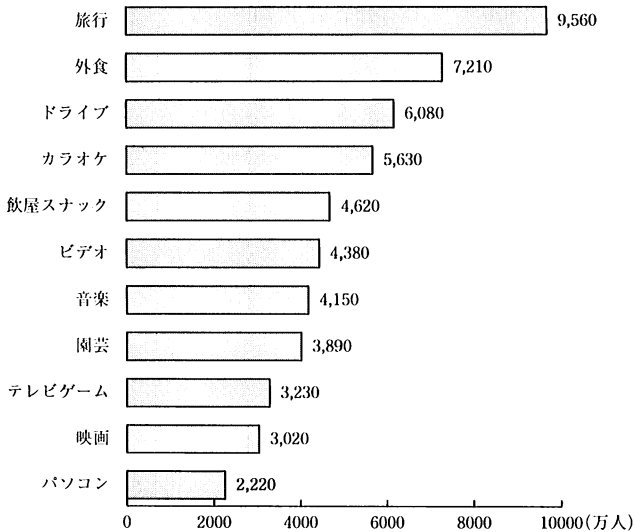
こうみえてくると、土曜の昼間の生活リズムは、アメリカ、ドイツでは家族とのふれあいが強い生活行動がみられ、ここのところに土曜日らしさを感じられる。これに対して、日本のサラリーマンの土曜の昼間は、家族の影が薄く、なにか家族から見離されたような感じが見うけられる。

次に、日曜日の生活リズムに移る。日曜日ともなると、アメリカでは「教会の礼拝に行く」人が多くなり、このあたりアメリカの日曜の朝らしさである。日本人はというと、この時間帯に「家族と一緒に過ごす」や「子供の世話をする」が俄然多くなる。日本のお父さんたちは、日曜日になると朝から“家族サービス”に精を出すのである。

午後になると、日本ではこの「家族と一緒に過ごす」がさらに高まり、ピークには4割を超し、レジャー行動も一極集中の傾向を示す。家族と一緒に何をして過ごすのだろうか。余暇開発センターの調査では(図6)、日本人の三大レジャーは旅行、外食、ドライブで、次いでカラオケということになっている。しかし、ゴールデン・ウィークや夏休みでもないのに、通常は外食、ドライブ、カラオケというところになるか。

アメリカやドイツでの日曜の午後は、確かに「家族と過ごす」もあるが、家事や余暇など多様化しており、なによりも「家族的な交際」や「友人との交際」に時間を割く人の割合が高まる。ドイツでは、日曜日の午後に「家族」ないしは「友人」と交際する人の割合が34%、この時間帯の「家族と

図6 日本人の主要レジャー人口



出所：余暇開発センター [1998]。

一緒に過ごす」とほぼ肩を並べている。また、アメリカでは「家族的な交際」が夜まで続き、日曜夜のピーク時には26%に達する。

日本人の日曜夜は、もっぱら「テレビを観て過ごす」ことになる。なおドイツも、土曜も日曜も夜は「テレビ」が多い。ドイツの調査時期が若干ずれたためサッカー・シーズンにかかったことも影響しているらしく、この点では日本人以上だが、他の時間帯にはあまり観ていない。

以上のように、休日の日本のサラリーマンの生活スタイルと余暇・レジャー行動は、土曜日にはひとりで過ごす時間が多いが、日曜日になるとせっせと集中的に「家庭サービス」に精を出す。メリハリのついた生活リズムと言えなくもないが、これが日本のサラリーマンたちの土曜らしさ、日曜らしさとなると、なんとなくせわしなさを感じざるをえない。

IV 「ゴロ寝にテレビ」はサラリーマン・レジャーの世界標準

これまでは、サラリーマンのレジャー行動を主として時間単位でみてきた

が、ここではどのくらい余暇・レジャー行動をやっているか、という視点からみてみたい。ここで取り扱うデータは余暇・レジャー行動の1カ月単位の行為回数だが、便宜上1カ月に換算してただけで、あくまでもサラリーマンが日常的におこなっている余暇・レジャー行動とみてもらっている。

この調査では、日常的な「余暇・レジャー行動」として、次の10の生活行動を取り上げている。

- ①家でゴロ寝をしたり、テレビを観たりしてくつろぐ（休息）。
- ②友達と会ったり、クラブ（サークル）や同好会などに出かけたりする（交友活動）。
- ③家族と過ごしたり、家族のためのことをする（家庭サービス）。
- ④ジョギングや体育、庭造り、庭の手入れなど体力と健康のための活動（健康活動）。
- ⑤野球やサッカー、バスケットなどの観戦や応援に出かける（スポーツ観戦）。
- ⑥散歩やウィンドウ・ショッピング（気分転換）。
- ⑦ボランティア活動への参加（ボランティア）。
- ⑧仕事に関する講習会に通ったり、読書をする（自己啓発）。
- ⑩趣味にうちこむ（趣味）。

調査では、10の設問に関してそれぞれ「だいたい毎日やっている」、「週に一度くらいやっている」、「半月に一度くらいやっている」、「月に一度くらいやっている」、「ほとんどやらない」の5段階で、活動頻度を答えてもらっている。その回答結果を、ここでは「だいたい毎日」は月30日行動したこととし、「週に1度くらい」は4日、「半月に1度くらい」は2日、「月に1度くらい」は1日、「ほとんどやらない」は0回、として月単位の換算して表示した（表3）。

これで見ると、日本のサラリーマンのもっとも多いレジャー行動は「家でゴロ寝をしたり、テレビを観たりしてくつろぐ」で、月で15.2回これを行っている。ニッポンのお父さんはやっぱり「ゴロ寝でテレビ」なのだ。しかし、アメリカでも21.4回と日本より多く、ドイツでは28.2回とほとんど毎日である。これで見ると、「ゴロ寝にテレビ」はグローバル・スタンダー

表3 余暇・レジャー行動の国際比較 (月平均行為回数)

	日本	アメリカ	ドイツ	イギリス	フランス
休息	15.2	21.4	28.2	26.3	25.8
交友活動	1.4	3.1	4.2	2.7	2.2
家庭サービス	7.9	23.2	17.8	23.6	24.8
体力と健康	2.9	8.7	4.2	5.0	4.3
スポーツ観戦	0.2	1.1	1.1	1.1	0.5
気分転換	1.8	4.8	4.0	6.6	3.2
ボランティア	0.3	1.8	0.8	1.7	3.3
自己研修	2.8	4.2	4.1	4.5	8.5
趣味	3.2	5.2	6.4	8.0	5.9

出所：連合総研 [1998]。

ドで、日本はむしろ少ない方である。設問からみると、日本版は「ゴロ寝」のところに引っ張られているように思われるが、英語版では“Resting and watching TV in the house”となっているから、どちらかというとも休息に重きが置かれている。いずれにしろ、テレビが日常的な休息の手段であることは、各国共通である。

次いで、日本人に多いのが「家族と過ごしたり、家族のためにする」という余暇・レジャー行動である。日本版の調査票では、これを「家庭サービス」としているが、これは「和製英語」で、欧米ではサービスというよりも家庭における仕事という感覚が強く、ちなみに英語版では“House work activities”となっている。

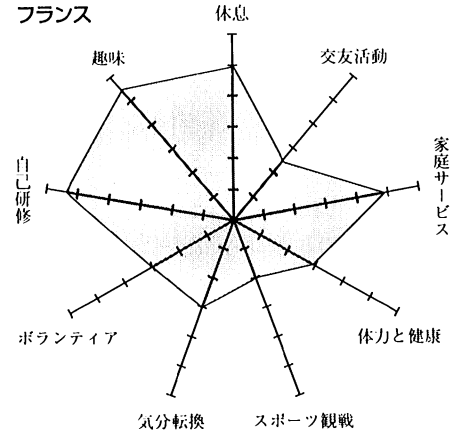
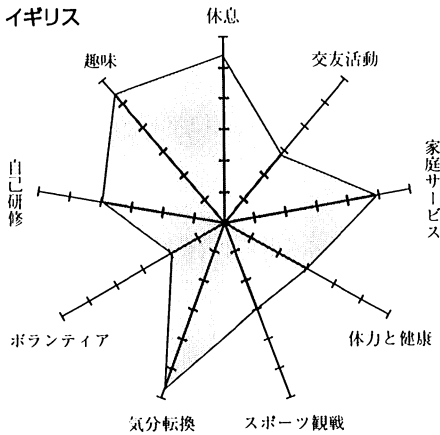
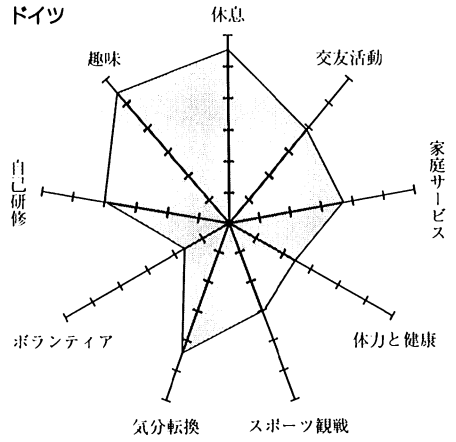
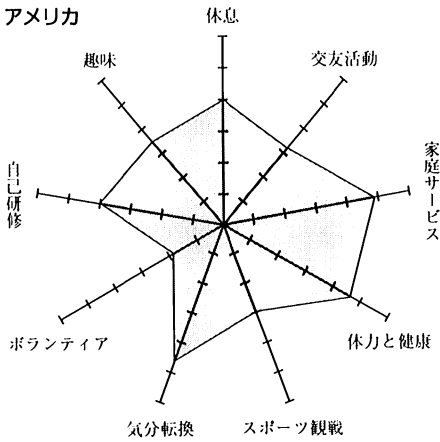
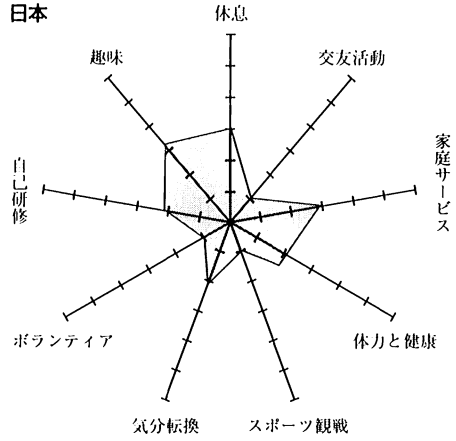
それはともかくとして、日本のサラリーマンは、この「家庭サービス」を月に7.9回やっている。月7.9回ということは、週に土・日で2回、それを4週で月8回、これでピタリである。「家族と一緒に過ごす余暇時間」が、平日にはほとんどなく、土日集中だという話はすでに述べたが、まあそういうことなのである。それにしても、アメリカの23.2回、ドイツ17.8回に比べていかにも少ない。そのほか、趣味、体力づくり、ボランティアなども、欧米に比べて見劣りする。

ひとつ数字が小さくなってしまっただけで見落としがちなのが、ボランティア活動である。ボランティアに関しては、アメリカで1.8回、イギリス1.7回、フランスは3.3回と多いが、ドイツは0.8回とやや少ない。もともとボランティア活動は、普通に勤めているサラリーマンでは毎日やるようなものでは

図7 余暇・レジャー行動のチャート比較

注) 5カ国平均回数を3に置いて、各項目の目盛を変えてドットした。

出所：図2に同じ。



なく、若干国によって違いがあるが、この程度が常識的であろう。しかし、日本の月に0.3回というのはいかにも少ないが、こんなものだろうという実感に近い。

ところが、「自己啓発」だけは、アメリカの4.2回、ドイツ4.1回、フランス8.5回に対して日本は2.8回とそこそこやっている。これをはたして余暇・レジャー行動といえるかどうか問題ありではあるが、一応余暇時間を使った行動としてみると、日本は仕事からみの行動だけは熱心だということになる。

以上のことをすべてレーダ・チャートにまとめたのが、図7である。この図からも、日本を除く国々は大きく広いチャートを描くが、日本だけは小さく縮こまっていて、日本のサラリーマンの日常的な余暇・レジャー水準の乏しさを端的に表わしている。

V 夏休みは帰省、でも費用はドイツ並み

三和銀行が首都圏に住むサラリーマン・OLを対象におこなった『夏休み・帰省事情アンケート調査』によると、去年の夏、サラリーマンの3人に2人が故郷に帰省していたことが分かった。長びく不況から、帰省に要する費用を抑えるためか、滞在日数や交通費を節約しつつ、両親の顔をみるために故郷に足を運ぶ、厳しい時代におけるサラリーマンの夏休みの過ごし方が垣間見えるようである。

調査によると、故郷があると答えた224人のうち、帰省した人が63.4%、前年より0.6%増加した。帰省平均日数も3泊で、昨年より0.3泊減り、費用も全体で7万6188円で、前年にくらべ9000円ほど減少している。

また、昨年(1998年)の夏の海外旅行者数も310万人と、前年同期比2.4%程度のマイナスと、第二次オイルショック以来18年ぶりの前年割れになった。他方、都市ホテルの宿泊はおおむね好調で、さらにハンバーガー・ショップとレンタル・ビデオが好調な伸びを示した。

大不況下の夏休みレジャーは「安・近・短」が特徴だといわれているが、それでも「帰省」、「短日数」、「安上がり」といった日本人の夏のレジャーの

表4 男性既婚者の夏休みの過ごし方(二つ以内)

	自宅 で休養	家族 あいの 団欒や ふ	家事・ 庭いじ り・ 家の修 理	趣味	くスポ ーツ・ 体力づ	ボラン ティア	自己研 鑽	仕事に 関連し た交	帰省	国内 観光・ 保養を 伴	海外 での宿 泊を伴	国内・ 海外 観光・ 保養を 伴	計
日本	35.5	59.6		15.3	6.9				30.5	31.5			203
アメリカ	9.6	47.0	31.3	8.4	22.9				10.8	31.3			83
ドイツ	20.6	67.4	13.3							16.7	38.2		233
イギリス	5.1	48.1	21.5		12.7					27.8	38.0	17.7	79
フランス	14.0	22.0	26.0		12.0				18.0	48.0	16.0	10.0	50

出所：図2に同じ。

キーワードが見えるように思える。

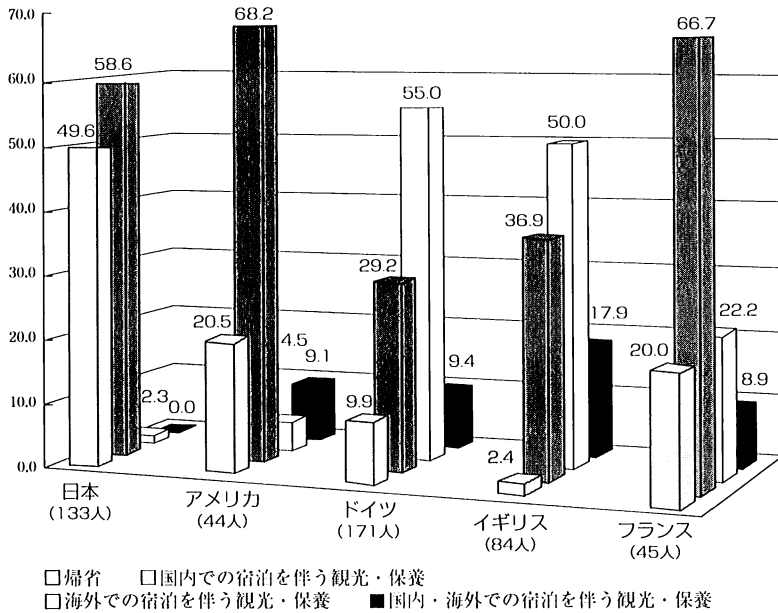
そこで、まず連合総研の調査により、夏季休暇の取得日数をみることにする。各国の男性の夏期休暇日数は、アメリカが平均12.3日、イギリスが14.1日となっている。5カ国のなかで、夏期休暇の取得日数が長いのは、フランスとドイツの大陸2カ国で、フランスは20.2日、ドイツが17.6日と多い。これに対して日本は8.6日と、せいぜい10連休というところである。

この調査の日本の回答者は、大企業のサラリーマンなので10連休近くの夏休みを取るのであるが、問題はこの夏休みをどう過ごしているかである。この調査では、夏休みの過ごし方として表4にある12項目の選択肢の中から、二つ以内で選んでもらう方法をとった。

フランスを除いて各国とも「家族との団欒ふれあい」がトップであるが、アメリカでは次いで「国内旅行」、「家事・庭いじり・家の修理」である。ドイツでは、「海外での宿泊をともなう観光・休養」、イギリスはそれに「国内の宿泊をともなう観光・休養」が加わり、フランスは「国内の宿泊をともなう観光・休養」がトップである。これに対して日本は、「家族との団欒ふれあい」(59.6%)がトップで変わらないが、ついで「自宅で休養」(35.5%)が2位とどちらかというスタティックな過ごし方が上位になり、次いでやっと3位に「国内の宿泊をともなう観光・休養」(31.5%)が登場、それと並んで「帰省」(30.5%)が挙がるのが日本の特徴である。

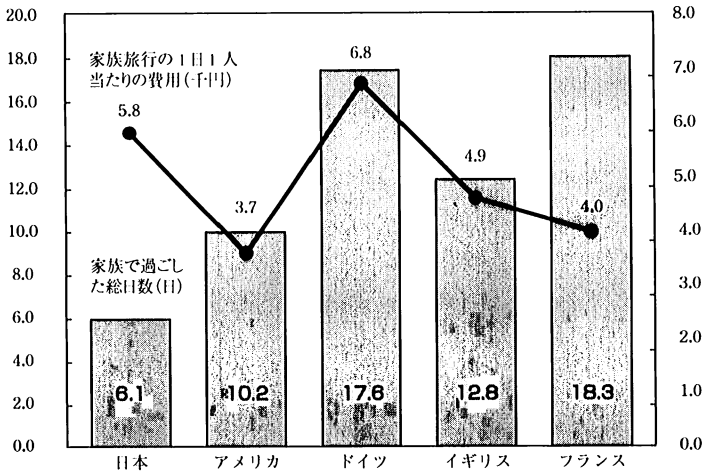
このように普段と違った夏休みらしいアクティブなレジャー行動として、

図8 夏休み家族とともに国内外で観光・保養した人の過ごし方



出所：図2と同じ

図9 家族旅行の日数と費用 (男性既婚者)



「家族旅行」が挙げられている。

そこで、各国の夏休みの家族旅行の特徴について詳しくみていくことにする。図8は、夏休みに家族とともに国内外に観光・保養した人の内訳を再集計したものである。

この図からわかることは、アメリカとフランスは国内旅行が中心、ドイツは海外旅行が主流、イギリスは国内・海外の双方とそれぞれ特色があるが、日本の特徴はというと、家族旅行といえば国内がまだ主流、しかも帰省が夏のレジャーのもうひとつの主力になっていることである。

では、夏休みの家族旅行（国内・海外旅行、それに帰省）に、どのくらいの日数と費用をかけているのであろうか、それを見たのが図9である。

これで見ると、家族旅行に日数を一番かけているのはフランスとドイツで、それぞれ18日間もかけている。次いでイギリスとアメリカで10～12日間くらいである。これにたいして、日本のサラリーマンはわずか6.1日、イギリスの2分の1、ドイツ、フランスの3分の1でしかない。

ところが、旅行にかかった1日1人当たりの費用をみると、円換算でドイツが6800円でトップ、次いで高いのが日本の5800円である。しかし、ドイツでは旅行に行った人のうち55%が海外である。これに対して、日本は50%が帰省で、海外に行ったのは2.3%にしかすぎない。海外旅行が中心のドイツのバカンス費用と、帰省が主流の日本の費用が、さして変わらないというのは、どういうわけだ。国内旅行中心のアメリカと比較しても、日本は1.6倍の費用がかかっている。このように日本の旅行費用が高ければ、今のような不況になると、「安・近・短」型レジャーになるのは、至極当然の行動である。

VI レジャーと生活のやすらぎ

われわれ現代レジャー研究会では、サラリーマン392人を対象に「レジャー意識についての調査」をおこなった。そのなかで、「時間にゆとりができたなら何をしたいか」、また「お金のゆとりができたならなにをしたいか」という設問をした。

表5 時間のゆとりができたなら、してみたいもの(二つ以内)

	回答数	回答率
家族旅行や家族レジャーに行きたい	218	55.8
一人ないし友人と旅行やレジャーに行きたい	79	20.2
趣味を深めたい	189	48.3
スポーツや運動をしたい	106	27.1
資格取得の学習など自己啓発活動をしたい	26	6.6
ボランティアなど社会に役立つ活動をしたい	25	6.4
自宅でんびりしたい	72	18.4
アルバイトなど追加収入を得る仕事がしたい	7	1.8
その他	0	0
回答者数	391	

出所：現代レジャー研究会「日本人のレジャー意識について調査」。

注) 本調査は1998年8月に本書の編者村中が行なった調査で、「日本人のゴルフの遊び方に関するアンケート調査」の補足調査として本章に利用するために行なったものである。詳しい事情については、第IV部第3章「日本人のゴルフの遊び方」の表8の注を参照されたい。

表6 お金にゆとりができたときの使いみち

	回答数	回答率
家族で行く旅行やレジャーの費用にしたい	250	63.9
家族で行く外食費にしたい	29	7.4
毎日の食卓を豊かにしたい	13	3.3
衣料や身の回り品にお金をかけたい	55	14.1
趣味にお金をかけたい	195	49.9
自己啓発の費用にあてたい	50	12.8
自分が自由に使える小遣いにしたい	113	28.9
子供の教育費にしたい	37	9.5
住宅購入費用・住宅ローンの返済にしたい	94	24.0
自動車購入・買い替え費用	74	18.9
家具・電気製品を買いたい	19	4.9
退職後の生活や不時の備えのために貯金したい	131	33.5
万一のための保険の保障額を増やしたい	8	2.0
その他	4	1.0
回答者数	391	

出所：表5に同じ。

その結果は、表5のとおりである。まず、時間にゆとりができたときのレジャー・ニーズであるが、第1位は「家族旅行や家族でレジャーに行きたい」が55.8%とやはり「家族旅行」。次いで第2位は「趣味を深めたい」が48.3%，3位は「スポーツや運動をしたい」がやや落ちて37.1%，となっている。

表7 どんな時に豊かさを感じたか

	本調査		連合総研
	回答数	回答率	回答率
家族で国内旅行に行ったとき	30	7.7	12.6
家族で海外旅行に行ったとき	34	8.7	6.6
住宅を購入したとき	43	11.0	10.2
自動車を購入したとき	14	3.6	2.2
家族で外食をしたとき	5	1.3	2.3
他人と比較したとき	4	1.0	1.5
若い頃(幼い頃)の生活を振り返ったとき	57	14.6	7.9
他国の人びとの生活を目や耳にしたとき	65	16.6	9.2
一人で自由な時間を過ごしているとき	42	10.7	4.7
充実した仕事をしているとき	10	2.6	1.3
その他	11	2.8	0.8
感じたことはない	54	13.8	10.8
自分や家族が健康でござるとき	—	—	28.4

出所：表5に同じ。連合総研『生計費構造と生活給賃金における労使の取り組みに関する調査』。

また「お金の余裕ができたときの」のニーズでは(表6)、「家族旅行や家族レジャーに行きたい」が63.9%と、ここでもまたダントツの1位である。また第2位も「趣味にお金をかけたい」(49.9%)で、ここまでは時間のゆとりができたときと同じ傾向である。ところが、お金の設問らしく3位は「退職後や不時の備えにし預金したい」、4位に「自分で自由に使える小遣いにしたい」がくるあたり、いかにもサラリーマン調査らしいところである。

時間にしろ、お金のしろ、余裕ができたなら「家族旅行や家族でレジャーに行きたい」というのが、日本のサラリーマンの平均的なレジャー意識である。やはり「家族旅行」はレジャーの王者なのである。

その点で、われわれ現代レジャー研究会の調査の結果が興味深い。表7は、「あなたがこれまで生活の豊かさを感じたのは、どんな時ですか」という質問への答えである。この設問は、連合総研でもほとんど同じ調査がおこなわれたが、それと違うところは「(11)自分や家族が健康でござるとき」をなくしたことである。「自分や家族が健康でござるとき」は具体的生活行動ではないので、今回は外した。

今回の現代レジャー研究会の調査では、「家族で国内旅行に行ったとき」(7.7%)と「家族で海外旅行に行ったとき」(8.7%)の二つを合わせると

16.4%，また「他国の人々の生活を目や耳にしたとき」が16.6%，「若い頃の生活を振り返ったとき」14.6%が上にくる。

一方、連合総研の調査では「自分や家族が健康にすごせるとき」を除いてみると、国内・海外の「家族旅行」が多く、合わせると一番多い。

両方の調査で若干のぶれがみられるが、現代レジャー研究会の調査で「若い頃の生活を振り返って」は、こっちのサンプルの年齢層が高いこと、また連合総研で「住宅を取得したとき」が挙がるのは、大企業労働者で所得が高いためである。しかし、両者共通しているのは「家族で旅行に行ったとき」に豊かになったと感じていることである。

考えてみると「家族旅行」にはさまざまなコンテンツが含まれている。第一に休みが取れる時間のゆとり、第二になによりもお金、経済的豊かさが必要で、第三に家族のふれあい、絆、といった豊かさのコンテンツが豊富に含まれているのである。家族で旅行に行き、できれば海外に行き、ホテルのレストランで夕日の沈むのを見ながら家族そろってディナーをとる、たしかに豊かになったと感じるだろう。

VII 二つの提案

日本のサラリーマンは世界一高い賃金をもらっても、なかなか豊かさは実感できない。連合は、結成以来ずっと「豊かさが実感できる社会の実現」を運動の基本スローガンにかかげてきている。どうすれば、日本のサラリーマンが生活の豊かさを実感できるか、連合総研が『五ヶ国生活時間調査』をやったのも、ここでこの小論を試みたのも、すべてこの問題に答えるためである。

99年の春闘では、連合はもう従来のような賃上げの要求はしないというのだから、もうこれ以上豊かになろうという気持ちはあまりないようだ。豊かさが実感できればいいのである。「実感できる」とは、そう思えばいいことである。経済的にはもう充分豊かすぎるのだから、どうやってサラリーマンに豊かだと思わせるかである。多少ダマしてでも、サラリーマンを豊かだと思わせるにはどうしたらいいか、そのテクニックを考えてみたい。

最近、また不況で残業が減り、家に早く帰るサラリーマンが増えているらしい。早く家に帰って、お父さんたちはいったいなにをしているのだろうか。やはり、「ゴロ寝でテレビ」だろうか。

そういえば、この長期不況の始まりの1991年から92年頃にかけて、お父さんが早く帰るようになって話題になったことがあった。その当時は、お父さんが家で夕食を食べるようになったので、みんなで食べられる鍋料理がいいと、急に土鍋が売れ、卓上のガスコンロとガスボンベが売れに売れた。

それから5年、日本のサラリーマンのライフスタイルは変わっただろうか。かつてバブルの最盛期には、午前様はおろか、タクシーを呼んでも来ない、やっときたタクシーでお客さんを送り出し、最後のタクシーで家に帰ったらもう4時、5時、夜も白々と明けようとしていた、もうこんな「良き時代」は永遠に来ないかもしれない。そうだとすると、サラリーマンも少しは学習効果を発揮して、早く家に帰る時代にふさわしいライフスタイルに変えたらどうだろうか。

しかし、その兆しはなかなかみられない。連合総研の生活時間調査は90年と96年の二つの時点でおこなわれているが、平日の「余暇・レジャー時間」の1時間13分、「家事時間」の10分、ともに6年前とまったく変わっていない。だから、最近の『AERA』の特集のように、お父さんが早く帰ってきて、家族はその扱いにとまどい、妻や子供にうとまれているのである。そこで、こういう状況をなんとか変えるために、日本のサラリーマン・ニッポンのお父さんたちへの応援歌として、次の二つの政策提起をしたい。

提案①「サラリーマンは朝7時に出勤せよ」

生活時間の国際比較調査を通じてもっとも重要なインプリケーションは、日本のサラリーマンは平日の「アクティブ生活時間」すなわち余暇・レジャー時間と家事時間が極端に短いことである。日本のサラリーマンの日々暮らしにやすらぎがないのも、休日のせわしないのも、この平日の「アクティブ生活時間」が少ないからだ。どうすればいいか、労働時間の短縮である。しかし、日本の時短も進み、ドイツ並みとはとうていいいかないが、すでにアメリカ、イギリス並みの水準に達し、これ以上は容易でない。どうすればい

いか。アメリカのように朝7時に出勤して明るいうちに家に帰り「アクティブ時間」を長くすればいい。

日本のサラリーマンが「アクティブ時間」を充分とり、生活リズムをやすらぎのあるものにするには、まず平日の仕事時間そのものを早出・早終い型に切り替えることを提案したい。

しかし、いくら仕事を早終いにしても、日本人は必ず残業だ、なんだかんだで暗くなるまで帰らない、という反論が予想される。また、朝7時に会社に出てこいといわれても、通勤に1時間半とか2時間もかかる大都市圏では、とうてい無理だ。そうした向きには妥協案を用意したい。すなわち、「毎日1時間程度早く出勤して、その分で週の半ばの水曜日を半ドンにする」というものである。水曜日は、ノー残業デーを導入している会社が多いから、これをそのままくっつけて、半ドンを強制しようというわけだ。毎日が無理ならば、せめて1日だけでも明るいうちに家に帰ろうという、妥協した提案である。これが第一の提案である。

時短というと、会社側はすぐ身構えてコスト論をもちだしてくるが、この提案はカネのかかる話でない、これなら文句なかるう。それで、従業員の生活にやすらぎが増すのなら、こんないいことはないだろう。

提案◎「学校は子どもに有給休暇を与えよ」

第二の提案は、夏のバカンスに関するものである。要するに、「家族旅行」の機会を増やして、サラリーマンに「豊かになった」と「思わせる」ことである。お父さんは有給休暇がいくらでも余っているので、まったくノンプロブレムである。問題は、世界一高い費用である。しかし、高いのは8月のお盆や5月の連休に集中するからである。この時期さえ外せば、安い費用で国内でも、海外でも、混雑もなくゆったりと旅行ができる。例えば9月とか、2月とかに費用の安い時期に「家族旅行」に行くとなると、最大のネックは子どもの学校である。そこで、第二の提案であるが、学校は子どもに「年次休暇」を与えよ、これである。子どもを休ませるだけの話であるから、これも特段コストのかかる話でもない。これで、日本のサラリーマンが豊かさを実感し、生活のやすらぎを得ることができれば、こんな安いものは

ない。ただし、この手は一回しか使えない。国内でも、海外でも「家族旅行」も一通り行けば、もうこれで豊かになったと感じなくなる。だから、この手でサラリーマンを^まだ^ましているうちに、本当に安定、安心のセーフティ・ネットをつくることである。

参考文献

- 『AERA』1998年10月19日号、「お父さんが早く帰る」。
- NHK放送文化研究所 [1995] 『国民生活時間調査』。
- 小林良暢 [1998] 「生活のリズムとやすらぎ」、矢野真和・連合総研編 『生活のゆとりの構図』日本労働研究機構。
- 三和銀行 [1998] 『夏休み・帰省事情アンケート調査』。
- 電機連合 [1986] 『14ヶ国電機労働者の国際意識調査』。
- [1998] 『組合員生活意識調査』。
- 余暇開発センター [1998] 『'98レジャー白書』。
- 連合総合生活開発研究所 [1997a] 『生活時間の実態に関する調査報告書』（「五ヶ国生活時間調査」）。
- [1997b] 『勤労者の生活意識に関する五ヶ国比較調査研究』。

第III部

観光の新展開



第1章 航空の発展と現代観光

はじめに

観光行動が実現するには、出発地の要因（観光動機、余暇時間、所得、生活環境など）と目的地の要因（観光資源、観光環境、宿泊機能など）が満たされ、さらに仲介的要因（情報機能、斡旋機能、交通機能など）のすべての要因が満たされなければならない。なかでも、交通は必要不可欠の要因である。観光は居住地を離れて移動することであり、交通なくしてはいかなる観光も実現しない。観光の発展は交通の発展と表裏をなしている。

歴史的に見ても、観光の発展は交通の発展に負うところが大きい。大量観光、ないしは大衆観光が出現するのは蒸気機関が交通に広く利用されるようになってからである。トマス・クックが近代的旅行業を生み出したのも、鉄道ないしは海運業の発展があったためである。観光は交通を必要としたし、交通もまた観光を必要としたのである。

外燃機関としての蒸気機関に加えて、内燃機関の発達が交通と観光の姿をさらに大きく変えた。まず、自動車の発達によって観光は面的に拡がり、観光の大衆化が実現した。さらに、今日の国際観光の発展は航空の出現によってもたらされたものである。誰もが、速く、快適に、より遠くへの観光を体験することができるようになった。航空の発展は国際観光の発展をもたらし、同時に観光の発展が航空にとっての主要な交通市場を形成してきた。つまり、航空と観光とは相互補完的な関係にあった。

航空それ自体は特異な発展経緯を見せてきた。各国が自国の主要な航空会社を設立し、国を代表する会社として保護育成してきた、その結果として、今日まで数多くの航空会社が経営を維持してきた。しかし、やがてその高コ

スト的体質、不十分なサービスに対する不満が問題となり、ある意味では観光の阻害要因とすら見られるようになった。そのとき注目されたのは、安い費用で運航し観光の発展に大きな貢献を見せていた純粋な民間航空であるチャーター航空会社の存在であった。そして航空政策と観光政策との矛盾が一つの要因となり、多くの政府が航空の規制緩和策を推進している。一方、それまで高コスト体質の航空会社は民営化や新しい経営戦略のもとで競争力を強化し、現在ではチャーター航空会社の存在をも脅かすようになってきた。本章では航空の発展と観光との関連について考察する。

I 航空機の発達と航空産業

1 飛行機の誕生と航空輸送産業

1903年にライト兄弟がはじめて固定翼とガソリンエンジンとを組み合わせるといふ飛行機で初飛行に成功した。その後の飛行機の研究は、フランスを中心とするヨーロッパが盛んであった。軍の支援や懸賞金をかけた冒険飛行により飛行機熱が高まった。飛行機が実用的な運搬具として活躍するのは1914年から1918年にかけての第一次世界大戦においてであった。戦争前には約300機であったものが、戦争終了までには偵察機、戦闘機、爆撃機など約10万機が製造されたと言われている。この間、高性能化、大型化がはかられ、木製機に加えて金属製機が出現した。その後の発展も急速で、飛行機の性能の向上により冒険的長距離飛行も試みられている。

第一次世界大戦後から、大量の航空機を活用した航空輸送事業が始められるようになった。それは、余剰化した大型爆撃機が改造されて旅客や郵便物の輸送が開始されたものであった。大陸間の商業航空輸送においては、陸上機では航続距離性能が不足していたこと、飛行場施設が未整備であったことなどから、飛行艇が活躍していた。そして、アメリカやヨーロッパ諸国では、この時期にはすでに、今日国を代表する大手の航空会社が相次いで誕生している。しかし、信頼性、費用の面でもまだ一部の利用者のためのものではなかった。

2 第二次大戦後の航空技術の進歩

第二次世界大戦において航空機はめざましい進歩を遂げた。その戦闘能力と戦略物資の輸送能力は飛躍的に向上し、空港施設やレーダーなどの航空輸送を支援する技術の開発も進んだ。ことに、大型洋上爆撃機の開発はその後の大型旅客機の開発へと結びついている。

大戦中に確立した大型レシプロ（ピストン）エンジンによるプロペラ機の開発に続いて、ジェットエンジンの開発が進められた。ジェットエンジンそれ自体も大戦中においてドイツやイギリスで研究開発が進められていたが、朝鮮戦争で実戦に配備されて以降に急速な発展をみせた。

ジェット旅客機で先行したのはイギリスのコメット機であったが、安全性・経済性に優れているボーイング社の B-707 型機が登場することによって、その後の航空機の供給はアメリカが中心となった。これは、アメリカ軍の空中給油機を改良したものであって、それまでの航空機の座席数においては2倍、巡航速度においても約2倍のスピードを持つものであった。ダグラス社においても純民間機としての DC-8 型機が開発されて、長距離国際路線に投入された。

供給力が飛躍的に増大した結果、航空会社の経営戦略は大きく変わらざるをえなくなった。つまり、これまでのいわばファーストクラスを対象とした一部の利用者だけでは航空経営は成立しなくなり、より多くの利用者を獲得しなければならなくなった。当初は供給過剰かと懸念されたが、コストが低下したことから運賃を引き下げることができ、安い運賃での集客が可能となった。そして飛行機での旅行がより容易なものとなった。当時このような航空経営の戦略をリードしていたのはパンアメリカン航空であった。

国際航空輸送が開始された当時は業務旅行が中心であったが、第二次世界大戦後は、アメリカにおける景気の拡大やヨーロッパ復興のためのマーシャル・プランの一貫としての観光旅行が奨励され、アメリカ人が大量に大西洋を渡って先祖の故郷であるヨーロッパへ観光旅行をするようになった。大衆観光と航空利用との結びつきがスタートするのである。

3 航空機の大型化と費用の低下

初期のジェットエンジンの燃料効率性はまだ著しく劣っていたが、ファンエンジンの開発で大幅に性能が向上し、中短距離においてもジェット化が可能となった。B-727 型機、B-737 型機、DC-9 型機などの第二世代といわれる離着陸性能の向上したジェット機が出現した。ジェット化によって安全性、快適性が増し、輸送量の大幅な拡大、航空機の運用効率が向上することによって生産性が大きく向上し、実質運賃の低下が実現して、航空利用がさらに拡大していった。同時に、航空企業にとってはそれまでのプロペラ機を大きく上回る大型機の出現によって、大規模な輸送需要を必要とするようになった。

航空輸送の発展過程においては大型機、長距離ジェット旅客機の出現によって供給力の拡大が需要に先行することが多かった。なかでも、B-747 型機（ジャンボジェット）の出現はその典型的な事例である。同機はアメリカ政府の発注した戦略輸送機（後の C5A ギャラクシー）の競争で敗退したボーイング社の設計案を民間機として転用したものである。したがってこの大型機の出現はその時の航空市場に求められて開発されたものではなかったのである。したがって、その後の新型機（DC-10 型機、L-1011 型機、A-300 型機など）の開発は、その中間を埋めるよりスケールの小さい機材の開発であった。単位当たりの費用は現在でも B-747 型機が最も低いですが、すでに 1970 年に就航した機材であることを考慮すると、その後の航空機の開発は必ずしも、かつて見られたような生産性の向上、速度の向上に結びつくものではなかったといえる。むしろ、競争が激化する中で小単位、高頻度運航が増加したことから、一方では新型機を売り物にする航空会社もあれば、B-737 型機や DC-9 型機などの旧式で、シンプルで低コストの航空機を使用してコストを重視する航空会社など、さまざまな経営戦略が可能となった。つまり、その後の航空の競争は機体を中心とする航空技術の競争ではなく、経営システムの競争に変容しつつある。それは同時に、先進国の優位性を保証しない一つの理由ともなった。ちなみに、日本の航空会社は最新鋭の大型機を率先して導入する傾向にある。日本航空は世界で一番多く B-747 型機を保有しており、それに対して、アメリカの大手の航空会社は多くの中古機を使用しており、ま

た急成長をみせたアメリカン航空はジャンボ機を保有してはいないのである。

II 戦後の国際航空輸送体制

1 シカゴ会議とアメリカのねらい

国際航空輸送は、当初から国家間の協定による経済的規制を強く受けて発展してきた。それは、同じく国家間におよぶ行為でありながら、原則自由の外航海運とはまったく対象的である。それは、航空輸送の発達が大きく遅れたこと、航空が領海のみならず領空におよぶ行為であり、安全保障の観点から放任的・自由な航空輸送が不可能であったためである。

1944年11月、連合国側はシカゴで会議を開き、戦後の国際航空の枠組を検討した。大戦中に航空輸送力を伸ばし、かつ各地に植民地を持たないアメリカは空の通行の自由と大幅な航空輸送の自由とを求めた。それに対して、大戦で産業が荒廃したイギリスをはじめとするヨーロッパ諸国は、アメリカによる国際航空輸送の支配を恐れて制限的航空輸送の体制を望んだ。シカゴ会議では「国際航空業務通過協定」により領空通過の自由、技術的着陸の自由（給油や整備などの目的による場合）という、いわば無害通行権は多国間協定で認められたものの、商業航空権では当事国間との二国間航空協定によることとなった。基本的には今日でもその枠組は残っている。ただ、その内容は大きく変容しつつある。

また、1945年に、定期航空会社を正会員とする団体である、国際民間航空協会（IATA: International Air Transport Association）が設立された。IATAの役割と目的は、航空企業の利害を代弁、ICAOを補完し、旅客・貨物の取り扱いに関する多くの面について標準化をおこなうこと、航空企業間の会計書類、決済の方法を調整する精算所を運営すること等であるが、最も重要なのが運賃の決定である。それが後にはIATA批判の大きな要因となる。

2 経済的規制の枠組

1946年には米英間によるバミューダ協定が締結され、定期航空の実際の

な規定、路線、便数、運賃などに関する規定が盛り込まれた。これが、その後の二国間協定の雛形となった。世界各国は、航空輸送事業の運営に対する規制を目的として、二国間協定を取り交わし、運航する企業（指定航空企業）の数と輸送力について取り決め、運賃の決定には、当該両国政府の承認を必要とすることが定められている。二国間協定では、基本的には保護主義的な姿勢が強く、輸送力については、厳格な統制を課す場合が多かった。運賃に関しても、締結国の政府は、航空企業が提示する運賃を承認する権限を有し、通常、IATAによる手続きを認めかつ前提としている。

IATA運賃は全員一致のルールであり、必然的に運賃を引き下げる働きはなかった。現在でも公示運賃として機能しているものの、以前から実質運賃との乖離が大きく、強い批判の対象であった。このようにして、国際航空輸送においては航空権益は国によって保護され、運賃についてもIATA運賃によって定められ、そして各国とも自国を代表するフラッグキャリアーを保護育成してきた。

3 規制の影響と国際航空制度をめぐる変化

航空企業は市場に自発的には参入するのではなく、政府の努力と、指示に基づいて意志決定をすることになる。つまり、各航空企業の生産量、生産の水準、価格がその企業みずからの裁量によるものではなかった。定期航空企業の経営者は、他社と競争する機会が制限され、または航空企業間の収入プール協定、共同運送等によって回避してきた。

企業間の交渉による運賃は、高コスト企業の費用水準を基に決定される場合が多い。その結果、IATA運賃は効率的な航空企業のコストよりも、運賃負担力主義や高コスト事業者の原価に基づいて形成されることになる。それは、異常に高い運賃が決定される可能性があると同時に、費用削減の必要性を航空企業に求めないことにもなる。このような運賃や航空サービスは、観光客などの運賃負担力の乏しい利用者を排除するものであり、その結果、低廉な運賃を提供するチャーター航空会社の出現と増加を促進する要因にもなった。

III チャーター航空の出現と観光利用の拡大

1 チャーター航空の特性

戦後の航空市場の中で最も増加したのが観光目的の航空利用である。これはチャーター航空企業の拡大とも密接な関連を持っている。

定期航空は、あらかじめ路線と運賃、発着時刻を定めて公表し不特定多数の需要に応じて航空機を運航するのに対して、チャーター航空はチャーター契約に基づく運送形態で不定期航空に属する。チャーターする者の主体、目的によってその性格は異なるものの、例えば、旅行会社が包括旅行のためにチャーターする場合には、公共への公開性があり、定期航空輸送に類似ないしは競合する側面を強く持っている。

チャーター航空は、座席利用率をより高く、また航空機がより効率的に運航できるように計画することによって、利用者の1人当たりのコストを著しく引き下げることが可能となる。最大の魅力は運賃の安さであるが、しかし利用者にとっては、都合のよい時間帯、日時、利用空港を自由に選べるわけではなく、犠牲を強いられることもある。したがってチャーター航空利用者は運賃弾力性がより大きく、かつスケジュールの自由性の高い観光客にほぼ限られてしまう。また、チャーター航空を運航する航空会社にとっては、集客のいかんでは運航そのものが不可能となってしまう。観光客は景気変動や社会の変動の影響を強く受けることがあり、企業の安定性は必ずしも保証されてはいない。

一方、定期航空会社は国策会社としての位置付けにあり、航空業界全体が不況に見舞われた場合にも各種の公的保護が期待される。また、資金調達においてもその信用度が高いことから倒産の危機に見舞われることはほとんどなかった。それに対してチャーター航空会社は純粋な私企業としてスタートし、景気が後退するとたちまち経営が困難となり、倒産、ないしは大手の航空会社の傘下に吸収される場合が多い。

2 アメリカのチャーター航空

アメリカのチャーター輸送は、政府、軍や単一団体の専用チャーター（オウンユース・チャーター）からスタートした。特に、アメリカでは軍需輸送にチャーター航空が多く利用され、ベルリン封鎖、朝鮮戦争やベトナム戦争時には本国と遠隔地の戦場との輸送にチャーター航空が利用された。

ついでアフィニティ・チャーターが開始された。これは既存の団体がチャーターし、費用負担は利用する個人とするものである。1960年代以降アメリカ人のヨーロッパへの海外旅行が増加するにしたがって大西洋路線を運航するチャーター航空企業があいつで進出した。当初はチャーター航空に対する規制基準はなかったが、1962年以降には運航が指定地域に限定されている。

ついで1968年には包括旅行（IT）チャーターが正式に認められると、不定期航空を利用した観光目的の利用者が大きく増大した。一般利用者を対象としたITチャーターの拡大は、国際紛争の終結後のチャーター航空会社の活動領域の確保という理由もあった。とりわけベトナム戦争後にはこれらの輸送力が観光客向けのITチャーターに転用され、観光利用の拡大をもたらし、また、航空の規制緩和策を促進する一つの要因ともなった。

大西洋路線では二国間協定によって定期航空運送が認められる企業が限定されている中で、増加する観光需要に支えられて一時はチャーター航空企業が急速な成長を見せた。しかし、やがてチャーター航空の利用者は減少している。それは、1970年代以降の規制緩和政策によって路線への参入の自由、運賃の自由が進むことによって、これまでのチャーター航空企業が定期航空にも進出することになったことが大きな理由であるとともに、企業間の競争が激化することによって、既存の定期航空会社が多様なサービスを提供することによって観光利用者をも吸収し、業務客を中心とした定期航空、観光客を中心としたチャーター航空という区分が成立しえなくなってきた。つまり、航空輸送産業の構造と運航形態が大きく変わったのである。

3 ヨーロッパのチャーター航空

1960年頃からイギリス、ドイツ資本によるスペイン、イタリアでの大規

模な観光開発が開始された。それを可能にしたのはチャーター航空の存在であった。それは、1956年に「ヨーロッパ内の不定期航空業務の商業権に関する協定」がヨーロッパ内18カ国で調印され、チャーター便の相互乗り入れの原則自由が保証されていたためである。現在ではヨーロッパ域内の航空利用者の約半数（人キロでは約6割）がチャーター航空利用となっている。

アメリカでは定期航空とチャーター航空とが競合しているのに対し、ヨーロッパでは運航区間を異にして発展してきた。すなわち定期航空はヨーロッパの中心地域の大都市間の路線を二国間協定のもとで高いサービス、高い運賃で運航する一方、チャーター航空はドイツ、イギリス、スカンディナビアなどの北部の主要地域と南部の地中海地域の観光地とを低コストで結ぶものである。しかし、ここでも規制緩和政策の影響によって次第にその区別が明瞭でなくなりつつある。

ヨーロッパではもともと潜在的に、南の地中海方面への観光需要があった。かつては冬の暖かさを楽しみ、夏の降り注ぐ太陽のもとで過ごすことのできるのはい部の裕福な貴族階級や新興の資本家たちでしかなかった。鉄道の開通によって、地中海周辺のニース、カンヌ、モナコなど、今日ではコートダジュールと呼ばれる南フランス地域での開発が見られた。ついで定期航空が運航されるようになったが、運賃が高いために大衆の利用には結びつかなかった。定期航空会社はビジネス客の多い中部ヨーロッパの都市間の路線に力を注ぎ、需要の変動の大きい観光路線にはあまり関心はなかった。そこで、安い航空運賃と安いホテル料金を組み合わせた包括旅行の方式が採用され、低所得者や家族連れにも地中海旅行がようやく手の届くものとなった。このようにしてヨーロッパ独自のチャーター航空の基盤が確立された。この方式を支えているのはツアー・オペレーターである。チャーター航空会社は独自に営業販売をおこなうのではなく、ツアー・オペレーターとの長期の契約のもとで運航のみを担当する場合が多い。またツアー・オペレーターの子会社である場合も多い。

急速にチャーター航空が発展するに従って、独自の新しい観光開発が展開されるようになった。すなわち、憧れのコートダジュール（紺碧海岸）では、早くから過密化が進み、また費用も高いために、既存の都市や観光地から離

れた場所での観光開発が見られるようになった。遠隔地ではあるが、土地や物価が安く、より太陽に恵まれた、スペイン、イタリア、ギリシアなどでの観光開発である。

スペインを例にとると、南部のコスタデルソル（太陽海岸）において、1970年代になって中心都市であるマラガの海岸線にそって西側の一带に新しい観光都市が出現した。トレモリーノス、フェンヒーローラなどで、かつては農村、漁村、無人の丘陵地であった所に外国人のための観光都市が出現したのである。それも当時としてはモダンで安上がりのマンハッタン方式と呼ばれる高層ビルの街である。この地域は、もともとスペインがイギリスに近いこと、現在ではマラガ空港が整備されているが、ジブラルタルが自国の領地であることから「国内航空」でもコスタデルソルに手軽に訪れることができるという利点から、イギリスの観光資本による観光開発が進められた。

一方、スペインの東部の地中海に浮かぶバレアレス諸島のマジョルカ島は航空輸送に、それもチャーター航空の発展とおおいに関係している。マジョルカ島は、地中海性の気候であることはもちろん、石灰岩質の海岸で美しい景観と白い砂浜を形成している。島の周辺の各所で開発が見られるが、特に島の北部はアルクウディア（理想郷）と呼ばれ、長く連なる海岸に沿って大規模な観光都市が形成されている。この一带は主としてドイツの観光資本によるものである。マジョルカ島を訪れるには、一部のフェリーを除けば航空機の利用となり、しかもその95%がチャーター航空利用である。

スペイン政府は観光開発、とりわけマジョルカ島開発に力を注いだ。スペインは長い間軍事政権下にあったことから、ヨーロッパ諸国とは政治的にも経済的にも疎遠な関係にあったが、その中で数少ない関係が保たれていたのが観光関連の部門であった。フランコ政権は観光を価値のある経済的な資源としてだけでなく、ヨーロッパ諸国による自己の独裁の支配体制に対する暗黙的承認を得る手段とみなしていたのである。

その後は、イギリス人の観光地としてはギリシアが急速に脚光を浴びている。スウェーデンも一時期はギリシアのロードス島への集中が特徴的であった。最近では、アフリカに近いスペイン領カナリア諸島、ポルトガル領アゾレス諸島も増加している。これらの開発はツアー・オペレーターの販売戦略

とチャーター航空の運航戦略によって、大きく左右される。

IV アメリカとヨーロッパの航空政策の変化

1 アメリカの航空政策の変化

1938年以降アメリカにおける州際航空輸送における路線権や運賃などは民間航空委員会（CAB: Civil Aeronautics Board）の規制下にあった。ただし、中小のコミューター事業、州内航空事業は規制の対象外であった。CABは、平均座席利用率65%、投資利益率12.5%となるように運賃認可と路線への新規参入、もしくは撤退を判定していた。利用率が高ければ新しい会社を参入させ、利益率が低すぎるときには運賃値上げを認め、バランスのとれた需給関係を維持しようとしたのであった。しかし、現実には、既存の航空会社が大型機を導入するなど提供座席数を増加させながらも高い運賃では輸送量が増加せず利用率は低下し、航空企業の収益性は低迷し、規制の目的は達せられなかった。これらの航空政策への批判的な動きが高まり、1977年2月には、会計検査院がCABの運賃規制により、利用者は余分な負担を課されているとの報告を発表した。当時の連邦政府は、経済統制機構全般の見直しによる財政の立て直しを目指していたが、この委員会で最初に取り上げられたのがCABであった。また、規制緩和反対を表明していた大手航空事業者の中でも、ビジネス・チャンスの拡大を求めて規制緩和に賛成する会社も現われた。

1960年代から経済学者の一部では航空輸送の自由競争を唱えていた。規制が緩和されると、より競争的な環境が構成され、航空企業は、自社のコストの再検討と効率や生産性の改善を余儀なくされ、コスト低下が運賃の一層の低下を招くことになり、革新的な運賃形成、製品差別化の一層の促進に基づき消費者は利益を得られるとの主張である。また、後には、たとえ少数企業による運航であっても、新規参入者の脅威のために、運賃は正常な利潤のみを確保しうる水準にまで押し下げられるとするコンテストビリティ理論が登場した。

また、アメリカ政府はIATAのカルテルの性格に対する批判を強め、

1978年に「理由開陳命令 (Show Cause Order)」においてIATAの承認および独占禁止法の適用除外とがなぜ必要であるかの理由を求める手続きを発した。これにより主要なアメリカの航空会社の脱退が相次いだ。IATAはその後、組織、運営を変更し脱退した一部の航空会社はIATAに復帰している。また、チャーター便を中心とする不定期航空の発展や発展途上国を中心とするIATA非加盟会社における航空輸送力の発展が見られ、これがもたらす輸送力過剰と低運賃によって航空市場は大きく変化しつつあった。

カーター大統領のもとで、国内航空事業一般の規制緩和を目的として、1978年10月に航空規制緩和法 (Airline Deregulation Act of 1978) が成立し、参入規制の撤廃、価格規制の撤廃が実現した。ついで、1980年2月には、国際航空の分野を対象とする「国際航空輸送競争法 (International Air Transport Competition Act)」を発効し「オープンスカイ政策」を公表し、すべての路線への参入の自由、すべての路線の制限撤廃、運賃決定のダブルディスアプルーバル化を目指し、既存の二国間航空交渉の枠組の中で競争策を推し進めている。これらの自由化促進の背景には、一つには消費者の利益の保護、競争促進の結果、強大な競争力を有する自国の航空企業の拡大が見込めること、さらに航空機産業の振興策などあらゆる面での雇用の促進策などが背景にある。

2 イギリスの航空政策の変化

イギリスの航空政策は労働党政府のもとの産業保護、国有化、権益保護の政策と、保守党政権のもとの民営航空会社の活動範囲の拡大の政策に代表される競争促進策の間を大きく揺れ動いた。その間、国を代表する英国航空 (BA) は大きく競争力を失っていった。

1979年に自由経済と競争政策によって斜陽化した英国経済の立て直しを目指す保守党のサッチャー政権が成立し、航空政策も大きく変化した。基本的な考えは、外国企業と競合しうる複数企業体制の育成、国際線市場での規制の緩和と新規参入の促進、国内線市場での参入、運賃、供給量の規制の廃止、競争阻害的または収奪的航空会社の行動に対する防止策の設定、BAの民営化などであった。

航空協定では1984年6月のオランダをはじめとしてドイツ、ルクセンブルグ、ベルギー、フランス、イタリアなどと自由化の進んだ航空協定を締結している。そこでは、複数航空会社による運航、便数供給量の自由、運賃のディスアプルーバル制等が含まれている。

BAは民営化によって人員の削減、サービスの向上などを実施し経営成績は好転した。その後は資本投資も積極的に実施し、第二の定期航空会社であるブリティッシュ・カレドニアン航空の吸収合併、不定期航空会社ダンエアーの吸収、フランス、ドイツ国内航空への資本参加、カンタス航空の株の買収、US航空への出資など積極的な経営戦略を見せている。

3 EU(旧EC)の航空政策の変化

ローマ条約においては、長い間、航空についての取り扱いはあいまいなものであった。1979年には、EC委員会は、航空輸送についてもローマ条約を適用すべきであるとする「民間航空の将来の発展に関する政策の覚書(メモランダムI)」を発表し、欧州の航空市場での競争の導入、航空会社の効率性と収益性の両面を向上させることを提案した。

1984年3月の委員会の新しい覚え書(メモランダムII)では、EC域内の国際定期航空を対象とし、アメリカ型の規制緩和ではなく、二国間協定や事業者間の協力体制というそれまでの規制制度に基づきながら自由化を進める方策が提案された。輸送力については、輸送力や収入のシェアとりきめの禁止、相手国輸送力の制限禁止、運賃については、運賃ゾーンを設けて一定の範囲内では自由とすること、その他、運航権未行使の路線に新規参入の促進、原則として企業への国の補助の禁止を提案している。

具体的な動きとしては、1988年1月より発効のパッケージIでは、基本的には従来からの2国間の航空協定の枠組に修正を加えたものにすぎなかったが、運賃面ではゾーン運賃制が導入され、その幅の中では、自由に設定できるようになった。また、1990年11月より発効のパッケージIIでは輸送力の配分、市場参入についても大幅に緩和された。

1993年1月より実施されたパッケージIIIでは、ダブル・ディスアプルーバル制(両国政府が非承認としない限り有効とする)に加えて、EC籍の航空免

許を持つ企業（域内国民が株式の過半数を所有、役員半数を占め実効的に支配する）ならば、3 国間輸送の制限が撤廃され、域内の他の国内線をも運航することを認めた。そして、1997 年からは完全な域内での自由化が実現している。しかし、空港発着枠の制限や管制業務の制約、航空経営に対する保護政策が温存されているなど、あまり大きな変化は現われていない。

V 航空会社の変容

1 アメリカにおける航空企業の新戦略

航空政策の変化によって、需要規模が大きく、高収益性が期待された長距離の路線への新規乗り入れが増加して競争が激化した。なかでも、低いサービスながら、低運賃を武器にした新しい航空企業が参入したことにより、低運賃競争が繰り広げられた。これらの結果、供給力は増加したものの多くの航空企業の収益性は逆に低下した。

しばらくして、航空企業の新しい戦略としてハブ・アンド・スポークと呼ばれる新しい運航システムによって、一つの航空企業でも広範囲の輸送需要に対応することができるようになった。そして良好なハブ空港を確保することが（そこでの固定的な費用は大きい）、そしてハブ空港との運航路線を増やすことが大規模な競争に生き残る戦略となった。

また、CRS（コンピューターによる予約システム）によるきめのこまかい運賃戦略と組み合わせることによって、企業全体の収益性を高めることが可能となった。このようなシステムは大規模な航空企業においてのみ可能であった。その他、フリークエント・フライヤーズ・サービスが、利用回数が多く収益性に貢献するビジネス旅客をひきつけるのに有効となっている。特典として求められるのは、フロリダやハワイなどのリゾート地であり、これらの地域にも路線を持つ大規模な企業が有利となった。しだいに航空産業もスケールメリットのある産業であるという性格が増してきた。このように航空企業間の競争が当初想定されていたような、路線ごとのサービス競争ではなく、企業ごとのシステム間競争となってきた。一方、最近では、運航地域を限定し、機内サービスを簡素化して基本的なサービスに特化し、大規模な CRS

システムを採用せずチケットを排するなど低コスト化に徹底する特異な航空会社が好成績を挙げている例も見られる。

規制緩和以前からの企業の中でも、国内航空路線に数多くの拠点を持っていた大手企業（アメリカン航空、ユナイテッド航空、デルタ航空が主要3社）が、国内航空ネットワークを再編し、CRS ネットワークの整備などで着実に国内基盤を固めて国際線にも進出しているのに対し、従来は国際路線を多く有していたものの、国内拠点に乏しく高いコスト構造であった航空企業の中には、資産の売却で経営の立て直しをはかろうとし、それらの国際路線権が特定企業への集中を見せた（パンナムの路線権のうち太平洋路線と大西洋路線の一部はユナイテッド航空に、その他の路線の大部分をデルタ航空に売却、またTWAのロンドン線がアメリカン航空に売却された）。

かつての大手航空企業の中にもパンアメリカン航空、イースタン航空のようにすでに消滅したものや、破産法の管理の元で経営の立て直しをはかる会社もあった。

今後は、航空企業が生き残るためにはメガ・キャリアー化が必要であるとの認識から、航空企業間の提携・集約化の動きが活発化している。資金供給およびCRS マイレージサービスの統合、コードシェアリングなどサービスの向上をはかる動きで、そのため一部では資本の結束化も進められている。ただし政府の承認が得られないことから国境を越えた企業買収までには至っていない。

2 ヨーロッパにおける航空の問題

ヨーロッパの航空政策は、いくつかの段階を経て穏やかな変革を指向してきた。しかし、最終的な姿は、少なくとも原則的にはヨーロッパ域内については自由な航空輸送を認めたものであった。競争の激化により、期待されたよりよいサービス、高頻度の運航、目的地の増加も見られた。例えば、土曜の利用運賃が大幅に割引され、週末の利用が活発化するなどの現象も見られた。つまり、観光目的や私事目的の利用者には選択の幅が拡大した。しかし、全般的な変化は緩やかなものであった。

まず、第一に主要な空港の混雑が新規の自由な乗り入れを不可能にしてい

ることである。また、空域が狭いため管制上の問題がある。また、大手企業の自由化への対応としては、いわば攻めの経営戦略よりも守りの経営戦略が目立ったことである。まず自国内での第二、第三の航空会社を吸収し、地域の市場の独占を志向したケース（エールフランスのフランス国内市場独占、サベナ・ベルギー航空への出資）のようないわば守りを固める戦略や、異なった航空市場を持つ航空企業間の提携の動きも見られる。企業合併については同一国企業であれば各国の政府もそれを奨励しEC委員会もそれを承認した。しかし、国を越える合併は承認してはいない。

空港の混雑の少ない、これまであまり利用されなかった空港では変化が見られた。まず、新しくバジェット航空と呼ばれる低価格を売り物とする航空会社はいくつか出現し、利用者の選択の範囲が広まった。これらは、主にビジネス客を対象としたものであるが、チャーター航空会社の中にもこの分野へ進出するものも現われた。つまり収益の低い観光市場だけでなく高収益が期待されるビジネス客を取り込もうとしたのである。低コストの運航費用で、運賃負担力の高い利用者の市場への進出は自由化の象徴的な姿であった。しかし、現実には多くの期待を裏切るものとなった。その最大の理由は、チャーター航空会社が有効な販売網を持っていなかったことである。また、主要な空港での発着枠、あるいは利用に便利な時間帯での発着枠、空港施設のうち利用に便利な場所は大手の航空会社によって占められているため、使い勝手が悪いことなど利用者をひきつけることはできなかった。また、運賃面でも、大手企業は多様な運賃体系によりさまざまな階層の利用者をひきつけ運賃収入全体を拡大してきたなかで、安さだけに頼ったシンプルな運賃体系では経営的に競争力の強化にはならなかった。

そればかりか、大手航空会社がコストを引き下げることによって、これまでチャーター航空会社が占めていた、運賃の低い観光市場にも手を広げるようになってきた。そして、大手航空会社はチャーター航空会社を吸収・合併する動きを強めている。このようにして、当初は自由化によって拡大が予想されたチャーター航空会社がむしろ苦戦を強いられる結果となった。

VI 航空市場の変化

1 航空旅客市場の構造

航空市場は業務、観光、私事目的に分類することができる。業務利用は、派生需要としての性格が強く、経済活動によって大きく左右され、短期的には航空企業によるコントロールは及ばない。需要の発生が直前まで不明な場合が多く、高頻度の運航を望み、利用したいときに確実に搭乗が可能であることを望む。また、予定の変更がしばしば必要となる。機内サービスについては要求度が高く、搭乗手続きもより短時間であることを望む。また、運賃負担力は高いが、それは実際の運賃の負担は利用者本人の負担によるものではない場合が多く、必ずしも運賃や料金の低廉性を強く求めるものではない。

それに対して、観光利用においては、実際の費用負担が個人ないしは家族であることから、料金の低廉性が最も重要であり、価格次第によって需要量が大きく変化する。かなり以前から予定が立てられることから、高頻度、好ましい時間帯のサービスは犠牲にすることができる。目的地の選択においても自由裁量の幅が大きく、条件が悪ければたちまち取り止めることになる。まだ顕在化していない潜在的な需要が大きい場合には運賃の引き下げはたちまち利用の拡大に大きく影響する。つまり、需要の価格弾力性が大きいのである。また観光需要それ自体非常に季節的変動が大きいのが特徴で、したがって、観光利用者を対象とした運賃設定は需要の波動を平均化することを目的として変動幅が大きく設定されている。

私事目的は、親戚・知人の訪問、帰省、留学、その他など幅の広い内容を含んでいる。利用区間はある程度限定され、運賃は自己負担の場合が多く、運賃弾力性は大きい観光目的ほどではない。

2 輸送市場の変化と航空経営

戦後まもない頃の航空は数少ない利用者を対象とした高品質のサービスを誇っていた。いわばすべてがファーストクラスのサービスであった。しかし、ジェット化、大型化などのその後の航空機の発達は、大量輸送を前提とした

もので、拡大再生産の航空経営が必要となった。その結果、運賃負担力はないものの潜在的な需要の大きい観光需要にも対応が必要になってきた。エコノミークラス、あるいはコーチクラスなどのより運賃の安いサービスの提供が必要となったのである。戦後復興の進むヨーロッパに大量のアメリカ人観光客が訪れた。ヨーロッパの国際収支の改善に貢献しかつジェット機時代の航空経営を可能にしたのも観光市場の拡大であった。ヨーロッパにおいても経済の復興にともなってイギリス人、ドイツ人の観光需要が増加し、チャーター航空が拡大した。

大型化の進んだジャンボ機が登場する1970年代にはさらに運賃引き下げ競争が繰り広げられた。市場規模を上回る輸送力の増強によって、それに合う需要の開発が必要となり、必然的に運賃値下げ競争が激化し、価格弾力性の大きい観光需要の開発が活発化していった。このようにして実質運賃は大幅に低下し、それがまた需要の拡大をもたらし、航空輸送量の増大、なお一層の観光の、そして航空の大衆化が進んだ。

ちょうど、日本においても高度経済成長を迎えていた時期と重なり、日本人も国際観光市場に参加することになった。現在では、ドイツと並んで大幅な旅行収支の赤字国である。

ヨーロッパにおいて批判が大きかったのは、アメリカと比べて際立って高い運賃であった。そのため、航空の自由化によってより運賃の引き下げが期待された。とりわけ運賃弾力性の大きい観光利用者には効果は大きく、週末利用を想定した土曜を挟んだ運賃の設定などきめの細かい運賃が登場した。これによって、より恩恵を受けたのは観光利用者や運賃を自己負担する個人自営業者であった。そして、それまでは大手の定期航空会社にとっては対応が難しく、チャーター航空会社の独壇場であった市場にも次第に進出するようになってきた。

費用構造の面での変化も大きかった。主要な大手企業は以前の生産性が低く、非効率的な経営から、より市場対応型の経営へと変身した。その中でもBA（英国航空）は民営化を経て、アメリカやオーストラリアの航空会社に資本進出するなど、ヨーロッパの中で最悪の航空会社から最強の航空会社へとめざましく変身したのであった。

VII 航空政策と観光政策

1 航空の育成と観光

戦後の航空輸送体制は二国間主義、互恵主義であり、自国に関する輸送市場については自国の指定した航空会社が市場の半数を確保することがおおむね保証された。また、自国の航空会社を持つことや効果的な保護・育成することが安全保障の面、または外貨獲得の面から、そして航空に関する新しい技術を習得することが国内産業への効果などから、期待された。そのため、ほとんどの政府はいわゆるナショナル・フラッグキャリアーの育成に力を注いだ。

当初は航空会社の育成と観光政策とは利害が一致していた。航空と観光とは相互依存的関係にあり、むしろ航空の発展が観光の発展を促してきた。したがって航空会社の育成策と観光政策との対立はなく、むしろ観光を育成することが航空産業の保護・育成の理論的根拠にすら挙げられていた。

航空を前提とした観光開発が進むなかで、いくつかの国々では、自国の航空会社の権益を守るための規制が観光の拡大からもたらされる利益を損なうものであると感じるようになってきた。つまり、しだいに観光政策と自国の航空会社を保護する航空政策とが矛盾・対立するようになってきたのである。

観光費用のうち、航空費用は大きな割合を占めるが、しだいにそれまでの運賃とサービスの水準には満足できなくなってきた。旅行商品は価格弾力性が大きいだけに高い運賃は阻害要因となる。つまり、主要な国際観光の受け入れ国では航空が大きな役割を担っているにもかかわらず、国の航空会社の保護が、運賃の引き下げを阻害し、そして観光の促進を阻害する要因になってきたのである。そして航空を規制するメリットより、観光から得られるメリットが大きいと認識されるようになってきた。つまり優先的課題である観光推進のための効果的施策とこれまでの航空政策とが対立してきたのである。

また、航空産業の外貨獲得効果にも疑問があった。つまり外貨獲得における漏出効果が航空では著しく大きいのである。航空機や燃料を輸入に依存し

ていては、結局、純収入は小さいことになる。また、航空会社が民営化・多国籍化して、より規制の根拠が稀薄になってきた。また、保護されないチャーター航空や小規模の航空会社の成長もあった。

2 航空の規制緩和と観光の振興

航空産業の変容によって観光政策の目的も異なってくる。世界的規模で運航するアメリカの航空会社や費用の安さを武器に航空会社が成長したアジアの国々では、自国の航空会社を保護する必要性が薄らいできた。航空会社の育成による効果に比べて、観光の振興・推進による多くの国民所得、雇用、外貨の獲得、税収が期待される場合はなおさらである。このような状況は当然それぞれの国のおかれた状況によって異なる。観光の効果そのものが国によって異なり、外国からの入り込み客が期待され、大量の観光を必要としている旅行収入が黒字の国々においては観光の優先化策が選択されつつある。

このような状況において航空の規制緩和によって観光が利益を受けた例は多い。オーストラリアやニュージーランド、タイ、シンガポールなどがその例である。メキシコもその一つである。メキシコにとって観光はますます重要性が増している。かつては、外国の航空会社は首都のメキシコシティの空港に限定されていた。国内航空は国内2社が運航していた。1991年にアメリカと進歩的な二国間協定が締結された。そこでは、複数企業の乗り入れが自由となり、地方空港も外国の航空会社に開放された。新しくカンクンへアメリカからの多くの定期航空の直接の乗り入れが実現し、重要な役割を果たしている。これは首都のメキシコシティとを結ぶ自国の航空会社の利益を損なわずに効果が表われているものである。

チャーターの緩和で利益を受ける国々も多かった。特にヨーロッパの中では当初からチャーター航空はほぼ自由な運航が認められており、定期航空とは市場を異にして発展してきた。スペイン、イタリア、ギリシアにおける観光の発展はチャーター航空が重要な役割を担っていた。最近では新しくトルコでもチャーターの自由化が認められ、ヨーロッパからの利用者が爆発的に拡大し、そして利用者の3分の2を占めるまでになった。またドミニカでもオープンスカイ政策の結果、ヨーロッパやカナダからのチャーターが増えて

いる。

高品質の観光を維持するために、あえて、チャーターの規制を続ける動きも見られる。チャーター航空の利用者は消費単位が小さいことが問題である。そして量的増加が観光地としての品位を低下させることがある。そこで、セイシェル、モーリシャスなどの国や地域では、チャーターの規制を通じて少数の高額消費者に限定する政策を維持している。一方では、ブラジル、ラテンアメリカでは依然として規制を継続している。

日本では、入り込み外人観光客より圧倒的に日本人観光客が多い。そのため巨大な日本人利用者の市場をめぐって、アメリカを中心とした日本への規制緩和の圧力が強い。政策的には、日本はアメリカとの関係では一貫して不平等性の解消を要求してきた。つまり、アメリカと最初に二国間協定が締結された1952(昭和27)年には權益を守るべき自国の航空会社が事実上存在しない状況のもとであり、明らかに不平等であった。しかし、アメリカはそれを決して認めなかった。結局、相互の新規の權益の上積みを通り返して対応してきたという経緯があった。また、アジアの航空会社の低コストによる進出と、日本の航空会社が急激な需要の拡大に対応できなかったことから、本格的な自由化策を採る以前より日本の航空会社の占有率はおおむね3分の1に低下している。そして、一方ではアメリカの航空会社だけでほぼ3分の1を占めている。

VIII 日本の国際観光と航空

1 日本における海外旅行市場の推移と航空

1963(昭和38)年に策定された、観光基本法の前文において「観光は、国際平和と国民生活の安定を象徴するものであって、その発達は、恒久の平和と国際社会の相互理解の増進を念願し、健康で文化的な生活を享受しようとするわれらの理想とするところである。また、観光は、国際親善の増進のみならず、国際収支の改善、国民生活の緊張の緩和等国民経済の発展と国民生活の安定向上に寄与するものである」としている。つまり、観光が国際交流を促進するものとしての側面と、経済的貢献の側面とがすでに認識されてい

た。国際観光については、それは海外の旅行者を日本に誘致することによって、海外旅行者の利便性の向上、観光面での競争力の強化という側面に重点が置かれていた。日本人の海外旅行の促進ということはまだ後のことであった。

オリンピックの開催された1964（昭和39）年4月により自由化が実現した。オリンピックの選手を輸送する航空機の回送運航を利用したパッケージ海外旅行商品の開発も特徴的な出来事であった。ただし、1回当たりの滞在費が500ドルと制限されていた。

1965（昭和40）年からの、航空運賃の団体割引運賃の導入とパッケージ・ツアーの開発が第一次の海外旅行ブームを招いた。1964年から73年まで年率24～64%の高い伸びを見せている。この時期に主要な旅行会社が誕生している。

続いて、1970（昭和45）年にはジャンボジェット機が太平洋線に相次いで導入されると、一時的には供給過剰となり、航空運賃の低下の兆しが見られた。同時に高度経済成長が続いたことから所得が急激に増加し、海外旅行がいっそう大衆化していった。1973年には海外旅行者は229万人に増加した。同年のオイルショックにより、航空運賃の値上げ、経済の停滞から、しばらくは海外旅行需要の伸び率も低下し、73年から79年までは8～15%の伸びにとどまった。

1978（昭和53）年には新東京国際空港（成田空港）が開港することによって、供給力のネックが一部緩和されたことから再び大きな増加の兆しを見せていたが、79年の第二次オイルショックでは、マイナス3%とはじめての減少をみせ、その後も海外旅行者の増加率は低位にとどまっていた。これは、経済が長期にわたって停滞したこと、労働時間の短縮化がはかられなかったこと、円が一時期に安くなったこと等によるところが大きい。

1985（昭和60）年の急激な円高により、海外旅行は再び急激な増加をみせはじめ、本格的な海外旅行の時代を迎えた。また、内需拡大策の一貫として、87年9月に海外旅行倍増計画（テンミリオン計画）が策定されたことも一つの大きな刺激となった。これは86年の海外旅行者数552万人を5年間で1000万人に倍増とするものであった。背景には国際収支のアンバランスの解消があった。85年7月の「市場アクセス改善のためのアクションプ

ログラム」にも日本人の海外旅行の促進が盛り込まれていた。航空関連施策としては、地方空港の活用、割引運賃の充実、需要に充分対応できる輸送力整備の推進等で、特に外国航空会社の供給力の拡大が目立った。計画年の1990（平成2）年には、計画を上回って1100万人に達した。

また、運輸省では1991（平成3）年7月、21世紀を展望した新たな国際観光の振興のための行動計画、観光交流拡大計画（ツウエイ・ツーリズム21）を発表した。これは、海外旅行の量から質の充実、より深い外国理解を深めること、日本人旅行者のモラルの向上、市民レベルでの国際交流をより高めてゆくなどを大きなテーマとしている。そのための形態としてホームステイ拡大が期待されている。インバウンドの海外マーケットとしてアジアが意識されているのが特徴的である。

出国者数を見ると、1993（平成5）年が1193万人（前年比1.2%増）と低調で、その後回復し96年には1695万人（前年比9.1%増）であったが、最近では伸び率は大幅に低下している。

海外旅行者の年齢、構成比など需要構造にも変化がみられ、銀行、不動産、証券業界などで業務渡航や研修旅行の中止が続出し、電気機器メーカーやコンピューター関連業界でも業務渡航を見合わせるなど業務渡航目的が縮小したことから、20～40歳代の男性が低下した。とりわけ東京・大阪の2大都市圏の男性旅行者の落ちこみがみられる。また、これまでの海外旅行のメインターゲットであった20歳代女性の伸び率が相対的に低下している。これに代わって高年齢層の需要が拡大している。

景気後退の波によって低価格志向が強まっているが、パッケージ商品についても低価格のブランドへと移行している。さらにピーク時の商品が売れなくなったことと併せて旅行業や航空業の収益の低下に直結している。最近では、ピーク離れの現象が見えはじめている。通常、ゴールデンウィーク、夏休み、年末年始には、需要予測に合わせた高価格の設定をおこなっているが、高い出発日を避けようという消費者の動向がさらに鮮明になっている。これまで必ず満員だった超ピーク期の商品が売れなくなり、むしろ直前直後に多く売れるようになってきている。地方空港発国際線の増便を中心に、航空座席の供給量が年々増加しピーク時の供給力の拡大も影響している。これまで

のようなピーク期で収益を確保するという方策が採りにくくなってきている。

2 海外旅行市場の需要構造

日本人の海外旅行の訪問地は、韓国、台湾、香港に代表される近隣の諸国とハワイ、サイパン、グアムなどの観光地、そしてアメリカ本土となっている。旅行目的で最も多いのが観光目的である。新婚旅行を含めると、約7割が観光目的で、増加傾向にあると言えよう。出張目的は約2割で、利用割合はやや低下傾向にある。

日本人の海外旅行者の男女別・年齢別では、20歳代の女性の出国数が高いのが特徴である。それも、ほとんどが観光目的となっている。30歳代以上の女性では出国数は大きく低下する。30～50歳代の男性では、出張目的での出国が高い。

旅行日数は「5～7日」が最も多く、1週間以内の旅行が多いことがわかる。これは、旅行目的地が近隣の地域が多いこと、長期休暇がとりにくいこと、航空輸送の面から見た場合4～6日程度が商品化しやすいためである。旅行者数の増加の多くが、国内旅行と競合する旅行日数の短い海外旅行であると言えよう。

同行者は夫婦のみが増加しており、これは熟年夫婦や若い世代の夫婦旅行も増加しているためと考えられる。友人、知人との旅行は20歳未満の若年層、女性に多い。会社の同僚、ひとは出張目的の多い男性の中・高齢層に多い。海外旅行者は多くがリピーターであり、半数以上が5回以上の経験をもっている。

海外旅行での費用は約30万円で、円高もありやや減少傾向にある。また、近距離観光旅行が増加していることが、費用の増加を抑える要因となっていると考えられる。

海外旅行においては特別な目的の場合を除いては、旅行会社を利用するケースが多く、全体の9割以上が利用している。空港別に出国者を見ると、圧倒的に、新東京国際空港（成田空港）に偏っていることが分かる。

3 空港の整備

長い間懸案であった新東京国際空港の新滑走路の整備が再スタートし、関西空港の拡張、中部新空港の整備など今後とも国際航空の供給の面での拡大は進む見込みである。東京国際空港（羽田空港）の沖合展開事業はおおむね完成し、一部の国際線の利用も検討されている。

さらに、外国航空企業による輸送力増強、新規乗り入れによって競争がますます激化することが見込まれる。それは、提供座席数の増加だけでなく、運賃の低下競争を招くものとなり、海外旅行の大きな促進材料となるだろう。また、地方空港の国際線化がさらに進行することも海外旅行需要の喚起に重要な役割を果たすだろう。

空港の整備の進展によって、これまで見られていたような、輸送力の不足の時代から、航空供給の過剰時代を迎える可能性も高い。さらに、日本における航空政策も大きく変わりつつある。アメリカとの航空交渉では両国の輸送力の拡大が合意された。航空における自由競争がより活発化することになり、その際には、高い利用率で収益を維持してきた日本の航空企業と、低コストの競争力を持つアジアの航空企業、世界的規模で活躍するアメリカの航空企業との競争がより激しくなることであろう。

参考文献

- 秋葉明 [1994] 「ヨーロッパ観光の現状と課題」, 『運輸と経済』第54巻6号。
 北川宗忠 [1993] 『観光入門』近代文芸社。
 鈴木五郎 [1985] 『ドキュメント・ボーイング』グラフ社。
 総理府 [各年] 『観光白書』。
 全日空(株)調査部 [1979] 『欧州のチャーター航空輸送の現状』。
 西岡久雄編著 [1996] 『観光と地域開発』内外出版。
 (財)日本観光協会 [各年] 『数字でみる観光』。
 — [各年] 『観光の実態と志向』。
 (株)日本交通公社 [各年] 『JTB REPORT 日本人海外旅行のすべて』。
 (財)余暇開発センター [各年] 『レジャー白書』。
 Bankant and Medlic [1981], *Tourism, Great Britain*: Heinemann.
 Davidson, Rob [1998], *Travel and Tourism*, 2nd Edition.
 Doganis, Rigas [1991], *Flying off Course*, 2nd Edition, Britain: Routledge (中西健一・塩見英治・高橋望訳『国際航空輸送の経済学』成山堂書店)。

European Communities [1994], *Opinion on Tourism*.

— [1995], *The Role of Union in the field of tourism*.

Hanlon, Pat [1997], *Global Airlines*, Great Britain: Heinemann.

OECD [1996], *Tourism Policy and International Tourism*.

Sampson, Anthony [1984], *Empires of the sky* (大谷内一夫訳『エアライン』早川書房)。

Vellas, Francois [1995], *International Tourism*.

Williams, Allan M. and Gareth Shaw [1992], *Tourism and Economic Development*,

Great Britain: Pinter publishers Limited (廣岡哉治監訳『観光と経済開発』成山堂書店)。

WTO [1994], *Aviational and Tourism Policies*.

Youell, Ray [1998], *Tourism*.

第2章 沖縄の観光開発

観光・レジャー活動を媒介として地域経済活動の活性化をはかろうとする試みがはじまって久しい時間が経過している。数次におよぶ全国総合開発計画のもと、工業の地方分散によって地方経済の活性化をはかろうとする試みが挫折した後、第四次全国総合開発計画以降は、観光レジャー産業と情報産業が地域活性化の救世主と目されるようになった。沖縄県もその例外ではない。しかし、全国的にも、いまだに観光・レジャー活動を媒介とする地域活性化の方法については、十分に一致した認識が形成されているとはいえない。むしろ今日、観光・レジャー需要の今後の動向をどうみるかということを分岐点として、やや対立した方法が並立していると言ったほうが正確であろう。すなわち、一方には、観光・レジャー需要が今後とも高級な・人工的な・非日常的空間を要求するものと考え、それに対応する大規模な、隔絶された施設を整備していこうとする方向があり、もう一方には、各地域の日常的空間そのものが旅行者にとって非日常的となるように、地域の独自の景観・歴史・文化そのものを地域の日常と切り離さずに整備していこうとする方向がある。前者は、大規模な開発投資を前提とし、いわば大資本型、後者は、地域主体の小規模投資の積み重ねを想定するものである。

本章では、沖縄県を例にとって、観光開発と地域開発・活性化のかかわりを考えてみたい。あらかじめ結論を述べておけば、筆者は、全体として先の二つの方法のうち、後者を今後の観光開発のあり方として支持するが、沖縄に関しては、二つの混在型を主張したい。そして、すでに沖縄では高級志向の大型ホテル等の宿泊施設の整備がある程度すすんでいるところから、今後、力を入れるべきは第二の方向であり、それによってはじめて今後いっそう多様化する需要に応えられるものとする。

I 1972年の本土復帰から1980年代まで

1 全体的推移

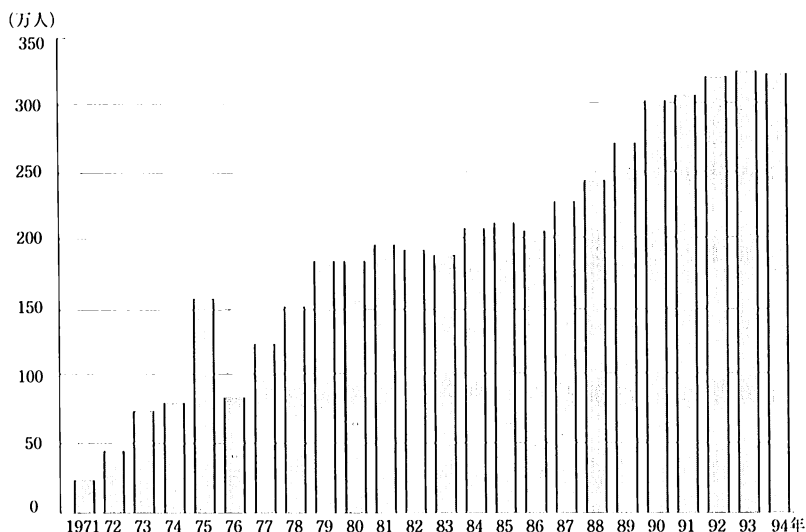
沖縄県が、地域振興の梃子として観光を前面に押し出していくのは、1982年の「第二次沖縄振興開発計画」からである。1972年の復帰から82年までの10年は、政策的努力というより、自然発生的な需要増大と海洋博覧会開催による一過性の需要に民間資本が対応していたと見てよい。第二次沖縄振興開発計画の観光重視の方向は、さらに1987年のリゾート法の成立によって強められる。1990年11月2日に、県は、「沖縄トロピカル・リゾート構想」の承認申請を国に提出し、91年11月27日に承認を受け、県の地域振興策としての観光開発計画は、かつてない規模に拡大した。ただ、沖縄県の場合、すでにリゾート法による開発計画以前に、70年代においては地元民間資本によって内発的に、80年代には本土資本を中心に、リゾートホテル建設等が継続的におこなわれてきていた。したがって、沖縄における観光・リゾート開発を、80年代後半のリゾート・ブームに始点をもつものとするわけにはいかない。

2 年間入域観光客の推移（復帰から90年代前半まで）

本土復帰直前の1971年（72年復帰）には、入域観光客数は20万人にすぎなかった。それが72年に44万人、73年74万人、74年80万人と急激に増大している。真栄城守定氏は、この復帰直後の入域観光客増大は、沖縄への入域制限の撤廃・渡航の自由化といった「復帰インパクト」によるものであるとされているが、同時にそのインパクトのなかには、「沖縄が新しい観光フロンティアとして注目されるようになったこと」もふくまれると指摘している。⁽¹⁾

1975年の沖縄海洋博覧会は、沖縄を海洋型リゾート地として全国に印象づけ、それ以後の沖縄観光の性格を方向づけた。海洋博の開かれた75年の入域観光客数は、156万人と前年の2倍にふくれあがった。翌76年は、いわゆる「海洋博ショック」で入域者数は84万人に減少したが、77年には

図1 入域観光客数の変化



出所：沖縄県『観光要覧』各年度版より作成。

120万人と再び百万人台を超え、78年150万人、79年180万人とふえ、その後しばらく180万人台を続けて、84年になって205万人と二百万人台を突破し、88年は239万人、89年は267万人、91年には301万人に達している。

こうした入域者数増加は、海洋博を機におこなわれた道路・空港・港湾等の社会資本の整備やホテル等の観光関連施設の整備、大型航空機の就航といった受け入れ体制の整備と、航空会社等による沖縄観光キャンペーンの展開によって生じたものである。

沖縄本島のリゾートホテルの開業年月日を見てみると、74年のホテル・みゆきビーチを皮切りに、75年には海洋博会場に近い本部町でロイヤル・ビュー・ホテル、グリーン・パーク・ホテルが開業し、恩納村ではホテル・ムーンビーチが開業している。本土大資本によるホテル建設は、80年代に入ってから本格化する。83年の万座ビーチホテルに次いで、87年と88年にはあわせて五つのリゾートホテルが開業している。91年3月の時点で沖縄県内のリゾートホテル、コンドミニウムは25施設で、総客室数は3800、総収容

人員は1万2000人である。特に沖縄本島西海岸の恩納村は大型リゾートホテルが集中立地し、総収容人員で6000人を超えている。ゴルフ場は、91年3月で25カ所、1400ヘクタールに達し、県総面積の0.7%を占めている。

こうして、リゾート法にもとづく開発計画策定以前に、沖縄のリゾート開発は、本格的な政策介入のないまま民間資本によって進められていたのである。

3 沖縄経済に占める観光・リゾート産業の比重

復帰以前には米軍基地に関連する収入、すなわち「軍関係受取」（軍人・軍属の消費支出、軍雇用者所得、軍用地料の合計）が沖縄経済を支える大きな柱であった。復帰の前々年1970年には、「軍関係受取」は沖縄の県外受取の37%を占めていた。復帰後、国庫から県財政への経常移転の増大、観光収入の増大等により、次第に「軍関係受取」の比重は低下してきた。とはいえ、絶対額では85年まで軍関係受取も増大しているのである。たとえば、軍用地料をみると、1971年の地料は約31億円であるのに対し、復帰の年72年には188億円と6倍に増加し、85年には400億円を超えている。これは日本政府が地料を負担するようになってから、毎年地料が引き上げられているからである。軍雇用者所得はほぼ横ばいである。85年以降、軍関係受取の絶対額が低下するのは、円高によって軍人・軍属の消費支出が低下したためである。

観光収入は、1977年に絶対額で軍関係受取を上回り、その後、急速に両者の差が開いている。1980年には、観光収入は1803億円で県外受取に占める比重が13.28%となったのに対し、軍関係受取は1123億円で8.15%である。87年には、観光収入は2598億円、17%、軍関係受取は1311億円、8.6%である。ただし、基地関連の収入としては、軍関係受取のような直接的なものほかに、基地工事請負のような間接的なものがあり、1986年度でみると、米軍および日本の防衛施設局発注の工事額は500億円にものぼっている（喜久村準・金城英男 [1989] 『どこへ行く、基地沖縄』 高文研, p.126)。これをふくめると基地が沖縄経済に与える影響はまだまだ無視しえないものがある。

とはいえ、さとうきび、野菜、花卉を主力とする農業の粗生産額が1987年で1108億円、生産農業所得は550億円、軍関係受取は間接的なものまで含めても、この時点で観光収入以下に落ちており、観光収入が沖縄県経済に占める比重の大きさは疑問の余地のないものとなっている。すでに全国的なリゾート開発ブーム以前に沖縄では観光・リゾートが財政支出とならんで県経済を支える大きな柱となっていたのである。

II 80年代終わりから90年代初めまで

— 「沖縄トロピカル・リゾート構想」による開発の誘導 —

1 80年代後半のリゾート・ブームとその背景

「沖縄トロピカル・リゾート構想」が出てくる背景として、全国的なリゾート・ブームと「リゾート法」について簡単に触れておこう。

リゾート・ブーム、リゾート法は、1970年代後半以降の日本経済の状況と関連させて理解されなければならない。70年代後半以降の状況のなかから、リゾートに関連する、三つのやや次元の異なる動きをとりだそう。

一つは、高度経済成長の終焉と日本の「経済大国」化が、人々の間に物質的福祉の向上だけでなく、ゆとりと精神的充足を希求する気運を高めたことである。それは自然との調和をもとめる動きとなり、また仕事によりも余暇や趣味に時間をさこうとし、家庭を尊重する動きとなっている。こうした、余暇、趣味、家庭、自然への人々の指向がリゾート・ブームの底流をなすものである。これを背景に、通産省の長期産業構造についての90年代ビジョンは、「ゆとりと豊かさ」の実現を掲げるにいたる。

「ゆとりと豊かさ」の一つの象徴としてのリゾートの開発は、経済発展の波にとりのこされて経済的疎外感に苦しんでいる地方・農村部にとっては、ゆとりと豊かさを約束する地域振興策であり、過密に苦しむ都市住民には、都市では困難になった自然とのふれあいやゆとりある住生活の代替物として、リゾート・ライフによる「ゆとりと豊かさ」を提供しようというものであった。

二つめは、日本経済が、貿易摩擦等の問題から、もはや従来のような輸出

主導型のままで発展することが難しくなり、内需の拡大による成長をはからざるをえなくなったことである。国内での資本の投下分野の開拓に苦しむ企業にとって、リゾート開発は将来性のある「内需」としてきわめて魅力ある分野であった。

三つめの、より短期的・直接的な要因としては、80年代後半の超金融緩和政策と莫大な貿易黒字を背景とする「金あまり」現象が、投機的色彩の濃いリゾート・ブームを後押ししたということである。そのために、リゾート開発は量的にも質的にも歪んだものとなった。

2 リゾート法、民活法、第四次全国総合開発計画

リゾート・ブームに拍車をかけたのは、リゾート法（総合保養地域整備法）1987年5月成立）である。91年1月までに、27道府県がリゾート地域整備に関する「基本構想」を作成して国の承認をうけ、延413万ヘクタールがこの法律の適用地に指定された。これらの地域で予定されている開発構想は、民間事業費だけでも6兆円を超え、関連公共事業費はそれ以上になる可能性があった。その時点で、ほかにあと13地域が承認申請中、もしくは基礎調査提出中であり、それらがすべて承認されると、総合計で627万ヘクタール、国土面積の17%に相当する地域でリゾート開発がすすめられることになっていた。

リゾート法の適用地域に指定されると、その地域で開発をおこなう民間事業者および地方自治体に対しさまざまな優遇措置が講じられる。課税の特例措置はもとより、資金についても政府金融機関による低利あるいは無利子融資がおこなわれ、関連する道路、下水道については国および地方公共団体がその整備につとめることになっている。さらに地方公共団体が民間事業者に対して出資、補助等の助成をおこなった場合には、その助成に要する経費を地方債の対象経費とする措置を講じることができる。また農地法による農地転用許可その他さまざまな規制措置についても緩和等の配慮がはられる。

リゾート法は、1986年に制定された民活法（「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法」）の延長線上にある。民活法は、「経済社会の基盤の充実に資する特定施設の整備を民間事業者の能力を活用

して促進するための措置を講じる」というもので、工業技術、電気通信・放送、外国との経済交流、港湾、情報処理等に関する「特定施設」の建設に当たって、民間企業を計画段階から参加させ、税、資金、公共施設等について国・地方自治体が援助をおこなうというのがその趣旨である。「民活」の名の下、都市における規制緩和と再開発が中曽根内閣のもとで始まったことは記憶に新しい。リゾート法は、民活法の地域版・リゾート版なのである。

さらに87年6月、リゾート法とほぼ同時期に閣議決定された第四次全国総合開発計画も、「民間企業の活力を活用した国土基盤整備」をうたい、しかもここでもリゾート開発が戦略的プロジェクトとして位置づけられていた。

3 「沖縄トロピカル・リゾート構想」

以上のような復帰以後の観光・リゾート産業の発展を背景にし、さらに87年以降の全国的なリゾート開発ブームにも後押しされて、県は、90年3月に「リゾート沖縄マスタープラン」を作成し、さらに90年11月にはリゾート法の適用を受けるべく、県域全市町村10市15町28村をリゾート法の適用を受ける特定地域とした「沖縄トロピカル・リゾート構想」を国に提出し、91年11月に承認を受けている。以下にこの構想の概略を見てみよう。

(1) 整備の基本目標と限界 「構想」は、沖縄県におけるリゾート開発の基本方向として、国際的水準のリゾート地の形成ということと、県経済の自立化に向けた戦略的産業としてのリゾート産業の育成ということをあげている。前者については、沖縄を、ハワイとオーストラリアのゴールド・コーストを他の頂点とする環太平洋のリゾート地のゴールデン・トライアングルの一頂点に仕立てあげていくという目標が示されている。後者については、「地域づくり・関連産業の振興に資するリゾート開発」をかせげ、関連する第一次産業や地場産業、リゾート関連中小企業の育成に努めるとしている。

また、「プラン」は、「リゾート開発は、地域のもつ自然的・社会的環境容量の範囲内で行うことが重要である」、と指摘し、「構想」はさらに具体的に、「開発を行うにあたっては自然環境さらには地域環境にトータルとして及ぶ影響に配慮しつつ、具体化に際して環境アセスメントを行い、環境への影響を極力軽減するなど環境保全に万全の注意を払う」としている。

(2) 新規に整備されるリゾート施設 「構想」は、全県にわたる「特定地域」のなかで、さらに10地区を重点整備地区としている。この重点整備地区内では、新規に次のような施設が整備される。

スポーツ施設はゴルフ場が13で総面積808ヘクタール、テニスコート163面、マリナーが6カ所で1567艇分、体育館が5カ所、プールが30である。宿泊施設としては、ホテルが47カ所で1万4257室、コンドミニウムが12カ所で2308室、コテージが10カ所で863室、ヴィラハウスが3カ所で約900室、貸別荘が5カ所で481戸、ペンションは1カ所で54室である。そのほか植物園が8カ所、博物館・資料館が7カ所、地域特産物の販売センターが16カ所ある。

宿泊施設についてみると、総計で約1万8800室以上の増加である。1988年現在の県内宿泊施設の室数は約1万7600室であるから、倍以上に増加することになる。「構想」は整備に要する期間について明記していないが、「構想」の前身である「プラン」では、1990年から10年間、ちょうど2000年までを計画期間としている。「構想」は、この「プラン」の意図を引き継いでいるので、今世紀終わりの時点で入域観光客数についても「プラン」でいう500万ないし600万人を達成するのが「構想」の目標であると考えていいだろう。

(3) 開発主体と事業費 「構想」には、事業費の規模にかんする記述はないが、「プラン」では次のようにいわれている。民間を開発主体とするリゾート開発計画は「水面下での構想も含めると60件から70件」と見込まれ、そのうち、総合保養地域整備法の要件を満たす計画は44プロジェクトである。この44プロジェクトを内容的にみると、総合リゾート（ホテル、ゴルフ場、定住型施設、各種レクリエーション施設等の複合的な施設計画をもつもの）が11件、ホテルとビーチの組み合わせが21件、コンドミニウム等の定住型宿泊施設を主体とするものが4件、ゴルフ場を主体とするものが5件、以上の開発総面積は2550ヘクタールで、総事業費は約5100億円である。

これに対し、公共主導のリゾート開発計画としては、県主導の第三セクター方式による部瀬名岬開発事業を含めて10件以上のプロジェクトがあり、これらのほとんどが当該市町村の地先埋め立て地での計画で、うち半数は国

の関連施設の導入が予定されている。この公共主導のプロジェクトの事業費については記述がないが、埋め立てをともなう大規模なものであることから、やはり数千億円単位のものである。部瀬名岬開発は4000億円、さらにそれに関わる名護市では独自に1300億円の事業費を見込んでいる。その他、沖縄市では2000億円、那覇市で2180億円の第三セクターによる開発投資が見込まれている。

佐藤誠氏の紹介する九州経済調査協会の89年の調べでは、沖縄県の複合施設型リゾートの投資額は、1兆4294億円にのぼり、これは九州の他の7県の合計額に匹敵するとされている（佐藤誠 [1990] 『リゾート列島』、岩波新書、p.99）。1989年度の沖縄県の県民総支出（実質）は2兆6294億円であるから、10年を計画期間とするものとはいえ、基盤整備等を含むリゾート開発投資は県経済に無視できない影響をあたえるはずのものであった。

(4) 開発手法（民活） 「構想」は、リゾート法、民活法の線にそって、基本的に民間活力を重視する開発手法をとっている。部瀬名岬リゾート開発にみられる第三セクター方式も公共主導で民間活力を利用する一つの方法である。

特定民間施設整備については、通常、民間主導の開発が期待されるが、沖縄県の場合、やや異なる側面がある。他府県の、特にリゾート後進地域での開発の場合、文字どおり企業誘致という形で、民間主導型の資本導入をはからなければならない所が多いが、沖縄県の場合、逆に、民間資本主導の開発を規制せざるをえない状況がある。すなわち、「構想」によれば、「本地域においては、民間主導によるリゾート開発プロジェクトの立地動向が極めて旺盛で、個々の計画がバラバラに進展すればそれぞれが類似したものとなり、リゾート地域として魅力に乏しいものとなる」ことは避けられず、そうした事態を回避するためには「官民一体となったリゾート地の整備・運営」が必要なのであり、とくに重点整備地区の整備については、官民で構成する「重点整備地区整備推進協議会（仮称）」を設置して、「各地区の特性をふまえて、その一体的整備に向けたコンセプトの設定や関連インフラの整備についての基本的な考え方に即して、その計画的な整備を推進」しなければならない、とされる。

(5) 価格とサービスの質についての目標 観光・リゾート産業で特に重要なのは、施設利用の価格とサービスの質である。

価格について、「構想」は、民間特定施設の運営にあたっては、「国際的水準の内容をもつグレードの高いリゾート施設の整備に加えて、大衆・家族向きで良質、低廉なコンドミニウム、ペンション、国民宿舎、国際旅行村、オートキャンプ場等多様な施設の整備を図」り、また「公共主導による開発計画においては、可能な限り良質・低廉な施設の優先的整備に努める」としている。

サービスの質に関しては、特に人的サービスの内容を重視し、「関連業界の従事者に対する研修システムの確立」、あるいは大学・専門学校その他で「観光・リゾート専門学科等の設置をはかり、業界のニーズに対応した多様な人材の育成に努める」としている。

4 「沖縄トロピカル・リゾート構想」の検討視角

さきにも指摘したように、全国的なりゾート開発の波は、戦後の経済成長の限界への認識のうえに発生してきたものである。しかしそれは、経済成長そのものへの深刻な見直しの上に立ったものではなく、「外需から内需への転換」という言葉が示すように、市場転換の波にのった面が強い。リゾートも、資本にとっては、成長の可能性の高い市場、すなわち「余暇市場・リゾート市場」として投資の対象とされるのである。

余暇やリゾートは、本来、そうした商品経済活動の対極に位置するものであり、これを利潤極大をめざす企業活動の対象にすることは、おかしなことである。つまり、リゾート産業は、リゾート消費者に効率よくお金を使わせて利益をあげることを目標として運営されるべきものではなく、「プラン」でも「構想」でも言われているように、「ゆとりある国民生活の実現を図る観点から、新しい生活スタイルを展開する旗手」とならなければならないのである。

沖縄県の場合、観光・リゾート開発には大きく二つの目標が課せられている。

一つは、リゾート開発・運営をとおしてゆとりある国民生活の実現に寄与

し、かつ国際的なリゾート地として「東南アジアをはじめとする諸外国との交流拠点」(第四次全国総合開発計画における沖縄地方整備の基本方向)となることである。

二つめは、自然環境や社会環境と調和のとれたリゾートの開発と運営をとおして、沖縄経済を財政依存から脱却せしめ、自立的に発展する豊かな経済へと転換することである。

「構想」がはたしてこの目標の達成のために有効なものとなりえているかどうか、あるいはすでに進展しつつある開発の現状がこの目標に沿ったものであるかどうかを検証することが課題となるが、本章では沖縄経済の自立化・活性化という点を中心に、「構想」およびそれ以降の沖縄の観光・リゾート開発の検証をおこなう。その際、とくに次の二点を問題とする。

(1) 主 体 「県経済自立化」という目標に照らしてみるととき考慮されなければならないのは、県民・地域住民がどのようなかたちでこのリゾートの運営に関わることができるかということである。たんに、雇用労働力の提供者、物産の供給者とどまることなく、県民が、経済活動の主体となり、かつ県外客との交流あるいは国際交流の主導者となりホスト役となるには、県民主導の、あるいは県民経営のリゾート施設の整備が必要であると考えられるが、上のような大規模リゾートホテル計画と県民主導型施設整備あるいは運営との関連について「構想」はどのような整合的プランを準備しているであろうか。

(2) 低廉・良質のリゾート供給 ゆとりある国民生活のためのリゾートづくりという観点からは、良質で低価格の宿泊施設の整備が目指されなければならないが、これは大規模な国際的リゾートホテルには望むべくもないと思われる。「構想」は、「大衆・家族向きで良質低廉な……多様な施設の整備を図る」としているが、沖縄リゾートの中心となる恩納海岸地区でのペンション・民宿など低価格宿泊施設の供給およびその質的向上について具体的にどのような方針をもっているか。

5 リゾート法の問題点

「沖縄トロピカル・リゾート構想」が、リゾート法を前提とするものである

以上、「構想」そのものの検討に先立って、リゾート法の問題点を見ておく必要がある。

リゾート法の目的は、「ゆとりのある国民生活のための利便の増進」と「地域の振興」を、「民間事業者の能力の活用」によるリゾート開発をつうじて達成することである（総合保養地域整備法、第1条）とされている。こうした施策の出てくる背景には、先にも指摘したように、日本が、世界経済の14%を占める「経済大国」であるにもかかわらず国民生活においては豊かさが実感できないということや、工業化・都市化の進展からとりのこされた地方・農村部の経済的困難、そして、これまでの輸出主導型経済成長が困難になった日本資本主義が、内需主導型経済への転換をせまられているという事情があった。リゾート法は、この三つの事情から要請される課題のすべてに⁽²⁾ 応えるかたちをとっている。そしてこの、すべてに答えようとするところに、リゾート法の矛盾がはらまれている。

(a) とくに問題となるのは、ゆとりある国民生活や地域振興を、民間事業者の能力の活用によって実現しようとする点である。もちろん、民間事業者の能力の活用一般に問題があるわけではない。リゾート法が想定する民間事業者の具体的条件が問題なのである。

「総合保養地域整備法第一条に規定する整備に関する基本方針」は、重点整備地区の設定に関する要件として、特定施設が計画的・一体的に整備されるものであることとしており、また、特定施設の設置および特定民間施設の運営に関しても、各特定施設が総合的・計画的に設置され、相互に有機的連携を有するものであることを要件としてかかっている。

こうした総合的・計画的開発を、民間事業者の能力を活用しておこなうということになれば、どうしても資本金のある大規模民間事業者が主体ということにならざるをえない。事実、各県の基本構想に沿ってリゾート事業を展開しようとしたのは、福島県で伊藤忠商事、東急電鉄、宮崎県で西部鉄道グループ、兵庫県で三井不動産、福岡県で三菱商事、熊本県で大和ハウス、鹿児島県で電通など、ほとんどの県で大企業が中心である。

さらに「基本方針」は、総合保養地域の指定を受けるためには、特定民間施設の整備が確実と見込まれる地域であることが必要であるとしており、か

つ、その整備の見込みがあるかどうかの判断については、民間事業者による具体的な整備計画の存在とその実現性を担保するものとしての民間事業者による立地可能性調査と施設整備に関する意思表示がおこなわれているかどうかによらなければならないとしている。とすると、各県のリゾート開発基本構想の策定自体、大企業の参加なしには不可能ということにならざるをえない。⁽³⁾

(b) この大企業中心の大規模リゾート開発は、まず、「ゆとりある国民生活のための利便の増進」というリゾート法の目的と矛盾する事態を引き起こさざるをえない。「基本方針」は、特定民間施設の運営に関して、「広く国民が、安心して適正な価格でホスピタリティに満ちた質の高いサービスの提供を受けることができるよう努めること」としているが、巨額の資本投下をおこなう民間事業者としては、運用利益を確保するために、地域イメージや施設の高級化・差別化をはかり、高価格化を追求しなければならない。

行政監察局の調査では、16県の重点整備地区内ですでに供用されている宿泊施設30施設の1泊2日の利用料金は、3万円以上の施設が1つ、2万円以上3万円未満が3つ、1万円以上2万円未満が16、そして1万円未満が10（うち8施設は素泊まり）で、全体に高い料金設定となっている。しかも、リゾート法の目的に関わるこの宿泊施設の利用料金の問題は、基本構想承認にあたっては、審査の対象とされていない。⁽⁴⁾ こうした高い利用料金は、当該地域に進出した大企業自身の必要とするところでもあるが、当該地域内に、既存の宿泊施設がかなりある場合には、競争を避け、同一市場での棲み分けをはかるために、既存の旅館等から出された要求にもとづいて協議し、高い価格を設定することもある。いずれにせよ、大規模な高級ホテルの建設は、多くの国民に対して従来以上に「適正な価格で……質の高いサービス」の提供をおこなうというものではない。

(c) さらに、大企業を中心とする大規模リゾート開発は、地域振興という点でも問題なしとしない。大規模開発が地域にあたえる影響は二面的である。一面では、大企業のキャンペーン活動などにより、高級な地域イメージがつくられ、当該地域へのリゾート需要が増大し、地元の中小宿泊施設や関連業種の売り上げも増加し、地域が活性化することが考えられる。しかし他面で

は、大資本の経営する高級リゾート施設は、宿泊・食事・ショッピング・遊び等をすべて内部化する傾向があり、客の支出の大半は地元には落ちないで地域外に流出し、地域活性化につながらないということも考えられる。この二側面のうちどちらが強く現われるかは、地域の経済活動とリゾートとの関わり方に依存する。この点は、次節で検討しよう。

リゾート法が、大規模リゾート開発を地域開発の起動力にしようとしていることは明らかであり、「基本方針」も、総合保養地域の性格・機能を、「地域の資源を活用した総合保養地域の整備に関連する産業、農林漁業、商工業等の育成・振興がはかられることにより、当該地域およびその周辺の地域の振興に大きく寄与する地域活性化の拠点であること」と規定している。しかし、総合保養地域が、大企業によって「一体として」整備される大規模リゾート施設群の受け皿にとどまるならば、「地域活性化の拠点」とはなりえないことがしばしば指摘⁽⁵⁾されている。リゾート法は、そうした懸念に 대응する具体的施策を準備しておらず、抽象的に地域活性化をうたうのみである。

こうして、リゾート法は、その形式において三つの目標を掲げているにもかかわらず、内容においては、民間大企業の活力を生かすことを主目的とし、国民の余暇活動や地域振興を副次的目的あるいは単なる手段とするものとなっている。

III 観光・リゾート開発と地域活性化

リゾート開発を、地域の活性化の起動力とすることの是非についての根本的検討はいまおくとし、リゾート開発が地域の活性化に結びつくための基礎的条件を考えてみよう。

1 観光・リゾート業と雇用——西ヨーロッパの経験の示すもの

西ヨーロッパ諸国の観光と経済開発の問題を概観する著作を編纂した A. M. ウィリアムスと G. ショーの紹介するところでは、1985年、EC委員会は、EC 10カ国において、観光が500万人の直接雇用を創り出し、間接雇用を合わせると1000万人から1500万人の雇用を創り出したと見積もっているし、

世界観光機関は、観光と観光関連雇用はヨーロッパ全体で全雇用の15.5%に相当すると推計しているという。⁽⁶⁾

国もしくは国を超えた広域経済をとってみれば、観光・リゾート開発が有効需要の増大とそれにもとづく雇用の増加をもたらすことは疑いえない。それをさらに細かく地域別に把握しようとする、多くの条件因子、とりわけ「観光産業自体の特徴と地方的、地域的、国家的な経済の特徴」が問題となり、一概に雇用プラスの影響があるとみることはできないとされる。しかし、おおまかには、「関連した専門サービスや製品を供給することができる」観光経済地域で、かつ「小さい土着の企業によって支配されているもの」のほうが、観光所得乗数は大きくなる、とされる。反対に、外部に本拠をもつ分社 (branch plant) に支配された大規模な観光プロジェクトで、それが「地方経済の能力を超過する場合には」、「外部のサービスや会社の本社で購入される生産物に多くを依存する傾向がある」ため、所得漏出の範囲が大きくなり、乗数は小さくなるため、雇用効果は小さくされるとされる。⁽⁷⁾

観光収入の増加が地域経済にあたえる効果についての、このような結論は、理論的にも導きだすことのできるものかもしれないが、実際に、第二次大戦後、労働時間短縮をおすすめ、大衆観光の新たな波をつくりだした西ヨーロッパ諸国の数十年の経験をふまえて指摘されていることで、その現実性が裏付けられている。

2 日本における大規模リゾート開発と地域経済

日本において、大規模リゾート開発がどのような経済効果をもたらしたかについては、大部分の大規模開発が、「バブル」崩壊以降凍結されている状況では、十分な実例をとりだすことができないし、また、対置される「小さい土着の企業による」地元関連型リゾートの雇用・経済効果についても、十分な実例をあげることはできない。前出の『リゾート開発を問う』では、大規模開発の例として、岩手県の安比リゾートと北海道のトマム・サホロ・リゾートをとりあげて、この点の検証を試みている。それにしたがって、安比とトマムの例を紹介しよう。

リクルートが資本額の48%を出資してつくった第三セクターの「安比総

合開発」を主体とする安比リゾートの場合、以前からあったゴルフ場にくわえて、スキー場、ホテル、乗馬クラブ、別荘・ペンション、牧場が整備され、大規模なリゾートがつくられた。スキー場が8年間で地元に残した金は、町村税、従業員給与、飲食代、原材料仕入代、設備投資代金、用地代など72億3000万円である。しかし、民宿や一部の出入り業者を除き、地元商店街の売り上げはここ数年落ちており、町人口も、80年の8714人から88年の7402人へと減少している。町内在住の高校生で、卒業後町内で就職した人はここ数年おらず、若い労働力の定着効果もみられない。スキー場、民宿・ペンション関係の地元雇用は全体の半分で、常雇いが、冬261人、夏場160人、冬はこのほかに臨時雇いが加わって584人になる。87年の安代町の観光業者の原材料購入費21億5800万円のうち、地元商店からの仕入は5億7500万円で26.6%、ここ3年間の工事発注額124億円のうち、地元受注はその7%に満たない。100万人のスキー客が訪れるということを考えると、同書の著者とともに、この大規模リゾートの地域活性化効果は小さいと考えざるをえない。

トマム・リゾートの場合は、地元、占冠村は、人口・就業人口ともに増え、税収も増えている。ただ、農業・林業などの第一次産業就業者が減少し、工業は微減、その反面で商業が従業者数・販売額ともに大幅増をみている。これを経済効果としてどう評価するかはむづかしい。業種ごとの効果が異なるからだ。著者は「地元産業が発展している状況とはみられず、むしろ停滞または衰退状況にある」としているが、量的には雇用効果はあったと言うべきだろう。しかし、この場合も、さきのウィリアムスとショーの整理にしたがえば、「地方経済の能力を超えた大規模開発」であり、雇用の質（常雇いか臨時雇いか、管理的労働か不熟練労働か）やインフラ整備負担の過大さ、地域経済との有機的関連の薄さという点で問題があることは疑いえない。リゾート開発の地域活性化もしくは地域振興効果を、雇用へのプラス効果だけでなく、多様な地域内産業の展開、すなわち地域内産業連関もしくは経済循環の拡大という評価基準をもくわえてとらえるならば、トマムのケースも満足のいく活性化効果をもたらしたとは言えないであろう。

3 小規模地元企業の役割の重要性

地元企業を主体とした小規模リゾート開発が、雇用を含めて、地域経済におよぼす効果がどれほどのものであるかについては、まだ量的に把握できるような具体例を示すことができないので、あくまでも理念的なものにとどまらざるをえないが、リゾート開発を地域活性化に結びつけるためには、ウィリアムスとショーの言うように、多様な小規模の地元企業の役割が不可欠であると考えられる⁽⁸⁾。その際、リゾート開発のすべてを小規模地元企業で遂行することもありうるし、外部大企業による開発と共存する場合もありうるであろう。これは地域の観光・リゾート資源の容量と需要の規模に依存する。そして、いずれの場合でも、計画段階から運営段階まで地元が主体であることが要件となる。

リゾート開発の経済効果（需要の増大、雇用の増大）は、まず開発過程でのインフラストラクチャ整備、リゾート施設整備にともなう建設需要の形で現われる。これを当該地域（地元）で吸収するには、地元はこの建設需要に対応できる供給力すなわち建設能力をもった企業がなければならない。建設の規模や内容やテンポが地元企業の対応能力を超えるものであるときにはこの需要は地元外の大企業によって受注されることになり、地元にはさしたるメリットをもたらさない。その点、個々の建設が比較的小規模な場合、まして地元特有の建築様式が採用されるようであれば、地元建設業によって建設がおこなわれる可能性が高くなる。また、最終的には大規模なリゾート施設の集積がおこなわれるとしても、それが小規模施設の集積によって、ある程度時間をかけて形成されていく場合にも地元建設業による対応は可能である。地元の対応能力をこえた大規模施設を一気に建設するという従来の日本型リゾート建設は、その出発点から地元の利益を無視するものである。

次に、施設の稼働が始まると、さまざまなサービス、物材への需要が恒常的に発生する。大規模施設の場合、たとえばホテルをとってみると、国際的・全国的に、ある水準の規格化され画一化されたサービスが要求される。したがって、従業員も専門的訓練を経ていることを要求されるし、食材にしても品質と規格のそろったものを大量に要求される。地域に、これに対応する供給体制がない場合には、それは地域外から供給されることになる。小規

模ホテルやペンションなどの場合、水準はともかくとして、かならずしも全国的に横並びの規格化・画一化されたサービスである必要はないので、たとえば従業員を地域外から採用する必要も薄いし、食材等についても、そのホテルなりに規格を揃えるにしても大量ではないので地元でこれを揃えることが可能である。また、小規模宿泊施設の場合、地域独特の食事メニューによって集客をはからねばならないことを考えると、地域の食材を活用する可能性も大規模ホテルの場合より高くなるであろう。

こうして、地域振興という観点からは、大企業による集中的大規模開発よりもむしろ小規模の、ある程度時間をかけた開発の方が効果をもつと思われる。しかし、最初に述べたように、ある地域の観光・リゾート開発は、当該地域に対する観光・リゾート需要の質および量、そしてそれに対する地域の対応力に応じて現実的なコースを選択しなければならないであろう。ここでは、需要がきわめて小さく、大企業の進出余地のないケースや、需要は大きいが地元・中小資本の対応が無理な場合（たとえば、前出のウィリアムスとシヨアの『観光と経済開発』では、「伝統的な定住限界を越えて建設された標高の高いスキー・ビレッジ」は、極端な場合、「ほとんど地元外の資本と労働力によって開発される」としている）を除外して、大企業と地元中小資本が共存・競合もしくはどちらかが独占しようような場合のみを取り上げることになろう。

地元中小資本の場合、それがかなり高度に組織化されているのでなければ、全国的・国際的な規模でのキャンペーンの展開による集客は不可能であり、したがって、当該地域リゾートへの需要の急速な伸びをつくりだすことはむづかしい。また、多様なリゾート需要を考慮するなら、ある程度の規模と全国的知名度をもった高利用料金のホテルが立地することも必要であろう。

そこで、地域振興の現実的手段としては、大資本による大規模開発と地元密着型の中小資本とが観光・リゾート需要を分かちあい、協力・共存するようなリゾート開発が望ましいということになる。大資本と中小資本、また中小資本相互は、同一業種の場合、一面で需要の獲得をめぐる競争をする関係にあるが、他面では、同一地域に立地する資本として地域全体のイメージ・アップと需要増大に共通の利害関係をもっている。異業種の場合は、相互依存関係にあるのであり、本来、協力関係にある。ただ、資本間に共通の

利害関係や本来的協力関係があるといっても、それは結果的・間接的なものであって、直接的なものではない。地域振興という、資本にとっては間接的な目的を実現するためには、資本活動を規制したり援助・促進したりしなければならないが、その主体となるのは地域住民と自治体でなければならない。

IV リゾート・ブームの終息とリゾート法による開発の問題点

1 「バブル経済」の崩壊とリゾート・ブームの終息

トロピカル・リゾート構想にもとづく施設整備が本格化する前に、全国的にリゾート・ブームをもたらしていた「バブル景気」が崩壊する。

1989年5月の公定歩合引き上げを契機に株価は一転して急激な低下に転じ、91年に入ると地価の低下も明白になる。

株式・土地などの資産価格の低下は、当初、実体経済には影響しないものとみなされていたが、実際にはこの資産価格「バブル」の崩壊をきっかけにして、経済活動全般が下降に転じ、91年年央から鉱工業生産は減少、第2四半期の成長率は2%に減速する。1992年2月にいたって、経済企画庁は「景気後退」を確認する。

この不況の過程で、投機的色彩の強かったリゾート・ブームは終息する。さまざまなリゾート開発計画が挫折し、もしくは計画の見直しを余儀なくされた。とくに、ゴルフ・クラブ会員権やリゾート・マンションのように、将来の値上りを前提にして供給と需要が膨らんできたものは、急激な需要の縮小と価格下落に直面して、開発計画の頓座するものが相次いだ。

92年夏の段階では、35道府県のリゾート開発基本構想が、国による承認を受けており、それに基づく重点整備地区は267地区にのぼった。需要後退が一層明確になったにもかかわらず、1993年5月までに、さらに承認は増え、合計40道府県、重点整備地区も308地区になっている。しかし、総務庁行政監察局がそのうちの16道県について調べたところでは、この16道県の124の重点整備地区内で計画されている特定民間施設の整備事業もしくは整備プロジェクト（複数の特定民間施設を一体として整備する事業）の50%が基本構想の作成時から事業主体が未確定である。1988年ないし89年に基本

構想の承認を受け、承認後3年弱ないし4年を経過した9県にしぼってみると、77の重点整備地区のうち47地区（全体の60％）で一部の工事が着手されているが、その他の地区ではまったく着手されていない。同じ9県での特定施設（民間もしくは地方公共団体を設置・運営主体とする）整備の進捗状況を見てみると、1992年7月現在、2046施設の計画のうち、218施設がすでに完成・供用中、113施設が整備中、残り1715施設（全体の83.8％）は工事未着手である。工事未着手の施設のなかには、「採算がとれないこと等から事業実施の目途が立っていないものがある」と指摘されている⁽⁹⁾。

こうして、リゾート法のねらいであった民活によるリゾート開発は、本格的展開を見せないままに縮小の過程をたどったのである。

リゾート法によるものとそれ以外のものを含めて、リゾート開発全般の鎮静化は、バブル崩壊とそれにつづく不況という経済的要因のほかに、リゾート開発に対する社会的批判、またそれを背景とする法的規制があったことも指摘しなければならない。大規模な開発が自然的・社会的環境を破壊的なまでに変えてしまうことにたいする批判が高まるなか、リゾート開発のなかでも特に批判の強かったリゾート・マンションとゴルフ場の開発について、92年の第123通常国会でそれらの規制のための法律が成立する。また、各地での反対運動がゴルフ場開発を阻止した例にみられるように、行き過ぎた開発ラッシュに対する社会的反発がリゾート・ブームに歯止めをかけたことは疑いえない⁽¹⁰⁾。先の行政監察局の調査でも、16道県で比較的整備が進捗している重点整備地区を1県当たり1地区抽出してみた場合、事業年度到来施設数471のうち、整備が遅延しているもの264、中止26となっているが、その理由のひとつとして環境保全上の計画見直しをあげているものが83施設もある。

沖縄県についても、92年以降、ブームとしてのリゾート開発は終息したものとみてよい。すでにそれまでに進展していた事業の完成によるリゾート施設のオープンが一部あるものの、かなりの数のプロジェクトは展開困難となっている。94年8月の県の調査では、沖縄トロピカル・リゾート構想にふくまれる全46件のプロジェクト中26件（56.5％）が計画および構想中の段階にとどまっている。

2 沖縄におけるリゾート開発の方向とその問題点

(1) 地方における大規模工業開発の失敗　リゾート法による特定保養地域の指定を受けて、リゾートによる地域活性化をはかろうとした全国各地の試みは、バブル崩壊によって多くの挫折例を生み出した。しかし、大企業による大規模リゾート開発というリゾート法の目指す開発方法は、上で見たように、仮にそれが順調に遂行されたとしても地域活性化に成功したかどうか疑わしい。各地の自治体が、これに飛びついた一つの理由は、過去の工業化による地域活性化が失敗したのち、自治体に明確な地域振興のビジョンがなかったことであろう。

1960年代、70年代の全国総合開発計画・新全国総合開発計画のもとでは素材型重化学工業を中心とした大規模工場誘致による地域開発がはかられたが、これは失敗に終わり、70年代末からの三全総は加工組立型工業を中心に工業の地方分散化をある程度促進したものの、反面、東京の本社機能が強化されたことによって、工場で生産される付加価値の本社への流出はかえって大きくなり、いわゆる東京一極化傾向を強める結果に終わった。地方の経済的地位は、地方都市圏において高まりをみせたが、農村部では過疎化が進み、1980年から85年にかけて、北海道、東北、中国、四国、九州・沖縄では全市町村の半分以上が人口の減少に見舞われる。

こうした東京一極化に対置されるものとして87年に閣議決定された四全総は、「多極分散型国土の形成」をうちだし、それを実現するプロジェクトの一つとして地方産業振興プロジェクトを掲げた。そのなかで、リゾート開発は、大規模高生産性農地の整備、産業・技術拠点の整備とならぶ地方産業振興の柱となる政策であった。地方自治体は、過去の地域振興策の失敗への十分な反省に立って地域独自の振興計画を策定するまもなく、リゾート法による大規模リゾート開発へと傾斜していった。そしてそこでは急激な大規模リゾート開発が引き起こす問題点は十分には検討されなかった。

大規模工業誘致は、誘致失敗に終わった自治体に巨額の負債と使われない工業用地を残して財政危機をもたらしたし、誘致に成功したところでも地場産業の振興には結びつかず、地域を活性化することはできなかった。現在、リゾート開発でも似たような現象が起これつつある。

沖縄の場合、1975年の沖縄海洋博覧会を機にリゾートホテル、施設の整備が自然発生的に進んでいくが、地域振興政策としては、その前に工業誘致による地域開発を目指した時期があった。1970年9月に琉球政府の出した「長期経済開発計画」は、1980年度を目標に、電子・機械工業、石油精製、石油化学、アルミ、造船、鉄鋼業などを誘致し、産業構成比で1970年度に18.7%の第二次産業を1980年度には36.6%に大幅増大させることを目指したのである。復帰後の日本政府の「沖縄振興開発計画」もこの琉球政府の長期計画を受け継いでいる。結果的には工業誘致はことごとく失敗に終わり、ただ一つ石油備蓄・精製業だけが進出した。しかも、県は当初これを誘致していながら、住民の反対運動におされて74年には誘致の方針を撤回する声明を出さざるをえなくなっている。石油備蓄・精製業が雇用効果という点でも地元産業との有機的連関という点でも地域振興のテコとなりえないことはまもなく明らかになった。こうして、大規模工業開発による地域活性化の試みは沖縄でも挫折したのである。

(2) 大規模リゾート開発 1982年に決定された「第二次沖縄振興開発計画」では、工業誘致の失敗と海洋博後の観光客の増大という事実をふまえて、地域振興のテコとして「国民的保養基地の建設及び国際交流拠点の形成」を前面にうちだしている。第二次産業の構成比については「新規企業の誘致ということが現実的にむずかしいという状況も考慮して」(83年3月、参議院における関沖縄開発庁総務局長答弁)、91年度までに22%から24%に、小幅な引き上げにとどめている。さらに、リゾート法制定の前年86年には、「沖縄のこれからの振興開発の……具体的かつ有望な方向の一つとして国際的なリゾート観光基地の形成」(3月、衆議院における小谷沖縄開発庁総務局長答弁)が、目指されるべき目標とされる。この「国際的リゾート観光基地」という位置づけが、これ以降の沖縄におけるリゾート開発の基本方向を規定し、大規模リゾート施設の量的集積が追求されることになる。そしてそこでは、リゾート開発の規模の大小や経営主体が地元資本か外部に本社をおく大企業かといったことが地域経済に異なった効果をもたらすという点はほとんど問題とされていない。

たとえば、沖縄リゾートの現状について、「リゾート施設内での余暇活動

が多く、地域の文化や地域社会との交流をもつ文化的なリゾート空間を形成するまでには至っていない」（『リゾート沖縄マスタープラン』p.12）と問題点を指摘しながら、その原因については、「短期滞在客が主体となっていること」をあげるのみで、大規模リゾートホテルが必然的に施設内消費を促すことに触れていない。今後、長期滞在客が主体になり地域社会との交流が持てるような文化的リゾート空間の形成を目指すのであれば、現在の大規模リゾートホテルを中心にしたリゾート空間形成の方向は修正される必要があるだろう。

また、『マスタープラン』は、リゾート開発の地域にとっての意義は「開発による地域経済・社会の活性化」であり、そのために「地域の産業との連携をいかに高めていくかが大きな課題となる」と課題を設定しているが、その解決策としては地元「供給体制の整備」（同上、p.15）をあげるのみで、需要側の問題には触れていない。たしかに、地元産の野菜や魚、肉、土産品等の供給体制の整備をおこなうことはいかなる場合にも必要であるが、その需要者であるホテル等が、食事についても「国際的水準のサービス」を目指す場合は、地元食材の利用は限られたものになることはいかんともしがたい。供給体制の整備と同時に、地元食材を使った郷土料理等を無理なく提供できる「ローカル」な宿泊施設を地元産品需要者として育成することも必要であろう。

沖縄のリゾート開発の現在の方向は、「国際的水準のリゾート地形成」という目標設定と、80年代の開発が本土大資本による大規模ホテル建設に主導されたものであったということもあって、大規模ホテル建設を中心としたものになっている。リゾート法の適用をうけた『沖縄トロピカル・リゾート構想』では、整備される宿泊施設の総室数は1万8800室であるが、そのうち1万4257室は47のホテルによって供給されることになっている。単純平均で1ホテルの規模は300室以上であり、大規模ホテルとみてよい。それに対して、ペンションはわずかに1カ所で54室である。ところで、1992年10月現在の宿泊施設の状況を見てみると、ホテル・旅館、民宿、団体経営施設・ユースホステル・国民宿舎で1万9864室の供給があり、そのうち収容人員300人以上の大ホテルが7597室を供給し、100人以上300人未満の中ホテルが4784室、100人未満の小ホテルが4033室、民宿が2741室、国民宿

舎等が709室を供給している。⁽¹¹⁾小ホテルと民宿の合計室数は6774室で、大ホテルの室数と拮抗している。小ホテルと民宿を地元資本とみるなら、現在のところ、地元小規模施設は外来大規模施設とシェアを分けあう可能性をもっている。ただし、客室稼働率が、大ホテルの場合、92年平均で62.6%、小ホテルは41.2%、民宿は不明だがおそらくもっと低いものと推測すれば、実際には大ホテルのシェアの方が大きいということになる。『構想』における宿泊施設整備の方針は、大ホテルのシェアを圧倒的に大きなものにする。観光客数300万人に対して約2万室が対応しているが、2000年までに観光客数が倍加しても、増加する室数の75.8%を大ホテルが占め、コンドミニアムの2303室を加えて計算すると、増加室数の88.8%を占めることになるので、小規模ホテルや民宿の比重は著しく小さなものになる。

もしこうした変化が現実のものとなるとすれば、先にみたように、それは雇用の面でも地域の他の産業への波及効果という点でも、有利な選択とはいえない。むしろ、小ホテルやペンション・民宿の全体に占める比率を維持できるようなかたちで、大規模ホテルの増加と地元小規模宿泊施設の増加をバランスさせることが望ましい。その上で、中規模以下の宿泊施設の設備面やサービス面の充実、またその集客体制のシステム化などの面で自治体を核にした組織化、援助体制がとられるべきである。

V 90年代後半の観光需要の動向と宿泊施設整備

1 観光需要の動向

1994年に約317万9000人と、前年の318万7000人を下回った沖縄への入域観光客数は、その後、順調に回復し、95年は327万9000人、96年は345万9000人、97年は386万7000人と伸びている。さらに、98年は400万人を突破し、最低でも県の目標とする410万人、多ければ420万人を越す見通しである。

観光客数の増加をもたらした要因として県が指摘しているのは、ひとつは相次ぐ航空路線の拡充である。⁽¹²⁾94年のJAL福島便、JTA大阪―石垣便について、95年にはJAS大阪便、ANA新潟便が開設され、97年にはANK

福岡—石垣線、JAS 出雲—那覇線が開設された。また、97年にはアジアナ航空のソウル—那覇線の増便も実施されている。

しかし、需要増加をもたらした要因としてより直接的で大きいのは、沖縄振興策の一環として実施された空港使用料引き下げにもとづく97年7月の航空運賃の値下げであろう。これを機に大手旅行会社は、いっせいに格安のパック旅行商品を売り出し、低価格志向の需要動向とあいまって97年、98年の飛躍的な入域観光客増大につながった。

沖縄への旅行者が増大している理由としては、さらに、海外旅行との関連を考慮しなければならない。沖縄は従来から指摘されているように、本土からの旅行者にとって、国内旅行と海外旅行の二側面を合わせもっている。すなわち、国内でありながら、観光・レジャーの対象となる自然条件に関してはグアム・サイパン・ハワイといった島嶼・海洋型の海外旅行との競争・競合が問題にされてきたし、また、観光資源としての歴史や文化に関しても、本土からの旅行者は、一般的な日本の歴史や文化といったものと違う独自の面を沖縄に求めている。したがって、旅行需要という点からは、沖縄を国内旅行の動向に連動するものとみることが適当でない。むしろ、海外旅行需要の動向に連動するものとみたほうが、当面の沖縄への旅行需要の動向をみるには適切と思われる。

したがって、95年以降の沖縄への入域観光客増加は、全般的な海外旅行の増大基調にくわえて、さらに、ツアー料金の低下、円安への転換による沖縄旅行の価格競争力の強化という条件がもたらしたものと考えらるべきであろう。沖縄の場合、国内ということ、従来、航空運賃や宿泊費の水準が海外に比べて割高であった。今回の、航空運賃引き下げにともなうパック・ツアー料金の低廉化は、グアムやサイパンとの比較のうえでも、さらに、国内・海外を問わず定着してきた一般的な低価格志向との対応という点でも、沖縄を選択する大きなインパクトを沖縄旅行需要にもたらしたと思われる。

2 宿泊施設整備の動向

96年10月(一部97年開業のホテルを含む)⁽¹⁴⁾の調査では、宿泊施設総数は661軒(92年は668軒、以下括弧内の数字は92年)、うち300人以上を収容す

る大ホテルは42軒(33)、100人以上300人未満の中ホテルは73軒(69)、100人未満の小ホテルが165軒(212)、民宿は343軒(318)、国民宿舎等が38軒(36)である。

収容人員でみると、大ホテルが2万6187人(1万9307)、中ホテルが1万1764人(1万1508)、小ホテルが7679人(9631)、民宿が8599人(8482)、国民宿舎等が3410人(3271)である。

こうしてみると、宿泊施設については大規模ホテルの伸びが大きく、中ホテルが横ばい、小ホテルははっきりとした減少をみせている。民宿は、横ばいである。

大ホテルの増加は、リゾート・ブームの時期に計画されたもののうち、バブル崩壊による挫折をみることなく完成に至ったものを中心であろう。『トロピカル・リゾート構想』では、1990年から2000年までに、47のホテル建設、1万4257の客室供給増が計画されていたが、96年の客室数は大規模ホテルで1万380室、92年の7597室から2783室の増加である。中・小ホテルの客室数が減少しているのを差し引くと、ホテル全体では2719室の増加である。目標の20%弱の達成率である。収容人員数でみた大ホテルのシェアは、民宿等もふくめた全宿泊施設のなかで8%程度増大している。

民宿が営業軒数・収容人員で減少せずに微増したのは、価格競争の中で小ホテルが脱落しその分が民宿の増加につながったとみることで説明できるだ

図2 規模別宿泊施設数(1992年)

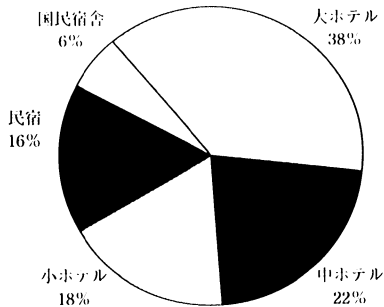
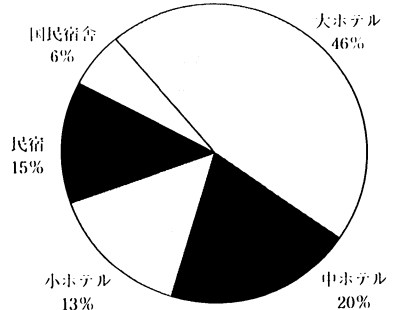


図3 規模別宿泊施設数(1996年)



出所：沖縄県『観光要覧』平成4年版、平成8年版より作成。

ろう。

3 宿泊施設稼働率と売り上げ

1997年の沖縄のホテル・旅館の年平均稼働率は60%で、前年比7.6%の増加である。稼働率60%台は92年以来、5年ぶりである。規模別では、大規模施設(300人以上)が62.2%、中規模施設(100~300)が53.9%、小規模施設(100未満)が45.8%である。民宿等は調査されていない。

ところが売り上げは、客数の増加の割には伸びていない。入域観光客数が81年を基準にして97年は1.9倍になっているのに対して、那覇市観光ホテル旅館事業協同組合のおこなっている市内の中小ホテル5軒のサンプル調査では、これらのホテルの売り上げは1856万円が2468万円と1.3倍になっているにすぎない。大型ホテルの場合も、格安ツアーの増加で客室単価は低下している。

表1 観光収入と観光客数および観光客1人当たり消費総額

年次	観光収入	1人当消費額	観光客数
1990年	327,473万円	110,700円	2,958,200人
1991年	335,815	111,400	3,014,500
1992年	344,187	109,200	3,151,900
1993年	343,537	107,800	3,186,800
1994年	341,732	107,500	3,178,900
1995年	354,449	108,100	3,278,900
1996年	374,318	108,200	3,459,500
1997年	417,271	107,900	3,867,200

表2 観光客1人当たり消費額の内訳

年次	宿泊費	土産品	交通費	飲食費	娯楽費	その他
1990年	28,400	21,000	24,700	16,500	13,100	7,000
1991年	28,600	20,900	24,500	16,800	13,500	7,100
1992年	28,200	19,100	24,300	16,600	13,900	7,100
1993年	26,800	18,600	24,800	15,700	14,500	7,400
1994年	27,300	19,200	20,700	17,500	15,000	7,800
1995年	27,000	19,100	21,600	17,700	15,400	7,300
1996年	27,100	18,900	21,500	17,900	15,700	7,100
1997年	26,800	21,700	18,800	17,800	15,500	7,300

出所：県観光振興課「観光要覧 平成8年」、97年は県観光リゾート局の観光統計(『沖縄タイムス』98年8月19日)。

4 観光収入の伸びと観光客1人当たり消費額の低下

入域観光客数の増大により、全体としての観光収入は増大しているが、宿泊費を含めて、観光客1人当たりの県内消費額は低下傾向にある。1997年の観光収入は、4000億円を突破し、前年度比で11%も伸びているが、1人当たり消費額は96年を下回っている。1人当たり消費額はバブル期の87年にピークに達した後、低下傾向をたどり、91年の11万円台を最後に10万円台に落ちたままである。

VI 低価格志向をどうみるか（沖縄観光需要の動向分析）

旅行需要にみられる低価格志向は、当面の景気のよし悪しといった問題だけにかかわる傾向ではなく、長期的な趨勢とみなければならないだろう。「衣・食・住・旅行（レジャー）」という言葉にみられるように、旅行やその他のレジャー活動が日常的なものとなり、またある程度必需品化すれば、一般の消費財と同様、品質と価格による選択が当然となる。旅行が非日常的なものであった限りで、価格を度外視した選択も可能となっていたのである。96年の総理府の『国民生活に関する世論調査』では、「今後、特にどのような生活に力を入れたいと思うか」という質問項目にたいする回答で、もっとも多かったのが「レジャー・余暇生活」で36.6%、次の「住生活」25%をはるかに上回っている。国民の生活の中で日常化しつつあるにもかかわらずその充足度が低く、逆にいえば潜在的需要の大きいのが「レジャー・余暇生活」にほかならない。

旅行需要の長期的な低価格志向を予想させるいくつかの事実を見ておこう。

1 滞在期間の長期化

第一に、すでに旅行先進国である欧米の事情であるが、長期休暇制度が定着していることもあって、そこではすでに1日当たりにすれば日本よりはるかに低い費用での旅行が可能になっている。旅行市場の成熟した姿としての欧米の現状は、日本の将来の旅行需要のあり方を示すものと予想せざるをえ

ない。

沖縄についてみると、いぜんとして2泊3日ないし3泊4日という滞在日数が主流であるが、それは大手旅行会社の企画するパック・ツアーのあり方に規定されているという面が強い。しかし、それにもかかわらず、滞在期間の長期化の兆しは見てとれる。1993（平成5）年度のアンケート調査では、滞在日数2泊が全体の37.9%，3泊が37.7%，4泊が13.2%，5泊が4.2%，6泊は1.7%である。それが1996（平成8）年度の調査では、2泊は27.1%に激減し、3泊は39.4%とほぼ変わらず、4泊が19.5%に増え、5泊も5.6%と増大し、6泊も3.7%に増えている。つまり、2泊の減少、4、5、6泊の増大という長期化現象がみられる。

2 家族旅行の増大

第二に、欧米ではすでにそうなっているように、日本でも家族旅行が旅行の中心になってきている。97年の総理府の調査『観光レクリエーションの実態』によると、宿泊観光旅行の同行者種類でもっとも多いのは家族型で、「夫婦のみ」が12.9%、「その他家族」（すなわち子供をふくむ家族）が24.5%、「家族と友人・知人」が14.3%、合わせて51.7%である。「友人・知人」は23.2%である。

旅行の中でも時期的に家族色が強くなる年末年始の旅行動向についてみると、家族型の割合はもっと高くなる。JTB日本交通公社の「年末年始期間（1996.12.23～1997.1.3）の旅行動向」調査によると、「夫婦連れ」が20.9%、「子供連れ」31.0%、「それ以外」（の家族）10.0%、「家族と友人・知人」が4.7%、で、合計66.7%が家族がらみとなる。「友人・知人」と同行するのは15.9%である。

沖縄への旅行者についてみても同様な傾向が析出できる。『観光要覧』（沖縄県）の1993年版では、「夫婦」10%、「家族」8.2%、で合計18.2%、「友人・知人」が18.9%で、友人・知人型がやや多かったのに対し、3年経った1996年版では、「夫婦」が11.9%、「家族」が13%、合計24.9%となり、「友人・知人」の23.3%を上回っている。

3 リピーターの増大

第三に、リピーターとよばれる2度以上沖縄を訪れる人の割合が高くなっていることがあげられる。

上記『観光要覧』93年版(調査は91年時点)によると、沖縄をはじめて訪れた人が全体の58.9%で、2回以上のリピーターは41.1%である。そのうち4回目以上のリピーターとなると全体の16.4%である。それが96年版(94年調査)になると、初めての方は54.4%になり、4回目以上のリピーターが17.5%となる。さらに、96年に那覇市観光課がおこなった調査では、初めての方が42%、リピーターが58%と逆転し、4回目以上のリピーターの割合も27.6%と大幅に増えている。

4 対応すべき方向

以上で見たような旅行の長期化、家族旅行の増大、リピーターの増加は、渡久地明氏も指摘するように、1人当たり消費金額の減少をもたらさざるをえない。⁽¹⁶⁾そして、こうした動向が一時的なものでなく長期趨勢的な傾向だとすれば、「低価格で高品質」を中心に、価格と品質の多様な組み合わせを求める需要者の志向を踏まえて現状の問題点と対策を考える必要があるだろう。

宿泊施設整備の現状に即していえば、需要の低価格志向は民宿の意外な「健闘」に反映されているといえよう。民宿が維持される背景には、低価格の宿泊施設に対するニーズがあり、しかもそれが趨勢的に増大しつつあるということを考慮しなければならない。また、大ホテルでも旅行者の低価格志向を無視することはできず安いパック・ツアー客を受け入れており、その宿泊費は5000円程度にまで落ちている。この価格では「高コスト高品質」というわけにはいかず、長期的にはどうしてもコスト削減のため従業員の人員削減と品質の低下がさけられなくなる可能性がある。沖縄観光速報社のアンケート調査では、那覇市内のホテルの中には3000円で宿泊客を受け入れたというケースもあることが報告されている。ただ、現在のところ、ホテルは客単価の減少を客数の増加でカバーしているとみられ、那覇市内や恩納村を含む沖縄西海岸では大規模ホテル建設の動きも生じているという。⁽¹⁷⁾

渡久地明氏も指摘されているように、現在の需要動向を踏まえるなら、宿

泊施設整備の方向は、単純に豪華・高品質な大規模ホテルを増やすことではなく、民宿・コンドミニウム・ペンションといった低廉な宿泊施設を整備し、「多様化を進めて旅行客の選択肢を増やすという方向」が必要であり、それによって家族中心、リピーター増大、そして長期的滞在型に対応できる体制をつくっていくことが、時代の流れに、あるいはニーズに対応した方向だと思われる。

それはまた、先に、本章Ⅲ節で示したところの、地域活性化の手段としての地元小規模資本による開発という手法とも合致する選択である。Ⅲ節では、開発・経営主体の問題や地域産業への波及効果といった供給サイドの問題と、文化交流の担い手としての観光リゾート産業のあり方、というやや理念的な面から低廉な地元主体の宿泊施設の整備を提唱したが、沖縄への旅行需要の動向分析の結果によっても、それが現実性をもつことが示された。

VII 経済振興策としての観光・リゾート産業の位置づけ

需要動向を踏まえてみても、沖縄の観光・リゾート産業の進むべき道は、宿泊施設整備に限っていえば、家族旅行や長期滞在客のニーズに応える低廉な料金の施設の拡大にあると思われる。⁽¹⁸⁾では現在、県の観光リゾート産業に関する政策はどのような方向を目指し、また地域振興策全体の中でどのような位置をあたえられているのだろうか。

1 沖縄県「国際都市形成に向けた新たな産業振興策」

『トロピカル・リゾート構想』策定時（1991年）には、沖縄の経済振興策の中心は観光・リゾート産業の拡大におかれていたとあってよい。しかし、1997年11月に策定された、県の『国際都市形成に向けた新たな産業振興策』（以下『国際都市形成構想』と略）では柱となる事業が三つ打ち出されており、観光・リゾート業は第三番目に位置づけられている。

(1) 『国際都市形成構想』の「1 基本方向」 第一の柱は、「自由貿易地域の新たな展開」である。現在、那覇港湾域に存在する「自由貿易地域」は関税法上の指定保税地域であるが、今回の案の自由貿易地域はその制度の内容

を拡充・強化し、地域的にも拡大しようというものである。当面、中城湾港新港湾地区、豊見城地先地区などに拡大し、できれば2005年を目途に全県を自由貿易地域に指定することを目標としている。自由貿易地域内では、関税の免除、消費税の免除、輸入割当枠の非適用、域内で外国貨物を用いて加工・製造された製品を国内に搬入する場合の関税免除、輸出入手続きの迅速化・簡素化がはかられる。

こうした種々の特典をもつ自由貿易地域制度の利用によって「国内外の企業を誘引」し、「新規産業の創出や雇用の拡大」さらには既存産業の振興と県民生活の向上をはかろうというのである。自由貿易地域内への企業の立地を促進するためには、投資税額控除制度を設け、投資額の50%を限度に10年以内に法人税額からこれを控除するものとしている。また、この投資税額控除を受ける業種については、法人税率そのものも現行の37.5%を30%に引き下げることになっている。

さらに、運輸関連の規制緩和の推進、入国手続きの簡素・合理化、そして多面的なネットワーク形成のために港湾・空港・アクセス道路・光ファイバー網など基盤インフラの整備がおこなわれる。

自由貿易地域に誘致される業種として想定されているのは、「交易型産業」であり、食料品、飲料、医薬、バイオ、電気機械器具製造、物流関連業などである。

第二の柱となっているのは、情報通信関連産業の集積促進である。これは、沖縄政策協議会（総理大臣と北海道開発庁長官を除く全閣僚と沖縄県知事で構成され、沖縄の経済振興策を協議）で出てきた「マルチメディアアイランド構想」をうけて盛り込まれたもので、「沖縄を21世紀の新産業創出および高度情報通信社会の先行的モデル地域として位置づけ、さまざまな情報通信施設を集中的に実施」しようというものである。

第三が「国際観光・保養基地の形成」である。ここでは、これまでの「観光関連産業の順調な発展」とその「基幹産業としての役割」を認めた上でさらにその「比較優位」を助長し、国際的観光・保養基地としていくための施策として、つぎの3点が提唱される。

①新たな需要に対応した施設・設備の充実と観光資源の創出（新たな需

要として、自然とのふれあい、健康の維持増進、国際交流拠点形成にともなうコンベンション需要、「情報関連ソフト産業など『職・住・遊』近接型の産業」の進出があげられる)。

- ②航空運賃引き下げのための競争促進策、国際線の拡充、入国手続きの簡素化。
- ③観光客の多様化やヘルス・ケア・ビジネスなどに対応できる人材の育成・確保。

そのほかに、第一の柱である自由貿易地域制度の個所でも、観光に関連しては次のような政策が提案されている。すなわち、「自由貿易地域制度のメリットを活用し、国内外の観光客を対象に観光拠点に免税店を設置し、観光関連産業の振興を図る⁽¹⁹⁾」というものである。また、第二の柱である情報通信関連産業の集積促進と関連しては、「観光情報等の先進的アプリケーションの構築・集積」があげられている。

(2)「II 具体的施策」 以上のような産業振興策を展開するためにさまざまな具体的施策が提案されているが、その6番目に主要な施設の整備があげられている。ここでは観光施設についてのみ見てみよう。

「国内外の観光リゾート地との比較優位を確立していくためには、本県の観光地や観光施設等をネットワーク化し、面的広がりを持った観光・リゾート地の形成を総合的・計画的に推進していく必要がある。また、長期滞在や高級リゾート志向など多様な需要に対応した宿泊施設やレクリエーション施設等魅力ある観光資源の創出が大きな課題」とされている。当面の具体的施策としては、「ショッピングモールの設置など新たな観光施設の整備を促進する」ことが提案されている。

また、観光産業関連の人材の確保・育成問題では、「国立観光総合大学の設置」が提唱されている。

(3)「III 期待される効果等」 以上のような施策を実施することにより、①国際的な観光・リゾート地としてのイメージアップ、②観光入域者数の増大(500万人の目標達成)、③滞在日数の増加、④国境を超えた広域観光ルートの形成、といった効果が期待される。

以上のように、『国際都市形成構想』において、観光関連産業は、基幹産

業と位置づけられてはいるものの、政策の力点は自由貿易地域制度と情報通信産業の集積にあるように見うけられる。少なくとも観光産業を主軸・「基幹」にして、他の二つを構想したのでないことは明らかである。宿泊施設整備の方針についても、国際的に通用する高級リゾートホテルの整備というトロピカル・リゾート構想以来の方向と、長期滞在型への対応という方向が整理されず並存している。

また、観光以外の他の二本柱は、沖縄のなかで現実に成長しつつある発展の芽としてとりあげられたのではなく、これから播かれる種ともいえるべきものであり、その成否は未知数である。そのためこの二つの政策、とくに自由貿易地域制度については県民の間、また従来から沖縄の経済活性化について発言をしてきた県内の諸論者・マスコミの間で活発な議論が展開された。⁽²⁰⁾

2 NIRA『中間報告』における観光産業の位置づけ

政府の委嘱を受けて沖縄振興中期展望の検討調査をおこなったNIRA（総合研究開発機構）の研究会（委員長、香西泰氏）の中間報告（『沖縄県振興中長期展望についての検討調査・中間報告』1997年11月、以下の文中では『中間報告』と略）は、「沖縄県がとりまとめた経済振興策は……自由貿易地域の拡充等を通じて経済自立を目指そうとするもので、政府も国民もこの努力にできる限りの支援を惜しんではならない」としたうえで、「一部で強く期待されている交易型産業の新規立地については、できる限り可能性を追求すべきである。しかし日本産業全体がおかれた状況等を考慮すると、自由貿易地域拡充やその他の政策支援措置を加えても、交易型産業の発展の道にはなお厳しい面がある」との認識を示している。また、情報通信産業については、「大規模通信インフラ、大規模ソフトウェア産業などでは、すでに市場基盤が確立しつつあり、画期的技術革新を伴って参入しない限り、大きな地場産業の創設に繋がらない可能性もある」と厳しい認識を示し、ただ「情報通信産業本体は応用技術の開発や顧客サービスの工夫など世界中がスタート時点にある状況であり機会は新規参入者にも平等に開かれている」と、この分野で沖縄は一新規参入者にすぎないことを指摘している。

その上で、『中間報告』は、県の新しい産業振興策において観光産業の位

置づけが後退していたのに対し、明快に観光産業の重要性をうちだし、「観光・保養産業の重要性は県案にも盛られているが、研究会としては、これを沖縄のトータルアメニティを高め、文化交流を促す中から経済自立を図るきっかけとして捉え、さらに重視していきたい」とする。

報告は、観光産業を「文化交流型産業」と名づけて、これをつぎのように評価する。「沖縄の観光産業はすでに一定の競争力・自立力を保有しており、地域の基幹的産業としての地位を築いている。観光産業を深化・拡充し、これを経済全体の発展のリーダーのひとつとするには、まず複数回（定期）来訪型、長期滞在型、生活型の観光・保養産業に育成することが必要である。それには、観光や保養が単なる物見遊山旅行や休養だけではなく、新たな自然に触れ、異なった文化と交流することによって、来訪者と住民の双方で人間性の再生・回復＝癒しを体験する機会の提供の場となるものでなければならない」。

その方途として、「第一は、交流のトータル化を図ることである。ホテル建設など一点集中の開発事業にとどめることなく、広がりをもって都市、街、村、島がその生活文化の全体と人間と共生する自然の豊かさをもって来訪者を包み込み、なごませることが重要である。ホテルの部屋が豪華であることだけでなく、ダイビングや亜熱帯農業など多様な体験が可能で食事がおいしく街路が清潔で交通が便利で、人々との接触が自由で、そしてコストがリーズナブルであることが大切である」。

第二は、さまざまな施設、活動、イベントが連携を持ち、域内の波及効果を高めるよう、「関連産業・活動のシステム化」をはかることの必要性が指摘される。

第三は、沖縄文化の高レベル化とそれへのアクセス（情報・交通）の高レベル化、医療や治安の高レベル化が提唱されている。

こうして、総合開発機構の沖縄振興中長期展望は、自由貿易地域制度や情報通信産業の集積への施策を発展のひとつのきっかけとして評価しつつも、すでに発展の過程にあり、固有の資源と人材とノウハウを蓄積している観光業をより拡充・深化することに重きをおいているといえよう。

しかも、かつての『トロピカル・リゾート構想』や今回の『国際都市形成構想』が、「国際的な観光・保養基地」の形成や「高級リゾート志向」への対応といった発想から抜け出せなかったのと異なり、『中間報告』は、観光産業発展の今後の方向としてリピーター、長期滞在者、生活型といった、いわば「リーズナブル」なコストの、つまり低価格志向の旅行者への対応を中心にすえた拡充・深化を主張している。この点は先にみた、沖縄への旅行需要の動向とも合致するものといわねばならない。『中間報告』は、宿泊施設整備のあり方の各論にまで踏み込んではいないが、「ホテルの部屋が豪華であるだけでなく」という一句のなかに、国際級の大規模高級ホテル建設を中心とする方向への懸念が見てとれる。もちろん、『国際都市形成構想』では、高級志向だけを問題にしているのではなく、むしろ『トロピカル・リゾート構想』に比べれば、「長期滞在」や「多様な需要」をより強く意識したものとなっているが、需要の中長期的動向を十分評価したものではない。

VIII 中長期的な観光産業の展開の姿について（恩納村の事例）

沖縄の観光リゾート産業は、供給サイドについていえば、宿泊施設の供給動向に示されるように、大規模・高級型のリゾート、レジャーを中心に展開してきており、行政側も「長期滞在客」や「多様化」を指摘し低廉な宿泊施設の必要性を認識しながらも、低廉な宿泊施設の整備に関する方策を持っていない。大規模施設の整備については、民間大資本の事業計画を追認するだけでよいが（ただし97年にオープンしたザ・ブセナテラス・ビーチリゾートは、県が第三セクター方式で建設したもので、現在、沖縄で最も高い宿泊料金を設定している）、小規模・低料金施設の整備については県や市町村の主導性が必要である。その一例を恩納村⁽²¹⁾について見てみよう。

恩納村は、沖縄本島の海浜・海洋レジャーの中心地であり、那覇とならんで大規模ホテルの多い地域である。沖縄を訪れる観光客の半数、160万人が恩納村で宿泊する。しかし、ホテル間に連携はなく、また村あるいは村民とホテル宿泊客との間にも接点はなかった。宿泊客の消費はすべてホテル内でおこなわれ、行動もホテル内に限定されていた。恩納村役場では、こうした

状況を打開すべく「村民参加型リゾート」を企画した。⁽²²⁾

一つは村の物産をホテルで販売するという事業で、もずく、しゃこ貝、養殖海葡萄を手がけ、供給が需要に追いつかないほどの成功を収めている。ただ、ホテルからの需要の多い葉野菜、ピーマン等については、少量多品種需要への対応という点で難しさがある。

もう一つは、宿泊客をホテルから村内に誘導する事業である。恩納村のホテルには年間6000人の修学旅行生が滞在するが、彼らを村民の家と一緒に夕食をとるところまで預かり、村民の日常の生活を経験するというもので、経済的効果よりも相互理解・体験学習を主目的にしたものである。この交流事業を基礎に、村営のあるいは村民経営の民宿等を設立する計画は今のところないものの、既存の民宿（そのほとんどの経営主体は県民ではあるが、村民との接点をこれまでもっていなかった）47軒のうち17軒を組合に組織し、交流体験学習事業とリンクする計画が立てられている。

さらに、この事業を通じて、村の景観の改善が話題となり、花を植えるなど、快適な環境づくりと村のトータル・アメニティの向上もはかられることになった。

こうした恩納村の取り組みは、住民主体の観光リゾート産業を考える重要な芽を提示している。第一に生産活動との関連では、村が主導して、地元資源（恩納村の場合は水産業の特産物として海葡萄のような海草やしゃこ貝、もずく）を活用し、観光業の経済的波及効果を村内に引き入れていることに注目すべきである。第二に、やはり村の主導のもと、組合結成というかたちで民宿のアメニティの向上、村民との協力関係の構築がはかられていることが大切である。第三、村のトータル・アメニティの向上は、民宿等の事業にとって必要なインフラであるが、これも村の全体的計画にもとづく事業でなければ個別には実行できないものである。

低廉な宿泊施設を整備していこうとする場合、それは、地元主体のものでなければならず、また、相互にネットワーク化されるとともに村民の生産活動や生活、文化に支えられたものでなければならない。恩納村の取り組みは、そうした方向の現実的な芽を示すものであり、県全体としてこれをモデル化し支援する必要があるのではないだろうか。

大規模ホテルがすなわち高級というのは、日本の現状では否定できないし、民宿・ペンション等がアメニティの低さを料金の安さやアットホームさでカバーしていることも事実であろう。しかし、それは改善の余地があるし、旅行者自身、物理的高級志向を脱しつつある。観光先進国のヨーロッパでは、小規模なホテルのほうが多いのである。スイスは、6100軒のホテル（ベッド数26万4000）のうち100室以上の四つ星ホテルと五つ星の超高級ホテルはごく少数にすぎない。10室以下と20室までのホテルが全体の過半を占めている。そして、その他に、安直なペンジョーネやゲストハウスがあり、さらに長期滞在用の山小屋風貸シャレーや貸シアパートが36万ベッドもあり、ユースホステルが73カ所7300人分用意されている⁽²³⁾。

沖縄が、観光リゾート産業を地域の活性化ひいては自立化と結びつけて振興しようとするのであれば、なによりも自治体として取り組むべきは、入域観光客の量的拡大もさることながら、その受け皿となる諸施設のうち特に重要な、低廉な宿泊施設の整備を県民主導で展開し、そのサービス、アメニティの水準を高度化させることでなければならない。そして、それら宿泊施設をネットワーク化し、入域観光客をこれらの施設に誘導する機構をつくりあげることが必要であろう。こうした受け皿の整備なしの量的拡大は、住民のための地域経済活性化にはつながりにくい。経営主体となる人材の育成やノウハウ（経営技術）については観光産業は、他産業の場合より蓄積があり、これを活用する政策こそが必要と思われる。

注

- (1) 真栄城守定 [1986] 『沖縄経済——格差から個性へ』ひるぎ社、p. 92。
- (2) 1987年10月に出された国土庁、農林水産庁、通産省、運輸省、建設省、自治省告示第一号「総合保養地域整備法第一条に規定する整備に関する基本方針」、以下、文中では「基本方針」と略。
- (3) 大野隆男、佐々木勝吉、中山研一 [1991] 『リゾート開発を問う』新日本出版、p. 149もこの点を指摘している。
- (4) 総務庁行政監察局 [1994] 『リゾート構想の着実な実現にむけて』大蔵省印刷局、p. 43。
- (5) たとえば、鶴飼照喜 [1992] 『沖縄巨大開発の論理と批判』社会評論社、p. 20。渡久地明 [1990] 『沖縄のリゾート業界入門』沖縄観光速報社、pp. 113-115。馬頭忠治

- [1993]「リゾート・ビジネスと地域」(鹿児島経済大学地域総合研究所編「変わりゆく地域と産業」文真堂, 所収)など。
- (6) Williams, Allan M. and Gareth Shaw ed. [1988], *Tourism and economic development—Western European experiences*, London (廣岡治哉監訳「観光と経済開発——西ヨーロッパの経験」成山堂書店, 1992年, p. 41)。
- (7) 同上, p. 37。
- (8) 従来も、大規模リゾート開発の問題点として、くりかえし、地域連関の希薄さが指摘され、地域振興につながらないことが指摘されてきた。しかし、それに代替すべき方策については十分な検討がなされてこなかった。その点、鹿児島・相原・細野編 [1993]『復権する地域経済社会』中央経済社, 所収の梅田・伊藤・岩間「リゾート開発の課題」は宿泊施設整備のあり方までふみこんではいないものの、巨大施設中心の豪華型リゾートの問題点を指摘し、利用料金の低廉化、地域特性を発揮した地元主体の日常型リゾートを提唱しており、本稿と共通の問題意識をもつものである。さらに、沖縄国際大学公開講座委員会編 [1998]『沖縄経済の課題と展望』那覇出版社, 所収の呉錫華「内発的発展による沖縄の経済発展と自立化」も同様の視角によるものである。なお、本稿は、拙稿 [1993年2月, 1995年2月, 1999年2月]『法政大学教養部紀要』所収、「沖縄におけるリゾート開発(その1)」、「同(その2)」、「同(その3)」を加筆再構成したものである。
- (9) 前掲, 総務庁行政監察局 [1994] p. 43。
- (10) 『日本経済新聞』1991年6月8日によれば、計画変更を余儀なくされた大規模リゾート計画の主なものは34プロジェクトがあるが、そのうち開発会社の資金難、採算見通し難、倒産などによるものが12プロジェクト、自然環境保全を主な理由とするものが13プロジェクトある。
- (11) 沖縄県 [1993]『観光要覧 平成5年版』。
- (12) 沖縄県観光文化局観光振興課 [1997]「沖縄観光の現状と課題 平成9年10月現在」。
- (13) 沖縄県『平成7年度—平成9年度 沖縄県観光振興基本計画中期行動計画』p. 11。
- (14) 沖縄県 [1996]『観光要覧 平成8年』。
- (15) 『沖縄タイムス』1998年6月8日。
- (16) 渡久地明 [1995]『総合産業への変容が求められる500万人時代の沖縄観光——インターネット版』沖縄観光速報社。
- (17) 沖縄観光ニュース [1998]『観光と経済』第532号, 9月15日号, 沖縄観光速報社。
- (18) 前出の『沖縄県観光振興基本計画中期行動計画』(平成7年)では、「県内の大規模リゾートホテルは、高級なりゾートライフが楽しめる反面、料金が比較的高いため、家族等での長期滞在が困難となっている」(p. 24)と、宿泊施設の現状の問題点を指摘し、新事業として、「低廉な宿泊施設の整備充実」を掲げている。しかし、具体策については、今後の検討にゆだねられており、当面の方向として国の施策等を利用した低廉な宿泊施設の整備、離島・過疎地における空屋等の利用、融資制度の活用・創

設をうたうにとどまっている。

- (19) しかし、いわゆる免税品を中心とする「ショッピング観光」は、すでに過去のものとなっており、土産品売り上げの中でも免税品売り上げのシェアは低下している。さらに、免税品の販売は地元産業への波及効果をまったく持たないという点で、地域活性化効果の薄いものである。
- (20) ここでは、その論争には立ち入らないが、批判的立場からの検討としては、牧野浩隆 [1996] 『再考 沖縄経済』沖縄タイムス社、来間泰男 [1998] 『沖縄経済の幻想と現実』日本経済評論社、真喜志治 [1998] 『「全県FTZ」感情的反対論』ボーダーインクなどがある。
- (21) 恩納村以外でも、たとえば伊江村の「夕日とロマンのフラワーアイランド」づくりが注目される。
- (22) 恩納村役場でのヒアリング調査による（同調査は法政大学比較経済研究所の現代レジャー論研究プロジェクト・チームにより1997年11月に実施）。
- (23) ダイヤモンド社 [1998] 『地球の歩き方 スイス』98, 99年版。

補論 観光開発と環境保全

— 沖縄のリゾート開発を念頭に —

はじめに

その地域固有の格別の産業基盤が脆弱な地域には一般に、地域振興、ないし、町おこし・村おこしのための政策的方向性をいかなるものにするかという問題が常に生じている。このような地域のうち、豊かな自然ストック、環境ストックなどの観光資産を持つ地域が、それらの地域固有ストックを活用しての産業振興、すなわち、観光産業を産業のかなめと位置づけることを選択するのはきわめて自然な方向といえる。しかし、観光産業振興にともない必然的に、程度の差はあるにしても自然ストック、環境ストックに対し、人為的改変を施すことになる。このことは、自然ストック、環境ストックに負荷を与えることになり、長期的に観光産業の拠り所たるそれらの地域固有の観光ストックを劣化させる可能性がある。すなわち、観光産業そのものが、それ自体の存続可能性、持続可能性を脅かす要因を併せ持っているわけである。

本稿においてわれわれは、観光開発、リゾート開発にともなう環境負荷を最小限に食い止めつつ、観光産業が存続可能、持続可能となるための諸条件を、とりわけ、「観光立県」を掲げ全県挙げてのリゾート地化を進めている沖縄におけるリゾート開発の現状を想定しつつ分析する。

第Ⅰ節において、沖縄経済における観光産業の意義、位置づけをおこなった後、沖縄のリゾート化の動向・状況を、県内のいくつかのリゾート化進展地域を中心に現地調査を踏まえて紹介する。さらに、これらの節での議論をもとに第Ⅱ節において、特にわれわれが本質的であると考えられるファクターを抽出し、単純な経済模型を用いて、望ましい観光開発のあり方を分析する。

I 沖縄における観光産業とリゾート開発

1 沖縄経済における観光産業振興の意義

沖縄の産業別就業者数を見ると、1996（平成8）年度で、第一次産業は4万人（全体の7.3%）、第二次産業は10万9000人（19.9%）、第三次産業は39万6000人（72.4%）であり、第三次産業の占める比率が圧倒的に高い。そのうちサービス業が約3割を占め、年々その割合も増加傾向にある。全国的に見て製造業の割合は低いが、公共事業による建設業は安定している。農林水産業は減少の一途をたどっている。このように、就業者数の面から見て、沖縄の第三次産業への傾斜傾向は、全国的に見てきわめて強いと考えられる。

沖縄県財政の特徴を見ると、1995（平成7）年度の県歳入は6387億8900万円で、依存財源である地方交付税と国庫支出金の占める比率は77.8%と、約8割になっている。依存部分をさらに見ると、政府依存以外に米軍基地からの依存収入がある。基地関連収入は、県経済に多大に貢献している。このように、沖縄経済は、きわめて依存性の高い経済構造を有している。

一方、沖縄は、美しい海、自然景観、文化遺産等の豊富な観光資産に恵まれている。本土復帰以降、入域観光客数は着実に増加している。1997（平成9）年度は380万人を記録した。観光収入は、3415億1200万円と県民総生産の10.3%を占める。

以上から、沖縄経済の健全性を高める、すなわち、依存性を脱却するための決め手となる産業はまさに観光産業であり、沖縄経済振興策として観光産業振興が図られるのはいわば当然の方向だといえるわけである。

2 沖縄のリゾート開発政策の動向・現状

1987年に「リゾート法」が施行され、それに基づいた国による「トロピカル・リゾート構想」と沖縄県独自の「リゾート沖縄マスタープラン」の二つのプランが並行して、観光開発が進んだが、バブル経済期には、本土の民間企業の沖縄リゾート開発への参入が激化し、乱開発が問題となった。しかし、バブル経済期を過ぎると、民間企業による開発計画はほとんど中止され

た。そうしたなか、県による開発計画は着々と進行した。県による開発計画の骨子は、離島も含め北から南までのリゾート振興地区を選定し、開発と同時に各振興地区を中継する小規模リゾートエリアをも整備することにより、県全域をリゾート地化するというものである。1995年には、太田昌秀知事による「美ら島沖繩観光宣言」^{ちゅ}が出され、沖繩の観光産業による立県が宣言されるに至った。

3 沖繩のリゾート開発進展にともなうメリットとデメリット⁽¹⁾

(1) 概 観 沖繩経済の振興策として観光産業振興がはかられ、その成果も上がってきている。入域観光客数の推移を見ると、1970年代前後は10万人台であり、慰霊訪問目的の遺族らが中心であった。本土復帰後、1975年には「海洋博」の開催、恩納村に初の大型リゾートホテル「ホテル・ムーンビーチ」がオープンするなど観光産業の開発が始まり、航空各社による沖繩キャンペーンも開始された。こうして、1977年100万人台、1984年200万人台、1991年300万人台と、観光産業は沖繩経済に定着するのである。しかし、客数増加にもかかわらず、近年、観光収入は伸び悩んでいる。その理由として、①不況に伴い観光客1人当たりの消費額が伸びていないこと、②短期滞在型の観光が沖繩観光のひとつの特徴であること、③大規模リゾートホテルと地元産業との連携が薄いこと、が挙げられる。

さて、本節では、以上の議論を踏まえて、論点を整理することを試みる。観光開発が沖繩経済の振興に不可欠であることを認識した上で、大規模リゾート開発のもたらす社会的メリット・デメリットを整理していくわけである。まず、大規模リゾート開発によるメリットとしては、それを推進しようとする動機を考えればよい。すなわち、①観光収入、②雇用効果、③地域活性化である。沖繩財政の依存体質からの脱却のために、大規模リゾート開発による観光収入は県の自主財源部分の増幅をはかるための一つの鍵となる。また、観光産業の振興は、宿泊業、旅客運送業、飲食業等の雇用を創出する。そして、観光産業の振興は第一次産品への需要を高め、農業、漁業など地元産業の活性化にもつながる。

一方、大規模リゾート開発によるデメリットとして、①自然破壊（動植

物)への影響, ②地下水汚染, ③赤土流失, ④自然景観と歴史的遺跡への影響, ⑤土地不足と地価の高騰, が指摘されている。例えば, 貴重な動植物が生息している山原地域は県の開発振興地区に当てはまっており, 開発事業の影響でヤンバルクイナなどがその数を減らしている。

さらに, 大規模リゾート化の影響として, ①水不足, ②ごみ処理問題, ③エネルギー供給不足, ④住民生活環境の悪化等の問題も指摘される。すなわち, 大規模リゾート開発は, リゾート化に伴う観光客の増加による水不足やごみ処理問題など, 自然環境だけでなく地元住民生活への悪影響も引き起こしているというのである。

沖縄経済の依存体質脱却のための有力な方向性として「観光リゾート化」が追求されるのが仮に正しいものとしても, 大規模なりゾート開発のみならず負の効果も考慮されなければならない。観光を産業振興の鍵とする以上, 観光資産としての沖縄固有の地域ストックを減価させる恐れのある開発には特に慎重でなければならない。

(2) 代表的なりゾート地域の現状と環境負荷 いくつかの沖縄のリゾート地域の現状と環境対策に関して, 現地調査をもとに簡潔にまとめてみた。

①恩納村

村の観光振興に伴う問題として, ごみ処理, 排水, 交通渋滞が挙げられる。とくに, 県内で有数のリゾート地域である恩納村ではリゾート施設からのごみの増加が深刻な問題となっている。村は独自の「環境保全条例」を施行し, 各リゾート施設内でのごみ処理を義務付けているが, 実際の処理状況について村は把握していない。

②読谷村

村の観光振興に伴う問題として, ごみ放置, 排水, 自然景観への悪影響が指摘される。とくに, 景勝地である残波岬を観光の目玉とする読谷村では観光客のごみのポイ捨てによる自然景観の損失を懸念している。村独自の「環境美化条例」では村民および観光客などのごみのポイ捨てを禁じ, 悪質な違反には過料などの罰則規定を設けている。

③座間味島

村の観光振興に伴う問題として, ごみ処理, 排水, エネルギー供給の問題

が指摘される。近年の離島ブームにより観光が主産業になりつつあるが、それに伴いごみや排水処理問題が深刻化し、対策も沖縄本島に比べ格段に遅れている状態である。

II 観光開発の経済配分モデル

——リゾート開発・観光産業のありかた——

前節までの議論に基づき、本節では、単純な経済モデルを用いて、望ましい観光開発のあり方を分析する。

1 諸仮定

ある与えられた面積の土地を観光開発する場合、開発の方法として、大規模開発、あるいは内発型開発の2種類の方法しかないとする。⁽²⁾各開発による観光供給をわれわれはそれぞれ次のように想定する。すなわち、大規模開発による観光供給は、高級リゾートホテルのもたらす観光供給のイメージ、つまり、自己完結型消費、周遊型観光、“高級”感、地域外からの大規模投資、同質的、没個性的、環境負荷大といった想定でとらえる。一方、内発型開発による観光供給は、地域振興型消費、滞在型観光、“安くて良質”、地域固有ストック活用、歴史的、自然的、個性的、環境負荷小といったイメージでとらえる。

一方、生態学的に許容可能な水準を超過する観光開発ないし観光供給は、存続可能性、持続可能性の観点からは、排除されなければならない。大規模開発、内発型開発いずれかを問わず、多かれ少なかれ環境負荷は決して避けられない。ただし、大規模開発のほうが内発型開発よりも環境負荷が高いと想定することが許されるとすれば、各開発方法による持続可能な観光開発面積は、前者が後者を下回ると考えてよいだろう。

さらに、われわれは、大規模開発に基づく観光供給が内発型開発に基づく観光供給に対し負の外部性(外部不経済)を持つとして、以下、観光開発の土地配分に関する基本モデルを作成する。

2 基本模型⁽³⁾

観光開発の対象となる土地総量を K と与え、大規模開発に配分される土地を K_x 、内発型開発に配分される土地を K_y とし、余すことなくいずれかの開発方法をとって開発することを想定した場合、

$$K = K_x + K_y \quad \dots\dots(1)$$

と表示できる。また、生態学的に許容しうる各開発方法の開発面積に関する制約として、

$$K_x \leq S_x, K_y \leq S_y$$

を仮定する⁽⁴⁾。ここで、 S_x は生態学的に許容しうる大規模開発面積、 S_y は生態学的に許容しうる内発型開発面積である。当初の分析においては、 $S_x > K$ 、 $S_y > K$ を仮定し、 S_x 、 S_y ともに十分に大きい水準であるとする。

さて、大規模開発による観光供給を X 、内発型開発による観光供給を Y とし、各観光供給の生産関数を、

$$X = X(K_x), \frac{\partial X}{\partial K_x} > 0, \frac{\partial^2 X}{\partial K_x^2} < 0 \quad \dots\dots(2)$$

$$Y = Y(K_y, X), \frac{\partial Y}{\partial K_y} > 0, \frac{\partial^2 Y}{\partial K_y^2} < 0, \frac{\partial Y}{\partial X} < 0 \quad \dots\dots(3)$$

と表わされるものとする。単純化のために、大規模開発による観光供給は内発型開発による観光供給に外部不経済効果を有するが⁵、逆方向の外部性（内発型開発による観光供給が大規模開発による観光供給に及ぼす外部不経済効果）は無視する⁽⁵⁾。

3 観光供給フロンティアの導出

図1の第3象限は(1)式、第4象限は(2)式、第2象限は(3)式にそれぞれ対応する。ただし、内発型開発による観光供給 Y （第2象限のグラフ）は、内発型開発に配分される土地 K_y のみならず、大規模開発による観光供給 X にも依存するため（外部不経済）、第2象限のグラフは、 X の増加とともに下方にシフトする。したがって、観光供給フロンティアは外部不経済が存在しない場合（ adc ）に比べて、原点側に位置する（ abc ）。つまり、大規模開発による観光供給が、内発型開発による観光供給に外部不経済効果を有するため、

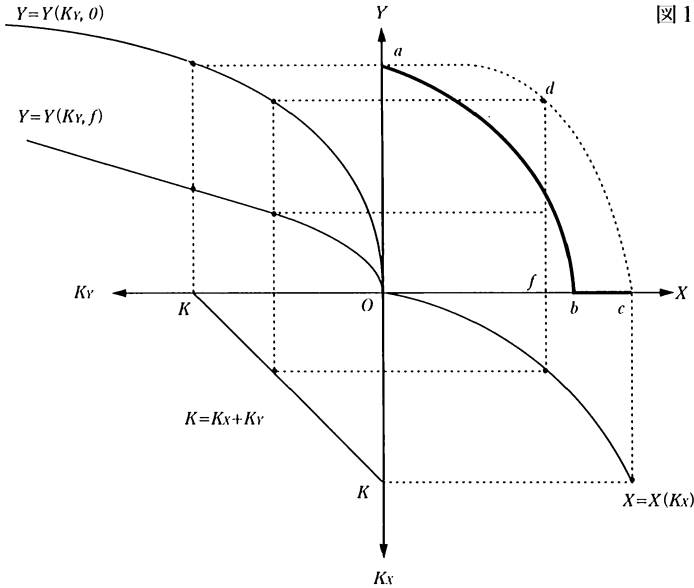


図 1

結果として、観光の選択オプションが狭まるわけである。以上から、次の命題が導かれる。

命題1 本模型における観光供給フロンティアは、大規模開発に基づく観光の、内発型開発に基づく観光への外部不経済の存在により、もしそれが無い場合 (*adc*) に比べて原点側に位置する (*abc*) (大規模開発による観光供給が、内発型開発による観光供給を阻害し、観光需要の選択オプションを狭める)。

競争市場下においては、私的限界費用と市場価格とが等しくなる。したがって、大規模開発と内発型開発の限界生産力の比 ($-\frac{\partial X}{\partial K_X} / \frac{\partial Y}{\partial K_Y}$) の逆数と、大規模開発に基づく観光と内発型開発に基づく観光の相対価格とが等しくなる。しかし、大規模開発に基づく観光と内発型開発に基づく観光の社会的限界費用の比は、外部不経済効果により私的限界費用の比を上回る。つまり、観光供給フロンティア (*ab*) 上のいかなる点においても、大規模開発に基づく観光と内発型開発に基づく観光の社会的限界費用の比 (観光供給フロンティアの接線の傾きの絶対値) は、大規模開発に基づく観光と内発型開発に基づく

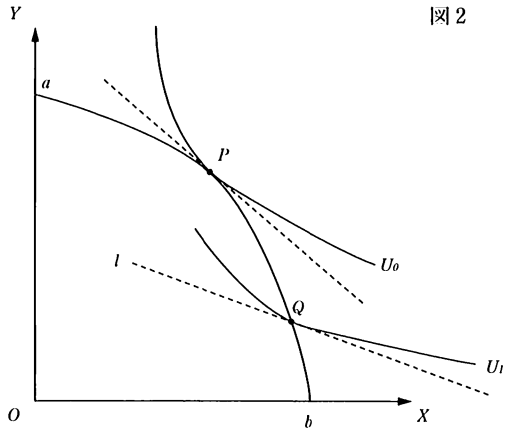


図2

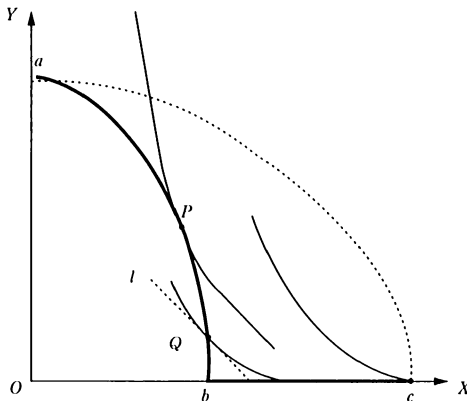
く観光の相対価格を上回る。例えば、図2のQにおいて、大規模開発に基づく観光と内発型開発に基づく観光の社会的限界費用の比は、観光供給フロンティアの接線の傾きの絶対値で示されるのに対し、大規模開発に基づく観光と内発型開発に基づく観光の相対価格は l といった直線の傾きの絶対値で示される。

一方、市場均衡においては、観光需要者にとっての、大規模開発に基づく観光と内発型開発に基づく観光の限界代替率が、両観光の相対価格に等しくなる。

図2におけるパレート効率点は、観光需要者の無差別曲線 U_0 と観光供給フロンティアとが接する点 P であるが、外部性を伴う市場均衡点は、 Q のように、観光需要者の無差別曲線 U_1 と、大規模開発に基づく観光と内発型開発に基づく観光の私的限界費用の比に対応する直線（例えば l ）とが接する点となり、 Q は必ず P の右下方に位置することになる。すなわち、市場均衡においては、社会的に望ましい観光開発のあり方（パレート効率点 P ）に比べて、大規模開発が過剰に、内発的開発が過小になされる（市場均衡点 Q ）ことを意味する。いうまでもないことだが、観光需要者の効用水準は、市場均衡点 Q よりもパレート効率点 P のほうが高くなっている。したがって、なんらかの政策措置により、市場均衡点をパレート効率点に誘導する政策が求められることになる。以上は、次のような命題2として要約できる。

命題2 本稿における模型において、私的限界費用と限界代替率が等しくなる市場均衡点は、社会的限界費用と限界代替率が等しくなるパレート効率点と比較して、大規模開発が過剰に、内発型開発が過小になる。したがって、市場均衡点をパレート効率点に誘導する政策が求められる（規制，政策的誘導のない自由な私的経済下では、大規模開発による観光が過剰に、内発型開発による観光が過小になる。これを解消するには、観光開発形態の規制・監視，観光需要者への政策的宣伝広告などの政策的対処が必要である）。

本稿の模型における観光供給フロンティアの形状は、図1や図3の abc のように、非凸性を有している。このことは、 bc が長ければ長いほど（大規模開発に基づく観光の、内発型開発に基づく観光に対する外部不経済効果が大きければ大きいほど）、パレート効率点が、 P ではなく、端点 c になる可能性が高くなることを意味する。つまり、社会的に望ましい状態は、観光開発に際し、内発的開発はまったくおこなわずに、すべての開発対象を大規模開発に充てることだということになる。これは、市場均衡点 Q における観光需要者の効用水準と比べて、 P の効用水準も、 c の効用水準もどちらも高い場合の問題である。つまり、 P の効用水準と、 c の効用水準のうちどちらの効用水準が高いかが判断基準となる。図3では、 c の効用水準のほうを高く描いているが、この場合、社会的に望ましい開発のあり方は、内発的開発を一切止め、大規模開発のみに徹することとなる。大規模開発に基づく観光の、



内発型開発に基づく観光に対する外部不経済効果が大きすぎて、内発型開発に基づく観光の効率性が消失してしまうことがその原因である。しかし、注意すべきは、この推論における想定は、生態学的に許容しうる各開発方法の開発面積に関する制約 ($K_x \leq S_x, K_r \leq S_r$) に配慮していない。つまり、ここまでの議論は、 S_x, S_r ともに十分大きいとしてきた、あるいは、生態学的な環境制約をまったく度外視してきたわけである。この点に注意すれば、以上の議論は以下の命題3としてまとめられる。

命題3 観光開発が持続可能な開発面積の範囲内におさまる場合、大規模開発に基づく観光の、内発型開発に基づく観光への外部不経済効果が大きければ大きいほど、観光供給フロンティアの非凸性はその度合いを強め、パレート効率点、開発対象となる土地面積すべてを大規模開発に配分する端点解（内発型開発がまったくなされない状態）となる可能性が高まる（観光開発による環境負荷を受け入れる環境、生態学的許容水準をまったく度外視すれば、あるいは、度外視できるほどに環境、生態学的許容水準に十分余裕がある状況下においては、大規模開発に基づく観光の、内発型開発に基づく観光に対する外部不経済効果が大きすぎて、内発型開発に基づく観光の効率性が消失する可能性がある）。

では、生態学的环境制約をも考慮する場合、つまり、 S_x, S_r が K を下回る場合、観光供給フロンティアはいかなる影響を受けるだろうか。図4は、 S_x, S_r が K を下回る場合の観光供給フロンティアを描いたものである。図4では、大規模開発の生態学的限界 S_x が制約となって、観光供給フロンティアの非凸性が消滅していることが分かる。つまり、生態学的な環境制約により、内発型開発の大規模開発に対する相対的な意義が高まるわけである。もちろん、このとき、パレート効率点は、開発対象となる土地面積すべてを大規模開発に配分すべきとする端点解とはならない。

以上は次の命題4としてまとめられる。

命題4 観光開発の生態学的持続可能性の観点に立つ場合、大規模開発による環境負荷が十分高いならば (S_x が十分小さいならば)、命題3における観光供給フロンティアの非凸性は解消される（大規模開発の生態学的持続可能性が低いため、大規模開発に基づく観光の相対的意義が消失する。同時に、内発型開発に基づく観光の相対的意義が高まる）。

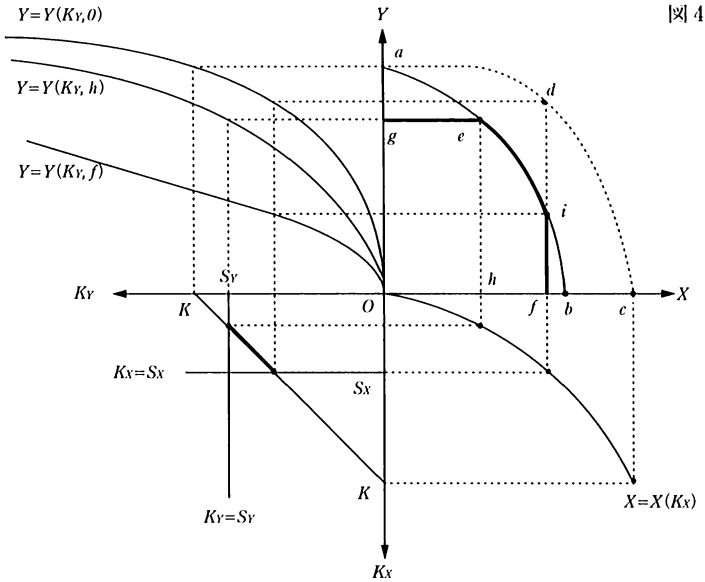


図4

もちろん、大規模開発だけでなく内発型開発も環境負荷ゼロということはありません。この制約により、生態学的持続可能性を考慮した観光供給フロンティアは図4のように、 $geif$ となり、生態学的持続可能性を考慮しない観光供給フロンティア $aeibc$ と比較して、原点側に位置することになり、観光オプションは狭まらざるをえなくなる。環境制約が強くなればなるほど、観光供給フロンティアが原点に近づき、観光オプションが狭くなることもまた確認できる。

おわりに——観光需要者の環境マナーとこれからのリゾート開発

「観光立県」を宣言し、徐々にそれを実現しつつある沖縄における観光開発のあり方として、本稿において、きわめて単純化したモデルからではあるにしても、いくつかの有用な命題が導出された。本稿で示しえたと考えられる政策的インプリケーションをまとめておこう。

まず、命題1および命題2より、「内発型開発」に基づく観光の方が「大

規模開発」に基づく観光よりも社会的に望ましい場合であっても、「大規模開発」に基づく観光供給が「内発型開発」に基づく観光供給に比べて過剰に供給される可能性があるということである。この問題を解消するためには、観光開発形態の規制・監視、観光需要者への政策的宣伝広告などの政策的対処が必要である。沖縄のリゾート化が進む中で環境保全を図るためには開発事業者だけでなく観光客に対してもまた沖縄の特性を理解させ環境意識を向上させることが必要であろう。そのためには地元地域と観光客を隔離するような大規模リゾート施設よりもむしろ地元集落内でも建設可能な民宿やペンション等への集客努力をおこなうことで、観光客と地域との連携・親睦を向上させる方が望ましいと思われる。沖縄に関する知識だけでなく地元地域とのつながりをもった観光客はリピーターになる可能性が高く、リピーターであるということは自然環境も含め沖縄を大切にしている心を持っていることを意味するのではないだろうか。

注

- (1) 本節は、橋爪 [1998] における成果である。
- (2) 「大規模開発」、「内発的開発」の概念、イメージ、事例については、三木 [1990] 参照。以下の定式化は、三木 [1990] の骨子を捉えたものといえる。
- (3) 柴田・柴田 [1988] 第2章6節をもとに、生態学的持続可能性をも視野に入れた観光開発モデルを提示した。
- (4) この点は、柴田・柴田 [1988] ではまったく考慮されていない。そのため、柴田・柴田 [1988] においては、後に述べる「非凸性」の問題が生じるのである。
- (5) この逆方向の外部性を導入する場合に生ずる「非凸性」の問題も、生態学的持続可能性の観点から解消されうる。

参考文献

- 沖縄県環境保全室 [1994] 『沖縄県の環境アセスメント』。
 — [1996] 『環境白書・沖縄編』平成8年版。
 沖縄県観光振興課編 [1996] 『観光要覧』平成8年度版。
 沖縄県企画開発部編 [1996] 『沖縄県経済の現況』平成8年版。
 恩納村企画課編 [1997] 『ようこそ海岸国定公園の村へ（視察研修の手引き）』。
 嘉手納町総合計画策定委員会編 [1995] 『嘉手納町総合計画』。
 柴田弘文・柴田愛子 [1988] 『公共経済学』東洋経済新報社。
 橋爪克浩 [1998] 『沖縄におけるリゾート開発と環境問題』、法政大学経済学部1997年度

経済学部長表彰優秀卒業論文。

三木健 [1990] 『リゾート開発』三一書房。

第3章 インドネシア観光開発と伝統社会

—山岳民族トラジャの事例研究—

はじめに

本章は、インドネシア共和国、南スラウェシ州に住む山岳民族トラジャ族と、トラジャ県を研究の対象とする。国の観光開発が進むなかで、トラジャ県は、インフラの充実、雇用機会の創出、税金による歳入増と隣県に比較して、地域発展をした。一方、伝統社会は、観光客が宿泊する一部地域に、ホテル、レストランの建設などの変化はあるものの、伝統社会の基盤は崩れていない。観光関連による収入の多くは、儀式や伝統的家屋の建築に投入されている。これが観光客を引きつける好循環を作り出している。同時に、家族の団結と相互扶助を強め、トラジャ族としての意識の再生にも役立っている。したがって、現在まで、トラジャでは観光開発を受容して、地域発展と伝統社会の基盤を強固にしたといえることができる。

そこで、本章では問題関心を次の3点にしぼり、論を展開してゆきたい。

- ①観光客のトラジャへの問題関心は何か
- ②国の観光開発計画での、拠点地域としての位置づけまでの経過整理
- ③トラジャ族の伝統社会とその変化

本章は4節からなり、Iでは、トラジャ地域の概略と観光客の動向、観光の目的を論ずる。ここで、トラジャという地域を理解し、観光客はどのような観光をおこない、何を得るのかを明示する。IIでは、インドネシア開発5カ年計画のもとで、観光開発はどのように策定され、トラジャ県が観光開発地域として位置づけられた過程を整理する。IIIでは、観光開発下でのトラジャの変化、これは県とトラジャ族の生活形態の双方の変化を扱う。経済状況が改善され現金収入が増加したことによる、葬儀の規模の拡大と伝統的家

屋＝トンコナンの新築の増加に焦点をあてる。この変化は、トラジャへの観光の誘因であることを論ずる。IVでは、トラジャの伝統社会を扱う。特に、トラジャが祖先から受け継いでいる慣習と相互扶助の実際を明示する。観光開発が進むなかで、町部と山間部との経済・地域間格差があるにもかかわらず、トラジャ総体として、生活基盤に歪みが生じないのはなぜなのかという疑問と興味から発している。そのうえで、トラジャの伝統社会は観光に対して適応能力があるとみる。トラジャの観光を通して、伝統社会の観光客への貢献を明示する。また、観光開発と伝統社会の維持は共存できるのか。どのようにすれば可能であるか問題提起するものである。

(本稿は、1990年よりおこなった、トラジャ県での現地調査をまとめたもので、トラジャ族の友人知人の調査協力や資料提供があつて出来上がったものである。)

I 観光開発地域トラジャの概略と観光形態・動向

1 トラジャの概略

トラジャに観光客が訪れるようになったのは、1975年以後のことである。これ以前は、ここに住むトラジャ族の儀式、主に葬儀や死の観念、彼らが居住する木造高床式舟形家屋（トンコナン）、彫刻と織物などを研究する学究的目的で訪れる研究者が多かった。75年以後一般の観光客がトラジャを訪れるようになったのは、国がうちだした開発5カ年計画の中で、外貨の獲得の一方法として、積極的に観光を奨励し、トラジャを観光地として位置づけてからである。

ここでは、インドネシアの中の、トラジャの自然や観光動向と目的を概観する。つまり観光客はトラジャでどんな観光をしているのか、観光客がトラジャの観光から何を心得、どのような充足感を味わうのかということ述べる。

インドネシア共和国は南北をアジア大陸、オーストラリア大陸にはさまれ、東西に太平洋、インド洋の2大海洋を抱える。赤道をはさんだ首飾りと称されるように、世界最大の群島国家である。北緯6度から南緯11度、東経95

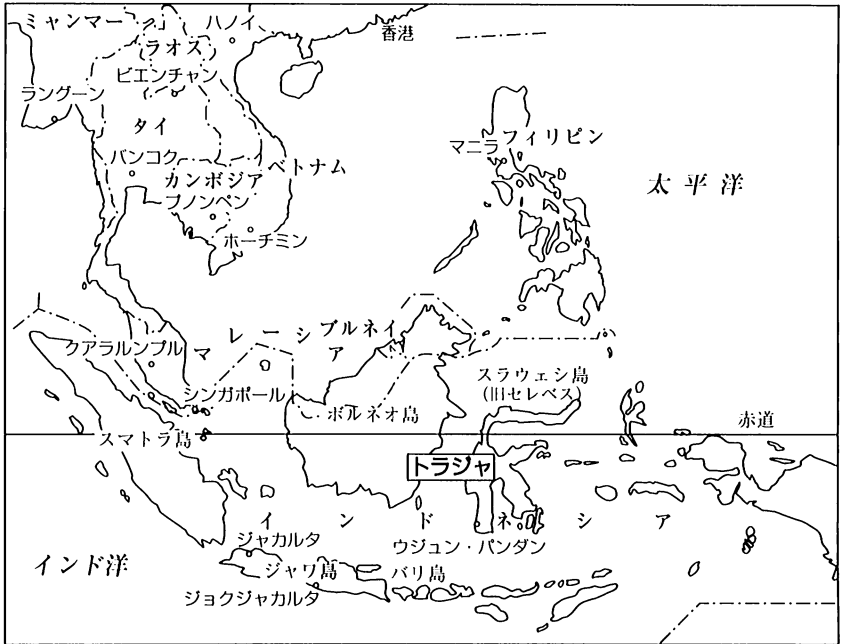


図1 インドネシア共和国地図



図2 タナ・トラジャ県地図

度から141度に位置している。島の数は約1万3700である。総面積は約192万km²で日本の約5倍を有する。人口は約1億8000万人。熱帯性気候で雨期と乾期に分かれており、平均気温は約27°Cである。

トラジャは、1万3700ある群島の一つ、スラウェシ島のほぼ中央に位置する。スラウェシ島はその形から蜘蛛や蘭の花と称され、四つの州、北・中央・南・南東に区分される。南スラウェシ州は、総面積約6万2000km²、21の県と特別市ウジュン・パンダン、パレパレの2市からなる。トラジャ県は南スラウェシ州の一県である。政治の中心地マカレと商業の中心地ランテパオが二つの大きな町である。インドネシアには文化・言語・宗教を異にする民族集団が住んでおり、トラジャ族はそのなかの一民族集団である。⁽¹⁾トラジャ族とは中部スラウェシ州の南部より南スラウェシ州の北部に住む民族をさし、約100万人とも言われているが、現在トラジャ族を自称しているのはタナ・トラジャ県に住む人々である。またタナ・トラジャ県を南北に流れるサダン川周辺に住むことから、サダン・トラジャと呼称されることもある。したがって「トラジャ」という呼称を使う場合は、タナ・トラジャ県に住む人々をさす。

タナ・トラジャ県は、ほぼ赤道直下、南緯2度～3度にあり、面積約3200km²、13のケチャマタンと242のデサからなる。⁽²⁾標高300m～2889mで3000m級の山々に囲まれた山間地である。人口は約38万295人である。トラジャ県は、1985年～92年ぐらいまで、人口は34万人を維持していたが、以後、年ごとに増加している。トラジャ人の説明によると、増加人口は、他地域からの出稼ぎ者や移住者であるとのことだった。⁽³⁾

気候は、雨期と乾期に分かれる熱帯性気候である。10月から翌年3月ぐらいまでが雨期、4月から9月ぐらいまでが乾期である。高地で雨が多く、昼夜の温度差が大きいことはコーヒー栽培に適した風土である。

トラジャ人の宗教はイスラム教、キリスト教、ヒンドゥー教であるが、全人口の約86%がキリスト教である。そのうちカソリック20%、プロテスタント80%の割合である。またアルク・ト・ドロと呼んでいる祖先からの土着信仰があり、キリスト教徒やイスラム教徒であっても日常生活や儀礼の中に、アルク・ト・ドロを継承し現代でも生かされている。

言語は、インドネシア語を共通語として使用しているが、トラジャ語しか話さない高齢者も多く、人々はトラジャ語も日常語として使用している。最近、トラジャ語を理解できない若者も出始めている。

トラジャ人は農業を生業としている。米は水稻である。赤米・黒米も産する。二毛作が多くなっているが、一毛作の地域もある。トラジャ県は山間地であり盆地は比較的少なく、山裾には、日本より大規模な段々畑が広がっている。その他にはトウモロコシ、山芋、落花生を多く産し、日本にあるような菜っ葉、キャベツ、トマト、人参など野菜類も豊富である。またバナナ、マルキサ、サラック、パイナップル、ドゥリアン、マンゴーなど果物も豊富な土地である。

換金作物としては、コーヒー、ココア、香料の胡椒、クローブがあり、特にコーヒーは高級品のアラビカ種を産し、日本のコーヒー会社がプランテーションを作り、日本に輸出され人気がある。近年ココアが注目され海外へ輸出⁽⁴⁾されている。

また竹、木材の種類も多く、そのほとんどはトラジャ人が住む家屋や、生活用具として使われている。山間部では台所の薪として現在も利用している。

2 観光客の動向

トラジャを訪れる観光客は、外国人およびインドネシア人ともに4月頃より10月頃が多く、7～8月はハイシーズンを迎える。これは、トラジャの乾期に合わせて観光客が訪れるためである。観光客数は年々増加傾向にあり、96年現在、外国人観光客は5万8777人、インドネシア人観光客は21万8382人である(表1参照⁽⁵⁾)。外国人観光客はフランス人、ドイツ人、オランダ人、アメリカ人、カナダ人、イタリア人等が多い。ここ数年、トラジャを訪れる観光客のうち1位フランス人、2位ドイツ人が全観光客の約66%を占めている。フランス人観光客が多いのは次の二つの理由が考えられる。

第一に、フランス人は、長期の夏期休暇をとることができる。ジャカルタから2日を要するトラジャの地は、往復では、フランス国内の移動を考慮すると、約1週間を必要とする。したがってトラジャ観光するには、最低2週間の日程を盛り込む必要がある。休暇日数が長期のため、トラジャ観光に

表1 タナ・トラジャ県への外国人観光客数 (1992~1996) (単位:人)

	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年
アメリカ	3,243	3,729	4,084	1,469	3,550
カナダ	749	481	557	610	2,650
オーストラリア	540	621	680	248	600
オランダ	6,141	7,062	7,735	11,463	2,500
イギリス	786	904	990	677	900
イタリア	2,667	3,068	3,361	2,492	2,800
スペイン	1,016	1,168	1,279	1,483	1,650
ドイツ	7,310	8,407	9,208	11,465	12,950
フランス	12,428	14,292	15,654	22,351	25,800
スイス	1,533	1,763	1,931	2,168	2,600
日本	808	929	1,018	864	1,200
ベルギー	1,610	1,851	2,027	970	1,080
合計	40,695	46,799	51,259	55,084	58,777

出所: Kantor Dinas Pariwisata Kabupaten Tana Toraja, 上位12国を筆者が選択作成。

適している。

第二に、フランス人経営のホテルの完成。5年の歳月をかけた5スターホテル・ノボテルが95年に完成した。これ以後、フランス人観光客が圧倒的に多くなった。ホテルでは、フランス語が通用し、フランス人スタッフが対応し、フランス料理を満喫できる。宿泊しているフランス人の傾向をみると、老若男女、家族連れが多い。異国の山岳地を訪れているという感覚は少なく、気軽に旅行にやってきたという様子がみられる。言い換えるなら、自国で異国情緒を満喫しているような様子がうかがえる。したがって、トラジャ観光に対するフランス人の評価は高い。

ドイツ人観光客の場合は、上記第一の理由と、旅行業者のプロモートが大きい。ドイツの場合は、航空機をチャーターして、インドネシアを旅行することも多く、そのルートの中にトラジャが組み込まれているようである。ドイツ人の場合は団体旅行者がほとんどで、老夫婦が気軽に旅行している。

フランス人、ドイツ人、イタリア人なども団体旅行の傾向があり、大型バスで観光地を巡り、5スタークラスのホテルに宿泊するのが通例である。

一方、日本人観光客は少ない。96年1200人と全観光客の約1~2%にしかすぎない。⁽⁶⁾日本人が少ない一番の理由は、一般に日本人の休暇期間が短期であるということだろう。日本からトラジャへは、バリ島またはジャカルタ

経由で3日かかる。最近、インドネシア国内便が増加したため、2日でトラジャに行けるようになったが、空港内での待ち時間等を考慮すると、2日の旅程はハードスケジュールである。例えば、日本人の休暇を平均1週間とすると、そのうち6日は移動に費やされることになり、トラジャ観光を組み込むことが難しくなる。仮にバリ島であるならば、1日の移動ですむことから、バリ島内観光を2泊3日いたしたとしても、1週間で十分旅程が組めることになる。したがって、日本人のインドネシア観光は、バリ島が好まれるということになる。また、日本人観光客は、短期間に多くの場所を巡り、遊戯(ダイビング、ドライブ、スキー、水上スキー、宴会、カラオケ、遊園地、動物園、民族舞踊観賞等)を楽しむ傾向がある。この二大欲求を、トラジャの地でかなえるのは不可能である。この点でもバリ島は、これを満たしていることになる。したがって、日本人の休暇が短いということと、日本人好みの遊戯が無いということが、1~2%しか観光客が訪れない理由である。

3 トラジャの観光

日本人観光客が少ないことは別にしても、トラジャは、インドネシアの中で、バリ島につぐ第二の観光地として政府が公認している場所である。ここで、主にヨーロッパ人観光客は何を観光の目的とするのであろうか。⁽⁷⁾ 葬儀の見物と参加、集落の景観とアジア情緒の満喫、雄大な自然を背景にする長期滞在型レジャー、エコツーリズムの四つに整理し検討した。

(1) 葬儀の見物と参加 トラジャ族は祖先より受け継ぐ儀式を現在もおこなっている。ランプ・トゥカ(祝祭儀礼)とランプ・ソロ(葬儀)である。ランプ・トゥカは、身内を中心に小規模におこなわれるが、ランプ・ソロは外部の人間にオープンに、派手にとりおこなわれる。葬儀は乾期の7、8、9月に集中的にとりおこなわれる。観光客であっても葬儀の見物は自由であり、しかもその葬儀に参加できるので、観光客はこれに合わせて来県する。ヨーロッパ人の夏期休暇とトラジャの儀式とが合致してハイシーズンを迎えることになる。ランプ・ソロは、長期にわたり、儀式の方法も複雑である。ここでは、観光客が見物できる段階のみを概略してみる。トラジャ人は葬儀をフェスタ(祭り)と言う。

ランプ・ソロは降りる煙と呼ばれる。午後から夜にかけてとりおこなわれる、重要な死者儀礼である。葬儀場が設けられ、葬儀主は、この広場で伝統的方式にのっとり葬儀を進めていく。この会場には誰でも入場でき、見物できる。観光客ばかりではなく、遠くからトラジャ人も見物にやってくる。葬儀主である家族の入場から始まり、傘をかぶり黒衣の参列者の行列、贈呈する水牛・ブタの披露、コーヒーやタバコ、茶菓の進呈、民族舞踊と息もつけぬ行事が次々とおこなわれる。このランプ・ソロを世界的に有名にしたのは、この一連の儀式のなかでおこなわれる水牛の屠殺である。ランプ・ソロは、死者と葬儀を主催する家族の社会的地位、財力、権威などで規模が違ってくる。規模の大きさは、この場で殺される水牛の頭数によって測られる。今後の県内でのステータスもまたこれで測られることになる。したがって昔からの王族や貴族、現在社会的地位の高い家族は、より多くの水牛を殺し、スケールの大きさを誇らなければならないことになる。

規模の大きな葬儀の場合、準備期間から墓場に棺を納め、その後の儀式まで数年を要することもある。葬儀広場は棺を納める建物を中心にして、参列者や客用の棧敷が伝統的建物を模して建てられ、色鮮やかな彫刻や布で飾りつけられる。これだけでも観光客は興奮するものである。そして大衆の面前で水牛が次々と殺されていく。水牛の頭数は数十頭から100頭以上にもものぼる。興奮するトラジャ人の様子や、儀式の進行をみると、観光客は、参列者と同じように興奮し、参加している感覚になる。観光客は、この会場の中を自由に歩き回ることができる。参列者として葬儀に参加できるのである。⁽⁸⁾ 観光客は見物だけではなく、共に葬儀に参加しているという実感を持つにいたる。葬儀は観光客のためにあるのではない。観光客は、トラジャ族の伝統的生活の時間の中にトリックされる。これが異質の文化を享受した興奮に導くのである。祭りなのか葬儀なのかという混迷もおこる。観光客は、「本物の文化」がここにあると実感するわけである。これはトラジャの葬儀の最大の魅力である。⁽⁹⁾

(2) 集落の景観とアジア情緒の満喫　　トラジャの集落は、木造の高床式伝統的舟形家屋トンコナンと、高床式舟形米倉アラン数棟が広場を挟んで並列している。集落は外部の人からはわからないように、竹藪や木々で囲まれて

いる。高所や山中を意図的に選んで集落を形成したような形跡もみられる。トンコナンの建築技術の高さや、彫刻を多用した建物の芸術性などは、国内外の建築家によって評価されている。トンコナンは二つの意味を持っている。⁽¹⁰⁾ 家屋そのものと血縁の団結を意味する。トンコナンは「家族の幸福、安寧、発展等を願い、家族はトンコナンに団結する」という意味をこめた言葉として、現在も使用されている。血縁家族の象徴の意味もあることから、トラジャ族は現在もトンコナンに住み続けている。トンコナンを中心とした集落の景観は、人々の生活がかいまみられることから、観光客にとって大きな魅力の一つとなっている。

ヨーロッパ人にとって、田植えと稲刈りはとてもアジア的で魅力がある。トラジャの場合、二毛作のため、夏期は隣どうしの水田で田植えと稲刈りが同時進行する。その方法は機械を使わない人海戦術である。一列に並んだ女性たちが歌を唄いながら田植えをする姿はそれだけでアジア的である。また稲刈りは穂刈りである。その方法と、きれいに束ねられた稲の穂は、観光客の関心の的である。親を助けて穂束を運ぶ子供たちの姿はとても好感をもたれる。昼食時に手で食事をしている姿や、噛みタバコを噛む女性の姿もまた魅力がある。水牛にまたがり水浴をさせる子供、川のなかで水牛をブラッシングする男性の姿、コーヒーを摘む女性、それを道路に広げて太陽に干す男性、夕方になると米を打つ姿、響く音、これらトラジャ人の生業としているすべては、観光客がアジア的生活を実感する場となっている。

次に観光客が興奮するのが墓である。トラジャ族は死者を風葬にする。トラジャ地域は巨大な岩盤が多く、そこを削り貫いて墓にする。また集落の裏の岩場を墓場に行っていることが多い。死者の姿に模して作った、タウタウという木製の人形を集落を見下ろす岩盤の一角に飾っている。それは墓と共に、奇妙な印象と感動を観光客に与える。先祖代々の骨を納めた大きな舟形の棺桶、これらが一緒にある風葬の墓場は、観光客が必ず訪れる場所である。集落とその裏手という距離と、「生」と「死」という観念の場所が、同じ生活の場所にあるということも、またヨーロッパとは違う感動を生むのであろう。

(3) 雄大な自然を背景にする長期滞在型レジャー 団体旅行者以外の個人旅行者およびグループは、数カ所を回り、気に入った場所に長期滞在する場

合もある。個人旅行者またはカップルが多くザックを背負ってやってきて、滞在する。ほとんどは、数週間単位で同じ場所に滞在する。彼らはホテルに泊まるよりも、安いロスメンに泊まる⁽¹¹⁾。トラジャは、夏期は昼間 30°C くらいになるが湿度が少なく、夜間は 20~25°C くらいに温度が下がるので、快適な避暑が可能である。3000 m 級の山々に囲まれた避暑地で、読書をし、サイクリングをし、ウォーキングを楽しむ。全般的に活動的とはいえ避暑に徹している様子である。旅行者の一部は、オートバイや車をレンタルし、宿泊地を拠点にして村落を自由に見物している者もある。団体旅行者に比べてトラジャ人との交流に積極的な様子がみられる。バリ島で人気がある、ホームステイの長期滞在型は、トラジャの地ではまだおこなわれていない。

この長期滞在型レジャーの特徴は、ロスメンのオーナーが、ドイツ人、オーストラリア人等と、トラジャ人両者の経営であるということである。そのほとんどは外国人が資金を提供し、運営を両者がおこなうというものである。宿泊者から口コミでやって来るようである。最近では、これらの旅行者を対象にした洒落たコーヒーハウスも建っている。彼らはあまり多額の出費をしないが、現在もランテパオやマカレ周辺部に、彼らをあてこんだコテージが建てられていることから、トラジャ観光の一部に定着しはじめているようである。まだ長期滞在型の旅行者数の割合は多くはないが、減少している様子もないことから、雄大な自然を背景に避暑を目的にした長期滞在型旅行者は増加することも予想される。

(4) エコツーリズム エコツーリズムはトレッキングとラフティングである⁽¹²⁾。トレッキングはとても人気がある。サダン川を利用したラフティングは、ここ 2~3 年くらい前から本格的に始まったばかりである。

ランテパオやマカレからトラジャ県内の山間部、ビトゥアンやバルupp に行くには、ジープでも 5~8 時間を要する。ここを山道を利用してトレッキングする。通常 2~3 日間のトレッキングコースである。またトラジャから隣県ポレワリ・ママサ島のママサまでをビトゥアンから 3~5 日かけて縦走するか、また逆にママサからビトゥアンまで同じコースをトレッキングする⁽¹³⁾。これはとても人気がある。経験豊富なガイドを必要とするが、旅行者の体力にあわせコースを選定し、必要ならばロバを借りることもできる。ランテパ

オヤマカレの町部ではみられない農民の生活を味わうことができる。また、宿泊は山中の伝統的家屋トンコナンに泊り、トラジャ人の生活の一端に触れることもできる。貴重な鳥類や動物に出会うこともあり、森林の状態や植物、花類などを学習でき、トラジャの自然の豊かさを知るうえでも貴重なコースである。最近、グループでのエコツーリズムが増えてきている。

以上のことから、観光開発地域トラジャは、インドネシアの中でも、地理的条件も悪く、バリ島のような海のリゾート地でもない。雄大な自然を満喫するのであればインドネシア国内に多くの地域が存在する。観光客がトラジャに魅力を感じるのは、上記(1)(2)による。(3)(4)だけならば他地域との代替可能である。トラジャ族が昔から受け継いでいる文化は代替不可能である。それが現代でも維持されており、「本物の文化」に触れることでダイナミックな印象を観光客は受けるのである。自国の文化、宗教、言語を見直し、異国の異質の文化を強く意識したとき、人は観光を通して「学習」したという充足感を得る。机上の学習ではない、生きた学習からの充足感を観光客に与えることは、トラジャの観光客への貢献であると考えている。

II 国家観光開発とトラジャ

トラジャへの観光は、自然発生したり、急に人気でたというのではなく、数次のインドネシア開発5カ年計画で、観光地として位置づけられたことが誘因となった。ここでは、その過程を明らかにしていく。⁽¹⁴⁾

第一次開発5カ年計画の観光の項目では、「インドネシアは国全体が豊かな観光資源の宝庫である。地理的条件からみても、太平洋の近隣諸国を結びつける上でも十分に観光の拠点となりうる。しかも、日本、香港、オーストラリア、ニュージーランドなどの富める国々を隣国にしているという好条件でもある。観光は外貨の獲得の可能性のあるセクターである」としている。インドネシアの国自体を観光資源とした上で、観光開発を位置づけている。

第一次計画、1969年時点ではこれまでのインドネシアへの観光客は、わずか3万人にすぎなかった。当時、香港への観光客は90万人、日本へは80万人、タイへは80万人、オーストラリアへは35万人であった。インドネシ

アへの観光客が3万人と少ないのは、通信、運輸、宿泊施設、衛生設備、水道設備等の不備が原因であると言及している。政策としては、これら基幹設備の拡充を緊急の課題としている。

まず、観光客数を3万人から年間15万人に増加することを目標とし、以下の諸政策をうちだしている。

国内・国際線乗り入れのための空港の設備

入管手続きの改善

宿泊施設⁽¹⁵⁾の増設

公園、レクリエーション施設、コーヒーショップ、レストランの拡充
 ツーリストオフィス⁽¹⁵⁾を日本、オーストラリア、ヨーロッパ、アメリカに
 設置する

観光開発拠点地域をインドネシアを3区分して設定し、順次拠点ごとに
 開発を進めていく⁽¹⁶⁾

第一次観光開発計画では、観光の拠点はバリ島としている。観光開発の拠点図の中で、将来開発する拠点地域として、トラジャ県があげられている。また基幹設備の拡充計画として、南スラウェシ州都ウジュン・パンダンートラジャーパロポを結ぶ幹線道路の整備が上がっており、この道路の整備は、⁽¹⁷⁾後に、トラジャへ多くの観光客を運ぶことになる。

第二次開発5カ年計画では、第一次の基幹設備の拡充を継続実施する。また、観光開発による発展は、経済全体の発展に伴うものであることを強調している。観光開発の目的は、インドネシアの文化、自然を広く知り、観光地域の収入増を助けることになる⁽¹⁷⁾と言及し、国内の旅行者は、自国を知る機会となると明示している。個人企業家が観光施設に投資することを促している。観光開発拠点地域としては、ここでもバリ島が中心である。その他に観光関連業務に従事する者の教育、質的向上を強調している。このように、政府が積極的に観光開発を進めていこうとしたのは、第一次計画により、予想を上回る観光客の増加と外貨の獲得が得られたことが大きいと考える。1967～72年に観光客は8倍、滞在期間も平均5日間、1人当たり消費額は25ドルであった。72年は22万1200人の観光客数、消費額は2760万ドルという統計がこれを裏付けている（表2、3参照）。

表2 インドネシアへの外国人観光客の推移

年度	観光客数 (人)	平均消費額合計 (100万ドル)	年度	観光客数 (人)	平均消費額合計 (100万ドル)
1967	26,400	3.3	1973	256,000	32.0
1968	52,400	6.5	1974	297,600	52.0
1969	86,100	10.8	1975	345,300	60.4
1970	129,300	16.1	1976	400,500	70.0
1971	181,100	22.6	1977	464,600	81.3
1972	221,200	27.6	1978	538,900	94.3

出所：第二次開発五カ年計画「観光」より。

表3 南スラウェシ州への観光客数と滞在日数、消費額（1990～1995）

年度	観光客数 (人)	滞在日数 (日)	消費額 (1人1日) (USドル)	消費額合計 (USドル)
1990	95,117	4	75	28,535,100
1991	110,095	4	75	30,028,500
1992	115,694	4	75	34,708,200
1993	152,014	4	75	45,604,200
1994	198,536	4	75	59,560,800
1995	245,698	6	75	110,564,100

出所：Dinas Pariwisata Propinsi Sulawesi Selatan.

開発計画の観光開発の章で、主な観光開発地域としてスラウェシ州が上げられ、南スラウェシ州地域開発計画の項に「観光の分野では、トラジャにおいて、観光客のための諸設備の改善がなされるよう努力する」と明記された⁽¹⁸⁾。こうして、トラジャは第二次開発計画で、具体的な開発拠点地域として政策の中に位置づけられたことになる。

第三次、第五次開発5カ年計画の中では、トラジャの観光開発について特に言及されていない。第四次開発5カ年計画の中で、観光開発拠点地域として、再指定されている。また第四次では、年間100万人の観光客を見込み、滞在期間を10～14日、消費額を75～125ドルという長期滞在型の大型消費を期待している。この時、ビザの自由化が明示された。

以上のことから、トラジャ県は、国の開発計画の中で、観光開発拠点地域として位置づけられたものである。第二次計画以後、インフラの整備、特に道路整備の拡充は、天候に左右されやすかった観光客の移動をスムーズにした。大型バスによる大量の観光客をトラジャに運び、これに伴い、県内のホ

テル建設を進めた。こうして観光地としての受け入れ基盤を次々に整備充実していくことになった。

III 観光開発下のトラジャの変化

トラジャ県への観光客数は、国の第二次開発計画の中で、観光開発拠点地域と位置づけられてから、増加の一途をたどった。1970年には、わずか50人程度にすぎなかった観光客は、75年に約1万5000人、85年に約3万3000人に増加した。90年3万9700人、95年5万6530人、96年5万8777人と5万人を突破した(表4参照)。また90年以後、インドネシアの経済発展に伴い、⁽¹⁹⁾ 自国旅行者は10万人台から20万人台になった。観光開発の進行によりトラジャの変化は、経済状況の改善、トンコナン新築の増加と、葬儀規模の拡大の2点に整理される。

1 経済状況の改善

観光開発が進んでから、トラジャの経済状況は以下のように改善されている。

(1) インフラ整備の改善 国の開発計画により、ウジュン・パンダンート

表4 タナ・トラジャ県への月別外国人観光客数(1992~1996)

月別	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年
1月	929人	1,068人	1,170人	2,609人	2,713人
2	1,003	1,154	1,264	2,813	2,925
3	1,957	2,251	2,465	3,034	3,155
4	2,221	2,554	2,797	4,862	5,048
5	2,963	3,407	3,732	5,262	5,472
6	4,335	4,985	5,460	3,801	3,953
7	5,969	6,864	7,518	6,781	7,052
8	6,525	7,864	8,219	8,548	8,889
9	6,057	6,966	7,630	5,092	5,295
10	3,802	4,372	4,789	5,369	5,583
11	2,671	3,072	3,365	4,968	5,166
12	2,263	2,602	2,850	3,391	3,526
合計	40,695	47,159	51,259	56,530	58,777

出所：Kantor Dinas Parawisata Kabupaten Tana Toraja.

ラジャーパロポを結ぶ幹線道路の整備は着実に進行した。県により整備されている幹線道路からのサブ道路も、県内の広範囲な地域まで整備された。これにより、県内の移動はスムーズになった。

国際電話は、南スラウェシ州都ウジュン・パンダン以外では最も早く敷設された。また、観光客が宿泊するランテパオ、マカレ周辺では電気・水道が普及した。観光客の来県増加に伴い、大型ホテルにおけるゴミ処理施設が意識されて設置されるようになった⁽²⁰⁾。

(2) 病院、教育施設の設置

病院 ラキ・パダダ総合病院、エリム総合病院、マランパ産婦人科病院、プルチイー産婦人科病院、ファティマ産婦人科病院、駐屯軍付属簡易診療所など、計6病院、その他診療所が、各ケチャマタンに設置されている。開業医は病院勤務あけの午後5時頃から開業している。その数は20以上となる。またホテルでは24時間、病院または医者と連絡できる体制が確立している。

大学 UKIP 分校 (クリスチャン・インドネシア・パウロス総合大学)
STT 単科大学 (スコラ・テクノロジー・ティンギ単科大学)
UMIS 分校 (モハマディア・イスラム総合大学)

病院、大学は他県に比べても多く、高学歴の若者はホテル等に就職し従業員の資質の向上に寄与している⁽²¹⁾。また、病院とホテルの緊密な体制は、観光客にとって、異国での病気による不安材料を取りのぞいている⁽²²⁾。

(3) 雇用機会の増加と安定収入の確保 ホテルが建設され、ホテルでの雇用機会は増加した。トラジャ県におけるホテルの増加推移は以下の通りである⁽²³⁾。

1973年頃 トラジャコテージ、ミシリアナ旧館、民宿程度であった
1985年頃 ホテル建設の増加が始まる
1989年 トラジャプリンス
1990年 マランテハイランド、マラヌシテイ

以上は3スタークラス～5スタークラスのホテルである。2スタークラスはホテルインドラ、マリア、サトドゥア、ランテパオロッジなどである。98年現在も、建設中のホテルが多数ある。その他、ロスメン、民宿なども乱立

している。

1995年 ノボテル、⁽²⁴⁾ 県内最大規模の5スターホテル。

このようにホテルが建設され、宿泊客が多くなると、観光関連の雇用が少しずつ増え始めた。例えば、トラジャ人がガイド、運転手として働くようになった。また、観光客用の大きなレストラン、スーパーマーケットが建設され、そこでの雇用が拡大した。⁽²⁵⁾ 観光地周辺には、以前はなかった小さな土産物店が商いを始め、小額ではあるが現金収入の道が開けた。

トラジャでは、定期的に収入を得るのは、公務員以外は、コーヒープランテーションで働くことであった。観光開発が進んだことで、ホテルに勤めたり、観光関連の仕事を得ることで、トラジャ人は安定した収入を確保できるようになった。⁽²⁶⁾

トラジャでの主な賃金は次の通りである。⁽²⁷⁾

コーヒープランテーション (日給)	5,000 ルピア
(インドネシア国営コーヒー農園での最低賃金は、日給 3025 ルピアであることからトラジャでは割り高になっている)	
ホテル従業員平均月給	70,000 ルピア
ドライバー、車込み 1 日契約	約 40,000 ルピア
通訳(英語) 1 日契約	20,000~30,000 ルピア
大工 日給	5,000~10,000 ルピア

また、ホテル経営者は、契約従業員以外に、草刈り、洗濯、掃除などで臨時での雇用努力をしている例もある。

(4) 地元企業家の出現 以前は、ジャカルタやバリの大手旅行社に独占されていた旅行業務は、トラジャ人によって経営されるようになった。またホテル経営も、地元企業家により経営されるようになった。経営者は、ヨーロッパに行って観光宣伝をするようになった。またヨーロッパ人が出資し、運営をトラジャ人がおこなう共同経営の旅行社や小規模ホテルもできている。⁽²⁸⁾

(5) 観光関連の小規模産業の形成 観光客に人気がある織物・彫刻は、トラジャに来る観光客ばかりではなく、ジャカルタ、バリ、ウジュン・パンダンでも売れるようになり、物産品として出荷できるようになった。またトラジャコーヒーは彫刻の箱入りでインドネシア各空港で販売し、人気がある。⁽²⁹⁾

(6) 拝観料 トラジャ県が指定する観光地、特にランテバオ周辺やマカレ周辺のケテ・ケス、サンガラ、ロンダ、サダン、レモでは観光客は拝観料を払う。拝観料は6:4の割合で観光地と県に分配される。観光地では、分配金で墓やタウタウ（墓に飾る先祖を形どった木製人形）の修理をしている。拝観料は、95年、外国人1250ルピア、インドネシア人1000ルピアだったので⁽³⁰⁾拝観料と分配金を試算してみる。

95年トラジャの観光客数は5万6530人、仮に観光客が全観光地を回らないとしても、1カ所は必ず訪れるとして⁽³¹⁾試算した。

観光客数	56,530人
拝観料(1人)	1,250ルピア
合計金額	70,662,500ルピア
観光地分配	42,397,500ルピア
県分配	28,265,000ルピア

またインドネシア人旅行者は95年20万4552人であり、このうち半数が観光地を訪れたとすると、県は4億91万400ルピアの分配金を得るはずである。

(7) 税金 外国人観光客は、宿泊・食事に税金を払う。税率は16~21%である。場所により税率が異なり、個人旅行者は税込割引などもされることから、きちんとした統計が難しいものの、県の税収は見込まれる。

(8) 葬儀に伴う徴収 トラジャの葬儀は、多数の水牛・ブタを殺す。トラジャ県は水牛・ブタの屠殺があまり派手になりすぎるという理由で、県令で屠殺は25頭までと決めていた。80年代中頃より観光客数増加に伴い、それはパフォーマンスであるという理由により、県令は無効となり現在に至っている。⁽³²⁾

県は葬儀の際、屠殺する水牛・ブタ1頭に対し、葬儀の主催者から税金を徴収している。県統計局によると、水牛は1頭につき5万ルピア、ブタ1頭につき1万5000ルピア徴収するということだった。

(試算表) (単位:ルピア)

屠殺数	A 100頭	B 50頭	C 20頭	D 10頭
水牛	5,000,000	2,500,000	1,000,000	500,000

ブタ	1,500,000	750,000	300,000	150,000
合計	6,500,000	3,250,000	1,300,000	650,000

A, B, C, D とした屠殺数の規模の葬儀が、1日同時におこなわれた場合は、徴収額は1170万ルピアとなる。トラジャ県内では乾期の7, 8, 9月は、葬儀が集中し、葬儀が重なることは多い。B・C, B・D, B・C・D, 等に組み合わされる。Aのような100頭以上を殺す葬儀は数年に1度である⁽³³⁾。

2 トンコナン新築と葬儀の規模の拡大

(1) トンコナン新築の増加 観光開発が進行してから、トラジャでは所得の増収によるトンコナン新築の増加がみられた。トラジャでは、トンコナンは改築を重ねて、数十年～数百年も住み続ける習慣がある。新築は多額の出費を必要とし、収入の確保と緊密な関係がある。例えば、ランテパオから交通利便な地域であるケテ・ケスは、トンコナンが建ち並び、集落の景観が美しく観光客に人気があり、最も多くの観光客がやってくる。当然、収入増が認められる⁽³⁴⁾。ここでは、近年トンコナン新築の増加傾向が大きく、他地域を抜きでている⁽³⁵⁾。これは、観光関連の収入の確保に裏付けられているからである。

トンコナン新築の場合の費用 (95年現在)	約 45,000,000 ルピア
増改築の場合の費用 (主に屋根の葺き替え)	10,000,000 ルピア
彫刻を施す場合の費用	4,000,000 ルピア
居室を含む床上部分の改築費用	16,000,000 ルピア
その他	5,000,000 ルピア

このように、トンコナンの新築は多額の出費を伴うものである。したがって、確実な収入確保がなければ、新築はできない。近年、新築や改築の際に、屋根の反り上げを急勾配にしたり、彫刻を多用するようになったのも変化の一部である。これは、トンコナンの芸術性を外部の人間に誇示する意味が含まれている。また屋根を葺く場合、伝統的な竹を使用せず安価な波形鉄板にする傾向もある。観光客が多く訪れる観光地では、トンコナンに織物や彫刻を飾り土産物店にしているが、今後、伝統的な景観を壊すことになるのではないかと危惧される。

トンコナンの新築や、増改築での屋根の反り上げや彫刻を多用する傾向は、トラジャの村落の景観を楽しむ観光客をさらに引きつけている。

(2) 葬儀の規模の拡大 第I節で説明したように、トラジャ族は水牛を財力の象徴として認めている。また神の使いとして、神話でも伝承されている。水牛は、神の使者であり財力の象徴という二面性をもつ。死者にとり、水牛を多く殺せば、天国での魂の安定が確保されるとも伝えられている。したがって水牛は農耕に使わず大切に育て、1頭でも多く殺したいという願いが強い。昔、集落の広場でおこなわれていた葬儀は、殺す水牛の数が多くなり、葬儀の広場が設けられるようになった。

葬儀のための広場を設けたり、水牛を1頭でも多く殺すことがエスカレートしていることから、規模の拡大が生じていると考える。富と名誉、魂の安定のために葬儀の規模を大きくすると、次にまたより大きな葬儀をおこなわなければならない。こうして葬儀の規模はどんどん大きくなる状況を生み出している。

葬儀に殺す水牛の値段⁽³⁵⁾ (95年現在)

指先から肘までの長さの角を持つ水牛（トラジャでは身体寸法を用い、これが、水牛の標準的大きさとされている） 約800,000ルピア

白い斑点模様の水牛（テドン・ボンガと呼び、トラジャで最も価値が高い）

10,000,000ルピア

黒い水牛（大型） 3,000,000ルピア

黒い水牛（小型） 1,000,000ルピア

ブタ（身体寸法で、腹回りが片手の大きさ） 100,000ルピア

このように水牛の値段は高い。水牛の他に、多数のブタも殺すので、主催する家族にとって負担は大きい。しかし、規模の拡大傾向は依然として続いている。観光客にとって葬儀は魅力がある。その規模が大きくなることは、より多くの観光客を、トラジャへ導くという循環を作り出しているのが実態である。

トンコナン新築と葬儀の規模の拡大は、収入増加があって生じる傾向である。これが観光客を呼び、観光関連収入の増大をもたらす。そしてまた同じ現象が生じるという好循環を作り出している。これは、トラジャの観光効用

を考える際に重要である。

以上、観光開発が進行してからトラジャ県の経済状況は改善された。観光客数も増加している。一方、観光客が増加したことで、米、野菜、卵、肉類を県内の生産では賄いきれなくなり、他県から購入するようになった。⁽³⁷⁾それに伴い、食料品の値上がりもある。これが、今後、人々の生活にどのような影響を及ぼすことになるのか注視していく必要がある。このような変化があるものの、現在、トラジャ地域がインドネシアにとって、観光の重要な地域であるということは変わらない。

IV トラジャの伝統社会

この節で、トラジャの伝統社会について言及するのは、開発が進行する中で、観光客を受け入れつつ、トラジャは、依然として伝統社会を維持し、その基盤が崩れないのはなぜなのか、またトラジャの伝統社会とはどんなものなのか、を知るためである。

ここでの伝統社会とは、高床式舟形家屋（トンコナン）と高床式舟形の米倉（アラン）の並列する小集落に住み、先祖より受け継ぐ慣習を守りながら、儀礼を重視し、相互扶助を維持している社会ということである。

小集落は、広場を挟んでトンコナン数棟とアランが並列して建てられている。小集落はカンボンに包括され、ケバラ・デサ（村落の長）によって統制される。小集落とカンボンは血縁関係の集合であることが多い。トラジャ県の行政区分はケチャマタン13、デサ242（デサ192、ケルラハン50）である。デサはカンボン・小集落を包括する。デサの長は、トラジャの口承伝承されている、昔からの王族や地位の高い家系の世襲性に基づく血縁の長や、デサの創世者を踏襲している者もある。現在は県知事の任命制になっている。

トラジャには、家族の相互扶助がある。これが、相互扶助の最小単位である。また家族の枠組をこえた血縁の相互扶助もある。トラジャ人は、血縁をケルアルガ（ファミリー）と呼び、末端の家族まで含めると、非常に広範囲の血縁関係を維持している。血縁はデサからカンボン、小集落まで派生しているため、相互扶助は広範囲に機能している。同一地域に居住し、同じ目的

と利益のために相互扶助が機能している集団の単位をコミュニティとするならば、トラジャにはコミュニティが存在すると考える。コミュニティは、小集落またカンボン個別のものから、小集落、カンボン、デサまで縦のつながりをもち、小集落相互、カンボン相互、デサ相互の横の広がりをもつ。トラジャではコミュニティは縦横にクロスした範囲の広がりをもつ。援助、相互扶助、共同作業等はこのコミュニティの範囲のなかでおこなわれている。

トラジャ県外に住む家族は、トンコナンの新築や増築、祝祭・葬儀の際に費用を援助している。また、血縁の相互扶助に協力し、儀礼の時は必ず参加している。県外に住んでいても、コミュニティ関係から切れてしまうことはほとんどない。これは、トラジャ族の特徴である⁽³⁸⁾。

このコミュニティにおけるトラジャの慣習には次のものがある。

儀礼＝祝祭、葬儀における参加と協力

トンコナン建築の共同作業

米作りにおける共同作業⁽³⁹⁾

コーヒー収穫での共同作業

儀礼における参加者末端までの肉片・酒・米飯などの分配⁽⁴⁰⁾

労働、作業に対する水牛での支払いの慣行⁽⁴¹⁾

水牛による借金の返済の慣行

水田による借金の慣行⁽⁴²⁾

血縁でのトンコナンの所有権、相続権の平等

水田所有の男女平等⁽⁴³⁾

福祉面での相互扶助には次のようなものがある

不慮の際の子供の養育

離婚の自由と離婚後の保障⁽⁴⁴⁾

教育費の援助

貧者の救済（これは、血縁の富者が、小さな仕事を与えるなどして、貧者の最低生活を保障することである。特に、一定期間、食・住の保障をするということは日常적으로おこなわれている）

トラジャでは、上記のような慣習が保持されている。家族の相互扶助、コミュニティの相互扶助、コミュニティ間の相互扶助が維持されている。トラ

ジャではコミュニティに所属するかぎり最低生活は保障されるという伝統社会である。村落内部の昔から歴史的に継承されてきたヒエラルキーは、現在もその痕跡を色濃く残しており、儀礼の伝承や相互扶助は、これによる⁽⁴⁵⁾ところも大きい。トラジャでは、本来文字をもっていなかった。文字が導入されるようになったのは、1907年にオランダ軍がトラジャを治め、キリスト教宣教師が来てからである。現在でも文字に残す習慣は少ない。トラジャの歴史、儀礼のやり方、家屋の建て方などは口承伝承である。伝統社会のもとで、家族の相互扶助、コミュニティの相互扶助は、儀礼や慣習を通して、より強いトラジャ族意識を強めている。観光化による近代化が進む中でも、トラジャ族としての誇りと意識を再生していると考えられる。

このような伝統社会に、観光開発が進行し、観光関連での家計の所得が増加した。所得の増加は、他の観光地でしばしばみられるような、テレビ、ラジオ、自動車、自転車等の購入に消費されるのではなく、トンコナンの新築や葬儀の費用に向けられる。これはトラジャの特徴である。観光資源に投資しているともいえる。

トラジャでは、通常、観光による弊害といわれている、民族舞踊や儀式がパフォーマンスや見世物になってしまったり、風俗営業の店ができることで地元の風紀が乱れてしまったり、騒音による地元の環境が一変してしまったりという現象はあまりみられない。また、売らんかなの商売主義も少ない。伝統形式の家屋を洋式建築に変えてしまうということも少ない。観光コースを作るために、乱開発が起こるといった現象⁽⁴⁶⁾もない。

トラジャ県全体を詳細に検討すれば、観光客が宿泊するランテパオ、マカレ町周辺部と山間部には所得の格差がある。また観光開発政策が宿泊地を重点に施行されるため、町部と山間部とのインフラ整備に格差が生じている。しかしながら、トラジャ総体として生活基盤の歪みは少ない。例えば、町部では伝統生活を捨ててしまい、都市化を推進するとか、町部住民の生活と山間部住民の生活が二分されてしまうというような現象は生じていない。したがって、生活基盤の歪みは少ないと考える。これは、前述の伝統社会をトラジャ族が維持しているということである。その内部において、一人一人の福祉の最大化をはかり、最低生活水準の維持を相互扶助でおこなっているの

生活基盤が大きく崩れないということである。観光開発による格差を、伝統社会の相互扶助とトラジャ族としての意識がそれを補っているといえるだろう。ここでみるかぎり、トラジャの伝統社会は、開発政策の格差を補完するメリットを有する。観光を取り入れつつ、伝統社会の基盤を固めている。言い換えるならば、トラジャの伝統社会は、観光に対して適応能力を有しているといえよう。

む す び

最後に、著者のおこなった現地調査をもとに、最近の問題について触れつつ、今後のトラジャの観光について考えたい。1998年、インドネシアの政治経済危機以後トラジャでも多くの変化がみられた。諸物価の値上がり激しく、人々はかなりの節約を伴う生活をしていた。生活必需品は2倍となり、儀礼に欠かせない水牛・ブタの値上がりもあった。観光客は約60%減少し、大型ホテルは人員整理を余儀なくされていた。観光客相手のレストランやスーパーマーケットは、入口を閉ざし、細々と商いをしていた。パラポラアンテナが立ち、TVを購入し、人々は政治情勢に敏感になった。これらの現象は、トラジャだけではなく、インドネシア全体の現象である。トラジャも政治状況から逃れることはできないということである。

このような政治状況の最中、ジャカルタから観光大臣がトラジャを訪れ、さらなる観光客の誘致を人々に促した。外貨の獲得のために、トラジャは依然として重要な地域であるということである。もともとトラジャ県は、国の観光開発計画の中で拠点地域として位置づけられたもので、危機以後も観光政策によって左右されることを暗示するものだった。

しかし、このような中でも、人々は相変わらず葬儀をとりおこない、水牛・ブタ豚を殺し、肉片を分配し、相互扶助を保っている。変わったことは観光客が少ないということだけである。彼らは、部族間対立の時代から、あらゆる状況に対処できるような慣習を作り上げた。それを時代状況に合わせて、さまざまな工夫をし、伝統社会を維持してきている。伝統社会の基盤がゼロにならないかぎり、政治状況に対応する能力があるだろう。だからこそ、

トラジャは観光地域として価値がある。

1975年以後、開発が推進されてから現在まで、トラジャにおける観光は、地域発展と観光客の満足度から測っても成功している例である。観光客がトラジャに求めるものは、トラジャ族が長い年月をかけて作りあげてきた文化と生活を、現代という時間の中で実感すること。異質のトラジャ族の文化と生活をとおして、自国の文化と生活を再認識することであろう。ここを訪れた観光客の各人が、それぞれの持つ価値観や想像力を刺激され、次なる行動の発露になるならば、観光は有意義である。トラジャは、この意味で観光に貢献していると考える。

観光開発政策は、対象地の文化や生活を十分に考慮し、特性を引き出し、生活基盤を壊さないような、慎重な配慮を伴う方法でおこなわれなければならない。そうしなければ、トラジャのような伝統社会の特性を観光に生かすことはできない。また、観光開発と伝統社会の共存はありえないだろう。今後も、トラジャの観光では、外貨の獲得が期待されており、よりきめ細かい配慮を望むものである。

注

- (1) インドネシアには300以上の民族集団があるといわれている。
- (2) 県統計局による。鳥取、奈良、埼玉県は3000 km²台である。ほぼ、これらの県と同じ面積とイメージできる。
- (3) 例えば、トラジャ人はあまりやらないベチャ（三輪車）引き、ビンの回収、露天商などが増えていることから、ジャワ島からの移住者も多くなっている。
- (4) ココアは98年インドネシア経済危機前はスハルト・ファミリーによって安価に独占買収されていた。危機後自由に取り扱できるようになった。
- (5) タナ・トラジャ県統計局による。
- (6) ジャカルタ・ジャパン・クラブ [1994] によると、インドネシアへの観光客は92年306万4161人であり、日本人観光客は39万人である。表1にトラジャ県への国別観光客を表示した。
- (7) 以後、ヨーロッパ人と書かない場合もある。
- (8) 98年サダン地域でおこなわれた葬儀では、贈呈するブタを先頭に、観光客の一団が参列した。
- (9) 葬送儀礼の商品化、観光客用のショーという言葉もある。山下晋司 [1988] pp. 277-278；大塚和夫 [1993] 「民族に関する基礎研究」第1章民族とはなにか（総合開

発機構 [1993] 『NIRA 研究報告書』No. 930023 所収), p. 27.

- (10) 普請研究会 [1991]; 文化財建造物保存技術協会 [1997]; Dawsson and Gillow [1994], など多数あり。
- (11) ロスマンとはホテルより安価な宿をさし, 簡易ベッド, 水浴場兼トイレが一室に設備されているもの。
- (12) エコツーリズムとしたのは, 現地で観光業者が使用していることによる。
- (13) ママサはトラジャ西方の山岳地域であり, 祖先はトラジャと同じであると言われている。生活や文化面でトラジャ族と多くの共通点をもっている。
- (14) インドネシア開発5カ年計画は, 第一次開発5カ年計画 1969/70~1973/74, 第二次 1974/75~1978/79, 第三次 1979/80~1983/84, 第四次 1984/85~1988/89, 第五次 1989/90~1993/94 である。本節は計画の中の TOURISM を調べたものである。また, 必要に応じて, 州の計画を調査追記した。
- (15) この時点で, 西ジャワ 792 室, 中央ジャワ 112 室, バリ 456 室である。15 万人が常時宿泊できるように増設を計画した。
- (16) インドネシア中部を第1段階, 西部を第2段階, 東部を第3段階で開発推進していくとしたものである。
- (17) 90年当時, トラジャ県に入ると, 道路はアスファルト化はされておらず, 夏期でも雨が降った場合は通行困難な状況であった。
- (18) 南スラウェシ州への観光客の推移は表3に示した。
- (19) 県統計局によると自国旅行者は, 1992年 17万 4542人, 94年 19万 5544人, 95年 20万 4552人, 96年 21万 8382人である。
- (20) 県が回収する。県は, 家庭ゴミの収集もおこなっている。ホテルの規模により回収金額には差があり, 98年調査によると, 大型ホテルでは1カ月約4万 5000~5万 ルピアである。
- (21) トラジャ人の大学進学率は高く, ほとんどはウジュン・パンダンの国立, 私立大学に入学する。
- (22) 病院は24時間診察するようになっている。
- (23) 県統計局96年調査によると, スターマークのついたホテルは11, 部屋数590, ベッド数1262, スターマークではないホテル12, 部屋数186, ベッド数364, その他の宿泊施設は43, 部屋数331, ベッド数598で合計宿泊施設66, 部屋数1130, ベッド数2363とある。
- (24) ホテル・ノボテルではタイムカード管理をしている。給料は他のホテルより高いもののトラジャの儀式参加の都合で辞める者も多いと聞いている。
- (25) マカレよりランテバオに集中している。
- (26) 94年に改定された最低賃金は, 中部ジャワで, 2700ルピア, バリで3350ルピア, 南スラウェシで2300ルピア, 東ティモールで3000ルピアである。ホテル従業員の平均月給はレストラン従業員から聞き取りしたものである。ホテルのマネージャーとして20万ルピアで引き抜かれたという話もある。95年当時交換レートは約20~22ル

ピア/1円であった。

- (27) 98年インドネシア経済危機以後物価の値上がりがあり、賃金も上昇していたものもあったが、不安定であった。賃金は95年当時のものを使用した。
- (28) ほとんどは男女どちらかがトラジャ人で、結婚して起業したものが多い。第1節3の(3)で示したの長期滞在型コテージがこれにはいる。
- (29) 98年インドネシア危機以後、コーヒーは自由にドル売りができるようになった。トラジャコーヒーと称して売られているものもある。
- (30) 98年インドネシア危機後、3000ルピアに急上昇していたが、そのままで試算した。
- (31) 92年1円は約20ルピア、95年は22ルピア、98年は85から90ルピアであった。95年外国人数は県統計局発表と違いがある。
- (32) 92年メンケンデック地域で100頭以上を殺し、98年サダン地域で200頭を殺す葬儀があった。
- (33) 35頭、25頭など屠殺数は一定ではないが、分かりやすくするため、10、20、50、100とした。
- (34) ここは世界文化遺産に指定されるようインドネシア政府が国連に申請しており、2000年には登録される予定である。
- (35) ケテ・ケス在住の県議会議員サロングロ氏の調査協力によると、70年以後、年平均3棟が新築され、現在をもっと多くなっているとのことである。
- (36) レートは95年現在のものである。98年経済危機後為替変動と値上がりが激しかったが、不安定のため95年を使用した。
- (37) 94年南スラウェシ州統計資料によると、トラジャにおける米の価格は1kg=702ルピア、調理油はボトル=1554ルピア、砂糖は1kg=1438ルピア、布地は1m=2000ルピアであった。98年危機後は米1kg=2500ルピア、砂糖1kg=4000ルピア、塩1kg=500ルピア、卵1個=500ルピアであった。
- (38) トラジャ人の中にも相互扶助を強制と感じ、他県に移り住んだりする者もあるが、葬儀はトラジャの地に帰っておこないたいと希望する傾向がある。
- (39) 米作りの場合、地主と小作の関係できちんと支払いをしている場合も多い。
- (40) 家族単位で分配される。
- (41) トラジャでは、多くの場合、水牛を価値基準としている。また、価格を水牛に換算して考える習慣がある。
- (42) 葬儀、または子供の進学、入院等で現金を必要とする時に水田を担保として現金を借りる質入れのような方法で昔からおこなわれている。
- (43) 夫婦であっても自分名義の水田を所有している。
- (44) トラジャでは離婚は比較的自由におこなわれており、子供はケルアルガが養育している。また、女性が離婚後、家をもらう交渉を婚前におこなったり、実際、離婚後その家に一人で住んでいる女性もいる。
- (45) 現在インドネシアでは国策でヒエラルキーは存在しないことになっている。しかし、伝統的にあるヒエラルキーは水面下で機能している場合もある。

- (46) 98年ランテパオを中心に10軒のカラオケ店ができていた。店のオーナーの聞き取り調査では客のほとんどはトラジャ人であるとのことだった。

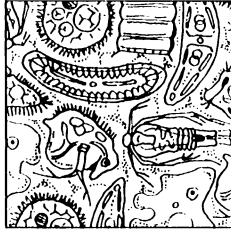
参考文献

- 海外経済協力基金経済部 [1989] 『インドネシア第5次開発五ヵ年計画要約』。
 加納啓良 [1981] 『サワハン——開発体制下の中部ジャワ農村』 アジア経済研究所。
 ジャカルタ・ジャパンプラブ [1994] 『インドネシア・ハンドブック』。
 総合研究開発機構 [1993] 『民族に関する基礎研究, 国家と民族』, 『NIRA 研究報告書』
 No. 930023。
 — [1995] 『文化協力における民族と国家』, 『NIRA 研究報告書』 No. 950058。
 谷口研究所 [1986] 『第4次開発五ヵ年計画 1984/85-1988/89』。
 茶谷正洋他編 [1981] 『インドネシア・スラウェシ島サダン・トラジャの集落と住居の形態』
 (財)住宅建築研究所。
 (財)日本インドネシア協会 [1986] 『インドネシア 第III次開発五ヵ年計画 1979/1980-
 1983/84』。
 モハメド・アルシャド・アンワール, 尾村敬二編 [1994] 『インドネシアにおける地方開発』
 アジア経済研究所
 普請研究会 [1991] 『トラジャの伝統的家屋』, 『普請研究』 第38号。
 (財)文化財建造物保存技術協会 [1993] 『インドネシア・トラジャの伝統的家屋修理報告概
 報』。
 — [1997] 『バヌア・タンベン保存修理工事報告書』。
 ホイジンガ [1988] 『ホモ・ルーデンス』 高橋英夫訳, 中央公論社。
 細田亜津子 [1996] 『トラジャ紫の大地』 西田書店。
 山下晋司 [1988] 『儀礼の政治学』 弘文堂。
 Biro Pusat Statistik Jakarta Central Bureau of Statistics Indonesia [1969, 1970, 1971,
 1974, 1976], *Statistik Indonesia Statistical Yearbook of Indonesia*, 1968年版, 1969
 年版, 1970年版, 1973年版, 1975年版。
 Bulu, B. [1989], *Dances in Toraja*.
 Dawson, Barry and John Gillow [1994], *The Traditional Architecture of Indonesia*,
 Thames and Hudson Ltd., London.
 Department of Information Republic of Indonesia [1971], *The First Five-Year
 Development Plan (1969/70-1973/74)*.
 — [1976], *The Second Five-Year Development Plan (1974/75-1978/79)*
 Kantor Statistik Kabupaten Tana Toraja [1994], *Pendapatan Regional Kabupaten
 Tana Toraja 1989-1993*.
 — [1995a], *Indikator Ekonomi Kab. Toraja 1994*.
 — [1995b, 96, 97], *Kabupaten Tana Toraja Dalam Angka*, 1994年版, 1995年版,
 1996年版。

- Kantor Statistik Sulawesi Selatan [1986, 1993, 1996], *Sulawesi Selatan Dalam Angka South Sulawesi in Figures*, 1985年版, 1992年版, 1995年版.
- Kis-Jovak, Jowa I., Nooy-Palm, H., Schefold, R. and Ursula Schulz-Dornburg[1986], *Banua Toraja—Changing Patterns in Architecture and Symbolism Among Sa'dan Toraja Sulawesi Indonesia*, Royal Tropical Institute Netherland.
- Mandadung, Arianus [1994], *Mamasa—West Toraja*, Ujung Pandang.
- Marampa A.T. [1990], *A Guide to Toraja*, Rantepao Toraja.
- Marampa, T. and Upa Labuhari [1997], *Budaya Toraja*, Yayasan Maraya.
- Waterson, Roxana [1993], *The Living House—An Anthropology of Architecture in South-East Asia*, Oxford University Press.

第IV部

日本型レジヤの断面



第1章 日本の観光プラティクと余暇問題

はじめに

余暇 (leisure) という語は、言うまでもなくフランス語 (loisir) から発している。このフランス語における余暇という概念には、三つある。

基層にあるのが、ルソーが、『告白』で「最後の望みとして、煩わしいことなしに永遠の閑暇 (loisir) の中で生きることしか残っていなかった」と述べたような意味での loisir で、古典的な「閑にあかせて無為の時を過ごすこと」である。

この基層の上に二番目の「自由時間」としての loisir がある。これが今日のヨーロッパ型の余暇である。この自由時間は、労働、義務、強制活動などとの対抗概念として生まれてきたものであるため、権利 (獲得した権利) という色彩が強く、倫理的な意味あいを内包している。本章では、この意味での余暇を視座に据えて検討をすすめるつもりである。この余暇消費が、フランスなどで言ういわゆるバカンスであるが、それは比較的長期の滞在を前提とする旅行と観光が含まれるため、次の分類の中のレクリエーションとしての観光旅行と線引きがむずかしいこともしばしばあり、わが国では、ほとんどこの区別が意識にすらのぼっていない。

さて、この「自由時間」の一部には、三番目の余暇 (loisir)、すなわちいわゆるレジャーが含まれるのである。金銭を伴う気晴らし行為や、文化資本 (ブルデュー) の蓄積の一種である稽古事などである。レジャーは、大きくはこの①気晴らしと②文化資本蓄積に分類できる。①はギャンブル、観劇、コンサート、カラオケ、スポーツ、ゲーム、釣り、登山、海水浴、買い物、食事、観光旅行等々、②は絵を描くこと、楽器演奏、フィットネスクラブ、

ヨガ、茶道、華道を実践する等々である。これらは比較的短時間の実践なので狭い意味でのレクリエーションと同義である。本章で主に議論するのは、こういう、ヨーロッパ型余暇から見ると、ほんの一部分しか占めていないこの第三の余暇 (loisir) (とりわけ①) が異常な形で、しかも膨張してしまっている日本型余暇の姿である。

他方、「日本人は働き過ぎである」という評価は、日本国内だけでなく、外国にもよく知られ、一般に年間労働時間などのデータから客観的な事実として通念化している観がある。しかし、余暇問題は、このような時間の多寡だけを媒介変数として論ずるべきものかという疑問がある。アラン・コルバンなどの研究 (*L'Avènement des Loisirs*, 1995) でも明らかなように、労働と余暇という二項対立式の生活時間意識は近代ヨーロッパのきわめて特殊な産物でしかなく、今日、わが国で余暇の問題を考えると、ヨーロッパを規範とした労働観や時間意識にのせて単純に議論することには問題が多い。とりわけ余暇獲得を「信仰化」している観のあるドイツやフランスなどを、余暇先進国の規範としてとりあげ、休暇時間や制度のみを理想化してこれを論ずることには慎重であるべきだと思われる。労働意識や時間観念、その過ごし方というプラティクの面は、文化人類学などの知見によるまでもなく、きわめて民族の固有文化と深く関わっているからである。

本章では、日本での余暇のプラティクをなすだけなまの現象をとおして解析的に検証してみたい。実証的な数値データなどだけでは、余暇やその消費形態の重要な部分を占める観光のプラティクが必ずしも解けないからである。のちに少しふれるが、「リゾート法」制定などという発想誤謬の所在を考えることなどはその一例である。当時、余暇の需要や形態はさまざまな「データ」から策定されたはずである。にもかかわらず、こういう巨大な失敗を行政も現場も犯してしまったのは、そこに、文化的視点、もう少し正確には精神文化的、倫理的視点と言い換えてもいい哲学の策定が欠けていたのだと思われる。ただ、難しいのは、このような文化にシフトした「質」の問題を解釈的に判断する方法は行政も企業も不得意なため、策定システムそのものの致命的なアポリアに行き着いてしまうことである。

日本の観光形態や余暇に対するプラティクについて、以下で述べることは、

今後のひとつの道しるべとしての提言でしかない。いささかでも反省的にこの余暇消費の形態について考えるきっかけにでもなれば幸いである。

I イノセンス観光

スイス観光の人気スポットに「ハイジ観光」というのがある。ハイジは、言うまでもなくスイスの女性作家ヨハンナ・シュペーリの教養小説『ハイジ』(1881年)の主人公の少女の名前であり、わが国ではテレビアニメ(1978年頃放映)でおなじみの名前である。興味があるのは、この観光地を訪れる客のほとんどが日本人であり、しかも女性であるということである。最近のデータでみると、この村(マイエンフェルト村)での日本人宿泊延べ数は904泊で、実にこの村が受け入れた宿泊客全体の35%を占め、圧倒的に1位なのである。ちなみに、同年のスイス全体の日本人宿泊延べ数は、同国での外国人宿泊延べ数のわずか1.4%でしかないのだから、いかにこの村が、日本人観光客の特異点となっているかが分かる(Bundesamt für Statistik 連邦統計局資料。1996年統計によると、マイエンフェルトでの1年の外国人の宿泊は2597泊、うち日本人は904泊。一方、スイス全体での外国人の総泊数は約3390万泊、うち日本人は約50万泊)。この数字に、通過客を加えると、さらに日本人の訪問数は諸外国人の中で際立って目立つ数字になるだろうことは、日本の旅行社のツアーパンフレットの行程表からも分かる。マイエンフェルトを訪問(宿泊なし)するコースの設定が、非常に多いからである。観光行為の動機にこのようなイノセンス(無垢)な「子供」物語趣味に特化されたものに集中する志向は、おそらくきわめて現代日本的な観光現象のひとつだろう。

似たような現象が、イギリスの湖水地方観光でも見られる。ピアトリクス・ポターの「ピーターラビット」の家を訪問する観光である。これは、言うまでもなく「かわいいウサギ」の挿し絵で子供やとりわけ日本の女性に人気を呼んだ童話の女性作家ポターにゆかりの家を訪問するという観光商品である。じつは日本人によるこの観光は、誤解もあったとはいえ、イギリスで問題を起こした(真板昭夫他[1997]「ナショナル・トラストエリアの観光利用に関する研究」、『観光に関する学術研究論文・入選論文集』アジア太平洋観光交流セ

ンター参照。以下での引用は同論文による)。1995年7月24日付の英国『タイムズ』紙が「日本人はビアトリクス・ポターの庭に入らないで」という見出しで、日本人客制限のキャンペーンを始めた、という報道をしたのである。その理由は、同紙によると、ここを訪れる客の25%は日本人で、しかも若い女性ばかり、そしてすぐくものを買いたさる、等々である。この中で、「日本人制限」という部分は誤報であったが、そういう気分を醸成する何かがここにはあることも事実だったのだ。日本人の観光形態を探るために、大変興味あるシンボルをいくつか抽出してみよう。

まず、ここが位置的財であるにもかかわらず日本人は主として団体（「53人乗りの大型バスで……25～35人」）での訪問をする。一般商品と異なり供給を増やせない位置的財と団体客（マス）は対抗関係にある。この両者が相まると過密コストが生じるが、これは単に、そのスポットに訪問客が多くなるという量の問題（たとえば駐車場が不足する）でなく、観光資産（たとえば「静寂な雰囲気」が売り物）そのものにとって致命的な打撃を与えうる。日本人には、集団行動がしばしば余暇消費と矛盾しているのだという認識が希薄だということをよく現わしている。このことについては後にふれる。

次に、ここが、ポターとナショナル・トラストとの関係抜きには考えられない、いわゆる湖水地方の一隅にあり、自然環境（保全）こそがこのスポットの由来なのに、「日本人は見向きもしない」という問題がある。ひたすらピーターラビットの家のみ群がる。「シンボルや価値づけされたもののみを観光資源」と考える商業主義的発想に余暇形態が引きずられている。

次に問題なのは、土産を買いたさって帰っていくという点である。観光行為がきわめて金銭消費に結びついている。つまり、余暇時間の消費は、やや古典的な言い方をすれば、本来非日常への憧憬を動機とするはずなのに、実際は、日常を色濃く反映している経済行為に陥ってしまっているということである。このことについてもあとで考えたい。

最後に、ここには、通過型旅行形態の典型があり、この種の商品開発をおこなう旅行社とそれを求める消費者の両方の背景にある日本的観光形態の問題の一つを浮かび上がらせている。

すなわち、滞在型観光を好まない（不得意な）民族性がかいま見られる。

このことは、じつはリゾート開発の形態にも色濃く反映している。このことも後に触れるだろう。

私たちは、日本人の特定年齢・性が好むこの種の「イノセント観光」用の旅行商品として、その他にも、ドイツの「ロマンティック街道」（これを日本ではメルヘン街道などとも呼ぶ）、「プリンス・エドワード島」（赤毛のアンの家、グリーンゲープルス・ハウス。カナダ）などもあげることができる。また、その信者でもないのに、キリスト教国へ出かけて教会で挙式をする旅行形態も、不思議なイノセント願望の現われと見てよいだろう（『日本人カップル挙式お断り』、『朝日新聞』1998年7月18日参照）。

同じ線上に位置づけられるものに「東京ディズニーランド」がある。ここは、年間入場者が約1700万人あるが、そのうち6割が女性で、しかも入場者の約70%が18歳以上なのである。これはイノセントに対する大衆的病理としか言いようがない現象のシンボルである。ディズニーランド（ワールド）はアメリカでは基本的には子供の遊技場あるいは大人にとっては“アメリカ性”のノスタルジア体験の場という認識があつて、高校生以上になると、マジックマウンテン（アメリカ国内に6カ所）やユニヴァーサルスタジオへ行くという。フランスとなると、パリ郊外の「ユーロディズニー」では、メルヘンで売れず、遊技場主体（スプラッシュマウンテンなど）に変更し、トータル色調もパステルカラーを抑える方向で、基本コンセプトを大幅に変えていることはよく知られている。

海外旅行のデータで見ると、明白にこの「子供・女」という動向が見られる。30代以上では海外旅行者数の男女数では、男性が多いが、10代、20代に限ってみると、女性の方が多いのである。とくに20代では、男性172万9000人に対して、女性は290万人と圧倒的に男性より多く、かつ、この女性集団が日本人の海外旅行者数の最大母体（17.4%）となっている（*JTB REPORT '97*）。女性が旅をすること自体は問題ではないが、しかし、そこで実践されている観光行為が日本人の一般的なレジャー観を反映し、また、レジャー観に影響を与えていることは問題としないわけにはいかない。すなわち、先に述べたような意味での、労働からの解放としての余暇のニーズが、この年齢の女性に一番切実だとはとうてい思われなからである。彼女たち

が海外旅行をするのは、一般に言われているように、「時間と金」があるからであり、これが現在の日本の余暇形態を色濃く反映する形でいわば誇張された姿を出現させていて、実はこのことが問題なのである。

キャスリーン・フィッシュマンによると「女性に人気」という英語に訳せない概念が日本にあるという（『朝日新聞』1995年3月13日）。普通、英語で「女性に人気」というと、ハンサムな男優か、ヒロインが際立った小説か映画を思い浮かべるが、日本では、それが食べ物（かつてのティラミスなど）でも、町でも適用され、しかもこれが商業主義に重なっている、という。町で言うと、例えば金沢、軽井沢、萩などが「女性に人気」のアイテムで、さらに女性という枠は女子高生、中学生へと低年齢化していつている。

観光施設名で例をあげると、ペンションの名前である。これがまるで申し合わせたように金太郎飴的命名法で、「ピノキオ」「銀河鉄道」「ごろねのパパ」「りとりん・ばーど」「ぶらんでんぶるぐ」「あしながおじさん」「ちろりあんはっ」と「白雪姫」「森のきのこ」「赤頭巾ちゃん」などと、命名されていて、まともな「大人」の感覚でいうと口にするのも照れくさいような名前である。施設名はオーナーの自由であり、イヤなら行かなければいいと言う、相変わらずの低レベルでの「自由」の詭弁で、こういう物言いが行き着く先は、かつての清里（ハケ岳山麓）なのだ。日本人の余暇を考えるときに、「イノセンス」氾濫の清里の駅周辺のショートケーキハウス群ははたして好ましい貢献をしたのだろうか。あまりにも「プライドがない国民」で、「生産に品位がなく、消費に抑制がない」（村上龍）のではないか。

観光行為と観光スポットの過剰なイノセンス好みは、いかにも逃避的で小児的である。余暇の豊かな消費は文化の「成熟」とおおいに関係があることを考えるときに、このような「カウンター」意識も希薄な「カウンターカルチャー」傾向を必ずしも面白がっているわけにはいかないだろう。

II モノ化する観光

この「メルヘン好み観光」は一見、それはそれなりにある精神性・文化性の発露のように見え、とくにポストモダンの観光プラティクだといえなくは

ない。ポストモダンと観光についての関係をいま詳しく論ずる紙幅はないが、精神の合理性という意味でのモダンを経過したとは言いがたい日本におけるポストモダンを過剰には称揚できないだろう。むしろイノセンス観光の根底には、モノ文化指向があることが気になるからである。そのことを、現代の日本人の観光プラティクのいくつかの現象を観察しながら、考えていきたい。

1 フォーティズム

日本の観光行為には、大量生産・大量消費が支配的である。一例を日本人のスイスでの旅行形態からさぐってみよう。大型ホテルをキーとして読み解く。

日本人のスイスにおける宿泊地は群を抜いて1位がジュネーヴ（約23万泊）で、次に、インターラーケン、チューリヒ、グリンデルヴァルト、ツェルマットの4カ所がほぼ団子状態に並び、それぞれ1位の半分（10万泊）程度である（データは1995年。ただし、最近ではジュネーヴが日本と直接結ぶ国際空港でなくなり、急速に宿泊数を減らしている）。ところが、日本人以外の一般外国人観光客の宿泊先をみると、①グラウビュンデン州、②ヴァレー州とチューリヒ、③中央スイスとベルナー・オーバーラントとジュネーヴが並び、しかもかなり分散している。日本人がなぜジュネーヴに集中するのか。その理由は、日本の旅行会社が、大型ホテルがあるということで、ここをデスティネーションとして設定するからである。スイスには約6100のホテルがあるが、100室以上を持つ大型ホテルは143しかなく、全体の2.3%である。実際、10室以下の小型ホテルが全体の40%を占め、20室以下という規模のホテルを合わせると、全体の64.8%がいわゆる小型ホテルである。また宿泊は、日本人の場合100%近くがホテルへ投宿する。スイスの宿泊施設のうち、ホテルと称するものは40%程度しかなく、残りの60%は貸別荘、休暇用アパートなど、1週間単位で借りる施設である（たとえば、フランスでも、ホテルが供給するベッド数は、全宿泊施設のわずか7%で、93%は長期滞在の施設なのである）。こういう長期滞在用施設での、スイスにおける外国人の宿泊は1年に1660万泊であるが、このうち日本人の宿泊数は統計に上がっていない。微小すぎるからである。日本人がこれを利用しないのは言うまでもなく旅行

形態が滞在型ではなく周遊型だからである（日本人のスイスにおける平均宿泊日数は1.7日）。

このことが表わしているのは、日本の旅行業者は、伝統的に、顧客の宿泊先を大量生産、効率などを基準にして設定する傾向があるということである。ジュネーヴは、たしかにスイスの町ではあるが、アルプスがあるわけでもなく、標高も357mしかなく、観光的な目玉があるわけでもない。レマン湖があるといっても、スイス中央部の湖などとは異なり、周辺を峨々たる山々に囲まれているわけでもなく、水もお世辞にも綺麗とは言えず、要するにクリシェとしてのアルプスの雰囲気をもっていない。市内観光のスポットとして訪れる国連欧州本部などは、スイスの施設ではない（スイスは国連の加盟国でない）。日本人のスイスにおける平均滞在数は2日に満たないのに、スイス的とは言いがたい町で1日を費やすもったいなさは、人ごとながら気になる。ちなみに、ジュネーヴにはなぜ大型ホテルが多いかということ、それは、この町で1年中おこなわれる国際会議の出席者、参加者、メディア関係の人々の受け入れ施設としてなのであって、戦前は別として、この町は観光客向きとは言いがたい。もちろん、スイスに何日も滞在するなら、その内の1日をジュネーヴで過ごすのも悪くはない。アルプスイメージ以外のスイスを体験できるからである。

観光と旅行会社の効率力学との関係から、日本における余暇が、精神性からでなく、ある種のフォーディズムでおこなわれていることが、このケースでよく見えてくる。海外旅行に行く消費者が、本当の意味での、休養の精神に裏打ちされず、大量生産的な扱いをうけていることにも特に違和感を感じないのは、おそらく、修学旅行、社内旅行などのさまざまな団体旅行を体験することで、そういう批判精神が鈍麻しているのかも知れない。

こういう集団主義に抗する形で始まった『地球の歩きかた』式個人旅行も、結局日本では、形を変えた集団主義的発想の「画一旅行」（同じルートをたどり、同じおすすめホテルに泊まり、顔を合わすとみんな『地球の歩き方』をもっている、という図式）になっている。「もうひとつのマス・ツーリズム」（今福龍太）でしかないのだ。私たちの多くは相変わらず「個人的であるが単独的でない」（柄谷行人）のである。

個人旅行がやりにくいという面もある。とくにハイシーズンなどは、飛行機もホテルもみんな代理店が押さえてしまって、個人で予約をとりにくくなっている（海外はとくに）。また、日本では、観光地の旅館では個人客は歓迎されない。

テレビで、伊東や鬼怒川などのいくつかのホテルは集客コマーシャルを流しているが、これは大量消費材の売り込み方と同じ手口である。もしヨーロッパでこんなコマーシャルを流すホテルがあったら、逆効果を招くだけだろう。言うまでもなく、人が押し寄せるかもしれないホテルでは、静謐やひそやかな休養は求められないだろうと予測できるからである。

残念ながら、産業精神の根底にある大量生産、シェア競争、非文化的行動が結局「個人」の余暇行動様式にそっくり連動してはたらいっているとしか言いようがないのである。

2 買い物

日本人の観光旅行に買い物（土産）はつきものである。このことについて考えてみよう。

旅行目的地での行動（国内）のアンケート調査の回答（複数回答）によると（「目的地での行動（国内）」（複数回答）、総理府 [1992] 『観光リクリエーションの実態』）、1位「温泉などでの休養」58%、2位「自然・風景鑑賞」57%、3位「買い物」33%である。

また、海外旅行での「目的地での行動」（複数回答）（*JTB REPORT '97*）の調査によると、1位「買い物」64%、2位「自然風景観光」59.5%、3位「歴史・文化」41.3%、4位「食べ歩き」32.7%である。

国内旅行の方の調査数字が含み持っているものは、じつにあいまいで、おそらく質問設定が悪いこともあるだろうが、実状とかけ離れていることである。国内で言うと、1位や2位の内容が実際にどういう行動に具現化されるのかということが問われていないからである。たとえば、1位の「温泉などでの休養」というのが、どういうプラティクで構成されているかが不明なのである。おそらく、総理府の調査で、真の意味でのヨーロッパ型の「休養」にあたるのは、「休養」という項目以外の「避暑・避寒6.6%」ぐらいではな

いか。また、2位の「自然・風景鑑賞」がそれ自体目的化しているとはとうてい言えない。そして3位に「買い物」があることは驚くべきことなのだ。つまり、この1位から3位までを合わすと（複数回答だから）、そこに浮かび上がるのは、典型的なツアー旅行（例えば、温泉に入って、紅葉を見て、土産を買う）である。こういう調査では、「休養」というのはどういう精神性をコノテーションとしてもっているのかということをもっと突き詰めて調べてみないと意味がない。

海外旅行についても基本的に同じことが言えようが、しかし1位の「買い物」には、実に明白な現代の日本人旅行の志向パターンが見られて興味深い。しかも、年齢・性別分類で見ると、女子学生では実に86.5%、未婚女性（18歳から29歳）では79.4%が「買い物」を志向するという高い数字を出して、熟年男性の49.2%、男子学生54.1%に比べて大きな差を示している。

買い物行為をデスティネーション別で「行った先での重視事項」でみると、ハワイでは78.1%で、自然風景観光の58.9%をしのぎ、トップである。ヨーロッパでも62%を占め、「のんびり休息」の9.3%をはるかにしのいでいる。買物に関して言えば、『海外おみやげ』（JTBトラベランド発行）という冊子が、地域別に6種類発行されている。たとえば、「ハワイ」編では、ピエール・カルダンやイヴ・サンローランなどのヨーロッパ製品などまでが数多く、このカタログには掲載されている。

この「買い物型」観光では、強い目的対象志向を示し、本来の余暇時間の過ごし方の一つの特権でさえある「非日常」をみずから放棄して、経済活動の変形＝非余暇活動とリンクしてしまっているのである。そのため、日本の旅行ガイドブックは、買い物情報を満載し、ヨーロッパでは見られない特殊な構成になっている。

（ローマのプラダの店で、30分前から入口に群がっている日本人が）開店と同時に店内になだれ込み、一度そこに足を踏み入れると日本語しか聞こえてこない感じがした

（20歳・学生「行列とカオス、日本人観光客」、『朝日新聞』投書欄1997年4月27日）

イタリア・ミラノのサンタマリア・デレ・グラチア教会には毎日、何台

もの観光バスが乗り付けられ、日本からの団体客が押し寄せている。
「ミラノではショッピングと最後の晚餐よ」と女性観光客たち

(『朝日新聞』1998年4月6日夕刊)

「ショッピング大作戦」(総力特集! 欲しいモノが必ず手に入る! 人気ブランドショップからアウトレット&ディスカウントまで。シャネル、グッチ、CK, COACH, DKNY, フェラガモ, ティファニー, NIKE ほか)「有名ブランド完璧ガイド」「香港ブランドを極める」「ハワイ完璧ショッピングルート」「アイテム別厳選ショップガイド」「有名ブランドは五番街でゆっくり選ぶ」「詳しいデータマップ付」

(『地球の歩き方 ムック』の「ニューヨーク」「ハワイ」「香港」の3シリーズの出版広告より)。

「世界観光協会」の1994年の報告では、外国への旅行者延べ人数が一番多い国はドイツ(7700万人)で、次がアメリカ(4400万人)、3位が英国(3900万人)である。しかし、1人当たりの出費が一番多いのは日本人(2261ドル)だそう(24HEURES紙, 1995年10月23日)。しかも、昨年のデータでは約2900ドルで、さらに増加している。

日本人の観光行為の体験は、この買い物という行為からも分かるように、日常の延長にある。消費活動に特化されるこの現状は、余暇行動がどういう意味でも、時間をめぐる精神性から発している「余暇」の目的にはとうてい合致するとは思われない。モノで確認する低レベルでの単なる行為で、そこには金銭消費に絡まる損得が付随し、トクしたという感覚を、なんらかの見える形で確認する。さきほど述べた「ハイジ観光」をする人は、その点で、このモノ世界は卒業しているように見える(し、実際そういう人もいるだろう)が実は、ハイジを確認するのと、ミラノでブランドを買うのとは、同じある集団意識(外部世界が見えなくなっている)の枠内でおこなわれている類縁性を持つ行為なのだ。

3 旅館と食事

日本の旅館の特色は、食事込みという点に象徴される囲い込みである。「食」というのは「個」の好みに強く結びつくべきものはずだが、このこ

とが今日なお軽視され、旅館ではメニューの選択の余地なく、しかし一方でたいい食べきれないほどの品が食卓に並ぶ。しかも、決まり切ったように刺身、天麩羅の類が必ずつき、あるいは海の近くの宿とはいえ、現地でとれないと思われるマグロなど遠海ものや、タコなど特定の産地のものや、アマエビ、カニのような本来季節に制約をうける品までが並ぶ。

この嗜好品についての集団主義を回避して、旅館に宿泊する方法はいわゆる「素泊まり」だが、これが認められる宿は商人宿ぐらいで、しかも、これには貧しい泊まり方というクリシェが成立してしまっている（そもそも、リゾート地の旅館の宿泊費は、家族で長期滞在するようには設定されていない）。ある旅館主（長野県北部の某観光地）は、「私たちは、安く、自由に泊まっていたるように、一時期〈素泊り可〉という看板を出したことがあるのですが、旅館組合からちょっと都合が悪いつて言われて……」と述べていた。たしかに、最近、JR 東日本が、主として東北地方で展開しているロングステイプランの「フォルクロロ」ホテルは家族連れの長期滞在用というコンセプトをはっきり打ち出している。たしかに安価にはなっているが、それでも、ヨーロッパのこの種の宿泊施設に比べてまだかなり高い。また、近辺には選択の幅のある食堂が十分あるとはいえない。

とくに温泉地などの、自称「リゾート」地の中規模以上の宿は食事、土産、宴会、カラオケ、ゲーム、ボーリング場などを囲い込んでいて、いかにも消費中心のせちがらい雰囲気を醸成している。

鉄筋地上8階、地下1階・全館冷暖房完備・客室276室・最大収容1800名・大宴会場、中、小宴会場・大会議室・中・小会議室・レストランシアター・ナイトクラブ・バー・お好みコーナー・岩風呂大浴場・サウナ風呂・コーヒーラウンジ・売店・ゲームコーナー（種類の豊富さに自信あり）・ボウリング場・プール・大駐車場完備

（某温泉旅館のパンフレット「施設のご案内」より）

こういう露骨な囲い込み方式のため、温泉地の町中がさびれ、食後のそぞろ歩きなどという雰囲気がなくなってきたという指摘はよく聞く。温泉情緒などというモノ化できないコトも、温泉地では大切な観光資源なのだが、結局互いの競争が、温泉地全体の資源を失わせる結果を引き起こしている。

さらに、いきおい団体優先で、個人や家族のくつろぐ雰囲気とは相容れない。熱海や別府の集客力が落ちているのは、こういうことにも関係があるのではないか。

今ではもう普通になっている「食べ放題・飲み放題」というサービスも、物量にのみ依拠した貧困な精神から発しているとしか思えない。カーニバルの供宴と余暇とは異なる。余暇時間の中での食事は同じ精神の中にあるべきであろう。

タラバ・ズワイ・毛ガニ 3大ガニ 食べ放題

(「知味・オホーツクと富良野・美瑛花物語」旅行広告より)

寿司食べ放題といちご狩りの旅——1時間ウニもいくらかも食べ放題

(「日帰りバス旅行」パンフレットより)

8名様からのグループ宿泊プラン さらにうれしいプラス2500円で飲み放題コースに早変わり(時間制限あり)

(「宿泊プラン」パンフレットより)

非日常に移行しようとして、行く先で困り込まれてしまい、食の好みを強制され、結果高い費用を払うことになるような場合には、そこに、真の異種世界があるとは言えず、結局は日常のやや形を変えた消費一辺倒の行為をなぞることが余暇となってしまふ。

4 ハコモノ観光開発

1987年「総合保養地域整備法」(リゾート法)が「ゆとりのある国民生活」の実現をはかるために施行され、全国42地域に開発承認がおりた。投資額は民間2兆5000億円、自治体7000億円、関連投資(道路などのインフラ)が5兆円。これらについては、言うまでもなく、「できたのは巨大なハコばかり」(『日本経済新聞』1998年8月23日)で、しかも、運営が成り立っているのは2割もないという。

宮崎県の「シーガイア」(フェニックス・リゾート)を例にとってみる。ここは、同法の適用の第1号指定で、1993年にオープンしたリゾート総合施設である。内容をかいつまんで紹介すると、開閉ドーム式プール(全長300m、幅100m、1万人収容)、地上154mの45階建て、客室753の「ホテル・オー

シャン45」, 5000人収容の国際会議場, ゴルフコース, 観客席2000のテニスクラブがあり, その総事業費は2000億円だった。しかし97年度決算で187億4200万円の赤字, 累積損失は938億9700万円に及んでいるという(『週刊ダイヤモンド』1998年8月15・22日合併号)。白い海岸線と美しい松林の一部をつぶして(リゾート法の適用を受けたため, ここの保安林は解除され開発許可がおきてしまった)この「保養」施設は建てられた。

このケースには日本人の余暇についての思考パターンが象徴的に現われている。まず, モノ主義。これは二つの面で指摘できる。開発そのものが目的化してしまっているモノ生産主義。もうひとつは, 施設(モノ)を提供することが余暇サービスになるという施設主義。またここには, 自然破壊が「保養」と矛盾していることについての鈍感さがある。手つかずの松林で憩う方法(快樂)についての想像力の欠如。リゾート法の施行で, 国立公園内にも宿泊施設建設が可能になったが, これを主導したのは環境庁の外郭団体「環境事業団」である。この適用第1号は玉野市の王子アルカディア・リゾートホテル計画(7階建てホテルのハコだけは建ったものあと30億の設備・内装資金不足で93年以来頓挫, 無人のまま放置)であるが, このような無意味な自然破壊は国土庁と環境庁の「共犯」なのだ。第二に, 利用料金の高さ。これは「余暇(保養)」を金だけであがなうという露骨な営利主義思想を浮き上がらせている。たとえば, シーガイアでは, 宿泊しないで, このプールを4人家族で利用しただけで1日2万円以上かかる(入場料4200円に, 弁当持ち込み禁止だから食事代も必要)。リゾート法の第一条には「国民が余暇等を利用して滞在しつつ行うスポーツ, レクリエーション, 教養文化活動, 休養, 集会等の多様な活動に資するための総合的な機能……」(傍点筆者)とうたっている。一体, こんなところに家族でもし1週間も滞在宿泊でもして過ごしたら家計はどういうことになるのか。しかも, 金としか結びつかない「保養」というのは一体何なのだろう。

ちなみに, 全国にはこの種の破綻しているリゾート施設や場違いなテーマパークが山ほどある。いくつか例をあげると, 北海道拓殖銀行の破綻の大きな要因となったと言われる, 膨大な累積赤字を抱える巨大なリゾートホテル「ウインザー洞爺」, 北海道芦別市の「カナディアンワールド」(累積赤字36

億1000万円),「星の降る里芦別」(負債62億円),「ウラウス・リゾート開発」(資産売却後130億円の債務),「大鰐地域総合開発」(債務104億円,金利40億円),「磐梯清水平開発」(負債906億円),「南知多リゾート開発」(解散。負債5億5000万円),「玉野市スペイン村」(資金繰りがつかず頓挫,購入した用地は更地のまま放置),「呉ポートピアランド」(累積赤字47億8000万円),大分県日出町「ハーモニーランド」(累積赤字111億円)などなど枚挙にいとまがない。もちろん,これらが破綻したのはバブル崩壊と関係が深い,逆に言うと,「保養」が土建・不動産の対象でしかなかったことをよく現わしている。酷な言い方かも知れないが,こういう幼稚な公共事業型(税金からの関連投資総額5兆7000億円)の保養施設なら,投資額の回収という問題を別にすると,成就しなくて幸いだったし,二度とこのような「公共投資」はおこなうべきでない。

余暇消費をモノやカネを軸にして考えることから脱却しなくてはならない。これは,ゼネコンや自治体だけの問題でなく,国民一人一人が余暇の精神性について考えなくてはならないということを突きつけられている不幸な教訓である。

このことと関連して,余暇消費研究の大きな一角を占める観光学については,わが国では,経営学領域で扱われることが多い。もちろん,経営学それ自体は観光の研究に関して重要な知見を提供するが,しかし,あくまで後方支援にとどまるべきであろう。日本の自治体では観光を扱うのは,99%がいまだに「商工観光課」か「産業観光課」であり,「観光文化課」という呼称をもつのは松江市や「観光文化局」をもつ沖縄県(ただし,この局はどういうわけか商工労働部の下に位置づけられている)などきわめて稀である。自民党内でも「観光産業振興議員連盟」となっている。このように,観光を産業と結びつける姿勢だけでほんとうに今後の国民の余暇消費を実りあるものにすることができるだろうか。観光は,「文化」や「生活」にこそかわり,これが結果として産業の大きな一翼を担うという理解であるべきではないか。また国レベルでは,観光政策の主体がはっきりしていない。『観光白書』は総務庁が編んでいるが,「観光対策関係省庁連絡会議」に参加する省庁はじつに21にもおよぶ。これほど縦割りのひどい分野はないと思えるほどであ

る。国民の余暇のプラティクの重要な部分を占める（『レジャー白書96』によると、レジャー実践希望項目89の内で、観光は第1位である）観光を国はどのように位置づけているのだろうか。

III 景観と観光文化

観光に重大な関係を持つものに風景がある。日本の風景がどういう特質を持つのかということ、また、景観と観光資源との関係について「個人主義」の観点から考えてみよう。

景観について、これをどう考えるかという問題は、かならずデッドロックに乗り上げてしまう。美醜の判断、美の好みは個人の問題だという決めつけがあるからである。美学が説くところも、所詮「美」の判別は共同認識、パラダイムの問題に帰するものとし、その中で個性差があるのだという。しかし、そうであるからといって、景観の美醜を俎上に上げることを閑却し、低レベルの相対主義に話を持ち込み、検討を放棄する怠惰な態度をとることが正当化されるわけではない。この問題こそ公共の話題にすべきなのである。もう一つの障壁は、「美」では食べられないという経済優先論である。一定程度真理であるとしても、この立論は絶対ではない。生活上の快・不快がモノに優位に立つ場合は十分にありうるし、究極のところ、人の生涯を通じての幸・不幸は何に依拠しているかは実のところ経済優先者が考えるほど単純ではない。物質的基盤が成り立ってのち「美醜」の問題が俎上にあがるという口実のもとに、たとえば、日本ではいつまでたっても、電柱の埋設の是非についてや看板の規制（「屋外広告物法」のような、現実に、美観に資するところのない法ではなく、むしろ自己規制であるべきだが）論議に踏み込まない。生活空間の中に電信柱と電線の張り巡らされた空がいつもあるのと、スッキリした空と並木があるのとでは、いわば「生涯総快楽度」は異なるはずだ。ただ計数化できないだけである。計数化できないという理由で行政も政治家も動かない。しかし、経済効率優先社会で隠蔽されてしまった「計測不能問題」はじつは山ほどあるのである。

運輸省経済研究センター（1994年）のアンケート調査によると、海外旅行

対国内旅行で、海外の方が魅力的なのは、①「割安」感、②「観光資源が魅力的」だからという。ここでいう観光資源は種々の対象物をさしているだろうが、だれしもが感じている景観の美が大きな部分を占めることはまちがいないと思われる。とくにヨーロッパ観光については、私たちは都市美や自然景観をきわめて魅力に感じ、それを暗黙の旅行動機にしているともいえる。

こういう統計やアンケートの数字で処理できない「魅力」について議論をはじめると、さきほど述べたように、個人的な印象の問題だという相対主義でもって、一蹴されてしまいがちである。しかし、現実には、たとえばランダムにイタリアのどこかの町と日本のどこかの町とを比較して、それぞれの美しさと魅力について、これは相対主義や好みの問題であるから、甲乙つけることはできないと自信を持って言いきれぬ人がそんなに多いとは思えない。

私たちは、毎年、学生たちと北関東の任意の町を選んでガイドブック制作をおこなっているが、その最大の困難は、町並みの魅力、快適さ、美が見いだせないことである。いきおいガイドする対象は古い寺や城址や美術館など「点」の案内にならざるをえない。現代の日本の都市で、ベンヤミンのいう「フラヌール」として魅力を感じ、何日も歩けるような「面」の魅力をもった町はまれである。たとえば、スイスの首都ベルンは、町がすっぽり「世界遺産」に指定されている。こういう町では、いわゆる名物的なスポットがなくても何日でも滞在して快適である。せめて、まず、電信柱も電線もない、広告や看板（とくに巨大な袖看板、屋上広告、ステ看、幟広告など）が出しやばっていない、ジュースなどの自動販売機がない、パチンコ屋・ファミリーレストラン的画一的景観もないような町を形成することの是非を議論する人が増えてこなくてはならない。

日本の街並みを“なんと雑然として醜いのだろう”と感じるのは筆者だけではないと思う。高さや形そして色もバラバラな建物が、細分化された狭い敷地目いっぱい何の脈絡もなく勝手気ままに建ち並ぶ

（成田健一 [1995] 「都市景観 演出された空間」、『景観のグランドデザイン』共立出版社）

電柱撤去などのそのあとに、建物群には構造と色彩に調和がある、一つひとつの建造物にも重みや由緒を感じさせる、そして通りには、並木やゆった

りした歩道があり、大小を問わず遊歩を可能にする配慮がある等々の町がつくられることが必要だ。多分、こういうことを提言するのは世迷いごとだと一笑に付されるだろう。つまり、日本という国は、おそらく経済先進国の中で際立って町並みの醜悪さを「宿命的に」かかえ込んでしまった国だということなのだ。

ここで、観光の対象になる風景について、二種類があることを指摘しておきたい。ひとつは、寺社や滝などのいわゆる名所になる風景（「観光景」）である。もうひとつは町並みなどの「日常景」（「常住景」）である。進士五十八は「郷土設計論」（内閣総理大臣官房審議室編 [1985]『望ましい国内観光の実現のために』）で、生活風景に関して鋭い指摘をしているが、このせつかくの問題提起が活発な議論の対象にされないことが基本的に問題なのである。日本で、観光の対象にされているのは、「歌枕」などの伝統が基底にあると思われるが、もっぱら観光景だけで、常住景については一顧だにされていないと言ってもよいぐらいである。

最近町並み保存の運動や施策のおかげでいくつかの町は、魅力的な遊歩可能な地域を創出してきている。しかし、そのほとんどは残念ながら「まがいもの (inauthentic)」くさいし、なにより、この景観保護のありかたはいかにも「美人主義的」（松岡俊二 [1995]『景観の保全・想像と社会経済システム』、『景観のグランドデザイン』共立出版社）である。また、その保護された一角以外の町並みの様相とあまりにもかけ離れている。美観創出への運動は続けられるべきものであるが、それにしても映画のセットに通じるうそっぽい景観創出が多すぎる。「ノスタルジア」に傾斜しすぎるからである（内田芳明 [1992]『風景とは何か』朝日新聞社、p. 114 以下における指摘を参照せよ）。

では、なにがどう欠落しているのか。それは、伝統の継承から産み出される日常性、しかも多様な個性の自発的調和による日常性である。スイスのいくつかのカントン（州）の憲法では *patrimoine*（＝英語 *patrimony*）という、日本語に訳しにくい概念を保護することをうたっている。これはひとことである「伝承されてきたものを自分たちの守るべき財産とする」ということであって、これには、狭い意味での文化財だけでなく、街並みや都市景観、自然環境、言語、宗教などの精神生活なども含まれる。そしてこれがなぜ、

憲法条項になっているかと言えば、それは、これこそが人々のアイデンティティを醸成し、この心のよりどころが、心の豊かさ、生活のゆとり、ひいては幸福に資するだろうという信念からきているのであり、また、この信念こそが彼らの *patrimoine* なのである。ただし、これは現代の日本人にとっては難題であり、国家的な発想と結びつきかねない現況では、「危険思想」でさえある。「個」から立ち上げる発想がなくてはならないからである。

私たちは、学生たちと東京近郊の町を選んで「都市美」の阻害要因を列挙した上でその排除をしたシュミレーションをしてみたことがあるが、結局どこか不自然な人工物になってしまった。都市整備公団がいかにもすぐれたデザイナーに委嘱しようとも、ニュータウン式の単純な「統一」は、けっして「美」にはならないことがよくわかる。しばしばヨーロッパの町の魅力は統一美だといわれるが、これは誤解で、実態は、さきにふれたように「個」の調和による美なのである。ヨーロッパの都市美はオーケストラのアンサンブルにたとえられる。個別の楽器が個別の旋律をしっかりと主張しつつも全体のハーモニーを作り出すのである。この調和をもたらすものが共同体の伝統であるが、さきほど述べたように、今日の日本には、この意味での「自然発生的」な美を「意志的」に再形成していく文化が決定的に欠けている。フランスがいかにも個人主義の国だとはいえ、各都市では開発の上限がいわゆる容積率で制限を受けるので（たとえばパリ市では150%）、それ以上の開発部分は地方自治体に帰属するのである。日本の私権横行でしかない個人主義とは違うのである（前掲、松岡俊二 [1995] p. 78）。

私たちはいわゆるアジア的混沌の都市美の魅力を否定するものではない。しかし、新宿の歌舞伎町や大阪の法善寺横丁、大都会の裏町、高層ビルの谷間などの景観の魅力はやはりどう見ても日常生活景とは別の特殊な景観（好奇心や刺激の対象となる観光景）でしかない。

日常景は、観光にとってじつはきわめて重要なものなのである。こういう例で考えてみるとよく分かる。たとえば、フランスには『フランスの魅惑 (*Charme en France*)』という類の旅館・民宿案内書があるが、これは、いわゆる観光地やリゾート地とは縁のないふつうの町や村そのままの生活風景環境にのみ依存した滞在型の宿泊施設案内である。こういう村や町に滞在して

楽しむことが可能なのは、その宿がある町や村の日常景が快適であるからである。日本の非観光地の町や村で、そういうことが成立しうるところがどれほどあるだろうか。私たちがツアー旅行や一泊旅行などと区別されたいわゆる余暇を過ごす資源は、つきつめて言えば広範な日常景の魅力なくしては成立しえないのである。

日本の自動車や住宅の広告に使用される図像（たとえばテレビコマーシャルや新聞の折り込み広告の写真など）の背景は、そのほとんどが西欧の風景を借景したり、どことは特定できない「西洋」のイラストになったりしている。住宅の広告では、背景を抜いて青一色にしてみたり、電信柱や看板を画像処理してはずしていたりする。つまり、家の建っている周辺や車の走る道の周辺の景観が広告効果にマイナスになるからだ。この点、スイスなどは、全国、いたる所がそのまま観光資源である。どんな小さな村も、町もそのままで十分な魅力をもっている。日常景にたいへんな配慮がなされているからである。

では、日本では、せめて「観光景」なら美しいのか。明治時代初期に日本を訪れた西洋人は、多くが日本の美をみとめていた。しかし戦後、とくに経済成長期以降、残念ながら、この資源をみずからの手で破壊している例があまりにも多い。ある温泉地などの川岸の無粋で過密な大型旅館群は、渓谷という景観を殺してしまっている。これはある意味では自然破壊以上の愚行である。この景観破壊は、自分たちが資源として立脚しているはずの景観を台無しにする矛盾行為（鶏を殺して卵を取る）なのである。ここには家屋の統一的な雰囲気維持の合意もないし、驚くことにその美しい渓谷を散策できる遊歩道すらないのである。その背景には抑制のきかない競争的なエゴ文化があるだろうし、集団文化（団体客による効率的な利益追求）があるだろう。こうやってみずからの「魅力」をみずからの手で殺していきながら、しかし「魅力」で成り立たせなくてはならない矛盾に鈍感な観光地は、べつにこの温泉地に限ったことではない。景観を台無しにする土産物屋群、スピーカーのボリュームいっぱいの遊覧船の呼び込み、林立する客寄せ看板。バスの中では、おしゃべりなガイドの饒舌に悩まされ、しかもバスにはカラオケ装置までが付いていてひっきりなしに歌声が流れ、憩いに來た客は往復でも、保養地でも憩うひまがないが、そのことにたいして違和感を感じない。

観光景の内でも、自然についてはどうだろうか。これについては三つの問題があると思われる。一つは言うまでもなく、破壊の問題である。これについては言い尽くされている観があるので、一例だけ簡単にすまそう。

例えば、尾瀬沼の問題点は、一言で言えばジョン・アーリ（『観光のまなざし』）がいうところの「ロマン主義的まなざし」（個人的な想いで観光する対象）と「集合的まなざし」（大勢がいても差し支えない観光、たとえばディズニーランド）との区別の欠如から発している。

特別企画 夜行日帰り 水芭蕉の尾瀬 バス旅行 6月は8回出発 最小催行人員 30名、添乗員同行（観光パンフレットより）

本来、団体などで押しかけるべき場所ではないのだが、旅行会社の供給と客の需要とが一致してしまうのが日本の観光プラティクの実態である。尾瀬は、その観光価値が十全に発揮されるためには静謐ということが最大の条件であるはずなのに、ハイシーズンでは、遊歩者が延々行列をつくり、木道ですれ違うのも困難、トイレでは100m以上の行列ができるという混雑ぶりを呈し、つまり、尾瀬という観光の魅惑を楽しもうとして互いが互いの加害者となっているのである。ここにみられるプラティクのパターンは先の某温泉旅館建物群症候と基本的に同じ、「自由」という名もとの「エゴ」でしかない。

尾瀬や上高地はシーズン中は「マイカー」乗り入れ規制をしている。たとえば、尾瀬は鳩待峠口では夏期の金、土、日と6月上旬はマイカーの乗り入れ禁止をしている。しかし、バスやタクシーは入ることができる。スイスの多くのリゾート地では、車規制と言えば（電気自動車などを除いては）一切禁止である。日本では、既得権＝営業権という私権の優先が批判的な論議的にはならないのである（99年春から福島県側からの入山は観光バスの一部期間乗り入れ規制を始めることになったとのことだ。しかし、路線バスはいかに低公害車とはいえ運行される。『朝日新聞』1998年9月12日）。

二つめは、自然の日常景の問題である。観光地以外の自然が余暇を過ごすためにどのように配慮されているかについてはやはり問題がある。

（あるスイス人旅行者の感想だが、日本では）テントが張れる森や野原のようなものがない。海岸はごみだらけで、川の水はどこものめない。しか

し不思議なのはアウトドア用品を売る大きな店は全国いたるところにある。ここでそういう品々を買った人はどこで何をしているのか？ もしかするとアウトドアが盛んというのは間違いで、日本はアウトドア用品を買うのが盛んな国ではないか

(椎名誠 [1997] 「旅をする国」, 『図書』6月号, 岩波書店)
たしかに、日本のアウトドア・ブームは、自然愛好というより、モノに結びついている。自然派が好むオフロード車などの流行はたいへんなものがあるが、実際は自然破壊のマシーンになることが多い。4WDで富士山麓や河川敷を走り回る。こういうことが余暇の消費方法のようである。

しかし第二の問題は、もっと切実だ。スイスには「巡礼の道」や「ラバの道」や「葡萄畑の散歩道」などというトレッキング観光遊歩道が全国に網の目のようにある。もちろん、スイスだけでなく、ヨーロッパ中、いたるところに、運河の船旅（フランスを例にとれば総延長8500km）や、湖一周の楽しみのようなゆっくりした時間を過ごす観光ルートがいたる所に用意されている。それらの特徴はいずれも、これといった目玉観光スポットがなくても、自然や日常景を時間をかけてゆったり楽しむという余暇消費のためのすぐれた環境をもっていることである。

日本で問題となるのは、こういう自然の日常景があまりにも貧困なことである。このため、この種の平地歩きがほとんど不可能である。旧街道などを楽しむ方法もない。これも、学生たちと試みたことなのだが、東京湾を歩くという遊歩案内書を作る企画はみごと失敗した。手分けしてすべてを歩いてみたが、千葉県市川市の三番瀬や神奈川県三浦半島の一部などを除いて、そのほとんどは埋め立て地になっていて、そこにおぎなりの公園が所々設置され、そのほかには、人工的なウォーターフロントがある程度である。結局、全行程のほとんどは工場、資材置き場、廃棄物置き場、ゴミ置き場、ゴミ処理施設、空き地、港湾施設などで、どこも柵がしてあって人は入れないので、そこを迂回して、殺伐たる風景の中を延々何キロも大型トラックの疾走する砂埃だらけの道をとぼとぼ歩くということになった。海面が見えることはまれだった。首都圏の主要河川もほぼ1年かけて徹底して歩いたが、ライン川、セーヌ川、テムズ川とまではいかないまでも、絵画の対象になるような優雅

な川の風景にはめったに巡り会えることはなかった。健康のためにひたすら歩くコンクリート堤防，サイクリングロード，河川敷の運動公園などだけ。江戸時代の画家たちが描いた川の情緒は偲ぶよすがもない。

三つめは，自然保護の問題である。このことについても，多くの議論がなされているので，ここでは，観光に関係する一例をあげて考え方の方向性についてだけ示唆しておきたい。

冬のワカサギ釣りで知られるある湖にブラックバス（原産地アメリカ）が違法放流（内水面漁業調整規則違反）された。しかし，地元の観光関係者はバス釣りの流行に乗り（現在釣り人口約100万人という），儲かるという理由でこの繁殖を容認した。けれどもブラックバスは他の魚を駆逐しはじめた。ワカサギは急速に減った。しかも，今度は，ブルーギル（原産地アメリカ）がまたギャング放流され，これが，キャッチアンドリリースで個体が減らなくなっていたブラックバスの卵を食べ，一方，ブラックバスは全国に広がりすぎて，供給過剰の上に，相対的に流行にかげりが見え始めた。

こうやって，入漁権やルアー売り上げ，トーナメント開催，貸しボートなどで儲かるという目先の理由だけで生態系にいたずらをし，一過性の流行にのった，あとさきを考えない利益追求のあとの荒廃という，危ない観光商売が全国いたる所に見られる。観光を別としても，琵琶湖なども特産のフナやモロコがブラックバスに，そして今はブルーギルに壊滅的な打撃を受け，漁師たちが悲鳴をあげているという報道はしばしば私たちの目にするところである。

これらの節度なき観光行為が，営業の自由の名の下におこなわれるのは，余暇消費を支えるべき文化的な思想の欠落に由来しているとしか言いようがない。

IV 集団と観光

日本の観光プラティクを成熟させない要因のひとつに集団主義がある。言い換えると，まず，個の確立が希薄なことである。たしかに，ポストフォードイズムは，私たちの中にも傾向としては生まれてきているが，その内容に

はいまだ問題がある。

「日本人の価値観の多様化、個性化により観光目的も多様化、個性化し」「団体旅行が減少」「質に対する選択眼が厳しくなって」（内閣総理大臣官房審議室 [1982]「望ましい国内観光の実現のために 観光政策審議会意見具申」というが、この指摘は、ほんとうにそうだろうか。たしかに変わりつつある。しかし、例えば、脱団体旅行といってもそれは西欧的な意味での個人旅行へのシフトといえるだろうか。子細に見れば、まだ表層的・擬似的な個人旅行にとどまっているのである。

最近、「海外旅行も、団体旅行はわずか1割。個人旅行が圧倒的」などという報道があるが、これには誤解がある。観光統計上の「団体旅行」というのは、既成母集団（例えば修学旅行や会社の慰安旅行、町内会の旅行など）による旅行のみを指し、いわゆるパック旅行は「個人旅行」の方にカウントされているからだ。パック旅行はヨーロッパ式にいう個人旅行ではない。海外観光旅行に限っていうと、パッケージ型が相変わらず66%で、純然たる個人手配の旅行者はまだ19.3%しかない。しかも個人旅行の最たるものであるはずの新婚旅行になると、さらに数字は下がり、15.9%なのである（*JTB REPORT '98*）。

「地球の歩き方」式団体旅行についてはすでに述べた。某ガイドブック出版社の編集者によると、ガイドブックのマニュアル指向が近年ますます強まっているという。自分で探すべき情報までを読者は照会してくるので、いきおいガイドブックもその要求に応えるようになるというのである（「ヴィトンのバッグはどこどこで売っているか、また、それぞれの店での値段はいくらか」という類）。

旅行会社も、旅行者に、個人旅行をしていると「錯覚させる」さまざまな工夫をしている。

ハワイ JTB「オリオリシステム」(OL'OLI 愉快というハワイ語)は／空港ヘシャトルバス出迎え／バス内で日本語でのビデオ案内／オリオリ・パークでの資料提供、案内など／チェックイン代行／携帯電話（オリオリフォン）無料貸出（電話の便、オリオリセンターと24時間直通）／市内トローリー便（アロハタワー→ワイキキ→ダイヤモンドヘッド。早朝から

深夜まで15分間隔・バス停の名前も日本語)／オリオリスニーカー(大型観光バス・45分間隔,好きなときに何回でも乗車可能)での案内／ホテル客室内のテレビで,日本語情報の放映など。「全部日本語でOK!」

(JTBハワイ「広告パンフレット」より)

この「システム」というのは,「自由をサポートする」という名目のもとでおこなわれる卓抜な旅行者管理であろう。個別にふるまっているという「つもり」にさせる集団主義の変形で,こういうシステムを発案した人は,かつてのトマス・クックのようなかなりのすぐれ者であろう。しかし,私たちはもう150年昔のイギリス労働者階層ではないのである。

そうは言っても海外旅行には外国語の問題もあるし,安全についての不安もある,価格の問題もあるという反論がある。しかし,外国語の問題はどの国の旅行者も似たような条件下におかれるし,経験的に言うと,安全については,たとえばパリやローマにおけるスリなどむしろ団体客をターゲットにしているし,かつてのエジプトのルクソールでの惨事のようなものとなると,団体も個人もその被害に遭う確率は同じだ。

さらに,団体旅行の方が安いというのは海外旅行にかんしていえば完全に誤解なのである。少なくとも個人旅行ならいくらでも安価にできるのである。たとえば,夏期のパリのホテルは平常時より20~30%安い,こういう単純な事実すら知らない日本人がいまだに多い。日本発の海外旅行の夏期料金設定が他の季節に比べて異様に高いことで,みんなが「夏は高い」と錯覚してしまっているだけなのである。

団体旅行が必ずしも安くないというのは,日本の旅行会社の価格設定方式の内幕を知れば理解できることで,またこの方式は日本の団体旅行(とりわけ特定観光スポット集中,巨大ホテル集中,土産物観光)とリンクし,これを増幅させている最大の要因なのだ。上で述べた観光のフォーディズム的構築である。このように,「日本」という画一的で過剰な「環境の泡」(ブーアスティン)で包囲された「個人旅行」からだんだん解放されていかないと,真の意味での余暇の豊かさも余暇環境の整備も成就しないと思われる。

近年,日本人も趣味などの面で多様で個性的になっているという評価があるが,集中豪雨的な流行現象などを見る限り「共同体の内部で踊っているに

すぎない」(柄谷行人)のではないか。群れて、一時に、流行にのって行動しないという大人の文化が私たちの精神の中に醸成されていないと余暇というものが単なる非労働時間の消費になってしまうのである。

一方、バカンス=夏休みは自明のこととして社会慣例化しているが、これは、ヨーロッパにおいては切実な必然から生じたものなのだ。夏期の休暇は陽光不足を補う保健衛生上の理由で発生していることはさまざまな研究で明らかにされている。ついでに言えば、この海浜リゾートに遅れて始まった冬のバカンスも同じ理由からである。アルプスのスキー場は雲より上に位置するので、冬でも陽光が射すのである。ところが、日差しがむしろ豊かな日本でも、同じように夏がバカンスというのは、おそらくお盆などからの発想かも知れないが、これは、今日では、因果関係が逆転している可能性もある。学校の夏休みを含めて、考え直してもよい問題ではないか。日本では、一年を通して、バカンス享受可能な季節があるのである。一年中に散らせば人混みや渋滞や高料金を回避できるかもしれない。この意味では、祝日を月曜日にスライドして三連休を曆上つくるいわゆる「ハッピーマンデー」(1998年10月法案化成立)などは本末転倒した余暇享受の愚策である。国民すべてが一斉に同じ日に休むことをこそ廃絶目標にしなくてはならないのだ。日本人の総労働時間(1993時間)は、独仏にはまだ差があるものの、すでに、アメリカ(1986時間)やイギリス(1929時間)に比べて顕著に多いわけではない(*JTB REPORT '98*)。問題は、有給休暇の消化率の低さ(54.15%, 1996年)である(労働省「労働統計要覧」)。有給休暇というのは、一言で言えば本来「自由な」精神の個人的な発露なのである。フランスやイギリスでは週休日以外の休日はわずか8日に抑えてある。日本では20日前後もある。日本では、みんな一斉に休む日がやたら多いのである。曆の上での休日を増やせば国民の余暇が増えるという相変わらずの単純な集団主義的発想なのである。休養は、何度も言うように個人にかかわる問題なのに、企業や官製でこれをまとめて処理しようとする。ついでに言えば、「保養施設」を企業などが所有し、丸抱え方式で余暇消費をおこなうパターンリズムも、考えなおす時期に来ている。豊かに生きるためのほんとうのニーズは個人に属する。

む す び

私たちは、今までの検証から、つぎのように指摘することができよう。

日本では、未成熟で、享樂的、刹那的、消費的、集団的でモノ化した余暇のプラティクが主流で、この現象が、近未来的に志向すべき「余暇」のみならず、生活の質全般にまで深甚な影響を与えている現状がある。一方、ヨーロッパの余暇は基本的にはコト化した余暇である。

一方、余暇対策の多くは、近代ヨーロッパ社会システムの表層的な形態だけ導入しているにすぎないという指摘もしておきたい。バックボーンへ溯行することのない、たんなる量的・形式的な余暇政策は私たちのいびつな生活感覚を助長するだけである。文化的な視点からの検討が急務である。

現行の余暇政策は、進めば進むほど、人々の生活と国土を歪めていく危険性がある。土木建築の技術は世界のトップレベルにある。ただ、その技術を国土の量的な開発でなく、生活環境や景観の質的向上に発揮するべきである。とくにモノにでなく、コトに属する常住景の手入れには限りない投資が必要だろう。また、一方、何かをするためでなく、しないための時間について国民意識に働きかけること。この意味では、西欧型はひとつのモデルとなる。

ただし、余暇というのは、生活時間に関する幸福感の問題であるから、伝統的に私たちが身につけてきた慣習をもう少し見直すことも忘れてはならない。たとえば、労働時間が長いことが不幸であるというような単純なディスクールを出発点にして余暇政策の策定をしないことである。この意味では、西洋モデルから一線を画した方法から策定を開始すること。猪木武徳は『デモクラシーと市場の原理』（東洋経済新報社、1998年）で、労働時間の短縮を論ずるのに、「労働時間の短縮の法制化法がただちに人々の厚生を増大につながらないという単純な観念連合を断ち切る」ような現状があると述べている。この点では、まったく同意できるが、これを克服するのに「貧しい余暇施設」などの条件整備が必要だという論調には留保がいるだろう。それはリゾート法の結末を見れば明らかである。

すでにヨーロッパでは、余暇という獲得物は、背景にある精神的な時間意

識や時間権利の必然から生まれたものであるのにたいして、日本では、この前提になる精神的な背景がすっぽり抜け落ちたまま、余暇があたかも天からの賜のように導入されて、時代の要請もあってたちまち「モノ的」な余暇施策へと突入した。明治以来しばしば繰り返されている、この形式（形骸）だけが「上」から導入され、実はこれを産み出した背景となる「個」の哲学的、人間的、思想的な精神がうつろになっている。これは言うまでもなく「自由」とか「民主主義」などの、日本における展開と同じで、公から個へと降ろすという習俗の構造の大きな問題点である。

余暇について言うなら、西洋規範のみで方向づけすることは無意味であって、なによりそれは「何のため」という、自分たちの生き死にかかわる根本的な議論から始めるべきであろう。

残念なことに、しかし、いまの日本人は、いかに生き、いかに死ぬかなど、いっこうに関心がないようだ

（三浦雅士「なんのための景気回復か」、『朝日新聞夕刊』1998年8月13日）
あらゆる問題を、たんにモノ的のみ解決を図ろうという無邪気さばかりが横溢していないか。精神についての議論の土壌が欠落すれば、当然それは、低次元のモノ主義に流れていく。もちろん、私たちの文化・慣習として存在しているものの善し悪しは軽々しく断罪はできないが、ただし十分に反省的に深く議論した方がよい。

たしかに、私たちの伝統文化の中に、享楽体質を認めることはできる。しかし、もしそういう論を持ち出すなら、他方で、日本には洗練された精神的文化や先端的な技術文化や伝統行事や、さらには清貧という好みもある（あった）という指摘も可能だろう。享楽は、文化史的にも、日本的な余暇の享受のタイプであることは否定できない。しかし、この習俗のみを肥大させ、その延長線上に近未来の余暇を構築することは決して私たちの生き方を豊かにしないだろう。むしろ、いまこそ小児的で安直なモノ主義の荒廃から、余暇の精神性をすくい上げ、育てていかななくてはならないのではないか。これには、遠大な啓蒙も要するだろう。そして大切なことは言うまでもなく一人一人からの発想であって、官庁主導の余暇規範の押しつけであってはならない。

余暇消費は確かに広義の観光のプラティクのひとつではあるが、今まで観察してきた日本的観光(狭義)の延長線上には据えてならないもの、むしろ対立的・批判的なものであるべきだということはいま述べたとおりである。そして、この余暇享受の条件整備は、文化的・社会的な問題を基本に据えて構築していかななくてはならない。

この意味で、例えば理想の「リゾート法」が制定すべきことは、現行条文のように、モノ、カネ、開発にかかわる用語で構成されるようなものでなく、休暇の長期・連続取得(しかも取得季節・曜日などを集中させない)の奨励、あるいは保証だったり、補助だったり、低廉な滞在施設への補助だったり、車の乗り入れ制限・禁止地区の指定であったり、静穏の保持義務を強制する地域の指定であったり、個人滞在優先の施設(むしろ団体禁止)推進である。これを、人にかんしていえば、一人一人の固有性に中心を移した、モノにたよらない(「時」とつきあう)文化を目指すものであると言い換えられよう。また、受け皿にかんしても、求められるべきは地域の固有性・伝統を育む、モノに頼らない展開へのソフト志向である。その大切なものの一つに常住景の整備を位置づけることができよう。その地域にヴァナキュラーな(土地固有の)特色を生かした、たとえばスキー場、水浴場、温泉、森林、河川、山などのレクリエーション・スポットの内のものであれば、それだけで充分であるような地域景観づくりである。そのヒントとして、山形県の朝日町や岡山県の北東部で展開されている「エコミュゼ」の試みをあげることもできよう。

今や、65歳以上の老人は2049万人、総人口の16.2%に達している(1998年9月現在)、この比率はますます増える。そういう未来が明らかなのに、いつまでも、「考えないための呪術」(三浦雅士)と化した小児的余暇消費や目新しさや忙しさにまみれた、ただ日常の延長のような余暇現状からそろそろ脱皮するときではないか。総務庁の調査によると、60歳以上の老人の余暇消費のアンケートで、「テレビ」「娯楽」「家族団らん」などはあがっていても、いわゆる長期滞在の余暇消費は計数にもものぼっていない。あえて言えば、もっとも大切な福祉のひとつは、高齢化社会をにらんだときに、じつは余暇の消費の質の豊かさだとも言えるのだ。

第2章 日本人のゴルフの遊び方

はじめに

日本のゴルフは、戦後の日本経済の急速な発展と並行して普及し、大人のスポーツとしてもっとも人気の高いものとなった。現下の大不況のもとでは、ゴルフ熱はいささか冷却したように見えるが、1990年代初めにバブル経済が崩壊するまで、特に80年代には、老若男女、職業の差をこえて、さまざまな階層の実に多くの人々が、ゴルフのとりこになり、ゴルフに熱中した。

ゴルフの面白さをどう見るかは個人によって千差万別であろうが、日本でゴルフがなぜこんなに発達し、人気の高いスポーツとなったかについて、答えをだすのは大変興味深い問題である。

本章の課題は、レジャー論の立場から、戦後の日本のゴルフが、どのように大衆化してきたか、レジャーの一つとしてのゴルフが、日本でどのようにプレイされてきたか、日本人のゴルフについての意識や行動スタイルがどのようなものであるか、そしてそこにはどのような問題点が潜んでいるのか、などを解明し、日本人のレジャーのあり方を問い直そうとするものである。そこには、勤労大衆のレジャーの実態、あり方を考える恰好の素材が提供されているだけでなく、勤労大衆のスポーツとしてありうべき方向を探る材料も提起されている。

あるアメリカ人は、日本のゴルフブームの真っ最中に「国民性というもの」がスポーツに顕著に表われているというのは本当だろうか、つまり日本人のゴルフや野球のやり方をみれば、日本人の社会行動や彼らが『我慢』をし続けて経済成長を成し遂げた心理的背景が理解できるだろうか」と問うた。⁽¹⁾

答えは、おおよそイエスである。私は、ある程度は理解しようと考えてい

る。もっとも、私の関心は、日本人のゴルフの遊び方を分析して、日本の経済成長の秘密を解明することではなく、日本人のゴルフに見られる遊び方の特徴とその中にある歪みを確定し、それを正して、レジャーとして健全なゴルフのありうべき姿を解明することである。

したがってここでは、単なるゴルフ論ではなく、いわんやゴルフに関する技術論でも、純粹のスポーツ論でもない。日本人の遊び方に関するレジャー論的分析、あるいは文化論的分析を試みる。

I 日本におけるゴルフの大衆化とゴルフ環境

1 日本におけるゴルフの大衆化

日本人のゴルフの遊び方を検討する前に、まず日本でゴルフがどのように発達し、大衆化してきたかを概観しておきたい。⁽²⁾ 一般に日本のゴルフは、戦前にはごく少数のエリート⁽²⁾のスポーツとして発祥し、戦後もしばらくそうしたものであった。戦後に始まる日本におけるゴルフの新しい発展は、大衆化の観点から見ると、ほぼ四つの時期に区分することができる。

第1期は、1958年頃から第1回目のゴルフブームをはさむ1960年代。第2期は、オイルショックをはさんで、第2回目のゴルフブームを招いた1970年代。第3期は、第3回目のゴルフブームをはさみ、バブル経済渦中の1980年代とバブル崩壊の直前91年まで。第4期は、バブル崩壊から今日にいたる時期である。

表1は、戦後のゴルフ場の数と年度別の設立数の推移を示したものであるが、これを見ると、戦後ゴルフの大衆化の様相が実に明瞭である。日本でゴルフが大衆化する第1期には、1957年に116カ所だったゴルフ場は、59年から増加しはじめ、毎年30から50カ所も新たに増設され、69年には558カ所に急増した。ほぼ10年間に5倍にも増えた。その間のゴルフ場の延べ利用者人口は、1957年に182万人であったが、69年には1810万人と約10倍以上も増大した。

1956年度の『経済白書』が指摘したように、もはや戦後ではなくなった日本社会は、経済が成長し、賃金が上昇し、勤労者の西欧的生活への憧憬が

強まり、大衆化社会を迎えていた。安保闘争後に成立した池田内閣は、所得倍增計画を実行し、これまでまったくエリートのスポーツにしかすぎなかったゴルフも、わずかながらも大衆化しはじめた。

この期のゴルフの大衆化とは、「いままで社長や専務クラスのスポーツだったのが、部長クラスも楽しめるスポーツ⁽³⁾」に変わりはじめたことであり、ごく一部とはいえ労組幹部や社会党の幹部がゴルフをはじめたことに象徴される。

戦後日本のゴルフの大衆化をもたらした原因は、すでにこの第1期に存在していた。ここではその原因を4点ほど指摘しておきたい。

日本のゴルフが大衆化した第一の要因は、預託金制度によるゴルフ場の開発であった。預託金制度については、後に詳しく検討するが、この制度は、ゴルフ場開発のために資金を容易にかつ無利子・無税で、しかも会員の経営への介入なしに自由に獲得することによって、ゴルフ場の安価な設立をすすめる、比較的容易にゴルフ需要を充たしえたのである。

第二の要因は、同時にこの預託金制度にもとづくゴルフ会員制度が、ゴルフ会員権を投資の対象にし、ゴルフをスポーツと利殖をかねた「うまみ」のある遊びにしたことである。これは、個人の分野だけでなく、法人企業にとっても同様であった。ゴルフのこうした特徴が、ゴルフブームを一層促進した大きな要因だった。

第三の要因は、交際費による接待ゴルフの普及であった。ビジネス取引に、交際費を使って顧客を接待し、取引を有利にすすめようとする日本的な経営は、第1期にすでにマージャンや夜の宴会接待に代わって、ゴルフ接待を生みだした。⁽⁴⁾

第四の要因として、戦後極端に貧しかった勤労大衆自身が、賃金上昇をともなった高度成長の過程で、豊かな生活への志向や中流意識を強め、ゴルフのようなエリートがおこなうスポーツに飛びついていったことがあげられる。

第2期のゴルフの大衆化は、日本の成熟社会の開始期であった。1970年代は、田中内閣により列島改造論が打ちだされ、第1期のゴルフブームを反映してゴルフ場の建設が急激にすすめられ、特に70年代前半の物価狂乱期には、ゴルフ場の造成が大規模に計画され、73年末のオイルショックによ

っても、後退できずにゴルフ場が急増しつづけた。そのためオイルショック後に一時ゴルフ場会員権の供給過剰が生じて、ゴルフ場の倒産、預託金制度の難点が話題となったが、省エネ経済への突入は、かえって日本の経営の強みを現わし、オイルショック不況を克服して日本経済は確固たる成長をすすめていった。

ゴルフ場の数は、1970年に583カ所であったが、75年は1093カ所に、79年には1403カ所に増加した。すなわち10年間で845カ所のゴルフ場が設立された。73年から77年までは毎年100カ所以上のゴルフ場がオープンし、その5年間で653カ所のゴルフ場が設立され、その数は1977年までのゴルフ場の49.4%にも達した。その増加の急激さは、日本経済の発展の急激さ同様に、異常としかいいようがない。

ゴルフ人口は増加しつづけた。ゴルフ場の年間延べ利用者数は、70年には2050万人であったが、75年には4169万人に、5年間で2倍に、79年には5011万人に増加し、2.5倍にも増えた。

こうして第2期にも、ゴルフの

表1 日本のゴルフ場数

ゴルフ場数	増加数	延利用者数 (万人)	ゴルフ人口 (万人)
1951	72		
1957	116	42	182
1958	117	1	247
1959	160	43	333
1960	195	35	450
1961	263	68	591
1962	295	32	735
1963	336	41	872
1964	387	51	1,000
1965	424	37	1,126
1966	469	45	1,285
1967	496	27	1,468
1968	528	32	1,615
1969	558	30	1,810
1970	583	25	2,050
1971	620	37	2,426
1972	669	49	2,861
1973	773	104	3,365
1974	927	154	3,832
1975	1,093	166	4,169
1976	1,228	135	4,256
1977	1,322	94	4,482
1978	1,371	49	4,787
1979	1,403	32	5,011
1980	1,416	13	5,408
1981	1,419	3	5,917
1982	1,425	6	6,439
1983	1,438	13	6,342
1984	1,469	31	6,691
1985	1,496	27	6,815
1986	1,538	42	7,229
1987	1,588	50	7,763
1988	1,640	52	8,218
1989	1,722	82	8,996
1990	1,818	96	9,519
1991	1,926	108	9,880
1992	2,028	102	10,232
1993	2,127	99	9,936
1994	2,200	73	9,783
1995	2,273	73	9,751
1996			1,320
1997			1,300

出典：『日本ゴルフ年鑑』『レジャー白書』その他から作成。

大衆化は一層進展した。第1期には社長だけでなく部長がゴルフをはじめたとすれば、第2期は、ミドルの課長やローの係長などの管理職サラリーマン、さらに中小企業の社長や役員、金回りのいい商店主などがゴルフをはじめた時期と特徴づけられる。本格的なゴルフの大衆化がすすんだといつてよいだろう。

1980年代の第3期は、日本経済がさらに成熟し、先進国化、大国化がすすみ、国民の生活向上、レジャーの一層の拡大、普及によって、ゴルフの大衆化は新たな段階に突入した。

ゴルフ場の造成、開発は、第2次ブームの時ほど激しくはないが、確実にすすめられた。ゴルフ場の開設は、84年から31カ所、85年に27カ所と漸増した後、89年には一挙に82カ所と急増した。これはリゾート法の制定とリゾート開発にともなうゴルフ場の大々的な開発、造成および計画を予兆させ、過大な需要予測にもとづくバブル経済への突入を意味した。

かくして1980年に1416カ所だったゴルフ場は、85年には1496カ所と停滞していたが、85年以降急増していき、91年には1926カ所にまで拡大した。86年から91年までの6年間に430カ所のゴルフ場が増設された。

しかもこれまでの急激なゴルフ場開発は、環境保全、環境汚染などを無視しておこなわれることが多く、ゴルフ場による自然破壊、環境汚染の問題を少しずつ世上の話題にした。特にリゾート法の制定により、ゴルフ場の開発規制をゆるめる動きがでて、ゴルフ場開発への危機感が強められ、ゴルフ場開発反対運動を生みだしていった。⁽⁵⁾

しかし、ゴルフ場延べ利用者数の方は、1980年には5408万人、90年には9519万人と着実に増えた。特にリゾート開発ブームの過程で、ゴルフ人口が推計されるようになり、『レジャー白書』によれば、表1に示したように、80年代には1000万人、80年代の後半には1300万人といわれるようになった。文字どおりゴルフは、国民的なスポーツとして定着し、今後やりたいスポーツの王様となり、老若男女、猫も杓子もゴルフに熱中し、成人人口の3分の1近くがゴルフを楽しむようになり、一億総ゴルファーの様相を呈しはじめた。

しかし、1991年2月から始まった株価の急激な下落は、はかなくもバブ

ル経済を崩壊させた。予想に反し巨大なバブルのツケは、後遺症となって途方もなく日本経済を圧迫し、経済を深刻な不況に陥れ、今もって景気回復の兆しささえ与えていない。計りしれない不良債権の額は、金融業界だけでなく、バブルに踊ったあらゆる産業、企業、個人に容赦なく襲いかかり、日本経済を根底から揺さぶっている。

ゴルフの大衆化の第4期は、まさにバブル崩壊以降の時期であり、日本のゴルフ業界を大不況に陥れ、深刻な反省を迫っている。バブル崩壊後も以前に計画されていたゴルフ場はオープンせざるをえず、1991年に108カ所、92年に102カ所、93年に99カ所、94年に73カ所、95年に73カ所というように不況の最中に続々とゴルフ場が建設され、95年には、ついに日本のゴルフ場の総数は2273カ所となった。

バブル崩壊は、これまであまり表面化しなかった預託金制度の問題点を暴露し、ゴルフ場開発に絡むさまざまなスキヤングル、暴力団、利権あさりの政治家、官僚、無責任なゴルフ場経営者の存在と彼らのゴルフ場をめぐる腐った構造的な関係を浮き彫りにした。そして交際費ゴルフ、接待ゴルフなどの日本的なゴルフ慣行が、官僚と金融業者の腐った癒着の媒介となっていたことが容赦なく暴露されていった。

バブル期の熱狂的なゴルフ需要は、接待ゴルフの減少によって停滞し、過剰設備投資をしたゴルフ場の倒産が相次ぎ、利殖をかねた会員権相場は、急激に下落し、まじめな会員権所有者も、投機日当のいかがわしい所有者にも、等しく大損害を与えた。ゴルフ場開発に熱心だったゼネコンは、ゴルフ場の倒産や会員権相場下落によって倒産し、あるいは倒産の危機にさらされている⁽⁶⁾。

これまで熱病に冒されていた一般のゴルファーは、こうした事態に当面して反省を迫られている。しかし急速に冷えるかに見えたゴルフ需要は、必ずしもゴルフ人口を急減させているわけではない。ゴルフ人口は、停滞的だが、1300万人台を維持している。日々のゴルフ需要は大幅に縮小したが、いまだ国民のゴルフ熱、潜在的なゴルフ需要は衰えていないように思われる。日本のゴルフは、このような歴史をたどり、今日にいたった。

2 日本のゴルフ環境

(1) 自然的・地理的環境 日本人のゴルフの遊び方を具体的に論じる前に、われわれは、日本人がゴルフをプレイするゴルフ環境についても、特に検討しておかなければならないだろう。そもそも日本人は、どのようなゴルフ環境のもとでゴルフを遊んでいるのであろうか。まず第一に、ゴルフの自然的環境を見てみよう。ゴルフの自然環境とは、ゴルフのルール上の面積的条件、ゴルフ場の場所的・気候的立地条件などである。

ゴルフは、ルール上は、18ホールを廻って1ラウンドとしスコアを競う。18ホールのゴルフ場の広さは、通常100～150ヘクタール（標準は120ヘクタール、120万 m^2 ）といわれている。ゴルフの特徴は、このように広大な土地を必要としていることにある。

広大な土地の上でおこなわれるマラソンや登山などは、特定の土地をグラウンドとして囲い込むわけではなく、前者は一般道路を利用し、後者は自然の一部を一時的に利用するだけである。サッカー、ラグビー、野球、テニス、陸上競技などは、特定の土地を囲い込んでおこなうスポーツである。例えば、表2に示したように、サッカーのグラウンドは、観客席を無視すれば、最低必要面積は約8650 m^2 、テニスは、約573 m^2 である。

三つのスポーツの土地利用効率を検出してみると、ゴルフはより多くの土地でより少ない人数しかプレイできない土地利用効率の著しく低いスポーツであることがわかる。1人当たりプレイ面積は、ゴルフが6000 m^2 、サッカー

表2 ゴルフの土地利用効率

	ゴルフ	サッカー	テニス
種目のための必要面積	120万 m^2	8,650 m^2	573 m^2
1日当たり適性プレイ面積	約200名	約60名	約12名
1人当たり平均面積	6,000 m^2	145 m^2	47 m^2
1000 m^2 当たり人数	0.16人	7人	21人
ゴルフを100とした大きさ	100	2.3	0.7

注) 算出方法

- (1) ゴルフは、18ホールを基準とし、120万 m^2 の必要面積、1日200人がプレイするという常識的基準により算出。
- (2) サッカーは、公式水準のグラウンド面積に遊び面積を加味し、半日に30人がプレイするものとして1日60名として算出。
- (3) テニスは、硬式の公式面積に遊び面積を加味し、半日6名が交互にプレイし、1日12名を想定して算出。

ーが145 m²、テニスが47 m²であり、ゴルフはサッカーの約40倍、テニスの128倍の土地を必要としている。さらに1000 m²当たりのプレイ人口で示して見ると、ゴルフは0.16名、サッカーは7名、テニスは21名である。

土地の狭い日本において、ゴルフは、他のスポーツと比べて土地利用効率の面から見ると大変贅沢なスポーツである。

しかも日本の土地は元来狭いので、広大な土地を必要とするゴルフは、宿命的に土地問題をかかえるスポーツであるといつてよいかもしれない。ちなみにイギリスと日本の土地事情を比較してみよう。

日本の国土は、37.8万 km²、イギリスは、24.4万 km²であり、日本の面積はイギリスより35%ほど大きい。しかし利用可能土地は、イギリスは国土の7割、逆に日本は3割、その上、人口については、日本が約1億2000万人、イギリスは6000万人で、イギリスのほぼ倍である。したがって利用可能地の人口密度は、日本はイギリスの3倍であり、その狭い土地の中で日本人はゴルフ場を造り、プレイしようとしている。

しかもイギリスの場合は、平坦地といっても、日本では荒れ地と訳されているムーアと呼ばれる土地の痩せた丘陵地が多く、牧場にすくらしいか役立たない土地が多い。イギリスのゴルフ場は、そうした土地に造られており、しかも自然を改造して造成するのではなく、自然の地形を利用して造られている。⁽⁷⁾

これに対して日本のゴルフ場は、一般的に狭隘な土地に、また元来土地不足のため高価な土地に造らなければならない。また土地高を避けて、土地の安い里山や山間地にゴルフ場を造る傾向を生みだしている。それは、自然を大幅に改造するために、自然の環境破壊、環境汚染を招かざるをえない条件をかかえている。⁽⁸⁾それを回避するためには、相当の追加投資が必要とされている。

さらに日本のゴルフ場は、二つの自然的制約をもっている。

第一に、ゴルフ場の芝は、日本の気象に適さない。日本では、芝の腐敗を防止するための殺菌剤、防腐剤を必要とし、また防虫剤や雑草が生えないように除草剤などの農薬の使用が著しい。こうした農薬が、ゴルフ場公害として問題になっている。

第二に、地価の高い平場から離れて里山や山間部に設立されることの多いゴルフ場は、農業用水や飲料水の水源地であることが多く、ゴルフ場の開発は水源地を改造するため、自然循環を異常にし、水源の枯渇や、保水力の欠如を生み、逆に一挙に雨水を放水してしまうなどの環境破壊、環境汚染を生んでいる⁽⁹⁾。

そうした事情は、ゴルフ場による自然破壊、環境汚染という問題を発生させ、ゴルフ場開発反対運動を生み、1980年代の後半、多くのゴルフ場の開発がストップされた。またゴルフ場の環境保全、汚染回避をはかるためには、膨大な追加投資を必要とし、全体としてゴルフ場のコストを著しく引き上げることになった。

日本のゴルフ場問題は、ゴルフおよびゴルフ場に対する広範な国民の感情を害しているのも事実である。他方、ゴルフの発祥地であり、ゴルフの普及しているゴルフ先進国であるイギリスのゴルフ場は、気候的にも芝にとって特に問題はなく、冬でも緑色を保っており、特に殺菌や防虫のために農薬を使用する必要もない。またイギリスにおけるゴルフ場の設置は、山岳地帯や森林地帯を造成しておこなわれることはなく、農薬公害や環境汚染については問題になっていない⁽¹⁰⁾。

以上のように日本のゴルフは、きわめて不利な自然的地理的環境のもとで、遊ばれていると指摘しなければならない。この問題を見做して日本のゴルフを語ることはできないのである。このような事情を配慮することなくゴルフ場を開発したり、経営したり、さらにはプレイすることは許されないことである。

(2) 経済的・政治的環境 日本ゴルフのあり方を規定した環境は、なにも自然的環境だけではなかった。日本のゴルフは、すぐれて日本の経済的・政治的環境の影響を色濃くうけてきたのである。それは、第一に、戦後日本ゴルフ大衆化と、そのためのゴルフ場の開発が、預託金制度というきわめて日本的な資金調達機構、預託金にもとづくゴルフ場会員制度によっておこなわれてきたことである。しかもこの預託金制度は、単に金融上の問題であるだけでなく、日本の行政、政治のゴルフ場政策に関連した問題であり、政官民、それに暴力団も加わった壮大な癒着構造によって作りだされたもの

であり、その限りできわめて政治的な問題でもあった。

第二に、広大な土地を必要とする戦後日本のゴルフ場の開発が、高度経済成長のひずみともいえるべき農山村地域の衰退、過疎化を条件にしておこなわれてきたことである。しかも過疎化問題も、すぐれて日本の経済政策と政治の問題であった。そして、過疎化対策としてのゴルフ場の開発は、地方自治体の許認可行政をめぐって、中央と地方の政治家、役人、ゴルフ場開発業者の暗躍、不正の場となり、それに暴力団が加わり、バブル崩壊後に露呈する政官民暴の、これまた壮大なコンプレックスによって展開されたということである。

第三に、日本のゴルフ場開発は、特にゴルフ大衆化の第3期に、第一、第二の問題と密接に絡みながら、直接バブル経済の形成に一役かった過剰流動制下の投機的なリゾート開発、その中核的存在としての投機的なゴルフ場開発によって色濃く規定されてきた。ここで預託金会員制度は、壮大なバブルとなってあだ花を咲かせて、バブル崩壊後に、不良債権問題、政治家と官僚の汚職、暴力団と金融業界の黒い癒着、ゼネコン倒産、さまざまな経済的・政治的な膿となって、世上に現われることになる。

まさに日本のゴルフは、こうした日本の政治経済のもとで遊ばれたのである。戦後日本のゴルフのあり方を根本的に規定した経済的・政治的要因の最大のものは、預託金制度であった。ここでは預託金制度をめぐる日本の政治経済的環境を少し詳しく論じておこう。

日本でゴルフをする場合は、三つのケースがある。第一は、誰もが自由にプレイできるパブリックコースである。しかしその数は非常に少なく、混雑がひどい。このコースは全体の10%くらい、これに対してパブリックコースの発達している外国では、イギリスが25%、アメリカが50%であるといわれている。⁽¹¹⁾日本のゴルフ場は、プライベートコースが90%にもおよび、主流をなしている。

日本では、会員制のゴルフ場の経営形態は3種類あつて、⁽¹²⁾第一は、社団法人による会員制ゴルフ場である。この経営形態は戦前からあり、公益法人の理事会が経営をおこない、理事会が新会員の入会を決定する仕組みとなっている。戦後は、公益法人の認可が厳しく制限された。第二は、株式会員制の

ゴルフ場である。この経営形態は、会員がゴルフ場の1株を所有し、ゴルフ場の経営に参加できる。会員権は、株式証券であり、売買譲渡が可能である。⁽¹³⁾欧米のゴルフ場は、一般的にこの2種である。

第三の経営形態は、預託金制度にもとづくゴルフ場である。この経営形態は、日本のゴルフ場の80%をこえており、⁽¹⁴⁾かつまた日本で独自に開発されたきわめて日本的な経営形態である。この預託金制度のゴルフ場こそ、日本のゴルフのあり方を大きく規定した最大の要因であり、日本のゴルフが遭遇した悲劇の最大の原因だったと指摘しなければならない。

そもそもこの預託金制度は「昭和35年(1960年)ころから出現したもので、とくに電鉄会社や不動産会社、さらに観光事業会社がゴルフ場経営に乗り出し、その後銀行などの大企業が傍系会社や子会社などを設立して、⁽¹⁵⁾ゴルフ事業に進出したことによって盛んになった」。この制度は、以下のような特徴をもった実に問題の多い制度であった。

第一に、預託金とは、ゴルフ場の利用権と引き換えに、ゴルフ会員権を購入する形式で、会員権購入者が、ゴルフ場経営者に金を預けておくことである。この貸借関係には、利子もつかないし、税金もかからない。第二に、このゴルフ会員権は、市場価格で売買されるのだが、その所有者には、決して有価証券のように法的な保証が与えられない。しかしバブル崩壊まで会員権は上昇をつづけ、株や土地と同様に利殖手段となってきた。

第三に、預託金は、5年とか10年、ゴルフ場の経営者に金を貸しておくのであるが、もし返還期限がくれば債権者は、返還請求できるし、預託金は返済されるべきものとされている。返還を請求しなければ、貸借関係は据え置かれる。

第四に、預託金は、有価証券と異なるので、会員権の所有者は、ゴルフ場の経営に参加するなんらの法的権利をもたない。預託金制度のゴルフ場がクラブを組織しているケースが多いが、株式制ゴルフクラブのような会員の経営参加権はない。

この預託金制度は、ゴルフ場の開発と経営をおこなう業者にきわめて有利な制度であった。すなわち第一に、ゴルフ場業者は、戦後一般的に資金不足の経済下にあつて、預託金を集めることによって、ゴルフ場建設のための膨

大な資金を無利子で、しかも無税で容易に調達することができた。第二に、そうした資金調達によって、業者は、もともと膨大な資金を必要とするゴルフ場の開発を容易におこない、大衆のゴルフ需要を充たすことができた。この制度は、銀行融資のように、高い利子負担、かつ厳しい融資審査と経営監視をうけることなく、巨額の資金を自由に使用することができた。第三に、業者は、社団法人や株式会社制ゴルフ場のように会員から制約をうけることなく、ゴルフ場の経営を自由におこなえた。会員数や経理の未公開、誇大宣伝、自然保護や環境保全を無視した安易なゴルフ場の開発と経営を許容されたのである。これは経営制度の問題としては重大な欠陥である。

こうした欠陥の著しい預託金制度にもとづいてどのように資金が調達され、ゴルフ場が開発されたのであろうか。少なくとも1993年にゴルフ法が制定され、預託金制へ一応の規制が加えられるまでは、つぎのようなものであった。⁽¹⁶⁾

ゴルフ場の開発業者は、まずゴルフ場の建設計画を立てる。ゴルフ場建設は地方自治体、都府県の認可を必要とするから、しかるべき手続きをしなければならない。ここに許認可に絡む政治、官僚、業者の癒着、汚職が生じる構造的要因がある。許可を得たとすると（得る以前にも）、業者は、資金調達の有力な方法として、預託金制度を採用する

つまり業者は、ゴルフ場の建設に先立って、まず縁故会員を募集する。仮に500万円で500口の縁故会員を募集する。縁故販売だから業者が、縁故者にだけ売るわけで、例えばゴルフ場の認可に尽力した政治家、土地の買収で世話になった不動産屋、実はしばしば暴力団、ゴルフ場の格を上げるために名義を借りるお礼に政治家、実業界、その他芸能界、スポーツ界、有名人に、売ったり、ただで譲渡したりする。

縁故会員向け販売後の一定の期間、仮に半年後に、第一次会員向け販売として、1000万円で500口を売り出す。通常、縁故募集の段階に第一次会員向け販売は1000万円で売り出すなどと予告される。その結果、500万円で購入した会員権が半年後に1000万円に上昇しているわけで、縁故会員権を買った人がこれを売却すれば、若干の手数料を支払うが、500万円を取得できる。

さらにゴルフ場経営者は、第一次会員向け販売の1年後に、ゴルフ場のオープンを記念するなど称し第二次会員権の販売として、1500万円で500口売ります。しかも第3次は2000万円で500口売り出すと予告する。ゴルフ場会員権の購入希望者は、意図がどうあれ、1年後には2000万円で売り出されるものを、今1500万円で購入するとあれば、争って1500万円の会員権を買って、2000万円になった時にそれを売却して、500万円の儲けを取得しようとする。こうしてゴルフ業者は、2000人に会員権を売って250億円の資金を集めることができる。

こうしたメカニズムをもつ会員権の販売は、ゴルフ場の経営者に膨大な資金を調達することを可能にした。しかもゴルフ場業者は、販売すべき会員権数を多くすることによって、ゴルフ場建設費をこえる余剰金を手にすることもできる。

先の仮定にしたがえば、ゴルフ場の建設費が100億円であれば、250億円の売り上げから100億の建設費を差し引いて150億円の余剰金を手にすることができる。さらに多くの会員権を販売して300億円を売り上げたとすれば、業者は200億円を手にすることができる。それをさらに別のゴルフ場の開発に投資したり、別の事業に投資したりできる。まさに現代の錬金術といわれたゆえんがここにある。

このようにゴルフ会員権の販売は、莫大な資金を生み、政党へは政治献金を、政治家、官僚へは一見合法的な資金贈与を可能にし、また会員権ゴルフ場の広告塔的役割を果たす有力な経営者や有名人への利益供与を可能にした。そこにゴルフ業界を中心とした政官民の壮大な腐敗した構造が形成されたのである。さらにバブル期には日本の産業界がこぞってそうしたゴルフ場開発に加わり、病んだ錬金術に手を出して、バブル崩壊後に救いがたいダメージをうけることになるのである。

こうした問題のある制度を、所轄の官庁である通産省、税制に関心のあるはずの大蔵省などは、まったく無視し問題にしなかった。また時の政権党である自由民主党も等閑視してきたのである。ちなみに表3に示したように、日本の政治家が預託金会員制度にいかにかかわっているかがわかる。しかも有力な自民党の政治家が多数の会員権を所有しているのに驚かされる。

表3 衆参両国会議員のゴルフ会員権所有状況 (1993年6月)

	自民	社会	民社	公明	共産	その他	合計
0口	126	164	16	54	27	15	402
1	68	22	3	14		4	111
2	69	9	3	1		6	88
3	43	4	1	1		1	50
4	24	3				1	28
5	18	1				1	20
6	8						8
7	4						4
9	5	1					6

注1:『朝日新聞』1993年6月14日夕刊より作成。カウントもれと誤差が若干あるかもしれない。

注2:国会議員のゴルフ会員権多数所有者名(前掲の『朝日新聞』より作成)(カッコ内の数字は、当選回数)。

- 6口 麻生太郎(4,自)、渡辺美智雄(10,自)、加藤卓二(3,自)、倉田寛之(2,自)、高島修(8,自)、斎藤斗志夫(2,自)、森山真弓(3,自)、藤田雄山(1,自)
- 7口 小沢一郎(8,自)、小淵恵三(10,自)、瓦力(7,自)、下福葉耕吉(2,自)
- 9口 河本敏夫(16,自)、竹下登(12,自)、渡辺秀央(6,自)、永田良雄(2,自)、坪井一字(4,自)、沢田広(6,社)。

まさに政官自体が腐敗した構造の中にあつたからである。バブル崩壊後一連⁽¹⁷⁾の事件がそうした事実を証明した。

こうした預託金制度は、ゴルフ場の開発を容易にし、大衆のゴルフ需要を十分に充たし、大衆がゴルフ場の会員になることを容易にしたことも事実である。しかも多くの一般大衆が、会員権を価格の上昇を期待して利殖手段としたのである。まさにゴルフ会員権の購入は、ゴルフをプレイする権利を得て、実際にゴルフを楽しみながら、さらに会員権の相場の上昇をまって利殖をも可能にする手段でもあつた。ゴルフ会員権の販売は、そうして財形、マネービル、利殖手段であるとして宣伝され、事実、バブル崩壊期まで大きな利殖を生んだのである。

残念ながらここでは紙幅がなくなつてしまったので、これ以上この興味ある問題について論じることができない。別の機会をもちたい。ともあれ日本のゴルフは、こうして日本的な政治経済の悪しき風土のもとで遊ばれたのである。そうした風土は、日本のゴルフを大いにゆがめることになつた。日本のゴルフを規定した環境に文化的環境があるが、これについては以下の節で詳しく論じることになる。

II 日本人ゴルファーの遊び方

1 ハイコストのもとでのゴルフ

日本のゴルフのプレイ料金、およびゴルフクラブへの加入費用の高いことは、すでにこれまでの分析でおおよそ明らかである。すなわち日本のゴルフ料金高は、基本的には、第一に、一般的にゴルフ場の地価が高く、多額の開発費がかかる、第二に、一般的に都市部を中心として大衆的なゴルフ需要が著しく高く、それに加え、価格を無視した接待・交際費需要が存在している、第三に、それに付け込んだゴルフ場経営の営利主義（高い費用の飲食費付き、キャディ付きの過剰サービス、過剰施設、付加価値主義）が著しい、などのためである。周知のように、欧米の大衆ゴルフはキャディなしである。

通産省の調査によれば、1991年のゴルフ会員権の所有者は、約281万人と計算されている⁽¹⁸⁾。その内訳は、個人正会員が199万人、法人会員52万人、平日会員30万人である。当時のゴルフ人口を1300万人とすると、会員権所有率は、全体として21.6%であり、個人正会員の場合は15.3%、法人会員は4%である。要するに、日本のゴルフ場は8割近くが会員権をもたないビジターによってプレイされていることになり、また会員制のゴルフ場でも「実際には入場者の約7割をビジターが占めて」いるといわれている⁽¹⁹⁾。日本のゴルフの主流は、ビジター・ゴルファーということになる。まずビジターのゴルフ料金を見てみよう。

ビジターのゴルフ料金の内訳は、さまざまに区分されているが、基本的には、①グリーンフィー、②キャディフィー、③諸経費（これがよくわからない部分であるが）、④税金（利用税、消費税）、⑤その他（ロッカー代、極小の寄付金など）である。

1998年度のゴルフ場ガイドブックを見ると、あるゴルフ場の料金表は、つぎのようになっている。ビジターフィーは平日1万5000円、土曜日2万3000円、利用税1200円、キャディフィー4500円、その他諸経費3300円、ロッカーフィー300円、ゴルファー保険30円などとある。バブル以前にはこんなに細かく区分されていなかった。

表4 週末と平日のプレー利用料金の比較 (単位:円)

	民営会員制 (ビジター料金)		民営非会員制 (パブリック)		公営	
	週末	平日	週末	平日	週末	平日
東京	25,670 (100)	18,820 (73)	22,120 (100)	15,240 (69)	9,920 (100)	7,640 (77)
ニューヨーク	6,640 (26)	6,500 (25)	7,480 (34)	6,020 (27)	4,610 (46)	4,340 (44)
ロンドン	7,140 (28)	5,890 (23)	5,980 (27)	4,630 (21)	2,100 (21)	1,680 (17)

出所: 経済企画庁物価局編 [1992]。

表5 会員制ゴルフクラブの年会費・入会金等の事例

	年会費	メンバー プレー料金	入会金	預託金
日本	2.4万円が一般的	6,760円	50~100万円	3,246万円
アメリカ	26.7~76.1万円 [41.7]	3,030	0~200.3	
イギリス	19.9~25.7万円 [22.9]	0	19.9~38.6	

出所: 表4に同じ。

まずここで、日本のゴルフのプレイ料金を国際比較しておこう。

経済企画庁の調査(表4)によれば、東京の会員制ゴルフ場の週末ビジター料金は、1990年当時で、2万5670円であった。パブリックコースの場合は、週末2万2120円とやや安めだが、日本にはパブリックコースが少ないので、ここでは無視しておく。

さて日本のビジター料金に対して、ニューヨークの週末ビジター料金は、6640円、ロンドンの料金は7140円である。東京のゴルフ料金は、アメリカの3.8倍、イギリスのほぼ3.6倍も高い。

平日の料金は、日本では1万8820円であるが、ニューヨークでは6500円、ロンドンでは5890円である。日本の平日料金も、ニューヨークの2.9倍、ロンドンの3.2倍も高い。もっともアメリカでもイギリスでも、格安料金のゴルフ場、特に地方では極安のゴルフ場が多いので、日本と欧米の格差は実際にはもっと大きいはずである。

例えば、ロンドンから1時間ほどで行けるケップリッジ周辺ゴルフコースのビジター料金を調べてみると、平日では、10ポンド(2000円)未満のコ

ースが3カ所、10～14ポンド（2000円～2800円未満）のコースが3カ所もある。4000円未満のゴルフ場が16ゴルフ場中10カ所もある。16カ所中6カ所が2800円未満である。日本のゴルフ料金は、イギリスの格安ゴルフ料金の6～10倍も高いことになる。週末のゴルフ料金も、ケンブリッジ周辺ではそれほど高くはなく、4000円未満が4コースもある。イギリスでは、いかに安くゴルフがプレイできるかがわかる⁽²⁰⁾。

つぎに会員制ゴルフクラブに加入しておこなうゴルフ料金を見てみよう。

日本の場合、ゴルフ場の会員となってゴルフをプレイするためには、途方もなく高い費用がかかる。会員としてゴルフをプレイするためには、主に相当に高い預託金を支払ってゴルフ会員権を購入しなければならない。

欧米の場合は、会員権制度はなく、ゴルフ場のメンバーに参加したければ、一定の審査をうけ、メンバーの空きがあれば、入会金と年会費を払ってメンバーとなる会員制度である。アメリカの場合は、3000円近くのグリーンフィーをそのつど支払ってプレイする。イギリスでは、年会費を1度支払うだけでいちいちプレイごとに料金を支払わない。

ゴルフクラブの会員としてゴルフをプレイする料金は、日本の場合、平均して預託金3246万円を支払わなければならない。この点を無視しても、メンバーとなってゴルフをプレイする料金は、日本の場合は圧倒的に高い。

企画庁の資料によれば、日本でゴルフクラブの会員としてプレイする料金は、さまざまなケースが考えられる。表5のように、イギリス人が会員制クラブに加入してプレイするための料金は、入会金平均（19.9万円～38.6万円、仮に真中をとって30万円としよう）と年会費平均22.9万円とである。入会金を20年で償却するとして1年間の費用は、平均的に見て1万5000円くらいとなる。そして年会費は平均数値をとって22万9000円だとすると、年間のゴルフ代は24万4000円となる。月平均は、約2万円である。

イギリス人としては、月2万円のゴルフ代は、かなりの支出だが、クラブのメンバーとして心おきなくゴルフを楽しむためには、それ相応の価格であろう。もちろんゴルフクラブに加入してゴルフをプレイする層は、かなり所得の高い層である。これらの層は、むしろ一般大衆から外れる人たちである。一般大衆は、少数のゴルフ好きを除けば、もっと安いゴルフクラブに加入す

るか、ビジターとしてプレイする。

もっともゴルフの回数は費用に関係がないから、週1回プレイすれば1回のゴルフ料金は、5000円となる。日本の会員制クラブでプレイする1回分のグリーンフィーより安い。日本人は、忙しくせいぜい月1回のゴルフだから、イギリス人の会員制クラブのゴルフ料金も、日本人にはそれほど高く感じられない。

アメリカの場合は、社会の所得階層化が著しくて、価格の上下幅が大きく、安くもできるし高くもできる。入会金は、0から200万円までである。メンバーフィーも3000円程度である。

これに対して日本の会員制ゴルファーの料金は、どのようになるだろうか。日本の会員制ゴルフ場への入会金は、50万円から100万円(中をとって75万円)だから、これを20年間で償却するとして、1年間約3万7500円となる。年会費は、平均2万4000円である。月1回ゴルフを楽しむと、1年間のグリーンフィーは、6760円×12回で8万1120円である。それに年会費2万4000円と入会金年間償却費3万7500円を加えると、会員制ゴルフ場の1年間のゴルフ料金は、14万2500円ほどになる。

このケースのゴルフ料金は、イギリスのゴルフクラブのメンバー料金より若干安い。しかし預託金の存在を無視したこのケースは、あまり現実的な仮定ではない。企画庁による日本人の会員制ゴルフの料金想定は、預託金を考慮に入れて計算されている。

その計算によれば、「預託金の据え置き期間を10年、年利7%の半年複利という条件で、10年間で約2570万円」となり、これが会員となるために1年間で会費に257万円追加的な支払いを意味するものと見なされる。こうした事情を加味すると、「我が国の会員制ゴルフのメンバーにかかる年会費は、概ねイギリスの10倍、アメリカの7倍の高さ⁽²¹⁾」になっていると判定される。低金利の今日、7%の利子想定はいささか過大だから、3分の1の2.3%と見ても、約86万円の利子損になる。それでも日本人会員のゴルフ料金は、イギリスの約4倍も高い。

以上のように日本のゴルフ料金は、国際的に見ても、途方もなく高く、異常ですらある。このゴルフ料金の高さは、日本人のゴルフをさまざまに歪め

表6 日本人の1年間のゴルフ費用(単位:万円)

		用具等	会費等	合計	1回当費用
1981年	コース			8.5	7,610円
	練習所				
1982年	コース	5.4	11.9	17.3	10,300
	練習所				
1983年	コース	5.2	8.0	13.2	11,060
	練習所				
1984年	コース	5.3	12.2	17.5	12,640
	練習所		3.0	3.0	1,740
1985年	コース	5.4	12.5	18.0	13,400
	練習所		3.0	3.0	1,850
1986年	コース	5.1	12.3	17.3	14,680
	練習所		3.4	3.4	1,950
1987年	コース	5.7	10.4	16.1	13,910
	練習所		3.1	3.1	1,900
1988年	コース	5.8	12.2	18.0	14,060
	練習所		3.0	3.0	1,810
1989年	コース	6.0	13.5	19.5	15,440
	練習所		2.8	2.8	1,570
1990年	コース				
	練習所				
1991年	コース	6.4	15.0	21.5	17,060
	練習所		3.9	3.9	2,020
1992年	コース	5.2	12.9	18.1	15,760
	練習所		3.2	3.2	1,780
1993年	コース	4.5	13.3	17.9	16,000
	練習所		2.8	2.8	1,740
1994年	コース	6.0	13.4	19.4	19,000
	練習所		3.6	3.6	1,960
1995年	コース	5.2	13.4	18.6	16,890
	練習所		4.3	4.3	2,070
1996年	コース	5.2	12.8	18.0	16,130
	練習所		3.4	3.4	1,970
1997年	コース	5.4	12.9	18.6	18,000
	練習所		3.5	3.5	1,890

出所:『レジャー白書』より作成。

表7 日本人のゴルフの回数

	コース	練習所
1976年	13.2	13.9
1979年	12.2	
1982年	16.9	
1983年	11.9	
1984年	13.8	17.2
1985年	13.4	16.3
1986年	11.8	17.5
1987年	11.6	16.2
1988年	12.3	16.4
1989年	12.6	17.6
1990年	11.8	19.5
1991年	12.6	19.3
1992年	11.5	17.5
1993年	11.2	16.3
1994年	10.2	18.2
1995年	11.0	20.6
1996年	11.2	17.7
1997年	10.2	18.4

出所:『レジャー白書』より作成。

てきた。ここでは、『レジャー白書』によって、日本人のゴルフ費用の高さをもう一度確認しておきたい。

『レジャー白書』は、日本人の年間ゴルフ費用を明らかにしている。『白書』によれば、1980年頃のゴルフ費用は、ゴルフ道具込みで8万5000円だった。当時の1回のゴルフ費用は7610円と算定されている。この数字は、会員権所有者を若干含んでいるので、ビジターゴルフの費用は、この数字よ

りいくぶん高まるであろう。日本人のゴルフの回数は年間11～12回で、いわゆる月1ゴルフである。

ゴルフ費用は、80年代に上昇しつづけ、バブル崩壊の直前の89年には、道具込みで19万5000円に増加した。1回の費用も、1万5440円に上昇した。さらに96年の近年には、バブルがはじけて、ゴルフへの情熱が停滞ないし低下し、費用は、18万円と微減した。1回当たり費用も1万6130円と停滞気味である。

最近のゴルフ料金の傾向は、価格破壊とまではいかないが、平日ゴルフ料金などは1万円以下のところが増えてきている⁽²²⁾。

以上のように、日本のゴルフ料金は、どう見ても異常に高い。しかも外国では考えられないような支出が、日本のゴルフ費用を高めていることを無視できない。

日本の場合、一般的にゴルフ場が住居から遠く離れていることが多いため、交通費が加算されることを考慮しなければならない。電車で行ったとしても、1時間もかかる場所なら往復2000円以上はかかる。また外国では見られないプレイ半ばでの食事代の高さもつとに有名である。1000円クラスが最低で、ちょっと気の利いたものでも食べればすぐ2000～3000円は飛ぶ。

さらに日本人のゴルフは、月1回くらいのもだから、ゴルフの後は、必ず宴会をとまなうことが多い。イギリス人のようにパブで1～2杯のビールでことがおさまらない日本人は、少なくとも2000～3000円は飲み食いする。コンペなどあれば、宴会費、賞品代あわせて1万円は払わなければなるまい。こうしてゴルフ費用は、ゴルフ代に加えて1万円～1万5000円近くを追加せざるをえない。また外国では一般的にキャディはつかず、バッグをかついだり、トロリー（カート）を曳いたりしてプレイするが、日本では、一般的にキャディがつき、その分プレイ代が高くつく。

日本のゴルフ料金の高さは、日本人のゴルフを貧しいものにしてている。それは、ゴルフ料金が高いために、ゴルフのプレイ回数が非常に少ない傾向となって現われている。もっともその背景には、休日が少なくてゴルフをプレイする暇がないという事情もあるが、しかし主因は高価格であろう。

表7が示しているように、日本人の年間ゴルフ回数は、1985年頃から一

表8 ゴルフプレイ年平均回数 (1998年8月)

	会社員				自営業	その他	合計
	重役	部長	課長	その他			
1回	0	0	1	8	0	0	9 (3.8)
2回	2	1	1	9	0	1	14 (5.9)
3回	2	1	8	14	0	0	25 (10.5)
4回	0	0	3	6	0	1	10 (4.2)
6回	1	5	10	31	0	1	48 (20.3)
8回	0	0	0	2	0	0	2 (0.8)
10回	0	0	1	1	0	0	2 (0.8)
12回	8	11	13	43	6	3	84 (35.4)
18回	2	0	2	0	1	0	5 (2.1)
24回	1	7	6	7	3	1	25 (10.5)
36回	3	3	1	1	2	2	12 (5.1)
48回	0	0	0	0	0	1	1 (0.4)
合計	19	28	46	122	12	10	237 (100)

注) この調査は、私本章の資料とするために1998年8月におこなった調査結果の一部である。サンプルは、テニスクラブ60名、某建設資材会社の事務部門70名、工場部門260名、合計390名である(各表の回答者数は設問の回答者数である)。調査結果の全体はここで紹介しきれないので、別途比較経済研究所の報告書としてまとめるつもりである。詳しくはそれを参照されたい。

貫して平均11~12回くらいである。しかしゴルフに関する調査によれば、東京のサラリーマンのゴルフ回数は、もっと貧しい結果がでている。

第一勧業銀行による東京のサラリーマン500名のサンプル調査によれば、⁽²³⁾1986年頃、1年間の平均ゴルフ回数は8.8回にすぎない。しかも年1~3回が27.2%、4~6回が24.4%、7~9回が9.8%、10~13回が22.8%であった。つまり東京のサラリーマン・ゴルファーの半分は2カ月1回以下である。2週に1回近くが2%前後であり、そして週1回以上はほとんどいない。

もっとも1998年夏に私のおこなった調査によれば、表8に示したように、大変興味深い傾向が読み取れる。サンプルは、東京近郊のテニスクラブ会員と栃木県小山市と静岡県掛川市にある某建設資材メーカーの工場従業員および本社事務部門の社員である。職業区分で「会社員 その他」とあるのは、主に後者の人たちであり、いわゆる工場労働者である。

簡単に分析の結論を述べれば、第一に、平均的には、月1回ゴルフの傾向は事実であるが、一般的にそれ以上のゴルフ回数を楽しんでいる人たちがかなり存在しているということである。

年間12回(月1回)プレイする人たちは全体の35%にもなっているが、月2回以上プレイする人たちが16%も見られる。部長以上の管理職層は、月1回以上が多く、課長クラスはやや少ない。しかし「その他」の層、主に工場の労働者も月1回プレイが35.2%おり、月2回が5.7%で、この層も地方住まいのせいか結構ゴルフを楽しんでいるように思われる。自営業者や退職者と思われる会社員以外の「その他」の人たちのゴルフ回数が多いのが目立つ。

しかし一般的には日本人のゴルフの回数は、きわめて少ないことは周知の事実である。当たり前であるが、アンケート調査では、価格が安ければもっとゴルフをやりたいと答えた人は、89%に達している。

こうしたゴルフ回数の貧困は、日本固有の練習場ゴルフを生みだし、発達させた。表7に示したように、日本人はゴルフ練習場に通い、コースでプレイできない不満を練習場で解消していることがわかる。練習場へ通う回数は、20年間ほとんど変化していないで、年間17~18回の数字を維持している。近年は若干微増しているように思われる。

日本人のゴルフ熱は、コースでなく、比較的安価な練習場で発散している印象が強い。そして1回の費用は、ほぼコースの10分の1程度であり、例えば1989年には1570円であった(表6参照)。それはまさにイギリス人がビジターとして安いコースでプレイする価格に近い。これは、日本人のゴルフライフの貧しさを象徴していて興味深い。

日本では、日本人を虜にしている面白くて楽しいゴルフが、月に1回くらいしかできないとあって、もっとやりたいという欲望に付け込むのが接待ゴルフである。自分の金ではできないから、接待してもらって無料でゴルフをプレイしようというのである。あるいは会社の交際費を使って、自分は1銭も支払わないでゴルフをしようというのである。こうした問題は、接待ゴルフの節でゆっくりと考察したい。

2 横並び主義のゴルフ

戦後日本人のゴルフの遊び方を支配したものに、日本人の特殊な意識や行動スタイルがある。その一つは、日本人の横並び主義である。この横並び主

表9 イングランドのゴルフ場設立状況

	イングランド	%	内ロンドン	%
1899年以前	370	22.1	74	25.0
1900—19年	366		63	
1920—44年	228		52	
小計	964	57.5	189	55.9
1945—59年	17		4	
1960—64年	22		6	
1965—69年	27		9	
1970—74年	77		21	
1975—79年	89		18	
1980—84年	61		13	
1985—89年	73		13	
1990—96年	348		65	
戦後小計	713	42.5	149	44.1
合計	1,677	100	338	100
設立年次不明	51		9	
総計	1,728		347	

出所：The Sunday Telegraph [1996] より作成。

義は、個人主義の欠如した他人を気にしすぎる気質であり、流行やブームに弱い性格であり、また我先に流行やブームに遅れまいと突進する「われさき症候群」（『朝日新聞』1987年9月7日、天声人語）でもある。言い換えれば、それは、かつて日本のファシズムを生んだ大勢におもねる付和雷同の精神構造であり、バブルを生みやすい日本人の精神構造でもある。

日本人のゴルフを観察していると、実にそうした日本人の意識、気質、性格がゴルフの遊び方を色濃く支配していることがわかる。日本のゴルフを特徴づけたそうした日本人の精神構造は、データの検証するのは難しいが、すでに指摘したゴルフ人口とゴルフ場の急増の中にはっきりと現われている。かつての先進国イギリスが長い間かけて達成してきた経済成長を、日本が戦後のきわめて短い期間にいと簡単に成し遂げたように、イギリスが200年近くかけて造ってきたゴルフ場を、日本は、わずかに戦後30年たらずで造り上げてしまった。

表9に示したように、現在イギリスのイングランド地域にあるゴルフ場は、1996年には1677カ所であるが、19世紀末までに設立されたものは370カ所（22.1%）にも達し、またすでに1945年以前に、964カ所（57.5%）が設立

されていたのである。戦後イギリスのレジャーの大衆化を反映して、ゆるやかにゴルフブームが生まれ、ゴルフ場は、戦後多少の変動をともないつつ、特に90年代に入って数多く設立されている。しかし全体としては、ゴルフ場の設立は、徐々にすすんできたのである。

これに対して日本の場合には、イギリス並みのゴルフ場1900カ所を戦後のわずか30年間で一挙に造り上げてしまった。こうした爆発的なゴルフ場の建設は、経済成長至上主義から見ると大変立派に聞こえるが、スポーツや文化の発展という観点から見れば、決して望ましいものではないことがわかる。

それは、あたかも社会革命があまりにも早急に問題を解決しようとして、独裁、謀略、流血に満ちて墮落したのに似ている。ゴルフ需要の革命的急増は、さまざまな弊害を生んだ。ゴルフ場の需給逼迫は、すでに指摘したように会員権の暴騰、利殖ゴルフの普及、ゴルフ場設立業者によるゴルフ場の乱開発、サギのゴルフ場経営、銀行・ゼネコンなどによるゴルフ場建設投機、ゴルフ場経営破綻、不良債権を生みだしたのである。

こうしたゴルフ場の急増は、まさに日本人の横並び主義に対応している。日本人のゴルフの遊び方の中に現われた横並び主義は、第一に、ゴルフ人口の爆発的な急増、猫も杓子もゴルフ、ゴルフという一億総ゴルファー的な傾向を生み、それがまた日本人のゴルフマナーを著しく低下させていると指摘しなければならない。

ゴルフは、長い時間をかけて、イギリスのジェントルマンのスポーツとして特異なマナーをもって確立してきた。そこに大衆が加わっても、マナーは破壊されることなく、イギリスの大衆は適度に教育されつつゴルフマナーを身につけてきた。サッカーに見られるフリーガニズムの野蛮さは、イギリスのゴルフには微塵もない。

しかし日本の場合には、あまりにも短期間にゴルフが普及したために、大衆がゴルフマナーを十分に身につける時間的な余裕がなかった。日本におけるゴルフマナーの欠如、悪さについては、これまでしばしば心あるゴルファーによって指摘されてきたことである。⁽²⁴⁾

日本のゴルフ場の混雑は、ルールやマナーを大切にすゆとりあるプレイを困難にし、ゴルフ場の回転率を高めるために、不要なキャディが張りつけ

られ、走り回ることを強いられる。

ゴルフのルールブックには「ゴルフというのはいかなる反対給付も受けな⁽²⁵⁾いでゴルフそのものを楽しむことにある」と書いてあるようで、日本の接待ゴルフは、本質的にゴルフルールに反することになる。しかも会社の上下関係をゴルフ場に持ち込んで上司にごまするゴルフなどは、スポーツとはほど遠い。ゴルフを接待の手段にし、ゴルフ場をお座敷化している接待ゴルフは、接待者が接待される人をもつぱら楽しませるために精をだし、ゴルフがスポーツであり、ルールやマナーをもっていることを忘れさせている。

ゴルフをまったく理解しない無知で無教養なミーハーのOLやバーや飲み屋のお姐さん、ヤクザのお兄さん方、果ては会社の慰安コンペで大挙してゴルフ場に繰りだす団体ゴルファーの面々たちは、ピクニックにきたかのように、嬌声や奇声を発して、他人にはばかることなく傍若無人に振る舞う。

ゴルフフィーの高さも、時としてプレイヤーを傲慢にし、日本では、イギリスで通常おこなわれているように、フェアウェーの雑草をむしったり、穴を埋めながらプレイするマナーなど、あまり見かけられない。高い金を払ってマナーだのルールだのと小言をいわれたくないといった気持ちのプレイヤーが少なくない。

こうした無知な大衆をゴルフのマナーになじませるのには、本来は長い時間とゴルフ場の余裕が必要なのだが、日本では両方とも欠けていた。日本の大衆ゴルフの落とし穴がここにある。

第二に、横並び主義ゴルフは、日本社会の中で、ゴルフ村社会を形成している。サラリーマン社会におけるゴルフ村の形成について、作家の阿部牧郎氏は、ある会社に勤めていた1960年代初め頃の経験を回顧してつぎのように指摘している。

会社の「No 1と No 2 が（ゴルフの）上級者なのだから、管理職はほとんど全員がゴルフをやっていた。社長、専務を中心にゴルフソサエティができていた。そこへ入れない管理職は、疎外された気分になるようだ」。そして新しく登用された新管理職たちが、「秘密クラブめいた雰囲気」をただよわせながら、「上層部のゴルフソサエティ」に加わることを夢見て、ゴルフに専念していたと。⁽²⁶⁾そして阿部氏は、痛烈にゴルフを三流スポーツとして批判

する。私は、スポーツ自体に一流も三流もあるとは思わないが、現にスポーツとして遊ばれている墮落した日本型ゴルフへの批判としては大いに当たっているといえそうだ。

こうしたゴルフ村社会は、まだ1960年代には、管理職層を捉えていただけだが、70年代から80年代に入って、ゴルフが大衆化し、一般のサラリーマン層や職人、自営業者、小商人にも広がっていった。

あるジャーナリストは、「日本のサラリーマン社会では、なんとって管理職にはゴルフが必須条件」であり、「サラリーマンのゴルフは、職場のコミュニケーションを図る“コミュニケーション”」、「サラリーマンの処世術の一つ」⁽²⁷⁾だと指摘した。

またあるサラリーマンは、ゴルフをやっている「会社を知ってもらい、顔を覚えてもらって、ようやく仕事にむすびつく」。「ゴルフは一人前の営業マンへの近道であることは間違いなし」⁽²⁸⁾と言い切る。

こうした傾向について、経済評論家の長谷川慶太郎氏は、「日本人は、理解できない人間とは付き合いたがらない。ゴルフをやりたくないと言い出したら、村八分にされてしまう」⁽²⁹⁾と指摘し、企業内外でビジネスマンの話題はゴルフであり、その話題についていけないと除け者にされかねないゴルフ村社会の存在を指摘している。

日本のサラリーマンは、こうした横並び志向にしたがって、嫌々ゴルフを強られる。もちろんそれに逆らう人たちも少なくはないであろうが、日本的なゴルフ村社会の存在は不動のように思われる。この横並び志向こそ、日本のゴルフを異常に普及させている一因であった。しかもこのゴルフは、接待ゴルフというビジネス業務と絡んで、一層そうした傾向を強固なものにした。ゴルフをしなければ仕事にならない。新しい得意先もとれなければ、売り上げも上がらない。

横並びゴルフ村社会の形成は、なにもサラリーマンの世界だけではない。象徴的にも、政治家の世界でも同じである。国会議員山東昭子氏は、「ゴルフをやらないと一流の政治家にはなれない。それに最近は、ゴルフをしないと企業とも付き合えない。何でもゴルフに行って話し合うようになってるから」⁽³⁰⁾だと語っている。

かように政治家の間でもこの横並び志向が強いことがうかがえる。なにもゴルフができなくなつて一流の政治家になれないわけではないのに、今の政治家の間では、ゴルフが大政治家への早道になっていることを証明しているのかもしれない。ゴルフは、まさに業者が政治家の先生方を買収するための有力な手段でもあるからである。政治家のゴルフ好きの根拠は、ゴルフ会員権による錬金術と情報収集にある。

日本人の好むスポーツはいろいろあるが、『レジャー白書』によれば、日本人の男性が参加を希望するスポーツの中で、80年代末から90年代初めにゴルフは、30%を占めトップの地位にあった。さらに90年代の後半になって不況の深刻化が反映してゴルフ希望者はやや低下しているが、だからといって他のスポーツが伸びているわけではない。おそらく景気が回復すればゴルフ希望人口は増えていくと推測される。問題はあつたが、ゴルフは国民的なスポーツとして定着していることがわかる。今やゴルフは、日本人によるレジャーの中の王様なのである。

3 形から入るゴルフ

日本のゴルフを特徴づけてきたもう一つの日本人の意識と行動スタイルは、形を尊ぶ性癖である。これは、日本人の様式好みの性格、意識を色濃く反映している。そうした傾向は、ゴルフの打ち方のフォーム（スタイル）への日本人の異常なこだわり、ゴルフのプレイ内容でなく、ゴルフ道具やゴルフ衣装、あるいはゴルフ場の外観、施設、見かけに対するこだわりとなって現われている。

こうした傾向は、ゴルフに見られるだけでなく、すべてのスポーツに見られる。プロ野球の選手たちを見ればすぐ納得するはずである。すなわち、外国人選手たちは、打者のフォームにしろ、投手の投球フォームにしろ、大変個性的で、自分流に開発した独自のスタイルにこだわり、日本人が基本とするスタイルとほど遠い。日本人の素人目にもきわめて変則的に見える。それと対照的に、例外は増えているが、日本人選手のフォームは、標準的であり、基本といわれる定型にしばられ、個性に乏しい。

日本人のゴルファーも同様である。あたかも修行僧のように、自分のスイ

ングのフォームに悩み、先輩やコーチに教えを請い、スクールに通う。雑誌は、こうした悩める子羊たちを導く記事でいっぱいである。鉄道のプラットホームでカバンや傘をクラブがわりにして、スイングの矯正に余念ない風景は、日本独特のものである。あたりかまわず、ゴルフの打ち方に興じているゴルファーの姿も、苦悩にみち、また楽しそうにも見て取れる。

しかも日本人には、そうした傾向に対応して教え魔が多い。世界的に教育熱心なお国柄を反映してか、スタイルに悩む人がいれば、その悩みを解決すべく、実はさらに混乱を大きくすることが多いのだが、教えをたれる人が実に多い。筆者をふくめて。

データがあるわけではないが、イギリスでの見聞をもとに指摘するならば、イギリス人は、ゴルフそのものを楽しむことに熱中し、道具やスタイルを気にしないし、こだわらない。もともとイギリスは個人主義の強い国柄であり、イギリス人はみな个性的である。概して流行などには関心が薄い。他人はどうでもよいのである。その上、基本のフォームを教えてもらうにも、レッスン料が高いので、わざわざ高い金を払って教えてもらおうとする人は少ない。イギリスのレッスンは、もともと個人教授が原則だからなおさらである。⁽³¹⁾

イギリスには、ゴルフのレッスン場（日本の打ちっぱなし）などほとんどない。だからビギナーは、経験者とコースに出て見よう見まねで、せいぜい簡単な教えを先輩から受けて、場数をこなしながら、ゴルフを覚えるのである。少なくとも一般の大衆ゴルファーはそうである。

それは、あたかもイギリスの自動車の免許の取り方に似ている。イギリスでは、自動車免許をとるためには、路上で訓練をする。自動車にLマークを貼って、免許証をもつ素人が初心者を教えたり、町のインストラクターが路上で教えるのである。だから自動車教習所と同じように、ゴルフ練習場もイギリスでは、日本のように発達しないのである。

ゴルフの道具や衣装、ゴルフ場の外観についても同じことがいえる。これについては、外国人の観察に耳をかそう。アメリカ人トーマス・ゼーゲンは、日本のゴルフにうんざりして、「日本人は、上から下までまるで洋服メーカーの宣伝マンではないかと思うほど、派手な道具一式を惜しげもなく買い揃

える。アメリカではショート・パンツにTシャツ。靴はなくハダシでも誰も文句を言わない⁽³²⁾」と断じた。

日本人は、古来、道具をたしなむ性癖を保持してきた。茶の湯における器、太公望における釣り道具。釣りに行かずに高価なヘラブナの釣竿を磨いては楽しんでいるご隠居の姿は、高価なゴルフクラブを家で余念なく磨いて一人ほくそえんでいる現代のサラリーマンの姿と少しも変わらない。

ゴルフそのものではなく、ゴルフの道具、衣装、施設の外見を気にする日本人の性癖は、ゴルフのコストを高くしていると同時にゴルフ産業を盛んにし、ひいては日本の経済成長を支えている。それは無駄使いであり、資源の浪費であったが。

表10 ゴルフ用品の売上げ額

	売上げ額	球技スポーツ用品に占める ゴルフ用品の売上げ
1985年	3,190億円	52.9%
1986	3,050	53.4
1987	4,040	60.6
1988	4,770	64.5
1989	5,340	66.0
1990	5,840	67.2
1991	6,260	67.6
1992	6,170	66.1
1993	5,820	66.4
1994	5,560	66.2
1995	5,570	66.6
1996	5,630	67.1
1997	5,720	67.4

出所：「レジャー白書」より作成。

表10は、ゴルフ用品産業の市場の大きさを示したものである。

ゴルフブームを反映して、1985年以降ゴルフ用品の売上げは急増し、しかも球技スポーツ用品の売上げの伸びよりも急速であり、そのシェアの比重を高めた。日本のゴルファーがこよなく用具を愛している傾向を証明している。

ちなみに日本人のゴルフセットの所有数は、私の調査では、表11のように、2セット以上の所有

表11 ゴルフクラブの所有数(1998年8月)

	会社員				自営業	その他	合計
	重役	部長	課長	その他			
1セット	11	14	37	110	7	5	184 (69.2)
2セット	5	14	9	27	5	7	67 (25.2)
3セット	2	1	4	2	0	2	11 (4.1)
4セット	1	0	2	0	0	0	3 (1.1)
12セット	1	0	0	0	0	0	1 (0.4)
合計	20	29	52	139	12	14	266 (100)

注) 村中の調査。

者が約30%もあり、3人に1人は2セット持っている。また3セット以上も持っている人が約5.5%もいる。もっとも1セットしか持っていない人も1セットしか所有しなかったわけではなく、新しく買って古いものを廃棄したり、他人に譲ったりしたことが多いはずである。いずれにしても、日本人は道具好きであることには変わりがない。

ゴルフ業界は常に新製品を開発して売り込みに躍起だが、私の調査では、高価なクラブを買って満足している人が多い中で、高価なクラブほど好成績をえられると思うかとの問いに、「いいえ」と答えた人が76.6%にもなっている。確かに最近の道具はよく飛ぶようになっているが、飛べばスコアがよくなるものでもない。要するに日本人は道具を愛しているだけなのである。

日本人は、ゴルフをすることより道具に金を使い、実際にゴルフをプレイし楽しむことを惜しんでいる。実を取らずに、形を取っている。すでに表6で示したように、ゴルフ用具代は、ほぼ年間で5万円強の支出であり、プレイ代18~19万円のほぼ30%にも達している。イギリスの例などと比較するデータをもちあわせていないのが残念であるが。

しかし私の見聞をもとに言えば、イギリス人は、かつて書いたように、古いゴルフ道具を大切に、新しいものを容易に買わないし、また自分の力量を無視した高価なクラブなど決して買わない。初心者は安い中古品を買って入門する。しかもそれを卒業すれば、また中古品として売り、捨てたりなどしない。⁽³³⁾そうした事情は、イギリスの経済成長率を著しく低くしているが、彼らのそうした節約分は、長い休暇となって現われ、ゆとりあるレジャーライフの原資となっているのである。

他方、日本人は、道具を好み、見栄を張って高価な道具を買い、道具自慢に余念がない。安物のクラブなどもってゴルフ場に行こうものなら、すぐに品定めされてしまう。そのかわり高いゴルフ代を払って回数の少ない貧しいゴルフを楽しんでいる。

4 行楽型ゴルフ

日本のゴルフ環境は、日本のゴルフを単なるスポーツから、1日がかりのレクリエーションに変えている。すなわち、すでに指摘したように、第一に、

日本のゴルフ場が一般にプレイヤーの住居から遠く離れた遠隔地にあるため、交通時間が長がかかり、たかだか3~4時間のゴルフに往復4~6時間もかかり、結局1日がかりになってしまうからである。しかも早朝4、5時から起きての出発となれば、まさしく小学生の遠足並みである。こうした日本のゴルフの傾向を私は、行楽型のゴルフと呼んでいる。

日本のゴルフのそうした傾向は、日本人の地域住居構造、あるいは都市構造に大いに規定されている。日本では、大都市に住民が集中しすぎ、大都市の中にゴルフ場など造りようがなかった。周辺地域でさえ、ゴルフ場などごくかぎられた存在だった。しかも、戦後大都市化が一層進んでからゴルフブームが起きたからなおさらである。

イギリスでは、産業にしろ住民にしろあまり大都市に集中していない。イギリスでは、産業も住民も比較的全国に分散している。したがってゴルフ場も分散しているし、都市の中にも周辺にもゴルフ場が存在している。基本的にゴルファーの家とゴルフ場がそれほど離れていない。

ちなみにロンドンについていえば、グレイター・ロンドンと呼ばれるM25高速道路周辺以内に住む住人は約700万人近いが、そこには340近いゴルフ場が散在している。そして各地域の住民が周辺にあるゴルフ場でプレイを楽しむ。時には離れた友人のところでプレイすることもあるにしろ、グレイター・ロンドン内なら1時間もかからない。しかも地方都市の場合など、住・職が一致していて、日の長い夏など5時に終わって、職場からゴルフ場に直行して1ラウンドプレイすることが可能である。

片や日本では、大都市圏では住・職が極端に離れていて通勤時間が長く、仕事を終えてからゴルフなどまったく考えられない。しかも居住している近くにゴルフ場があることは少なく、たとえあったとしてもゴルフ場が混雑していてなかなかプレイできない。例えば、私の住んでいる千葉県流山周辺には、ゴルフ場がたくさんあるが、これは周辺の住民がプレイするためのものではなく、むしろ東京周辺の近場のゴルフ場として混雑しているので、簡単にプレイすることができない。いきおい遠距離にあるゴルフ場に1日がかりで出かけることになる。

第二に、日本人のゴルフは、回数が少ないので1回限りのゴルフを最大限

楽しもうとするようになることである。どうせたまにしかできないのなら、豪華なゴルフ場で、殿様気分でやりたいと思い、キャディ付き、豪華風呂付き、さらには温泉付き、そして大理石でかざった華麗なクラブハウスで高い食事をし、プレイ後に宴会を楽しむ、などすでに指摘したように慰安というか娯楽的な行為をとまなうことが多い。そうした豪華さを取り入れないゴルフ場は、格の低いゴルフ場と見なされ評判を落とし客がこなくなる。日本のゴルフが行楽型ゴルフと特徴づけられるゆえんである。

こうした行楽型のゴルフに、交際費によるゴルフ、接待ゴルフが加わって、特に豪華で贅沢なゴルフの傾向が強められた。行楽型ゴルフは、ここではお座敷型ゴルフに変形している。

他方、行楽型のゴルフに逆らって、近場のゴルフ場での格安ゴルフ（河川敷ゴルフ場）、公営ゴルフ場への客の集中は、混雑を生み、また近場ゴルフ場の早朝ゴルフなどが繁盛する。これらも日本的な現象である。

例えば、早朝ゴルフと格安ゴルフをあわせもった風景をある外国人は、つぎのように描写している。「火曜日の午前四時。荒川べりにある赤羽ゴルフ倶楽部の駐車場は、まだ真っ暗だ。止めた車内で伊藤正夫（23）たちは、コンビニエンス・ストアで買った弁当をパクつく。池袋にある会社で夜勤を終えた彼らは、帰宅して寝床にもぐり込む前に早朝ゴルフを楽しもうとやって来た。これくらいはまだ序の口だ。暗闇のなか、ゴルフバッグを置いてクラブハウスの外で待つ人たちの大半は、まだ眠い目をこすっている」。「練習場ではなく、本物のコースに出るとなったら、これくらいは我慢しなければならない。『早朝のほうが安いし、何ととっても昼間は予約がとれないから』と伊藤は言う。赤羽ゴルフ支配人、曾根伸樹も申し訳なさそうに言う。『昼間のコースはパニック状態でして』まったくクレージーもいいところだ。ゴルフをしないアメリカ人の私には、彼らの気が知れない⁽³⁴⁾」。

私もまた、向学のために近場のゴルフ場の早朝ゴルフにいったことがある。なんとも異様な雰囲気には圧倒されて、ゴルフどころではなかったことを思い出す。こうなるとゴルフは、楽しみというよりは苦行のようである。

5 交際費・接待ゴルフ

日本のゴルフを特徴づけるものに交際費ゴルフ、あるいはその中心である接待ゴルフがある。これらのゴルフは、日本独特の経営文化と深くかかわっており、日本型ゴルフの重要な特徴の一つをなしている。途方もなく巨額な（例えば96年度には5兆4100億）にも達する交際費でおこなわれる交際費ゴルフは、スポーツとしてのゴルフを、ビジネス手段や宴会の代用に変え、汚職の温床にし、墮落させ、ゴルフ場を必要以上に華美にし、過剰サービスをおこない、価格を不必要に引き上げる。あたかも銀座のサロンが1杯の水割りに不当な価格をつけて企業の経理にまわすように。バブル期には、接待専門の法人会員だけのゴルフ場が造られたり、自社の接待用ゴルフ場を造るといった傾向まで生まれた。まさに日本は交際費ゴルフの天国の様相を呈した。

この交際費ゴルフには、企業やなんらかの事業体の交際費を使って社用と称して自分たちがゴルフを楽しむケースと、もっぱら接待のためのゴルフの2種がある。後者は、接待する側のゴルフと接待されるゴルフがある。

まず第一に、自分たちが交際費でゴルフを楽しむケースを見てみよう。昔の言い方をすれば、これは社用ゴルフと呼ばれるのがふさわしい。ここでの社用ゴルフは、接待ゴルフと結びついていることもあるが、一応独立したものである。自分たちがゴルフを楽しむ社用ゴルフは、大別して主に経営者層と中間管理職をふくむ一般サラリーマンの社用ゴルフである。

日本の経営者は、相対的に報酬が低い⁽³⁵⁾が、相当額の個人交際費を与えられ、個人の付き合いをふくめ経営者としての付き合いに交際費を使うことが許されている。こうして企業は、投資をかねて大量に法人用ゴルフ会員権を購入した。経営者は、それを個人的に使用することも許され、ゴルフの費用は、領収書を経理にまわすだけでよい。

他方、中級の管理職や一般のサラリーマンの社用ゴルフも、社内では経営者に認められているように、ある程度認められ、しっかり領収書をとって、ゴルフ費用も社用で落とせる仕組みになっている。「領収書ゴルフ⁽³⁶⁾」と呼ばれるゆえんである。

こうした社用ゴルフは、企業の視点から見ると企業内福利厚生的な意味合いがあり、また企業内従業員の相互親睦とか、また一般のサラリーマンたち

の、すでに指摘したように、「職場のコミュニケーションを図る」ための労務管理的な意味もある。このような社用ゴルフは、個人主義の欠如を示し、ゴルフ村社会の物的基盤をなし、日本人のぶら下がり気質を助長するとはいえ、ここではまだスポーツとしてのゴルフの様相を維持している。

社用ゴルフの神髄であり、交際費ゴルフの中心的存在は、なんといっても接待ゴルフであり、先の社用ゴルフとは根本的に異なっている。接待のためのゴルフとは、一言でいえば、取引き相手をゴルフに招待して、なんらかの取引き上の利益を引きだそうとするビジネスとしておこなわれるゴルフのことである。あるいは、取引きの終わった後に、有利な取引きのお礼としておこなわれるゴルフのことである。日本の社会には、一般に交際費による接待が合法的な行為として、社会慣行として定着している。ゴルフ接待は、夜の宴会接待などと並んで、ゴルフ人気の高揚した1970年代から、接待の有力な種目となった。

1994年に消費者金融レイクがサラリーマン300名を調査したところ、25%の人が「接待は日常業務の潤滑油」と答えたという（『朝日新聞』1994年11月24日）。これはサラリーマンの社用ゴルフについて答えているように感じられる。しかし接待ゴルフは、ビジネス最先端では潤滑油をこえて有力なビジネス手段であり、ビジネスそのものとなっている。

ある外国人は、「接待ゴルフなるものも度々経験した。最初は休日を利用してフレンドリーにプレイを楽しむかと思ったらそうではない。接待する側の社員は朝早く起き得意先を出迎えに行く。そして可哀そうなぐらい一生懸命、丁重な物腰で相手を接待し、その日のメンバーで一番エライ人から順にプレイしていくのだ」と接待ゴルフを描写している。

接待ゴルフは、業界によってかなり異なっているが、わが国企業交際費の2割（90年度9828億円）を使用している建設業界は、接待ゴルフがもっとも盛んな業界である。某ゼネコン幹部は、接待ゴルフについて、「各社で建設技術に大した違いはないので、接待で相手企業と関係を深めることが受注に欠かせない。何十億という受注を得るためには、数百万の接待なんてコマ以下のコストでしかない」と述べ、みずから「週2回は平日ゴルフで忙しい」と明言する（『朝日新聞』1998年2月7日）。

医療機器業界でも4万人もいるといわれるMR（医療情報担当者）による接待ゴルフが盛んである。東大助教授がペースメーカーの納入をめぐる業者から接待をうけた事件を報じて、新聞は、「どの社の機器に決まるかは、結局担当医の一念。権限のある医師にいかに多く便宜を図れるかが勝負」と書き、この業界で「ゴルフや飲酒の接待は常識」とであると伝えている（『朝日新聞』1992年11月10日）。千葉大某教授は、「医療機器メーカーの営業マンの間では、ゴルフ好きとしても知られ」ゴルフ接待攻勢をうけたが、「大手メーカーの中堅営業マンも『教授に付け届けができるようになって一人前』」と言い、ゴルフや銀座、赤坂あたりでの接待は常識」と指摘する（『朝日新聞社』1992年2月14日）。

また新聞は、「大手鉄鋼会社の秘書部門に勤める40歳半ばの課長は、会社名義のクレジットカードを持ち歩き、週3、4回、得意先に1人当たり4、5万円の接待をする。接待ゴルフは年40回以上もある」と伝えている（『朝日新聞』1989年11月4日）。

ある新聞記者は、食品メーカーの幹部が酒飲み話として「販路拡大の新しい努力をいろいろやっているのに、結局、酒とゴルフの接待が一番効くんだな、これが。前近代的とわかってるんだが。どうにもならん」という声を書き記している（『朝日新聞』1993年12月13日夕刊）。

要するに日本の業界では、取引き手段として接待ゴルフがごく一般的におこなわれており、接待者は、仕事としてそのゴルフをこなしているのである。民間の取引きだけでなく、政界や官界へのゴルフ接待攻勢が盛んなのは、近年の一連の事件で十分に証明された。

最近の一連の金融不祥事件で有名になった「MOF担」と呼ばれる銀行や証券会社の大蔵省担当者たちは、大蔵官僚を接待し情報や自社の利権を引き出すことが仕事であった。なかでもゴルフ好きの大蔵官僚には、接待ゴルフの攻勢をかける。

事件に先立つこと数年前の新聞は、「MOF担」ゴルフについて書いている。ある「MOF担」の「月約二百万円ある交際費の大半は、大蔵省が大半だった。銀座などで飲むのが週に平均三回、ゴルフが月に六回から八回」だったとの証言を紹介している（『朝日新聞』1992年3月24日）。この「MOF

担」氏は、一応土日にゴルフを接待したとしても、月に6~8回(週に1.5~2回)のゴルフを、まさに仕事の一環としておこなったことになる。

地方の役人が業者に受注などで手心をくわえる汚職がらみの接待ゴルフをうける事件など、枚挙にいとまがない。例えば、兵庫県警暴力団対策の一警部補などは、こともあろうに山口組系暴力団組長から接待ゴルフをうけていたという(『朝日新聞』1993年11月10日夕刊)。

政治家たちの業者との接待ゴルフも枚挙にいとまがない。例えば、財団法人「日本船舶振興会」の笹川陽平理事長は、運輸官僚への接待ゴルフが発覚したことに絡んで、山梨県河口湖の自分の別荘に「これまで竹下、中曽根両元首相ほか、故安部晋太郎元外相、森喜朗自民党幹事長、鹿野道彦新党・みらい代表を招いて、近くのゴルフ場で、代議士の秘書も交えて一緒にプレーをしたという」(『朝日新聞』1994年5月17日)。その他、リクルート事件、共和事件などで政治家へのゴルフ接待が明るみにでた。

接待ゴルフは、日本人の働き過ぎ現象の一つとして、接待者する側のサラリーマンにとって残酷物語なのである。仕事として招待ゴルフに専念するために、みずから病におかれ、あるいは家庭を崩壊させ、ある人は離婚し、ある人は子どもの反抗にあう。そして英知ある人は、そうしたサラリーマン生活から足を洗い、またある人はゴルフをやめて、そのエネルギーを他の仕事に転化していった。⁽³⁸⁾

ここで接待ゴルフの是非をめぐる論争にふれておきたい。接待ゴルフは、その効用ありとして是認論が多数をなしている中で、少数ながら反対論もある。例えば、経営者の反対論の代表格は、大塚商会の大塚実氏である。大塚商会は、1961年の創設以来「原則として交際費なし」の経営をつづけて業績を伸ばしてきたといわれる。大塚氏の交際費不要論は、第一に、「交際費を使った営業はどうしても個人と個人のつきあいになり、事業を広げようとすると限界がある」。第二に、接待に使った費用が、必ずしも取引き相手の利益になっていない、むしろ交際費を賃金や営業費にまわしたほうが効果がある。第三に、交際費サービスではなく取引き内容でのサービスで勝負できる、といった趣旨である(『朝日新聞』1998年5月10日)。こうした接待無用論を、マクドナルド、日本IBM、オリックス、ヤマト運輸などの企業もと

っているといわれている（『朝日新聞』1998年5月17日）。

さすがに銀行の大蔵官僚接待が世上に暴露され、接待の行き過ぎが極まった観のある状況で、経団連や経済同友会あたりでも接待不要論が出始めている。例えば、経団連会長だった豊田章一郎氏は、1998年2月9日の記者会見で「接待は自分の金でやるのが原則だ」と主張し、同月20日の記者会見では「接待ゴルフ無用論」をぶち上げ「取引先とはゴルフをやらないほうがいい」と述べた（『朝日新聞』1998年2月21日）。

他方、日産の会長辻義文氏は、「接待と呼ばれるものは一般的には会社のカネで支払われるもの」と語り、理由として日本の経営者報酬の低さをあげた（『朝日新聞』1998年2月20日）。日本の実業界も賛否が分かれたが、しかし一般的に交際費否定論はいまだ少数派である。交際費肯定論は根強いのこっている。

最後に、ここで私のおこなった接待ゴルフについてのアンケート調査の結果を紹介しておきたい。表12の1のように、会社員では、管理職層は接待ゴルフを多く経験しているが、工場勤務の従業員は接待ゴルフ経験が少ないか、皆無である。当たり前であるが、接待ゴルフとは、一般に取引きに決定権や裁量権のある管理職層や自営業者の問題である。

つぎに接待するゴルフの回数についてみると、回答者が81しかないが、表12の2に示したように、全体として回数にばらつきがあり、上層の管理職ほど回数が多く、重役では月1回以上が約半分にもなる。他方、課長以下一般のサラリーマンの接待する回数は少ない。

他方、接待されるゴルフについては、表12の3に示したように、回答者数は一層少なくなるが、全体として月1回程度は、約20%にとどまる。また接待されるより接待するゴルフのほうが、全体として多いように感じられる。

私の調査で興味深い点は、接待ゴルフの面白さについての回答である。表12の4は、接待されるゴルフは、楽しいかどうかを問うたものであるが、接待されたゴルフも「楽しい」49.1%、「楽しくない」50.8%で、双方拮抗している。結構接待されるゴルフも楽しんでいることがわかる。しかし課長以下サラリーマン層では、「楽しくない」がやや増え、重役級は楽しんで接

表12 接待・交際費ゴルフに関する調査(1998年8月)

	会社員				自営業	その他	合計
	重役	部長	課長	その他			
1 接待・交際費ゴルフの経験							
ある	19	24	38	33	10	11	135 (53.4)
ない	1	3	16	93	2	3	118 (46.6)
合計	20	27	54	126	12	14	253 (100)
2 接待するゴルフ回数(年平均)							
1回	1	3	7	4	2	0	17 (21.0)
2回	3	0	5	4	1	2	15 (18.5)
3回	1	3	2	1	0	0	7 (8.6)
5回	0	0	1	0	0	2	3 (3.7)
6回	1	4	3	1	3	1	13 (16.0)
7回	1	0	0	0	0	0	1 (1.2)
12回	4	5	4	2	1	1	17 (21.0)
18回	1	0	0	0	0	0	1 (1.2)
24回	1	0	0	1	0	2	4 (4.9)
36回	0	1	0	1	0	1	3 (3.7)
3 接待されるゴルフ回数(年平均)							
0.5回	0	0	1	0	0	0	1 (1.8)
1回	2	5	4	5	1	0	17 (29.8)
2回	1	0	4	2	1	1	9 (15.8)
3回	1	0	1	5	1	1	9 (15.8)
6回	1	2	0	0	1	1	5 (8.8)
10回	1	0	0	1	0	0	2 (3.5)
12回	1	3	1	2	1	3	11 (19.3)
18回	1	0	0	0	0	0	1 (1.8)
24回	0	0	1	1	0	0	2 (3.5)
合計	8	10	12	16	5	6	57 (100)
4 接待されるゴルフの楽しさの有無							
楽しい	9	11	14	23	4	3	64 (49.2)
楽しくない	1	9	20	26	4	6	66 (50.8)
合計	10	20	34	49	8	9	130 (100)
5 接待するゴルフの楽しさの有無							
楽しめる	14	13	17	17	6	5	72 (50.7)
楽しくない	2	11	19	29	3	6	70 (49.3)
合計	16	24	36	46	9	11	142 (100)
6 接待ゴルフの是非							
良いと思わない	2	4	9	27	2	5	49 (23.2)
悪いと思わない	8	16	21	29	5	2	81 (38.4)
何とも言えない	9	7	16	41	2	6	81 (38.4)
合計	19	27	46	97	9	13	211 (100)
7 接待ゴルフの将来							
なくすべき	1	5	4	19	0	3	32 (15.5)
なくなるだろう	18	22	42	73	9	10	174 (84.5)

注) 村中の調査。

表 13 東京のゴルフ場

コース名	'71	'72	'73	'74	'75	'76	'77	'78	'79	'80	'81	'82	'83
青梅	175	480	540	450	475	490	400	530	680	760	900	1,280	1,330
小金井	1,350	1,600	3,500	3,300	3,450	3,250	3,270	3,730	4,500	8,500	8,500	7,800	7,800
桜ヶ丘	260	680	800	750	730	625	650	820	1,000	1,270	1,570	1,850	2,500
相武	160	350	450	410	435	450	440	420	550	730	950	1,200	1,400
多摩	140	380	420	420	440	420	430	440	550	760	800	1,050	1,400
立川国際	100	310	300	280	305	225	181	230	275	330	400	700	780
東京国際	120	400	340	310	315	300	240	305	390	430	570	750	800
八王子	265	630	820	740	715	710	655	800	1,000	1,180	1,580	1,800	2,300
府中	280	450	900	810	780	755	720	920	1,150	1,600	1,750	2,150	1,950
武蔵野	100	200	340	350	355	375	355	368	460	590	800	950	1,050

注) 「全国ゴルフ会員権相場」96/97年鑑, p. 29より。

待ゴルフをしているさまがわかる。

他方、表 12 の 5 に示した接待するゴルフについても、全体としては、「楽しい」と「楽しくない」が半々であり、ほぼ接待されるゴルフと同じ傾向が示されている。

接待する時のゴルフで相手になんらかの配慮をするかの回答では、全体として「絶対しない」が 45% で多数であるが、「時々する」が 39.4% もあり、「何時もする」が 15% もある。結構接待ゴルフは、相手に気を使うことが少なくないことがわかる。

つぎに接待ゴルフの是非について問うたのが、表 12 の 6 である。「良いと思わない」という批判意見は、23.2% であった。しかも管理職の下層ほど否定論が少し増える。そして「何とも言えない」が 38.4%、「悪いとも思わない」との肯定論と同じ 38.4% である。全体としては接待ゴルフへの批判がそれほどなく、日本のゴルファーは、接待ゴルフを容認しているふうである。しかも表 12 の 7 のように、「なくすべきである」という積極的反対論は、15.5% しかなく、しかも管理職の上層ほど否定論は少ない。また日本的な風土を理解してか、接待ゴルフは「なくならないだろう」とみんなが考えている。

結局、日本の接待ゴルフは、日本の経営文化、交際費の存在にメスを入れなければ、決してなくならないうであらう。しかしゴルフを真にスポーツとして楽しくプレイするためには、ゴルファーは接待ゴルフをやめなくてはなら

会員権相場の推移

(単位：万円)

'84	'85	'86	'87	'88	'89	'90	'91	'92	'93	'94	'95	'96
1,800	1,760	3,800	3,800	4,150	5,600	5,100	3,500	2,700	2,950	1,950	1,500	1,600
8,500	9,000	25,000	29,000	31,000	45,500	37,000	18,700	13,000	14,000	9,500	9,200	10,300
3,100	4,050	7,500	6,000	7,400	12,500	8,800	7,000	4,650	4,200	3,600	3,300	3,880
1,700	1,800	3,000	3,700	4,100	5,300	5,300	3,150	2,600	2,500	2,050	1,750	2,050
1,400	1,950	3,200	3,800	4,050	6,500	5,600	3,500	2,850	2,350	2,050	1,650	
740	830	2,100	2,100	2,250	4,400	3,400	1,980	1,850	1,900	1,260	1,000	960
800	1,180	2,600	2,700	2,650	4,150	3,200	2,150	1,850	1,900	1,300	1,320	1,470
2,700	2,900	6,200	5,700	6,100	9,000	7,300	4,750	4,600	3,800	2,820	2,200	2,350
2,200	3,400	6,000	6,000	5,500	9,900	7,500	4,700	3,250	3,250	2,370	2,000	2,800
1,250	1,300	3,000	2,900	3,550	4,900	3,900	2,620	2,200	2,200	1,800	1,350	1,300

ないと心得るべきである。

6 利殖ゴルフ

日本人のゴルフを基本的に規定した預託金ゴルフ会員権制度は、日本のゴルファーにも直接大きな影響を与えた。それは、預託金ゴルフ会員権を購入して利殖の手段にする傾向を生みだしたからである。

表13は、東京都内のゴルフ会員権相場の推移を示したものである。平均の数字では不十分なので、個別ゴルフ場の会員権価格を取り上げた。

例えば武蔵野のゴルフ会員権は、1971年には100万円だったが、翌年に200万円に、73年の狂乱物価時に一挙に340万円にも跳ね上がり、オイルショック後しばらく停滞していたが、78年の368万円から79年に460万円へと一挙に上昇した。その後、第2次のゴルフブームに向けて急上昇し、83年には1050万円、3年後の86年には3000万円にまで跳ね上がった。そしてバブルの真っ盛りには4900万円の値をつけた。会員権の相場は、20年間で50倍も上昇し、71年から81年の10年間で8倍に、81年からの10年間でだけでも5倍に上昇した。こうした傾向は一般的に生じたのである。

さて、こうした会員権相場の上昇は、会員権購入によって資産を増やし、一定の時期に購入価格より高く売れば相当の利得を得ることができる。かくして多くのゴルフ好きが、ゴルフ場の会員になってゴルフを楽しむだけでなく、会員権の売買を通じて利殖をかねる風潮を生んだ。

法人は、税を逃れるための税金対策として、また従業員の福利厚生のためにと称してゴルフ会員権を買った。そしてそれは、いつしか資産を増やすことになるだろうと期待された。しかも、それで社員がゴルフもできるし、また接待にも使えるのだから便利きわまりない。

もちろんすべての会員権購入者が利殖を目当てにしていたわけではないが、しかし預託金会員権は、構造的にそうした性格をもっていたのである。この傾向が顕著になってくるのは、80年代に入って、しかも80年代後半のリゾート開発ブームと財形ブームが激しくなってからである。

そうした過程で、ある人は会員権を売買して大儲けをし、ある人は自分の所有する会員権の上昇に欣喜した。大儲けをした事例は、誇大に宣伝され会員権利殖ブームを煽った。

バブル期の新聞は、会員権価格の上昇で資産が増え、ゴルフが遊びと利殖をかねた結構なスポーツであると喧伝した。例えば、1986年の新聞は、60歳で定年になった商社員の退職金の使途にからんだ利殖ゴルフの話をのせている。「国債(400万円)は2年後に元利を合わせ、ゴルフ会員権に換えてしまった。ゴルフ会員権は、2年間で2倍近くの相場になり、かつ月1回のゴルフを楽しませてもらえるのはありがたい」(『朝日新聞』1986年6月7日夕刊)。

すでに指摘したように、1991年当時のゴルフ会員権の所有状況は、281万口であり、ほぼゴルフ人口の21%に相当した。個人では個人正会員が199万人であり、平日会員30万人を含めれば18.5%、5人に1人弱が会員権を所有していることになる。相当の所有率である。

しかし第一勧銀のサラリーマンに関する1986年の調査によれば、サラリーマンの会員権所有率は、平均で20.6%であるが、20歳代7.4%、30歳代13.7%にとどまり、50歳代が41%と高収入層に高い。もっと興味深いのは、中小企業の経営者層である。太陽神戸銀行による84年の調査によれば、サンプル1000名のうち74%が会員権を所有しており、しかも、2カ所が30.1%、3カ所が21.4%、4カ所が7.7%、5カ所が15.6%となっており、明らかに利殖を目的として多数の会員権所有の傾向を示している。⁽³⁹⁾

こうしたペーパー・ゴルファーを含む会員権所有者は、会員権の急落によ

表14 ゴルフ会員権に関する調査 (1998年8月)

	会社員				自営業	その他	合計
	重役	部長	課長	その他			
1 会員権所有の有無							
持っている	17	8	10	18	10	10	73 (27.0)
持っていない	3	21	44	123	2	4	197 (73.0)
合計	20	29	54	141	12	14	270 (100)
2 会員権の売買での儲け							
ある	1	1	0	1	5	2	10 (6.1)
ない	19	12	26	79	6	11	153 (93.9)
合計	20	13	26	80	11	13	163 (100)
3 会員権の売買での損							
ある	4	4	3	0	4	2	17 (12.2)
ない	11	9	21	70	5	6	122 (87.8)
合計	15	13	24	70	9	8	139 (100)

注) 村中の調査。

って多大な損失をこうむったに違いない。しかし私の調査によれば、一般の勤労者の会員権所有率は、著しく低いことがわかった。表14に示したように、会社員の役員の所有率は高いが、部長層でも27.6%、課長層では18.5%である。一般の会社員、つまり平のサラリーマンや工場の従業員層はわずか12.8%の所有率にすぎない。

しかも会員権での利殖関係では、儲けた経験のある人は、会社員などではきわめて少ない。損をした人たちは、12%と儲けた人たちよりやや多いが、平の会社員は損した人がいない。管理職層ではやや山っ気があったことを示唆している。

なおバブル崩壊後の会員権の下落について指摘すれば、一般にピーク時から5~6分の1に下落し、相場高な時に購入した人、法人、業者は相当の損失をこうむったはずである。しかし個人や中小企業者などは、借金などしないで会員権を購入した場合、会員権販売での損失は、税金の減額で少し補填されるようで、意外に損失は少ないともいわれている⁽⁴²⁾。他方、ゴルフ開発業、ゴルフ会員権販売業、建設業界、銀行などは、会員権投機に失敗して相当のダメージをうけていることは周知のことである。

利殖ゴルフは、今になってみれば、ゴルフ産業が作りだした幻想であって、確かに利殖に成功した人や業者がいたかもしれないが、案外大衆は、損もし

なければ得もしなかったのではないか。100万円で買った会員権が1000万に値上がりしてたとえ900万の資産増加が生じても、会員権を売却しなければなんの利得も生じない。値上がりだけを楽しみ、実際に会員権を売却しなかった本当にゴルフ好きの庶民も少なくなかったようにも感じられる。

以上のように日本人のゴルフは、欧米のゴルフと比較すると、ずいぶんと異なった様相を呈している。あるいは歪んでいるとってよいかもしれない。誤解のないようにあえて指摘すれば、私は、ゴルフに批判的であるわけではない。むしろゴルフというスポーツが気に入っており、スポーツとして非常に面白く、その穏やかな性格から老若男女が、また技量の差異をこえて、一緒に等しく楽しみ、かつ内容的には厳しく、緊張感を必要とするスポーツらしいスポーツだと確信している。

しかし私は、イギリスでゴルフを覚えた関係で、日本でやるゴルフについても違和感をもってきたし、実際にはあまり日本でゴルフはやっていない。費用が高いからであり、時間がかかりすぎるからである。

バブルがはじけて、会員権も相当に低下し、日本のゴルフは今後どのように変わっていくのであろうか。接待ゴルフは、当分なくなりそうもないが、キャディをやめたり、昼食をおにぎりやサンドイッチですませたり、豪華な風呂などなしにシャワーですませ、ゴルフ場の管理も簡素にし、除草剤などなしにプレイヤーのマナーとして草取りを楽しみ、過剰な設備投資や過剰サービスをやめて、安上がりのスポーツとしてのゴルフに徹する方向にすすむであろうか。日本のゴルフは、構造的に少々費用の高いのはやむをえないとして、もう少し価格を引き下げて健全なスポーツとして発達してもらいたいものである。ちなみにゴルフは本質的に高齢化社会に適したスポーツなのだから、イギリス人のように、退職したらゴルフでも始めようかなどといった状況になってほしいものである。

国民の中にはゴルフに対する敵対心も強いが、ゴルフ愛好者も、これまでのゴルフのあり方を反省して、国民の理解を得てもらいたい。そして、政府や自治体は、倒産したゴルフ場を安く買い上げて、これから一層増える高齢者のためにも気楽にゴルフを楽しめるパブリックコースをたくさん造ってほ

しいものである。

注

- (1) Burger [1990] p. 82.
- (2) 日本のゴルフの歴史的な概観については、田中義久 [1992] が参考になる。
- (3) 巽祐一郎 [1992] p. 28.
- (4) 前掲書で巽氏は、第1期に「なぜゴルフ場が増加したかといえば、今のような公害対策に重きを置くこともなく開発規制もゆるやかだったこと、それ以上に、会員権による資金集めが容易にできたことがあげられる」(p. 29) と指摘している。また巽氏は、第1期に「ゴルフプレーを楽しむと同時に、財産としての価値もあがっていく頼もしい状態にあった。市場で会員権が流通することによって、会員権を財テク運用する人も登場し、ゴルフも会員権売買もともに活性化していった」(p. 31) と指摘している。卓見である。
- (5) 谷山鉄郎 [1990] p. 7.
- (6) 例えばゼネコン倒産がゴルフ場投資の失敗に原因していた点については、天野隆介 [1998] を参照。
- (7) この点については、私の3年間のイギリス滞在中にみずから見聞したことであり、イギリスのゴルフ通が等しく認めているところである。例えば、尾崎寔 [1997] p. 134 参照。
- (8) ゴルフ場の開発にともなう自然破壊、環境汚染については、地元もふくめ広範な反対運動が、特に1980年代末に盛り上がり、ゴルフ場開発に対して問題を投げかけ、反省を迫った。この点については、ここでは多く紙面を割く余裕がないので、いくつかの文献を掲げておくにとどめたい。日本消費者連盟編 [1990]；岩田薫編著 [1991]；水木政吉 [1991]。
- (9) 特にゴルフ場の芝をめぐる農業使用の問題については、ゴルフ場サイドに近い論調のものに化学工業日報社編 [1990] がある。これに対してゴルフ場の自然破壊、環境汚染に対して、厳しい批判を加えているものとして、谷山鉄郎 [1990] 『おそるべきゴルフ場汚染』合同出版；山田国広編 [1990] をあげておく。筆者は、ゴルフ場批判のすべてに賛成するわけではないが、相当の批判が当たっていると指摘しなければならない。
- (10) 私は、在英中に友人のイギリス人公害研究家にゴルフ場の農業公害について質問したが、問題ないとの答えだった。
- (11) 経済企画庁物価局編 [1992] p. 28.
- (12) 来宮・小室他 [1990] p. 4 以下参照。特に本書は、ゴルフ会員権の法律問題にとって参考になる。
- (13) 経済企画庁物価局編 [1992] p. 29.
- (14) 同上, p. 28.

- (15) 来宮・小室他 [1990] p. 13。
- (16) 預託金制ゴルフ会員権の販売方法については、前掲巽 [1992] pp. 45-46, p. 62 の他、別の著作でも一般に指摘されており、かつ新聞等でも指摘されている。
- (17) 天野隆介 [1997] p. 22。1970年代のさまざまな事件については、前掲巽 [1992] の「ゴルフ会員権事件簿」の章が詳しい。
- (18) 通産省 [1992] p. 32。
- (19) 経済企画庁物価局編 [1992] p. 28。
- (20) The Sunday Telegraph [1996] *Golf Course Guide* による。
- (21) 経済企画庁物価局編 [1992] p. 32。
- (22) ゴルフ総合出版 [1998] p. 45。
- (23) ゴルフ総合出版 [1987] p. 367。
- (24) 例えば、田野辺薫 [1991]；細川護貞 [1990] を参照。
- (25) 細川護貞 [1990] p. 213。
- (26) 阿部牧郎 [1990] p. 206。
- (27) 片山修 [1998] pp. 28-29。
- (28) 片山修 [1998] p. 57。
- (29) 「ゴルフ狂日本」[1990] 週刊誌『NEWSWEEK』5月3/10号, p. 78。
- (30) 同上誌, p. 77。
- (31) 村中仁三郎 [1990] (5回連載の第3回の節参照)。
- (32) トーマス・ゼーゲン [1992] p. 125。
- (33) 村中仁三郎 [1990] 第5回を参照。
- (34) 前掲, 「ゴルフ狂日本」p. 76。
- (35) アメリカの経済誌は、「日本のトップは交際費や高いゴルフ会員権、豪華社用車、時には住宅を与えられている」が、アメリカのトップの給与より安いと指摘している (『朝日新聞』1993年4月16日夕刊)。
- (36) 早瀬利之 [1992] p. 118。
- (37) トーマス・ゼーゲン [1992] p. 124。
- (38) 同上, 詳しくは、『朝日新聞』の1992年2月1日, 3月24日, 5月1日, 5月24日, 11月27日の接待ゴルフに関する記事を参照。
- (39) ゴルフ総合出版 [1987] p. 368。
- (40) 同上, p. 372。
- (41) 詳しくは、天野隆介 [1997] 1章を参照。
- (42) 詳しくは、天野隆介 [1997] p. 171 以下参照。

参照文献

- 天野隆介 [1997] 『ゴルフ場大倒産時代がやってきた』アップル社。
 — [1998] 「ゴルフ場と倒産の急増が新たなゼネコン危機を生む」、『エコノミスト』4月7日号。

- 阿部牧郎 [1990]、「くたばれゴルフ族」、『正論』6月号。
- 岩田薫編著 [1991]『ゴルフ場ストップ』リサイクル文化社。
- 尾崎寔 [1997]『ゴルフとイギリス人』ちくま新書。
- 片山修 [1998]「ゴルフ、三十歳が分かれ道」、『カピタン』4月号。
- 来宮、小室他 [1990]『ゴルフの法律相談』有斐閣。
- 化学工業日報社編 [1990]『ゴルフ場農薬ガイド』化学工業日報社。
- 経済企画庁物価局編 [1992]『「遊び」の値段——レジャー料金の国際比較』大蔵省印刷局。
- ゴルフ総合出版 [1987]『'87年鑑全国ゴルフ会員相場』日本文芸社。
- [1998]『ゴルフなんでも電話帳』星雲社。
- 「ゴルフ狂」 [1990]『NEWSWEEK』5月3/10日号。
- 佐川八重子 [1998]「ゴルフ業界再建は会員の権利意識の自覚が必要」、『エコノミスト』2月10日号。
- 田中義久 [1992]『ゴルフと日本人』岩波新書。
- 巽祐一郎 [1992]『ゴルフ会員権の裏の裏』素朴社。
- 谷山鉄郎 [1990]『日本ゴルフ列島』三一書房。
- 通産省 [1992]『特定サービス産業実態調査』（ゴルフ場編）、通産省統計協会。
- トーマス・ゼーゲン [1992]「日本人とのゴルフはもううんざり」、『ノーサイド』1月号。
- 田野辺薫 [1991]「バブル経済がゆがめた日本人のゴルフ」、『中央公論』9月号。
- 日本消費者連盟編 [1990]『ゴルフ場はいらない』三一書房。
- Burger, William [1990] エッセイ、週刊誌『NEWSWEEK』（日本語版）5月3/10日号。
- 早瀬利之 [1992]「ゴルフ場は今日も晴天なり」、『ノーサイド』1月号。
- 細川護貞 [1990]「ゴルフの醍醐味とは」、『正論』6月号。
- 水木政吉 [1991]『ゴルフ場撃退す』風媒社。
- 村串仁三郎 [1990]「イギリス人庶民のゴルフライフ体験記」、『労働レーダー』3月-7月。
- 山田国広編 [1990]『ゴルフ亡国論』藤原書店。

第3章 レジャー現場の過剰利用問題

——日光国立公園，尾瀬の事例——

はじめに

遥かな尾瀬と歌われた尾瀬だが，道路の建設により核心部に近い所までバスや自家用車の利用が可能となった。その結果，多くの登山者が入るようになり，それに対応して営業山小屋の整備も進み，これがまた登山者を呼び込んでいる。そのため，貴重な高山植物が登山者の踏みつけにより破壊されたり，生活雑排水が沼や河川に流れ込み水質汚濁を引き起こしている。

踏みつけによる裸地の拡大の構造は各々ケースにより異なるが，一般的には，自然状態だった草地に人が通ることにより草地が減少・消滅し，地肌が露出する。次に土を保持していた草の根が消滅し風雨に曝された土が削り取られる。この繰り返しにより裸地はますますえぐり取られて，飯豊連峰のはなだしい所は，その深さが1 m 以上におよぶところもある。

登山者には裸地は歩きにくく，今度は近くのまだ裸地となっていない場所を歩きはじめる。裸地はこうして拡大を繰り返していく。一度裸地になると，多くの場合自然状態では回復できないばかりか，一部では土壤流出により岩石が露出することもある。尾瀬周辺では，至仏山から尾瀬ヶ原に下る地区で著しい裸地化が進行したため，入山規制をおこない，人力で緑地の回復努力を進め，ある程度の成果が上がっている。

湿原や沼の富栄養化は，自然状態でも山に降った雨が枯れ葉や土壌の中の窒素やリンなどを溶かしながら湿原や沼に流れ込み進行する。しかし現在，尾瀬で問題になっている富栄養化は，登山者が持ち込む食物の食べ残しと排泄物，洗剤等により自然分解能力以上の栄養が湿原に流れ込み蓄積されることだ。尾瀬のように閉じた環境にある自然はその影響を受けやすく，その進

行は地域固有の植生に影響を与え、貴重な植物の生存を危うくするだけでなく、生態系に大きなダメージを与えることがある。

これらの問題解決には、入山者のマナーの改善、排水処理施設の設置（現在では、生活雑排水を一次処理した上で域外へパイプを引いて排出している。これにより尾瀬の富栄養化問題はおおむね解決したと考えられる）のほか、入山者数の適正化（自然に負荷を与えない程度）が必要となる。同時に排水処理施設の維持管理費用はだれが負担するのか、などの課題がある。

本章は、日光国立公園尾瀬特別地域を例に、入山料金の徴収で登山者の増加を防げるか、施設の維持管理に利用料金を設定しうるかを、入山者にアンケートで問い、その可能性を検討し、国立公園の適正利用について考える。

I 国立公園の過剰利用

1 過剰利用

国立公園を利用する登山者について、正面から検討した研究は少ないが、代表的なものとして、小林昭裕らによる一連の大雪山国立公園を調査地としたものがある。彼らは、混雑感について「ある空間内の利用密度に対する利用者の負の評価である」との Shelby と Heberlein の定義を採用し、登山道での利用者アンケートを実施した。その結果、「混雑感は、利用区間の滞留人数や他パーティーとの交差数などの実測値よりも、利用者が知覚した出会った人数とより強い関連を持つ⁽¹⁾」と報告している。

続いて小林は、同地域で登山者の満足度、動機について、「満足度や動機には年齢や経験、趣味、性別などの個人属性や利用形態との関わりが確認された。なかでも年齢は、動機と満足度の評価全般に関与することが示された。個人属性では、年齢に加え登山や植物栽培の趣味が心の安らぎと自然体験欲求や、リラクソ的満足度に関わることが示された」、⁽²⁾「動機の違いが、利用形態の違いを生み出し、さらに利用形態の違いが、登山者同士の人間関係や精神的なストレスに関与する環境を介して満足度に影響したものと推察される」と考察している。

同様にキャンプ場の混雑感評価では、「混雑ぐあいの“予想”が“現状評

価”や“好ましき”と関連を示した」「自然体験を求める回答者ほど、孤独を味わえる環境を期待している⁽³⁾」。また、キャンプ場の利用人数と混雑感評価では「利用人数が多い場合、人数は実際より少なく知覚された。利用者⁽³⁾に知覚された人数が好ましいと思う人数を上回るほど、混雑感は増す」。キャンプ場の位置による意識の変化では、「利用増に伴う不快な経験が想定されると利用者自身が不快と感じないよう限界人数を意識的により高めに設定している⁽⁴⁾と考えられる」。

マナーについては、「短い距離・時間で到達が可能で、利用者数が多い区域では、(マナーに対する)許容限界値の回答率が低く、無回答率が高かった。逆に、到達するまでの移動経路が長く、登山に1泊以上の日数を要し、利用者数が総体的に少ない区域では、数値回答率が高かった」。すなわち、入山しやすい地域ではマナーに対し寛容だが、そうでない地域ではマナーに対し⁽⁵⁾厳しい規範を求める傾向があると、報告している。

小林は、登山形態から登山者のマナーについて次のように分析している。

“原始的な自然体験期待型”の集団では、水系の汚染に対し洗剤の使用禁止や残飯の放棄を禁止、幕営による植生の被害に対しロープなどによる野営地の限定、マナーの悪さに対し監視活動の強化や看板等による啓蒙を強く支持するなど、利用者への啓蒙や利用行為の制限を望む傾向が強かった。“自然景観期待型”の集団では、はみ出しによる植生の被害に対し被害状況を利用者に伝達することや、幕営による植生の被害に対し幕営の仕方とインパクトとの関連を利用者が知ること、水系の汚染に対し残飯の放棄を禁止の支持が少ないなど、利用者の行動に対する啓蒙や残飯投棄への規制を望まない傾向が強かった。“少期待型”の集団では、登山道の侵食に対し利用期間の制限や、水系の汚染に対し食器の水洗いの禁止への支持率が高く、一方、水系の汚染に対し洗剤の使用や残飯の放棄を禁止、幕営による植生の被害に対しロープなどによる野営地の限定、マナーの悪さに対し監視活動の強化の支持率が低いなど、内容によって、利用行為への制限や監視を、望む傾向と望まない傾向が併存した。“自然体験での安らぎ期待型”の集団は幕営による植生の被害に対し幕営の仕方とインパクトとの関連を知ることが強く支持する一方で、

水系の汚染に対し食器の水洗い禁止や、登山道の侵食に対し利用期間の制限の支持が少ないなど、利用者の良識に任せ、利用制限を望まない傾向が強かった。“自然体験での期待多様型”の集団は、はみ出しによる植生の被害に対し被害状況を利用者に伝達することや植生の回復作業、登山道の侵食に対し自然素材を用いた土止め工事、水系の汚染に対し洗剤の使用禁止、幕営による被害に対し裸地でない場所での野営禁止やインパクトの小さい行動形態を学ぶことを強く支持し、利用者の啓蒙や利用制限だけでなく、環境への物的な対策を支持するなど、総合的な対処を望む傾向が強かった。⁽⁶⁾

自然公園の管理方策については「(利用者は)自然環境を保全するための予防的対処や現状保全、ダメージを受けた箇所の回復・養生など保護・回復への支持やその必要性が広く認められた。一方、利用者数の限定や利用集団の大きさの限定など、利用の量的規制を支持する人が少なく、対策の必要性や緊急性を認める人も少なかつた」と分析している。⁽⁷⁾

大雪山系以外の自然公園の収容力については、環境庁の委託研究として1974年の最終報告書『自然公園における収容力に関する研究』がある。この報告書は、自然公園内の開発限界を数量的に明らかにすることを目的としており、道路計画は「一応5000mを車道計画の最小間隔と推論しておく」とし「計画地域容量は、絶対保護地域(無歩道地域)人工地域率0%、最小限開発地域(無車道地域)同0.1%、自然景観保護地域同2%、自然環境地域の低密度同5%、高密度同10%、野外レクリエーション地域(開発地域)低密度同20%、中密度同30%、高密度同40%、都市地域同50%」などと提案している。

そのほか、施設標準空間として、ベンチ、野外卓の設置間隔を条件別に示している。事例報告として上高地を取り上げ、「上高地集団施設地区を中心とした明神池から下流一帯の収容力は、凡そ3400人、理想的にはこれを若干下まわる」と算出している。その上で「現在上高地の最高利用者は1日1万人を超えており、しかもマイカーによる利用者がすくなくない。上高地のようなすぐれた自然の風景地に、一人当たりの空間占有率が極めて高いマイカーを許容することは、文字通り愚挙の一語につきる。制限があつてむしろ

当然である」と結んでいる。

また、同報告書を参考にした石川県環境部保全課の『自然公園地域環境容量設定手法研究報告書』（1977年）は、白山地域の事例研究で登山道の踏み込みによる経年変化を模式的に示していること、室堂地区の1日1人当たりのゴミの量を0.93 kgと計測、し尿処理では、白山山頂部では浄化槽方式は水の確保は難しいとしている。登山道の荒廃では弥陀ヶ原の平面図、横断面図、エコラインの踏みつけの実態を実測図で明らかにし、踏み込み人数と裸地化の関係を模式的に示している点に特徴がある。また、「野営場利用者の自然保護に対する意識は、宿泊施設利用者と比べて高いことが1975年アンケート調査により明らかとなった」と報告している。

なお、資料として1924年からの白山登山者数、76年の水質検査結果などが示されている。

2 水 質

尾瀬沼の富栄養化については、矢島久美子らの一連の研究がある。それによるとまず、人為汚濁負荷量（窒素・リン）を尾瀬沼の年間食品搬入量調査、宿泊施設の食事献立調査でおこない、1人当たりの窒素およびリン汚濁を求めそれに常住者数、観光客数で算出している。食品に含まれる窒素およびリンの量は食品成分分析表で求めている。これらを前提にして、窒素は9.89 g/人・日、リンが1.13 g/人・日と算出し、その結果、尾瀬沼に流入する窒素は18.8%が人為由来、81.2%が自然由来、リンは同様に人為由来69.0%、自然由来31.0%と計算している。また、窒素の年間総流入量は6853 kg、同リン169.4 kgで、年間の総流出量は窒素が4360.0 kg、リンが107.1 kg、尾瀬沼への蓄積量は窒素2490 kg、リンが62.3 kg。したがって窒素の蓄積率は36.4%、リンは36.8%と算出している⁽⁸⁾。

次に、1965～1990年間の尾瀬沼の水質変化について、

セッキ板透明度は、この間6.3 cm/年の速度で減少していた。81～90年の表層水の全リン濃度は顕著な増加傾向がみられたが、全窒素濃度は顕著な増加傾向がみられなかった。82～90年の湖心の垂直全リン濃度は、0.87 mg/m³/年、82年比で11.7%/年の速度で増加し、このま

まの速度で行くと、2000年には中栄養状態になると予測された。全リンの外部負荷量から計算した流入濃度は、湖水濃度とほぼ一致し、全リン濃度におよぼす観光客の影響が大きいこと、および過去に蓄積したリンによる内部負荷の可能性が示唆された。尾瀬沼のような水深の浅い湖沼では、湖底へ沈降したリンが湖水中に再循環しやすく、観光による富栄養化が急速に進行するものと考えられた⁽⁹⁾

と報告している。

3 外国の入山規制例

韓国の国立公園はイギリスや日本と同様に土地所有と関係なく国立公園地域を指定する「地域制＝ゾーニング制」に近いが、日本とは異なり厳しい利用者規制をおこなっている。事例研究では、朴相獻他の雪嶽山国立公園（韓国の代表的山岳公園）でのアンケートによる研究報告がある。それによると、入園料や文化財観覧料の徴収や強い利用制限制度は利用者に肯定的に評価されているが、それが自然保護に役立つと思う人はそれほど多くなかった。入園料金は、1992年時点で400ウォン、観覧料金は400～900ウォン。当時のレートは6ウォン約1円で、主な利用規制は、炊事・野営・夜間登山の禁止、自然休息年制、山火事防止のための入山禁止等がある。収入の少ない学生をはじめ若い人は、これらの料金は高いと感じている。

加藤峰夫は、アメリカでおこなわれているテント泊りの入山者に発行する無料の入山割当許可書（Backcountry Permits）による入山者制限の例とユタ州アーチーズ国公園の「利用者の体験および自然資源の両者の保護（Visitor Experience and Resource Protection）」を「社会的混雑度」と「資源管理的配慮」の双方から事例を紹介しているが、主な過剰利用対策は駐車場の制限とそれによるコースの変更を促すことで一応の効果をあげていると報告している⁽¹¹⁾。

カナダの国立公園について加藤は、「利用者負担の原則」が基本で、しかも国立公園の民営化案も政府から提案されていると紹介。これに加藤は、利用者負担の原則は「利用者が望み、そして料金を支払う気がある以上、どんなサービスでも提供しましょうという、いわば『お客様は神様ですの原

則?』になりかねない⁽¹²⁾」と批判している。

その他、古いが財団法人農林水産業生産性向上会議の『アメリカの自然公園とリクリエーション』(1977年)などがある。

以上みてきた通り、自然公園の過剰利用は、登山者の求める快適な環境に影響を与えるばかりでなく、踏みつけによる裸地の拡大、湖沼の富栄養化の進行などをもたらしている。

II 尾瀬の自然保護の歴史

1 入山有料化の提案

別掲の年表(表1)でその概略を示したが、尾瀬の特徴は、現東京電力のダム建設計画により土地所有権の多くが同社に移り、これが尾瀬の管理運営に現在でも大きな影響を与えていることだ。

尾瀬に入山料を設ける考えを最初に提言したのは、1988年5月31日、国会議員、学者、文化人ら有志でつくる「尾瀬を守る懇話会」(当時の世話人代表・大石武一元環境庁長官)で、その内容は次の通り。

- ①定期路線バス以外の車(タクシー・自家用車、観光バス、マイクロバス等)は戸倉、大清水、御池、津奈木、富士見下で止め、尾瀬集水域には入れない。
- ②保全料金として適当な額(大人2000円、子供1000円程度)を入山者が納入する。
- ③上記①②を実施するために、戸倉、大清水、御池、津奈木、富士見下に遮断機、保全料納入所を設け、事務員、レンジャーを置く。
- ④集水域に生じる汚水、汚物を域外に排除するために、最大の努力をする。十分な考慮と試行のもとに調査、研究を重ね、生態系に影響を与えないよう対策を講じる。
- ⑤集水域内のキャンプ、スキー・ツアーを禁止する。
- ⑥入山前に観察指導をするため、戸倉と檜枝岐にビジター・センターを設置する。
- ⑦レンジャーを増員する。

⑧植生の回復を図るため、当分の間、至仏山から尾瀬ヶ原に下る登山道を閉鎖する。

⑨湿原上に設置されている木道を外縁部に移す。

⑩国立公園特別保護地区を、北は渋沢温泉、樺平、南は津奈木、東は一ノ瀬、西は笠ヶ岳付近まで含む地域に拡大する。

⑪入山中のゴミの持ち帰りをさらに徹底させる。

⑫以上の対策を早急、かつ確実に実施し、さらに必要に応じ、尾瀬の自然を守るため財団法人「尾瀬保護協会」(仮称)を設置する。

近い将来の対策

⑬観光宣伝を自粛する。

⑭入山者数を調整する。

⑮植生の早急な回復を積極的に進める。

⑯現在、集水域内にある宿泊施設とビジター・センターはできるだけ早い機会に域外へ移すことが望ましい。

この提言に対し、雑誌『山と渓谷』は読者に意見を求めたところ、90%が賛成で、反対意見はわずか3通だったと報告している。

同誌によれば「環境庁の若手職員グループによる研究機関が、この提言についてすでに検討を始めているようだ⁽¹³⁾」と、同懇話会事務局員の言葉を紹介している。

現在、この提言のうち①④⑧⑪⑫はなんらかの対策が取られている。また①はむしろ集中日を避けるなどのPRをしている。④も十分かどうか意見の別れるところだが、実施し改善の兆しが見えている。

環境庁の尾瀬の入山料金問題は、1989年8月8日環境庁で開かれた「日光国立公園尾瀬地区保全対策推進連絡協議会」(群馬・福島・新潟3県と群馬県片品村など3村の代表が出席した)で環境庁は、はじめて尾瀬の排水処理施設の整備や維持管理などにあてるため「利用者に環境保全費の一部負担を求めたい」と公式に“入山料”構想を表明した。同庁は「16軒の山小屋と7つある公衆トイレにし尿・雑排水合併処理浄化槽を設置、その運営費と木道などの整備費を利用者に一部を負担してもらいたい」と発言、これに対し地元側は「保全対策の具体案を詰めるのが先決」との意見が多く出され、十分時

表1 日光国立公園尾瀬

1879年7月	アメリカの国立公園創始のイエローストーン国立公園法に署名した元大統領ブ ラント将軍が来日し日光の景勝を賞賛
1889年	平野長蔵尾瀬沼沼尻に行者小屋建設。1890年説もある
1894年	群馬県「利根水源探検隊」尾瀬通過
1898年	早田文蔵尾瀬沼沼尻で「ながはのもうせんごけ」発見、1903年発表
1903年	尾瀬ヶ原発電計画発表
1910年	平野長蔵沼尻に長蔵小屋建設
1922年	関東水電（東京電力の前身）尾瀬の水利権獲得
1930年	禁漁区の指定を受ける
1931年10月1日	国立公園法施行。日光地区は、尾瀬の水力発電問題が未解決のため未指定となる
1934年12月4日	4番目の国立公園に指定
1935年10月	東京電灯尾瀬ヶ原ダム計画発表。この計画に対し、日本風景協会、日本山岳会 が提携して反対運動が起きる
1938年	日光国立公園特別地域に指定
1940年	旧沼田街道を県道沼田―田島線として車道化計画
1944年	尾瀬沼取水発電計画発表
1948年	尾瀬ヶ原に高さ100m発電ダム計画発表
1949年11月11日	沼尻に尾瀬沼取水ダム堰堤（三平下）工事完成。翌年11月15日通水。NHK ラジオ歌謡「夏の思い出」放送。学者・文化人・登山家で「尾瀬保存期成同盟」結成
1950年	第1次尾瀬総合学術調査、52年まで
1951年	「尾瀬保存期成同盟」を発展的に解消し「日本自然保護協会」結成
1952年	木道敷設開始
1953年	日光国立公園特別保護地域に指定
1956年	国指定の天然記念物に指定
1958年	日光国立公園尾瀬地区国立公園管理員駐在
1959年	日光国立公園事務所開設
1960年	特別天然記念物に指定
1964年	環境庁尾瀬沼ビジターセンター開設
1965年	御池～沼山峠道路開設

(14)

間をかけて検討することになった。

『河北新報』は8月14日の続報で、

真っ先に反対したのが福島県檜枝岐村。「入園料徴収は観光客の減少を
招き、村の経済の死活問題だ」として、反対を決議した。700人余りの
村民の大部分が尾瀬沼に頼っている現状が背景にある。また群馬県片品
村も同様に反対している。これに対して福島県自然保護協会の星一影会
長は「入園料が独り歩きするのは問題だが、尾瀬を訪れる人から費用を
徴収するのはそれなりに合理的だ」と語り、同時に自然保護団体が生態
系の保持徹底化を図るため最終的には山小屋の撤去が必要だという考え
を打ち出しているのが、問題を複雑にしている。費用負担と山小屋撤去
がセットとして受け取られ、山小屋の反発を招いている。このため同庁

地区自然保護略年表

1966年	群馬県尾瀬保護管理センター開設（山の鼻）。群馬・福島両県アヤマ平湿原回復事業開始。大清水から県道改修工事開始
1967年	尾瀬地区の公園計画「尾瀬を守る計画」決定
1971年	大清水～沼山峠間車道建設工事中止決定
1972年	ゴミ持ち帰り運動はじまる（国立公園協会）。群馬県尾瀬憲章制定
1974年	混雑期のマイカー規制開始（鳩待峠・沼山峠）
1977年	第2次尾瀬総合学術調査，79年まで
1984年	環境庁「尾瀬地域管理計画」を策定，宿泊収容力の凍結など盛り込む
1985年	「尾瀬の自然を守る会」が尾瀬の保護について提言を出す
1986年	学者・文化人・政治家で「尾瀬を守る懇話会」発足
1988年	保全料提案を含む「尾瀬を守る懇話会提言」が出される。環境庁・3県3村は尾瀬地区保全対策推進連絡協議会（以下連絡協議会と略す）設置
1989年	連絡協議会，至仏山東面登山道閉鎖。環境庁尾瀬の入山者調査を鳩待峠・大清水，沼山峠・御池の4カ所で開始。連絡協議会「尾瀬の16軒の山小屋と7つの公衆トイレにし尿・雑排水合併処理槽設置とその運営費と木道などの整備費を利用者に一部負担してもらいたい」と利用者負担制度を発表
1990年	環境庁入山料構想断念の報道。連絡協議会「尾瀬地区保全対策についての取り決め」をおこなう
1992年	3県知事による「尾瀬サミット」開催
1993年	合併浄化槽による汚水処理順次開始，95年尾瀬の山小屋全てが導入，排水は尾瀬外にパイプラインで排出。これに伴い全山小屋で宿泊予約制を採用
1994年	第3次尾瀬総合学術調査，96年まで
1995年	尾瀬保護財団設立
1997年	至仏山東面登山道再開

この年表は、永嶋正信の一連の「日光地域の野外レクリエーション利用の変遷に関する研究」「造園雑誌」1985年48-5、86年49-5、87年50-5、91年55-1、山と溪谷編集部「自然保護の象徴「尾瀬と白神」その活動の軌跡」「山と溪谷」1997年1月号、尾瀬保護財団「日光国立公園尾瀬地域利用者指導演用マニュアル」等を参考にした。

は8日の協議会の席上、山小屋の存続を明確にし鎮静化に努めている⁽¹⁵⁾と報道している。

90年4月10日付で『読売新聞』は国立公園有料化法案「国立公園の特定地域における自然環境の保全及び利用環境の確保に関する特別措置法」を取り上げ、「尾瀬だけの環境保全のために国が徴収するには無理がある」、「初めに有料化ありきの印象は免れない」と報じている。⁽¹⁶⁾

このように、同じ有料化案でも尾瀬を守る懇話会案は料金設定で入山者総数の制限を、環境庁案は施設の利用料金を目的としており、ニュアンスが異なる。その後、この問題は具体化しておらず、財団法人日本自然保護協会の報告書78号⁽¹⁷⁾でも経緯を紹介するだけで具体的な検討はしていない。

表2 1日当たりの

	1992年		1993年		1994年	
最大日	6月7日(日)	15,140人	6月12日(土)	22,633人	6月11日(土)	22,198人
第2位	6月6日(土)	14,073	6月6日(日)	12,315	6月4日(土)	14,395
3	6月13日(土)	11,458	10月10日(日)	12,070	6月5日(日)	12,552
4	6月14日(日)	10,750	6月5日(土)	11,970	10月9日(日)	12,183
5	5月31日(日)	10,311	6月13日(日)	10,806	6月12日(日)	11,516
6	7月19日(日)	9,024	7月24日(土)	9,124	7月23日(土)	11,236
7	10月10日(土)	8,975	10月9日(土)	8,700	7月24日(日)	10,897
8	7月25日(土)	8,539	6月9日(水)	8,335	7月9日(日)	9,234
9	7月26日(日)	7,641	7月10日(土)	8,061	7月17日(日)	8,296
10	5月30日(土)	7,569	7月31日(土)	8,053	6月18日(土)	7,716
10日間計		103,480 (19.2%)		112,067 (20.7%)		120,223 (22.2%)

() は年間入山者にしめる割合。環境庁調べ。

2 入山有料化の提案以後

95年に環境庁委託業務報告書として『平成7年度国立公園利用適正化システム策定調査報告書』(1995年)が尾瀬保護財団から発表されている。この中で利用者の集中がもたらす問題として、①登山道や湿原への踏み込みによる自然破壊、②マイカーなどの無統制な乗り入れによる自然破壊、③動植物の採取やゴミの投げ捨てなどのマナー低下、④人の混雑やトイレ待ちの渋滞による不快適さ。それに伴うゴミの増加や水質の悪化、⑤静かな環境や安全な利用が損なわれるなどが生じ、早急に検討し利用分散を進める必要があると報告している。

これらの報告を元に尾瀬保護財団は「日光国立公園尾瀬地域利用者指導用マニュアル 平成8年度版」(1996年a)を作成している。また、同年には『平成8年度国立公園利用適正化システム策定調査報告書』(1996年b)を発表し、「尾瀬利用者実態アンケート調査」をおこない、その結果の分析から「入山料、トイレ等に関する有料化も検討の射程内」とし「他地域の事例ないし海外事例等を調査しつつ、尾瀬の現実に即した規制・有料化について検討を開始しなければならないところに来ていると見られる。内部での十分な事前検討の上、探訪者、山小屋経営者、地元関係者、ツアー業者等との協議を行って行く必要がある。ただし、この問題については、十分慎重な議論を重ねる必要があると思われる」と述べている。

入山者上位10日

1995年		1996年		1997年	
6月10日(土)	22,550人	7月20日(土)	19,092人	6月14日(土)	20,049人
6月11日(日)	15,525	6月22日(土)	18,710	7月20日(日)	16,891
6月3日(土)	14,096	7月27日(土)	13,837	6月7日(土)	15,839
7月22日(土)	11,675	6月15日(土)	12,762	10月10日(日)	14,169
7月29日(土)	10,304	6月23日(日)	11,947	6月8日(日)	12,753
6月17日(土)	9,898	6月16日(日)	11,776	10月11日(土)	12,331
6月24日(土)	9,748	7月13日(土)	11,400	7月19日(土)	10,671
5月27日(土)	9,433	6月8日(土)	11,216	6月15日(日)	10,411
7月8日(土)	8,938	10月10日(日)	10,855	6月1日(日)	10,235
10月10日(日)	8,597	10月12日(土)	10,500	7月21日(日)	9,568
	120,764 (22.6%)		132,095 (20.4%)		132,917 (21.6%)

98年6月1日には、尾瀬保護財団の下部組織「尾瀬入山適正化検討委員会」(委員長・日下部甲太郎(財)国立公園協会会長)が『尾瀬入山適正化検討委員会報告』を公表した。入山者の抑制について同報告は「特定混雑予想日(1日1万人を超えることが予想される日)において、両入山口(沼山, 鳩待峠)へ向かう車の交通アクセスまたは輸送力を見直し、これによって車の総数を抑制することが妥当である。この場合、マイカー, 大型観光バス, シャトルバスなど全ての交通手段を検討対象とし、道路事情や駐車場の整備状況さらには交通法規など総合的な観点から整備し、交通抑制の効果があがるようにする必要がある」とし、次に啓発広報, 入山者に対するサービス強化(ビデオによる案内, スタッフによる解説など)をあげている。最後に「尾瀬の保護と利用に関しては、入山者の総量規制及びこれに関連する問題がある。しかし、これらについて議論する前に、現在の制度的な諸条件のもとで利用の適正化のための管理を充実させていくべき余地が多くあることを認識しなければならない」と結んでいる。

このような環境庁自然保護局国立公園課の一連の動きとは別に、同局計画課の動きとして『自然公園等における自然とのふれあいの確保の方策について』⁽¹⁸⁾と題する答申が95年7月4日に出されていることを補足しておく。

III 近年の入山者数の実態

環境庁は、写真(図1)に示すようなセンサーを各登山口に設置して89年以来、無雪期の約5カ月半尾瀬の入山者数を調べているが、その推移を図2に示す。各年の混雑日ワースト10は表2の通りで、集中度は最大で22.6%、最小で19.2%と、調査日数の0.6%強の10日間に年間入山者の20%が集中するという現実がある。また、入山口別割合は図3に示す通り鳩待峠と沼山峠に集中している。このように尾瀬は、混雑日と混雑コースがほぼ決まっており、これが過密問題を引き起こしている。

図2 尾瀬の年間入山者の推移(環境庁調べ)

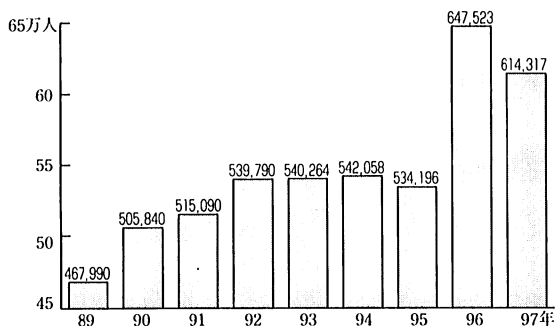


図3 97年入山口別入山者の割合(環境庁調べ) N=614,317

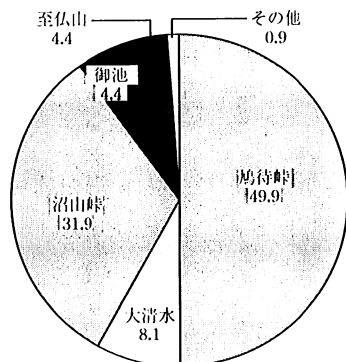


図1 各登山口に設置されたセンサー

IV 入山規制・利用料金アンケート

1 調査方法

調査地域＝尾瀬沼の環境庁ビジターセンター・長蔵小屋とその周辺および
尾瀬沼山荘周辺

調査対象者＝これらの地域に入山中の高校生以上の男女個人

標本抽出＝特におこなわず、調査地点で休憩中の登山者を任意に選定した

調査方法＝面接法による自己記入

調査日＝98年6月20日（土）と21日（日）の2日間。例年ならミズバ
ショウの花が咲く頃で混雑度1～2の週だが、この年は季節の進行が
早く、すでにミズバショウの花は終わっていた。しかも両日とも小雨が
時折降るといふ、あいにくの天気だった。

有効回答＝310

本調査は、尾瀬の入山者に尾瀬の感想を聞き、その上で混雑解消のために
規制が必要かどうか尋ね、次いで入山者を数量で規制するか、それとも入山
料金を集めることで結果として入山者を減少させるかを質問したものである。
同時に、尾瀬の施設利用料金に対する是非とその金額も訊いた。調査表は本
章の末尾に示す。

2 調査対象者のプロフィール

性別は女性176人（56.7%）、男性134人（43.2%）。年齢別では、20歳以下
11人（3.5%）、20歳代83人（26.8%）、30歳代35人（11.3%）、40歳代64
人（20.7%）、50歳代99人（32.0%）、60歳以上17人（5.5%）。都道府県
別入山者の割合では、関東1都6県で70.8%を占め、残りは北海道から福
岡まで15道府県にわたっていた。登山日数では、日帰り・夜行日帰りが153
人（49.3%）、1泊が122人（39.3%）、2泊は32人（10.3%）、3泊2人、4
泊1人だった。宿泊場所では、山小屋が56.6%、テントが14.6%、その他
車内と登山口近くの民宿の合計が28.6%。同行者の数では、いない（単独
行）5人、一人が62人、二人が37人、三人が34人、四人が26人、五人以

表3 尾瀬の感想と規制・

尾瀬の感想		規制は すべきでない	なんらかの 規制が必要	数を制限
満足した	N=247 79.6%	N=81(32.7%)	N=166(67.2%)	N=68
不満足	N= 17 5.4	N= 2(11.7)	N= 15(88.2)	N= 5
どちらとも言えない	N= 45 14.5	N=14(31.1)	N= 31(68.8)	N=12
その他	N= 1 0.3	N= 0(0.0)	N= 1(100)	N= 0
合計	N=310 100	N=97 31.2	N=213 68.7	N=85

() の付かない%は N=310 に対する割合。() 内の%は尾瀬の感想(満足した=247, 不満足=17, どちらとも言えない=45, その他=1) をそれぞれ 100%としている。

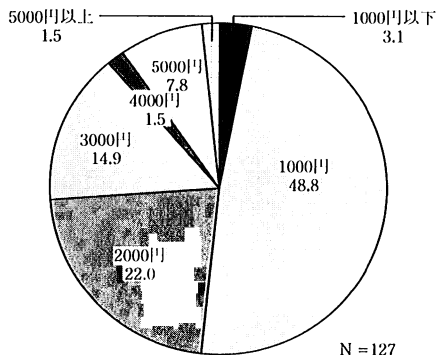
表4 尾瀬の感想×性別・山行形式

尾瀬の感想	女性 (平均)	男性 (平均)	日帰り (平均)
満足した	N=54 1,888円	N=44 2,193円	N=51 1,950円
不満足	N= 3 2,333	N= 7 3,142	N= 3 1,000
どちらとも言えない	N=10 2,500	N= 8 2,000	N= 5 1,800
その他	N= 1 1,000	N= 0 —	N= 0 —
合計平均	N=68 1,985	N=59 2,279	N=59 1,838

表5 尾瀬の感想×利用交通機関と入山料金

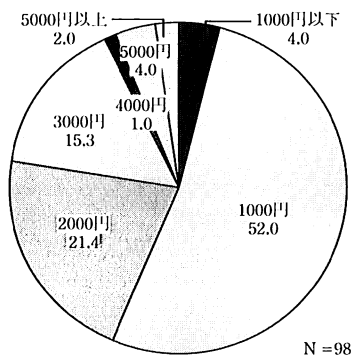
感想	路線バス(平均)	観光バス(平均)	その他(平均)
満足した	N=19 1,522円	N=55 1,641円	N=24 2,666円
不満足	N= 2 3,000	N= 6 2,833	N= 2 3,000
どちらとも言えない	N= 2 1,500	N=10 2,200	N= 6 2,666
その他	N= 1 1,000	N= 0 —	N= 0 —
合計平均	N=24 1,645	N=71 1,821	N=32 2,687

図4 入山料金を1人当たりいくらくらいにすれば入山者は減るか(全体)



300円, 1万円, 2万円各1人と500円3人あり

図5 尾瀬に満足と答えた人の入山料金



300円, 500円, 1万円, 2万円各1人あり

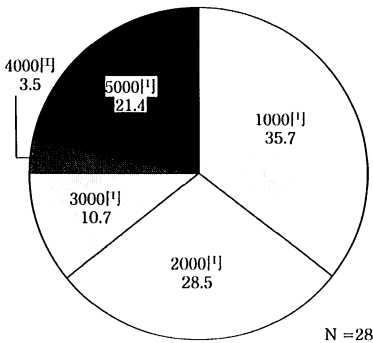
入山料金に対する態度

入山料金で制限 (平均)	数と入山料金で 制限 (平均)	合計平均
N=60 2,041円	N=38 1,876円	1,977円
N= 5 2,800	N= 5 3,000	2,900
N= 4 2,000	N=14 2,357	2,277
N= 1 1,000	N= 0 —	1,000
N=70 2,078	N=57 2,092	2,085

と入山料金

宿泊 (平均)	テント持参(平均)	雪山に行く(平均)
N=47 2,006円	N= 3 2,666円	N= 9 2,666円
N= 7 3,714	N= 1 5,000	N= 2 5,000
N=13 2,307	N= 2 3,000	N= 3 2,333
N= 1 1,000	N= 0 —	N= 1 1,000
N=68 2,225	N= 6 3,500	N=15 2,800

図6 尾瀬に不満・どちらとも言えないと答えた人の入山料金



上が143人、不明3だった。同行者との関係では、山岳会の仲間13人、ハイキングクラブ17人、友達142人、家族75人、旅行業者のツアー59人などだった。

登山経験年数では、はじめて124人、1年15人、2～3年71人、4～5年19人、6～10年39人、11年以上37人などだったが、なかには尾瀬は山ではないとの回答もあった。尾瀬にきたのは何回目ですかの間に180人(58.2%)がはじめて、2回が63人(20.3%)、3回目が23人(7.4%)、5回目が18人(5.8%)、それ以上は25人(8.0%)だった。尾瀬の登山口までの交通手段は路線バスが63人(20.3%)、観光バスが166人(53.5%)、自家用車69人(22.2%)、その他12人(3.8%)だった。入山口では、鳩待峠54人(17.4%)、富士見峠0人、大清水78人(25.1%)、沼山峠155人(50.0%)、御池21人(6.7%)、奥鬼怒沼0人、銀山湖2人(0.6%)だった。下山口は鳩待峠20人(6.4%)、富士見峠1人(0.3%)、大清水115人(37.0%)、沼山峠142人(45.8%)、御池30人(9.6%)、銀山湖1人(0.3%)などだが、調査地点が尾瀬沼の長蔵小屋・環境庁ビジターセンター周辺と尾瀬沼山荘・東電山の家周辺だったことを考慮する必要がある。環境庁の97年調査によると、鳩待峠49.9%、大清水8.1%、沼山峠31.9%、御池4.4%、至仏山4.4%、その他0.9%、と約半分が鳩待峠を入山口に利用している。

3 入山料金

尾瀬に対する感想では、79.6%が「自然が一杯で予想通りで(満足した)」、5.4%が「人が多くてがっかりした(不満足だ)」、「どちらとも言えない」が14.5%と回答、これらに含まれない回答が0.3%あった。しかし、「どちらとも言えない」と回答した中には、尾瀬沼に到着したばかりで感想をえることができない人が多数含まれていると考えられる。自然保護のための入山規制については、「すべきではない」が31.2%、「なんらかの規制が必要だ」が68.7%だった。この「なんらかの規制が必要だ」と回答した人の内訳を尾瀬の感想別に見ると、「満足した」したグループは67.2%、「どちらとも言えない」グループは68.8%だった。それに対し「不満足」と答えた人は88.2%が「なんらかの規制が必要だ」と回答しており、「不満足」グループ

は、より強く入山規制を望む傾向が強いことがわかった。ただ、「不満足」と回答した人は全体で17人しかおらず、サンプル数が少ないことに注意が必要だ。

「なんらかの入山規制が必要だ」と答えた人にその方法を選択してもらったところ、その39.9%が「入山者の数を制限する」、同様に32.8%が「入山料金を制限する」、同26.7%が「その両方」と回答した。そこで「入山料金を1人当たりいくらくらいにすれば入山者は減ると思いますか」と質問したところ、最高額は2万円、最低額は300円、平均2085円だった。

以上の結果を表3、図4、5、6に示す。

性別や山行形式（尾瀬地区に宿泊するか、それはテントか山小屋か、雪山に行くか）の違いで尾瀬の感想に違いがあるか、回答入山料金に差があるかを表4に示す。表3と同様「不満足」と答えた人は入山料金も高めに回答しており、「尾瀬で宿泊する、した」人も入山料金を高めに答える傾向がある。また、「テント持参、雪山に行く」グループも料金を高く回答した。

同様に、年齢と入山料金の関係では20歳以下では平均3000円、20歳代では同2171円、30歳代同2458円、40歳代同2913円、50歳代同1376円、60歳代同2166円という結果で、40歳代が最も高かった。尾瀬までの利用交通機関と入山料金の関係では、「路線バス」の利用者の平均が1645円、「観光バス」同1821円、「自家用車を含むその他」同2687円で、その他の交通手段で入山したグループは高かった。

尾瀬までの利用交通機関と尾瀬の感想をクロス集計して入山料金の平均を求めたものを表5に示す。

尾瀬の訪問回数との関係では、「はじめて」の平均が2012円、「2回目」同1935円、「3回目」同2500円、「5回目」同2333円、「それ以上」同2384円で、尾瀬の訪問回数が増加するに従い、入山料金が高くなる傾向を示した。しかし、個別に検討すると「はじめて」の人は66人で、このうち「満足」と回答したのは49人。この人たちの平均は2057円で、「満足」したグループの中では「5回目」の8人の2500円に次いで高かった。居住地域別では、関東圏1都6県の平均が2294円、その他の道府県の合計平均は1661円で、明らかに関東圏の方が入山料金を高く回答している。この傾向は、都道府県

表6 尾瀬の感想と利用料金の関係

尾瀬の感想			利用料金で整備 (平均)		環境庁と県が整備 (平均)		
満足した	N=247	79.6%	N=41 (16.7%)	951円	N=78	(31.5%)	
不満足	N=17	5.4	N=6 (35.2)	1,166	N=3	(17.6)	
どちらとも言えない	N=45	14.5	N=10 (22.2)	1,000	N=15	(33.3)	
その他	N=1	0.3	N=0	—	N=0	—	
合計	N=310	100	N=57	18.3	982	N=96	31.0

注) 「どちらでもない」×「行政と利用者の両方」のN=20(44.4%)には具体的な金額を示していない回答1を加えているが、平均はN=19で計算している。

()の付かない%はN=310に対する割合。()内の%は尾瀬の感想(満足した=247, 不満足=17, どちらとも言えない=45, その他=1)をそれぞれ100%としている。

表7 尾瀬の感想×性別・山行形式

尾瀬の感想	女性	(平均)	男性	(平均)	日帰り	(平均)
満足した	N=96	864円	N=73	945円	N=87	839円
不満足	N=4	1,375	N=10	1,500	N=5	900
どちらとも言えない	N=15	966	N=15	966	N=8	1,062
その他	N=1	500	N=0	—	N=0	—
合計平均	N=116	892	N=98	1,005	N=100	860

表8 尾瀬の感想×回数と利用料金

感想	はじめて(平均)	2回目	(平均)	3回目	(平均)	
満足した	N=97	835円	N=35	1,000円	N=12	750円
不満足	N=6	1,500	N=3	1,333	N=2	1,500
どちらとも言えない	N=18	833	N=5	1,100	N=2	1,000
その他	N=0	—	N=0	—	N=1	500
合計平均	N=121	867	N=43	1,034	N=17	852

別入山者上位5都県(東京都, 埼玉県, 神奈川県, 茨城県, 千葉県の順)の平均2325円と比較すると一層顕著になる。なおランク外の群馬県と栃木県は各サンプル数1で共に平均1000円だった。

次に入山料金の全体を押し上げている高額回答者を検討する。まず、5000円グループは全部で10人おり、尾瀬の感想では「満足」4人、「不満足」4人、「どちらとも言えない」1人、入山に使った交通機関は「路線バス」1人、「観光バス」3人、「自家用車を含むその他」6人で、9人が尾瀬で宿泊している。テント持参は4人で、「雪山に行く」も4人だった。尾瀬にきた回数では、「はじめて」は1人のみで登山経験も「はじめて・1年」が各1人、2

行政と利用者の両方 (平均)		合計平均	
N=128 (51.8%)	882 円	899 円	
N= 8 (47.0%)	1,687	1,464	
N= 20 (44.4%)	921	948	
N= 1 (100%)	500	500	
N=157 50.6		920	941

と利用料金

宿泊 (平均)	テント持参(平均)	雪山に行く(平均)
N= 82 963 円	N= 6 1,416 円	N= 12 1,041 円
N= 9 1,833	N= 2 2,000	N= 4 1,875
N= 22 931	N= 8 1,062	N= 4 1,000
N= 1 500	N= 0 —	N= 1 500
N=114 1,021	N=16 1,312	N=21 1,166

5 回目 (平均)	それ以上 (平均)
N=12 1,041 円	N=13 1,115 円
N= 1 500	N= 2 2,000
N= 0 —	N= 4 1,250
N= 0 —	N= 0 —
N=13 1,000	N=19 1,236

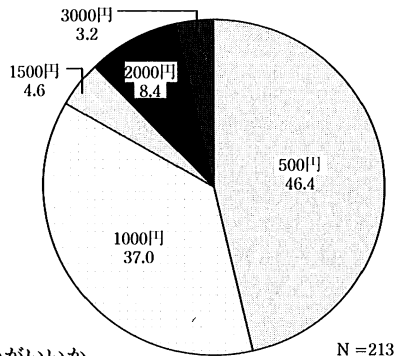


図7 利用料金はいくらぐらいがいいか

年が1人，残る7人は5年以上だった。居住地域は北海道の1人を除いた9人は関東，勤務形態は8人が常勤で，学生が1人，その他1人。性別では女性2人，男性8人。

この10人以外に1万円，2万円の回答が各1人ずついた。2人とも尾瀬に「満足」で日帰り，尾瀬は共にはじめて，年齢も40歳代，勤めも常勤。登山経験は3年と10年以上。異なるところは，1万円と答えた人は雪山に行き，

女性、2万円と答えた人は雪山に行かなくて男性。居住地域は、愛媛県と神奈川県だった。

以上の12人は、全体に登山経験があつて自然保護についても意識が高い傾向がうかがえる。また、尾瀬の感想が「不満足」と回答したグループは、入山料金を高く回答しており、これにより入山者の減少を促そうとしていると考えられる。これらの結果は、小林らの研究成果とよく符合する。

4 利用料金

尾瀬の自然保護のために下水道処理施設の拡充、木道・ロープ等の整備・強化の費用はだれが負担すべきかという質問をした。ただし、入山料金とは重複して集めない。その結果、「利用料金で整備」と回答した人が18.3%、「環境庁と県が整備」同31.0%、「行政と利用者の両方」同50.6%という結果で、なんらかの形で行政に期待する回答が80%を超えた。全体の平均額は941円、感想別の平均額は「満足した」が899円、「不満足」1464円、「どちらとも言えない」が948円だった。入山料金同様「不満足」と回答したグループがやはり高い金額を回答している。これらをまとめて表6に、回答金額の分布を図7にそれぞれ示す。

年齢別平均額は、20歳以下1166円、20歳代972円、30歳代958円、40歳代1000円、50歳代826円、60歳代1076円。山行形式別利用料金額では「日帰り・夜行日帰り」が860円、「宿泊する、した」は1021円、「テント持参」は1312円、「雪山に行く」は1166円で、「テント持参」のグループが一番高い料金を示した。男女別では「男性」1005円、「女性」892円で男性の方が高い。尾瀬の訪問回数との関係では「はじめて」が867円、「2回目」が1034円、「3回目」が852円、「5回目」は1000円、「それ以上」は1236円で訪問回数が多いほど利用料金を高く回答している。これを表7、8に示す。

尾瀬までの利用交通機関では、「路線バス」が922円、「観光バス」が876円、「自家用車を含むその他」は1090円だった。居住地域別では、入山者上位5位の合計平均は963円、関東7都県の合計平均は958円、その他の地域の合計平均は907円だった。

V 入山規制の可能性と利用料金

1 これまで提案された方法

年間60万人におよぶ入山者は自然保護の観点、入山者の快適な自然とのふれあいの面からも適正規模を超えていることは、すでに見たとおりである。しかし、尾瀬の混雑は無雪期に常に生じているのではなく、表2に示したとおり、ある一時期だけに集中する。これが問題となっている。したがって、この集中日を分散させる方向に入山者を誘引するのは可能か、を検討する。瀧ヶ崎によれば、尾瀬来訪の目的は「ミズバショウを見ることを最大の目的としている。山行は尾瀬ヶ原か尾瀬沼周辺のどちらかを、日帰りでハイキングするという者が多い⁽¹⁹⁾」であり、入山者がミズバショウやニッコウキスゲ、紅葉見学を主要な目的としている限り、集中日を解消することは困難と考えられる。

そこで考え出されたのが、前掲の「尾瀬を守る懇話会」が提案した入山者の総量規制のための「保全料」だ。しかし、この「保全料」もしくは環境庁の「協力金」は、阿部泰隆が法律的に検討しているとおり、現行法制度のままでは相当無理がある。加藤は90年に「環境保全料」の徴収を「汚染者全額負担方式」でなく、「利用を抑制するするほど高額にならないように設定される⁽²¹⁾」と提案している。すなわち、環境保全のために必要な費用の全額を入山者から集めるのではなく、その一部を無理なく集める方式だ。また彼は、97年に「入園許可証の『競争入札』」を新しく提案している。⁽²²⁾

これは、「尾瀬への利用者を運んでくる中心的な交通手段の数をコントロールすることによる、利用者数の調整」で、「まず1日当たりの許容人数を検討し発行する入園許可証の枚数を決定、これを観光バス会社の入札にかける方式だ。ただし生活の足になっている路線バスは対象から除外する。この入山許可証を持っていない観光バスに乗ってきた登山者の入園を環境庁は拒否することで一応の入山規制（混雑緩和）が可能になる」というもの。

これは論理的にはかなり完成された提案だが、なんといっても「入園拒否」が現場で混乱なく執行できるかどうか最大の課題だろう。環境庁国立

公園課の中島慶二は「制限の数字を越える入山者の入り込みを権力の行使として拒否することもできない」と書いて⁽²³⁾いる。また、加藤自身報告している⁽²⁴⁾とおり、アメリカでも国立公園の入山許可書不所持者の「取締」は、十分おこなわれているとは限らない。そもそも「自然公園内」での「取締」が、国民の合意をえられるものなのか判断が分かれる。また、環境庁自然保護局計画課の『自然公園のふれあいの確保』⁽²⁵⁾を推進する政策と矛盾しかねない。

現在、全面入山規制を実行している白神山地の秋田県藤里町の政策には、さまざまな批判が寄せられており論争のゆくえはいまだに見えないし、自然公園法の主旨からも「入園拒否」を現場で貫くのは、よほどの議論を重ねた^(26・27)上でないと実現できないと思われる。

2 入山者を数で制限する

アンケートでは、27%強の人が入山者を数で制限すると回答しているが、入山口まで来た登山者を「今日は予定人数に達しましたから入山できません」と拒否はできないから、この入山者を数で制限する方法は先着順であれ、抽選であれ、なんらかの方法で事前に許可証を発行しなければならない。そのための事務費用が発生するから実費程度の手数料を必要とする。この場合、入山者側には名目はともかく「有料」のように見える。

入山料金、利用料金、入山許可証発行手数料のどれでも結局、形は「有料」だから入山者側にとっては大差はない。キャンプ場の幕営料金は、明らかにテントをそこに張り、水場やトイレを使う代償として支払うので当事者はそれなりに納得できるし、そういう慣行が全国的に行き渡っている。サービスと対価の交換が、その場で完結するので分かりやすいが、入山許可書発行手数料はどうか。

また、事前手続きが一つの障壁となって入山者の減少を期待する考えもあるが、入山者の半数以上が観光バスを使っている現状では、観光会社、バス会社が入山許可申請をまとめておこない、必要枚数を確保するだろうから、それほどの障壁になるとは考えられない。

先に検討した加藤のアメリカの事例は、許可書の発行枚数がせいぜい1日当たり200枚程度で、尾瀬のケースと単純には比較できない。なお、手数料

は3ドル。結局、「入山者を数で制限する」ことは、許可書発行事務手続き経費が透明にできない限りある意味で「有料化」につながり、現在のところ直ちに実行できる環境ではないと思われる。

3 入山規制に対する意識

「入山規制はすべきではない」との回答は31.2%、利用料金で「環境庁と県が整備」と回答した人も31.0%とよく似た結果だった。そこで、「入山規制に反対」と「環境庁と県が整備」をクロス集計したところ43人いた。これは全体310に対して13.8%で、その43人の内訳は、尾瀬に「満足」な人が36人、「不満足」0人、「どちらとも言えない」7人だった。このグループは国立公園は、国や自治体が管理すべきで何の入山規制もすべきではなく、利用料金にも反対だから態度が鮮明だ。「入山規制」に反対で「利用料金」に賛成の54人と「環境庁と県が整備する」と答えた人のうち、「なんらかの規制」に賛成と回答した53人をどう考えたらいいだろうか。前者は、入山規制には反対だが受益者負担としての利用料金は仕方がない。後者は、入山規制は容認するが利用料金は払いたくないグループで53人いた。そのうち、「数で制限」を選んだ人を除いた21人の入山料金の平均は1371円だった。この21人のうち「入山料金で制限する」と答えた11人の平均は同1604円、「入山料金と数で制限」と回答した10人の平均は1230円でこれは、サンプル10以上のグループでは最低額だ。このグループは、規制を認めるがその規制は「できるだけ緩い方法」を望んでいるように思える。

以上検討してきたとおり、入山規制を一番強く支持したのは高額回答者グループで、この人たちは、尾瀬に「不満足」な人が多く、関東からきた人たちが中心、ついで「不満足」グループ全体、3番目が「どちらとも言えない」グループ、4番目が「満足」グループで、5番目が「利用料金」に反対で「入山料金」は容認するグループの順だった。

4 入山者は混雑を問題としていない

尾瀬の特定日に入山者が集中する現象を専門家、比較的経験を積んだ登山者、それと自然保護に対する意識を強く持っている人たちは、過剰利用だと

認識していることが明らかになった。これを前提に、入山者をどのように減少させたらいいかという問題が立てられている。その発端が「尾瀬の自然を守る懇話会」の「保全料金」であり、加藤の提案する「入札制度」だ。

この「尾瀬のある特定日に過剰な登山者が入り、この現象は自然保護のためによくない、または放置すべきではない」という意見は、いったいだれのためなのだろうか。加藤は「現在の尾瀬は、生態系キャパシティーよりも自然体験的キャパシティーの方が小さいという状況として考えるべきだと思う⁽²⁸⁾」と論じ、利用者にとって過剰な入山者はよくない、との考えに立っている。

尾瀬保護財団も、はじめに「自然への影響」をあげ、ついで「入山者もたらす入山者自身への影響」として「木道の飽和状態、トイレの待ち時間の増大、交通渋滞、緊急時に支障をきたしている⁽²⁹⁾」と問題点を列記している。日本自然保護協会も同様の指摘をし、環境庁もそれを問題にしている。山小屋経営者は、年間を通じて宿泊者数が一定で、できれば宿泊施設の稼働が限りなく100%に近くなれば経営効率は上がり、利益率も向上すると考える。したがって、現在長蔵小屋が採用している定員制と月曜日の料金値下げはある程度、顧客を分散させる誘引となり、小屋経営にも自然保護にも宿泊者にも有益だ。

この問題を入山者はどうみているのだろうか。確かに、入山者が分散化しゆとりある散策を楽しめれば、それは木道の大渋滞の中でミズバショウの花を見るより気分はいいに違いない。土・日の混雑情報は、尾瀬保護財団の調査で83.2%の人が知っている⁽³⁰⁾と答えている。それでも入山者は、ある特定の日に集中する。

尾瀬保護財団が環境庁の委託を受けて、96年7月から11月5日までおこなった入山者アンケート（標本数3523）は、平日に入山した人全体のうち「混雑をさけてゆつくりしたかった」が30.4%で、同平日の「休みがとれた」は35.0%という結果だ。要するに、混雑日が特定の日に集中するのは、日本の休暇制度に問題があるとして「尾瀬探訪の主力である40代から50代のリピーターの多くは、会社員及びその家族であり、平日分散の必要を感じながら、現実の社会環境から土・日に探訪せざるをえない。問題は社会環境

そのものにある⁽³¹⁾とまとめている。この論点は、本書第II部第1章でフランスの、同第3章で日本を含めた国際比較で詳しく論じられているので、以上問題の一つとして指摘するにとどめる。

次に、もし混雑が激しくて入山者が不快に感じたとすれば、もう尾瀬には行きたくない、もしくは平日に行くという行動が生まれるはずだ。ところが現在入手できる調査結果は次のようなものだ。前掲尾瀬保護財団の結果では、はじめて42.4%、2回目から5回目42.7%、それ以上14.9%だった。瀧ヶ崎の調査(97年6月、サンプル数176で対象は40歳以上)では、「男性が5割強、女性が約4割が2回以上で、リピーターが多い」と報告している⁽³²⁾。私たちの調査では、はじめてが58.2%、2回目20.3%、3回目7.4%、5回目5.8%、それ以上8.0%と、再訪率にばらつきはあるが、どの調査結果も40%を超えている。特に一番サンプル数が多く、無雪期の大半を通じてサンプルを集めた尾瀬保護財団の結果に注目したい。しかも混雑日は相変わらず特定している。

これらの結果をどう考えればいいのだろうか。そこで私たちは、尾瀬の感想を「あなたの尾瀬の感想に近いもの一つに○を付けて下さい。A. 自然が一杯で予想どおりだった(満足した)、B. 人が多くてがっかりした(不満足)、C. どちらとも言えない」と質問したところ表2に示したとおり、「満足した」79.6%、「不満足」5.4%、「どちらとも言えない」14.5%という結果をえた。しかも、前述のように「どちらとも言えない」の中には、尾瀬沼に到着したばかりで感想を持つに至ってない人も含まれている。

前掲の瀧ヶ崎の調査では40歳以上が対象だが、「たいへん満足した」56%、「どちらかと言えば満足した」36%、「どちらかと言えば満足していない」7%、「まったく満足していない」1%で、90%以上が尾瀬の現状に満足している。彼は、再訪問希望についても訊いており、結果は、「絶対また来たい」42%、「できればまた来たい」49%、「たぶんもう来ない」9%、「絶対もう来ない」0%と報告している。

これらの結果から、どうも尾瀬の入山者の平均的意識は、専門家や環境保護に強い意識を持っている人たちが考えているほど、尾瀬の混雑を問題としていないように思える。これは、小林の報告する「利用人数が多い場合、人

数は実際より少なく知覚⁽³³⁾された」や「利用増に伴う不快な経験が想定されると利用者自身が不快と感じないよう限界人数を意識的により高めに設定していると考えられる⁽³⁴⁾」のかも知れない。

そうすると入山者の集中は、自然に対する負荷が自然を回復不可能なほど損傷するかどうかの問題は絞られる。

次にこの点を検討する。まず入山者のマナーが悪く、決められたコースを外れ高山植物や貴重な植生を裸地化させるかどうか。数多い入山者の中にはルールを守らず、規制を越えて写真を撮るケースもあるが、そのようなマナーのよくない入山者は、一定の割合で含まれていると考えられるので、その人が土・日に入山しようが平日だろうが被害の大きさは変わらない。「植生の回復も緑を取り戻した状態までになった。ゴミ持ち帰り運動もすっかり定着した。汚水については、浄化槽が整備されパイプラインで域外排出されるようになった⁽³⁵⁾」という現状報告もある。ということは、設置した浄化槽の処理能力以上の汚水が発生しない程度の混雑なら問題がないと言える。

このように登山者から見ると、特定時期の土・日に入山者が集中するのは、さほど問題ではない。なお、尾瀬保護財団の調査の自由記入欄に、入山料金を集めるのも方法だという意見もあったことを付記しておく。

尾瀬に満足して再度訪問した登山者も、なんらかの規制が必要と回答しているが、その本心はどこにあるのだろうか。それは「尾瀬が現状程度混雑している、それでもミズバショウ、ニッコウキスゲの花や紅葉を見たい。本当は混雑日を避けたいが休暇が取れないのでやむをえない、でも混雑はできる限り解消した方がいい」という心理と考えられそうだ。

5 受益者負担としての利用料金

入山者から各種施設の利用に際して、受益者負担としていくらかの料金を求める方法は、現在寄付金等の形でおこなわれているが、残念ながらその額、寄付率とも尾瀬の場合には芳しくない⁽³⁶⁾。利用料金は、国立公園内のキャンプ指定地等で幕営料として徴収しているケースが多く、尾瀬の場合は、林野庁の委託を受けて山小屋が代行徴収しており、金額は1人1泊400円。この400円の支払いをキャンパーは、サービスに対する対価と受け取っている。

これはサービスを金銭で買う行為だから、支払い金額に比べてサービス内容が悪ければ批判が強まる。

一方、他人の土地を無料で歩かせてもらっている事実を意識していない入山者は、私企業の所有している土地の整備のために、改めて料金を支払う必要はないという意見も当然ある。国有地（大半が林野庁の管轄）に対しては、当然税金で整備すべきだとの意見も3割強あった。そして、関係者の努力によって現在の尾瀬は、見解の相違はあるがさほど問題なく管理されており、木道整備も東京電力がみずからの所有地を自費で整備している。また、下水処理費用も、小屋経営で利益をあげている山小屋が負担すべきだとの意見も根強い。

今回の調査は、「自然保護のため」の費用はだれが負担すべきかを質問し、その結果70%以上の人が入山者も負担すべきだとの回答をえた。平均金額は941円だったが、回答者214人中97人が500円と回答している。次いで1000円と回答したが79人で、平均を押し上げたのは約20%にすぎない高額回答者だ。この二つのグループは明らかに違った意識を持っている。

これは尾瀬に対する感想が、「不満足」または「どちらとも言えない」人に多く、このグループは費用の負担はある程度するが、そのかわり徴収者が責任を持って尾瀬の管理をしてほしい、という意見に受け取れる。また、この対価が、自然保護に対するモラルを低下させるという意見もあるが、その心配は杞憂に過ぎないと考えられる。

以上のことから、利用料金を1000円程度集めることは、その主旨の周知徹底、使い道と決算の公開が十分おこなわれるなら可能と思われるが、利用料金を払わない入山者にどう対処するかは課題はやはり残る。

VI 望ましい方向

調査では、法律的問題は別にして、「入山料金は2000円、利用料金なら1000円、尾瀬に満足してまた来たいが、できることならなんらかの入山制限をしてゆっくり探勝したい」と、平均的な入山者の意識が明らかになった。入山料金が2000円程度では、尾瀬までの交通費の額から考えて入山者を減

らす効果はほとんどえられないと思われる。施設利用料金は、入山者1人につき1000円ずつ集めれば年間60万人として6億円の収入になり、尾瀬の施設運用費用としては当面十分な額と思われるので今後の検討課題になりうる。現在、環境庁はトイレ使用に際し寄付を求めており、長蔵小屋も下田代のトイレを大人200円、子ども100円で有料にしている⁽³⁷⁾。この二つの試みをしばらく見守ることが現実的のように思える。入山者が有料化に納得して、理解が広がればその時点で制度の検討をはじめればよい。残る方法は、これまで各方面で論じられてきた集中しにくい環境をつくることで、それには交通機関への働きかけや交通規制をおこなうことだ。

尾瀬の環境は、ダム開発、次いで行政の道路建設によって脅かされてきた。ダム建設は中止されたが、道路は大きな反対運動が生まれるまで着々と進められ、その結果「遙かな尾瀬」は「手軽な尾瀬」に変身した。それが現在、年間60万人もの入山者を呼び込んでいる。それだけ尾瀬には魅力が多いのも確かだ。しかし、近年の自然保護運動の高まりと、関係者の理解により行政の方向に変化の兆しが生まれてきた。例えば、「三平峠に向かって建設されてきた道路も閉鎖され、その車道に木を植える計画⁽³⁸⁾」や「尾瀬の場合であれば、利用者数増加の根本的な原因となっているアクセス道路の一部撤去⁽³⁹⁾」などだ。

群馬県等のこの政策は過去の失敗を認めるもので、政策転換に四半世紀以上の歳月が流れた。動きはじめたばかりだが、入山者の多い、したがって入山しやすい鳩待・沼山の両峠の道路も三平峠同様閉鎖、廃止に向かえば尾瀬の過剰利用問題はほぼ解決する。木内秀叙らの南アルプス林道の事例研究でも林道開通後は、「女性や中高年層が増加した。それらの人々は募集団体や家族連れに多く含まれている⁽⁴⁰⁾」と、入山が簡単になれば登山者も増加する傾向を明らかにしている。

ただ、これも山小屋関係者や、尾瀬観光で生計を立てている人たちの合意がえられた上での話だ。この場合、国立公園へのアクセス権を理由に反対意見もでるだろうが、例えば、白馬岳の白馬雪渓に比べれば尾瀬への入山は高度差も少ないし、再生する山道を工夫することで国民のコンセンサスはえられると思われる。

開発で失われた自然をできる限り元に戻し、それにより少しでも入山に時間と労力がかかるようにする。そうすれば、ハイキング気分では尾瀬に入らなくなり、過剰利用は改善される。入山路の短縮は、環境破壊を生む大きな要因になるので、道路・ロープウェーなどの開発は、国立公園とその周辺では現況以上の許可はすべきではない。自然を楽しむにはそれなりの体力や技術が必要であり、それが自然に対する負荷を少なくする方策だ、という基本に帰るべきだ。以上、平凡だが本質的な結論に到達した。

注

- (1) 小林昭裕, 愛甲哲也他 [1992] 「大雪山国立公園における登山利用者の混雑に関する研究」, 『造園雑誌』 55-2。
- (2) 小林昭裕 [1993] 「大雪山国立公園を事例とした登山者の満足度, 動機および回答者の特性間の関連性」, 『造園雑誌』 56-5。
- (3) 小林昭裕, 愛甲哲也 [1993] 「大雪山国立公園における登山利用者からみたキャンプ場の混雑感評価と関わる要因」, 『造園雑誌』 56-5。
- (4) 小林昭裕, 愛甲哲也他 [1994] 「大雪山国立公園におけるキャンプ場の利用人数と混雑感評価について」, 『造園雑誌』 57-5。
- (5) 小林昭裕, 愛甲哲也 [1994] 「大雪山国立公園において登山者が利用人数やマナーに不快を感じ始める許容限界について」, 『造園雑誌』 57-5。
- (6) 小林昭裕 [1996] 「野外レクリエーション体験への期待と, 行動形態, 管理への考え方, 許容限界との関連性」, 『ランドスケープ研究』 59-5。
- (7) 小林昭裕 [1997] 「利用者の利用体験に対する態度に基づく自然公園の管理方策」, 『ランドスケープ研究』 60-5。
- (8) 矢島久美子, 原善彦他 [1981] 「尾瀬沼の富栄養化に及ぼす人為要因の解明」, 『用水と排水』 23-10。
- (9) 矢島久美子, 原善彦他 [1996] 「観光による富栄養化——浅い山岳湖沼, 尾瀬沼の事例」, 『用水と排水』 38-9。
- (10) 朴相猷, 浅川昭一郎 [1993] 「韓国の雪嶽山国立公園を事例とする国立公園制度に関する研究」, 『造園雑誌』 56-5。
- (11) 加藤峰夫 [1996a] 「海外事情 公園利用者数の『調整』は可能か?」, 『国立公園』 no. 546。
- (12) 加藤峰夫 [1996b] 「海外事情 国民全体の負担から利用者の負担へ」, 『国立公園』 no. 548。
- (13) 山と渓谷編集部 [1988] 「話題 保全料徴収もしかたない懇話会提言に読者の声」, 『山と渓谷』 10月号。

- (14) 「尾瀬入山者は保全費負担を」, 『毎日新聞』1989年8月9日; 「尾瀬入山料で説明」, 『朝日新聞』1989年8月9日。なお、同年7月12日の朝刊各紙は「環境庁尾瀬保護で入山徴収へ」と報道している。
- (15) 「国立公園利用者負担 徴収は当然——自然保護団体 観光客減る——地元町村反対 尾瀬湿原指定で論争」, 『河北新報』1989年8月14日。
- (16) 「尾瀬の自然保護再考を 有料化は必要か」, 『読売新聞』1990年4月10日夕刊。
- (17) 日本自然保護協会・尾瀬保護小委員会 [1994] 『尾瀬の自然保護と利用のあり方——自然公園における新しい管理計画への提言』。
- (18) 環境庁自然保護局計画課 [1995] 『自然公園等における自然とのふれあいの確保の方策について (答申案)』。
- (19) 瀧ヶ崎隆司 [1997] 「尾瀬を訪れる中高年登山者・ハイカーの動機, 行動と評価」, 『明治薬科大学研究紀要人文科学・社会科学』。
- (20) 阿部泰隆 [1990] 「尾瀬の入山 (園) 規制」, 『法学セミナー』no. 424。
- (21) 加藤峰夫 [1990] 「国立公園有料化問題に関する一考察——尾瀬の『入園料』問題を例として」, 『エコノミア』41-2。
- (22) 加藤峰夫 [1997] 「入園許可書の『競争入札』——尾瀬の混乱解消に向けた対策提案」, 『国立公園』no. 557。
- (23) 中島慶二 [1998] 「尾瀬問題と国立公園管理」, 『国立公園』no. 562。
- (24) 前掲, 加藤 [1996a]。
- (25) 前掲, 環境庁自然保護局計画課 [1995]。
- (26) 「列島ブラザ 白神山地, 入山か規制か」, 『日本経済新聞』1998年5月17日。
- (27) 山と渓谷編集部 [1997] 「世界遺産白神山地のゆくえ——核心地域の入山問題を問いなおす」, 『山と渓谷』7月号。
- (28) 前掲, 加藤 [1997]。
- (29) 前掲, 財団法人尾瀬保護財団 [1996b]。
- (30) 前掲, 日本自然保護協会・尾瀬保護小委員会 [1994]。
- (31) 前掲, 財団法人尾瀬保護財団 [1996b]。
- (32) 前掲, 瀧ヶ崎 [1997]。
- (33) 前掲, 小林, 愛甲他 [1994]。
- (34) 前掲, 小林, 愛甲 [1994]。
- (35) 前掲, 財団法人尾瀬保護財団 [1998]。
- (36) 環境庁国立公園課の話。なお, 上高地はそれなりの金額が集まっている。
- (37) 平野紀子氏の話。
- (38) 長蔵小屋 [1997] 「回復への道」, 『いわつばめ通信』38。
- (39) 前掲, 中島 [1998]。
- (40) 木内秀叙, 野条誠, 江口正明 [1988] 「南アルプス国立公園における山岳道路開通後の利用変化について」, 『造園雑誌』51-5。

参考文献

- 愛甲哲也, 浅川昭一郎 [1996] 「山岳地における自然探勝路の利用者行動モデルによる混雑度の解析」, 『ランドスケープ研究』59-5。
- 井上孝夫 [1997] 「白神山地の入山規制を考える」 緑風出版。
- 群馬県環境科学部水質課 [1996] 「尾瀬沼コカナダモ試験区におけるコカナダモの生育状況」, 『群馬県循環研報』28号。
- 群馬県知事公室 [1940] 「尾瀬ヶ原地帯を水源とする地域の電力開発に関する研究」。
- 国立公害研究所 [1984] 「陸水域の富栄養化防止に関する総合研究」, 『国立公害研究所報告』no. 56号。
- 小林昭裕, 愛甲哲也 [1995] 「大雪山国立公園の登山者が来訪動機の充足を期待した区域と登山経路」, 『ランドスケープ研究』58-5。
- 高松和夫 [1993] 「日光国立公園内「湯の湖」の浄化対策」, 『土木技術』48-11。
- 武田泉 [1993] 「行政改革と自然保護——国立公園をめぐる林野庁と環境庁の対応を中心に」, 『林業経済研究』no. 123。
- 谷川耕一, 糸賀黎 [1992] 「白神山地における植生を中心とした自然環境の評価と保全について」, 『造園雑誌』55-5。
- 伊浩三 [1991] 「北海道における公園と自然保護の発達に関する研究」, 『造園雑誌』55-1。
- 手島潤一, 堀繁 [1994] 「国立公園成立期における日光地域の風景の利用と保護に関する研究」, 『造園雑誌』57-5。
- [1995] 「日光地域の国立公園集団施設地区計画における栃木県の役割」, 『ランドスケープ研究』58-5。
- 日本自然保護協会 [1969] 『自然公園地域内における騒音及び湖沼保護の規制に関する研究』日本自然保護協会調査報告35号。
- 馬場多久男, 伊藤精悟 [1995] 「南アルプス国立公園の原始的な自然環境保全のための森林と土砂流出の循環的変動の考察」, 『ランドスケープ研究』58-5。
- 番匠克二, 堀繁 [1991] 「集団施設地区にみる国立公園の利用拠点計画の考え方とその変遷」, 『造園雑誌』55-5。
- 秀田智彦 [1991] 「尾瀬沼ビジターセンターとボランティア活動」, 『地域開発』2月号。
- 堀繁 [1991] 「建築物規制にみる国立公園の計画管理思想」, 『造園雑誌』54-5。
- 堀繁, 鎌迫ますみ [1992] 「特別保護地区にみる国立公園保護計画の思想とその変遷」, 『造園雑誌』55-5。
- 矢島久美子, 林治稔他 [1996] 「尾瀬沼の長期的水質変化について」, 『群馬県循環研年報』第28号。
- 山下博 [1996] 「尾瀬保護財団設立から1年」, 『国立公園』no. 546。

謝辞：本研究をまとめるに当たり次の方々から貴重なご意見をいただきました。長蔵小屋代表取締役平野紀子氏、財団法人日本自然保護協会保護研究部主任田村尚久氏、環境庁自然保護局北関東地区国立公園・野生生物事務所次長新井正久氏、同国立公園課、同図書

館の皆さん。調査には法政大学経済学部村申仁三郎ゼミ、同松波淳也ゼミの皆さんの協力をえました。御礼申し上げます。

尾瀬入山規制・入山料金制に関するアンケート

法政大学比較経済研究所

質問 1

あなたの尾瀬の感想に近いもの一つに○付けて下さい

- A 自然が一杯で予想通りだった（満足した）
- B 人が多くてがっかりした（不満足だ）
- C どちらも言えない（コメント）

尾瀬は現在、入山者の増加により生活排水と踏みつけ等により貴重な自然が破壊されています。この問題の解決のために入山者を制限する意見（1日に入山できる登山者の数を制限したり、入山料金を集めることで入山者数を減らす方法、またはこの二つの組み合わせ等）がありますが、あなたの意見に近いものに○を付けて下さい

質問 2-1

- A 入山規制はすべきではない
- B なんらかの入山規制が必要だ

質問 2-2

Bの意見に○を付けた方のみお答え下さい

- a 入山者の数を制限する
- b 入山料金を集めることで制限する
- c その両方

質問 2-3

2-2の質問にbまたはcに○を付けた方のみお答え下さい。その場合学割・福祉割引制度を設けることを前提として、入山料金を1人当たりいくらくらいにすれば入山者は減ると思いますか

- ① 1000 円 ② 2000 円 ③ 3000 円 ④ 4000 円
- ⑤ 5000 円 ⑥ それ以上（具体的に） 円

質問 3-1

自然保護のために下水処理施設の拡充、木道・ロープなどの整備・強化を図るという意見がありますが、その費用はだれが負担するのがよいでしょうか。あなたの意見に近いものに○を付けて下さい。ただし入山料金と重複して集めない

- A 入山者が支払う「国立公園尾瀬利用料金」で整備する
- B 環境庁や県が予算化する
- C 行政と利用者の両方が保護費用を出し合う

質問 3-2

AまたはCと答えた方にお聞きします。学割・福祉割引制度を設けることを前提とし

て、1人当たり一入山（登山開始から下山まで）の利用料金はいくらくらいがよいと思いますか

- ① 500円 ② 1000円 ③ 1500円 ④ 2000円 ⑤ 3000円 ⑥ それ以上

質問4 あなたは次のどの登山口から入山しましたか

- ① 鳩待峠 ② 富士見峠 ③ 大清水（三平峠） ④ 沼山峠（七入） ⑤ 御池
⑥ 奥鬼怒 ⑦ 銀山湖（越後口） ⑧ その他

質問5 その登山口までの交通手段はなんですか

- ① 路線バス ② 観光バス ③ 自家用車 ④ その他

質問6 あなたは次のどの下山口から下山しますか

- ① 鳩待峠 ② 富士見峠 ③ 大清水（三平峠） ④ 沼山峠（七入） ⑤ 御池
⑥ 奥鬼怒 ⑦ 銀山湖（越後口） ⑧ その他

質問7 あなたの今回の登山は何日の予定ですか

- ① 日帰りまたは夜行日帰り ② 1泊 ③ 2泊 ④ 3泊 ⑤ 4泊 ⑥ 5泊
⑦ それ以上

質問8 宿泊する、または宿泊した方にお聞きしますが、次のどれを利用する、または利用しましたか

- ① テント ② 山小屋 ③ その他

質問9 あなたの同行者は何人ですか

- ① いない ② 1人 ③ 2人 ④ 3人 ⑤ 4人 ⑥ 5人以上

質問10 同行者のいる方にお聞きします。あなたと同行者の関係は次のどれに近いですか

- ① 山岳会 ② ハイキング・ワンダーフォーゲルクラブ ③ 友達 ④ 家族
⑤ 旅行業者が募集したツアー

質問11 あなたの登山経験年数を教えてください

- A はじめて
B 年
C 雪山にも行きますか a はい b いいえ

質問12 尾瀬は何回目ですか

- ① はじめて ② 2回 ③ 3回 ④ 5回 ⑤ それ以上

質問13 年齢と性別を教えてください

- ① 20歳以下 ② 20歳代 ③ 30歳代 ④ 40歳代 ⑤ 50歳代
⑥ 60歳以上 a 女 b 男

質問14 あなたのお住いの都道府県を教えてください

質問15 あなたの勤務形態を教えてください

- ① 常勤の勤め人 ② パート ③ 自営業 ④ 学生・生徒 ⑤ 無職 ⑥ その他

質問16 国立公園の自然保護について意見がありましたらお書き下さい

第4章 東京ディズニーランドのホスピタリティ

I わが国におけるテーマパークの現況

1992年まで拡大を続けた遊園地・テーマパーク業界は、1993年からバブル経済の崩壊に伴って入園者数・市場規模ともに減少傾向を示している。顕著な入園者を誇る東京ディズニーランド（以下TDLと表記）が開業してから10年目にして、新たに長崎・ハウステンボスが1992年開業、横浜・八景島シーパラダイスが1993年開業、和歌山・パルケエスパーニャが1994年開業するなどテーマパークが続々と加わり、遊園地・テーマパーク入場者数ランキングの上位を占めるようになり、他の施設との格差が広がって市場の二極化・寡占化が進んだ。

多くの遊園地・テーマパークが集客に苦戦している中で入場者が一時的な増加傾向が見られる施設もあるが、それは例外なく新規アトラクションなどの大規模な追加投資をおこなうことによる、その年度のみの入場者増になっている。特に集客効果が高いのはスリルライド、なかでもコースタータイプであるが、アトラクションの開業効果の短期化を背景に大型追加投資を毎年おこなうといったケースも目立っており、継続的な追加投資ができる資金力の有無によって施設間格差が拡大する傾向にもある。また、最近では一連のスリルライドと呼ばれるアトラクションもやや出尽くした観があり、既存アトラクションの概念を打ち破るような画期的な集客装置もここ数年間見当たらないのが実状である。

こうした中で、TDLは開園してから1998年で15年目を迎え、1997年の入園者数は前年比4%減となったものの1660万人に達し、1998年3月31日現在で開園以来延べ2億1200万人にまで達した。また、1998年のゴール

表1 主要テーマパーク最近3年間入場者数一覧

	1995年	1996年	1997年	1997/1996比率
TDL	16,986,000	17,368,000	16,686,000	96.1%
ハウステンボス	4,029,200	4,251,300	4,130,000	97.2%
横浜八景島シーパラダイス	6,926,000	6,643,000	5,737,000	86.4%
パルケエスパーニャ	3,014,500	2,457,000	2,473,000	100.7%
スペースワールド	2,100,000	2,150,000	2,160,000	100.5%
サンリオピューロランド	1,327,000	1,520,000	1,700,000	111.8%
倉敷チボリ公園	—	—	2,986,000	—

出所：1995年、1996年の数字は総合ユニコム [1997] p.49より抜粋。

1997年の数字は総合ユニコム [1998] p.60より抜粋。

デンウィークは54万人、夏休み期間（7月18日～8月31日）には約268万人のゲストを獲得し、根強い人気を継続させている。1998年9月3日の『産経新聞』千葉版によると、1日の最高入場者は7月19日の8万4000人と発表されている。

II 日本人のレジャー意識と行動

1 レジャーをとりまく環境

日本のレジャーをとりまく環境について、財余暇開発センター発行の『レジャー白書'98』では、①1997年4月の消費税の値上げや景気悪化の中で余暇を楽しむという経済的・精神的余裕は見いだせなかったものの、時短の導入や週40時間の労働時間制、学校の週5日制の実施への方向性などから21世紀初頭の本格的な余暇社会への取り組みは着実に進んでいる。②休暇や休日については、祭日の組み替えによる連休の増加や完全週休2日制の増加、企業の各種休暇制度の導入から休暇取得に対しての抵抗感はなくなりつつあり、自由時間行動が増すことではレジャー業界にとっての市場環境は整いつつある、と分析している。

ここでもう一つ注意すべきことは、21世紀の日本が本格的な高齢化・少子化社会に突入することである。それは必ずしもレジャー産業全体の弱体化をもたらすものではなく、高齢者向けや幼児向けの新しい発想によって飛躍的な発展をもたらす大きな契機となる可能性を秘めているということでもある。

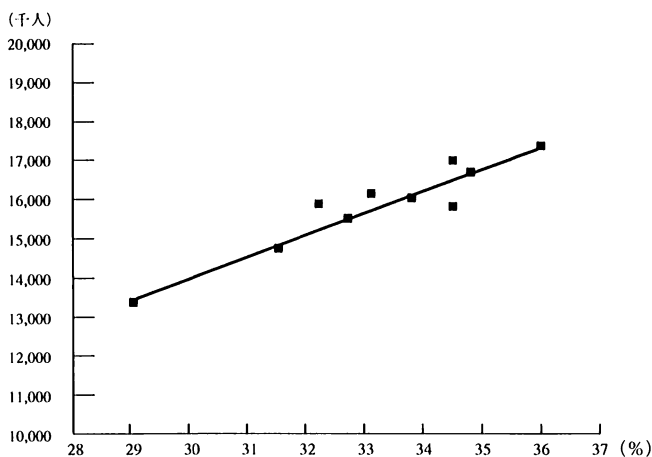
表2 TDL年間入園者数推移・余暇重視比率表

	1988年	89年	90年	91年	92年	93年	94年	95年	96年	97年	年平均 増加率
仕事重視(%)	41.5	38.8	37.9	35.9	39.2	35.7	38.7	34.1	32.8	33.8	▲2.0%
両立(%)	28.8	27.9	28.4	29.8	26.0	29.8	28.3	30.9	30.7	30.4	0.5%
余暇重視(%)	29.0	31.5	32.2	33.1	34.5	33.8	32.7	34.5	36.0	34.8	1.8%
TDL入園者数 (千人)	13,382	14,752	15,876	16,139	15,815	16,030	15,509	16,986	17,368	16,686	2.2%

出所：財団法人余暇開発センター [1998] p. 17, 図表5の全体平均。

株式会社オリエンタルランド広報室 [1998] 4歳以上のゲスト数。

図1 余暇重視とTDL入園者数の相関関係



出所：表2の余暇重視とTDL入園者数をグラフ化したもの。

消費動向については、消費税引き上げの駆け込み需要の反動が一巡し、大幅減税の効果等から今後プラスに転じると考えられる。しかし、金融システムに対する不安、高齢化社会の到来による年金・医療費の負担増に対する不安等により、生活をきりつめても所得を預貯金にまわす傾向が続くことから、消費が大幅に回復する可能性は低く景気全体の動向に合わせたゆるやかな成長を示すと考えられる。また、消費の特徴として削れる領域は大胆に削り、成熟社会の到来による自己実現志向が強くなることから自分が選択した領域については、惜しみなく消費するといった生活資源の選択と集中が進んでいくものと考えられる。

消費市場における主役が「子ども」から「お年寄り」に変わると、子ども主体の娯楽型・行楽型レジャーの衰退の可能性は高い。しかしながら、子どもが少なければ1人当たりにかかる消費額は逆に増え、また親世代も自分のために消費できる額が増えるとも考えられる。目的に見合うものには積極的に支出ができる経済的余裕と余暇に対する強い自己実現という目的意識、そして時間を十分に持ち合わせている人が高齢者の中には相当数いることからすると、質の高いレジャーが求められることを含んでもいる。また、高齢者の潜在的な需要の変化を見ると、1988年と比較して「国内観光旅行」「水泳」「釣り」などが上位にランクし高齢者の体力向上による積極的なレジャーの行動意識がうかがえ、余暇の選択の幅も広がる傾向にあるといえる。

一方、遊園地・テーマパークにおいてもそのマーケットが、10代・20代の頃からテーマパークを体験している今までとは生活環境・価値観が異なった新しい世代が40代・50代・高齢者に移行することで、テーマパーク産業に新たな特性を持つ顧客が増加する可能性もある。年齢別TDL来園者数においても、1989年と1997年を比較した場合、10代・20代よりも30代・40代の伸び率の方が大きく、テーマパークで楽しむことに対しての抵抗感がない世代が広がりつつある。

近年の余暇と仕事の関係は、仕事優先から生活環境の変化に伴って年々余暇に費やす時間の増加が着実に進んできている。人々の余暇を充実させたいという意識の強まりは余暇重視派とTDL入園者数にも高い相関関係が見られることから、他の要因もあるだろうがTDL入園者数に少なからず影響しているものと思われる。

2 レジャーにおける選択肢

レジャーをとりまく環境の変化から、日本国内もしくは海外へのレジャーや観光について、日本人はどのような行動に出るであろうか。(財)余暇開発センターの実施した日本人の余暇をめぐる環境、そして消費動向を踏まえた日本人の余暇動機についての調査結果を分析すると、仕事だけに価値を見いだす生き方に対する疑問等が余暇の必要性、つまり余暇動機を高めていると考えられる。

表3 「余暇に求める楽しみや目的」の時系列推移 (単位: %)

	1989年	1991年	1993年	1995年	1997年
サンプル数	3,431	3,529	3,470	3,467	3,413
心の安らぎを得ること	57.8	58.6	59.1	58.7	59.1
友人や知人との交流を楽しむこと	59.0	59.6	60.3	59.6	57.8
身体を休めること	44.2	48.9	47.9	47.3	48.5
家族との交流を楽しむこと	42.3	44.5	46.2	44.5	42.8
健康や体力の向上を目指すこと	44.6	43.2	42.2	42.3	40.2
日常生活の開放感を味わうこと	34.9	36.4	36.5	34.0	35.7
自然に触れること	36.9	36.6	38.0	36.6	35.4
知識や教養を高めること	27.1	26.2	26.3	26.3	25.2
自分で作れる喜びを満たすこと	23.9	23.5	21.7	20.1	19.8
芸術や美的な関心を満たすこと	16.6	15.9	17.0	17.4	16.5

出所: 財団法人余暇開発センター [1998] p. 21 の表から上位 10 を抜粋。

表2の推移を見ると、余暇重視の考え方は完全に定着したものと思えるが、表3の余暇に求める楽しみや目的に目を移すと「身体を休める」「日常生活の解放感を味わう」「心の安らぎを得る」が増加する傾向にあり、「自然に触れる」「知識や教養を高める」「健康や体力の向上をめざす」が減少傾向にあるなど、余暇にゆとりを求める傾向にあることが分かる。「心の安らぎを得ること」「日常の解放感を味わうこと」に関しては、まさにホスピタリティ (Hospitality) のウェルビーイング (well-being)⁽²⁾ と共通するものであり、TDLの魅力の強みでもある。TDLの入場者数の増加は、特に日本人の余暇動機を満たす要素の重要な部分を満たしていることに関係している。身体を休めることに関しては、アトラクションを体験したり食事をする時にもトイレに行くのにも混雑すればするほど待ち時間が発生し、とても身体が休まるとは言えないが、身体は疲れてもそれを上回る精神的な満足感とその疲れをとる作用があることは心理的な面から考えると納得のゆくことである。

前述のとおり、「休養」「解放」「安らぎ」といったゆとりを余暇に求める比率が増加しているが、情報化によるストレスの増加、女性の社会進出の進展による女性のストレス増加、また年功序列から実力主義へのシフトによる企業内の競争激化等からすると、今後もこの傾向は続くものと考えられる。仕事と余暇の関係においては、経済・社会等の環境変化に応じて多少の変動はあると予想される。しかし、生活における余暇の位置づけが急速に弱まる

ことはなく、全体的には余暇を充実させたいという人々の欲求は強まっていくものと考えられる。今後は、仕事に代わる生きがいとして余暇を「どのように過ごすか」という定性的な面にも注目していく必要がある。

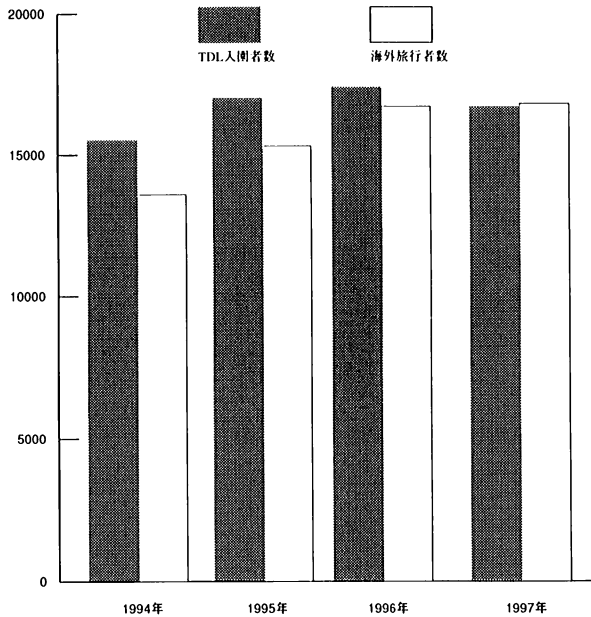
もう一つは海外旅行者と TDL 入園者数の関係である。海外旅行も TDL も日本人のレジャー意識の共通項として、日常生活からの解放を象徴することとして「夢・感動・喜び・安らぎ」を実現する非日常空間を提供することに関して同じ位置づけにあると考えられる。他のテーマパークも同じことが言えるが、TDL は真に異国情緒を実に巧みに創出し、「夢と魔法の国」のキャッチフレーズにふさわしい徹底した夢の世界の演出に成功しているところにその魅力がある。日常性と非日常性の落差を深めることによって、夢心地を深めるという仕掛けを至るところに設け、日本国内における海外旅行を代替する異次元体験空間を創出しているのである。

しかしながら、市場環境の変化はより成熟化し、本物の異次元体験の志向の高まりから TDL は許容量の限界に達しつつある。間に合わせの TDL より許容量が際限ない本物の海外旅行にやや視点が移りつつあり、1997 年度には海外旅行者数がはじめて TDL の入園者数を上回ったのである。観光・行楽部門は景気の影響に敏感な市場であり、国内観光・行楽の低下を海外旅行の伸びが補う形で、年平均増加率は横ばいを続けてきた。これは近年の円高傾向による海外旅行商品の低廉化や航空路線網の拡大などによる旅行日数の短縮という環境の変化が大きく寄与したものと思われる。

一方、国内観光については国内の旅行システムや多様化しているニーズに観光地が十分に対応できず、均一化、陳腐化し新鮮な魅力を失っていることが減少の要因としてあげられる。このような流れの中で、海外旅行と国内旅行が競合する同一市場化の現象が生じている。従来、海外旅行は手続きに手間がかかり日数も長く、さらに言語や文化の違いなど、行くこと自体が国内旅行と異なることから必ずしも国内旅行と競合するものとは考えられていなかったが、日数と価格の面で大差ないプランが数多くなり、どのような旅行をするか選択する際に国内・海外を区別せずに候補地として同様に考えるケースが増えているのである。

つまり、観光・行楽を考えたとき TDL を選ぶか海外旅行を選ぶかという

図2 海外旅行者数と TDLの入園者数



出所：海外旅行者数は財団法人余暇開発センター [1998] p. 139 の付図2 より，TDLの入園者数（4歳以上）は株式会社オリエンタルランド公報室 [1998] より。

選択肢が存在し、海外旅行動向との相関関係を常に注視する必要があると同時に、日本人のレジャー・観光に関する考え方や楽しみ方にも幅と奥行きができつつあることを念頭におく必要がある。したがって、遊園地、テーマパーク業界にとって消費者がレジャーに対する消費行動を大胆に削るのか惜しめない消費行動をするのかの選択は死活問題であり、常に魅力のある素材を提供しなければならない立場に追い込まれているということでもある。

III ウォルト・ディズニーの世界

ここで、ディズニーランドの誕生と TDL の建設と現在に至るまでの成長過程をふりかえる。ウォルト・ディズニーはコニー・アイランド等の従来のアミューズメント・パークやレジャーランドを訪れた時に、どうも不健全で

社会的にも好ましくないと常々感じていた。それは、遊園地で子供が楽しんでいる間、自分（親）はそれをただ眺めているだけということであった。そこで、子供だけが楽しむ遊園地ではなく親を含む来園者すべてに感動と喜びを提供できる「ファミリー・エンターテイメント」⁽³⁾を主題としたテーマパークを実現しようと考えたのである。

彼は映画の製作者としての経験を活かし、来園者（ゲスト）が敷地全体を一つの舞台として映画の共演者を演じているような錯覚に陥る環境要素を整備し、ディズニー・フィロソフィーを理解した質の高い従業員を育成し、キャストとして高質のサービスと高水準のホスピタリティを提供させ、「夢と魔法の王国」を創り上げた。初期の段階で運営面を外注する話も出たが、みずからの夢に沿った完璧なパークを実現するためにディズニーは断固としたみずからの発想と情熱で、すべての施設をみずから企画・運営・管理することを選択した。キャストつまり日々ゲストに接する従業員こそが自分の描いた夢の世界を創造するための鍵になると考え、キャストの採用基準や教育に関して細心の注意を払ったのである。

その徹底した彼の哲学のもとに1955年にカリフォルニアに建設されたのがアナハイムのディズニーランドであり、ディズニーが世を去った後の1971年にフロリダのレイク・ブエナ・ビスタに完成したウォルト・ディズニー・ワールド、そして1983年に東京で実現したTDL、1992年にパリ郊外に誕生したディズニーランド・パリである。こうしてウォルト・ディズニーの夢の世界は次々と拡大し実現する結果となった。そして、80年代から続々と誕生したテーマパーク群に対して、年間1千万人以上の入場者数を誇るのはディズニーランド系列だけであり、またその中であって、TDLは一つのテーマパークとしての「マジック・キングダム」としては他の追従を許さない。

ディズニーランドには、ゲストにディズニーの世界を五感（視覚・聴覚・触覚・味覚・嗅覚）で体験してもらうための緻密な演出と、「永遠に未完成のテーマパーク」の名のもとに次から次へと新しいアトラクションとショーを創造すると同時に、キャストが提供する無形の「ホスピタリティ」が創設以来脈々とディズニーの哲学とともに生き続けている。これがTDLにおける94

％にも及ぶリピーター比率の秘密ともいえるのではないだろうか。

ディズニーは1952年にウォルト・ディズニー株式会社（のちにWEDエンタープライズと改名）を発足させ、ディズニーランドの設計と建設を統括した。彼は最新流行や一時的な出来事を追いかけたり、作品の対象をひとつの国ひとつの世代に限定することはせず、バーチャルリアリティ（仮想現実感）の世界を現出させる非日常空間（映画とテーマパークの共通点）を創り出す創造者の集団を組織化し、巧みに駆使しディズニーランドを常に生きている都市のごとく建設したのである。

TDLを運営する株式会社オリエンタルランド（以下OLCと表記）は、米国のウォルト・ディズニー・カンパニーに対し年間入場料の10％、飲食やキャラクター商品販売高の5％という膨大なロイヤルティを納めながら、1万人以上のスタッフを管理するという、莫大な人件費とパークのクオリティ維持費をつぎ込んでいることと、年々入場者数を増加させ発展的に維持して、⁽⁴⁾着実な収益をあげてきていることは驚異である。

IV ホスピタリティの定義と構成要素

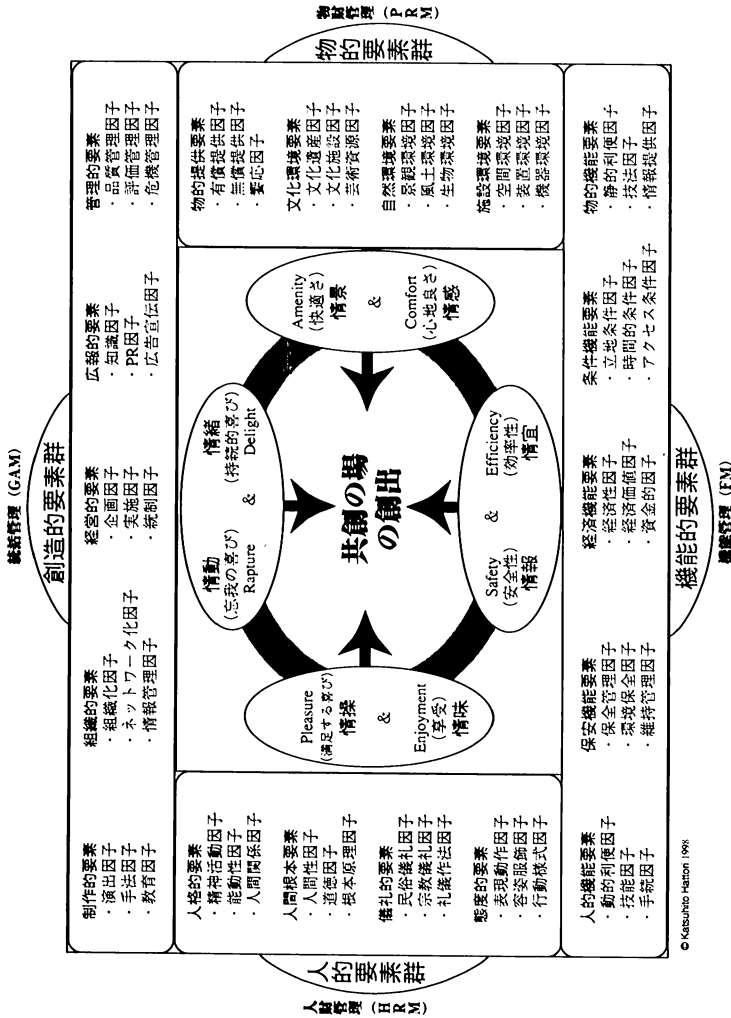
TDLにおける非日常性の創出と発展のための構成要素をホスピタリティの観点から模索するにあたり、まずホスピタリティの定義と構成要素について述べる。

ホスピタリティを今後の社会体制の中で根底をなす普遍的概念として捉え、筆者の観点から次のような定義を試みた。

人類が生命の尊厳を前提とした創造的進化を遂げるための、個々の共同体もしくは国家の枠を超えた広い社会における多元的共創関係⁽⁶⁾を成立させる、相互容認、相互理解、相互信頼、相互扶助、相互依存、相互発展の六つの相互性⁽⁷⁾の原理を基盤とした基本的社会倫理である。⁽⁸⁾

このホスピタリティの定義をもとに、ホスピタリティ構成要素（図3）は共創の場の創出という観点から、コトの機能的要素群（functional element group）、モノの物的要素群（physical element group）、ヒトの人的要素群（human element group）、イトナミの創造的要素群（creative element group）

図3 共創の場の創出（ホスピタリティの構成要素）

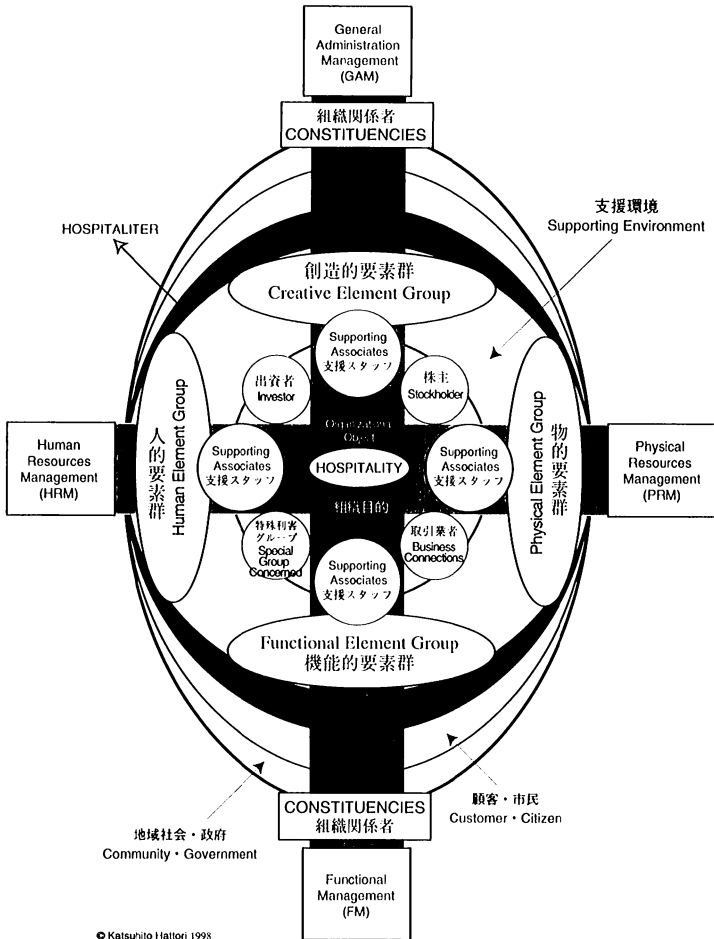


出所：服部勝人 [1996b] p. 70. 図3・2を修正加算して再構築。

の四つの要素群に大きく分類した。また、組織経営においてはシクミも重要な要素として加える必要がある。

一般的には機能的要素群はソフトウェア (Software)、物的要素群はハードウェア (Hardware)、人的要素群はヒューマンウェア (Humanware)、創造的要素群はクリエイティブウェア (Creativeware/筆者の造語) と表現さ

図4 ホスピタリティ・マネジメント・システム



© Katsuhito Hattori 1998

出所：服部勝人 [1996b] p. 12の図を再構築。

れる。筆者は、これらを基にした仕組みとして「ホスピタリティ・マネジメント・システム」(図4)を理論構築した。

機能的要素群は、組織関係者(Constituencies)が⁽⁹⁾ホスピタリティを体現する際に必要とされる基本的な機能的行為であるが、業務的な側面から見ると一定の契約条件のもとにおこなう労働行為である。それ自体でひとつの仕事

として成立し機能的形態としても成立するものであり、それが組織関係者の欲求に見合った等価価値 (Equivalent Value) を生む要素群として設定した。この要素群は人的機能、保安機能、経済機能、条件機能、物的機能の五つの要素が挙げられ、これらの要素はテーマパークにおける基本的要素としても捉えることができる。判断を下したり、行動を起こしたりするために必要な知識である「情報」と、その情報の多くを組織関係者に知らせる行動である「情宣」を生成する役目を果たすものであり、安全性 (Safety) と効率性 (Efficiency) を追求するためのものでもある。

物的要素群は、組織関係者が豊かな充実した雰囲気の中で楽しいひとときや美的・知的感動のひとときを過ごせるだろうという期待感に応えうる環境による快適さ (Amenity)・物による心地よさ (Comfort) を生み出す要素群として設定した。物的提供、文化環境、自然環境、施設環境の四つの要素から成り立ち、付加価値 (Added Value) として組織関係者が五感によって確かめ、空間と個物の場所的整合性を推し量る材料となるものである。その上、興味を感じる有様である「情景」と物に感じて情が起こる「情感」を生成するものでもある。

人的要素群は、組織関係者に示す人的に提供される人間根本的、人格的、儀礼的、態度的なものの適切さ、感じの良さによって与える精神的満足感と楽しみを生み出す要素群として設定した。この要素群は人格的、人間根本的、儀礼的、態度的の四つの要素からなり、人間価値 (Human Value and Worth) として組織関係者が感情の中の道徳的、芸術的、宗教的、文化的など、社会的価値を具えた高次元なものである「情操」と、人間らしい思いやりや暖かみである「情味」を生成するものである。また、組織関係者に満足する喜び (Pleasure) と、精神的・物質的な利益を受けてそれを味わい楽しむ享受 (Enjoyment) を与えるものである。

最後に創造的要素群であるが、この要素群はホスピタリティ文化とホスピタリティ精神を基盤としている。組織関係者の欲求に見合った等価価値を生み出す機能的要素群を効果的に活かして、環境による快適さと物による心地よさを生み出すことで付加価値を生成する物的要素群と、精神的満足感を享受させ人間価値を生み出す人的要素群の三つの要素群をバランス良く調和さ

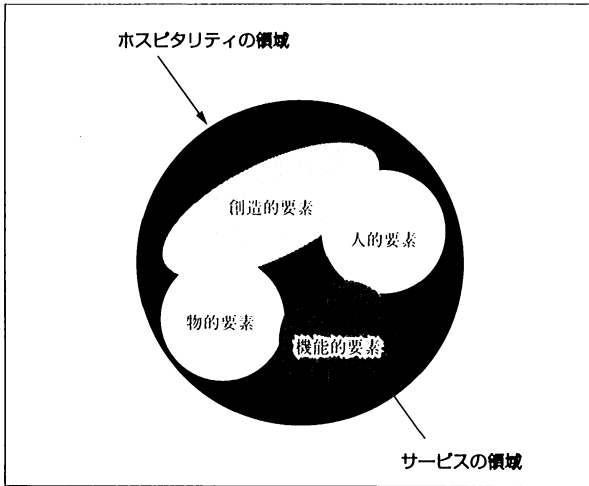
せることによって、より有効な成果である相互人間価値 (Reciprocal Human Value and Worth)⁽¹⁰⁾ (後述のホスピタリティ財も参照) を創出する要素群として設定した。この要素群は制作的, 組織的, 経営的, 広報的, 管理的の五つの要素からなり, 怒り, 恐れ, 欲び, 悲しみなどのように比較的急速に引き起こされた一時的で急激な感情の動き, 表情の他, 心拍数, 呼吸などの生理的変化を伴う過程である「情動」と, 折りに触れて起こってくるさまざまな感情, 情思, またそのような感情を誘い起こす気分や雰囲気である「情緒」を生成するものである。そして組織関係者に忘我の喜び (Rapture) と持続的喜び (Delight) を与えるものでもある。

また, 機能的要素群と物的要素群を静的な要素群 (Static Element Group), 人的要素群と創造的要素群を動的な要素群 (Dynamic Element Group) として捉えることができる。このようにホスピタリティの構成要素は, 強硬性と固定性の面, 柔軟性と流動性という性質を帯びていることがわかる。

このホスピタリティの構成要素は, 筆者の著書『ホスピタリティ・マネジメント』の中では4要素群, 10要素, 46因子の構成であったが, 共創の場を創出する要素として見直した結果, 4要素群, 18要素, 54因子となった。以上のように, ホスピタリティはホスピタリティ文化およびホスピタリティ精神を基盤とした機能的要素群, 物的要素群, 人的要素群, 創造的要素群から構成され, この各要素群を経営管理面から見ると, 機能管理 (FM: Functional Management), 物財管理 (PRM: Physical Resource Management), 人財管理 (HRM: Human Resource Management), 統括管理 (GAM: General Administration Management) として捉えることができる。

ホスピタリティの構成要素を細分化することによって, それぞれの要素や因子がどのように作用しているかを再評価できることと, その各要素の質や価値を最大限に向上させ総合的に編成することにより, 相乗効果を現出することが可能になると考える。このホスピタリティの構成要素 (共創の場の創出) のマトリクスは, 個人間から組織・企業にいたるまで人間の介在するすべての分野に適用できるフレームワークである。しかし, 各要素を部分的に再考するだけでは有効的な成果は得られないが, ホスピタリティ文化やホスピタリティ精神を踏まえて四つの要素群を相互に均衡状態を維持しながら融

図5 ホスピタリティとサービスの領域



出所：服部勝人 [1994a] p. 152, 第18図。

合するマネジメントが存在した時に、初めて真の「ホスピタリティ」は生まれるのである。

ここで付け加えて説明することはホスピタリティとサービスの概念であるが、ホスピタリティとサービスはまったく違うものではない。今までサービスと言われてきたものが、時代や環境の変化、さらには消費者の感覚などの変化に伴い当たり前になってきたのである。メーカーにおける商品購入後の1年間有効のアフターサービスや、店舗営業時間外の顧客対応、飲食物から雑貨などのデリバリーサービスなど、新しいアイデアが生まれてくるとにサービスレベルは改善されていくものの、ある程度の期間が過ぎるとそれは当たり前になってしまう。さらに競合他社が一つのアイデアに対してさらなる付加価値を付けるようになるため、そのサービス自体の寿命も短縮されてしまうのである。

そのサービスの上位概念としてホスピタリティが注目されてきているのである。一方的に奉仕するサービスとは異なり、ホスピタリティは提供者と消費者が対等な関係に位置しないと成立しない。過剰であってはならないし、不十分であっても良くない。提供者と消費者がお互いに納得した形で、お互

いが幸せになるための条件を満たし、そのうえ相互満足し、相互に発展できるように関係を保つことがホスピタリティの前提条件である。

筆者はサービスを機能的なもの（等価値）として捉え、また、ホスピタリティは機能的要素つまりサービスがなくては存在しないものでもあると考える。ホスピタリティの構成要素を基本にすると「サービス」の領域は機能的要素の範囲に限定され、「ホスピタリティ」の領域は物的要素と人的要素を統括する創造的要素から顧客との接点である機能的要素までを包括するものであり、別の表現ではサービスの領域を一部分に含む範疇であるという考えである。

V TDL におけるホスピタリティ・マネジメント

TDL は、テーマパークもしくはレジャー産業を通じてハピネス（Happiness）⁽¹¹⁾を提供することを目的として誕生してから15年が過ぎた。前述したごとく、今まで来園したゲストは約2億人となり日本国民が1人約2回は来園したということになる。ディズニー・フィロソフィー（Disney Philosophy）⁽¹²⁾を忠実に遵守し、ディズニーの運営システムを忠実に再現することにより、東洋人である日本人の資質や感性を活用したトータル・クオリティ・マネジメント（TQM）を創造している。

前述のホスピタリティの定義と構成要素をもとに、① TDL を構成する要素とホスピタリティの構成要素を対比し、いかにホスピタリティの要素がバランスよく構成されているか、② TDL を運営している OLC が、日本という特殊な市場において、米国本社のマニュアルによる徹底した管理体制と欧米人とはまったく異なる、和の精神に基づく思考形態を持つ日本人との間で、どのようなマネジメントを実践し成功に導いたのか新たな概念によるホスピタリティ・マネジメント（Hospitality Management）⁽¹³⁾という観点から分析・検証し、レジャー産業の一翼を担うテーマパークの方向性を模索することにする。

1 TDLにおけるホスピタリティの構成要素

テーマパークに多くの訪問客を集める基盤となるのは、「情」の共創の場の創出である。「情」とは、第一に物事を感じて起こる心の動き、感情、第二に他人を思いやる心、なさけ、まごころ、第三に味わい、風情、おもむき、第四にありさま、状況、事情を意味するものである。

そこで、「情」の共創の場の創出の要素でもあるホスピタリティの構成要素をモデルにTDLの事例を基に検証をおこなうことで、ホスピタリティのもつ要素を理解するとともに、また、そのホスピタリティの構成要素をいかにマネジメントするかによって21世紀の新たな経営の発展への要素を模索することができる。

ホスピタリティの構成要素（共創の場の創出）の観点からTDLの具体的な事例を断片的に検証したが、筆者の構築したホスピタリティの構成要素は、TDLの持つ多くの要素と一致することが分かる。このことから、共創の場を創出することができる要素は発展への要素として解釈できるのではないだろうか。

共創の場を創出するためには、それぞれの要素をバランスよく保つことが重要である。その点においても、毎年、新しいアトラクションを開発して「永遠に未完成のテーマパーク」としてのコンセプトを打ち出しゲストを飽きさせない努力と投資を惜しまないTDLだが、ディズニー・フィロソフィーを基盤として徹底したマニュアルやシステムによって良質なサービスを生み出す機能的要素群と精神的満足感を生み出す人的要素群と、環境提供による快適さを生み出す物的要素群の三つをバランスよく調和させることに成功している数少ない完成度の高いテーマパークであるといえる。

2 TDLにおけるホスピタリティ財

サービスを経済化の視点から考察して、図10をもとにサービスの曖昧な概念を明確化しTDLにおけるホスピタリティ財（Hospitality Goods）を検証してみる。

ゲストの当然受ける経済交換の権利（rights）とサービスに対する欲求（needs）という、自分が支払った金額に対して納得のいくものでなければな

図6 TDLの機能的要素群/機能管理 (FM)

■人的機能要素 施設内で勤務する人的資源を基にマニュアルによって標準化を図り高品質なサービスを提供する機能を示す要素		
動机的利用因子	ホスピタリティを提供する側が「つくる」「遊ぶ」「楽しむ」「観賞する」「挑戦する」「遊ぶ」「楽しむ」「観賞する」「知る」等の動的な機能的行為を提供する因子。	キャストが積極的にゲストへ話し掛け、パークでのひとときをより楽しく過ごせるような振る舞いを実践するキャストを教育しオンステージに配置する。
技能因子	ホスピタリティを提供する前提として、熟練した特殊技能や専門的な技術・技芸を示す因子。	オーディオアニマトロニクスの整備士や、ディズニー・ファンティユージョンのパレード、ショーのタレント、クラブ33のシェフなどの専門職にも一流の専門スタッフを投入。
手続因子	組織関係者との業務上の取り引きにおける関係書類、登録書類等の準備、制作の手続きを行う因子。	チケットの手配、園内でのレストラン予約の手配、飲食・商品施設での会計の手続きなど、効率的になおかつ正確に行うための手法を採用している。
■保安機能要素 快適な環境を提供するために必要な保安管理機能を示す要素		
保安管理因子	組織関係者を外敵や暴漢から保護して安全を維持するために、施設やシステムの整備・調整を行うことにより保安管理を行う因子。	下水設備の公衆衛生体制（浄水場の設置）、非常事態に備えた警備防災体制（自衛警備・消防団の設置）食中毒、伝染病等防止のための衛生設備施設、負傷者や病人のための看護体制（救護室の設置）を整備している。
環境保全因子	自然環境保護および文化遺産、文化遺産の保護、並びに公害防止等の環境保全の因子。	ゴミの分別処理の徹底。スプリンクラー及び植栽による植物等の環境保全体制。ペーパープログラムなどの再利用等のリサイクルシステムの完備。
維持管理因子	ホスピタリティを提供する設備・施設などが十分に機能するように清掃・維持管理する因子。	各アトラクション施設の作動状態のモニタリング（モニター）や事前のメンテナンス。セナールサービス部のカステディアルのパーク内清掃・夜間のトイレ清掃、路面洗浄におけるパーク管理。
■経済機能要素 等価価値を経済的・資金的に調整する機能を示す要素		
経済性因子	組織関係者の欲求に見合った等価価値の提供を行うために、最小の努力・犠牲・費用で最大の効果・収益を達成・実現するための因子。	迅速性・効率性・合理性・確実性・明確性・利便性等、パーク内での待ち時間以外、ゲストとの対応の中で礼儀正しさを実践する上で以上の要素の向上に努める。
経済価値因子	一定の契約条件のもとに行う労働行為、それ自体でひとつの仕事として成立し、それが機能的形態として経済価値を生じさせ、消費の対象をして成立するものを示す因子。	入場料及びアトラクションのランド料金等の機能的形態としてゲストの欲求に見合う等価価値として経済価値を位置づけている。
資金的因子	非営利・営利を問わずホスピタリティを提供するための施設や設備そして維持管理、環境保全、質の高い人財等を確保するために不可欠な資金的条件を示す因子。	パークの魅力のリピーター率94%の条件で維持するために、5ヶ年計画でゲストニーズと外部環境の変化を考慮し、特定の決めを設けず、柔軟性を持った意思決定を行い、自己資金にスポンサー企業からの資金を加えて、十分な資金調達体制を整備している。
■条件機能要素 施設の場所的制約・時間的制約・条件的制約の中で許容を決定する際に必要となる要素		
立地条件因子	交通の利便性、周辺環境、ユーティリティスペースの許容量など、立地条件を示す因子	都心から10キロ程のJR浜京駅、京葉線開通と同時に設けさせた。周辺に5つのオフィシャルホテル、新浦安に2つのホテルの宿泊条件を整備し、25.6haに約9,000台の駐車スペースを設けた。
時間的的条件因子	時間配分や調整、正確性、待ち時間の低減等の時間的な条件を示す因子。	TDL内において、時間配分や調整、正確性、待ち時間の低減等を常に考慮して、入場制限を行っている。
アクセス条件因子	施設内でのアクセス、他の場所から目的地までのアクセス条件を示す因子。	施設内にはアトラクションとして別の場所へアクセスできるものが4種類ある。外部よりのアクセスは電車・バス・自家用車で、羽田空港・成田空港から約50分で行き届く。地方からの高速直達バスの本数も豊富である。
■物的機能要素 施設内の物的資源を基にシステム化された機能を示す要素		
静的利用因子	ホスピタリティを受ける側が「観る」「休む」「集う」「観賞する」「挑戦する」「遊ぶ」「楽しむ」「観賞する」「知る」等の静的な機能的行為によって、ホスピタリティを提供する側が静的に充足される機能的役割を果たす因子。	ゲストが積極的に参加し、TDL側は受動的に対応することを示す。アトラクション、ギャラリー、パレード、ショーなどへの参加。
技法因子	組織関係者に対し、建築デザイン等を駆使して、付加価値を提供する因子。	オーディオアニマトロニクスや、遠近法による建築手法によって実際より大きく見せることで、デザイン効果をあげている。
情報提供因子	組織関係者が活動するために必要な情報提供、利用解説・指示等を行う因子。	遺失物センター、迷子センター、インフォメーションセンター、チケットブースからの情報発信、提供やガイドブックでの情報提供。 東京ディズニーランド・オフィシャル・ホームページや交通情報テレフォニーサービスを開発。

出所：服部勝人 [1996b] p. 70 の図3・2 のホスピタリティの構成要素を一部修正加筆し TDL の構成要素と対比。

図7 TDLの物的要素群/物財管理 (PRM)

■物的提供要素 施設内での有形物質の提供能力を示す要素		
有償提供因子	組織関係者に対して特定地域における特産物、土産品、または特定施設におけるキャラクターグッズ、記念品、および訪問記念になる物の販売等、来訪の2次の新たな集客効果をもたらす因子。	パーク内商品施設58箇所である。ディズニーは、日本のお土産文化からくる購買力を利用するとともに、キャラクターグッズを中心とした魅力ある商品開発力を駆使して、マーケティング戦略を行っている。
無償提供因子	組織関係者に対する来訪の感謝の印として持たせる土産品。また組織関係者が訪問する際に招き入れることに対する感謝・友好の証として提供する土産品や小物の贈答品、もしくは景品や行事の記念品や宿泊施設における日常品の無償提供を示す因子。	アワードによるキャストに対する記念品の贈呈。例としては周年イベントでのキープアウェイなどがあげられる。入園者数の一定量に達した時に入園者に対する記念品の贈呈等も含まれる。
饗応因子	組織関係者を味覚ばかりでなく、真実、視覚を満足させる、おいしい料理と飲み物を提供する物的因子。	パーク内飲食施設は40施設ある。近年はワゴンタイプが多く、さまざまなフードが手軽に楽しめるような配慮を行っている。
■文化環境要素 文化的価値観を示す要素		
文化遺産因子	歴史的文化遺産である遺跡や建造物等の文化資源を提供する環境因子。	ディズニーランドのアトラクションには、劇場形式と乗り物形式があるが、シアター形式で催されるショーは、魔法や各国文化などをディズニー魂にアレンジした要素が多く見られ、間接的に文化的な要素を吸収する機会が与えられている。ウエスタンリバー鉄道内の白亜紀のジオラマや、ジャングルクルーズ内のアジアの遺跡が代表的。
文化施設因子	博物館・美術館・図書館・コンサートホール・劇場等の文化施設やそこで行われる文化活動等の文化資源を提供するための環境因子。	ディズニーギャラリー：ワールドバザール2階に設けられた絵画とミニチュアが展示してある施設。ショーベース2000：全天候型ステージで開催されるミュージカルショーとミート・リ・ワールドがある。
芸術資源因子	絵画・彫刻・版画・彫金等の芸術品を示す環境因子。	15周年を記念してアメリカから送られたパートナー像：ウォルト・ディズニーとミッキー・マウスが手をつないでいる像がブラザラスに立っている。
■自然環境要素 自然環境の提供・維持を示す要素		
景観自然因子	海、海岸、山林、湖沼、河川、森林、平原等の有形資源を基盤とした自然景観を示す環境因子。	パークと外界を遮断し潮風・寒風からパークを守るため、約4mの高さに土を盛り上げ、頂部に高さ3mの防潮風ネットを立てたバームを設置している。尚、自然景観を楽しませるために、ランドスケープを考え、充分な整備を行っている。
風土環境因子	気候、気象、季節等の無形自然資源を示す環境因子。	日本の温暖湿潤気候による梅雨時期を考慮した、ワールドバザールに設置された全天候型環境を整備している。
生物環境因子	動物、植物、昆虫を含むすべての生物を示す環境因子。	25ヘクタールの緑化面積、約400種、43万本の樹木が植栽。バイオテクノロジーを利用した日本の気候への適応力を改善。
■施環境要素 空間・装置・機器の稼働能力を示す要素		
空間環境因子	組織関係者が楽しく、安らぎのある時を過ごすためのホテル、旅館等の宿泊施設、スキー場、ゴルフ場等のスポーツ関連施設、多目的ホール、建造物等の建設空間および道路、交通機関、街並みを統括する都市空間等のコミュニティ空間資源を提供する環境因子。	TDLは7つのテーマランドで構成されている。ワールドバザール、アドベンチャーランド、ウエスタンランド、クリッターカントリー、ファンタジーランド、トゥモロランド、トゥンタウンの施設が設けられている。2000年7月にはファンタジーランド内にプーさんのハニーハントという施設がオープンする。
装置環境因子	空間環境内の設備、陳列装飾、照明、空調、家具調度品、実用性の絵画や美術工芸品、BGM、芳香等の主に雰囲気形成し、ゲストが快適に過ごすための助成を行う環境因子。	迷子センター、ベビーカーセンター、ベビーカー・車椅子レンタル、ベントクラブ、銀行、宅配センター、キャッシュティスセンターなど、ゲストが必要となるであろう要素に完全に対応し、迅速に迅速に処理できる体制を整えている。
機器環境因子	TV、VTR、スポーツ用具、レジャー用具、自動車、ヨット、クルーザー、フィッシング・ボート等の主に活動の財を提供する環境因子。	ライドアトラクション：安全を最優先するため、極端なスリルライドは導入せず、あくまでもファミリーエンターテイメントの立場を貫いている。

出所：服部勝人 [1996b] pp.80-81, 図3・5, 図3・6のホスピタリティの構成要素を一部修正加筆しTDLの構成要素と対比。

図8 TDLの人的要素群／人材管理（HRM）

■人間根本要素 人間が生まれながらにして持っている「善」を示す要素		
人間性因子	組織関係者の心を捉え、引きつけ、精神状態を良くする資質因子。（人柄、人の品格、気品、高雅、教養、人間らしい温かみ、豊かな感受性等）	「人間尊重の精神、性善説、人間賛歌」は、ディズニー根底理念である。TDLのキャストは、ゲストひとりひとりを尊重し、キャスト全員が自らを向上させようとする意識を持って人間形成を推進している。
道徳因子	共同体で、その構成員として社会に対する又は構成員相互間の行為を判断する基準として、一般的に承認されている規範の総体と自然や文化遺産・遺産等の有形・無形の文化財や美術工芸品などの事物に対する在るべき道を示す因子。	規則を破ったキャストに関しては、解雇も辞さない。TDLでは、キャストの採用から管理、退職まで、人事部キャストینگ課が一貫した管理を行っている。またゲストが、万匹・暴力等の犯罪的行為に対しては、直ちに警察に連絡して、決して妥協をしない。
根本原理因子	自然界の法則上の「調（Harmony）」 分別界の認識上の「真（the True）」 倫理界の道徳上の「善（the Good）」 芸術界の審美上の「美（the Beauty）」 宗教界の教養上の「聖（Holy）」 学問界の探究上の「知（Knowledge）」という人間の求める理想の6つの各界を支配している物事の判断・行動又は存在などの根本的な理法を示す因子。	TDLの「真・美・善」の追求がホスピタリティの構成要素の根本原理法と合致している。 性善説をもとに人間をマネジメントする姿勢は、ホスピタリティ・マネジメントの基本原則と言える。
■人格的要素 能動的要素の背景にある人間としての質を構成する要素		
精神活動因子	人間の精神の活動における3要素である知・情・意、つまり知性と感情と意思のバランスをよくすることになり、十分な気配り、気遣いのあるむくなしの心を保つ因子。	<ul style="list-style-type: none"> ①意見・計画などを思いよく発表 ②自分の考えをはっきり決める決意 ③相手に対して抱く親切な心である好意 ④相手を思いやる厚意 ⑤相手を良く思う善意 ⑥私利・私欲や邪念を捨て、正直な態度で接する誠意 ⑦相手を誇り気持がある敬意 ⑧目的を成し遂げようとする思い意気込みや熱心な気持ちである熱意 ⑨互いの意思・意見が一致する合意 ⑩新しいアイデアや工夫を生む創意 ⑪真実の心や意向をもつ真意 ⑫TDLとつながる全ての人に共通しているホスピタリティの考えとなる総意
能動性因子	他からの働きかけを持たずに自らホスピタリティを実現するための因子。	ディズニーユニバーシティによる積極的なディズニーコーションの徹底。
人間関係因子	人と人とのコミュニケーションを回り、その相互作用によって生まれる親密さによるホスピタリティの醸成された人間関係を形成する因子。	ディズニーユニバーシティとワーキンググroudは、ゲスト・リレーションを常に保つよう考えるキャスト教育を行っている。
■儀礼的要素 人と接する上での礼儀・儀礼を示す要素		
民俗儀礼因子	民族習慣、風土、伝統的なもてなしの作法等、民間の習わしを示す因子。	OLCがアメリカ側との橋渡しを行ない、アメリカ流マネジメントを日本人用にアレンジしている。 日本人の伝統的な習慣や風土を考慮した管理体制を創出する。
宗教儀礼因子	宗教的な習わし、冠婚葬祭等の神仏などの超人間的なものへの信仰、またはその教義からくるもてなしを示す因子。	根底には西欧のキリスト教の奉仕精神が流れているが、ディズニー・フィロソフィーという宗教を超えた哲学思想が、宗教や政治などの枠組みを超えてTDLに色濃く反映されている。
礼儀作法因子	礼儀作法、マナー、エチケット等の一定の形式を示す因子。	Disney Smitoを含むマニュアルによる礼儀作法、マナー、エチケットが常に重要視される。
■態度的要素 人と接する上での態度、表現、行動を示す要素		
表現動作因子	組織関係者に対する表情、発声、言葉遣い、会話、態度等の表現等を示す因子。	挨拶の重要性を前提に話しかけ、言葉遣い、口調などについて誰もが実践でき、問題が発生した場合でも段階的に確実な処理ができる流れをマニュアル化している。
容姿服飾因子	相手・客に対して、清潔で場の雰囲気合った容姿・服飾を示す因子。	コスチューミング部によるコスチューム、ディズニーロックという勤務時の規定を設け、流行に流されず、不快感を与えないよう、清潔などを保てるよう考慮している。
行動様式因子	身のこなし、所作、立ち振舞い、姿勢、基本的動作等の身体の動きを示す因子。	ロールプレイングによる接遇トレーニングを導入している。（ディズニーユニバーシティ）

出所：服部勝人 [1996b] p. 71 の図3・3、p. 76 の図3・4 のホスピタリティの構成要素を一部修正加筆しTDLの構成要素と対比。

図9 TDLの創造的要素群/統括管理 (GAM)

■組織的要素		企画運営が確定的・組織的に行う機能を示す要素
組織化因子	組織関係者が確定的目標、明確な規則、規律、形式的身分構造が存在し、閃光発想のもとに、相互に意思伝達が容易で、しかも権威を有するようになる因子。	ディズニー・フィロソフィーにもとづく目標管理、マニュアル・ルールを設定し、地位に関係なく「～さん」付けで呼び合う相互関係を形成している。
ネットワーク化因子	創造的要素群に至るホスピタリティの醸成過程において交換される情報を、包括的に管理し、有効な成果を生み出す方策へと結び付けるための因子。	「マジックキングダムクラブ」[「エクゼクティブクラブ」「クラブ33」]など多角的なネットワーク化、ホスピタリティーネットワークの拡大が行われている。
情報管理因子	人を集めて、人と人とのつながりをホスピタリティを基盤において展開している、ホスピタリティ・ネットワークを形成していく因子。	相互コミュニケーションによる情報伝達、ゲストからのレターの情報管理、フィードバック等の経営情報管理システムが運用されている。
■経営的要素		ホスピタリティを提供する上での基本的なマネジメント要素
企画因子	組織関係者に関する情報を収集し、分析し、いかにして精神的満足感および環境的快適さ、喜びを与えるかを考え、具体的な目標を設定し、これを達成するための方向づけと目標を設定し、これを達成するためのシナリオづくりである企画立案を行う因子。	アトラクション・ショーの企画開発は、米国本社の子会社であるウォルト・ディズニー・イマジニアリング (WDI) が担当している。TDLは米国側から提供される新コンセプトのアトラクションやショーを忠実に再現しているのである。
実施因子	企画されたシナリオを効率的・効果的に運営・管理し、クオリティを落とすこと無く実施する因子。	企画サイドと運営サイドでの人含なチェック、妥協の無いリハーサル、安全管理等、毎日繰り返される。
統制因子	企画、制作、評価管理、品質管理、実施のプロセスを通じて、調査、分析し、「問題点」を抽出・整理してホスピタリティの課題を設定し成功要因を考え、対応策を構築する因子。	米国本日から基本マニュアル・評価管理体制をしき、その上に日本の経営手法を加味して、企画・管理・運営を行っている。
■広報的要素		広報のための正確な情報を組織関係者に迅速に提供する要素
知識因子	質の高いホスピタリティを提供するために必要な基礎知識、一般知識、業務知識、実務知識、専門知識等の因子。	トレーニング中に養われる基礎知識、細分化されたマニュアルの実務知識、入社以前に形成されている個人の知識・教養も反映されている。
PR因子	主体の心、意図そして与えようとする内容を組織関係者に周知徹底させ、良いイメージを形成し、さらに好意を獲得するための因子。	新アトラクションのオープンセレモニー、プレス発表、オフィシャルスポンサーの間接的PR活動。
広告宣伝因子	マスコミュニケーション、イベント、デモンstration、エキジビション等を客体とコミュニケーションして主体の全体的イメージをつくるための因子。	ディズニーキャラクター販売などの効果的なパブリシティ活動やテレビコマ・シャル、地方コマ・シャル、雑誌媒体、パブリシティ効果。
■管理的要素		高品質のホスピタリティを提供しつづけるために、管理評価を行う要素
品質管理因子	組織関係者の期待感、願望、意外性にに応じて、精神的満足感、環境的快適さ、喜びを与えるように物的要素群の質、人的要素群の質、創造的要素群の質、機能的要素群の質を考えて、これらの全ての質を管理していく因子。	ディズニーフィロソフィー及びセルフモチベーションの浸透により、アビアンスコア・ディネットワークによるチェックやキャスト自身がマニュアルを徹底し、またそれを越えた質を維持している。また、施設及び施設内の装置・機器管理を徹底してその質を保持している。
評価管理因子	計画通りに実施できたかを検討し、計画と結果との差を測定し、その達成率を評価する因子。	目標管理の徹底によってデータ収集・分析を行い、達成率を測定したり、ゲストのアンケート調査による評価の結果に随時対応し、質の向上を図っている。
危機管理因子	各局面における危機回避の方策を組み立て、事故・事件等への迅速な対応も管理する因子。	企業としての情報の漏洩等を管理するリスクマネジメント的な考えと、自然災害や事故・事件等への対策をシミュレーションし、危機的狀況の中でもゲストの安全が確保できるようなマニュアルが作成してある。
■制作的要素		企画力・表現力を創出させる要素
演出因子	組織関係者に対して人的要素群と物的要素群と機能的要素群をより効果的にするために、視覚的・聴覚的・心理的側面から魅力的な感動を呼び起こす世界を創出する因子。	エンターテイメント、建築デザイン的な観点での演出、バックステージが一切意識されない工夫、季節感や現実感の排除。視覚的・聴覚的・心理的側面からゲストにファンタジーの世界を体験、ディズニー・ファンティリユージョンに代表される照明効果や雰囲気、演出のための装置が代表例。
手法因子	組織関係者に表現術、話術、美容術、デザイン技法、調理法、運営法、音響効果技術等をいかにより良い質のものとして提供するとかいう技術、ノウハウ、方法の因子。	TDLでは特殊技法を除いたマニュアル履行による手法における基本的システムの構築が行われている。
教育因子	ホスピタリティの質の向上を図るために、ホスピタリティ文化を身につけ、ホスピタリティの精神的向上をさせると同時に人的要素群である感度の、儀礼的、人柄的教育基盤に創造的要素群の中での技術的教育を実施していく因子。	ディズニーユニバーシティ：ディズニー・フィロソフィーとホスピタリティを提供できる人材育成プログラム教育を行っている。TDLの人材教育は言い換えばホスピタリティ教育である。

出所：服部勝人 [1996b] p. 84 の図 3・7 のホスピタリティの構成要素を一部修正加筆し TDL の構成要素と対比。

らないという強い指向に対して、提供する義務 (obligation) とサービスの充足 (sufficiency) するものとしてサービスを機能 (function) という概念に押し込め、消費者の欲求に見合った等価価値という位置づけにした。これは、有形・無形にかかわらず、ゲストがサービスの経済化に伴って明確な概念をもち、サービスである機能に対して価値概念をもったことを意味する。

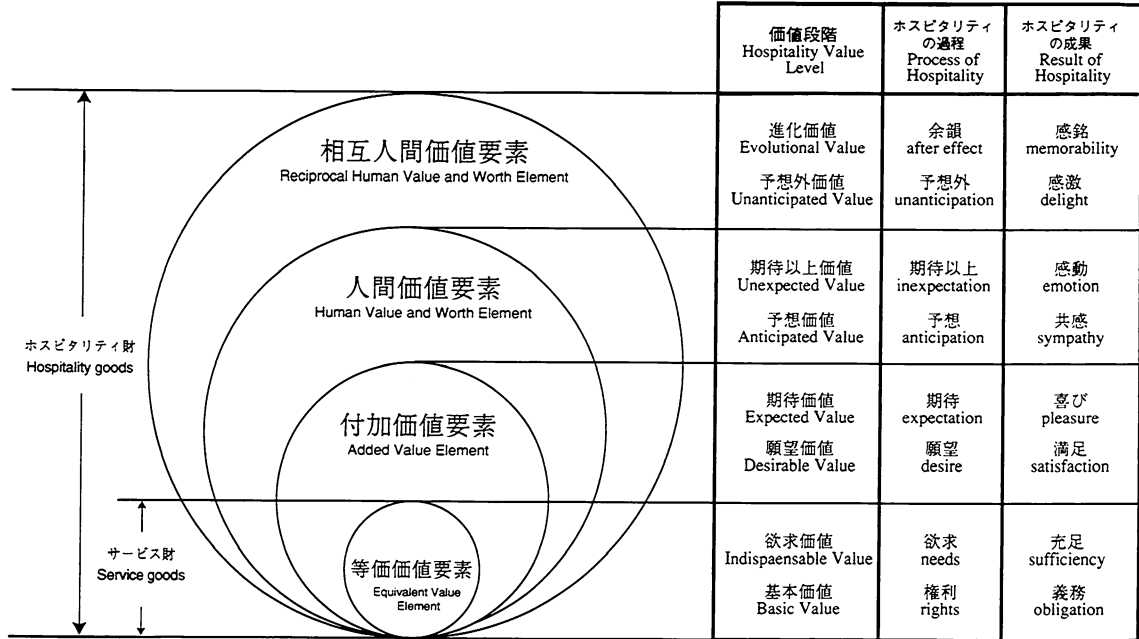
サービス財の構成要素を等価価値要素 (Equivalent Value Element) とし、人的サービス (Human Service) は有機的機能 (Organic Function) としてとらえ、人的機能 (Human Function) とした。人的機能は一般に役務提供とみなされているが、業務処理における手続き機能、高度な機器を取り扱う技術機能、資格に裏打ちされた提供者そのものがもつ技能機能、単純労働の労務機能などを示す。人的機能を高めるための基本にマニュアル化がある。TDLはこの等価価値の部分に当たる機能的要素を徹底したマニュアル化することで成り立っているといても過言ではない。TDLにおける等価価値は入場料に当たる。来園者は入場料に見合ったサービスが受けられるか否かでサービスの良し悪しを判断する。

一方、物的サービス (Physical Service) は、無機的機能 (Inorganic Function) としてとらえた物的機能 (Physical Function) として設定した。通信・マルチメディア、情報伝達などの情報機能、建物等の空間機能、空調等の装置機能、音響等の機器機能、陸・海・空等の輸送機能、物流を含めた卸売、小売等の流通機能、商品そのものが提供する機能と設定したものである。物的機能を高めるためには、コンピュータ・システム化が図られたのである。この物的サービスの目的は、TDLの経営方針であるS (Safety), C (Courtesy), S (Show), E (Efficiency) の中で、SafetyとEfficiencyが該当する。

サービスを機能として押し込め等価価値要素としてとらえると、ゲストの成熟した購買力からして等価価値だけでは当然満足できなくなる。より豊かな価値、つまり、付加価値を求めるようになることから財の付加価値要素 (Added Value Element) の設定が必要となる。

その要素を考察してみると、デザイン価値、品質価値等の付加価値要素、つまり、ゲストのこのような願望 (desire) や期待 (expectation) に対して、

図10 ホスピタリティ財の領域



出所：服部勝人 [1998] p. 23, 図2・2。

満足 (satisfaction) および喜び (pleasure) を与えるものとしての要素であり、ゲストの実感が具体的なものとして存在する。この付加価値要素は係数化できる可能性があると思われる。TDLにとってこの付加価値は「ファミリー・エンターテインメント」の考えに基づいていたところに配慮されている。

ゲストは、ただ提供される等価値や付加価値要素ばかりでは満足しないばかりか、その価値提供に当たってそれを取り扱っている人間のいかんによってすべてダメになってしまうことすらある。財の価値基準の中でも、ゲストにとって財を形成する上で人間的比重が高まり、人間そのものの価値、つまり人間価値が一つ大きな要素として注目されることになる。

ゲストの予想 (anticipation) および期待以上 (inexpectation) に対して、共感 (sympathy) と感動 (emotion) を生む財が必要となる。そこで、付加価値要素の上に人間価値要素 (Human Value and Worth Element) を設定した。

TDLではアルバイトの従業員を準社員として位置づけ、従業員ではなくキャストという呼称を与え、パークを一つの舞台として設定している。ゲストとともに共感と感動を創出するための即興劇を演ずるべく徹底したディズニー・フィロソフィーの導入教育マニュアルに基づくディズニー・ルック、ディズニー・スマイル、アイ・コンタクト、ディズニー・コーテシー (S.C.S.EのうちのC) を身につけさせ、またはショー (S.C.S.Eのうちの3番目のS)の上での演技の役割を果たすためのキャスト独自のパーソナリティを発揮させる教育をおこなっている。これは、ゲストが社会の成熟化にともなって等価値、付加価値の上に人間価値を求めるようになったからである。

TDLが他のテーマパークを寄せつけない最も優れた点は、常にゲストにショーやアトラクション等を含めたあらゆる場面において、感激を生む予想外の出来事を起こすように、オンステージおよびバックステージのキャストが一丸となって取り組んでいることである。それがゲストとキャストによって生成された相互人間価値によって余韻となって感銘を与え、ゲストを再びパークに呼び戻す (リピーター率94%) ことができているのである。

ホスピタリティ財の観点から考察すると、サービス・マネジメント (Ser-

vice Management) が機能的要素にあたる等価価値を示すのに対して、ホスピタリティ・マネジメントは付加価値、人間価値および相互人間価値を加えた領域を確保するものである。

相互人間価値は、人間が人間であるゆえの価値観を高めるために、人間相互の相互応酬関係 (Reciprocal Relation) によるシナジー効果 (synergy=相乗効果) によって生まれる創造的価値を意味するものである。ホスピタリティの定義の中で引用した「創造的進化」という表現を再認識してみると、ベルクソンの「意識は量的に測定しえない流動的な純粹持続であり、生命は新しいものを不断に創造する進化である」という内容は、ここでの相互人間価値=創造的価値の概念を理解するのに役立つものである。

このような TDL の事例からして、ホスピタリティ価値段階 (Hospitality Value Level) を対照的に表示してみた。サービスを包括する等価価値要素に対応するのが基礎価値 (Basic Value) ならびに欲求価値 (Indispensable Value)。付加価値要素の領域に対応するのが願望価値 (Desirable Value) ならびに期待価値 (Expected Value)。人間価値要素の領域に対応するのが予想価値 (Anticipated Value) ならびに期待以上価値 (Unexpected Value)。相互人間価値要素 (Reciprocal Human Value and Worth Element) の領域を示すのが予想外価値 (Unanticipated Value) ならびに進化価値 (Evolutional Value) と設定した。この価値基準を設定することは、曖昧なマネジメントの領域を分類するための指標を意味するものである。

人間の相互関係は、文化的には互惠や互酬など古代から存続する人間のコミュニケーションを補完する伝統的習慣であり、まったく新しい概念ではない。しかしながら、技術的な進化が日常的なレベルでは、ほぼ飽和状態にある現在、人間の方向性は原始的な相互応酬関係に回帰する岐路にあるといっても過言ではないのである。

“ホスピタリティ・マネジメント” を新しいパラディグマティック・ワード (paradigmatic word=統合構造内の特定位置に発生する言語単位) として再設定することは、サービス・マネジメントが到達できなかった領域でのみ成立する相互関係を説明することを可能にするのである。

これからのマネジメントの方向性は、この相互人間価値の追求が主体とな

り、基本的社会倫理としての「ホスピタリティ」を媒介にした相互補完関係が人間を連結するフィロソフィー的役割を演じることになるのである。

学歴偏重主義を脱して個人の間人性が問われる時代が到来しているが、各企業も採用も含めた人材管理が成長の重要な条件となっている。前述のホスピタリティの構成要素をフレームワークとして、ホスピタリティを醸成するための条件を再点検し、相互人間価値の創造を目的とした人材教育、すなわちホスピタリティ教育を実施することは、営利・非営利を問わずすべての組織体に適用できる意義を含有するものである。これからは「技術的訓練」から「人間性・精神性の教育」への比重の転換が企業改革の課題といえる。

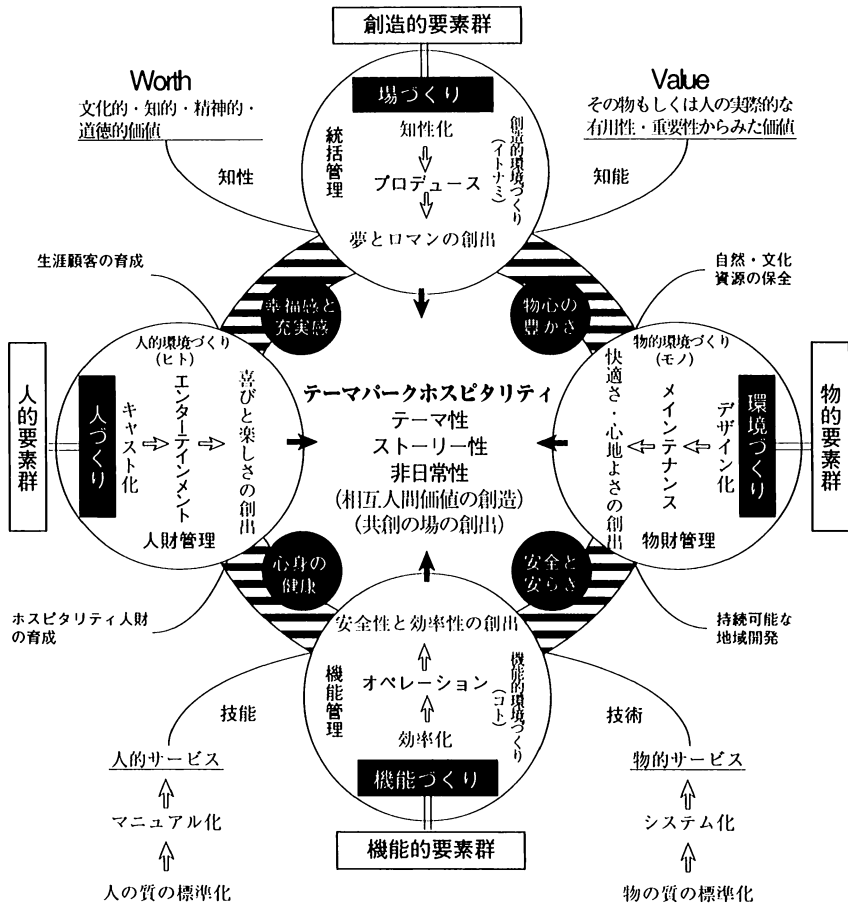
VI テーマパークにおけるホスピタリティ組織づくり

情の共創の場は組織関係者が共創の場の構成要素と、その共創の場の構成関係から生成されるものを、映画のセットを舞台にして一つのシーンが演じられる状況と同じく整合性のある舞台装置、大道具、照明、メイキャップ、衣装等が醸し出すものと同種のものと考えたと理解できる。TDL でいえば、パークというステージに建物・アトラクションという舞台装置と大道具、照明、メイキャップ、コスチュームが織り成す世界とおきかえることができる。

組織関係者を各々役割がある役者とみなし、テーマ性をもとに台本無しの即興劇を演じているのである。組織関係者は自己中心的立場と場所中心的立場との整合性を求めて、刻々と変化する場に最適化するように活動し、また他者との整合性を求めて一つのストーリー性をもったものを総合化していくのである。これは真にホスピタリティの相互性の原理による相互関係、相互作用、相互補完がおこなわれ、整合性のある筋道を創り上げる。これを筆者は相互人間価値の創造知、つまり共創の場の創造知と定義づけるものである。

この共創の場の創造知は、組織関係者が創造的進化を遂げながら組織づくりをする上で最も重要な要素であり、機能づくり、環境づくり、人づくり、場づくりの四つの視点から究極的に組織関係者を筆者が定義づけるウェルビーイング、つまり安全で安らぎのある、心身ともに健康な、物心ともに豊かな、幸福感のある充実した状態にあることに導くことがホスピタリティ・マ

図11 テーマパークにおけるホスピタリティ組織づくり



© Katsuhito Hattori 1998



Hospitaliter
支援環境づくり

ホスピタリティの教育を受けて、相互人間価値を創出し、楽しむ能力を身につけた人に活力を与える支援環境づくり

出所：服部勝人 [1997] 講演会にて配布した資料をもとにテーマパーク用に再構築したもの。

マネジメントの目的とするところである。TDLに当てはめてみると図11になる。

TDLはディズニーランドのシステムを忠実に再現すると同時に、東洋人である日本人の資質や感性を利用したトータル・クオリティ・マネジメント(Total Quality Management)を熟成させた発展型のホスピタリティ・マネジメントを創造しているといえる。つまり、ホスピタリティの構成要素の分析から理解できるように、ゲストもキャストもマネジャーも携わるすべての人間が満足し、感動を交換できる要素が複合的に管理されることによって相乗効果が創出されてTDLというテーマパーク像が完成しているのである。この成功の裏には、テーマパークの専門家集団というよりは、素人ながら新しいものを完成させようという強い熱意を抱いた人材が集まったOLCの組織力が大きな原動力となっている。

経営環境は普遍的なものではなく、時代の流れとともに常に変化し進化を求められているものであり、その創造的進化の過程においてホスピタリティが醸成されることにより、組織を構成する人材に相互人間価値がもたらされるのである。

ホスピタリティの研究を続ける中で、人間の許容性や無限の可能性を再認識することを実感する場面に出会うことは多い。マネジメントの目的の延長線上にも「人間」という存在がなければその意義は失われてしまう。マネジメントは、人間による人間のための経営環境を演出し、ひいてはそれを取りまくすべての環境を演出するマネジメント形態も意味するものでもあり、そこには相互主義(Hospitalitism)⁽¹⁴⁾が存在する。

未来型のマネジメント(営利・非営利組織を含む)は、組織の利潤だけを優先したり顧客の満足だけを目指したり市民への社会的貢献のみを追求するものではなく、各々の観点において潤いと効用をもたらすものでなくてはならない。相互人間価値を創造するホスピタリティ・マネジメントに基づく経営を導入することによって、すべての環境も「創造的進化」をし、その時代にあった経営環境を築くことができる。

時代の構造が複雑化すればするほど企業・行政・家庭において、どんなに優秀な人材であっても問題解決や情報創造ひいては価値創造をおこなうこと

は、個別化した単独行動では至難の技である。また、これまでのような縦割、横割の構造の発想では瞬時に高度な力を発揮したり対処したりすることも困難であり、成果のあがる手法や良い結果を簡単には見いだせなくなっているのが現状である。

このような状況下の中で、各々が自立した組織（企業・個人）であることを基本として、もてる能力や知恵を発揮し各々が信頼のおける相互関係を基盤に、相互に影響し合う相互作用とさらに不足した部分を相互に補う相互補完がおこなわれてこそ、新たな創造（共創）が可能となるのである。

ここで重要なことは、異質な存在同士（個人対個人、個人対組織、組織対組織）が、目標（目的）に対する意思統一と目指す成果（結果）を出すという連携プレーができるか否かにある。お互いに同じ目標に向かって、よりよい結果を生み出すための創造活動は、円卓発想による双方向コミュニケーション（inter-communication）をおしはかることが重要となる。それによって生じる相互関係、相互作用、相互補完から、共創による新しい相互人間価値、つまり創造的価値を生み出すことがこれからの最重要課題となるであろう。

VII テーマパークの今後

遊園地・テーマパークの動向を予測すると、ここ数年の動きからは遊園地・テーマパーク業界全体の市況が急速に好転することは考えにくい。既存施設のスリルライド系アトラクションの集客効果も短期化し、大幅な集客増につながるアトラクションの開発も現状では期待できない。近年相次いで開業した、「サンシャイン・ナンジャタウン」や「ジョイポリス」のような都市型テーマパークもその施設規模から100万人を大幅に上回る集客を望むのはむずかしいであろう。また、従来のような新規施設の開業も市場を大幅に拡大させることはないと思われる。ユニバーサル・スタジオ・ジャパンやロッテワールド東京、手塚治虫ワールドなど1000万人レベルの超大型施設の開業が市場を刺激し業界を再び活性化させることは十分考えらるが、新規参入するレゴ・ワールド等を含んだ中小施設はもちろん、大型施設をも巻き込んだ本格的な競争市場になることが予想され、さらに二極化・寡占化の動きが

より顕著になるものと思われる。

一方、「横浜・みなとみらい 21」「キャナルシティ博多」「お台場・デックス東京ビーチ」「幕張メッセ」「キャンプ・ミシガン」などアミューズメント性を強めた複合商業施設に大きく注目が集まり、街の開発自体が遊園地・テーマパークの競合となりつつあるなど人々の消費形態やレジャースタイルの多様化にともう競争は、業界内に止まらずあらゆるレジャー関連産業さらには消費活動をも含んでいくものと思われる。その中で安定的な集客を確保していくためには、業界内での比較優位を保っていくだけでなく、他業界・他市場に対しても絶対的優位を持ち続けられる魅力ある施設づくりとその中で勤務する従業員であるキャストの教育、そして日先の利益の追求でなく長期的なビジョンに乗取ったマネジメント手法が必要になってくるであろう。

TDL がテーマパーク産業で勝ち残っているのは、ホスピタリティ・マネジメントの構成要素に基づいたマーケティング戦略や運営方法を一貫しておこなっているからであると言えよう。TDL を中心としたリゾートプロジェクトである東京ディズニー・シー、イクスピアリ、その施設を結ぶ新交通システムの導入が 2001 年に予定されているが、TDL の運営で培った経営やマーケティング戦略を十分に活用することが重要であり、ホスピタリティ・マネジメントに基づいた運営体制を継続すれば必ず成功すると筆者は確信している。

一方、テーマパークそのものだけの運営とは別に、地域社会との連携は欠かせない重要な要素である。テーマパークに来るまでの交通やその土地の街並みなど多くの要素で連携できることは多々ある。これまでの企業だけの戦略ではなく市民、地域、行政と企業との連携はすべての業界で今まきに見直されてきている。

商店街がよい例である。一つの店があるだけよりもいくつもの店が存在することで「にぎわい」を創出し、お客様を呼ぶ相乗効果があるように、またせつかくその土地に来るのにテーマパークだけ見て帰るのではなく運動性のある行動ができる街づくりも重要な要素である。その土地その土地の季節感や食べ物もリピーター効果を担う要素でもある。どこに行っても同じような物があるのではなく、そこにしかないものを造る。すべての要素が同じという

ことはありえないことをもう一度認識すべきではないだろうか。

VIII ホスピタリティの普遍性

21世紀のテーマパークには何が必要なのか、またテーマパークを構成する要素は何なのかを見いだす手がかりがホスピタリティにある。筆者は、TDLの検証から経営中枢からホスピタリターまで連鎖して、顧客・市民、そして社会や政府までのすべての組織関係者が相互人間価値から生まれる満足によってウェルビーイングとなるようにする経営、つまりホスピタリティ・マネジメントが未来型マネジメントであると考える。

欧米ではホテル、レストランなどの人的要素の強い産業を「ホスピタリティ産業」と呼んでいるが、対照的に日本のそれは「サービス産業」の域を脱していないのが現状である。日本のホテルやフードサービスの現場では、欧米のホスピタリティ教育を導入してサービスの向上に努めている姿をよく見るが、はたしてそれで日本人に真のホスピタリティを実践する準備ができるであろうか。技術や作法といったサービス機能を欧米から学び業務に活かすことはプラスに作用するであろうが、精神性や柔軟性を求められる真のホスピタリティの提供には、人間としての「魅力」や洗練された「粋」がなければならぬ。

筆者は、サービス・マネジメントの限界をそこに見だし「ポスト・サービス社会」つまりホスピタリティ時代の到来を予感し、「ホスピタリティ・マネジメント」を提唱している。日本人はホスピタリティを「形」としてではなく、「心」として今もなお保持している。社会の急速な進展とのギャップに埋没して、忘れかけているだけである。

TDLのように米国のシステムを基本に日本的感性の作用する許容性を与えた経営をOLCがおこなうことで、先駆的なホスピタリティ・マネジメントを実現できたのである。この日本人の人間同士の独特な「間^ま」は、歴史的過程と地理的条件が醸し出すユニークな日本文化によって培われ、本来「無限の豊かさ」を内含するものとして捉えられる。

ポスト・サービス社会の指標が、ホスピタリティを媒介とするマネジメン

トであるとするなら、そうした経営の実践は日本に「ホスピタリティ」を復興させる契機となるものである。そして、その環境において発生する「ホスピタリティ」は、筆者の考えでは、新しい意義をもつ「ホスピタリティ」に進化しているように思われる。経営の世界では曖昧な精神や哲学の領域は主体的に扱われることが少なかったが、その「新概念としてのホスピタリティ」が多くの企業・組織によって推進され、そうした「無形の商品」がカスタマーとの関係を築く最優先の条件となるマーケティング環境が形成された時、これまでなかなか理論的に説明のできなかった日本のマネジメントの実像が明確化するであろう。

筆者は1990年代初頭から目まぐるしく展開した人間的マネジメントの理論の集約する方向に「ホスピタリティ」を位置づけている。ホスピタリティの概念は普遍的なコンセプトではないが、筆者が考える「創造的進化」を継続することで、ホスピタリティ・マネジメントは普遍的なマネジメント・コンセプトになりうるものであると考える。相互人間価値がビジネスの場でも、プライベートな日常空間でも、人間と人間との「豊潤な関係」を生み出す原動力として作用する環境的進化が整えば、ポスト・サービス社会は健全な方向へ軌道修正されるのではないだろうか。当然その反対のことも考えられるが、発展の飽和状態に陥る現代社会における人間の修復能力に期待したい。

欧米で生まれたホスピタリティという概念が、日本的な土壌で醸成された相互性と融和し、人種や国家のレベルを超えた普遍的概念「グローバル・ホスピタリティ (Global Hospitality)」として地球上のさまざまな社会や共同体へ波及することは、人間の歴史に新しい未来共創の時代を形成することにつながることである。

このような観点から、ホスピタリティ・マネジメントが営利・非営利を問わずあらゆる組織、社会、国家、世界において、地球的な視野に立った普遍的なコンセプトになりうるのではないだろうか。また、グローバル・ホスピタリティという観点に立つことによって、個人、家族、親族、社会、国家、地球全体にわたる環境が大きく変化し進化するにより、人類の創造的進化に大きく寄与することになると考える。

注

- (1) ゴールデンウィークの入園者数は『日経新聞』1998年9月2日、首都圏経済・千葉の紙面より。夏休みの入園者数は『日経新聞』1998年5月7日、産業紙面より。
- (2) ウェルビーイングは一般用語であるが、筆者はその解釈を、すべての組織関係者がホスピタリティによって相互満足を共創できる状態、つまり安全で安らぎのあること（安寧）、心身ともに健やかなこと（健康）、物心ともに豊かなこと（繁栄）、充実感のある満ち足りた状態にあって幸福感のあること（幸福）という意味として独自の解釈をしている。服部勝人 [1995] pp. 61-63 の捉え方からさらに発展した考え。
- (3) 世代を超え、国境を超え、あらゆる人々が共通の体験を通してともに笑い、驚き、発見し、そして楽しむことのできる世界。「ディズニーランドは、人々に幸福を与える場所、おとなも子供も、ともに生命の驚異や冒険を体験し、楽しい思い出をつくってもらえるような場所であってほしい……」というウォルト・ディズニーの言葉が基本におかれている。あらゆる世代の人々が楽しめる“ファミリー・エンターテイメント”を基本理念に誕生したディズニーランドは、それまでの子供のためのアミューズメントパーク（遊園地）とはまったく異なった、新しい“テーマパーク”として出発した。(株)オリエンタルランド広報室 [1998]。
- (4) パーセンテージは、伊藤正視 [1994] p. 70 を引用。
- (5) 創造的進化とは、フランスの哲学者ベルクソン (Henri Bergson) が唱えたもので「意識が量的に測定しえない流動的な純粹持続であり、生命は新しいものを不断に創造する進化である」という生の哲学の立場を意味するものである。村川堅太郎・江上波夫編 [1983] p. 593。
- (6) 筆者は、営利組織においては私的領域と顧客領域と公共領域の三方位、非営利組織では公的領域と市民領域と公共領域の三方位の均衡関係を示す関係を多元的共創関係としている。服部勝人 [1996b] pp. 112-116。
- (7) 筆者は、相互容認、相互理解、相互信頼、相互扶助、相互依存、相互発展を六つの相互性の原理と定義している。服部勝人 [1996b] p. 69。
- (8) 服部勝人 [1996a] p. 10。
- (9) 筆者は、組織関係者 (Constituencies) を営利・非営利を問わず、トップマネジメントから支援環境、株主を含む間接的な利害グループ、そしてホスピタリター（筆者の造語）、顧客・市民、そして社会・政府までを包括する概念として捉えている。服部勝人 [1996b] pp. 117-123。
- (10) 筆者の造語で「人間が人間であるゆえの価値観を高めるために、人間相互の相互応酬関係によるシナジー効果によって生まれる有用価値 (Value) および文化価値 (Worth) を包括する創造的価値を意味する」と定義している。服部勝人 [1998] pp. 13-28。
- (11) TDL で働くキャストが目指す究極の提供物。東京ディズニーランドの人事部ユニバーシティ課がおこなうオリエンテーション（研修）で受ける内容に「東京ディズニーランドでの私たちの仕事は、形はないけれど、はっきりした目的をもってします。

- それは“ハピネス”への道づくりなのです」(青木卓 [1993] pp. 41-42)。
- (12) ウォルト・ディズニーの運営哲学で、ウォルト・ディズニーの言動をもととし、パーク運営の精神的支えとして取りまとめられたもの。1冊にまとめられた文献にはなっておらず、その精神そのものを指したり、ウォルト・ディズニー語録、スライドショー、キャストへの配布物などの各レベルで存在するものを総称している。志澤秀一 [1992] pp. 78-79。
- (13) ホスピタリティ・マネジメントという概念をホスピタリティ産業の中での経営手法に限定せず発展的に捉え、相互依存型産業形態を包括する経営概念として再構築して提示している。服部勝人 [1994a]。
- (14) 筆者の造語。ニューロン・ネットワーク化したインターネット、イントラネットおよびエクストラネットにおいて作用する相互性の原理にもとづき、相互関係、相互作用、相互補完によって発生する相乗効果により相互人間価値の共創が生まれるという概念。服部勝人 [1998] p. 24。服部勝人 [1994a] p. 142で Hospitality Orientation としていたが新たに Hospitalitism としたものの。
- (15) 筆者の造語。財(有形・無形を問わず)の提供者(営利・非営利含)と、享受者(顧客・市民)との相互関係を円滑に形成し、相互作用による共創関係を成立させることによって相互人間価値を創造し、ホスピタリティを醸成することのできる人材または組織を意味する。これは日常においてもさまざまな場面でも発揮できるものである(注10も合わせて参照)。服部勝人 [1998] pp. 13-28。

参考文献

- 青木卓 [1993] 『ディズニーランド裏舞台』第3版, 技術と人間。
- 伊藤正視 [1994] 『人が集まるテーマパークの秘密』1版7刷, 日本経済新聞社。
- (株)オリエンタルランド広報室 [1998] 『9804 東京ディズニーランドの概要』。
- グリーン夫妻 [1994] 『魔法の仕掛け人ウォルトディズニー』山口和代訳, ほるぷ出版。
- 講談社編 [1997] 『東京ディズニーランド大ガイド』講談社。
- [1998] 『東京ディズニーランド・クロニクル/15年史』講談社。
- 小宮和行 [1990] 『東京ディズニーランド驚異の経営マジック』第6版, 講談社ビジネス。
- 志澤秀一 [1992] 『ディズニーランドの人材教育』第7版, 創知社。
- 総合ユニコム編集 [1997] 『レジャーランド&レクパーク総覧98』総合ユニコム。
- [1998] 『AM BUSINESS no. 24 月刊レジャー産業資料別冊』総合ユニコム。
- 根本祐二 [1991] 『テーマ・パーク時代の到来』ダイヤモンド社。
- 能登路雅子 [1990] 『ディズニーランドという聖地』岩波新書。
- 野口恒 [1991] 『「夢の王国」光と影』TBSブリタニカ。
- 服部勝人 [1994a] 『新概念としてのホスピタリティ・マネジメント』第1版, 学術選書。
- [1994b] 『TDLのホスピタリティ・マネジメント』, 『研究報告』第26号, 日本観光学会, pp. 34-44。
- [1995] 『共創型企業におけるホスピタリティ経営戦略』, 『実践経営』第30号, 実践

経営学会, pp. 61-63。

— [1996a] 「マネジメント・アプローチにおけるホスピタリティ学の構築」『HOSPITALITY』第3号, 日本ホスピタリティ学会, pp. 10-16。

— [1996b] 『ホスピタリティ・マネジメント——ポスト・サービス社会の経営』丸善。

— [1998] 「社会の構造変化とホスピタリター」『HTSPITALITY』第5号, 日本ホスピタリティ・マネジメント学会, pp. 13-28。

藤井剛彦 [1997] 『東京ディズニーランドの魔術商法 '98』第1版, エール出版社。

ボブ・トマス [1992] 『ウォルト・ディズニー (創造と冒険の生涯)』, 玉置悦子・能登路雅子訳, 講談社, 第6版。

村川堅太郎・江上波夫編 [1983] 『世界史小辞典』第2版, 山川出版社。

財余暇開発センター [1998] 『レジャー白書 '98』。

ロン・グローヴァー [1992] 『ディズニー・タッチ (王国を建て直した経営の魔術)』, 仙名紀訳, ダイアモンド社。

●執筆者紹介（執筆順）

村串仁三郎（むらくし にさぶろう）	法政大学経済学部教授
安江孝司（やすえ こうじ）	法政大学第一教養部教授
廣田 明（ひろた あきら）	法政大学社会学部教授
江川雅祥（えがわ まさよし）	法政大学大学院社会科学研究所 経済学専攻博士課程在学
小林良暢（こばやし よしのぶ）	電機連合総合研究センター事務局長 法政大学経済学部兼任講師
秋葉 明（あきば あきら）	東日本国際大学助教授
屋嘉宗彦（やか むねひこ）	法政大学第一教養部教授
松波淳也（まつなみ じゅんや）	法政大学経済学部助教授
橋爪克浩（はしづめ かつひろ）	㈱タケエイ勤務
細田亜津子（ほそだ あつこ）	法政大学比較経済研究所兼任研究員
加太宏邦（かぶと ひろくに）	法政大学社会学部教授
川俣修壽（かわまた しゅうじ）	㈱文化通信社記者
服部勝人（はっとり かつと）	育英短期大学教授



比較経済研究所研究シリーズ 14

レジャーと現代社会——意識・行動・産業

1999年3月31日 初版第1刷発行

編者 法政大学比較経済研究所
村串仁三郎・安江孝司

発行所 財団法人法政大学出版局

〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-7

電話(03)5214-5540/振替 00160-6-95814

製版・印刷 三和印刷/製本 鈴木製本所

©1999 Hosei University Press

Printed in Japan

ISBN4-588-60214-4

●比較経済研究所研究シリーズ／既刊

- 1 佐々木隆雄・絵所秀紀編 [品切]
日本電子産業の海外進出
 - 2 薊見誠良編 [品切]
金融のグローバリゼーション I
国際金融ネットワークの形成
 - 3 薊見誠良・林直嗣編 3000円
金融のグローバリゼーション II
国際金融センター日本
 - 4 川上忠雄・杉浦克己編 3000円
経済のマネージャビリティ
新自由主義の批判に耐えるか
 - 5 川上忠雄・増田寿男編 [品切]
新保守主義の経済社会政策
レーガン、サッチャー、中曽根三政権の比較研究
 - 6 山内一男・菊池道樹編 [品切]
中国経済の新局面
改革の軌跡と展望
 - 7 小林謙一・川上忠雄編 [品切]
韓国の経済開発と労使関係
計画と政策
 - 8 平田喜彦編 3600円
現代国際金融の構図
 - 9 永井進編 3200円
現代テレコム産業の経済分析
 - 10 松崎義編 3900円
中国の電子・鉄鋼産業
技術革新と企業改革
-

-
- | | | |
|----|-------------------------|-------|
| 11 | 金子勝編 | 3600円 |
| | 現代資本主義とセイフティ・ネット | |
| | 市場と非市場の関係性 | |
| 12 | 粕谷信次編 | 3800円 |
| | 東アジア工業化ダイナミズム | |
| | 21世紀への挑戦 | |
| 13 | 萩原進・公文溥編 | 4000円 |
| | アメリカ経済の再工業化 | |
| | 生産システムの転換と情報革命 | |
| 14 | 村串仁三郎・安江孝司編 | |
| | レジャーと現代社会 | |
| | 意識・行動・産業 | |

(消費税抜き価格で表示してあります)
